全同教三十年史

巻一

編本

題字

松浦勇太郎

（結成総会から、第三十回総会までの皆出席者）

全国同和教育研究協議会結成趣意書

人間と人間を差別している。基本的人権がふみにじられている。日本の社会はいまし、広く深く根をおろして部落への偏見と差別の固定観念を増幅再生産しているといわなければならない。この種の解決なくして日本の民主化は絶対にありえない。

民主教育と基本的人権の自由、平等、人格尊重の教育を目標とする教育である。もし差別の存在が許されず、基本的人権が侵害されるならば、民主教育は成立しえないからである。

したがって、これと共う教育をおこなわなければならない。一般社会と教育界において、部落問題解決のために、真剣に取りくまれてきたことは事実であるが、それは決して充分であったとはいえない。

われわれは、この現実を深く反省し、部落問題解決のために、教育者の立場から、教育の面において、積極的に取りくむことを決意し、ここに、全国同和教育研究協議会を結成する。

全国同和教育研究協議会会則

第一条（名称）この会は、全国同和教育研究協議会と称する。

第二条（目的）この会は、同和教育の研究と実践を通じて、日本の民主教育の発展に寄与することを目的とする。

第三条（構成）この会は、同和教育の研究と実践に関心をもつ教職員をもって構成する。

第四条（事業）この会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

一、部落問題および同和教育に関する研究、調査をおこなう。

二、その他この会の目的を達成するために必要な事業。

第五条（機関）この会に左の機関をおく。

一、総会　総会は会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

二、委員会　委員会は、この会の事業を執行する。

三、事務局　事務局は、この会の庶務一切をとりあつかう。

第六条（役員および任期）この会に左の役員をおく。

一、委員長　一名

二、副委員長　若干名

三、委員　若干名

四、事務局長　一名

五、事務局員　若干名

役員は、総会において選出し、この会の事業を執行する。

役員の任期は、二年とし、重任をさまたげない。

第七条（役員の任務）役員のおもな任務は左のとおりである。

一、委員長　この会を代表し、事務を統理する。

二、副委員長　委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

三、委員　委員会を構成する。

四、会計　この会の会計をおこなう。

五、事務局長　事務局を統括する。

六、事務局員　事務局の庶務に従事する。

第八条（役員の選出）役員の選出は左のとおりである。

一、委員長、副委員長、委員、会計監査は総会で選出する。

二、事務局長、事務局員は委員長が委員会にはかって委嘱する。

第九条（事務局の設置）事務局は、当分の間、大阪市内におく。

一、事務局長　一名

二、事務局員　若干名

第一〇条（経費）この会の経費は、会費および寄付金をもってあてる。

第一一条（会計年度）この会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第一二条（会則変更）この会則を変更しようとするときは、総会の三分の二以上の賛成を得なければならない。

第一三条（付則）この会則は、昭和三十八年六月一日より実施する。

昭和三十八年五月六日　全国同和教育研究協議会準備会　大阪市天王寺区東高津町十番地

結成趣意書及び会則

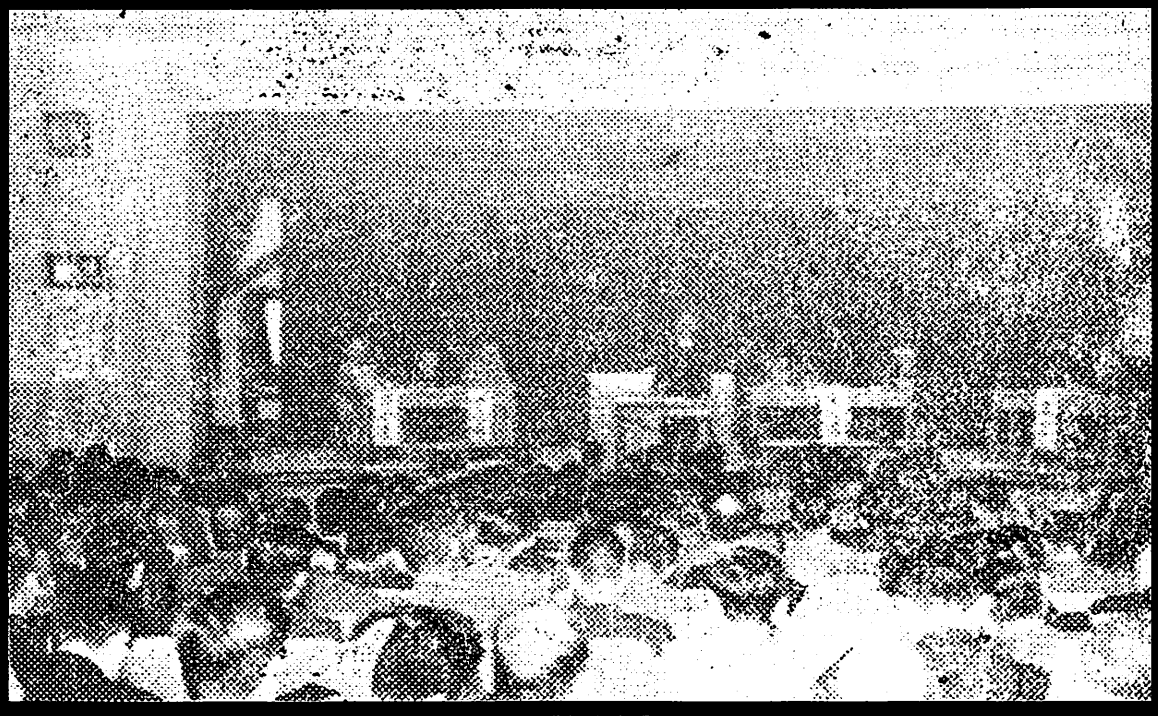

結成総会会場



研究大会資料(第1回～第9回)

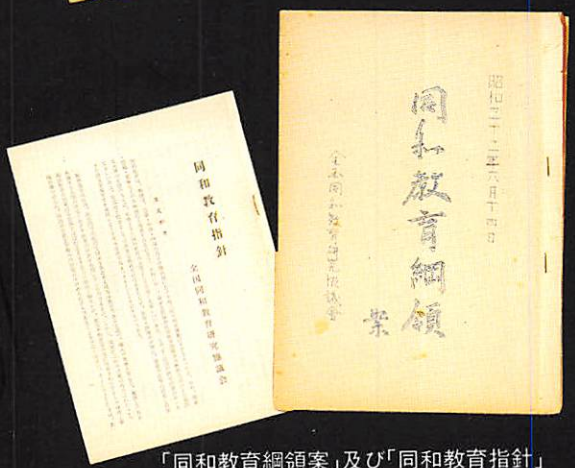

「同和教育綱領案」及び「同和教育指針」



機関誌「会報」(第1号・第2号)



機関誌「同和教育」(創刊号・第2号・第252号)



研究大会資料(第10回～第25回)



研究大会資料(第26回～第34回)



研究大会報告書(紀要)(第10回～第25回)



研究大会報告書(紀要)(第26回～第34回)

「全同教三十年史」発刊にあたって

全国同和教育研究協議会　委員長　門田秀夫

一九五三年五月、全国同和教育研究協議会（以下全同教と略称）が結成され、爾来ここに、三十年の歳月が経過しました。

同和教育は、敗戦後、被差別部落が校区に所在する学校の教師たちの子どもたちへの取り組みを通した思いや願い、そして部落に押しかぶせられている差別の現実、暮らしの現実を素通りして、民主教育、国民教育は成り立たないという厳しい教育要求に端を発しました。それは、部落の人たちの暮らしそのものが差別、部落の存在それ自体が部落差別であるとの認識に立った部落解放運動による行政闘争からの要求、また、部落の人たちの生活、教育の要求を地域活動の中に具体化せよとの社会教育に対する問題提起でもありました。

『今日も机にあの子が居ない』という教育現場からの悲痛な訴えは、教室での長欠・不就学児童、生徒の状態を教師の側から嘆いているのではなく、長欠・不就学を余儀なくされている部落差別の現実に立った教師からの課題提起であり、被差別の側に立った生活、教育の要求であると受けとめました。

『学校に来ない、来れない子どもを、学校に来れるようにする』教育の営みを抜きにして、学校教育の内容はとらえられない、地域の人たちの暮らしに生きる要求の教材化と学習を具体化できない社会教育は、真の姿ではないことを、部落の現実に学んだのであります。このことは、正に戦後、民主教育を観念的にしか、受けとめられなかった教師や、社会教育を地域の暮らしに生きる人々の生活にすえることができないで、観念的な公民教育による学習、教養主義、啓蒙主義にとどまっていた社会

教育担当者、関係者の教育姿勢に、真の教育の在り方、人間の生き方の根底を問われたものでした。こうして、同和教育は、学校教育においては、就学保障、社会教育においては、仕事保障をかちとる学習及び取り組みとして、大きくその第一歩を踏み出したのであります。

一九五二年二月、和歌山県日高郡川上村における、西川県議による「差別事件」と並んで、同年六月、広島県佐伯郡吉和村の吉和中学校で惹起された差別事件（「吉和事件」）は、行政差別糾弾の闘いに発展し、同和教育における行政責任を明らかにすると共に、全国の教育行政、教育現場へ向けて、同和教育の推進を公的に認めさせた文部事務次官通達をふくめ、全国的に「同和教育の歴史」の幕を明けさせました。さらに、当時相次ぐ差別事件の中で、各地にくりひろげられた部落大衆による解放への立ち上がりと闘いはめざましく、部落からの要求に応えようとする教育現場の動きも活発となり、遂に民主教育の中核として、部落を解放する教育の創造をめざす全同教結成へと胎動していきました。このように、就学保障、仕事保障にかかわる教育の創造にはじまる三分の一世紀を越える同和教育の歩みは、常に一貫して、民主主義の原点を問い続けたのであり、一九五〇年代、六〇年代、七〇年代、八〇年代という、それぞれの歴史の節目で、権力による教育反動の激流に、もまれながらも、被差別の側に立つこと、部落の子ども、親たちの側に立って、主体的に教育課題をとらえて実践することを基調として、部落解放同盟を主軸とする全国各地における解放運動との強い連帯のもとに、人間疎外が深められ、広げられていく教育や生活の現実と闘いながら、真の人間としての生き方、つまり、解放の学力、進路を保障する教育の創造を追求し続けてきました。この間、民主教育、国民教育の根幹にかかわる秀れた幾多の教育実践と内容を生み出しました。ここに発刊する「全同教三十年史」は、全同教の歴史であると同時に、三分の一世紀を越える同和教育の総括でもあります。従って、その編纂に当って、全同教の歴史の一コマ一コマにおける教育実践の全容を明らかにすることはもとより、こうした秀れた教育内容を生み出した経過と、運動の背景を、事実に即して、出来得る限り詳述するようにつとめました。

今日、「狭山」、「部落地名総鑑」の闘い、部落解放基本法の制定へ向けての闘いは、同和教育の実践と運動にとって、緊急且つ原点へたどる課題であり、わが国における民主主義存立の基盤と深くかかわっている問題であります。『二十一世紀へ、部落差別を持ちこまない、持ちこませない』と誓い合った全同教の使命は、誠に大きく、しかも今日ほど、学校教育、社会教育に携わる者や行政担当者に対

して、同和教育、同和行政における主体を問われている時代はないと思います。

世界平和の危機的状態の深まりと国内のファッショ化が進む中で、平和と人権のかかわりについて国際連帯の意義をとらえ、部落解放の歴史、部落差別の現実を通して、同和教育を全国民のものにする運動を、全同教の主体のもとに一層強化していく必要があります。

今、全同教三十年の歴史の年輪をかみしめながら、先人たちと共に歩んだ道を正しく、たどり直して、これまでの同和教育を総括し、今後の実践と運動、部落を解放する教育の創造と真の民主主義の確立へ、本書が大きく役立つことができ、全同教に結集する同志の皆さん共々、人類の未来に確かな展望を持つことができますよう、ひたすら念願するものであります。

こうして、筆を走らせているうちにも、同和教育、地域活動を通して出会った沢山の部落の人たち、子どもたちの顔が、脳裡に浮かび、先輩や仲間たちの声が耳に聞えてきます。「お前は一体何をしたのか」と叱っているのがわかります。どこまでも同和教育と向き合って、渾身でがんばります。

記念すべき全同教第三十五回全国同和教育研究大会に際し、時恰も『世界人権宣言三十五周年』に当たり、本書が刊行されることの歴史的意義を痛感し、決意を新たにするものであります。

終わりに、本書の編纂に当って、各原稿を調製する困難な作業に従事され、見事にその任務を遂行された方々に対して、心からなる敬意を表すると共に、直接のご指導のみならず、数々の貴重な資料のご提供を賜わった先輩の皆さまに厚く御礼申し上げ、編集委員、事務局員諸兄のご苦労に深く感謝する次第であります。

一九八三年一一月二五日

目次

「全同教三十年史」の発刊にあたって　委員長　門田秀夫　一

座談会　全同教三十年の歩みと課題

戦後の部落解放運動の再建と全同教結成にむけての胎動　一四
「同和教育指針」成立に至る全同教初期の動向　三六
教育をめぐる激動の時代と「全同教の歩みの反省と課題」　五五
白書運動を中心に「差別の現実から深く学ぶ」教育の創造　七五
子どもたちの荒れの克服の取りくみと、全同教の遺産　九二
部落解放運動の高揚、「同対審」答申と全同教　一一二
「差別の現実に深く学ぶ」ことと教育内容の創造にむけて　一三七
今日の教育をめぐる状況と同和教育運動の歩み　一四九

聞き書①　長欠・不就学問題と福祉教育制度　谷内　照義　三四
聞き書②　第一次日教組教研（日光）の思い出　松浦勇太郎　三八
聞き書③　戦後同和教育と全同教結成まで　松本新一郎　四一
聞き書④　教育と運動・行政とのかかわりを求めるなかで　山根　房一　五六
聞き書⑤　全同教の組織としての発展　米田貞一郎　七五
聞き書⑥　第一五回大会から第一七回大会　寺地　幸一　九九

参考資料①　あたらしい憲法のはなし　一四
参考資料②　世界人権宣言　一八
参考資料③　部落解放全国委員会行動綱領・宣言・決議　一九
参考資料④　〈討議資料〉「吉和事件」とその教育課題　二二

参考資料⑤　三十名学級の実現をめざして　企救中学校　八八
参考資料⑥　子どもの実態を明らかにするということ　八尾中学校　一〇八
参考資料⑦　解放教育の当面する課題　一一二
参考資料⑧　「指導要録」に関して　一四六
参考資料⑨　子どもがこころを解き放つとき　西口　敏夫　一四九
参考資料⑩　一九八三年度全同教研究課題　一五五

各加盟同教の歩みと課題

鹿児島県同和教育研究協議会　一七二
宮崎県同和教育研究協議会　一七六
長崎県同和教育研究協議会　一八〇
熊本県同和教育研究協議会　一八三
佐賀県同和教育研究会　一八九
福岡県同和教育研究協議会　一九一
大分県同和教育研究協議会　一九四
愛媛県同和教育協議会　一九六
高知県同和教育研究協議会　二〇一
香川県同和教育研究協議会　二〇五
徳島県同和教育協議会　二一〇
山口県同和教育研究協議会　二一五
広島県同和教育研究協議会　二一六
岡山県民主教育協議会　二一九
鳥取県同和教育推進協議会　二二三
兵庫県同和教育研究協議会　二二五
神戸市同和教育研究協議会　二三一
大阪府同和教育研究協議会　二三六

大阪市同和教育研究協議会　二四一
和歌山県同和教育研究協議会　二四六
奈良県同和教育研究会　二五〇
同和教育研究会京都府連合会　二五五
京都市同和教育連絡協議会　二六一
滋賀県同和教育研究会　二六五
三重県同和教育研究協議会　二六八
長野県同和教育推進協議会　二七三
埼玉県同和教育研究協議会　二七八
東京都同和教育研究協議会　二八一
千葉県同和教育研究協議会　二八五

(付)　加盟同教加盟年月日　二八七

年表他

年表（草稿）　二九〇
研究大会テーマと分科会構成の変遷　三三八
歴代役員・事務局員名簿　三四七
加盟同教とその事務局所在地一覧　三五七

資　料

一九五三年度全同教関係資料
資料1―①　全同教結成趣意書　三六一
資料1―②　全同教結成時の会則　三六一
資料1―③　全同教結成総会並びに第一回研究大会要項　三六二
資料1―④　全同教結成総会並びに第一回研究大会への参加勧奨　三六三
資料1―⑤　全同教結成総会における経過報告　三六三
資料1―⑥　全同教結成総会報告　三六五
資料1―⑦　第一回研究大会資料　三六六
資料1―⑧　第一回研究大会報告　三八四
資料1―⑨　第二回委員会報告　三八六
資料1―⑩　第三回委員会報告　三九〇
資料1―⑪　第二回研究大会案内状　三九二
資料1―⑫　第二回研究大会発表要綱　三九三
資料1―⑬　第二回研究大会の記録　四〇一

一九五四年度全同教関係資料
資料2―①　第三回研究大会にむけた第五回委員会報告　四〇八
資料2―②　第三回研究大会案内状　四一〇
資料2―③　第三回研究大会発表要綱　四一〇
資料2―④　第三回研究大会の報告　四二三
資料2―⑤　第四回研究大会案内状　四二五
資料2―⑥　第四回研究大会発表要綱　四二六
資料2―⑦　第四回研究大会の報告　四三六

一九五五年度全同教関係資料
資料3―①　第五回研究大会案内状　四三九
資料3―②　第五回研究大会発表要項　四四〇
資料3―③　第五回研究大会記録　四五二
資料3―④　第三回総会で報告された同和教育概況　四五四
資料3―⑤　第六回研究大会にむけた委員会報告　四六一
資料3―⑥　第六回研究大会要項　四六四
資料3―⑦　第六回研究大会報告　四六五

一九五六年度全同教関係資料
資料4―①　第七回研究大会で提案された「同和教育の構想と内容」　四七三

59.8.7

資料4―② 第四回総会における各地の同和教育概況報告 四七六
資料4―③ 第七回研究大会案内状 四八二
資料4―④ 第七回研究大会分科会の記録 四八三
資料4―⑤ 第八回研究大会案内状 四九二
資料4―⑥ 第八回研究大会研究課題 四九三
資料4―⑦ 第八回研究大会全体会報告 四九六
資料4―⑧ 第八回研究大会分科会報告 四九七

一九五七年度全同教関係資料
資料5―① 「同和教育綱領案」とそれに対する意見 五一一
資料5―② 第九回研究大会案内状 五一九
資料5―③ 第九回研究大会概況 五二〇
資料5―④ 第九回研究大会全体会研究討議報告 五二三
資料5―⑤ 第九回研究大会班別研究討議報告 五二八
資料5―⑥ 第九回研究大会大会宣言 五五二

一九五八年度全同教関係資料
資料6―① 同和教育指針 五五四
資料6―② 第一〇回研究大会日程、大会研究題、分科会研究協議題 五五九
資料6―③ 第一〇回研究大会のようす 五六二
資料6―④ 第一〇回研究大会第一日の実践発表の記録 五六三
資料6―⑤ 第一〇回研究大会分科会(学校経営・行政部会(2))の記録 五七三
資料6―⑥ 第一〇回研究大会社会教育部会シンポジウムの記録 五八三

一九五九年度全同教関係資料
資料7―① 全同教の今後の方向 五九〇
資料7―② 全同教と文部省との懇談の報告 五九一
資料7―③ 第一一回研究大会をめざして 五九一
資料7―④ 第一一回研究大会開催大綱 五九三
資料7―⑤ 第一一回研究大会経過 五九五
資料7―⑥ 第一一回研究大会学校教育第二分科会の記録 五九九
資料7―⑦ 第一一回研究大会全体会報告 六一五

一九六〇年度全同教関係資料
資料8―① 〈討議資料〉全同教の歩みの反省と課題 六二八
資料8―② 第八回総会の討議内容 六三一
資料8―③ 第一二回研究大会にむけての専門委員会での討議内容 六三七
資料8―④ 第一二回研究大会案内状 六四三
資料8―⑤ 第一二回研究大会への事務局からの問題提起 六四四
資料8―⑥ 第一二回研究大会分科会研究目標と討議内容 六四五
資料8―⑦ 第一二回研究大会アピール 六五〇
資料8―⑧ 第一二回研究大会総括全体会報告 六五一
資料8―⑨ 第一二回研究大会報告書掲載のまとめ 六六一
資料8―⑩ 第一二回研究大会総括のための専門委員会報告 六六三

一九六一年度全同教関係資料
資料9―① 一九六一年度全同教活動計画 六七五
資料9―② 一九六一年度第一回専門委員会の速記録 六七九
資料9―③ 第一三回研究大会実施要綱 六九八
資料9―④ 第一三回研究大会での問題提起 七〇〇
資料9―⑤ 第一三回研究大会アピール 七一四
資料9―⑥ 第一三回研究大会全体会報告 七一四
資料9―⑦ 第一三回研究大会総括のための専門委員会・委員会の速記録 七二三

一九六二年度全同教関係資料

資料10―① 一九六二年度全同教活動計画 七三五
資料10―② 全国同和教育活動者会議報告 七三八
資料10―③ 第一四回研究大会での問題提起 七三九
資料10―④ 第一四回研究大会分科会の目標と課題とすすめ方 七四三
資料10―⑤ 第一四回研究大会アピール 七五一
資料10―⑥ 第一四回研究大会全体会報告 七五二
資料10―⑦ 第一四回研究大会総括と第一五回研究大会の課題 七六三

一九六三年度全同教関係資料
資料11―① 一九六三年度全同教活動計画 七六七
資料11―② 第一五回研究大会基調提案 七七二
資料11―③ 第一五回研究大会分科会討議の問題点 七七七
資料11―④ 第一五回研究大会アピール 七八五
資料11―⑤ 第一五回研究大会全体会報告 七八八
資料11―⑥ 第一五回研究大会の総括と第一六回研究大会の課題 七九三

一九六四年度全同教関係資料
資料12―① 一九六四年度全同教事業計画 七九八
資料12―② 改正「全国同和教育研究協議会会則」 八〇四
資料12―③ いわゆる非行問題をどう把握するかについて 八〇六
資料12―④ 第一六回研究大会基調提案 八〇八
資料12―⑤ 第一六回研究大会分科会討議の問題点 八一三
資料12―⑥ 第一六回研究大会アピール 八二〇
資料12―⑦ 第一六回研究大会全体会報告 八二〇
資料12―⑧ 第一六回研究大会総括と第一七回研究大会の課題 八三〇

一九六五年度全同教関係資料
資料13―① 一九六五年度全同教事業計画 八三三
資料13―② 第一回全国進路保障協議会報告 八四三
資料13―③ 昭和37・38年度未解放部落出身生徒進路実態調査中間報告 八五〇
資料13―④ 第一七回研究大会基調提案 八五五
資料13―⑤ 第一七回研究大会各分科会のテーマと討議課題 八六二
資料13―⑥ 第一七回研究大会アピール 八六九
資料13―⑦ 第一七回研究大会全体会報告 八六九
資料13―⑧ 第一七回研究大会総括と第一八回研究大会の課題 八七九
資料13―⑨ 「同対審」の答申に対する加盟同教の意見 八八四

一九六六年度全同教関係資料
資料14―① 一九六六年度全同教活動計画 八八六
資料14―② 一九六六年度全同教活動計画をめぐって 八九三
資料14―③ 第二回全国進路保障協議会報告 八九五
資料14―④ 部落を解放する同和教育を進めるための要求 八九九
資料14―⑤ 第一八回研究大会基調提案 九〇一
資料14―⑥ 第一八回研究大会各分科会のテーマと討議課題 九〇九
資料14―⑦ 第一八回研究大会アピール 九一七
資料14―⑧ 第一八回研究大会全体会報告 九一七
資料14―⑨ 第一八回研究大会総括と第一九回研究大会の課題 九三二

一九六七年度全同教関係資料
資料15―① 一九六七年度全同教活動計画 九三六
資料15―② 同和教育を進めるための要求 九四四
資料15―③ 第一九回研究大会基調提案 九四六
資料15―④ 第一九回研究大会各分科会のテーマと討議課題 九五六
資料15―⑤ 第一九回研究大会アピール 九六七
資料15―⑥ 第一九回研究大会全体会報告 九六七
資料15―⑦ 文部省の「生徒指導資料」をめぐって 九八四

資料15―⑧　第一九回研究大会総括と第二〇回研究大会の課題　九八五
一九六八年度全同教関係資料
資料16―①　一九六八年度全同教活動計画　九九三
資料16―②　第四回全国進路保障協議会報告　一〇〇一
資料16―③　同和教育を進めるための要求　一〇〇四
資料16―④　第二〇回研究大会基調提案　一〇〇四
資料16―⑤　第二〇回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一〇一〇
資料16―⑥　第二〇回研究大会アピール　一〇二一
資料16―⑦　第二〇回研究大会全体会報告　一〇二一
資料16―⑧　第二〇回研究大会総括と第二一回研究大会の課題　一〇二七
資料16―⑨　文部省「同和教育基本方針」検討委員会報告と要求　一〇三八
一九六九年度全同教関係資料
資料17―①　一九六九年度全同教活動計画　一〇四三
資料17―②　矢田教育事件についての見解　一〇五〇
資料17―③　文部大臣への要請書　一〇五二
資料17―④　第二一回研究大会基調提案　一〇五六
資料17―⑤　第二一回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一〇六〇
資料17―⑥　第二一回研究大会アピール　一〇七四
資料17―⑦　第二一回研究大会全体会報告　一〇七五
資料17―⑧　第二一回研究大会総括と第二二回研究大会の課題　一〇八七
資料17―⑨　文部省初中局長宮地茂氏の挨拶について　一〇九二
一九七〇年度全同教関係資料
資料18―①　一九七〇年度全同教活動計画　一〇九五
資料18―②　指導要領・教科書批判検討活動について　一一〇二
資料18―③　第二二回研究大会基調提案　一一〇三
資料18―④　第二二回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一一〇七
資料18―⑤　第二二回研究大会アピール　一一二一
資料18―⑥　第二二回研究大会全体会報告　一一二二
資料18―⑦　「狭山事件」についての訴え　一一三〇
一九七一年度全同教関係資料
資料19―①　一九七一年度全同教研究課題　一一三二
資料19―②　一九七一年度就学前教育研究会報告　一一四〇
資料19―③　「同和教育基本方針」策定に対する参考意見　一一四二
資料19―④　第二三回全同教研究大会開催地、開催日が変更になった経過　一一四八
資料19―⑤　第二三回研究大会基調提案　一一五一
資料19―⑥　第二三回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一一五六
資料19―⑦　第二三回研究大会全体会報告　一一七四
資料19―⑧　第二三回研究大会第八分科会〈進路保障〉のまとめから　一一八七
資料19―⑨　第二三回研究大会アピール　一一九二
資料19―⑩　第二三回研究大会の総括と一九七二年度研究課題について　一一九三
資料19―⑪　一九七一年度「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会報告　一一九四
資料19―⑫　「狭山事件」についての訴え　一二〇〇
一九七二年度全同教関係資料
資料20―①　同対協「同和教育に関する当面の指導指針」について　一二〇二
資料20―②　部落を解放する教育内容の創造と、学習の保障のために　一二〇五
資料20―③　一九七二年度全同教研究課題　一二一〇
資料20―④　一九七二年度「進路保障」研究会報告　一二一四

資料20―⑤　一九七二年度「就学前教育」研究会報告　一二二六
資料20―⑥　一九七二年度「社会教育」研究会報告　一二二六
資料20―⑦　一九七二年度「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会報告　一二三〇
資料20―⑧　第二四回研究大会基調提案　一二三三
資料20―⑨　第二四回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一二三五
資料20―⑩　第二四回研究大会総括　一二四九
資料20―⑪　第二四回研究大会アピール　一二五二
資料20―⑫　「指導要録」の取り扱いに関して　一二五三
資料20―⑬　第二四回研究大会総括と第二五回研究大会の課題　一二五五

一九七三年度全同教関係資料　一二六二
資料21―①　一九七三年度全同教研究課題　一二六二
資料21―②　同和教育推進に関する要求　一二六八
資料21―③　一九七三年度「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会　一二七〇
資料21―④　奥野文部大臣のあいさつについて　一二七一
資料21―⑤　第二五回研究大会基調提案　一二七四
資料21―⑥　第二五回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一二八一
資料21―⑦　第二五回研究大会アピール　一二九七
資料21―⑧　第二五回研究大会全体会報告　一二九七

一九七四年度全同教関係資料　一三〇五
資料22―①　一九七四年度全同教研究課題　一三〇五
資料22―②　一九七四年度「進路保障」研究会の問題提起　一三一一
資料22―③　第二六回研究大会基調提案　一三一七
資料22―④　第二六回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一三二四
資料22―⑤　第二六回研究大会全体会報告　一三四〇
資料22―⑥　第二六回研究大会アピール　一三五六
資料22―⑦　「八鹿高校問題」に関して　一三五七

一九七五年度全同教関係資料　一三六二
資料23―①　一九七五年度全同教研究課題　一三六二
資料23―②　一九七五年度「進路保障」「白書運動」に関する研究会報告　一三六四
資料23―③　一九七五年度社会教育研究会報告　一三六六
資料23―④　進路保障に関する当面の課題について　一三六八
資料23―⑤　労働大臣に対する要請　一三七一
資料23―⑥　文部大臣に対する要求　一三七二
資料23―⑦　第二七回研究大会基調提案　一三七四
資料23―⑧　第二七回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一三八〇
資料23―⑨　第二七回研究大会アピール　一三九三
資料23―⑩　第二七回研究大会全体会報告　一三九四
資料23―⑪　「狭山事件」に関して最高裁への要請　一四〇八

一九七六年度全同教関係資料　一四〇九
資料24―①　一九七六年度全同教研究課題　一四一四
資料24―②　一九七六年度全同教研究課題を深めるための資料　一四二〇
資料24―③　「学校主任制度」化に対する全同教の態度　一四二一
資料24―④　「進路保障」「学力保障」研究会討議課題　一四二二
資料24―⑤　文部省「同和教育資料」に関する全同教の態度　一四二三
資料24―⑥　文部省あて「同和教育推進に関する要求」　一四二五
資料24―⑦　第二八回研究大会基調提案　一四二七
資料24―⑧　第二八回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一四四二
資料24―⑨　第二八回研究大会全体会報告　一四五七
資料24―⑩　第二八回研究大会アピール　一四五九
資料24―⑪　一九七六年度の総括

一九七七年度全同教関係資料
資料25―① 一九七七年度全同教研究課題について 一四六二
資料25―② 文部大臣あて「同和教育推進に関する要求」 一四八六
資料25―③ 第二九回研究大会基調提案 一四八八
資料25―④ 第二九回研究大会各分科会のテーマと討議課題 一四九一
資料25―⑤ 第二九回研究大会全体会報告 一五〇四
資料25―⑥ 第二九回研究大会アピール 一五二二
資料25―⑦ 「狭山事件」上告棄却に関するアピール 一五二二
資料25―⑧ 東日本大会成功にむけてのアピール 一五二三
資料25―⑨ 一九七七年度総括と次年度への課題 一五二四
資料25―⑩ 進路保障に関する要請 一五二八

一九七八年度全同教関係資料
資料26―① 一九七八年度全同教研究課題 一五三〇
資料26―② 第三〇回研究大会成功にむけての決議 一五三七
資料26―③ 文部大臣あて「同和教育推進に関する要求」 一五三八
資料26―④ 第三〇回研究大会基調提案 一五四〇
資料26―⑤ 第三〇回研究大会各分科会のテーマと討議課題 一五四四
資料26―⑥ 第三〇回研究大会全体会報告 一五五七
資料26―⑦ 第三〇回研究大会アピール 一五七一
資料26―⑧ 国際人権規約に関するアピール 一五七二
資料26―⑨ 「平群中学校問題」に関する見解 一五七二
資料26―⑩ 一九七八年度総括 一五七三

一九七九年度全同教関係資料
資料27―① 一九七九年度全同教研究課題 一五八一
資料27―② 改正会則「全国同和教育研究協議会会則」 一五九一
資料27―③ 法務大臣あて「申入れ」 一五九四
資料27―④ 文部大臣あて「同和教育推進に関する要求」 一五九四
資料27―⑤ 一九七九年度「部落問題学習」に関する研究会への提案 一五九五
資料27―⑥ 第三一回研究大会基調提案 一五九八
資料27―⑦ 第三一回研究大会各分科会のテーマと討議課題 一五九九
資料27―⑧ 第三一回研究大会アピール 一六一二
資料27―⑨ 第三一回研究大会全体会報告 一六一三
資料27―⑩ 「狭山事件」に対する最高裁への抗議と要請 一六二六
資料27―⑪ 文部大臣あて「同和教育推進に関する当面の要求」 一六二七

一九八〇年度全同教関係資料
資料28―① 一九八〇年度全同教研究課題 一六二八
資料28―② 一九八〇年度「進路保障・学力保障」に関する研究会への提案 一六三九
資料28―③ 一九八〇年度「就学前教育」「健康保障」に関する研究会への提案 一六四三
資料28―④ 文部大臣あて「同和教育推進に関する当面の要求」 一六四五
資料28―⑤ 内閣総理大臣あて『同和対策事業特別措置法』改正に関する要請」 一六四六
資料28―⑥ 第三二回研究大会基調提案 一六四七
資料28―⑦ 第三二回研究大会各分科会のテーマと討議課題 一六四九
資料28―⑧ 第三二回研究大会アピール 一六六三
資料28―⑨ 教科書無償制度堅持高知アピール 一六六三
資料28―⑩ 第三二回研究大会全体会報告 一六六四

一九八一年度全同教関係資料
資料29―① 一九八一年度全同教研究課題 一六八一
資料29―② 社会教育に関する懇談会 一六九四
資料29―③ 「旭小」問題についての調査報告と見解 一六九五
資料29―④ 文部大臣あて「同和教育推進に関する当面の要求」 一六九八
資料29―⑤ 第三三回研究大会基調提案 一七〇一

資料29―⑥　第三三回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一七〇三
資料29―⑦　第三三回研究大会アピール　一七一六
資料29―⑧　第三三回研究大会全体会報告　一七一七
資料29―⑨　文部大臣あて「同和教育推進に関する当面の要請」　一七三二
資料29―⑩　新法にともなう名称問題及び奨学金「貸与」問題についての全同教の態度　一七三三

一九八二年度全同教関係資料
資料30―①　一九八二年度全同教研究課題　一七三五
資料30―②　「部落問題学習」研究会への全同教事務局からの基調提案　一七四九
資料30―③　同和対策新法「地域改善対策特別措置法」の成立にあたっての全同教の見解　一七五五
資料30―④　文部大臣あて「同和教育推進に関する当面の要求」　一七五六
資料30―⑤　第三四回研究大会基調報告　一七五九
資料30―⑥　第三四回研究大会各分科会のテーマと討議課題　一七六二
資料30―⑦　第三四回研究大会アピール　一七七七
資料30―⑧　第三四回研究大会全体会報告　一七七七
資料30―⑨　第三四回研究大会における大会決議文　一七九一

補足関係資料
資料補―①　部落解放全国委員会「子供会のつくり方」　一七九五
資料補―②　「オール・ロマンス」差別糾弾闘争関係資料　一七九七
資料補―③　西川事件糾弾闘争関係資料　一八〇〇
資料補―④　吉和中学校差別事件関係資料　一八〇六
資料補―⑤　同和教育に関する最初の文部次官通達　一八〇九
資料補―⑥　全同教結成直後の社会同和教育の実践状況　一八〇九
資料補―⑦　部落解放同盟の教育に対する活動方針　一八一五
資料補―⑧　部落解放同盟が出した同和教育についての最初の方針　一八一七

資料補―⑨　部落解放国策樹立に関する要請書　一八一八

「全同教三十年史」の編集を終えて

座談会

全同教三十年の歩みと課題

〈稲垣〉司会というか進行係をさせていただきます。八つのテーマを設けまして、お話しいただき、『三十年史』のなかにその記録を収めたい、と思っております。本日、そのうちの四つ、一つは、戦後から全同教が結成されるまで、いわゆる全同教結成への胎動期を横山嘉道先生の方からお話し願って、結成から、同和教育とは何なのかが固まりかけてきた時期、つまり「同和教育指針」の決定までを石田真一先生に、岡山大会から高知大会、京都大会、特に高知大会の混乱を収拾していくところあたりを門田秀夫先生から。最後に、スローガン「差別の現実に深く学ぶ」がでてきた、第一七回大阪大会までのいろいろな取りくみについて大同啓五先生から話していただきます。できるだけ若い者たちに教えていただくというように、具体的にお話し願えたらありがたいと思います。

それでは、まず、横山先生からお願いいたします。

戦後の部落解放運動の再建と全同教結成にむけての胎動

〈横山〉敗戦から全同教結成までについて、年代順に追いますと理解しにくいと思いますので、分野別というか、ある一定の系統をもった形でお話ししていきたいと思います。年代そのものが分野によってずれたり、かみあったりするところがあると思いますがよろしくお願いいたします。

一、原爆投下と戦後の部落の状況

このことは、はじめにお知らせしたいのですが、先だって、広島の、原爆記念館へ行ってきました。そこでは、原爆ドームを中心とした二キロの範囲で円を描いて、その町々の被害状況を詳細に調べあげております。そういうなかで、福島の町がちょうど二キロぐらいにあります。これはもちろん『原爆白書』の

本座談会は、全同教三〇年の歩みをたどり、今日の課題を明らかにしようとしたものである。八つのテーマを設定し、そのテーマにそって報告をうけ、意見を出しあうという方法で、一九八三年四月二七日（第一回）、六月六日（第二回）の二日間、のべ一二時間にわたって、大阪・なにわ会館で開催した。出席者は、編集委員会で人選した次の方々である。

横山嘉道、石田真一（元副委員長）、門田秀夫（現委員長）、大同啓五、川内俊彦（元全国委員）、林力〈第一回めは欠席〉、中野陸夫（元事務局員）、川向秀武（元副委員長）、里内徹之（元事務局員）〈第二回めは欠席〉、寺澤亮一、荒木康雄、稲垣有一――（……）を付けていないのは編集委員――

なお、一九八二年九月三日に、この座談会のための予備座談会を開催している。そこでは、谷内照義（前委員長）、松浦勇太郎（元副委員長）、金子欣哉（元幹事）から聞きとりを行なった。

――敬称略・順不同――

参考資料①

あたらしい憲法のはなし

（一九四七年八月二日 文部省著・発行）

一 憲　法――略――
二 民主主義とは――略――
三 國際平和主義――略――
四 主権在民主義――略――
五 天皇陛下――略――
六 戦争の放棄――略――

方にも記録されておりますが、原爆が八月六日に炸烈した時に、原爆の前には階級や身分などありうるはずはないわけですが、事実、被害状況は部落の方がずっと大きいわけです。このことは、『原爆白書』で若干分析しておりますが、主な一つの理由は、広島がやられた時に、部落外の方はほとんど親戚縁者を頼って郊外に逃げているわけです。ところが、部落の人々は、そういう親戚縁者がありませんので、炸烈直後からすぐ、そこで生活しなければならず、二次放射を非常に受けているのではないか。したがって、被害が大きかったのではないかと。この事は、長崎の磯本先生のお話によりますと、やはり、長崎の方でも、同じ様な傾向があることがわかっております。それ以後、被爆部落は、部落差別の上に被爆者差別という、重層的な差別構造のなかで、また、苦しんでいかなければならないという状態が生まれてきたと思います。原爆は、日本の敗戦を決定づけていきますので、一つの、部落差別とかかわっての大きな事件であります。

敗戦後、直ちに、占領軍が日本に駐留してきますが、「ポツダム宣言」の精神にのっとり、やつぎばやに、日本の民主化をすすめていくわけです。例えば、政治犯の釈放とか、農地の解放とか、財閥の解体とか、そして、自分達と直接関係のある教育制度の抜本的改革など、そういう日本の民主化を着実に進めていきます。この時分の「民主化ムード」にのっとって、例えば、第一回総選挙での革新勢力の飛躍的躍進といった、政府のいう「新生日本」ということばで表わされるように、ムード的な、バラ色の民主化路線を日本は歩みはじめます。ここで奇異なことは、この年の一二月一日付をもって、占領軍が、一部の国民に対する特別な施策はいけないということで、戦前からの融和行政を禁じております。これは後に、占領軍の責任者が、部落を視察することにもなりますので、私の推測ですが、占領軍にとっては、部落問題が理解できなかったのではないかと思います。

日本の民主化路線のなかで、まず最初に手がけられていきますのが、大日本

七　基本的人権

くうしゅうでやけたところへ行ってごらんなさい。やけたゞれた土から、もう草が青々とはえています。みんな生き生きとしげっています。草でさえも、力強く生きてゆくのです。ましてやみなさんは人間です。生きてゆく力があるはずです。天からさずかったしぜんの力があるのです。この力によって、人間が世の中に生きてゆくことを、だれもさまたげてはなりません。しかし人間は、草木とちがって、たゞ生きてゆくというだけではなく、人間らしい生活をしてゆかなければなりません。この人間らしい生活には、必要なものが二つあります。それは「自由」ということと、「平等」ということです。

人間がこの世に生きてゆくからには、じぶんのすきな所に住み、じぶんのすきな所に行き、じぶんの思うことをいい、じぶんのすきな教えにしたがってゆけることなどが必要です。これらのことが人間の自由であって、この自由は、けっして奪われてはなりません。また、國の力でこの自由を取りあげ、やたらに刑罰を加えたりしてはなりません。そこで憲法は、この自由は、けっして侵すことのできないものであることをきめているのです。

またわれわれは、人間である以上はみな同じです。人間の上に、もっとえらい人間があるはずはなく、人間の下に、もっといやしい人間があるわけはありません。男が女よりもすぐれ、女が男よりもおとっているということもありません。みな同じ人間であるならば、この世に生きてゆくのに、差別を受ける理由はないのです。差別のないことを「平等」といいます。そこで憲法は、自由といっしょに、この平等ということをきめているのです。

國の規則の上で、何かはっきりとできることがみとめられていることを、「権利」といいます。自由と平等とが

帝国憲法の改正ですが、特にこの改正にあたり、一九四六年の二月に、京都新聞会館で戦前の全国水平社の流れを受け継いで結成されました部落解放全国委員会が、このことにかかわりまして、九月五日に「新憲法に社会的身分による差別の廃止」を要請しております。第九〇回帝国議会衆議院帝国憲法改正委員会の議事録をみてみますと、〝部落問題をどうするのか、もし部落差別が起こったらどうするのか、文部大臣・法務大臣は答えよ〟という形で、はっきりとこの時に、部落差別について国会内の議論、答弁が交されていますが、この時、政府答弁で、「部落を差別したものは侮辱罪によって処罰する」と言っております。これは、今までにない画期的なものだったと思います。

そういうなかで、「平和主義」「基本的人権の尊重」「主権在民主義」を三つの柱とする日本国憲法が一一月三日に公布されて、翌年五月三日から、施行されることになりますが、この時に、文部省は、日本国憲法のダイジェスト版「あたらしい憲法のはなし」(参考資料①)という小冊子を国民に配っております。私はこれを読んでいて、今、国民が、今の時世と比べて、これの総学習運動をすべきではないか、と思います。

この日本国憲法には第一四条の「すべて国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とか、さらに第九七条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」という格調の高い憲法であるわけです。この憲法の精神に基づいて、続いて手をつけられていきますのが、教育基本法であります。ご存知のように、第一条には「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と、はっきり日本の教育の目的が示されてはっきりみとめられ、これを侵されないとするならば、この自由と平等とは、みなさんの権利です。これを「自由権」というのです。しかもこれは人間のいちばん大事な権利です。このいちばん大事な人間の権利のことを、「基本的人権」といいます。あたらしい憲法は、この基本的人権を、侵すことのできない永久に與えられた権利として記しているのです。これを基本的人権を「保障する」というのです。

しかし基本的人権は、ここにいった自由権だけではありません。まだほかに二つあります。自由権だけで、人間の國の中での生活がすむものではありません。たとえばみなさんは、勉強をしてよい國民にならなければなりません。國はみなさんに勉強をさせるようにしなければなりません。そこでみなさんは、教育を受ける権利を憲法で與えられているのです。この場合はみなさんのほうから、國にたいして、教育をしてもらうことを請求できるのです。これも大事な基本的人権ですが、これを「請求権」というのです。争いごとのおこったとき、國の裁判所で、公平にさばいてもらうのも、裁判を請求する権利といって、基本的人権ですが、これも請求権であります。

それからまた、國民が、國を治めることにいろいろ関係できるのも、大事な基本的人権ですが、これを「参政権」といいます。國会の議員や知事や市町村長などを選挙したり、じぶんがそういうものになったり、國や地方の大事なことについて投票したりすることは、みな参政権です。

みなさん、いままで申しました基本的人権は大事なことですから、もういちど復習いたしましょう。みなさんは、憲法で基本的人権というりっぱな強い強い権利を與

いきます。

「新生日本」とか「民主日本」とか、すばらしい民主化路線のなかで、我々が気をつけねばならないことは、いうなれば、民主主義、民主思想と部落差別意識とは相入れないものですが、民主化路線のなかで、部落問題ないし部落の状態はどうであったか、どういうように位置づけられていたか、が問題となって出てくると思います。

私は、高知県の戦前の融和教育を調べてみましたが、確かに、「上からの押しつけ」であり、「官製」であり、「領域的な発想」というような、いろいろな批判はありますが、日々の活動はすばらしいものをやっています。例えば、融和教育が、文部省指定で発表会をやった時の発表要項を見ますと、部落の歴史なんかをはっきりとおさえているし、驚いたことには、同和教育主任を位置づけよ、と言っています。それから、体育の時間に同和教育をどうするかとか、確かに基本的な発想そのものは違うわけですが、日々の活動は精力的に取りくまれていた感じを受けます。したがって今日、発想とか、方法とか技術とかいうものについては、この当時のものに学ぶべきものがまだあるんではないかと思います。

何はともあれ、ご存知のように、日本国憲法がつくられ、教育基本法がつくられ、そういうなかで、部落というのは何ら、旧態依然どころではなくて旧態以上のなかで生活をせざるをえなかったわけです。例えば、高知の場合ですが、部落を隠して、ないしは経済的な保障を求めて京阪神方面へ相当出て行くわけですが、出て行っていた部落の仲間たちが、大空襲で焼け出されて、つまるところ帰る所はもう高知の部落しかないわけです。したがって戦後、高知の部落の人口は急増を示しています。戦前から経済的・社会的に不利な状態におかれて、苦しい生活を余儀なくされている、そんなところに人口が増えれば、生活はますます苦しくなるわけです。だから、憲法に、人間の自由と平等が書かれていても、やはり、部落というのは旧態依然たる姿で放置されていました。

この頃の象徴的な一つの事件として、松本治一郎先生の「カニの横ばい事件」

えられました。この権利は、三つに分かれます。第一は自由権です。第二は請求権です。第三は参政権です。

こんなりっぱな権利を與えられましたからには、みなさんは、じぶんでしっかりとこれを守って、失わないようにしてゆかなければなりません。しかしまた、むやみにこれをふりまわして、ほかの人に迷惑をかけてはいけません。ほかの人も、みなさんと同じ権利をもっていることを、わすれてはなりません。國ぜんたいの幸福になるよう、この大事な基本的人権を守ってゆく責任があると、憲法に書いてあります。

八　國　会　――略――
九　政　党　――略――
十　内　閣　――略――
十一　司　法　――略――
十二　財　政　――略――
十三　地方自治　――略――
十四　改　正　――略――
十五　最高法規　――略――



が起こります。松本先生が参議院副議長に選ばれて、その年の一月に、衆参正副議長の天皇拝謁の儀が行なわれるわけですが、これは『部落解放への三十年』のなかに「天皇拝謁せざるの記」として、先生が書かれております。拝謁後、退場のとき天皇に腰を向けるのは失礼千万ということで、横を向いてスルスルと。これを松本先生は人間の自由・平等の解放思想からすると納得できないとして拒否しますが、この時に、民主日本とか、民主思想とか、民主教育とかいわれている世相のなかにおいても、松本先生に対する非難はごうごうとしたものがあったわけです。そのことは象徴的に、いわゆる社会体制内容というものは、体制とか組織とかいうものはある一定の民主化の装いを示しながらも、やはり戦前からの封建思想的な意識というのは強く残っていたと。特に、あの戦後の混乱期というのはそのことがひどく出て来たのではないかと思います。

この年に、国連で「世界人権宣言」（参考資料②）が採択されますが、そのことも何ら、部落の上を素通りするだけのことだったのではないか。後ほど詳しく説明しますが、この当時の例えば、『日本評論』の中で、戦争直後の一九四八年の部落の状態をルポルタージュしております。「部落の民」とか、土方鉄氏の「ある部落の二十四時間」とか、いわゆる京都地区の部落のルポルタージュがありますし、よく使われるのは、四六年の朝日新聞大阪版に日の出地区の子ども達の靴みがきの記事があります。いわゆる部落の子どもたちが学校に行かずに、駅前でお客の引っぱり合いをやっており、そのことに心を痛めた校長さんが、学校で靴みがき学校を作って技術を教えていくという。部落は、そういうような状態に放置されていたわけです。

したがって、差別事件も、おそらくこの当時は起こってもそんなに連絡できなかったと思いますけれど、ほんとに頻発という状態であります。例えば、全国的に表面だったものでも、和歌山・香川とか広島・兵庫・三重・愛媛、こういうところで続発しています。

日本の民主教育の確立を叫んで立ちあがるところの日本教職員組合に結集さ

参考資料②

世界人権宣言

（一九四八年一二月一〇日 国際連合第三回総会で採択）

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視と軽侮とは、人類の良心をふみにじった野蛮行為を生ぜしめ、また、人間が言論及び信仰の自由と恐怖及び欠乏からの自由とを享有する世界の出現は、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えざるを得ないものであってはならないならば、人権は法の支配によって保護されなければならないことが、肝要であるので、

各国間の友好関係の発展を促進することは、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権に関するその信念を憲章において再び確認し、且つ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、人権及び基本的自由の世界的な尊重及び遵守の促進を国際連合と協力して達成することを誓約したので、

これらの権利と自由とに関する共通の理解は、この誓約の完全な実現のために最も重要であるので、

よって、ここに、

れた教師たちが、民主教育を論じているのに差別事件を放置していたと、そういう実態がありますし、また、それが象徴的にあらわれてきますのが、京都の崇仁小学校でしたが、部落が校区にあることを理由に教員が赴任拒否をします。詳しくは、京都の「都新聞」が、「あの学校はイヤ」と報道しておりますし、雑誌『部落』も「部落の学校はつとめにくいか」と題して特集を組んでおります。部落解放運動は当然、この出身学校の学長に対して同和教育の重要性を指摘して、これから教師になる学生たちに同和教育を正しく教えてほしいという申し入れ文書を出しますが、学長は「旧師範学校や学芸大学のカリキュラム、ガイダンスの中には、同和教育的なものは全く採りあげていない、これは意識的に必要なしと認めたからである。今さら同和云々を問題にすること自体がどうかしている。世人一般がヒューマニズム的立場に徹すれば、問題は自ら解消する。具体的事象があれば、教員が該当校で校長から時々指示さえ受ければ十分で、教員間のこの問題についての研究なども不必要である。」という見解を示しております。

飛躍的に論述しすぎるとも言われるかもしれませんが、今日まさに、民主教育を徹底すれば同和教育をする必要なし、という論理がある、これとひじょうに似ているのではなかろうか。いわゆる「ヒューマニズム的立場に徹すれば問題は自ら解消する」と。この事件の教訓というものも、今日我々は引き継いでいく問題であるのではないか、と思います。したがって、こういう民主化路線のなかにあっても部落はこういうことでしたので、少なくとも部落問題に目が覚めるといいますとやはり、部落解放運動の激しい闘いにまたねばしかたないという、残念ながらそういう現実があります。

二、部落解放運動の再生と差別糾弾闘争

水平社というのは、後に歴史家がおそらく評価していただけるだろうと思い

46.3.1

総会は、

社会の各個人及び各機関が、加盟国自身の人民の間及び加盟国の管轄下にある地域の人民の間において、これらの権利と自由との尊重を教育及び教化によって促進すること並びにその世界的で有効な承認と遵守とを国内及び国際の漸進的措置によって確保することに、この人権に関する世界宣言を常に念頭に置きつつ、努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この宣言を布告する。

（以下の条文は省略）

参考資料③

部落解放全国委員会行動綱領・宣言・決議

昭和二十一年三月一日

部落解放全国委員会

本部　東京都神田区神保町三ノ一七

「民主革命の完遂による一切の人民の解放」を目指して結集したるわが部落解放全国委員会（略称―解放委員会）は二月十九日京都市に於て発足の全国部落代表者会議を開催し、さらに翌二十日の部落解放人民大会は進歩・自由・社会・共産各党の代表者参加して挙行され次の行動綱領・宣言・決議等を採択した。

行動綱領

一、封建的土地制度の根本的改革による部落に対する適正規模耕地の保障

二、部落厚生施設の徹底的実施とその事業施設の部落解

1942.1.20

ますが、調べれば調べる程、あのファシズム体制が進むなかで果敢に反軍闘争・反司法権力闘争をやっています。あれ程すばらしい闘争を組んでおるのは他になかったと思います。あれ程のファシズムの嵐の中で正面きって、相手が軍隊であれ、裁判所であれ、部落差別を助長することについては妥協なく闘っています。

ご存知の、日本が一五年戦争の暗い谷間に入っていくわけですが、その事態になって政府は、一九四一年に「言論、出版、結社等の臨時取締法」を作っています。水平社は思想結社であるというので、存続したいのなら存続願を出せと指導していますが、内部資料によりますと、「これが存続に関しては不許可とし、自発的解消の態度に出るよう指導すること」と決めているわけです。これに対し水平社は、その提出期限である一九四二年一月二〇日付をもって、存続願も解散届も出しません。このことは、松本先生だったと思いますが、「屈辱のなかに屈伏する代りに名誉のなかに没落する」という有名なことばを残しておりますが、こうして自然消滅という形で戦前の暗い谷間の中に埋没していきます。

(1)部落解放全国委員会の結成と教育要求

このように暗い谷間を経て、全国水平社運動を活発に闘ってきた活動家たちが一〇月説と八月説と日付けは定かではありませんが、一九四五年伊勢の志摩に集って戦後の解放運動の方向を協議します。そして案内状を作りましてこれも後の但し書きがおもしろいわけですけれど、名簿が焼けて無いので、知っているものには知らせて欲しいという案内状です。そういう趣意書を配りまして、一九四六年に京都新聞会館で部落解放全国委員会が結成されます。この時の宣言（参考資料③）が、水平社宣言と若干ニュアンスは違いますけど、人権宣言的な内容をもっており、「日本の歴史のあらゆる時代を通じて、常に最下層の地位に抑圧されてきたわれわれこそ、すべての抑圧された民衆を解放する先駆者でなければならない」、と熱っぽい口調で採択されています。

そういうなかで、「部落の解放は教育にはじまって教育に終る」ということば

放全国委員会による管理
三、財閥に収奪されたる部落産業の奪還と中小商工業の保護による部落産業の全面的復興
四、戦災者及び貧困なる部落民衆に対する納税の減免
五、華族制度及び貴族院・枢密院その他一切の封建的特権制度の即時撤廃
六、一切の身分的差別の徹底的排除と人種・民族・国籍による差別待遇絶対反対
七、婦人及び少年の人身売買・封建的雇傭制度並に奴隷的労働条件反対
八、戦争犯罪人・人種迫害犯罪人の厳重処罰
九、軍国主義的・反動的教育文化の排撃、一切の封建的陋習及び迷信・偏見の打破、人民解放のための進歩的教育文化の支持普及
十、民主戦線の即時結成、民主政権の樹立による部落民衆の完全なる解放
十一、民主主義国家の平和政策支持、国際正義及び人類愛精神の昂揚
十二、出版物の取扱ひを解放する
十三、部落厚生運動に関する件

宣　言

全国に散在する六千部落三百万の兄弟諸君！
日本帝国主義の敗戦により児悪野蛮なる軍国主義的・封建的専制支配は終焉を告げ、人民解放の輝かしい時代は来た。今日こそ部落民衆が完全に解放される絶好の機会である。
明治維新に際して発せられた解放令は、何等の実質的効果を齎さなかったのみでなく、却ってわれ〳〵の産業を財閥の手に奪ひとり、貧困といふよりは寧ろ悲惨な生

があります。子どもの未来のことを考えるならば、部落解放運動は多くの教育問題をひっさげて闘っていくわけですが、それらが典型的に出てきますのが、一九四六年一二月、東京の中央労働学園の講堂で「部落解放緊急全国大会」が開かれますが、そこでの、「文化、厚生活動に関する件」というなかで教育・文化問題が多く提起され、承認されています。時間の都合上、全てに触れ得ませんが、非常に広範な、いわば、部落問題を国民的課題たらしめるにはどうしたらいいのか、というような内容のものです。

(2)部落解放全国委員会第七回大会―一九五一年、岡山市―

ところが、そういう形で一応、部落解放委員会が発足をして、闘いを進めていくわけですが、いっこうに部落差別事件があとを絶たないというような状態が出てきますし、また急速に国民生活が向上しはじめていく。例えば、ご存知の一九五〇年の朝鮮戦争の特需景気というのは、日本の経済復興を急速に進めていくわけですが、一九六〇年の経済白書には「もはや戦後ではない」ということばが使われていますように、わずか一〇年にして日本は戦前の経済水準まで到達するわけです。

いわゆる「差別と貧困」というものが、やはり、一九四六年から朝鮮戦争までは統一してとらえられていないわけです。これが統一的にとらえられていきますのが、五一年の部落解放全国委員会第七回大会で、論議の糸口がだされています。今でも解放運動はそうですが、第七回大会の運動方針は、大胆に欠陥をさらけ出し、成果はこうであり、今後こうすべきである、と欠陥・成果・方針を明確に書き分けております。特にそこで、進むべき方向として一つは、大衆自身をして闘わしめよと言っております。二つめに、世話役活動、いわゆる部落大衆の要求の掘りおこし、組織化、行動化の世話役（昔の委員会活動）を活発にせよ、と。三つめに、この当時から見抜いていたと思いますが、解放運動の中核となる新しい青年の組織化を図れと言っております。この三つを、これからの方向として決めています。

活状態にわれ〳〵を突き落したに過ぎなかった。然るに封建社会の支配階級は今日猶ほ貴族として残存し、身分的にも経済的にも、また政治的にもあらゆる特権を恣にし、軍閥・官僚・財閥・大地主と結託して自己の利益と野望のために人民大衆を戦禍の犠牲に供し、国家を破滅の危機に陥れたのである。

かくの如き軍国主義的・封建的資本主義体制こそ、われ〳〵を差別と搾取との二重の圧迫の下に呻吟せしめてゐる社会的根拠である。われ〳〵は過去半世紀に亘って、世界に比類なき軍事的・警察的恐怖政治の下に部落民衆解放のために闘って来た。だが今や暴圧の嵐は永久に去った。すべての人民に人格の尊厳と自由とを保障する民主主義日本建設の大事業は、人民自身の手によって開始されたのである。この秋にわれら起たずして何時の日に起つべきぞ。今日こそ固く大同団結し、さらに民主主義勢力と結盟して、蹂み躙られた正義と自由と生活を人民の手に奪還し、愛と希望に充ちた平和にして豊かなる社会を建設しなければならない。日本の歴史のあらゆる時代を通じて、常に最下層の地位に抑圧されて来たわれわれこそ、すべての抑圧された民衆を解放する先駆者でなければならない。

蹶起せよ、親愛なる兄弟諸君！われ〳〵の叫ぶ合言葉は

軍国主義的・封建的反動勢力の徹底的打倒！

一切の民主主義勢力の結集による民主戦線の即時結成！

民主政権の樹立による部落民衆の完全なる解放！

である。

右宣言す

決　議

一、我等は財閥資本に奪はれたる産業を奪還し、官僚的

(3)オール・ロマンス差別事件　一九五一年

この第七回大会の底流に流れる部落解放思想というものが、具体的行動としてあらわれますのが、ご存知の一九五一年のオール・ロマンス事件です。これにつきましては、多く語る必要はないだろうと思いますが、「われわれは市政といかに闘うか」という部落解放委員会京都府連合会のパンフが、詳細に運動の経過、成果、欠陥、これからの方向といったものを整理してくれています。この闘争で出てきますのが、「答申」に、部落差別は「観念の亡霊」ではなく「主観を越えて客観的に存在する」ということばがありますが、そのことが明らかにされていく闘争であるわけです。このオール・ロマンス闘争を契機として、いわゆる差別と貧困というものを統一的にとらえることができていくという方向に闘争は向かっていきます。（資料補—②）

(4)和歌山県・西川県会議員差別発言事件　一九五二年

さらに、その行政闘争がより確かになっていきますのが、一九五二年の和歌山県での西川県会議員の差別発言事件です。西川県議が御坊のある旅館で電話で、「あいつらみたいな水平社と一体になっている、エッタボウシとぐるになりやがって」という発言が発端になりますが、このことも、部落解放全国委員会編纂『解放への怒濤』で詳しくこの闘争が紹介されております。西川県議は頑として差別を認めようとしないというなかで、同盟休校闘争等を組みながら、ついに勝利におわっていくわけです。（資料補—③）

(5)広島県吉和中学校差別事件　一九五二年

続いておこります、広島の吉和中学事件は、青年教師が社会科の授業で、士農工商のまだこの下に教科書に書いていないが賤民があったんだ、いわゆる新平民とかいわれるような、または「四つ」とかいわれるような、今日社会にも存在しているんだ、という授業展開をしていくなかで、部落の子がショックをうけます。これが発端となってこの事件が起こってきます。雑誌『部落』で「吉和事件で騒がれて後」という本人が書かれた反省文もありますし、広島県教組

統制を即時廃止して部落産業の全面的振興を期す
一、我等は華族制度・貴族院・枢密院その他一切の封建的特権制度を廃止して身分的差別の撤廃を期す
一、我等は一切の反動勢力を打倒し、強力なる民主戦線を即時結成して民主主義日本の建設を期す

人民生活擁護に関する決議

人民大衆は今や餓死の不安に曝され、国家は滅亡の危機に頻してゐる。これを打開する途は財閥官僚大地主的政権を打倒し人民政府を樹立するほかなし。
仍て我らは全部落民衆を動員し左の事項の実現に邁進す。
一、幣原反動内閣打倒
一、食糧危機突破人民協議会の全国的結成
一、民主戦線結成促進運動の強力展開

参考資料④

〈討議資料〉「吉和事件」とその教育課題

（「同和教育」一九八二年七月一〇日付臨時号より）

吉和中学校教育差別事件とは、部落解放運動、とくに戦後の同和教育運動にとって、その原点ともいうべき意義と影響をもたらした。

一九五二（昭二十七）年六月二十三日、広島県西部の島根・山口両県に境を接する山村の佐伯郡吉和村吉和中学校において、前年五月から教壇に立ち、その春赴任した

が事件の詳細についてパンフを出しておりますが、そのなかで、彼は卒直に自分の気持ちを陳述しています。例えば、「教員の給料は安く、家業を継ぎ、もっと多くの収入を得る道もあるけれど、生徒が立派に成長して民主国家を建設してくれることに唯一の希望をかけている。だから、教師となった。私が『四つ』『エタ』という言葉をつかい『寝た子を起した』と抗議されているが、生徒のなかには知らないものも、よく知ったものもあろう。しかし、大きくなればいずれ知ることであり、その場合に誤ったことを知っているよりも、今のうちから正しいことを知っておく方がいいんだ、だから授業をやったんだ。これは、信念であり曲げることはできない」と、青年教師の純真な気持ちでぶち当っておるわけですが、だんだん事情聴取をみていきますと、態度が軟化していきます。例えば、「僕は部落の人々がこの地区におられること並びに生徒が在学していることさえ全然知らなかった。校長から、盟休している子どもを連れてこいと言われて、家庭訪問をして部落差別の現実につきあたり、はじめて部落問題に対して目が覚めてきたんだ」というような。読み進めていきますと、やはり自分の誤りであったということになっておりますが、「吉和事件で騒がれて後」というなかで、私の教育的欠陥とか、観念的教育であるとか、部落問題の本質は何であったのか、を述べています。この内容は、今日的課題を提起しているのではないかと思います。(資料補—④)(編集委註:今日的課題について、参考資料④「『吉和事件』とその教育課題」を参照)

三、同和教育の芽生えと発展

(1)各地における同和教育の芽生え

一連の部落解放運動の闘いのなかで、一方、同和教育運動がどういうものであったかということですが、石田先生なんかもかかわられていますが、日本でいち早く組織的な活動が始まりますのは京都です。一九四六年にすでに「非民主ばかりの青年教師M助教諭が二年生社会科「武士の起こり」の授業で、次のようなことを述べた。

七百年間にわたる封建制度の大要を述べ、とくに江戸時代の士・農・工・商の身分制度と農民に対する収奪、農民生活の窮乏について説明したあと、「士農工商の下に賤民を置き、農民は生活が苦しいと言うけれども、まだその下に賤民がいるのだと農民を慰めた。この賤民と言われるのは、平安時代の奴婢は前にも説明したごとく下男であって、一般の民衆と何ら変りはなかった。……日本人は現在では混血しており、純粋の大和民族はいない。……賤民のことを社会では『四つ』、『えた』と言っている。皆は知っているか。知らない者もいるかもしれない(指を折る)。けれども、青年になったらいずれは知るようになると思うが、こういうことは君たちのごとき若い時から歴史をとおして知っておかなければならない。正しく知っておれば何でもないことである。だから『四つ』、『えた』と悪口を言ってはならない。以上のような差別は、結婚問題でよく現われてくる。社会の人々が賤民には嫁には行かさぬと言うことも私にはばかばかしく感じている。明治になって、戸籍上賤民のことを新平民と言うようになった。そこで四民平等となった。新憲法においては、第十四条に国民の自由平等について書いてある。お互いは皆血を等しくするもので仲よく暮さなくてはならない」と語った。

この学級には被差別部落出身の生徒がおり、帰宅後家庭で授業のことを話した。このことはその被差別部落で問題となり、六月二十七日夜、F青年はM助教諭を訪問し、授業内容の事実を確めた。それに対してM教諭は、そのことを認め、「ついロを滑べらしたのではない。それは自分が学生時代から自由平等の思想を培われてきたの

的なものの代表ともいうべき同和問題、封建制の残滓ともいうべき同和問題を一挙に解消して、明朗民主日本の建設に寄与する」という目的の下に、同和教育研究会京都府連合会が結成されて、盛んに市民の啓発とか、具体的には一九四九年に「同和問題は今後いかにして解決すべきか」というパンフを作成して、活発な活動を続けていきます。

同じく、戦後いち早く融和教育運動の流れのなかで京都と和歌山が非常に昔から深くかかわりがあったので、当然のこととして和歌山でのそういう動きが起こっております。例えば、一九四六年八月に、和歌山県部落解放人民大会が開かれますが、その時の一環として、「同和教育に関する協議会」が開催されていますし、その年の一二月には有田地方同和教育研究会がもたれております。しかしそれが、組織的に和歌山県全体の問題となりますのは、一九四七年の二・一ゼネストの時の「少数同胞もこのストライキを支持している」んだという、ある代議員からの差別発言がもとになりまして、和歌山県教組のなかに責善教育部が設けられて、教組運動からこれが始められるという特異な和歌山の場合の経過だったと思います。この時の創立趣意書をみても、京都とちがってまた激しい口調で主張しています。同じく、これと若干年代が下がりますが、一九四八年に高知県で部落の長欠・不就学児をなくするために、部落の学校に出席督励教員が二名、級外で配置されるという、いわゆる福祉教員制度の前身になるわけですが、四八年と四九年の二年にわたりまして、試験的に鳶ヶ池中学校に配置されます。高知の場合、すでにこの年、一九四八年に、高知県社会福祉委員会が県知事に対して、「同和事業方策の答申書」を示しておりますし、その答申に基づき、高知県教委が一九五〇年に「同和への道」という形で、具体的な提言を出していきます。これらはやはり、私は高知ですので思いますけれど、絵に描いたモチと同じ存在だったといえます。（編集委註：聞き書①、②、③を参照のこと）

こういうような動きがずっと起こってきますので、全国的な動きとしまして、思想としての現れで、自分は生徒に対し科学的・理論的に正しく真剣に講義をした。田舎の封建制を打開するため信念を持って学問上語ったので、かくして歪められた解釈をするよりもむしろ大手術をして皆にわからせることが良い」と語った。またF青年の、「先生は知らない者にも知らせた」とのことばに対し、「生徒もいずれ知ることです。こういうことは若い時代からはっきり正しく教えておくことがよい」と答えた。

二十八日昼食後、M助教諭は校長に対し、二十三日の二年生の授業と、二十七日夜のF青年の来訪について報告した。それに対し、校長は軽い気持で聞き、校長も「過去この四民平等は取り扱ったが問題は起こらなかった。自分の場合は上の方の例をとって説明したが、君は下の方の例を挙げて取り扱ったのだろう」と答えた。

二十八日午後、M助教諭は三年A組社会科「文化遺産」の授業で「良い遺産は益々発展させ、悪い遺産は捨てなくてはならない」と前置して、田舎の文化の遅れと封建性を改める例として二十三日の二年歴史の授業とほぼ同様な内容を説明し、黒板に賤称語を板書した（さらに知っている者に挙手させた。このとき、多くの生徒は被差別部落出身のS生徒を注目した）。

二十八日夜、S生徒出身の被差別部落では全員集会をもち、「差別されるために勉強させているのではない。そんな学校や先生にかわいい子どもを預けるわけにはいかない」と満場一致で同盟休校を決定し、「子供を休ませるから」と校長に通告した。

二十九、三十日の二日間、校長はM助教諭から事情聴取するとともに、種々説諭したが、M助教諭の信念は固かった。校長は「君の信念なり精神は曲げなくても、生徒が学校を休むようになったのは君の授業の結果である

は、一九四七年の滋賀県同和教育研究会、それから一九四九年に兵庫県同和教育中央委員会、同じ年に、岡山県民主教育第二回協議会が開かれております。二、三年下がりますが、五二年には奈良県同和教育研究会ができますし、同じ年に大阪府同和教育研究協議会が結成されます。こういう組織的な活動が、先ほど言いましたように、滋賀、京都、和歌山、兵庫、岡山、奈良、大阪などで組まれますが、組織的ではなくても、部分的ですが、胎動がみられますのが、高知、長野、徳島、愛媛、福岡、山口、鳥取、三重などです。

そういう研究会が結成されて、そして活動が始まっていきますので、各府県市教委も同和教育方針を出さざるを得なくなってくるわけです。兵庫の「同和教育の手引き」(第一集)とか、和歌山の「責善教育の手引き(実際編)」とか、岡山の「民主教育の手引き(部落問題について)」とか、京都府教育委員会の「同和教育基本方針」(案)とか、長野の「同和教育のために」(案)とか、広島の「同和教育の手引き」(第一集)、奈良の「同和教育について」とか、府県市段階で教育委員会が基本方針を作っていきます。

ところがこの当時は、今のような反動的教育行政では考えられない、異動といっても、同和教育の活動家が県教委の指導主事になる時代でしたので、まさに民間教育団体である県同教と県教委と、そして解放運動とが、県によっては一体化されて進んでおりますので、この当時出てきております基本方針ないしはそういう活動方針は、現場の声を反映したものがあります。もちろん当時の情勢からやむをえなかったかもしれませんけど、府県の方針のなかに、「特殊部落」というような差別語が書かれたものもあります。特にこのなかで、今日的な注目すべき問題として、吉和事件が激しく闘われました広島の方針のなかに「悲惨な差別の事実をただ羅列的に説明するに終るようなことがあれば、それはせいぜい部落民に対する同情心をおこさせるにとどまり、へたをすると差別意識の裏づけをする結果にさえなる。部落差別のいわれなきゆえんを証拠だてるだけでは、部落の解放の力にならない」「社会正義感や解放への自覚をもった人間形成とすれば、どこか欠陥があったように思うから、悪かった点は陳謝すべきである」と、父兄の家に訪ねるように勧め、M助教諭は陳謝のため訪問したが、個人的解決の段階ではなかった。校長は、この点で次のような解決方針を考えていた。

① 不拡大方針で、当事者のM君、校長と内容を知っている駐在所の巡査の三人で解決の線へもっていきたかった。

② M君が信念は曲げぬかも知れぬが、現在は激昂し、感情的であるから、冷静化を図る。

③ M君に崇高な信念があれば、認めて処理したい。

④ M君が態度なり信念において、悪かった点は悪いと認め、謙虚な気持を起こさせ陳謝さすべきである。

⑤ 第三者に調停を依頼し迷惑はかけたくない。

⑥ 結論的にM君の真の平等観を見きわめ自粛恭順の精神的態度に導いて陳謝させるべきである。

七月一日午後、校長はM助教諭と話し合い、両人とも職を引いても陳謝する決心ができ、その方法を協議中、小学校長の来訪をうけ、小学校児童まで休校と知らされ、はじめて同盟休校とわかった。そこで校長は父兄宅を訪問・陳謝したが、問題解決に至らなかったので巡査に調停を依頼した。

七月二日、PTA会長・同副会長・村助役・小学校長の一行が登校勧誘に戸別訪問。

七月三日、校長は廿日市町に出て県教育委員会佐伯出張所に報告し指示を仰いだが、次長は「地元解決がもっとも良策」と答えた。なお、廿日市警察署の警部補に調停依頼した。さらに、村長が病臥中なので、村助役に調停を依頼した。

七月四日夜、村内調停者(村助役・PTA会長・同副

という同和教育のねらいが達成」されるようにすべきだと主張しております。吉和事件から三〇年経っておりますが、今日的な一つの教訓ではないだろうかと思います。

(2)長欠・不就学児との対決と福祉教員制度

人によっては、同和教育とは、部落問題の提起する教育課題に応えるいっさいの教育活動ともいえる、ということも言われるわけですが、高知県におきます戦後の部落問題は、教育課題として何を提起していたかといいますと、それは、長欠・不就学です。長欠・不就学の問題は、『きょうも机にあの子がいない』に書かれていますように、もちろん高知の教師たちが長欠・不就学は部落問題の具体的現象形態であると結論づけるまでには時間がかかりますけど、やはり、長欠・不就学という問題提起がされていたと思います。

先ほど言いましたように、一九四八年に蔦ヶ池中学校に試験的に、出席督励教員が二年間おかれまして、成果を上げます。ほとんど長欠・不就学をゼロにします。その成功に気をよくした県教委が、一九五〇年から制度的に全国に先がけて、学級担任外の福祉教員を配置していく。一七校に対して一八名、一校は既得校の蔦ヶ池中学に二名の複数配置で。しかし実際問題として、義務教育が全ての国民に保障されなければならないと言いながらも、部落の子どもたちにとっては義務教育をも保障されないという現状、いわゆる長欠・不就学という問題があったわけですが、この長欠・不就学問題に福祉教員たちが正面からつき当たっていきます。あの当時のパンフをみますと、前委員長の谷内先生が、「長欠・不就学にとりくむ」と書かずに「長欠・不就学児との対決」ということばを使っています。まさに、この当時の先人たちの話を聞きますと、まきを持ってうしろから追われたり、足をすべらせてよく谷にとび込んだということもあるわけで、まさに格闘で、ほんとうに献身的な、今日我々が考えねばならないのは、経済的にも身分的にも何の保障もないわけですが、毎晩毎晩ずっと部落に入っているわけです。そういう、「長欠・不就学との対決」といいますか、会長・小学校長・中学校教頭）の尽力で、解決した。

五日夜、校長とM助教諭は、村助役・PTA会長に同伴されて戸別訪問し、陳謝した（けっきょく六月二十九日より七月二日まで同盟休校は決行された）。

いわゆる吉和事件の内容と経過は、大体以上のとおりである。当時の広島県教育委員会の部落問題の無視と、「同和」教育に対する無方策、そしてそのことと関連して、「同和」教育研究組織もない当時、一青年教師の「信念」と熱意は認めても、その行為は、果して「田舎の封建制を打開」でき、部落差別を解消できるものであったろうか。改めて問題点を指摘しておきたい。

まず**第一の問題点は**、授業内容に重大な誤りのあることである。すなわち、「今日の被差別部落の人たちが平安時代の奴婢または帰化人の子孫である」という、歴史認識においても教科指導においても基本的なまちがいを、生徒たちに強く印象づけていることである。もちろん、賤民身分ということの表現を、現代の差別語を用いたり、指の表現によってその身分を示したことが部落差別になるのは言うまでもないことであるが、そのことの前に、教科指導上の誤りであることを強調しなければならない。一つめの問題は、十分な準備（研修）にもとづいた教科指導を行なわねばならないにもかかわらず、この授業の場合には、自分が以前に何かの機会に知った生半可な知識を、投げ入れ教材にしているのであって、教科指導上の基本的姿勢に欠けているという、同和教育以前の問題があることを指摘しなければならない。

教科指導上の問題として二つめに指摘しなければならないことは、差別をつくり出した歴史の構造全体のなかで部落問題を正しく位置づけずに授業展開しているという誤りについてである。具体的に言えば、江戸時代の身

これは、高知県だけでなくて、京都、兵庫、奈良など統計が出ておりますので、長欠・不就学は全国的な問題だったと思います。

福祉教員たちの努力によって、『きょうも机にあの子がいない』という、高知市の五人の福祉教員の実践報告にもありますように、「調査や視察や統計等の作成等は、極めて重要な課題であることは否定できない。ただ要は、現状のもとで何をなすべきか、何が可能であるかの決定が最も重要である」「机上の論議に花を咲かせて問題の解決をますます粉糾させてはならない。誠意と努力の前には解決の困難な問題はあり得ない」。まさにそういう形で、福祉教員たちは地域に入っていきます。地域に入っていけば、当然のこと、いわゆる青年活動・子ども会活動・婦人活動、そういう地域の組織化の問題にも手がけていかなければならないので、例えば、ある福祉教員は私財をなげうって、授産所、いわゆる作業場を作っているわけです。そういうような形で、長欠・不就学が解消されていきますが、完全に解消されていくまで約一〇年かかります。ところが完全に解消されてきますと、また新しい課題が出てくる。いうならば、長欠・不就学で切られてきた子どもたちが、学校へ行って授業によう参加をしないという、いわゆる「学校の荒れ」が出てくるわけです。だから、高知の場合には、長欠・不就学という、部落問題が提起する教育課題に応えるのに一〇年かかったが、一〇年経って今度は、部落問題が教育になげかける課題は、「わかる授業」「楽しい学校」の創造という、つまり、次の段階では教育内容の創造運動が提起されてくるわけです。

(3)日本教職員組合教育研究活動と同和教育

三番めとしましては、民主教育を主張していった日教組の教研活動のなかにおいて、部落問題はどうなっていたか、ということです。

ご存知の、日教組新聞に載せられた高知の、「再び子どもを戦場に送らない」という意味の詩が全国の合言葉になっていくわけですが、それにしましても残念なことではございますが、やはり民主教育のなかで主体的にといいますか、少

分制度全体とその制度において賤民身分が底辺に位置づけされていることを当時の権力との関係で構造的、系統的に整理されないまま、「えた」「非人」だけがクローズアップされていることである。しかも、それを近・現代における社会矛盾とのかかわりを示さないで、現在の部落差別に直結しているという印象を与える授業を展開していること、さらに江戸時代の身分制度、分裂政策とはまったく無関係に、その起源を平安時代の奴婢または「帰化人」(渡来人)に求めるという、歴史教育の上で致命的な誤謬を教育内容にしていることである。江戸時代に部落差別の原型がつくられたというのであれば、その当時の身分構造のなかで、いわゆる賤民の問題と士農工商という基本的身分の問題との関係、言うなれば「基本的な身分における差別の構造を支え、より巧妙に、人民を分裂させて支配するために賤民身分がつくられた」という身分制度の構造全体との関係のなかに、賤民制を位置づけねばならないはずであるのに、当該教師の生半可な非科学的な知識だけが教育内容とされている初歩的なまちがいである。

三つめの問題も教科指導上の誤りである。この教師は、確かに、主観的には江戸時代の底辺の構造・人民差別(人民相剋を含めて)の構造を積極的にとりあげている。しかし、後にこの教師の反省として語るところによれば、江戸時代以前の中世や古代の教科指導では、いわゆる権力構造の変遷と、その紹介にとどまっており、文化に関しても、権力の営みによってつくられ、保護されたという皮相的な面での歴史観にもとづいた授業展開に終始していることである。

このことについて、少し具体的に述べてみよう。

江戸時代になって突如として、底辺の構造を歴史的・

数の教師たちしかこの問題には目が向かない。例えば、一九五一年一一月に開催された日光の第一次教研で松浦勇太郎先生が「児童、生徒、学生を中心とする社会問題の対策をどうするか」という第八分科会のなかで部落問題を提起していますが、第一次教研はちょうど朝鮮戦争が勃発しますので、反戦の色が強く出ていたかもしれませんが、奈良の松浦勇太郎先生や高知の方から訪問教師、いわば長欠・不就学をなくするための訪問教師の問題が提起されますが、しかし、あまりといったらいいか、全然問題にされてないのです。それどころではなく、「特殊部落」ということばが使われています。例えば、香川の方から出ていますが、「部落の子沢山」を「生産性が高い」と揶揄して会場の笑い声をさそいこんでいるとか、神奈川の方から「そういう意識を特別にもたないでやっている」とか、北海道から「同和を童話と思って聞いていた」との発言があります。

第二次教研（五三年一月）では、わりあい組織的になってきています。高知、奈良、滋賀、和歌山、徳島、京都、この六つから部落問題が提起されています。しかし、やはり、「身近なことでないので」とか、日教組が責任をもって編集したと思いますが、この時の教研活動の報告書に、未解放部落を「未開放部落」と記述し、正面から取りくむどころのものではなかったと思います。

第三次教研（五四年一月）では、この時にはじめて本格的といわれています、いわゆる「安川レポート」が出てくるわけです。しかしそのなかで、「日教組が、この問題をタブーとしておいて、いくら民主化のための教研集会を開いてみても、その本質は果たして掘りさげられるだろうか」とか、「部落問題を全教師のものとして研究し、高めるために、今後の教研大会の研究テーマは独立テーマとして取りあげていくべきである」とかが主張されておりますが、やはり、五次の松山大会から、わりかた関心が寄せられてくる状態でして、独立テーマになりますのは第九次からとなっております。

なお、この年一九五三年にウィーンで開かれた世界教員会議に、日本教職員組合が「少数集団の教育事情はどのようになっているか」という題で、部落問題を社会的に分析しようと試みることは、歴史という教科の指導における系統性を無視することになる。教科指導は、あくまで系統性を貫くなかで展開しなければ、子どもたちに正しい認識を与えることはできない。古代・中世・近世、あるいは近・現代という時代においても、権力に対する民衆のたたかいや庶民のくらしの姿をとり上げて教育内容にすることは、それほど多くの時間を用意しなくとも、随所にできることであり、そのことが歴史を学ぶ上で、大切にされなければならない。

これは、また、歴史の法則性とでも言えるであろうが、いずれの時代であれ、その時代の権力による体制が崩壊していく過程に、必ず、その体制によって枠づけられ規制されてきた人民が、体制からの脱却を試み、自らの力でその社会的立場を解放しようとする動きを示している。たとえば、律令制が崩壊してくる過程で、賤民および賤民に準じる身分として規制され差別を受けていた五色の賤や雑戸・品部と呼ばれる人たちが、自らの仕事や労働を通じて、脱賤民化をはかってきているのである。したがって、律令制を学習する場合には、この体制を維持するための社会的生産を支えていた民衆の権力に対する動き、とりわけ、この体制によって縛られ、社会的な差別を受けていた人たちがどのように体制からの圧迫に抵抗してたたかったか、また、どう脱賤民化をはかり、あるいは解放への歩みを力強く進めていったかを、教科指導のなかで展開することが必要なのであってこのような差別があったとか、こうして、民衆が抑圧されていたと言うだけでは生きた歴史教育、生きた授業とは言えないのである。

きわめて、かいつまんで述べると、班田制の崩壊にともなう荘園の成立と農民の再編成、荘園経済の進展によ

題を報告しています。

四、子ども会活動

(1)子ども会活動の再建とその活動

少年少女水平社結成以来、子ども会活動は部落解放運動の原点になっていくわけですが、戦後におきましても、子ども会活動はすぐに再建されていきます。和歌山の吉備、田辺の末広、それからこれも、子ども会活動としてとらえていくべきではないかといわれていますが、いわゆる長欠・不就学の対策として夜間中学が設けられてきます。奈良とか、兵庫とか。とくにそのなかで神戸市駒ヶ林中学校など子ども会的色彩が強いのではないか。そして、ご存知の広島の福島の「わかくさ子ども会」や一九五一年の京都の「田中子ども会」など、次から次へと再建をされていきます。

(2)「子ども会のつくり方」

そういうなかで、部落解放運動は子ども会活動の重要性を認識して、とくに部落解放委員会第四回大会でその重要性を主張して、一九五〇年一月一〇日付の「解放新聞」二一号で、具体的に「子ども会のつくり方」という、あとにも先にも一つだと思いますが、特集を組んでいきます。(資料補—①)

五、諸文化活動と同和教育

五番めとしまして、部落問題とかかわってどのような「文化活動」が取りくまれてきたかという問題があります。

まず、「解放ニュース」(現在の「解放新聞」の前身)がいち早く一九四七年の三月からだされて、四月一日付をもって「解放新聞」第一号が創刊されます。それから一九四八年に、松本治一郎・部落解放委員会編で『部落解放への三十年』

る手工業の発達という歴史を通じて、律令で規定された、男女良賤の法の破棄が行なわれ、十世紀の初頭には、奴婢停止の法が出されるといった内容をおさえたいのである。要するに、江戸時代の身分制という小単元の指導であっても、歴史における前後の脈絡に関わりなくいきなり身分差別の構造に触れるということは、教科指導として重大な誤りを犯していると指摘することができるのである。

さらに言えば、教科の指導に当って、まず教科書の点検から始めねばならないということである。それは、単に教科書のあらさがしというような視点ではなく、担当教師自らがその教科に関して培ってきた認識を、ここで問いただしていくというところから始まる教材研究でなければならない。そうした地味な点検、研究を基盤にしてこそ、教科の内容を豊かにするための教材化、すなわち教育内容の展開がはじめて生きたものとなっていくのである。

これは、個々の教師だけでなく、教師集団としての対応がなければ、教育実践の定着も継続もありえない。吉和事件をふり返ってみるとき、もしその当時に、少なくとも関連教科の教師のグループや職場の教師集団として教科についての共同の対応があったならば、以上のように指摘した大きな誤ちに陥ることはなかったと明言することができる。

つまり教育は、教師がおもいおもいの考えで行なうならば、成り立たないという側面をも、吉和事件は指摘しているのである。集団による共同の営みによらなければ、個人プレーには限界があるのみか、まちがいさえ犯してしまうという教訓を学ばせてくれているのである。

吉和事件は、こうした誤りのもっとも典型的なもので

が、水平社結成三〇周年を記念して近代思想社から出版されています。

ここで部落問題と直接かかわっての文化活動として、劇団「民芸」の「破戒」公演活動があります。それから、松竹映画の「破戒」上映運動が各地で取りくまれております。一九四八年の一月六日には、松本治一郎部落解放全国委員会委員長は、片山首相以下全閣僚を「破戒」公演に招待しています。この間の問題につきましては、雑誌『部落』第一〇号に、新協劇団「破戒」の足どりとして、克明に報告されています。

マスコミや出版事業も、部分的な動きを見せていますが、一九四八年にNHKの「社会の窓」が「特殊部落の解放」という形で取りあげています。一九五一年には、長野から「ラジオ探訪」で部落問題を放送しています。特に長野の場合、部落問題についてはじめての社説がでてきます。一九五三年に、信濃毎日新聞の社説で「部落問題と学校教育」という形で部落問題解決を社説で主張していくことになっていきます。

こういう全国的な文化運動や、全国的な同和教育運動に呼応されるような形で、ご存知の、一九四八年一〇月に、京都に部落問題研究所が発足をし、翌年の二月二〇日付にその機関誌『部落問題研究』（のちに雑誌『部落』になりますが）が創刊されています。

一九四八年に、先ほどふれました、日本評論社が『日本評論』一二月号のなかに「部落の民―いわゆる特殊部落を訪う―」として、ルポルタージュを行なっておりますし、盛田先生が『部落問題研究』第五号で「同和教育について」という具体的なものを示しておりますが、やがてこれが、この当時の唯一の指針というか、指導書といいますか、『新しい同和教育の在り方』という本になって、単行本になって出てくるわけです。それから、五二年の部落問題研究所の方から出されました『新しい部落の歴史』とか、五三年に出されます、日本人文科学会館から『社会的緊張の研究』のなかの「少数同胞の問題」とか。

それから特に、私は気づかなかったわけですが、各府県教委の副読本の作成があると言うことができる。教育本来の目的もしくは本質というものは、あくまで正しい教材を通じてどこまでも子どもの現実に対応しつつ未来への可能性をつくり出し発見していくという営為であるからには、周到な教材研究とそれを成り立たせる教師集団の研修態勢が確立されねばならない。

それらを総括的に述べれば、吉和事件は、まず、教科指導上の基本的なまちがいであったことを大きな教訓として、現在へ残しているということができる。ことに許されない決定的な問題となるのは、この教科指導全体が部落差別の拡大再生産になったことである。現実に被差別部落に対する生きた差別語を用い、また生きた差別動作である四本指を示して、歴史の上で正しく部落差別の問題を生徒に理解させることはできるはずがない。このような教師の差別体質と教科指導の致命的な誤りを第一の問題として指摘することができる。

次に、吉和事件の**第二番目の教訓**に学びたい。これは明らかに同和教育の観点から提起することのできる重大な内容である。当該授業の後、被差別部落出身の生徒が「いっせいに級友の視線とささやきが自分に集中したこと」と、その苦痛と屈辱を訴えた問題であり、その生徒の依拠する学級集団のありようを暴露しているという問題である。生徒の訴えは、「学級の仲間づくりがまったくできていない」ことを如実に露呈している。教師による差別教育が、仲間づくりのできない学級の生徒たちをして、さらに被差別部落の生徒を差別させているという状況をつくり出してしまっている。

それゆえ同和教育は、「学習と生活との結合」という課題を当初から掲げてきたのである。すなわち、教師が子どもたちの生活実態を見つめ、それにもとづいて学級集

がおこっています。一九五一年には長野の『開けゆく日本』が出ており、五三年には徳島の『同和読本』（中学生用）が出て、同じくあくる年、五四年には、小学生用『仲よし読本』が出ています。特に、この当時の各府県で使われておりますパンフとか資料とかにつきましては、ちょっと時代が下がりますが、五六年の四月に、文部省教育局社会教育課が各府県市に問い合わせて各府県市の資料、担当者、関係民間団体、同和教育関係予算、そういうものを調べて一覧表にしています。（資料補―⑥）

六、文部次官通達「同和教育について」

こういう動き、特に和歌山での西川事件、広島の吉和事件の闘いが直接に影響を与えていると思いますが、ついに文部省は、「同和教育について」という次官通達を出していきます。内容的には、非常に観念的であって、通達先は教員養成学部を置く国立大学長と都道府県教委宛という、そういう欠陥があるにしても、やはり、文部省がはじめて出した通達として、同和教育の進展の契機になったことも否定できません。（資料補―⑤）

こういうような背景をもちながら、もちろん文部次官通達と全同教結成とは直接的なかかわりはありませんが、やがてここに全同教が誕生していくことになります。その経過につきましては、ご存知の、当日盛田先生が報告されました、経過報告のなかで詳しくふれられておりますので省きます。（資料1―⑤）

簡単ではございますが、以上で私の報告を終わりたいと思います。

〈稲垣〉 いま、ご報告いただきましたことで、つけ加えるべきこととか、ご意

団を育成させていかないかぎり、いかに優れた教師が立派な教材を用いたとしても、決してそれが教育内容として子どもたちに正しく生かされることはありえない、という提起である。級友間の連帯に欠けた学級において、かりにどのような問題が教材として提示され、教育内容として展開されたとしても、それは子どもたちに正しく受けとめられないのである。それぞれ孤立している子どもたちは、まさに個々の生育歴、生活体験および学習体験をとおしての反応しか示さない。「学級の仲間とともに学ぼう」とする姿勢も意欲も持たないばかりか、かえって級友を無惨にも差別していくという恐るべき状況を一瞬のうちにつくり出していくものである。言うまでもなく、このことは決して子どもたちの誤りや責任に帰する問題ではない。

生活や学力の面で、さまざまな困難を背負っている子ども、とりわけ差別の重荷を背負っている被差別部落の子どもが学級づくりの核に位置づけられてこそ、くらしを通じて連帯しうる集団が育てられるのである。教科指導において、差別に対する科学的認識を育てるということは、学級づくり＝集団の形成とかかわって営まなければならないという教訓を残してくれている。

第三には、教師と子どもの人間関係・信頼関係がつくられていないということであろう。

この事件では、教師と生徒たちの間、とくに被差別部落の生徒との間にはまったく人間的信頼関係が結ばれていない。中学生ともなれば、「先生、こういう授業をするのはどういうことなんですか」と生徒はただちに問題点を提起できるはずであるが、授業のなかで差別を受け苦痛と屈辱で胸を締めつけられた生徒は、黙って家に帰り、はじめて親に泣きながら訴えるしかすべがなかった。こ

見などがありましたら出していただきたい。

〈横山〉 僕の勝手な資料の推測とか解釈ですので、社会情況の中で、また新しいご意見がありましたら聞かせていただきたいと思います。

なお、子ども会のところで抜けましたが、最後に言っておかなければならないのは、やはり、京都、和歌山、高知で勤評闘争があれ程激しく闘われたというのは、そこに子ども会活動があったということもみのがすことはできないと思います。

〈稲垣〉 まず、戦後、組織的にいち早く同和教育に取りくんでこられた京都から、出していただけませんか。京都のなかではこうだったとか、他の地域ではこうだったとか出していただきたいと思います。さらに、戦前の融和教育との関連についても、ふれていただけませんでしょうか。

〈大同〉 京都の場合に、結成する時に関係された方のなかには、戦前から融和教育にかかわってこられた人たちがおられたと思います。

〈横山〉 戦争責任をとって退職された方もいますね、京都の方では。

〈里内〉 現実に各学校現場で、一番頭がいたかったのは長欠・不就学ですね。これが京都の場合、研究会が発足したのは戦後すぐなんですけど、そうスムーズに軌道にのってませんので、むしろ最初は、部落を校区に含んでいる学校間で雑談的に、困ったな、困ったなということが、だんだん、だんだん出てきて、それがそのまま研究会の方の課題にのってきたということなんですけどね。打田さんが雑誌『部落』に書いています養正小学校の実態調査がありますが、戦後二、三年から四、五年の頃の長欠・不就学の実態、それに対して教師はどう立ち向かったのかという、子どもの家庭の背景とか、親の仕事の状態だとか、かなり綿密に学校でつかんでいますね。

このように、長欠・不就学に焦点を合わせながら、そこで〝生活〟や〝地域〟が出てくるのですね。長欠・不就学を親のしごとや生活の状態と結びつけてとらえていこうという研究や実践の視点が生まれてきたように思います、京都でのことは基本的に教師が子どもから信頼されていなかった証拠である。学校教育において教師と生徒との間の人間的信頼関係は不可欠の要素である。

そのことを前提として、学校教育の内容が、父母の要求や地域の教育課題と結ばれてくるのである。生徒との間に信頼関係を持たないまま、教師と父母とが結ばれるはずがなく、まして生徒や父母の依拠している地域とそこの学校教育は結ばれることはありえない。私たちの日々の教科指導においては、生徒との信頼関係をつくることが不可欠の要素であり、これがパイプとなって、地域の父母の願いと教育内容とが一致していくのである。民主教育は、その地域における社会的・文化的な課題や、地域の労働や生産の課題をとらえて、一定の教育課程のなかで教材化し、教科書の内容を一層深めていくため、それらを自主編成していくことなのである。この事件の教師の場合、教材の展開・教材化のすじ道のなかで、まったく地域のことをとらえていないことが基本的な誤りとなっている。「まさかクラスに部落の子どもがいるとは思わなかった。この中学校区に被差別部落のあることも知らなかった」とこの教師は後に述懐している。すなわち、吉和事件の場合、教育実践の原点の一つとしての、子ども一人一人の家庭的背景、地域の実態をとらえていくという作業を欠落させていたのである。

ところで、先に第二の問題点として指摘した「仲間づくり」「学習と生活との結合」という課題と直接関連することであるが、その基本となるのは生活を見つめとらえていくということである。その対象は、個々の生徒であり、親であり、家庭であり、そして地域であるが、父母とともに地域の課題をになっていくための教育的基盤をつくらないかぎり、地域の要求と教育内容とが結合する

は。こんなこと、教育としては当り前のことですけど、授業をどうするかとか、カリキュラムがどうだとかいう、いわゆる「新教育」が当面した問題はもちろんあったけど、子どもの現実の姿にぴしっとくっついている親の状態、地区の状態から眼をそらしたら、もうどうしょうもない。空回りするだけでした。破壊された家庭や地区の状態がそのまま教室へ持ちこまれるのだから……。学校へ来られない子どもも、学校へ来たい、学校へ行きたいという、ことばではきちんと言えないけれど、それはそれは強い気持ちを持ってましたね。親と話をしても、同じことでした。「学校へ行かしたいけれど、この子が靴の仕事を手伝ってくれるので、家も助かるのや」と言われてね。「明日から行かしますので、本読めるように教えてやってくれ」と頼まれて、そして翌日、やっぱりその子どもはやって来ない。近くの親戚でやっぱり仕事の手伝いしてましてね。都市と農村では実情は違っても、こういう実態が地区のない学校には分ってもらえなかった。「オールロマンス事件」の時の筆者が描いた地区で、私らはこの頃の長欠問題をもっと徹底的に追求すべきだったと思いますね。それが例えば、京都市の同和教育研究会などで、問題となってきたのは、もっと後のことです。中卒の就職問題と結びついてね…。とにかく、こういう流れがあったと思いますね。

高知なんかは早く手がけたわけですけど、どの府県でも、遅かれ早かれ、こういう状態を経て来たのではないか。こんな実情と取りくみの経験を積み重ねていって、全同教が発足した直後の白書運動にしても、これが前向きに進んだ一定の素地はあったように考えるんですけど……。京都の郡部でも、長期間にわたって、地区の子どもの就学状況とその家庭や親の仕事とを結んで丹念に記録化している取りくみがあります。全同教が生まれるよりも早い時期ですけど、教育と政治の課題という視点がやはり十分に熟していなかった。何れにしても、長欠・不就学の現実問題に目を向けざるを得なかったのが、戦後の最初の同和教育運動の特徴だったと思います。親のしごとを低賃金にしばりつけ、生活破

ことはありえない。そのことは、子どもや父母のくらし、地域の課題から学んだ内容を、父母たちの教育運動にかえしていくことなのである。子どもを知らず、地域の課題を無視し、子どもや地域と人間的信頼関係を持たない教師が、自己の主観に頼った皮相的知識によって、教科の授業をすすめることの誤りを、吉和事件は厳しく指摘しているのである。

そして、教訓の**第四の問題点**は、授業の結びの部分で、憲法第十四条の「社会的平等」にふれて、「お互いに血を等しくする者だから、皆んな仲良くしなければならない」と強調しているところがある。教師自身は高邁なことを述べて、授業をしめくくったつもりでいるだろうが、その内容は実に観念的である。ここで指摘されることは、具体的な生活の内容、あるいは、地域社会の生産的背景、地域でのくらしのなかで差別とは何かという点を明らかにしながら、差別の不当性を生徒たちにしっかりとらえさせ、矛盾を克服していくための科学的認識を育てなければならないことである。

このような現実の生活と結びつかない教科指導は、いつでも融和教育に陥る危険性がでてくるのである。教師にはさらに深く、地域のくらしの背景から教材を見つめ、教育内容をつくっている姿勢が、欠落してはならない。

こうして、「吉和事件」を見ると、それはそのまま、今日における同和教育の課題として浮き彫りにされてくるのである。

壊を持ちこむ政治や行政の貧困というか、そこから部落差別が拡大され、教育は破壊され就職の門戸も狭められる……。まあ、差別の拡大再生産が具体的なすがたで現われていたのですが、教育権と進路を保障しなければ、というような現実認識はまだ弱かったけれど…。戦後一〇年ほどしてからですか、教委が長欠・不就学の状況を問題にしたのは…。それから数年してから京都府教委は部落の小・中学生の長欠・不就学の実態を分析していますけど。

〈大同〉統計の問題ですが、全体的な長欠・不就学児童生徒の実態というのは示されていても、とくに部落の児童・生徒という場合、地域的には記録が残されていても、京都府下全体としては、戦後しばらくの間はなかなか把握しにくい状況にあったと思います。先ほど、高知は一〇年かかったと言われましたが、京都府教委が部落の児童・生徒の長欠調査を本格的にやったのが、一九六一年のことです。この時の調査は、部落の児童・生徒に焦点をあてて、当時の実態をそれなりに明らかにしています。とくに京都府南部地方に当時長欠・不就学生徒がかなりいること、女子に多いことなどを明らかにしています。

もう一つ、先ほど、打田さんの話が出ましたが、打田さんが残している記録（雑誌『部落』第四二号）のなかで、いまも印象深く思っていることは、とくに「対策とその経過」でまとめていることです。「われわれは種々の検討の上、次の如き方針を立てた。①経済的理由の為長欠をしている児童に対しては、生活保護法が適用されるよう民主安定所と折衝する。②教科書、学用品その他通学に必要な用具等を無償で与えるよう市教委に就学奨励費の増額運動をする。③民生児童委員、ＰＴＡその他校下団体及び学校職員とで就学奨励対策委員会をもちその対策に当る。④欠席児童が、五、六年に特に多く、また、それらは二、三年連続欠席の者も含んでいるので対策の主力を四年以下におき、五、六年にあっては長欠日数の短い者から対策をうつこと。⑤各担任は今後級から長欠児童を出さないように事故欠席児童にはすぐ家庭訪問を行なうこと。⑥父兄との懇談に際しては父兄の教育的関心を深めるのは勿論、欠席の理由についても

聞き書①

長欠・不就学問題と福祉教員制度

谷内照義（六代目委員長）
（一九八二年九月三日、大阪・なにわ会館にて）

敗戦後の社会の混乱のなかで、青少年の「非行」が顕著になってきて、県としては青少年問題協議会というものを作った。その結果、高知では一番大きい部落を含む南国市の蓁が池という中学で、試験的に、一九四九年に福岡さんと谷村さんという女の方二人が福祉教員としておかれた。一九五〇年、私の朝倉中学では一〇〇パーセントの就学をさせて、次の年から私は県の教育委員会の社会教育課へ籍をおいて、「同和教育」専任の主事になったわけです。

その当時、全国で約二〇万の不就学・長欠があったわけですが、高知県全体で二〇〇〇といわれた。そのうち、部落外の子どももおったんですけど、ほとんど部落の子どもであるというのが、蓁が池中学やまわりの学校でした。県下全部を見てみますと、たとえば一九五二年の中学校だけをみると、長欠・不就学に占める部落の比率が安芸が九〇パーセント、戸波が七六、朝倉が九四、潮江が少なく四三パーセント、その他九四、九七、八〇、一〇〇パーセントというような具合です。長欠・不就学の平均九〇パーセント以上が部落の子どもであった。

もう一つの問題は、六・三制がない時分には、小学校がすんだらそれでやれやれ、ということだった。高等小学校へ行く者も割合少なかった。ところが、九ヵ年ということになって、一つの面からいえば学習権が三ヵ年延

よく懇談し、経済問題その他について如何にすれば就学出来得るか具体的に話し合うこと。以上の方針の下に各担任は受持の長欠児童の家庭を精力的に訪問してまわった。これらの大部分は昼間父母と共に働きに出ているので、日曜日・雨天・夜間・早朝あらゆる機会を狙い、逢うため随分苦労したものである」（一九四八年一一月）と。

〈里内〉就学率の統計は、各府県とも、大阪九七・五とか、京都九七・五とか、ほとんど同じで、一般的な傾向としてしかでませんから。部落のその学校の実態となれば、もっとおくれるのではないか、と思いますけれど。京都では、各学校とも大ざっぱにでもつかもうという、そういう傾向はあったようです。

〈大同〉それはあると思います。

〈里内〉もう一つ、僕は皆山中学におったんですけど、特殊なケースだけれど、とにかく学校へ出て来いということと同時に、就職の問題です。第三回大会で報告したんだけど、とにかく子どもたちが行くところがない、みんな縁故就職ですね。幾分か市外に就職しても、ほとんど縁故ですよ。何とか打開しなくてはと、就職指導部―学校あげて取りくんだけど……。靴産業が一九五五年頃から機械が入ってダウンでしょう。だから手縫いの職人がいらんようになってきた。僕は一九五〇年頃から皆山中へいったんですが、最初の数年間は職場探しです。とにかく、どこかよい所があったら行けとね。ひどい場合は、送った書類が、はじめから皆山中学だからということで、事業所から返ってくるんですよ。事業所から職安経由で返ってくるんじゃないんですよ。職安はチェックしようがなかった。縁故組でも書類が返ってくることもあった。西陣あたりの、京都の地場産業、伝統産業はとくにひどかったようです、小企業だったですが。学校へ出て来いと言うと、さて次の課題は、就職をどうするかの問題でした。進学はまあその次です、現実は。その点で特に就職問題が京都の場合は、かなり現場の教師の頭にあったですね。各学校で較差はありますが、皆山中の場合は、大規模部落が校下にありましたから。一九五〇、五一年頃でも、僕のクラ長したということを部落の者はどうとったかというと、三ヵ年の負担がかかってきた、という見方をせざるをえなかった。そこにも問題があったんです。

ともかく、生活は、敗戦の混乱のなかで食うや食わずの状態ですから、まず一番の問題は、経済的な問題。それで不就学・長欠という問題が起こったんです。だから、学校が嫌いとかなんとかは割合に少ない。やっぱし学用品がないとか、着物がない。傘がない。それから、子どもの働きでも家計の助けになったという状態もありました。なかには、学校に行って差別されるという問題もあった。それから出欠常ならずということで、学校に行ってもわからん。また、友だちからのけものにされるというようなものがあった。家庭の状態は申しあげるまでもなく、定職をもっている者はきわめて少なかったですね。

子どもの学習権を保障するには、いろいろの条件があるわけですが、鉛筆がないとか、紙がないとかいうような子どもについては、高知では教育扶助というものをちゃんと制度として打ちたてておった。しかし、それでもやっぱり足らなかったから、私たちの仕事としては、教育扶助のワクの拡大ということ、増大ということをやった。それで、学用品なんかの問題が取り去られた。着物のない子どもには、県の厚生課の方から福祉行政の側のものを回してもらう。傘なんかもちゃんと回してもろうて、それを地区の青年が二人、保存して管理しておると。そういう意味での、学習権の保障をしていた。

それから、働かすというような子どもについては、「子どもを守るのはおんちゃんかよ、教師かよ、ひとつ守り合いっこしよう」と、父母とケンカをしてまで取りくんだものだった。それと、子どもを安い賃金で使っているところには、今から考えると気の毒やったけど、労働基

スで三七、八人のうち部落の子はほとんど縁故就職でした。その点では、進路問題とか、白書運動にすうっと入っていけたように思います。前段で進路問題、とくに就職の隘路を打開しなければ、という問題意識があったのだと思いますね。

〈石田〉先ほどの占領政策との関係で、一、二のことにふれておきたいのですが、その一つは、京都の七条部落に対して、占領軍が立入禁止の措置をとっているということです。住宅改良事業で古い家を壊しているとき、占領軍の掲示板がうす汚れて出てきました。この地域に対し立入禁止の措置をとったことは、まちがいない事実です。藤川清写真集『部落』にものせられています。

それからもう一つは、彼らのなかに、米騒動における部落大衆の動きについての研究をしていた者がいること。そのことを知って、京都にあった第六軍指令部が占領政策をすすめたということを、戦後の運動の関係者と話している時に聞きました。占領軍は、必ずしも部落問題が全くわからなかったのではなく、関心をもっていたのではないかと思います。

〈大同〉私が聞かされておったのは、占領軍が日本を占領するにあたってかなりいろんな角度から日本の社会を研究しているなかで、部落問題についてもそれなりにどういう対応をするかについて一つの判断をもっていたということです。

「同和教育指針」成立に至る全同教初期の動向

〈石田〉全国同和教育研究協議会の結成に直接かかわり、その初期に中心的な役割りを果たしていただいた方が、何人かまだご健在です。本来であれば、関係者それぞれから聞きとりを十分に行なって整理するのが適当かと思うのです。しかし、そうした条件がありませんでした。本日、報告するのは諸資料の他、金

準局へ行って、そのお世話にもなった。

高知で、県の同和教育研究協議会ができたのは、一九五八年ですから、それまで福祉教育研究協議会が中心になって、福祉活動として同和教育を進めていました。県全体では県教委指定校を中心として数校で実践していた。

私がそのころ朝倉中学校でしたことは、特別の学級を作りまして、先生一名を増やしてもらって、いわゆる〝狩り出し〟なんかをやっていくことと並行して、来た子どもにその子の学力に応じた学習を保障していった。

小学校一年の教科書から、主として国語と算数を中心にしながら、国語の漢字の書きとり、算数は九・九の指導などずっとしてきて、学力に応じて試験制度を取り入れて、できたら進級するというようにやりました。子どもたちは喜びいさんでその試験を受けたがった。その時に、学力・学習というもののあり方を考えさせられました。子どもは、自らの力でできたことに自信をもち、喜びをもったら学習に精だすんだと。

子欣哉先生との話し合いを参考にして、私なりに整理したものです。金子先生は、とくに一九五五年に出された「同和教育綱領（案）」、五七年の「同和教育指針」、さらには、六〇年の「全同教の歩みの反省と課題」などの起草にかかわった方です。

一、全同教結成当時の状況

(1)大きい地域差の状況

まず、五三年の五月に結成されました全国同和教育研究協議会の当時の状況、初期の同和教育をめぐる状況について、少し考えておきたいと思います。

この五三年前後は、それぞれの府県のあいだで、あるいは、同じ府県のなかでも地域によりまして、同和教育の運動とか教育実践とかの内容に大きなちがいがみられました。また、部落解放全国委員会が、当時一定の運動を展開していたわけですが、そのような解放運動とのかかわり、また教育行政とのかかわりなどについてもずいぶん大きな差異があったということです。

全同教は、五三年の五月に結成されるわけですが、それに至る経過として、結成の前年に部落解放全国委員会の総会のときに、たまたまそういう話が出て、そのことを当時運動の中心になっていた京都の関係者に伝えて賛同を得た、ということを亡くなられた盛田嘉徳先生が、その著書のなかで述べておられます。それと同時に先ほど横山先生から報告がありましたように、五二年二月の西川県議事件、五二年六月の吉和中学校事件など、教育問題が非常に大きな比重を占めた運動の展開があったわけです。当時は、そういったことを受けて、教育問題が大きな問題になりつつあった時期だと言えると思います。

しかし同時に、この結成された当時といいますのは、それぞれの地域に組織はあっても、部落問題についての考え方や、同和教育の認識は、地域間でまったく統一されていない。そのため結成総会、その翌日の第一回研究大会では論

資料1—①

全国同和教育研究協議会結成趣意書

（資料編より再掲）

人間が人間を差別している。基本的人権が不当に蹂躙されている。日本の封建性は今も尚、固く殻を閉して解放への真の喜びの日は尚遠しの感が深い。吾々はその最も代表的な姿を同和問題に見る。実に同和問題の解決こそは新生日本民族に課せられた最も重要な課題であると言わねばならない。この問題の解決なくして日本の民主化は絶対に有り得ない。

民主教育とは個人の自由、平等、人格価値の尊厳を基調とする教育である。若し個人の自由が奪われ、人格が無視され、甚しく傷つけられる様な事態が存在するならば、民主教育は敢然としてこの事態と取組み、これと闘う教育でなければならない。即ち、民主教育は当然同和教育に高い位置を与える教育であるべきである。近時同和教育は各地において活発な研究討議が行われ、真剣に取上げられてその結果の見るべきもののあることは等しく吾々の喜びとするところである。然し乍ら現在、同和教育の実体は甚しく地方的に消長あり、或る地方においては盛んに行われ、或地方においては殆んど顧みられていない。吾々は日本の完全民主化のために全教育者の奮起を強く望むものである。若し全ての日本の教育者がその力を結集して同和教育への精進を誓うならば、如何に日本の民主化は促進され、同和問題解決への道が大きく開かれることであろうか。これ、吾々が全国同和教育研究協議会の結成を企図した所以である。全日本教育者各位が挙って参加されることを望んでやまない。

議が続出して容易にまとまらないという状態であったということです。

そういうちがいが生じた背景として、やはり戦前の融和教育、戦中における同和教育、また水平社運動の伝統、あるいは融和運動とのかかわり、こういったことがずいぶん作用していたかと思うのです。和歌山県は、戦前の融和教育のなかでも、今日からみて大きな役割を果たしたと評価できる実践がかなりあります。「貢善教育」という名が示しているように、戦後もやはり一挙に観念的な教育が克服されたわけではないが、観念的な側面をもちながら脱皮していこうとしていたとみられます。

また、京都の場合、全国でいちばん早く一九四六年に、同和教育研究会京都府連合会が組織されますが、その中心になり、全同教の初代委員長を務めた水山光高さん、あるいは事務局長の中村吉治さん、また京都市教委にいました南弘さんなど、そのほとんどがいわゆる「崇仁教育」の実践者であります。伊東茂光先生の指導のもとに戦前・戦中から「崇仁教育」を実践してきた人たちがひき続いて戦後の同和教育に取りくんでいる。そういう意味では、大きな流れとして融和教育という側面をもったことは否定できません。伊東茂光先生は和歌山の「貢善教育」の名付け親でもあり、このあたりにも、「崇仁教育」の影響力の大きさを見ることができます。ただ、京都の場合、そうした「崇仁教育」の伝統があっただけでなく、部落解放運動の組織化も比較的早くて、先にあげた人たちは、解放運動の関係者との接触も非常に強かったわけです。今日の研究組織からみると例外の感じがしますが、同和教育研究会京都府連合会においても、またその後の全同教でも、幹事として当時部落解放全国委員会の役員であった木村京太郎さんらが加わっているのも、そういう経過があったからです。

そのほか、いくつかの地域で官製同和教育研究会、あるいは、校長同和教育研究会と呼ばれた初期の形態をもったところもありました。地域によっては、同和会の影響のもとで組織がつくられたところもあるわけです。

このようなちがいがあるのですから、まして同和教育の実践ということにな

聞き書②

第一次日教組教研(日光)の思い出

松浦勇太郎（初代副委員長）
（一九八二年九月二日 大阪・なにわ会館にて）

戦後、食うに食なく、着るに衣なくというあの時代に、部落の子どもの長欠児童生徒の問題が大きな問題になってきていた。日本国憲法の、第二六条に「教育の機会均等」というのが出ている。子どもが教育を受ける権利があるにもかかわらず、権利を行使できない。将来の教育はどうあるべきか。今の子どもはどうしなきゃあならんか。国の責任はどこにおくべきか。そうした大きな警鐘を乱打したのが、一九五一年第一次日教組教研集会だった。

この大会に、ぼくら奈良県から五〇人が行った。幸い、奈良県では教育委員会と同和問題研究所がそのときすでにあったから、そこで県教育委員会が長欠児童生徒の実態調査をしていた。当時、小学校三五〇校、中学校一五〇校、合計で五〇〇校あった。そのなかで長欠・不就学が約三〇〇〇人以上。長欠の数は他と比べたら部落の方が多い。中学校でも半分も来とらん、という実態やった。その実態をひっさげて日光大会へ行った。

第八分科会は、長欠の問題、基地の問題、「非行」の問題。ぼくは、とっぱなに、奈良県ではこういう実態や。他府県でこういう方法あるじゃないかということあったら言うてほしい、という願いを出した。「同和教育」ということもだした。「同和教育」を進めるについては、このことを頭におかなければ進めないんだということでやったら、「同和教育ってなんのことや」と。一人の校長が「そ

ると、取りくみ方には非常に大きなちがいがある。これが当時の状況だったわけです。ただ、初期の全同教の考え方としては、そういうものを一挙にとりまとめるというのではなくて、それぞれの地域の実情に応じてやっていくということが基本ではなかったかと思われます。

しかし、地域ごとにバラバラかと言えばそうではない。これは全同教の歴史全体を通してわれわれが考えなければならないことですけれども、いわゆる実態の認識という点では、全同教の出発のかなり早い時期から共通の場を見いだしていた。こう指摘できるのではないかと思います。特に、さしあたった課題である長欠・不就学の解消という点では、全国的に共通して一致した立場をとることができる。また、そのことについてお互いに学びあえるといった状況があったわけです。

例えば、全同教の第一回研究大会で和歌山県の松本新一郎先生が報告された和歌山の部落の実態調査の記録（資料1—⑦）があります。これは和歌山県下の各地の部落の実態を、人口や世帯、一戸当たり耕地面積、子どもの学校への出席状況や成績などという点から詳細に報告したものです。それから、京都市の里内徹之先生が第三回研究大会で報告した就職・進学の実態調査もあります。これは皆山中学校の進路の問題を、この時期としては珍しく正確に分析している報告です。

また同じ第三回研究大会における奈良県の西口敏夫先生の報告は、「同和教育に於ける実態調査の仕方と生かし方」というテーマで調査のあるべき姿を論じています。その他、先ほど日教組教研の報告でもあがっていましたが、第三回研究大会における奈良県の安川重行先生の実態調査報告などは、今日からみても非常に貴重な資料であるわけです。そういう実態にもとづくという考え方が出発点となっています。（資料2—③・⑥）

ただ、これらは今日からみても積極的な意味をもつものですが、実態を把握するということ自身にも、実は若干の幅がありまして、いろいろな調査が行なんなもの、子どもに来い、来い言うても、首すじもって学校へ引っぱってくるわけにいかんし、親はなまくらやー」というわけ。

そこで、「ええ発言してくれた。こんな、わずか一時間や一時間半で各地の実態を十分つかんで帰れるもんじゃない。全国八ブロックの代表から部落について知っていること、してることがあったら発表してほしい。時間は四時間ほど延長せえ」という要求をやった。そしたら議長団が相談して、すまんけど、半分の二時間にしてくれということで、延長された。そういうような形で、三重県だとか福井県がやっている様子をつけ加えてくれたけど、すったもんだで話が進んでいった。「学校に来たって椅子のお守りや。先生のじゃまするだけや。学校に毎日来てる子のじゃまや。そんなんやめとけ」という意見もあった。で、私、一つだけあとでしめくくった。「学校にやりたくない親は一人もないねん。行きたくない子は一人もいやへん。みんな学校へ行きたい。やりたい。その親の心、子の心をどう聞いてるんや。先生は何をねらいとして教壇に立っているんか。これ以上、ぼくは言わん。先ほど、発言のあった先生よ。いっぺん帰って、自分の学校の長欠・不就学の生徒に、校長自ら家庭訪問して、一人でも二人でも呼んできて、校長先生のとこで火ばちを囲んで話したってくれ。部落の実状から、学校へ来られない、勉強ができない、参考書一冊もないというようなことをなんとかしたってくれ」と言うた。

そのころは、奈良県では、長欠児童生徒をなくすこと、ということで、県の教育委員会で「長欠対策の手引」をつくって、それにもとづいて、県内の義務教育に携わる四七〇〇の先生が一丸となって、この面に当たろうやないかということでした。

われております。融和教育、戦中同和教育の流れのなかで組織し、それを抜けきれない形で進んでいる場合には、例えば意識調査でも、児童が差別意識に感染した経路――戦前の融和教育では感染経路と呼んでおりましたが――そういうことが主たる調査内容になっていました。誰から聞いたか、いつ知ったか、といったことが調査内容の中心という例もまだこの時期にありましたので、すべてが科学的な調査活動を通して課題を明らかにするというようになったわけではありません。しかし、そういう方向性がずいぶん広がってきていると言えます。この時期に教育の取りくみが少しずつ進みましたから、科学的な実態の認識は内容的に発展していくわけです。

(2)同和教育のとらえ方

そのようななかで、部落問題・同和教育の取りくみの方向として、大きく二つの潮流をみることができます。その一つは、児童・生徒のおかれている実態そのものを解消するということを積極的にかかげていこうとする潮流です。したがって、その実現を図るということになれば、解放運動とか教組運動とかといったものとも深いかかわりがあるし、社会のあり方に対する批判や現状をかえるという観点が出されてくる。教育条件の保障を要求する運動を組織することをすすめていきます。一つの県がそれですべて固まっていたわけではありませんが、和歌山県とか高知県などの取りくみの方向性のなかには、こういった視点が強く出されていたのではないかと思います。この二つの県だけではなくて、いろいろな地域にそういった経験はありましたが、このような観点がハッキリ出されている地域はまだ限られていました。

それに対して、もう一つの潮流は、長欠・不就学には共通して取りくむし、学力問題にしても進路の問題にしても困難な実態は認めるけれども、そのような実態そのものよりも、そういうなかで差別観念をもってはいけない、といった差別観念の解消をはかるということを教育の課題にするというものです。研究大会などの論議のなかでは、困難な実態は、むしろ差別意識からくるのだと

一例をあげたら、佐々木一行君のように、朝、お母ちゃんが〝失対〟に行くまでに家庭訪問。晩、今ごろ夕飯すんでるやろなあというころに家庭訪問。朝晩、朝晩、日曜日も、ずうっと家庭訪問に行った。ところがやりたくない親はない。なぜ学校に来れないかという理由を、われわれはくんでいかなならん。親が自分の胸のうちを告白するところの道理をこっちが作っていかないかん。最後に「先生、あれはあんたの子とちがうんや。わしの子や。ようここまで足運んでくれたのお。先生ありがとう。石にかじりついても、義務教育だけは終わらせてやります。先生たのむな」といった親もある。あるいは、「先生、人には格好悪うて言えへん。画用紙代、ノート代、あらへんわといえへん。それが悲しくて、学校へようやらへん。先生、すまんけど、学校へ行って鉛筆なかったら、先生の腹でたのむで。ノートも、画用紙も全部、先生、腹でたのむで」という。そして一人来、また一人来た。こういう実践の積みあげでした。

やはり、奈同教の出発は長欠児をなくすことからや。しかし、奈良だけやないということで、一九五六年に高知へ行って、そのときに三十六人の福祉教員がいてはった。それを聞いて、奈良へ帰ってすぐ十四人の長欠対策教員がおかれた。一九五八年でした。

いうような論議が行なわれている場合もありました。この場合、いわゆる差別観念の解消ということが教育の目標となっていくわけです。

例えば、全同教第三回大会の徳島県の報告のなかでは、「同和」「相愛」というような徳目なども用いられています。これは差別観念の取りあげ方を問題にした報告です。また、第三回委員会が滋賀県で開かれた時に、地元の人が、あまり部落の恥をさらすような実態をさらけ出したくないというような発言をして、論議になったことがあります。当時は実態に対するそういう認識があったわけです。これは先ほど述べたようなそれぞれの府県・地域の実情・歴史性を背景とし、またその時点における教育関係者の主体的な力量というものとも関係している、というように見ていいのではないかと思います。

このような地域によるとらえ方の差異に対して、初期の全同教の組織の関係者のなかで、共通認識を深めるための取りくみが、やはりなされているわけです。結成の年に開かれた第三回の委員会で、水山委員長が「同和教育の原理的なものをぜひ明らかにしたいという声を聞くし、自分もそう思うけれども、あせらずに掘りさげたい」という主旨のことを発言されています。第一回研究大会でも、その後の委員会などにおける論議のなかでも、「部落問題・同和教育の概念や実践の方向について何とかミゾを埋めたい。しかし、あせらずに積み上げる」という立場をとったということです。

このような水山委員長などの立場に加えて、研究大会での積み上げは、かなり重要なのではないかと思います。研究大会では、同和教育のあり方を論じてみたり、実践を論じてみたりで、いろいろな立場からの主張を展開しています。はじめはいやおうなしにそういう形をとらざるをえなかったと思うのですけれども。その積みあげのなかで第四回和歌山大会に、特に大きな意義があったということは、すでに指摘されているとおりだと思います。

和歌山大会では、同和教育のあり方・展望を日本の教育全体のなかで考えようとしているのです。教育の方法論としては、生活綴方教育、歴史教育、郷土

聞き書③

戦後同和教育と全同教結成まで

松本新一郎（初代副委員長）

（一九八三年三月二日　和歌山・紀の国会館にて）

戦後の同和教育が近畿を中心として各地で取りくまれるようになってきたのは、部落の貧困がもたらす子ども達の長欠・不就学に対する取りくみからでした。

戦後の同和教育のもう一つの特徴は、戦後民主主義の高まりのなかで、子ども達に部落問題を正しく認識させる課題でした。それに対処するのに「部落の正しい歴史」が探索されたことです。部落問題研究所の奈良本辰也先生、北山敬一先生、井上正男先生、林屋辰三郎先生、渡辺廣先生等々の各歴史学者が新しい歴史観の上に立って部落の歴史を探索してくれました。探索するばかりでなく教育現場の小集会からはじまって講習会、研究会等々、文字通り東奔西走され新しい歴史の普及に取りくまれました。

こうした特徴をもって取りくまれていた同和教育が、大きく発展する契機は、一九五二年の和歌山県の西川県議差別事件闘争でした。この闘争は、和歌山県民を総立ちさせるような大きな闘いでした。この闘いが一大警鐘となって部落問題が再認識され、同和行政、同和教育が大きく発展いたしました。戦後、同和教育の発展のその基盤に、いち早く全国的統一をかちとり、人間奪還を大きく闘う部落解放運動の指導と協力があったことはいうまでもありません。こうした、特徴と労苦の中から同和教育が当然化されつつ、拡充されてゆきました。

教育との結合などがあげられています。この時期、朝鮮戦争、そして教育の危機というなかで民間教育研究団体が次から次へと結成されるのですが、そういう成果を吸収しながら同和教育の実践を展開しようとしているわけです。組織的にみると、和歌山大会の準備には教職員組合の主導で教育委員会もはいるし、解放委員会もはいっております。さまざまな組織が大会を支えた背景には、西川県議事件の経験がありました。これらの結果、同和教育の考え方、あり方が非常に大きく広がったといえるのではないかと考えるわけです。

それから、同和教育の共通認識を深めるために、全同教委員会がひんぱんにもたれています。これの特徴は、府県ごとにもちまわりで開かれる点、開いたらその府県の報告を聞いてそれをみんなで論議するという点です。これは、ひとつの学習と交流の方法だったと思うのです。こういったことも、共通課題を深めていくうえで大きな意義をもったのではないかと考えられます。

二、「同和教育指針」の作成過程

こういう蓄積のなかで、全同教として共通の方向性をもちたいという点は、たえず追求されていましたので、「同和教育綱領」の作成という問題が日程にのぼってくるわけです。「同和教育綱領（案）」（資料5―①）と、このあとの「同和教育指針」（資料6―①）とは、ほんらい一体のものとして考えるべきなのですが、事実経過を追うと次のとおりです。第四回総会で、ひとつ「綱領」を一年かかってつくろうではないかという決定をみて、その後、委員会がもたれ、事務局も論議しております。

第四回総会は五六年の五月でありますが、一年後、五七年六月の第五回総会で「同和教育綱領（案）」が提示されまして、これをめぐる論議が行なわれる。その論議を受けてもう一度整理を行ない、さらに翌年、五八年五月に開かれた第六回総会で提案されるわけですが、ここで「綱領（案）」から「同和教育指針」

京都では、同和教育
和歌山では、責善教育（註）
岡山では、民主教育
広島では、同和教育
滋賀では、同和教育
奈良でも、同和教育
という名で推進されました。

しかしながら、指導書一つあるじゃなし、特定教科書一つない同和教育で、その実践は、各人各様、各校各様と文字通り創意工夫で取りくむ同和教育でした。それだけに教師たちの苦労や不安も亦、並大抵でありませんでした。この不安や苦労に中心的に相談相手となってくれたのが京都の部落問題研究所でありました。戦後同和教育の伸展に果したこの研究所の功績は大きいものです。

さて、一九五二年の秋に研究所から全同教結成について相談したいからと連絡があり、部落問題研究所の近くの喫茶店で、木村京太郎、三木一平、水山光高先生たちと話し合いました。話し合いの内容は、① 同和教育の振興のために各地の実践交換が必要であること② 全同教を組織するには京都と和歌山がまず立ちあがること③ 事務的なことは京都がする、でした。もちろん、私も大賛成で府県代表として滋賀県の山根房二先生、奈良県の松浦勇太郎先生などを推薦して別れました。この会合で私は初めて初代全同教の会長になられた水山先生におあい出来たのでしたが、あの温厚さ、誠実さのあふれるような先生の立居振舞が今もあざやかに思い出されます。

【編集委註】 一九四七年二月一日、歴史的な二・一スト直前の和教組闘争委員会において、「われわれの行動について『少数同胞』もこのストを支持している」という発言がありました。大論議が続くなかで、

へとその名称も変わっていく。こういう経過をたどっています。

「綱領（案）」を考えるにあたりまして、実はその前段として、一九五六年五月の第四回総会で提案された「同和教育の構想と内容」（資料4—①）という文書があるわけですが、これについて少し考えておく必要があると思います。この「構想と内容」「綱領（案）」は、金子欣哉先生の起草になっておりまして、「同和教育指針」が盛田嘉徳先生の起草となるわけです。

(1)「同和教育の構想と内容」について

そこで、この「同和教育の構想と内容」についてですが、実はこの文章はすでに五五年の研究大会に討議資料という名称で出されております。この五五年の一一月に京都の教育委員会と同和教育研究会との連名で編集されました『同和教育の諸問題』という資料があります。そのなかに金子先生の執筆した「部落問題とは何か」という節と「同和教育をどう考えるか」という二つの節があるのですが、その一部に「同和教育の構想と内容」が含まれているわけです。したがいまして、この「構想と内容」は討議資料として提起されたけれども、それよりも早くからメモのようなものがあって、それがおいおい整備されてきて「同和教育綱領（案）」に発展するとみた方がよいのではないかと思います。

このようなわけですから、「同和教育の構想と内容」についての理解を深めるために、「構想と内容」を含んだ『同和教育の諸問題』という資料の文章を検討したいと思います。この文章の性格をみる上で非常に重要なのは、次の点です。一九五五年八月に、大阪で部落解放全国委員会の第一〇回大会が開かれているわけですが、その方針案（資料補—⑦）のなかで教育問題がかなり重視されているという経緯があります。このことが起草にあたった関係者の頭にはあったということです。部落解放全国委員会第一〇回大会の方針のなかでは、融和教育に対しての批判ということがあげられている。その部分を少し紹介しますと「現在学校で行なわれている同和教育は、教室における観念的な説教に終始し、依然として融和教育のわくをこえることができない。われわれは融和主義的反動

解放運動・解放教育の必要性が確認され、四七年三月一五日、和教組のなかに責善教育部が創設、松本新一郎氏が初代部長に選ばれました。責善教育の名は、由良で開かれた会の席上、伊東茂光氏（京都崇仁小学校長）が「善を責むるは朋友の道なり」という孟子のことばから引用し名づけられました。創設趣旨には、「……それ魂の覚醒は教育にあり、吾人が日夜教育の場においてこの罪悪の追求をなすことによってのみ世の魂は覚醒される。責善は朋友の道にして又自然の大道である。ここに教員組合運動の主軸として責善の大運動を展開し、もって基本的人権の確立を期す」とあります。（後に、責善教育は県教育委員会の責任において行なわれる。）（第18回大会和歌山県実行委員会事務局の報告より引用し註とする）

資料6—①

同和教育指針

（資料編より再掲）

まえがき

同和教育は、戦後は、近畿・中国・四国の西日本諸地域における地方的な教育運動にすぎなかったが、今や、関東・信越・東海などの各地域にも進展をみるに至り、各地において誠実な教師や社会教育指導者の熱烈な尽力と自覚的な大衆の支持のもとに、名実ともに国民教育の主流として力強く充実しつつある。このように同和教育の進出がいちじるしいのは、形式的な概念としての民主

教育に反対し、子供の教育を守るための要求をかかげてたたかわなければならない。教室でどんなに教えるかという、教育技術の面でのみ処理しようとするのは、必然に融和主義になる。部落に特に多い不就学児童ないし長期欠席児童をなくするように闘うことが先決問題である。そのためには貧困家庭児童の教育扶助、給食、学用品、教科書の無料支給、学童に弟妹の子守りをさせるのではなく、無料の託児所、保育所の設置、また学力のひき上げのために、夜間学校設置、子供会の組織、進学奨励金などを闘いとること、更に、卒業生が立派に生きていける仕事を世話せよと自治体に要求し闘いとらねばならない。」つまり、当時の教育要求について、かなり具体的な提起を行なっているわけです。

これに対して金子先生は若干反発しております。この方針そのものは、いわゆる教育技術に閉じこもっただけでは本当の部落解放の教育をめざすという方向にならないと指摘しているのですが、教育者だから、教育活動そのものが重要だという認識をもったわけです。ですから、その批判をのりこえていくためには、教師自身が教育の中身を作っていく必要がある、ととらえたわけです。実は、この『同和教育の諸問題』のなかの「同和教育の構想と内容」の一つ前の節に「部落解放運動と教師の立場」という部分がありまして、そこに教師自身が教育の中身をつくっていく必要があるという考えがはっきり出されています。この部分を読むと、それに続く「構想と内容」の部分で言わんとすることがわかりやすいのです。

事務局では、おそらく部落解放全国委員会一〇回大会方針のような立場を、そのまま当時の全同教全体に提起するのは、無理だと考えたのではないかと思われます。けれども、この部落解放全国委員会の指摘には重要な教育課題が含まれている。そういう意味で、子どもの教育、生活、権利ということが非常に大きな課題として意識されていた。

したがってこの「同和教育の構想と内容」においても、同和教育の概念とは何かということについて、まず広く「反封建」「貧困」という問題を取りあげて、そ主義教育にはあきたらず、教師・指導者の間に、現場の実態に即応した生きた民主主義教育を実践しようとする意欲が高まってきたことを示すものである。

教育基本法には、民主的で文化的な国家を建設する根本は教育であると述べ、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希望する人間の育成をめざす教育の普及を強調しているのであるが、しかし、現実には教育の場の内外にわたって、民主教育の効果的な実践をはばむさまざまな力が根強く働きかけ、憲法や教育基本法に保証された子どもの権利と幸福が傷つけられ、国民の自由と平等への自覚がゆがめられがちであることも少なくはない。そうしたところでは、教育予算の面からも、教育行政の面からも、教師・指導者の意欲的な創意くふうが圧迫され、はつらつとした自主性が弱められ、いたずらに分を知ることのみが強請されて、教育への熱情がおさえられている。教師・指導者がこうした立場に追い込まれるとき、その反映として実践の場においては、子どもや青年・婦人に対する、地域・性別・職業・貧富などによる差別がおこなわれるようになり、教育の機会均等が全く有名無実なものに去勢されてしまうのである。このような形のなかでは伸びる資質をそなえた子どもも、青年・婦人も、いしゅくしたままで忘れ去られ、真理と正義を愛し個人の価値をたっとぶ自主的な気風も育つことなく摘み取られて、独善的な利己心と、排他的な差別意識が伸ばされていくことになる。かかる非民主的な教育が押しつけられた結果は、民主的な社会秩序、明るい人間関係の発展がさまたげられることになり、そのことがまたさらに民主教育の成長を停滞させるという悪循環をひきおこしてくるのである。

今日、教育に関係する人々の間では、おそらくは公然

れから部落の子どもの問題を取りあげている。つまり、広く日本の苦しんでいる子ども全体の問題もみる。しかし、具体的な課題として、長欠・不就学、教育条件、進路保障などの教育課題に取りくむのだということを、そうとう具体化して掲げている。それは、当時の具体的な課題を考える上で、非常にわかりやすい提起となっているわけです。教育内容についても、ほんの柱だけではありますけれども、今日においても展開している課題が提起されています。

「同和教育の構想と内容」に対して、研究大会の時などかなり反論があったわけです。その一つは、次のようなものです。「構想と内容」の土台には政治の貧困を指摘するという視点があるのです。これは当時の解放運動の立場でもあったのですが、そういう分析が問題だというわけです。金子先生自身が先ほども言ったように、「教室だけでやっとったらだめじゃないか」という部落解放全国委員会の指摘に対して、いや、われわれがやるのはこういうものだ、ということを出したいという意識が強かったから、教育内容や教育方法などについて具体的な視点を出していった。そして、全体を流れている立場のなかには、単なる条件保障という狭い範囲にとどまるのではなくて、もっと広く日本の社会のなかで今日の政治の貧困が子どもに困難さをもたらせ、部落の親にも困難さをもたらせているのだという視点をもとう、という観点があるわけです。ところが、批判の一つはこの点に向けられています。政治的すぎるという批判です。

この他、部落の児童・生徒が中心になりすぎているとか、部落問題をズバリと出しすぎるとか、学校教育中心で社会教育が欠けているという批判もかなり出されています。この「同和教育の構想と内容」から「同和教育綱領」をつくろうというときにこれらを考えてもらったらどうか、というように出されてきたわけです。「綱領」を一年間かかってつくろうということであったのですけれど、準備が十分できなかったため、これを下敷にして、五六年五月の臨時委員会で論議されました。そこでの委員会記録では、一応合意を得たとなっていますが、なかなか合意まで至らなかったようです。

と民主主義教育を否定する者はないであろうが、しかし、表面には民主的な教育をよそおいながら内実は非民主的な教育の押しつけであったり、また、概念的な民主主義の教訓に終始する形式的な事なかれ教育があまりにもおびただしく横行している。この現状のなかで、ありきたりの民主主義教育だけでは、真実をつらぬく生きた民主主義教育が当面している課題の焦点を、的確につかむことは容易ではない。したがって、われわれの主張の核心を最も明白に示すものとして、同和教育がとりあげられたのである。もし今、まじめに民主主義教育の推進を考えるならば、まずもって、現在の社会において最も民主主義と相反し、民主化をはばんでいる問題と取り組まねばならぬことは当然であろう。その課題というのは、日本社会のしくみのなかに根深く取り入れられている封建遺制の問題である。国民の生活のなかにしっかりとくいこみ、複雑多様な形で差別をしわ寄せして、日々に苦しさ・貧しさなどのあらゆる不幸を生み出している問題である。教育の場においては、こうした差別の実態を正しくとらえ、これを一つ一つ取り除いていくための、見方、考え方、技術、学力、能力を身につけさせる教育的な努力が払われねばならない。すべての差別から解放されるような人間を育成することこそ、ほんものの民主的な教育と言いうるのであって、この解放を焦点に据えた教育をわれわれは同和教育と称しているのである。

同和教育は、その呼び方に変遷はあったが、すでに数十年の歴史を経て今日に成長してきたのである。過去においては、絶対主義的な教育思潮のなかで、苦難と犠牲に苦しみながら、また、数々の錯誤を犯しつつも、終始一貫して、差別からの解放を目標に描き続けてきた。時代の制約を受けて、その認識は狭くて浅く、方法におい

(2)「同和教育綱領（案）」について

その後「綱領（案）」の作成に向けて、五七年六月に全国委員会、第五回の総会が開かれたのですが、関係者らの報告によると、前の日は順番に原稿書いて、委員会をやっている紫明荘まで走って届けて、そこで論議をしたということです。第五回総会で「綱領（案）」が提出されたのですが、原案が全部そろってないという理由で、結局もう一度論議しなおそうということになったわけです。

以上の事実経過をふまえて、次に「同和教育綱領（案）」の内容について述べます。「綱領（案）」の構成は、次のとおりです。

前文
一、部落問題の意義を認識する
二、同和教育の意義を理解する
三、同和教育の適切な方法を研究し実践する
四、同和教育の広場をつくる

最後の四は組織についてです。この構成は、後ほどの「同和教育指針」にも引き継がれます。「同和教育の構想と内容」のところで申しましたような考え方は、この「綱領（案）」のなかにも出されております。「構想と内容」とちがって、これはかなりの論議にもとづいて作成されました。原案はその論議を頭において書かれましたが、「綱領（案）」の文章そのものが全同教の組織として論議されたのは、第五回総会だけで、事前に長い論議はしてないから、もっぱら総会の場で論議して、あとで各府県の意見が反映されたとみるべきです。

こうして作成された「同和教育綱領（案）」の内容にみられる特徴ですが、この文章においても現実の生活、教育条件に取りくむということが課題として強調されているとみていいのではないか。この点は先ほどの「同和教育の構想と内容」と同じです。また、当時の部落解放運動の影響を受けているという点についても同様です。「同和教育綱領（案）」の特徴としてまずこのことが言えると思います。

ても幾多の誤りをまぬがれず、ややもすれば時の権力に利用されがちではあったが、ただ、常に差別からの解放を目標としてきた点は、称揚にあたいするものである。この正しい目標をつきつめていくことのなかから、われわれの新しい同和教育が生まれてきたのであった。そのような正しい目標をとらえることができた理由は、初め、未解放部落の生活実態、特に、部落の子どものうえに直接に重荷としておおいかぶさっている具体的な差別の現われを課題とし、そこから出発したところにある。長年にわたる差別と貧困のために、学校へ来られない子どもたちや、就職・進学の希望も与えられず、もろもろの悪条件のために学習への意欲と努力が妨げられ、自分の実力も伸ばしきれないでいる子どもたちの姿のなかに、部落にしわ寄せされたきびしい差別の実態がむき出しにされていて、良心的な教師たちはここから差別についての理解と解放への意識を学びとってきたのであった。

この歴史的事実は、われわれに一つの教訓を与えてくれる。すなわち、部落の日々の生活のなかに絶えずうちそがれている差別の実態をとらえ、子どもや青年たちの不安定な状態からくる悩みを受けとめることが、差別の真相をつかみ、問題の重大性を認識するための最も正しい道筋だということである。そして、部落問題を基本として社会のしくみについて研究するとき、広く封建遺制全般にわたっての具体的な理解もできるということである。これは、部落問題こそ日本社会の矛盾の基本的な形象を最も端的に暴露していることを意味するものである。

しかし、過去の同和教育においては、封建遺制についての理解が浅薄であり、差別の認識が皮相であったために、事実のなかからせっかく正しい目標をつかみながら、それを正しく発展させることができず、同和教育を部落

もう一つ、社会のしくみと政治のあり方に触れている部分があります。これは、盛田先生が再度整理された「同和教育指針」にも出てくるのですが、どちらかというと「綱領（案）」の方がその点をわりあい大胆に出しているわけです。そのあたりについてかなり論議が集中した。例えば部落問題の意義を認識するという項のなかの第一項で、部落が厳然として存在しているということをあげて、第二項に「現代社会の中で、部落の人々を未解放の状態において存続させているものは、社会のしくみと政治のあり方の誤りにある」と言い切っているわけです。そして第三項目は「右の誤りは、貧困と失業の悪循環によって、単に差別を存続させるばかりでなく、差別をますます拡大再生産していく」と述べている。こういったことを直截に掲げているということです。これは政治活動ではないか、そういうふうに受けとる人々がありました。もちろん全体を読めばそんな主張ではありませんが、とくに融和教育の歴史的な影響の強い地域からは、この点についてかなり反論がありました。

さらにもう一つ指摘すべき点があります。こういう論議をしているときに、起草者は、京都で解放運動の中心的な人々ともいつも意見を交換していましたので「綱領（案）」では、日本の社会運動、労働運動、教職員組合運動の課題なども背景として明確にしているのです。そうした認識の上に立って、目の前の部落の子どもをどうするのか、ということがやはり問題にならないといけないのではないか、という提起が行なわれたということです。

このような点が出され論議される過程こそが、この「綱領（案）」が鍛えられていく過程だといえるわけです。各府県の意見は資料にもありますから省略しますが、わかりやすくするとか、部落問題とは何かという項をもっと明確にしてほしいとか、社会教育を重視せよとか、「同和教育の構想と内容」の場合と非常に共通したような意見が出されました。そういう論議の末、第五回総会では、次回第六回総会までに最終決定をするという申し合わせが行なわれました。こうして、「同和教育指針」の作成に入るわけです。

問題の表面ばかりなでまわす特殊教育として孤立させ、権力の末端につながる融和政策の一部分におとしてしまった。実際には、封建的なしくみが現代社会のなかにまで取り入れられていることによって、苦しめられ、縛りつけられているのは、決して部落だけのことではないのである。人種、信条、性別、社会的身分・門地、貧富などはもちろんのこと、母子家庭に育ったことによってさえ、社会的な、経済的な、生活的なあらゆる場合に差別が重苦しく国民のうえにのしかかっている。これらの多様な形態でうち出されている差別に比べて、部落に加重されている差別は、量的にも、質的にも絶大なものではあるが、その本質は、日本社会の封建遺制によって生み出され、根を一つにする共通の課題なのである。

しかも、このような封建的な人間関係が温存されることによって、国民が相互に分裂させられ、生活の水準がいよいよ引き下げられていく。こうした事実をつきとめるならば、差別の問題は、まことに国民共通の重要課題として、国民ひとりひとりが、自分の生活の実相から出発して、みんなで手を握り合って解決していかねばならぬ問題であり、また、同和教育は、国民教育の具体的に実践化されたものとして、すべての国民が差別から解放されることを目標としなければならない。差別と貧困と圧迫に苦しむ子ども・青年・婦人の権利と幸福を守ること、そして、差別についての徹底した理解と、差別を生み出す社会のしくみについての具体的な批判力を持ち、解放をねがう意識を高め、知性に裏づけられた行動力を身につけた人間を育成することが、同和教育の使命なのである。

誠実で自主的な教師・指導者たちのまじめな努力と、真実をつらぬき通そうとする熱情にはぐくまれて、新し

(3)「同和教育指針」について

こうして、「同和教育指針」の作成のために、事務局での検討を重ね、二月に全国委員会をもっておよその字句の修正をやり、五月の第六回総会に提案され、確認しています。そういうことですから、かなり時間がかけられているわけです。そしてこの間に起草者が金子先生から盛田先生へと交代しました。交代の理由は、同じ人間が書いたら、なかなか変わったものは書けない。このさい今までの論議を含めて新しい人で整理してもらった方がいいのではないか、という委員会での論議にあります。その論議にもとづいて盛田先生に整理していただいたのですが、整理にあたっては、事務局と委員会との論議をかなり行なっています。「同和教育指針」は、全同教の結成以後五年の歴史の集大成であり、この意義は非常に大きいと思うのです。

この「同和教育指針」の内容を整理してみますと、ひとつは、憲法・教育基本法を基礎におくという考え方が出ているという点があげられます。まえの「綱領（案）」にも、憲法や教育基本法が出てきますが、「指針」ではそれを柱においている。そのような考え方に大切な特徴がみられます。

それから第二に、「同和教育とは何か」について全国的な共通認識を得るための努力がはらわれた点です。まえの「綱領（案）」では、生活条件と教育条件に取りくむという課題をかなり強調しているという特徴がありましたが、そういう主張に対して、観念的な教育を擁護する論議が起こりました。また現状を変革するための政治課題を前面に出しているとの批判がありました。こういう問題をどうやって全同教として統一していくかということが、「指針」をまとめる上で大きな課題となったわけです。六〇年に出された「全同教の歩みの反省と課題」のなかでも述べられているように、この「同和教育指針」は「各府県の考え方の最大公約数」を要約したものだと言うことができます。私はこれを、各府県の考え方を平均したというふうにとってないのです。そうではなくて、各府県の考え方の統一をはかるため、「同和教育の構想と内容」「同和教育綱領（案）」

い同和教育は力強く成長し、発展しつつある。さきに、「みんなのために、みんなでとりくむ同和教育」、「足もとの問題をほりおこす同和教育」という二つのスローガンを発表したわれわれは、さらに、日本のあらゆる教育の現場へ、すべての教師・指導者のなかへ、積極的に同和教育をおし進めるために、次の四項目を明らかにしたい。

一、差別について認識を深める

1、今の社会のなかに数限りなく見られる貧困や、ふしあわせ、悲しみなどの大部分は、単に当人の心がけが悪いとか、努力がたりぬということだけではなしに、身分、家柄、地域、職業、性別などの、抜きさしならぬことを理由にしている場合がきわめて多い。社会のしくみのどの位置に立たされているかによって、不平等と隷属を押しつけられ、そこからすべての苦しみが生み出されてくる。この事実が、国民の上に重苦しくおおいかぶさっている差別なのである。

2、国民がさまざまな立場において、差別からいまだ解放されないでいるという実態のうちでも、特に、差別の加重の最底辺に置かれて、生まれながらにその重圧を負わされているのが未解放部落の人々である。六千部落、三百万と称せられる部落の人々の生活の姿に、差別の具体的な形象がむき出しに現われている。

3、差別は、言葉や、身ぶりや、単純にそれとわかる形でばかり現われるものではない。こうした現象だけを見ていては、その現われ方が変わることによって、あたかも差別は既に解消しているかのような錯覚をおこしやすい。むしろ、多くの場合、差別は日常生活のなかに、教育の機会・職業の選択・住居や通婚・社交などの自由の制約、及びそれにもとづく生活環境の低さとして、具体的に現われているのである。

の内容を認めつつ、差別という概念、これを中心にして整理するという観点が出されていることが重要な意味をもつと考えます。このことは、おそらく、門田先生が後で報告される「全同教の歩みの反省と課題」に関するところにも影響のあることと思いますが、差別の現実をみるとか、差別を解決するために教育課題をどうするかというように、「差別」という概念で、部落問題の今日的な課題とか現状認識とかをまとめている。ですから、逆にいうと、この時点で「差別」とまとめられたことがらの受けとりようは、府県によってかなりの幅が生じたことも事実です。このことは、「差別」に対する科学的な把握を明確にしないまま、それぞれの条件で受けとめるという弱さをもつことになり、その後の全同教にとって重要な問題を残すこととなりました。

第三に、この「指針」のなかでは、戦前の融和教育に対する批判が底流として重視されているといった点も重要です。これは全同教の歩みを見ていく場合、極めて重要な観点です。しかしこの点についても、大胆に「融和教育」の徹底的批判を行なったというわけではありません。

そのほか、内容的には各府県からいろいろと出されていた意見にしたがって、全体を整理するとか、表現を統一するとか、あるいは社会教育など、「綱領（案）」で触れられていなかった面について、整理して位置づけるとかといったことが行なわれました。

以上のような点で、「同和教育指針」という文書は全同教の一つの歴史の遺産、教訓であるし、その後の全同教の発展過程においても「指針」の軸となった内容は大きな意義をもったのであります。このことにつきまして、盛田先生自身も、これは全同教の歩みの集約として取りくまれたものであって、その後の学習会などのいろいろな場面でこれが取りあげられたと指摘されています。

けれども同時に、せっかく長い時間をかけたものの比較的短命であった、短い期間活用されるにとどまったとも指摘されています。先ほど、「同和教育指針」は「差別」という軸で統一しようとしていること、その内容の理解に幅のある

4、部落の人々の現実に受けている極端な不平等、自由の制約・窮乏などを理解することは、同時に国民生活のいたるところに打ち込まれている差別の重荷を、それを差別であるとして意識できる確実な方法である。

5、こうした差別は、今の社会のしくみのなかに根深く利用されている封建的なしくみにもとづくものであって、それを助長している政治のあり方に責任がある。

6、部落が差別されることによって、部落の人々の自由が圧迫され、生活がますます低下する。このことが反映して、国民全体の自由がせばめられ、生活の切り下げがさらに強化される。部落に対する差別を生み出し、温存し、再生産していく諸条件は、部落の人々をも含めた日本国民すべての民主的な成長を妨げ、自由で豊かな生活を営むことのできる社会の実現をはばんでいる。

7、差別に対する自覚と、自主的な批判力、解放への意欲のない人々の間では、差別はたえず不安定な、下づみのところへしわ寄せされ、同じように苦しんでいる仲間が、分裂して、その解放が妨げられている。

8、差別からの解放は、国民すべてにとっての重要課題である。国民すべてが解放されるなかにおいて、部落の解放も実現されうるのであり、また、部落の解放が取り残されるようなことがあっては、国民すべての解放も実現しないのである。

二、同和教育の意義を理解する

1、同和教育とは、日本社会のしくみのなかに根強く残されている封建遺制を解決し、国民のすべてが自由で豊かな生活を営むことができる社会を築くために行われる教育である。

2、同和教育では差別を差別として鋭く感じ取れる人間、

ことを指摘しましたが、この後展開しつつあった勤評闘争など、厳しい教育現場の状況から、「差別」それ自身についての認識が進むなかで、全同教の今までのあり方についても、かなり批判も出されてきたわけです。その結果、具体的には六〇年に「全同教の歩みの反省と課題」という文章が出されるに至るわけですけれども、「同和教育指針」を生みだす過程のもった意義は、戦後同和教育運動のなかでも大きかったのではないかと思います。

これで報告を終わることにします。

〈稲垣〉里内先生は当時事務局におられたのですね。補足するような意見がありましたら出していただけませんでしょうか。

〈里内〉ひとコマひとコマは詳しく憶えていないのですが、裏話みたいなのを幾つか出してみます。

これは当時の皆山中学を中心にした状況なんですけど、校長が全同教初代委員長の水山光高先生ですよね。金子さんも同じ皆山中学校の先生だし、学校の問題については、水山校長の所管ですけど、全同教は、また別の機関ですから、その間にあっていろいろ神経をつかわれたことも多かったようです。

個人的なことですが、金子さんという方は、印象の上でも実質的にも、「外柔内剛」型ですわ。後に京都府教育委員会に入りましたけど、そこでもまた一味違った「外柔内剛」ですね。「同和教育綱領（案）」をまとめるにあたっても、いろいろ意見があるなかで、公約数をとったにしても、あの人独特の外柔内剛で、かなり思いきって書かれたと思いますね。

またちょっと話はそれますけれど、皆山中学の演劇部がたしか生徒祭に『靴底トントン』と『赤々と火は燃える』という劇をやったことがあります。これは金子さんの創った創作劇です。『靴底トントン』は、子どもたちが学校に来な

差別からの解放を意欲し、みんなで力を合わせて解放への努力をおしまぬ人間、解放のために必要な学力、技術、さまざまな能力をじゅうぶん身につけた人間を育てることが目標とされる。

3、同和教育は、教育活動のなかで特別な部分をなす特殊教育ではない。差別に苦しんでいる国民大衆全体の要求のうえに立った真の民主主義教育そのものであり、国民的な課題の現実的な要請に根ざし、教育の真実をつらぬこうとする教育である。したがって、それは教育計画の基本方針として、教育のあり方を規正し、教育資料や教育課程を検討するよりどころともなり、教育活動の全分野にわたって配慮されねばならぬものである。

4、同和教育では、日本社会の差別的現実について考えさせ、解放への意欲を高めるよう学ばせる。そのためには、差別のしくみの最底辺におしやられ、市民的権利を奪われ、貧困と不平等に苦しんでいる部落の問題が、当然、その中核をなす課題として取り上げられねばならない。これを回避するようでは、差別の意義は正しくとらえられず、同和教育の使命は達せられない。

5、過去の同和教育では、差別が部落の人々のうえに投げられる言葉、身ぶり、感情のなかにしかとらえられていなかった。そして、その差別が封建時代以来、人の心から心へ感染されて受け伝えられたものと考えられていた。かような狭い、観念的な理解のうえに立ったので、部落に対する差別の感情だけが重大視され、また個人の差別感情を誘発する原因と考えられた事項のため直しに全力がそそがれていた。同情教育、融和教育と称せられるものがそれである。その結果は、差別を差別としてとらえられない人間、自主的な解放意

いで家で靴の修繕をやっている。そんななかで教師が家庭訪問に行くと、おばさんが「先生、この子に字おしえてや」、つまり勉強を教えてほしいと言うのです。現実にはその子どもは連続や断続の長欠で、靴底なおして生計を助けているので、親は矛盾をよく知りながらも、子どもに勉強教えてくれと学校に要求している……。こういうことが毎日のようにあったんです。

これに対して、われわれ教師は、学校はどうするのか、勉強教えてくれというが、どんな勉強するのかと、職場で討議しながら、学校として同和教育を進めるみちすじや同和教育の内容を探求していた時期だったと思います。試行錯誤しながら…。毎日起こる具体的な問題をもとにしてね。「学級王国」をつくるのでなく、学校としてどう取りくむのか…と。『靴底トントン』にしても『赤々と…』にしても、子どもたちが脚本を読みあい、演ずることによって、彼らの生活のなかに、部落差別がなぜ、どんな形で横たわっているのか、これをどうはねのけるのかを討論しながら学んでいった。だから、何でもものが言える学級、開かれた民主的な学級が基本だということで、ホーム・ルームの交流や、教師もお互いに授業見学して、相互批判や検討会を開いたりしましてね。政治や社会の貧困がつくり出している部落差別、そのなかで子どもや親は何を願いどう生きているのかという、毎日まわりに見られる問題を取りあげたものですから、この劇を観た部落の母親や老人は「ここまでようやってもろうた…」と言って、ポロポロと泣いていた人も多かったですよ。これと前後してだったと思いますが、笠置山や琵琶湖畔で子どもの合宿をして、部落問題の学習をやったのは…。後に京都市教委が毎年夏に部落の中学生を対象にして実施した合宿学習会の一つの原型になったと思うんですけど…。最初はとても生き生きした学習会で真剣でした。金子さんらが中心となって企画したんですが。全同教が発足した二、三年後でしたか…。

話はちょっと横道へそれましたが、皆山中で時々、全同教の委員会が開かれましてね。私は全同教の事務局の書記ということになっていたので、出席の各

欲を持たぬ人間、独善的で小ずるい人間などしか育成できず、大きな障害になっている。

6、同和教育は、実践の場における教育的な活動に重点が置かれねばならぬ。じみに、着実に、学習と指導をつみ重ねることによってその目的が達せられるものである。

三、同和教育の適切な方法を研究・実践する

1、同和教育は、子ども・青年・婦人たちが心の底にいだいている人間的な悩み、悲しみ、願いを受けとめ、真に求めているところに答えることから出発せねばならない。それを的確にとらえ、効果的に指導し、高めていくための適切な方法、技術の研究が必要である。先人のすでに研究、実験された数々の新しい方法、技術――話しあい、生活つづり方、野外研究、実態調査、視聴覚教育などの成果を進んで取り入れるように努めねばならぬ。さらに、地域、対象、施設、指導者の諸条件に応じた有効な方法、技術については絶えずくふうが続けられねばならない。

2、学習する者も、指導する者もみんながその集団のなかで生き、喜びを見いだせるような、明るい民主的な教育の場が作られねばならぬ。そのためには、ひとりの忘れられた子、無視された人もないように、特に配慮すべきである。

3、教育の機会均等をはばみ、学習を妨げているいっさいの悪条件に対しては、学校・社会教育の現場においてもじゅうぶんなる対策をたて、努力せねばならぬが、特に、教育行政施策による対処を積極的に要求し、その実現をはからねばならぬ。長欠・不就学対策、子ども会、就職指導、進学奨励、各種講座、衛生施設などの充実強化をはかり、これらを自分たちみんなのもの

府県の委員さんの出欠や会議の記録をとったり、お茶くんだりしましてね。委員長の水山先生が、「三太郎さん、来てはるか」と言わはる。三太郎、四太郎と言ったこともあるけど、奈良県の松浦勇太郎、吉村清太郎、兵庫県の荒木新太郎、事務局（幹事）の木村京太郎さんのみなさんです。全同教の運営や総会・研究大会の開催について協議するのですが、内容は部落問題と同和教育ということになりますわね。それはもう活発な意見と討論で、記録するのを中止して聴き入ったことが毎回でしたわ…。後でまとめるのに大弱りしましたけど…。政治の貧困のなかで差別が再生産されるというのと、それでも社会の大勢をよくみて、差別に負けない子どもを育てるんや等と、ちょっとピントが合わないような論議の流れがあったように思うんですけど。和歌山の松本新一郎さんが委員会が終った後でよくぼやいていやはった…「同じ松本でもこんなに違うんや…。あれは一体何や…」とね。もう一人、大阪府の委員で同姓の方が居られて、悉く意見が対立するんです。幹事の盛田嘉徳さんが「大阪ではそんな実態はない…」と大阪府委員の松本さんの持論を修正するんだが、松本さんは俄かに応じないという、マア、喧々諤々、その評価はおのずから明らかなんですけれど、それでも、ピシャット一方を叩くだけでは、ことが進まないということで、こんないろんな意見を集約しながら、「全同教って、むずかしいわ…」と言いながら「綱領（案）」の草稿を金子さんがまとめたんだと思います。京都でも何回か基礎討議をやったように記憶してますけど、全体的な見解を集約して、その時点での政治の貧困性と部落問題、同和教育のみちすじを明らかにしていると思うんです。政治主義が陥る教条主義的な傾向、現実を無視した観念的、情緒的な道徳教育の傾向が対立し、からみあいながら進んでいきそうな時期だったんですが、この時期は…。こんな状況を、あの人独特の柔軟だけど、差別の背景を科学的にとらえた教育という観点をきちっと打ち出すのに苦労されたと考えます。特定個人の力で出来上がったというわけではないけれど、まあ、私はこのように考えます。

として意欲的に運営することがたいせつである。

4、学ぶことに希望があり、前途に期待が持てるように、進学、就職の対策を確立せねばならない。特に、差別的な悪条件にさらされている子どもの就職については、教師はそのことを強く認識して、就職に必要な能力を高め、態度を養い、強い意志力を育てておく必要がある。教師・父母・子どもが一体となって、悪条件を切り開いていくための努力を続けるとともに、さらに社会教育を通じて、社会への理解と協力を要請せねばならぬ。

5、科学性と合理性につらぬかれた批判力や実践力を引き出すためには、基礎学力をじゅうぶんに身につけさせねばならぬ。そのためには、ひとりひとりの個性、能力、環境について観察し、調査して、その意識のあり方を分析し、適切な指導方法をたてることが必要である。

6、民主的な人間関係を基本にした新しい生活態度、差別や貧困とまともに対決していく問題意識を高めるために、足もとの生活のなかから問題をほりおこし、ものの見方、考え方、応じ方を正しく伸ばす指導が計画され、実践されねばならない。解放への希望を分かちあい、意欲をはげましあうなかで、新しい人間関係が育てられていくのである。

7、部落問題の解決が、国民全体の課題であり、自分自身につながる課題であることをはっきりわからせるためには、まず、ひとりひとりの足もとの生活のなかから、苦しみ、悲しみ、願いをほりおこし、発達の段階に応じて深めていき、やがては部落問題を正しく認識させ、さらに、部落問題を基本として、学ぶ者みんなの連帯性を高め、ともに力を合わせて解決にあたろう

八月一五日は全校登校日になっていたんですが、その時に、金子さんは「今日はドウワをするで…」と言うて、全校生徒に創作童話を話しました。うまいものでしたわ。あの人は児童文学者ですからね。子どもの身のまわりにある差別を通して生活や政治の問題に眼を向けるというようなものだったように思うけど…。

〈稲垣〉 金子先生の話が出ましたけれども、『すべての教師のものに』という本が全同教の編集で、一九五六年に潮文社から出てますね。あれを編集されたのが金子先生ということで、本の奥付に名まえが出てますけれど、あの本の役割りはどういったものだったのでしょうか。

〈石田〉 全同教の編集した実践記録集ですね。やはり先ほど出た「綱領（案）」に至る討論を実践的に示そうというひとつの試みですね。全同教としてああいうもの出したのは珍しいんですけれども、それまでの、どちらかといえば「同和教育とは何か」という抽象論議に対して、実践的に内容を示そうという意図があったわけです。

〈稲垣〉 川内先生は執筆なさってますけど、そのへんのことについてどうでしょうか。

〈川内〉 いや、ぼくは全体としての位置づけをわかった上で書いたわけではないんで…。

〈石田〉 事務局が中心になって論議を活発化させようということで提案し、加盟府県からの推薦をうけて編集しようということになったというのが私の記憶にあります。

〈稲垣〉 あれも内容はさまざまですね。

〈石田〉 そうです。

〈川向〉 当時の状況を反映してるわけですね。

〈稲垣〉 かなり広く読まれたのでしょうか。

〈石田〉 あの当時ですからね。かなり求められたでしょうね。

とする心構えを強めていかねばならない。

8、社会教育の場においては、公民館を中心として、社会教育機関・団体の緊密な連携のもとに、同和教育推進のための総合的な施策と活動が望ましい。特に、純真で正義感が強く、かつ社会的には圧迫されている青年・婦人に集中して活動を進めることが効果的である。

9、成人に対して、差別の問題・部落問題を正しく理解させるためには、その場の人々に共通する具体的な生活の問題から入り、ひとりひとりの問題を考えることから、みんなの問題に通ずる一致点を見出して、利害の一致をはかるなかで、「人のことなどかまっておれん」者が、やがて「人ごとではない」と悟るようになり力を合わせて問題解決をはかるように伸ばしていかねばならない。

10、従来の社会教育では、一回の行事として取り上げられる傾向が強く、継続的な学習として計画されることが少なかった。回をつみ重ねて、気づかせ、理解させ、行動させ、努力させるところまで育て上げていかねば効果は乏しい。

11、同和教育学習とあわせて、民主的な行動の方法、運動に必要な技術、生活を豊かにする知識や技能を指導するように留意する必要がある。社会教育の結果は、直ちに行動、実践として、社会に働きかけがみられねば、意義の低いことになってしまう。

12、差別事件は、日本社会の矛盾のむき出しになったものであるから、これをごまかしたり、かくしだてすることなく、積極的に取り上げ、みんなの課題として、正しく解決しなければならない。

四、同和教育の広場をつくる

〈大同〉今みたいに、資料はたくさんないですからね。

〈石田〉当時、教育内容では、歴史教育・生活綴方・生活指導というのが問題になってたことから、そういう内容をやはり書いてますね。こういう面でも現場の要求に合った面があると思いますね。

〈稲垣〉川内先生は、そのころ研究大会とか委員会に参加されておられますね。そのころ参加された印象とかはどうでしょうか。

〈川内〉あの当時はやっぱり京都に教えられるところが大きかったですね。私ら大阪は谷間みたいな状態でね。同和教育不毛地帯を嘆いとったなかで、谷底からなんとか這いずり上がりたいという気持ちを、私たち若い者はもっていた。谷底から這いあがるために、京都に続け、広島に学べ、和歌山にまた学べ、というふうな気持ちがひじょうに強かったですね。

〈川向〉石田先生ね。部落解放委員会の第一〇回大会で出された「子供の教育を守る活動方針」を金子先生が受けとめておられたという話があったんですけれども全同教のなかでは論議があったんでしょうか。

〈石田〉いや、当時の全同教の組織の状態としては、解放委員会との連携の密接な府県と、むしろ解放委員会をひじょうに警戒した府県とがあったものですから、全同教全体としてはそのことが真正面から論議されていない。ただ金子先生や、あるいはその他いくつかの府県で中心的な人々は、どうしても部落解放運動との接触も強いわけですから、陰に陽にそういう資料も受けとったし、私なども解放委員会の大会に出かけています。とくに五五年の時点で、いちばん身近な教育問題の提起があったわけですから、かなり積極的な立場でとらえようとしたと思います。全同教の組織として、というようにはいかなかったようです。

〈川向〉石田先生も雑誌『部落』のなかで書かれているように、金子先生だけじゃなくて、一般的には、教師も一生懸命にやっているんだから、それをもう少し認めてもいいんじゃないか、という感じが強かったわけですか。

1、教師・指導者が真実に子ども・青年・婦人の味方となり、信頼と尊敬を受けることができるためには、形式的な権威のからを脱ぎすてて、子ども・青年・婦人の仲間として、そのなかにとび込めるように、自分自身を改造していかねばならない。

2、教師・指導者はみずからの民主的な行動によって、職場の人々および組織と固く結びつき、なんでも話しあえる明かるい、楽しい職場をつくるように努力し、仲間の協力によって、組織的に同和教育を推進しなければならぬ。

3、「部落問題はむずかしい」とか、「ここには部落はない」などと言って逃避している教師・指導者に対しても、あせらず、着実に働きかけ、納得のいく説明をもって、ひとりひとりを仲間にしていくことがたいせつである。

4、新しい見解、方法、技術の習得は、教師・指導者の生命である。特に、部落問題の研究は必ずなされねばならない。部落問題について理解が乏しくとも、民主主義的な教育意見・方法・技術さえ知っていればじゅうぶんに同和教育ができると考えることは、致命的な誤りである。封建遺制を問題とし、差別からの解放を意図する同和教育においては、部落問題についての徹底した理解がなくては、完全な実践活動は不可能である。

5、近隣の学校・社会教育機関に働きかけ、ブロックとしての研究態勢、実施計画をととのえる必要がある。孤立した形の同和教育は、その努力に対して成果がむくいられないものである。

6、現場における悩みや疑問は、教育研究集会に進んで持ち出し、実践の体験を交換して、たがいに成長発展

〈石田〉厳しい批判が当たっている面があることも事実です。現場の実態をみると、長欠・不就学の問題でもわかるように、献身的な教師は限られていたわけです。そういう意味では、金子先生のような受けとめ方は、ほんとに厳しいなかでやっていた側の受けとめ方だと言っていいと思いますね。確かにそう指摘される面はある。あるけれども、教育の理論としてもどうなのか。教育固有の役割があるのではないか。「反動教育」一色で現場を見るというのでいいのかという批判でもあります。ここから先は二とおりの受けとめ方になるでしょうね。一つは、そんなふうに十把ひとからげに融和教育と批判するなら、結局何をやっても融和教育になってしまう。だからもうやめだ、という具合に逃げる方向です。金子先生たちはそうじゃあない。逃げるんじゃあなくて、それならわれわれなりのものをつくってみようじゃないかという、いい意味での反発があったわけですからね。

〈大同〉当時、京都市立小・中・高校の同和教育研究会が編集している冊子に第一〇回部落解放全国委員会の方針が載せられました。そして冊子のまえがきには、部落解放運動の側はそれまで教育についてまとまったものは出していなかったけど、今回の方針案のなかで、同和教育についてまとまった意見を出している、というようなことが書かれていましたね。石田先生が言われているように、結局そういうものを会員さんに提供して、討論や学習を組織したところもあるけれども、全同教全体としてはそうはいかなかった時期だったと思います。

〈稲垣〉それでは、これで出つくしたかどうかわかりませんが、いちおう第II部はこれで終わりたいと思います。つぎに、門田先生にお願いします。

教育をめぐる激動の時代と「全同教の歩みの反省と課題」

〈門田〉先ほどの、石田先生の提案で、「同和教育綱領（案）」から「同和教

するためのかてとする。また、地域の民主的な諸団体、特に部落解放運動団体との相互の理解、提携を深め、地域社会の要望と批判とを絶えず実践のうえに反映せねばならぬ。

7、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画などを資料として有効に利用し、実践活動を多様にするとともに、これらのマス・コミュニケーションに働きかけ、同和教育に関する正しい知識の普及につとめ、かつ、さらにすぐれた教育資料を提供させるように努力する必要がある。

8、へき地教育・基地の子どもを守る教育・朝鮮人教育・母子家庭・東北における名子などの問題は、その現象はそれぞれに異なってはいるが、同じく日本社会の差別的矛盾の問題であり、部落の問題とも深くつながるものがある。そして、子どもの現実の問題と取り組もうという方向、ねらいはほとんど同じである。全国の教師・指導者・研究者が、共に話し合い、理解と示唆を分ちあえる機会を作るように努め、また、そうした会合には進んで出席する必要がある。

9、地域相互間の連絡や、経験の交流、仲間意識をひろげていけるような全国的な組織を強化し、拡充することは、同和教育の質的な向上、運動の推進のために、絶対に必要なことである。

（一九五八年五月二四日決定）

育指針」を経て「全同教の歩みの反省と課題」へと移っていく経過、そのときの全同教をめぐる各府県同教の状況や背景などは、明らかにされております。だから私は、「指針」以後、全同教がどのような歩みをしてきたかということを、「全同教の歩みの反省と課題」（資料8―①）を中心に述べていきたいと思います。

一、「独占との対決」か「封建遺制」か

全同教が「同和教育指針」を決定して、その「指針」にもとづいてどのように教育実践を生み出していくかというその最初の研究大会は、第九回の徳島大会でした。先ほどの、石田先生の報告にありましたように「指針」というのは、「同和教育綱領（案）」を全同教の実状にあわせながら書きかえたものなんですが、徳島大会では、そのなかの封建遺制にもとづく差別観念を教育によって払拭していくんだという面が、戦前からの融和教育の影響をうけた県からの報告に意図的と思われるぐらい強調されたのです。

それに対して、第一〇回の岡山大会を前にして、かなり批判が出ました。「そうではないんだ。『指針』をまとめる過程でとらえたように、日本の政治や社会のしくみが部落差別を拡大してきているんだ。そのなかで子どもの現実がどうなっているのかを明らかにすることからはじめないと、ただたんに、封建遺制にもとづく差別観念を教育の場でなくしていくということでは、教育の中身にならないのではないか。」こういう内容の批判です。それに加えて、岡山大会の開かれた一九五八年は、全国的な「勤評反対」のたたかいの年でありました。そういうことでいえば、岡山大会はかなり紛糾が予想されていたわけです。

ところが、全同教加盟の府県同教は、まだまだ教育委員会が主導権をとっているところが多かったし、社会教育では、行政そのものが実践報告するという時代でしたから、岡山という県の事情もあったとは思いますが、「勤評」の問

聞き書④

教育と運動・行政とのかかわりを求めるなかで

山根房一（二代目委員長）
（一九八三年二月二三日 滋賀の自宅に訪ねて）

〈特別立法、国策樹立をめざしたころ〉

私が委員長になったのは、一九五七年国策樹立の運動が起こったころであった。翌年、一九五八年一月の部落解放国策樹立要請全国代表者会議に私は議長団に入っていた。全同協委員長という立場から特別立法を作るべきだということを提案した。当時、事務局の統一見解としては、国策を立てることが緊急な課題であるという認識では一致していた。全同協の組織は近畿中心の時代であった。各府県の代表委員に京都へ集まってもらって意見を聞いた。そのころは、現実的な問題が大切だということ、殊に国策が無いと同和教育は進めようがないということであった。なお、当時の状況としては、集まってくるのは同和地区の学校の先生に限定される傾向が強かった。しかも、東北、九州、関東方面の府県は、ほとんど、全同協加盟に関しては横を向いていた。ただ、埼玉県は、好意的で関東グループ（含長野）への呼びかけを約束してくれたのが唯一の望みであった。また、九州地区では、福岡からオブザーバーの出席を見た。同和教育はだいじな教育だとはいいながら、全同協へ入ろうとしないのが実情であった。長野県は独特の教育方針でやっているといって、全同協を反体制的だと批判はするが入ろうとはしない。それに、日教組も横を向いていた。日教組は松浦副委員長に同行いただき、数回にわたり同和教育を組

題とか、差別を温存している社会のしくみとかの問題、つまり子どもへの教育内容にずばり入らないで、その外側の問題で論議するようなことはさけようじゃないかということが、岡山大会で強調されていたようです。それから、さきほど石田さんのお話にもありましたように、教育内容としては、歴史教育という面で部落問題を教えるという方向性が、この岡山大会では出ておりました。

「勤評」をたたかっている人間として私たちも、このムードをどのように打開すべきかということを考えたのですけれど、なぜか岡山大会は、この「勤評」が論議されなかった大会なんです。たたかいの最中であったにもかかわらず、社会教育の分科会はもちろん、学校教育にかかわる分科会でも「勤評」が論議されなかったわけです。

その翌年、一九五九年に開かれた第一一回高知大会は、第九回徳島大会、第一〇回岡山大会への反発があったという感じで、「アメリカ帝国主義に隷属する日本独占資本との対決をめざさない同和教育ではだめだ」という提起と、「封建遺制にもとづく差別観念をなくしていくことが同和教育の本質である」という主張とが対立して、各分科会とも荒れに荒れたわけであります。高知県からの参加者が「独占と対決する同和教育」という問題提起を行ない、これに同調したのが、和歌山県と京都府です。広島県は完全に二分されまして、当時の記録には「かならずしも門田の言うことが広島県で支持されているわけではない」というようなおまけまで書いてあります。

この大会の収拾にあたっては、石田先生と私が総括の作業を務めさせていただいたわけです。封建遺制にもとづく身分差別をぬきにして同和教育は考えられないけれども、現に部落を温存し差別を拡大しているしくみを論外においては、子どもの教育はとらえられないのではないか。逆に独占と対決するという主張に対しても、子どもの実態をとらえることによって独占と対決するべきであって、独占と対決しない同和教育は同和教育ではない。というような一面的な提起には賛同できない。全同教の場では、共通な内容をなんとかしてとらえ織として取りあげるよう頼みに行ったが、理解はするが、取りあげる段階ではないと断わられるような状況であった。

このような、全国的な情勢から、同和教育は国策としてやらねばならないということで、その突破口として、私や事務局が足しげく文部省へ出向いていった。その結果として、文部省が、同和教育に関心を持ち、同和教育の施策に手をつけてくれたのである。このことは、文部省が、実験学校（研究指定校）を指定する（一九五九年）という形で具体化された。これは、文部省が前向きになった証拠でもあった。このことがまた、全同協の組織拡大と同和教育が、関東・東海・北陸・山陰に拡大されたことになったと思っている。一九六〇年、私が委員長をやめたころその効果が出て来たのであった。何はともあれ、同和教育は文部省が前向きにならないことには、全国的に広がって行かないということが実情であった。

それから、国策を樹立させねばならないということである。その理由の一つに、同和地区に対する教員配置の問題があった。つまり教員人事の大切な問題があった。当時、同和教育にかかわる教員人事（同和地区を持つ学校に対する人事）は、傷ついた先生、あちらこちらの学校で嫌われた先生、或は、トラブルや私的な問題でスキャンダルを起こした先生を配置するといったようにつまり、どこの府県でも、いわゆる「オバステ山」となっていたわけである。申すまでもなく、教育というのは人数の問題だけではなく、質の問題がだいじなわけである。この点、京都の皆山中学校や崇仁小学校は、師範卒のなかでも、上位にいたものを特に優先的にもってくるという京都府、市の人事行政があった。このことによって、京都の同和教育の質が高いものになっていた。この方式を京都方式の人事行政と呼んでいた。各府県が、こういうふうに同

ようという努力を「同和教育綱領（案）」からこのかたずっとしてきたわけですから、共通の内容をとらえる共通の広場としての全同教の方向性を求めるためには、やはり子どもの現実にもどらなければならない。こう私たちは述べたわけです。

それまで、子どもの現実、部落の現実にもどるという観点での調査は少なかった。横山先生や石田先生の話にもありましたように、とかく差別意識にいつごろ感染したかとか、いつ頃差別に気づいたとか、そういうことが教育の場での調査内容になっていたのです。そういう意識調査ではなくて、部落の子どもの差別の現実と部落の暮らしの現実とに深くメスを入れていくことが、必要ではないのか。たんなる調査でもなく、たんなる「白書づくり」でもなく、同和教育白書運動を、つまり部落の要求をとらえ、そこに同和教育の実践課題をみいだそうとする地域教育運動として「白書づくり」を取りあげていこうという提起が、全体会の終幕のときに出たわけです。これが今に続いている白書運動なのです。

それまで部落に対する調査は、部落問題の認識に対する考え方が違うなかで、目的も方法もバラバラに行なわれていた。それに対して、同和教育実践の共通の広場として、全同教の性格をハッキリさせながら、この白書運動によって子どもの現実・部落の現実をとらえ、そこから具体的な教育課題をみいだしていくというところで統一していこう。このような形でまとまったわけです。したがって、高知大会は、全同教の歴史のなかで、いちおう論争の区切をつけ、新たな展望をきりひらく出発点になったわけです。

そして、一九六〇年の第一二回京都大会で、それが「部落に集約される一切の差別を許さない」という京都アピールに表現されていくのです。この京都アピールは、部落差別、部落の現実をとらえることによって、部落差別と他の差別との関連、さらには平和の問題もとらえていこうとしており、これまでの同和教育を集大成しながら、新しい筋道を求めたものだと言えると思います。「部和地区を持つ学校の教員を質の高いものにして人数も増してもらう必要があるということであった。

このようなことは、文部省から声をかけないことには府県教委ではできにくいということ。次に、同和教育を民主教育の中核にすえるべきであるということ、そのため、同和地区を持つ学校に対する人事を優先的にあつかうと共に、同和教育指針を出すことを文部省や関係府県教委に申し入れると共に国策の樹立を強く要望したのである。

この時期には、避地へはかなり優秀な先生が配置されておった。これは、法的な根拠があったためであるが、これに比べると同和地区を持つ学校に対しては、教員人事面でも差別されていたのが実情であった。この点からも国策として国へ働きかけがいるということで、かなり全同協としては独走したような誤解を関係機関・団体に与えたかも知れなかった。そのためか、国策樹立大会で全同協が提案した「同和教育振興に関する特別立法」樹立の案件に対し、解放同盟から批判された一幕もあった。つまり、こういうことは特別な総合的法律を作って部落問題の解決をはかるべきことだから、教育先行は、時期尚早で、却って差別に通ずるというわけである。私は、それはそれとして理由があると思うが、同和教育を国民の表に出しておかねばという思いがあったし、委員長としての一番大きな仕事だと思っていた。だから批判されながらもやったわけである。

こういうことがあって、文部省が、同和教育に高い関心を持ってることを、文部省自身の声で実証してもらうために、全同協の研究大会に出てきてもらって祝辞を言ってもらうことにした。そうすることによって、国がこれだけ力を入れているのだということを知らせたかった

落に集約される一切の差別を許さない」という形で、他のさまざまな差別とのかかわりをとらえようとする方向性が明確になったと思うのです。

二、「全同教の歩みの反省と課題」

ところが、高知大会の後遺症というべきものがありまして、「同和教育指針」は厳然としてあるものの、融和主義の流れというものが依然として続いている。そういうことに対する反省と課題を改めてまとめようではないか。高知大会をうけて、独占と対決する教育という位置づけと、封建遺制にもとづく差別観念をなくすという中身が、どこでつながるのかということを明確にしていかなければならない。ということで、第一二回京都大会をまえにした和歌山での第八回総会で、「全同教の歩みの反省と課題」（資料8—①）が提案されたわけです。

したがって、政治や社会のしくみのなかで部落差別をどのようにとらえ、子どもをどうとらえるのかということが、かなり具体的に「反省と課題」のなかで位置づけられた。また、「官製」（当時はこう書いた記憶があります）同和教育や融和教育との対決ということも明確になった。「反省と課題」においては、「勤評」、道徳教育、教育課程の改悪など権力の教育支配に対してたたかう姿勢を全同教は明らかにすべきだと述べているわけです。

さらに、戦後の融和主義教育というのは、「官製」による観念教育だと私は思うのですが、そういう融和主義の教育が一方にはびこってきていたことに対してハッキリと批判した。あとでちょっと述べますけど、「仲間づくりの教育」に対して「仲良し教育」ということが意図的にもってこられる。部落問題をどう教えるかということに対して、部落における差別の現実を無視し、歴史の授業のなかで、部落問題を単なる知識として教え、個人個人の部落に対する差別意識の問題とし、現実の問題を観念の問題にすりかえようとする融和的な教育の発想が「顕現指導」、「顕現教育」という奇妙な教育用語をつくったのです。

のである。こういう動きをすることが私としては国策樹立へむけてのせい一ぱいの努力でもあった。

〈全同協「同和教育指針」作成をめぐって〉

当時、全同協「同和教育指針」を作るための会議をする場所を設定するのにたいへん苦労した。会議をするのに公共の施設がなかなか借りられなかった。会場がなくて京都の旅館でやったこともある。討議の中で全国同和教育研究協議会の性格については、指導力や強制力を持ってはいけないということ、ああせよ、こうせよというのではなくて、各府県の実情に応じて、せい一ぱいやってもらうこと、各府県の実情や成果を持ちよってのコミュニケーションの場とすること、そこで集約したものをみんなで読んだり、聞いたり、討議することによって、自分等の歩んでいる道を修正しつつ、各府県が主体性を持って進んでもらおう、ということであった。

しかし、ある程度の基準（目安）をきめる必要があるという意味で、委員会・事務局会議の討論をもとにして、事務局の金子さんが集約したのが、「同和教育指針」の原案となったと記憶している。集約するにあたって、多くの府県から意見書が出されていた。

当時の各地の差別実態を調べるために裏日本の輪島にある海女島の差別的な状況について現地を訪問し、そこでの見解を聞いたり、埼玉の浦和地方の実態や浜松の地区を調査したり、三重県の松阪、二見の実態を見聞したりしたことから学んだ教育の構想等も、おり込んで集約してもらった。このために、学校を不在にして、教頭さんに委せて動いたわけだが、月給だけでは足らなかったこともある。いろいろな苦労があって「指針」が出来たわけだが、あの時期としてはよくできたものであったと思っている。

部落の要求に学んで、教育内容をとらえようとする同和教育運動から身をかわそうとする体制側の追い詰められた姿でもあったわけです。これは全同教加盟のすべての府県ではありませんが、融和主義の流れの強いいくつかの府県にみられたことですし、たとえば広島県内でも、そういう地域では「顕現指導」がはびこってきていたわけです。

加えて、一連の反動教育政策による弾圧が厳しくなってきておりました。このような動きに対して「全同教の歩みの反省と課題」は、一定の方向性を示したと思うのです。

私は、「反省と課題」が総会に上程されたとき、議長をつとめていたのですが、「反省と課題」は、その前年の高知大会の「独占資本と対決する」という問題を受けて書かれていましたから、これをめぐってかなり議論もありました。けれども部落の現状については、「独占と対決する」と言うか、言わないかという論争とは別に、これを認めざるをえない。そして、教育の課題とこうした部落の現実とは切り離せない。つまり教師が今弾圧されていることと部落差別とは切り離せない、という共通認識があったわけです。そういうところから、結局、この「反省と課題」は、表面的には大きな反対なしに採択されたわけです。

ただ問題は、「これは全同教としての新しい方針なのか、方針なら異議がある」という意見が出たことです。加盟の各府県同教は自主的に研究活動をしており、全同教は協議体なんだから、いきなり全国的な画一的方針を出すわけにはいかない。方針とするためには、加盟各府県同教の審議を経て、委員会、総会に付さなければならない、というわけです。当初、「全同教の歩みの反省と課題」は一九六〇年度の全同教活動方針案として出されていましたから、「方針ではないのだな」という念押しがかなりありました。事務局の方は「『反省と課題』はどこまでも『反省と課題』であり、方針ではない」と主張しますので、それならということで大方の同意を得られたのです。

当時、全同協の委員会の様子は、大きくわけて三つのムードに分かれていたように思う。一つは近畿を中心として、緊急で切実な同和教育の課題意識を持って集まってきているもの、これらの委員たちは、実にはげしい実践を通した論議をかわしたことはいうまでもない。一つは、記録はていねいに取って帰るが、どうやっていくのが良いのかなあという日和見的なもの。いま一つは参加はしているが、まったく傍聴的な委員が見られた。これは、同和教育は、同和地区内部に対し集中的にやる教育だという考え方を持っていたように思う。差別する側の人間をふくめて、日本人全体が高まっていかねばならないという考えかたに立てないでいたと考えられる。事務局の側から「あなたの県はどうですか」と尋ねると、「みなさんのお考えを聞いて、帰って考えます」という。まあ、こういう三つに分かれていたと思われる。ただ、確認事項として意見が一致し、反対がなかったのは、全同協に全部の府県が参加（加盟しなくても、研究大会に出席）する方向で努力しようということであった。

〈差別をどうとらえるかをめぐって〉

私が委員長のころまでは、部落一辺倒で、発表内容も、発表者も同和地区の学校に限定されていた。当時、多くの人々は、差別の認識について、部落差別と一般差別とは異質なものであるという観点に立っていた人々が多かったが、「同和教育指針」が出た段階で、事務局では、「差別は一本の木だ」という考えが大勢を占めていた。標語として「足もとの問題をほりおこす同和教育」とか「みんなのためにみんなでとりくむ同和教育」というのを公表したのも、また、表には出なかったが、人権擁護局の方から出ているのとよく似た「差別の木を根こそぎ引き抜く同和教育」という標語を作ったのも差別の本質は皆同

三、「部落に集約される一切の差別を許さない」教育

ところが、それがまだしこりとして残りまして、翌年の鳥取委員会で「封建遺制にもとづく差別観念に対する取りくみが同和教育の中心でなければならないのに、反独占とか、反動文教政策との対決とか、政府反動との対決とかと主張することにはついていけない」という意見がいくつかの加盟府県同教から出ました。この時は委員会であるだけに論議が白熱しまして、一部の府県から全同教を脱退しようとする動きも出たわけです。しかし、石田先生から、「反省と課題」を、たんにスローガン的に受けとめるのではなく、教育の現実に照らしてもっとよく咀嚼しようではないか、という意見が出されまして、論議の末に、「部落差別をなくする共通の立場に立って、最底辺の子どもと父母の教育要求を実現する教育運動であり、日本国憲法に保障されている国民の諸権利を実現することと結びついている運動である」ということで、同和教育をとらえ、「反省と課題」で出された方向性を確認しよう。このようにまとまったわけです（資料8—⑩）。つまり、「反省と課題」のままでは、しこりが残る。そこで、部落差別をなくすという全同教結成以来不動の立場にたって、「最底辺の父母や国民の教育・生活要求を実現する」というようにまとめ、さらに「同和教育綱領（案）」以来、伏線として常にあった、憲法・教育基本法に規定されている国民の諸権利を実現するというサブタイトルをつけて、鳥取委員会での問題を収拾したわけです。

この鳥取委員会を収拾したことによって、「部落に集約される一切の差別を許さない」という京都大会のアピールに示された方向で、第一三回の兵庫・明石大会を迎えるわけです。

(1) 同和教育の総和としての進路保障

兵庫・明石大会では、京都の方から部落の子どもの進路をめぐっての問題提じであり、日本国内に現存する、あらゆる差別は、すべて日本人自体の所産であるという認識から生れたものであった。これは、私が委員長をして三年目の時であったと思う。この標語が日の目を見なかったのは、部落差別の解消を中心にやろうという、当時の事務局の考え方によるもので、部落差別が一般差別の中に埋没することを恐れたためである。現在は、日の目を見なかった差別の認識の根幹にかかわる標語が国民的課題として表に出てきている。この間二〇余年もかかっているということになるわけである。しかし、おそきに失したとは言え、同和問題を自分の問題として取りくみ、日本人自身が、自力で差別体質を変革していくために、極めて大切なことではなかろうか。

当時の重要な問題の一つとして、解放運動と同和教育との接点をどこに求めるのかという、重大な課題があった。これに関しては、「指針」の中にも文章としては出していなかった。その理由は、この課題については事務局で結論を出さず、各府県での議論の熟するのを待った方がよいと考えたからである。一九六一年一月に鳥取で委員会があった。そこでは、結局、運動か教育かということで論議になった。苦肉の策として、「教育運動」ということで、各府県の合意を取りつけたのである。これは、全同協における歴史的決定だと思っている。その理由は、教育運動ということは、その中味は解放運動ではない、教育運動だから、それはまた、労働運動ではない、だからこれでいいのだということになった。それまでは、加盟県のなかには、多数の委員が、運動と名がつけば横をむいてしまうというような時期であった。運動ということばにこだわった委員の考えも一様ではなかった。解放運動主導型の同和教育が行なわれては、教育の主体性に不

起がありました。それは、一人ひとりの生徒の発達の可能性に眼を向けないで、ただ就職や進学のための子どもの適性や固定的な学力観だけにもとづいて進路指導が行なわれていいのか、ということです。単なる進路の指導ではなくて、部落の子どもの進路を保障するという観点が必要なのではないか。そして、進路の保障は、すべての子どもにひろげていかなければならない。それは、教育全体の課題だ。さらに、どのようなところに就職・進学するか、そこでどのように差別にたち向かって生きていくのか、ということを考えるならば、単に進路先を斡旋するのでなく、子どもたちに、いかなる学力と、生き方を与えることができたかが問われるのである。したがって、進路の保障というのは、一人ひとりの子どもたちに対する教育の総和としてとらえるべきである。こういうことが論議されたわけです。

ところが、「進路指導」ということばは、長年つかい慣れているのに対して、「進路保障」ということばには、なかなかなじめなかった。保障ということばは、どうも行政保障とか社会保障とかを連想させるものですから。論議に参加したわれわれは理解できたわけですけれども、かんじんな大会の開催地である兵庫県が、「どうしても進路保障ということばになじめない。この名称のままでは分科会の課題を県内で広げることができない」と言うわけです。こういう思わぬ抵抗に合いまして、この第一三回大会では「進路指導」という分科会となります。(この「進路指導」の分科会が、今からみれば妙ですけど、第一五回大会から「進路指導・保障」となり、「進路保障」となるのは、ずっとあとの一九六八年の第二〇回大会からになります。)

つまり、兵庫・明石大会の意義というのは、進路保障という概念が京都から提起され、その筋道が、部落の子どもの進路を保障する営みを通してすべての子どもにそれを広げるというように把握された。同時にこの進路保障は教育の総和であると考えられた。そこには、学力の問題を基調にして、部落差別に学ぶことによってすべての差別に対する科学的認識を育てる、という方向がこめ

安が生じるのではないか。闘争型・要求型の同和教育が横行するのではないか。教育は学習活動がすべてでなくてはならないと考えられるのに、この範囲を逸脱する恐れが生じるのではないか。等々があったと記憶している。しかし、被差別者層の願いを正しく受けとめ、その願いに添った教育がなされる必要性についてや、国民的課題解決の同和教育に発展させねばならないという共通理解があって、教育運動とする点での合意ができたと思っている。これで、形の上ではやっと埒があいたのである。

教育と運動の接点というのは、教育は、本質的には人間づくりである。運動は一般に対する啓蒙活動である。また、部落解放の側面には、物的な問題と心的な問題があるが、解放運動というのは、まず同和地区内部に対しては物的な高まりを求めながら、人間性の向上をはかり、地区外に対しては啓蒙活動をやる必要があると考えていた。この考え方は、私が解放同盟第一二回大会の場で挨拶をしたこととつながりがある。私が挨拶のため壇上にあがろうとした時、会場にいた十数人の同盟員が壇上にかけあがってきて、「同和教育が挨拶するとは何事か」と拒否した。と同時に、会場内には、これに呼応するかのような怒号が発せられた。その時、私は、「同和教育は部落問題を解決する人間を作る教育であるのに、この場で挨拶もできないというのはおかしい。教育者の意見も当然聞くべきである」というと、解同執行部の助言もあって、出て来た人たちはひかえてくれたし、会場も静かになった。そこで、「私は皆さんの期待にこたえる人間を作るから、今後仲よくやりましょう」という意味の挨拶をした。これが、同和教育と解放同盟とが形の上で結びついた記念すべきことであったと思う。このトラブルの原因の主たることは、全同協の同和教育は、以前から裏切

られていた。このようにとらえながら、この次の奈良における第一四回研究大会、そして広島の第一五回大会へという流れがつくられていくわけです。

奈良で開かれた第一四回大会では、進路保障から発展して、はじめて「乳幼児教育」の分科会が設置された。親の労働が保障されていないことによって、部落の子どもは母親の胎内にいるときから、すでに成長・発達を阻害されている。生まれてからも親の労働が厳しいために、親からの語りかけも十分でなく、子どもの成長にとって良くない環境に置かれていたりする。このように生まれるまえから部落差別を背負っている子どもたちに、教育を保障するとともに、親の「労働の権利」を保障するためにも保育が必要だと考えられたわけです。

進路保障というのは、単に就職や進学を完全に実現させることだととらえていては不十分なのだ。部落の子どもも部落外の子どもも、部落差別と闘う人間として、部落差別に学んですべての差別をとらえ、これを克服する人間を育てることでなくてはならない。こういう観点から第一五回広島大会で、「差別に対する科学的認識を育てる」ということが位置づけられていく。こうして、徳島で開かれた第九回大会から第一三回兵庫・明石大会に至る経過のなかで、全同教は、今日における同和教育の中身の創造につながる方向性を確立していったと思います。

(2)「学習と生活の結合」と「仲間づくり」

そのなかで、さきにも少しふれた「仲間づくり」が、一九五五年前後から同和教育と切っても切れないものとしてとらえられてきました。具体的には子どもの「仲間づくり」と教師の「仲間づくり」という形で、あるいは、社会教育においては、地域における「仲間づくり」という形で、同和教育の主要な教育内容としてとらえられていったわけです。それはひじょうに素朴なとらえ方でした。長欠・不就学を克服して学校へ来た部落の子どもが、教室で孤立する。クラブ活動から疎外される。児童会や生徒会でも枠外に立たされるというように、学校や地域における差別の壁がひじょうに厚かった。その壁をうちやぶっていこ

られた教育と同じ同情的融和教育であると思われていたからであった。この機会を作るために、北原、上杉さん方のご援助があったことを、ありがたく思い出される。

なお、そのころ全同協は、勤評闘争に加担するのか、しないのかということが事務局でも論議されていた。結局、支援はするが表だって共闘戦線を張らないという決定が出て、その姿勢が問われていた。高知大会のあと京都大会、神戸・明石大会まで勤評闘争の余韻がかなり残っていた。「勤評闘争をやらないで何が同和教育か」というのと、「そういうことではついていけない」というのと葛藤が残っていた。また、同和教育は教師がやる問題である。いやそれ以上に部落を解放する人間形成であるから子どもの問題であるとか、非常に論議が活発であった。

また、このころ、全同協の研究大会では、もっと科学的な見地に立っての実証的教育を進めるための調査研究（白書運動）をやるべきだという提起があった。いずれにしても、この時期は、ことば一つにしても、よほど詮索してかからなければならないという状況があった。私が委員長として最後の時期に白書運動が出てきたわけだが、当時の事務局体制では、この提案にこたえ得るような状態ではなかった、止むを得ず「下駄をあずかる」ということで、課題として持ち越した。しかし、とにもかくにも「同和教育指針」ができた段階で、全同協はようやく方向づけができ、かたまってきたと思っている。この時点で、初めて前むきに一歩一歩と着実に歩き始めたとも思っている。それまでは、まさに、さまよえる状態であったといえる。

〈全同協の準備会結成のころ〉

私は戦後（原爆が投下されたあと）一二月二三日に広島に行った。絶対行ってはならないというのを無理やり

うということで、学級を主軸にして、部落の子どもを中心にすえた「仲間づくり」の教育を実践しようとした。さらに学級にとどまらず、学校のなか、地域の子どもの暮らしのなかでうけている差別を克服するために、地域と学校とが一体となって「仲間づくり」をしていこうとした。だから、この「仲間づくり」の実践は、社会教育の内容と切りはなすことのできないものとして提起されていたと思うのです。学校と地域での「仲間づくり」を通して部落の子どもを学校教育のなかで守っていこう。学校の暮らしに位置づけていこう。「仲間づくり」の教育が生まれてきた背景には、そういうことがあったと思うのです。

「仲間づくり」とかかわって、一九六〇年の第一二回京都大会に至る五年ぐらいの全同教の歩みのなかで、「学習と生活の結合」という形で教育内容をとらえていく方向性が出てきた。「仲間づくり」をする、つまり部落の子どもを中心にすえていくということによって、集団そのものをつくっていく。そのなかで、生活綴方教育＝北方教育の流れからも教育内容を学んだし、民間教育団体の「全生研」の生活指導の教育実践からも学んだ。いろんな教育実践から学びながら、六〇年ごろまでに「学習と生活の結合」という形で教育内容をとらえる方向性が確立してきたと思うのです。「仲間づくり」は部落をとらえることから始まったんですけど、そこから「学習と生活の結合」というとらえ方ができるまでの五～六年間は、いろんな民間教育運動の内容をお互いに学び合うという要素がずいぶん入っていると言えます。

六〇年代になると、「仲間づくり」は、実践のなかでかなり体系化され、その内容がだいたい三つの柱に分かれます。一つは、子どもの生活のなかにある葛藤とか矛盾とか対立とかを教材化していくということです。親の労働を助けるために、しばしば学校を休む。学校へきても居場所がなく勉強もわからないので荒れる。そこからまわりの子どもと対立する。そのような子どもたちのケンカや「荒れ」の指導を通して、その子どもの生活や願いを明らかにしていく取りくみです。

に認可をもらって行った、証明が無いと行かれない時であった。その時相生橋からさがった所の同和地区（福島町）がどうなっているかを見たかったためである。どうしても実体を見てこなければならないと思った。その時は放射能で汚染されている時であった。それをおして行ったわけである。見にいったら何も無い。疎開児童が数名残っているというだけで、地区は全くの焼け野原でしかなかった。今日の広島市の実情と考え合せると、日本人の持つ差別体質の根強さを痛い程知らされた思いで、死んでも死に切れない気持ちで一ぱいである。広島視察がきっかけとなって、奈良へ行ったり、京都へ行ったり、和歌山へ行ったり、四国にも足を伸ばした。和歌山では責善教育という名でやっていた。京都府、滋賀県、奈良県は同和教育という名でやっていたし、兵庫県では人尊教育として取りくまれていたと記憶している。そんな関係で同和教育は各府県が独自でやっていくことも大切であるが、それだけでは国民を動かす力にはならない。みんなで力を合わせてやろうではないかという話が出て、五二年一〇月ごろ、奈良の松浦先生、京都の水山先生らと大阪の村上先生や和歌山、兵庫の研究グループに呼びかけ、五、六人が京都の皆山中学校に集まって、準備会の準備会のようなものを作った。それからどういう人を集め、どの範囲でやっていこうかということが検討されたのである。準備会の段階では岐阜県にも呼びかけたが来なかった。三重県は来てくれたが加盟には到らなかった。結局、近畿中心にやろうということになって、近畿の府県から代表三名ずつ集まった。それまでに松浦、水山、私の三者会談が三回も四回も続いていた。このような背景もあって、私が二代目の委員長になったわけですが、ただ、よく動く人、全同協出生の事情をよく知っているから

二つには、そのような取りくみをするために、教師は子どもたちの地域での生活を見なければならないということで、地域課題の教材化へと発展します。地域課題の教材化というのは、地域の暮らしに学ぶということです。これは後に「部落差別の現実に深く学ぶ」という同和教育の主題になっていきます。地域の暮らしに学ぶというなかで一番身近なのは、教科指導においても生活指導においても、親の仕事や労働に学ぶことで、それによって部落の子と部落外の子を共通の生活基盤に立たせていくことができる。そのなかで部落をどう教えるのかということが具体化されるという実践の流れがあるわけです。

三つめは、生活学習や教科学習の共同化・集団化を進めるにあたって「部落の子どもを中心にすえる」ということです。「部落の子どもを中心にすえる」ということを、物理的に中心にすえることだと解釈する人が、その後ずっと、あとを断たないのですけれども、そうではないのです。部落の子どものもっている教育要求、あるいは学習への願い、そういうものをその集団全体の克服すべき学習・生活目標にしていくこと、つまりそのこと自体が「仲間づくり」なのだということです。

こういう発想のなかで、一九六〇年代の初頭までに、この「仲間づくり」は、同和教育の実践における基本的な教育内容としてとらえられるようになりました。「学習と生活の結合」という集団づくりの基本的な内容とか、これなくして部落の子どもと部落外の子どもの生活基盤の共通化・進路の保障は実現できないというぐらいまで重んじられたわけです。

しかし、その後の経過のなかで、同和教育における「仲間づくり」の教育が風化され、個々の部落の子どもを追う実践とか、問題をかかえた子どもを追う実践は非常に丹念になったけれども、そのことを学級や児童会・生徒会、クラブ活動といった子どもの自主活動に返していくということが希薄になっているのではないかと思われてなりません。私は、この「仲間づくり」の実践が一九五五年から六〇年代初頭までの間に、全国的に同和教育の基本的な内容としてということで、四〇才台で、委員長におされたわけである。

そのころ、私の所属している滋賀県では、結成加盟に向けての呼びかけは、県教委、県同和教育会、県同和教育研究会、教組となっている（同和教育会というのと同和教育研究会というのと二つあった）。県同和教育会というのは、教育界のOB、当時の教育界関係の人々に同和教育を理解してもらうためしばらくの間過渡的に作った教育団体であった。というのは、社会教育がすこしも前進しないで、同和教育は学校教育だという限定された認識があった。これではいけないというので作ったと記憶している。県下から七〇名ぐらいが会員（個人）として加盟してくれた。しかし実態は同和教育研究会の後援的な役割が中心になっていた。

それはそれとして、全同協結成のころの呼びかけ人、委員であった人たちは思想信条がしっかりしていて、性格も実に個性的で、着実な実践経験を持っていて、おたがいに主張は主張としてはっきり出し合っていた。それが全同協結成にむけて一つにまとまることができたのは、差別問題はどこにでもある、それは絶対に許せないということ、この非人間的な差別の解消は、国民的課題とならねば果し得ないという共通した認識があったからである。

〈「同和教育」という名称への統一をめぐって〉

「全同協」発足当時は、同和教育の呼称が、加盟府県に於ても、まちまちであった。しかし、これを統一してから、全国的組織を発足させることは、各府県の名称には、既に一〇年という歴史的な背景があって、簡単にできることではない。もし、このことを優先させ、議論をしていては、何時発足できるか見当のつけようがない。名称によって、受けとめ方も異なるだろうし、教育実践の中味も、異なる可能性も十分考えられるが、発足の時

とらえられたということを、もう一度見直していくべきであろうかと思います。

〈稲垣〉門田先生に報告していただきました。石田先生、記録を見ていましたら、よく門田先生と一緒に司会や総括をしておられたようですが、何か今の報告に補足するようなことがありましたら……。

〈石田〉「同和教育指針」以後、当時の教育界は、勤評反対闘争、全国一斉学力テスト反対闘争、六〇年安保闘争という激動の時期を歩いているわけです。ですから、教育の場にあって教育実践を進めている立場からは、父母との深い結びつきとか、教育労働者の共通の要求にたって闘うという観点とかが、日本の教職員組合運動のなかでも大きく展開する時期で、同和教育実践の関係者も、やはりそういう経験を新たに開いていくわけです。「同和教育指針」は全同教五年の歴史を集約した遺産だと先ほど言いましたが、この激動の時期の実践をふまえながら、もう一度「指針」に書かれた内容に視点をあててみると、やはり新たな段階における課題をもっと明確化する必要があるということがハッキリしてきました。同時に教育反動の側もまた、同和教育の実践に対して攻撃をかけてきているわけですね。そういう大きな流れが「全同教の歩みの反省と課題」を生んでいく経過に作用しているように私は感じます。ですから、この場合、「反省と課題」の本文を読んでも、また先ほどの討論でも若干出ましたように、全同教としては「同和教育指針」を一定度新しい状況に対応させるために、一歩前進させるとともに、攻撃に対して団結をかため、組織的統一を守れるようなものとして作成したわけです。しかし、内容の論議にちょっと時間がかかっています。そういうなかで立場や考え方に違いがあることを認めながら、それでもわれわれは、もう一度、部落差別をなくすという共通の原点に帰って、何をなすべきかという方向で論議する。論議を経て、やっぱり全体として前へ一点では、とりあえず、京都、奈良、滋賀が共通して使っている「同和教育」という名称を用いて発足し、これと異なる名称をもっている県については、時期を見て同調してもらうことにしようではないか。というのが、水山先生、松浦先生、私の統一した見解であった。

一九五五年当時、人権尊重・差別の払拭等を中味とする教育の名称は、貧善教育（和歌山）をはじめ、人尊教育・民主教育・融和教育・同胞教育等の名称があったと記憶している。これ等の名称の持つ意味は複雑多様で、部落差別を顕現的に学習するか、顕現しないで、人権尊重の観点から部落差別の解消に迫ろうとする非顕現的な方法学習をすすめつつ、部落差別を始め、あらゆる差別の解消を企図する、といった具合で、「同和教育指針」を出すまでには、かなりの時間をかける必要があったと思っている。

「同和教育」という名称で、加盟各府県の完全な了解を得られたのは、一九五八年七月二八日の岐阜委員会の時であり、発足後、四年余りの時間がかかっているのである。

名称統一は、同和教育の方向づけの上からも、組織の確立や拡大の上からも、極めて大切なことであった。この重要な課題の解決に協力していただいた方に、奈良本先生（当時部落問題研究所長）・盛田先生（大阪学芸大学教授）をはじめとする大学教授の諸先生のお力が大きかったことを忘れてはならないと思っている。

この名称の統一は、加盟府県のみならず、全国的な教師層の連帯感を高めただけではなくて、行政当局、解放運動団体とのかかわりが明確になり、特別立法にも大きな力となったと判断している。

歩進めるというふうに落ちついてきた。こう考えていいのではないかと思います。

〈門田〉だいたいあの時期から教育委員会主導型の府県同教では指導できなくなるわけですよ。そこで、まったく組織をかえるわけじゃないけれども、各府県同教のなかで、教組の活動家あたりがボツボツ事務局へ出てきたり、郡市同教の中心的な役割を果たすようになる。以前は、県段階では県教委、郡市段階では地教委に事務局があって、そういうところの指導主事、社会教育主事などが事務局を担当していたんだけれど、あのころから、だんだん教員組合の教文関係の担当者とか、教組におかれるようになりはじめた同和教育推進部などの担当者、それから社会教育のなかでも隣保館とか公民館とかの人たちが、すーっと前面に出てきて、教育委員会指導主事とか、教育委員会社会教育主事とかが、しだいに後ろへ退いていくんですね。

〈稲垣〉いつも先人の話を聞いてましたら、「独占と対決する」とかの問題については、一九六一年二月の鳥取委員会でだいたい決着がついたように聞いておったのですけれど、資料にあたってみると、そのあとも同じ論議が続きますね。やはり、石田先生がおっしゃっていたように、そうかんたんにいかなかったということですね。

〈石田〉流れとしては同じ論議が続いたと言えるでしょうね。鳥取委員会は、それなりに一定の整理をした。しかし整理をしたといっても、いわゆる「道徳教育」を中心とした、国の方が進めている同和教育の流れがあります。またあのころは、いろんな資料をみても、県教委が副読本をつくるとか、反動攻勢が重なっていく時期です。それらの批判的な側が、鳥取委員会で論議したことによってまあ一緒にやっていけないことはない、というところまでいって、一応のまとまりがついたということです。それですべて納得して、自らの主張を引込めたというわけではない。それが、当然の論争として残ったと見ていいのではないかと思います。しかし、鳥取委員会を契機として「そういうことなら理解で

資料8—①

全同教の歩みの反省と課題

（資料編より再掲）

一

全同教は発足以来、各府県単位の加盟団体の自主性を重んじて、協議会の性格を生かし、幅のひろい教育運動として同和教育の進展に努力してきた。過去七ヵ年にわたって、現場実践を語りあう自由な話合いの場で成長してきた。その成果は、特殊教育視されていた同和教育を国民教育の中に定着させ、民間に民主的な発展をとげてきた生活綴方的教育・郷土教育・歴史教育・集団主義教育などの諸方法を、その教育理念と共に豊かに吸収してきた。さらに、民主主義教育の名のもとに安易に考えられていた抽象的・観念的な教育を克服して、どこまでも事実に立脚し、事実を追究していく具体的な教育の確立に重要な寄与を果してきた。そして、子どもの教育の権利を守ること、権利意識が子ども自身のものとなること。そのためには、教師集団・子ども集団のささえが不可欠であることなども、先に発表した「同和教育指針」の実践を通して、さらに明らかにされてきたところである。

二

昭和三十四年は前年よりひき続いてたたかわれてきた勤評反対斗争、道徳教育、改訂教育課程反対斗争を通じて、教育の権力支配の露骨な様相が、教師や生徒や国民大衆の胸にしだいに実感をもって受けとめられるようになり、やがてそれは教師集団による官製教育反対、自主的な国民教育の創造の方向に発展していった。こうしたわが国の緊迫した教育情勢の中で、部落の差別をなくし、

きる」となり、今日の全同教にみられる共通の土台をみいだしたという点はあるわけです。

〈門田〉もう一つはね、その会に出席した人はそれなりに納得して帰っても、各府県で報告したら、「そんなおかしなことはない」と言われて次の人に替わるんですよ。だから、やっぱりヒマがかかるんです。だけど組織としては、鳥取委員会で整理されたと私は思う。(資料8—⑩)

〈稲垣〉たとえば一九六一年二月の鳥取委員会のあと、その年の六月三〇日から七月一日にかけて福岡で専門委員会が開かれてますね。その速記録が謄写刷りで残ってるのですけど、それを読んでいたら、ほんと鳥取委員会と同じ論議をやっているなあという感じですね。(資料9—②)

それと、もう一つお聞きしたいのですが、一九六二年の第一四回奈良大会で、それまでの「教師集団」の分科会にかえて「教育集団」分科会ができますね。その裏には、教師だけでなくて、父母や地域の人たち、子どもの集団としての組織化をすすめ、協力しあって教育に取りくむ必要があるという考えがあったと思うのですが、それは今、石田先生がおっしゃった「勤評」とかの教育闘争との関係で出てくるわけですか。(資料10—④)

〈門田〉必ずしも、それだけじゃないですよ。「地域教育集団づくり」っていうのは、戦後の早い時期から、新教育のなかなどでも考えられてたことですからね。そのような古い流れと、もうひとつは五〇年代末以来の、教組から提起される「校区教研」という発想とが結合してできた部分があるのです。

〈石田〉まあ、「勤評闘争」をたたかった経験が、ひとつの土台として、いま言われたような流れに位置づくように思いますね。

〈横山〉ぼくの経験から言うと、「校区教研」を結果的には「勤評闘争」の砦にした、という感じがしてならないわけです。だから、あれほど熱心に「勤評」を闘ったけれども、闘争がすんだ後、ほとんどの教師は、部落に入っていかんわけです。悪くいえば、地域を利用したと言える。方向性は正しかったけれど、民主主義教育を確立することを目的とする全同教が、同和教育に今日の情勢を反映させることができず、教育の権力支配に対決する姿勢を明確にした新段階の同和教育に十分な指導性を持ち得なかったことを率直に自己批判しなければならない。もちろん、同和教育の今日の段階におけるありかたについての苦悶はなかったわけではない。また、いろいろの機会に多くの発言がなされた。しかし、それは十分に全同教という組織全体のものになっていたとはいえない。この点において、組織的な反省の具体的な端緒となったのが「独占資本主義と対決する同和教育でなくてはならない」という原則を強く提唱された第十一回高知大会であった。このことばの響きの強さに恐れを持ったり、闘争の中にまきこまれることを警戒する人々もあるが、この原則の持つ意味が、現実の教育の場におかれている子どもの状態(当然持っているはずの権利が無視されているという事実)を具体的に解決していくことであるという認識に立って、全同教としてはこの意義を高く評価する。そして、教育論として理論的に深め、実践的にもその具体的なすじみちを確立していく必要を確認する。このことは、同和教育が観念教育にとどまっていたり、単なる教壇実践——問題意識を欠いた技術主義におちいっていたのでは、子どもや父母の要求にこたえ、その生活や教育の権利を守る同和教育としての自主的な教育体制や内容・方法をうちたてることができず、結局、融和主義にとどまることになるということを意味している。また、部落の差別を社会の主要な矛盾から切りはなして特殊化し、観念的な融和主義と恩恵的な改善主義に逆行させ、国民の分裂を助長する支配者側の意図も、同和教育が民主的な教育運動として発展していくにつれて顕著になりつつあるので、当然それらの

地域によっては一時的な砦に過ぎんかったところもあります。「勤評」が教育に差別と選別をもたらす根源や言うて、朝の二時三時まで論議したときには、勤務条件がどうやとか、全然言わんかったですよ。

〈稲垣〉部落解放運動と学校教育とが結合して子どもたちを育てていくんや、という発想から「教育集団」の分科会が生まれたのでもないのですか。

〈門田〉それは底流としてはあったけど、そういうことが具体的に前面には出なかったと思う。

〈横山〉部落の組織化をはかるという方向が出ていたのではないか。それで「勤評闘争」の前と後で解放同盟の支部の数は増えています。そういう闘争戦術の一環として出て来た問題もありますね。地味に部落へはいっていた教師たちのなかには、底流としてずっとあったわけですけどね。

〈川内〉他の県でもそういう解放同盟の組織化の方向があったわけですか。

〈門田〉「校区教研」は日教組から出た方針だけど、部落の組織化の方向とはちがう。そりゃ、高知ならあったかもしれませんな。

〈川内〉基本的には門田先生の言われたとおりで、第一一回高知大会のとき、ぼくも勉強させてもろたのですけど、あの当時、「砂闘争」の流れのうえで、「独占と対決する」と出てましたね。それに対置するものとして、封建的身分差別という柱が厳然とひきつづきありましたけど。ぼくは、大阪のドロドロした谷間から第一一回大会を聞かせてもろうて、恐れをなしたわけです。独占資本とたたかうだけの用意と力量が高知にあるんかいな、と思ってびっくり仰天したんです。どこで、真に独占資本と対決しうる体制に磨ききったんだろうか、ということで、ぼくの出た分科会で、高知県の池さんや渡辺さんと論議を交えたことがあるのです。独占と対決するというそれ自身は、基本的な目標で、それとして結構やけど、自らの主体的な力量をどこで鍛えあげているのか。教師自身の内部矛盾を克服する、己れの体のうちから革新するというたたかいをはずしてしまって、きれいごと、スローガンだけを出してもらっても困る。というよ

動きに対して具体的に対決の必要に迫られてくる。

このような多くの要請に対して、極めて不十分にしかこたえられなかった全同教としては、その原因を組織・研究方向・実践活動の三点にしぼって検討を加え、ここから、昭和三十五年度の方針をだすことにした。

三

現段階において同和教育のになっている課題はふたつある。ひとつは、人間関係の改善・調整という内容に集約されるような融和主義化・道徳教育化・特別対策化に対決して、教育現場において、国民の生活や教育の諸権利を守るためのものとして、差別と貧困に苦しむ最底辺の子どもや父母のねがいや要求にこたえる同和教育を確立すること、いわば実践的課題であり、ふたつには、こうした国民の基本的な願い・要求を育て、組織して、その実現をはかっていく国民教育の中において、部落の差別をなくするために働く人間を作ることを目標とする同和教育が、どのような位置を占めるものであるかを明らかにする、いわば理論的な課題である。もちろん、国民教育における同和教育の位置づけは、融和教育と同和教育の質的なちがいを明らかにすることや、教育の面において国民の権利が守られていないことを明らかにして、部落問題を国民のものにしていくという問題を含んでいるし、それが同和教育の実践を確立していく基本的な基盤ともなるものであって、両者は決して別々のものでなく、深くつながっている。

全同教の「みんなのために、みんなでとりくむ同和教育」のスローガンが無方向であるという批判があるが、実はこのスローガンは、以上のような内容を予想したものであることを確認していきたい。

全同教は、右の課題の解決のために、協議会の性格を

うなことを、かなりぼくは主張したんですわ。

〈横山〉それは、いま言われた川内先生の論が正しかったということになります。当時の活動家は、今日、あまりわれわれの戦線に入ってこんわけです。

〈川内〉残念なことやね……。

〈横山〉たまたま「砂闘争」に大きなスローガンをくっつけて、ぶちあげた、という感じですね。「砂闘争」というのは、高知県高岡郡窪川町の興津小学校、興津中学校の教師が、校区内にある小室という被差別部落のおばちゃんの闘いをともにたたかったという実践です。国鉄の工事で使う砂を採る作業を小室のおばちゃんらがやってたんやけど、その賃金に差別がある。小室の子どもたちは貧しくて飯も十分食えん状態やから、とても勉強どころやない。教師としては子どもの教育を考えると、どうしても親の仕事のことも考えざるをえなかった。親たちがなかなか差別撤廃に立ちあがらないので、教師が親と話し合って闘いを進めたということですね。これは、なかなかすぐには独占資本の問題につながらんのです。

〈大同〉高知で大会が開かれると決まったあと、しばらくして、高知県教組の機関誌『るねさんす』に井上清さんが論文を載せられたでしょう。それにすでに「独占との対決」という問題が出ていて、ぼくらはその論文をガリ版で謄写して、「同和教育指針」と両方読み合わせながら論議したことを憶えています。今度高知に行ったらすごいぞ、言うてね。

〈横山〉高知大会後の総括を、大同先生、門田先生とそれからもう一人の三人でしてはって『るねさんす』にその対談が出ています。

〈荒木〉川内先生が言われた学校教育第二分科会での討論の内容が、雑誌『部落』なんかに出てますね。そのことについて東上さんが、なにか論評してますね。大阪の川内さんが言うてるのはこういう意味や。池さんの言いたいのはこうや。というふうに。

〈稲垣〉第一一回大会のときの石田先生の総括を言ってもらえませんか。

生かしながら、自由な研究の広場を作ることに努力する。しかし、子ども・父母・国民大衆の置かれている実情と、その基本的な要求の上に立って、教育現場より自主的に結集した活動方針を明確にして組織の強化と拡大をはかっていく。現在、組織的には、なお不十分さを数多く含んでいる全同教でありながら、それが具体的には文部省の一方的な指導の開始を排除し、各府県における同和教育の実践のよりどころとなり、激励を与えているという実情をみれば、今後において、さらに分裂を排除し、いっそう組織を強化する必要のあることはいうまでもない。

四

組織の問題としては、三つの面を考える必要がある。

1、全同教の組織について

前に「同和教育指針」を示したが、その折に説明されたように、指針は加盟各府県の考え方の最大公約数を提出するという意味であって、厳密には、組織としての方針を示したものと言えない。各加盟府県団体の自主性を尊重するといいながら、安易でありすぎたのではなかろうか。そのために、社会情勢がきびしくなると名称は同じでも性格のちがう同和教育が、そのまま全同教の中に並存し、無原則・無方向と批判されることにもなった。分裂を避け、組織を強化するということは、このような形を意味するのではないはずである。これでは、組織でさえもあり得ない。全同教は今日の情勢の中で、どのように同和教育を進めるかという組織自体の方針を持ち、これに結集される必要がある。

しかしながら、このことは、方針に合わないものを切り捨てるということではない。各府県団体には、今日までのそれぞれの研究・実践の歴史があり、同和教育を要求し、これをささえていく地域性に差異のある

〈石田〉ぼくらにしても、あの問題提起は強烈だったね。それは、実践が多様にあるというより、「砂闘争」に絞られていたわけです。歴史的な経過から見ると、出された「同和教育綱領(案)」で、「社会のしくみや政治のしくみに誤り」があると書いたけれども、全同教全体の共通認識にはなってはいなかった。高知からの問題提起は、差別の根源に目を向け、「何からの解放か」を明らかにしようとする意図は理解できたが、この典型的な問題提起は非常に強烈だった。しかし、それを受けとめる側に十分な土壌がないという問題と、もう一つ、教育実践との関係を具体的に示すという提起ではなかったという問題があった。私は教育の課題として深めたいという提起をしました。

〈門田〉「砂闘争」で部落のおばちゃんと立ちあがっていくなかで、子どもとどのようにかかわっていったのかということが一切語られない。どこの分科会へ行っても、全部ドカーンとやられるから強烈すぎたんだよ。あの問題がね、教育実践として提起されたのならば、全同教という場はなるべく相手の話を聞こうという場だから、あまり排除しませんからね。ところがそれがない。そのなかでどう子どもにかかわっていったかということがあるんだ、実際は。だけどみんなもう独占との対決を確認しないかぎり討議せんというようなことを言うんだから。分科会の討議で、「司会者、そこのところをはっきりせい。それをしなかったらこの分科会の討議はせん」といってね。

〈大同〉それに、さっき門田先生が言われたように、一九五八年には文部省によって、「道徳教育」の強化がうち出されて、その影響もあって、その年に開かれた第一〇回岡山大会では、同和教育＝「道徳教育」みたいな主張もありましたから……。

〈門田〉第一〇回岡山大会では、特設される「道徳教育」のなかだけで同和教育はやるべきだという論まで出たんだから。

〈稲垣〉ああ、それは第一〇回大会の記録に残っていますね。

〈門田〉だから、これを頭から徹底的に叩きつぶさなければならないという教のは当然である。権力の加える圧迫にも強弱があろう。ただ、それらを並列して、見解の相違としてすませるのでなく、具体的な事実の分析によって、これを傾斜的に位置づけ、その発展のすじみちを具体的に考えあい、高めていく努力を払っていく必要がある。広場とはこの意味でなければならない。そして、国民の基本的な要求の上に立ち、教育現場から自主的に生みだされる方針のもとでは、必ず結集できることを確信する。

加盟各府県が主として西日本に限られているので、これを真に全国的なものにすることも、全同教結成以来の課題であったが、ただ地域の拡大をはかればよいのでなく、実情に即しながらも、方針を貫いていくためにはどのような形をとり、どの組織と結びつくのが正しいかをも十分考える必要がある。

なお、この組織の積極的な活動のためには、経費の面の自主性をも考えていかねばならない。

右の目的を達成するために、具体的な方針として次のことを進める。

① 事務局を拡充して活動を継続的におこない、方針の樹立と研究の推進をはかる。

② 事務局内に専門委員会(学校教育・社会教育)を設置して、現場の活動家を結集し、研究の推進をはかる。

③ 自主的な組織の確立をはかるために、学校・団体・個人を単位とする会員制度をとり、会費を徴集する。会費は当分会報活動充実のための経費にあて、会員が拡大して組織が強化される時期においては、現在の各府県分担金の制度を廃止、完全な自主体制となる。

2、各府県の組織について

全同教が同和教育に正しい方針を樹立し、その実現のために積極的な活動ができるかどうかは、かかって

組の人たちの気持ちがあったかも知れんな。だから、どの分科会でもね、女先生であろうと男先生であろうと、社会教育の担当者であろうと、全部、独占と対決……。

〈横山〉ちょうどそのころ、高知ではユニークなたたかいとして生産学習が社会教育の場で行なわれていた。そういうことも結びついていったわけですよ。

〈門田〉そんななかで「腹のふくれる学習」なんていうもの出てくる。わかるようでわからないんだ、これが。ぼくら、その経過を知ってるからわかるけど、広島へ帰って報告するでしょう。そうすると「じゃあ、腹いっぱいくえればいいんですか」なんて、つまんない質問が出た時代なんだよ。

〈大同〉でも、いま横山先生がおっしゃってた生産と結びついた学習というのを平たく言おうとして、こういう表現が出てきたんですよね。

〈横山〉そういうことです。

〈門田〉生産点と結合した教育内容づくりっていうことですけどね。言ってる方はわかるんだけど、聞いてる方はなかなか難しいんだよね。とくに地域にあまり出てない者は。地域へ丹念に出ていってる教師にゃわかるんだけど、教室だけで実践してる教師にゃわからない。「学校で何かつくってるのか」なんてね。同和教育にはこういう言葉が多いんだ。三〇年たってみると、ぼくらはわかったつもりで言ってることが相手に受けとめてもらえない。一人相撲になってることが多いんだ。

話はちょっと横道にそれたけど、「独占と対決する」という提起は強烈だったなあ。そうそう井上清さんが「独占との対決」を言ったのは、その時点よりもずっと前ですね。私の記憶では一九五七年度の日教組別府教研のとき、助言者総括で言ってるんです。

〈横山〉いわゆる、しくみの根源にせまる、というやつですね。

〈稲垣〉話が変わりますが、文部省との関係について、おたずねしたいのですが、初期の研究大会には、文部省から挨拶されていますね。いつ頃から、文部

加盟各府県の研究会組織が、現場の自主性をどのように貫いていくかにある。教委の指導・運営のままにひきずられていたり、校長中心の職制研究会であってはならないことは、いうまでもない。全同教の結成自体が、どこからの干渉・援助も得ずに、自主的におこなわれたものであった。しかし、当時は組織を広げることが急務であり、また、教委もその進歩的な側面を発揮していて、その啓蒙・指導・協力によって研究会が組織された場合も少なくない。しかし、任命制によって中央政府の統制にしばられ、地方公共団体の内部においても、その矛盾のシワヨセを受けている教委が、下向きの体制を強化してくる時期に及んで、同和教育を抑圧し、歪曲しようという動きも明らかになってきている。こうした時点において、現場の弱さが克服できないままに、従来のありかたを、無反省に存続することは許されないであろう。イデオロギーによる対立ではなく、権力的な教育支配に対決する姿勢を持った自主性を、いかにして研究会自体が身につけていくかということである。さらに、現場の諸問題を具体的にとりあげ、その解決への要求をそのまま反映し得るような組織をいかにして作るかということである。組織作りは形式の問題ではなく、最も具体的な日常活動の中でたたかわれるともいえる。

3、社会教育の組織について

全同教は学校教育と社会教育を並行して、その研究を進めてきているが、組織的には両者の間にかなりの開きがあり、研究の進め方についても、多くのズレを生みだしている。積みあげ方式で進められた高知大会においては、社会教育の組織的な弱点が露呈されている。このことは、社会教育の面においては、まだ同和

省との関係が切れていくのですか。やはり、「勤評闘争」や「特設道徳教育」との関係があったのでしょうか。

〈荒木〉和歌山の第八回総会に来ていたと、米田貞一郎さんが言うておられましたね。挨拶をさせるかどうかでえらいもめたとも。

〈大同〉第八回総会のとき、金子先生から、文部省が「反省と課題」を方針として採択させないようにということを言い出したということを聞かされました。あの頃、総会を夜もやっていて翌日ぐらいまで続いていましたね。

〈門田〉あのころはずっともめ続けていました。第一三回兵庫大会のときのアピール原案なんかは「反動文教政策と対決する」という下りがあって、「それを取れ」て県教委が言うわけ。「取らん」とこちらが反論する。午前四時ごろになって印刷しなければいけないというので、「じゃ文教を抜こうじゃないか。『反動諸政策と対決する』ならどうだ」と言ったら、「それならいい」と言うわけ(笑)。文教政策よりまだ内容は厳しい。けども県教委は、文部省に顔が立つって言うわけです。

〈大同〉だから、長いこと交渉がなかったと思います。文部省ごときものに——という意向が強かったのとちがうかな。

〈門田〉「世話になったことなんかないぞ」という意向がね。

〈川向〉ところで、一九六一年に文部省主催の同和教育研究会が開かれていますね。それに対して、全同教は何か見解を出さなかったのですか。

〈大同〉直接見解を出していないと思います。前委員長の山根先生が(当時滋賀県同教会長)おられた彦根で開かれたものでした。近畿ブロック傘下教員組合員と解放同盟員とが、この会の開催に反対して、抗議行動を行ないました。このなかには、全同教にも顔を出しているメンバーがはいっていたものですから、山根先生がたいへん憤慨されたということがありました。

〈寺澤〉訪問したときもそれらしいお話がありました。

〈大同〉文部省は六〇年から社会教育分野での同和教育研究会を開いていたの

教育の自主的な組織が少ないことを示している。社会教育の組織を作る必要性は切実であるが、このことは官製の組織が作られることを意味しない。地域の具体的な課題、生活要求にとりくむ民主団体のつながりが発展していくことをこそ考えていかねばならない。

五

研究の方向については、「同和教育指針」を検討し、実践的な批判を加えて、さらに修正されていくことが約束されている。その主要な問題点としては、次のようなものがある。

従来、部落問題の本質をあいまいにしかとらえていず、封建遺制の一面からのみとらえていたことが多かった誤りを正し、対米従属の独占資本が封建遺制を利用して、今日の部落を温存し、差別を作りだしていることを明らかにすること。従って、同和教育は国民教育の一環として、焦点を今日の社会の基本的な矛盾の場にすえ、その中で、部落の解放を実現しようとする教育であるという性格を明らかにすること。そのための教育内容としては、生活のありのままの認識を基礎として、科学的にしかも豊かな人間の全的な発達をはかるための内容を自主的に組織すること。方法論としては、官製道徳教育による同和教育のすりかえを排除し、生活要求と権利意識を高めること。集団の中でささえられ、育てられ、集団のために働く仲間作りを進めること。最も下積みにされているこどもや父母の願いにこたえ、それをみんなの願い・要求にしていくこと。さらに子どもや父母や教師の生活や教育の権利を保障していけるまでに、教育条件を高めていくことも重要な面である。なお、このような同和教育が具体的に学校や地域に定着できるために子ども・父母教師・地域の民主団体がどのように統一・ていけいして

ですが、さらに、六一年からは学校教育についてもやろうとしたんですね。部落を校区に含む学校の校長・教頭が、教育委員会の推薦によって参加するというやり方で、現場教師はまるで参加できないような会でした。徳島で開かれた文部省による同和教育研究会は開催されましたけど、彦根で開かれようとしたのは、結局、開催を延期させましたね。

六一年、大阪で開かれた第九回総会にも、むしろ組合から総会の代議員になるようにと言われてきましたね。あのころは全同教の方向が右の方へ引っぱられていくのでないかという懸念が近畿レベルでありましたから。

〈稲垣〉 あのころ、同和教育活動者会議というのがもたれていますね。これは、いま先生がおっしゃられたことの関係で開かれたんですか。

〈大同〉 当時、近畿ブロック傘下の教員組合が、全同教はどうなるんかということで結束したことはたしかです。

〈稲垣〉 記録によると第一回が信貴山、第二回が広島ですね。

〈大同〉 組織されたきっかけは、先ほどの、文部省の企図する官製同研に反対するということだったと思います。さっき門田委員長も言われたように、当時は、全同教加盟組織のなかにも、いわゆる「保守」的な流れと、「革新」的な流れとがあって、なにかをきっかけに、対立が表面化し「こんなのだったら脱退する。」というような話も出てくる時期でした。うっかり「出たかったら出えな」と言うたら……。

〈門田〉 そしたらすぐにでも出るような気配が感じられてね。

〈石田〉 官製の道徳教育に対抗する動きとして、当時教職員組合はかなり実力行使をやっていました。たとえば、奈良学芸大学で道徳教育の講習会をやったときには、物理的に門のところでもみあったり、あっちが逃げたらこっちが追っかけたり、それこそマラソンみたいな闘争をやりました。だから、文部省の同和教育研究会についても、官製講習会というとらえ方が強かったですから、やはり、闘い方としてもそのようになっていたと思います。

いくかも、不可欠の問題である。こうした研究は、ただ方向づけだけでなく、広く実践の推進交流をはかるため、会報などの出版活動を十分に活用したい。

六

全同教としての具体的な実践活動は、従来、年に一度の研究大会を開催することにとどまっていたが、それも大部分は開催地元府県の活動と、加盟各府県の研究推進に依存していて、全同教自体の計画によるものはほとんどなかった。この反省の上にたって、同和教育の実践にたしかな方向を示し、権利がおかされている現実を是正するものとして、広く進めようとするのが、「同和教育白書」の運動である。この白書にもりこまれる項目についてはやがて明らかにされるが、ただ、なぜ白書運動が今日において問題となるのかということ、すなわち観念が問題になるのではなく、現実――地域の主要な問題を正しく見ることによって教育を進めようとすること、およびそのための教育条件を獲得するために働くことの意義を明らかにし、それが単なるペーパー調査の結果や、実践のない傍観者的な希望によって書かれるものであってはならないということだけは、十分意志統一をしておかねばならない。子ども・父母・地域の生活の実態、そこに生みだされてきた人間性のゆがみと、あるべき人間像、その形成のために必要な教育の仕事、それに必要な学校の体制・施設・設備とその現状、教師の仕事と生活の実態と矛盾などが具体的に示される必要があるし、そのことは、ひとりひとりを大切にし、現実の問題から目をそらさず、それを追求し、解決をはかるという教育実践のありかたと深く結びついているものなのである。たとえ素朴なものであっても、そこから出発して、着実に積みあげていくことで、この運動を成果のあるものとしたい。

白書運動を中心に「差別の現実から深く学ぶ」教育の創造

〈大同〉私が報告するのは、一九六〇年初めごろから六〇年代の後半にかけてのことになるかと思います。先ほどから話題になっている「全同教の歩みの反省と課題」で提起されたことが、具体的に展開されていく時期ではないかと思います。「反省と課題」では、全同教の進め方についていくつかの提案が行なわれています。その第一は、組織を新しく発展させようということです。第二は、先ほどからも話が出ていましたが、同和教育の内容をどう展開していくのか、ということです。第三には、とくに教育内容づくりや教育条件の整備と関連して、高知大会で提起された白書運動をいっそう具体化し展開しようということです。これらのことを具体化していくことが、六〇年代の前半あたりにおける全同教の路線になったかと思います。（資料8―①・②を参照）

差別の現実を教育課題につなげるべく、同和教育白書運動が展開される。この白書運動を通じて、新しい教育課題と実践内容が次々と出されてくる。この発展を支えたのが事務局体制の強化や機関誌の発行など組織面の充実。「反省と課題」で出された三つの提案の関係は、このようになるかと思います。これらの取りくみを集約して、言いあらわしたのが、一九六五年の第一七回大阪大会以来かかげてきた「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」というテーマだったということです。

そこで私の報告では、まず全同教の発展を支えた組織の充実という問題、それから教育内容を押しひろげていく源泉となった白書運動について簡単に述べ、そのあとで白書運動を通じて出された課題を教育条件の整備、進路保障、乳幼児教育（就学前教育）、健康保障、社会教育の順に述べていきたいと思います。

聞き書⑤

全同教の組織としての発展

米田貞一郎（三代目委員長）
（一九八三年四月一七日 京都の自宅を訪ねて）

〈第一二回京都大会の成功と一転換期〉

私は山根先生（二代目委員長）のもとで全同教のしごとにかかわっていたころから、全同教のなかには、対立的な考え方も出て来ておったことはうすうす承知していた。

第一一回高知大会での対立が全同教全体に大きな影響をもたらし、京都では、次の和歌山総会（第八回、一九六〇・五・一一）に向けて、何とかしなければという空気が強くなっていた。今度の大会は京都に持って来なければしようが無いということだった。しかし、研究大会となれば、単に同研だけでやれるものではない。もっと広い各界の協力を得なければ、全国に対しても、こうだというものを示せない。これは大がかりなものになると思った。

和歌山総会に行くまでは、それだけの受け入れの用意が出来ないのではないかと心配もあったが、とにかく今度は京都でやるのだという話が段々煮つまっていった。

その間、私は商等学校から同研京都府連の役員に出て

一、全同教の組織としての発展

では、第一の、組織のことについて述べることにします。組織問題の一つとして事務局を拡充しようという提案がなされています。それまで全同教の研究大会を開催するとき、運営は開催地まかせという方式がとられていました。だから方針に一貫性がない。つまりその地方の特色みたいなのがどうしてもあらわれて、それが大会を左右して継承性がなくなってしまう。この問題をなんとかしたいということから、全国組織として一定の活動の継承ということが「反省と課題」に出されているのです。事務局体制の強化ということとかかわって二つめは、委員会以外に学校教育と社会教育という二つの専門委員会を設けて、それぞれが内容をつくるための討論をしやすいようにしようという提案です。三つめは、今日も実現していないことですが、「反省と課題」のなかでは、個人会員組織を確立しよう、という提案です。先ほども話が出ましたが、全同教は一定のゆるやかさをもっている組織だけれども、各自がただ好きなことを勝手に言っておればいいというものでなくて、共通の課題、方向性をもった研究組織に発展させる必要があるということで、以上のことが提案されたかと思います。

これら三つの提案のなかで実際に具体化されたのは、事務局体制の強化と専門委員会の設置です。専門委員会の設置も、教育内容に関する論議の活発化をもたらした点で見逃せませんが、とりわけ重要なのは、事務局体制の充実であろうと思います。事務局の充実が言われるようになったのは、次のようなこともおおいに関係していたかと思います。第一一回高知大会のときには、民主的な組織をふくめた高知県実行委員会によって運営されました。第一二回京都大会でも、実行委員会によって運営されました。そして翌年の第一三回大会は、兵庫に移りましたが、その運営については、すでに京都大会の前日の委員会の際、いるから、特に小・中学校の先生の協力を仰ぐよりしようがないと腹をくくった。

京都で研究大会を持つことは、一つは、全同教の大きな転換をどうおさえるかということがある。特に、イデオロギー論争で接していては組織は分裂することもあり得る。もう一つは、滋賀県の空気と京都の空気とはちがう。滋賀県に対する批判がだいぶんある。隣りの京都で、対立的にとらえてするのはよくない。こういうことに思い悩んだ。しかし、ここには、運動団体との提携、支持態勢があった。さらには、当時の文部省の動きである。第一〇回岡山大会(一五八年九月)では、文部省への対応のしかたがいろいろ複雑であった。だから、これも考えねばならない。つまり、道徳教育(文部省は道徳教育の研究校の指定をしていた)とか、官製同和教育とかいうことで、それに反対するのはけしからんという意見があった。このことも踏まえてやらねばならない。どこに根をおろすか、腰をすえるかはやはり歩いていく上で考えていこうということになった。京都はそれで踏みきった。具体的な実践の歩みを出していこうということで手を打った。

こういうことを、私は和歌山総会の挨拶の中で述べたと思う。京都大会までの間、もっぱらこの線に沿って準備をした。非常にはっきりした見通しがあって和歌山総会に出かけたわけではなかったが、さいわい同研京都府連の団結は大きなささえとなった。

ともかく、和歌山総会で、第一二回研究大会(六〇年一一月)を京都でやることが決まった。

この和歌山総会で、活動方針についてだいぶん問題が出た(これについては、論議がまとまらないで題名を討議資料と変えて出したという記憶がある)。

兵庫県の代表として県教育委員会の人が、うちはうちの方式でやりますと明言されるということがありました。そうすると、高知大会、京都大会とすすめられてきたトーンが、スピードがダウンでもするかのようにかわっていくという状態になりました。こういうことに対して、継承性のある活動にしようという意識が強まったかと思います。とくに米田貞一郎委員長みずからが、事務局体制を強化しようということで努力されて、京都府教委、京都市教委に交渉された結果、荒木楢夫先生と私とが事務局に専従としてはいることになりました。それまでは私も通常に授業をもっていて事務局の会議がある都度、出張していました。京都大会のときも兵庫大会のときもそうだったのです。ところが、そうすると授業がかけるということも多くなってきました。誰か専従でやってくれる人がいないかということで、米田先生にも考えてほしいということを言っていたことを思い出します。いろいろな経過があって、二名による専従体制がとれるようになりました。専従体制ができることは望んでいましたが、自分のこととは思ってもみませんでした。

専従制がひけたことと、研究大会報告書代金収入に少し余裕ができたことから、懸案であった全同教の機関誌を発行することにも踏みきれました。機関誌「同和教育」は一九六二年四月に創刊されています。こうして「反省と課題」が示した組織を拡充していこうという提案を具体化する糸口はついてきました。専従事務局体制がとれたことによって、全同教としては、結成以来のステップをまた一段昇ることができたということができるかと思います。

二、「白書運動」と教育内容の充実

その次に取りあげたいのは、白書運動のことです。第一一回高知大会でのよびかけや、事務局の充実、機関誌の発行に支えられて、白書運動は各地で大きく展開されていきます。そして、一九六四年に伊勢で開かれた第一六回大会の活動ということばと、運動ということばと、教育ということばについてこだわりがあって困った。「対独占」の問題、運動団体に対する懸念は、従来、いくつもの県で強くあった。運動ということに抵抗があった。教育運動といっても運動というからには解放運動と一緒である、運動ではなく教育活動でなければならぬ、というわけである。しかし、結局、第一二回京都大会からあとは、運動ということで展開していかねばならぬということに定着していった。

大会には、広く参加してもらうために、分科会を置く京都市内の各学校に協力を得ること。これは今までとちがうところだが、この時から全同教大会の分科会が定着していったのではなかったか。

とにかく京都大会は、内容を具体的でしかも実践を主としたものにしようという大きなねらいをもっていた。

第一二回京都大会の時、大会アッピールというのが出た。アッピールという形が出たのはこの大会からである。アッピールの内容は、要約すると、「日本民族におおいかぶせられ、部落に集約される一切の差別を許さない……。」というようなものである。これは、部落問題をどうおさえるのか、或は同和教育をどうおさえるのかということを考えていく上で、何か一つの指針となるようなものでなければということで出した。なお、アッピールということばは、当時、部落解放運動の中でも出てきておった。それらを考えて、最終的に大会をしめくくるために何を考えたらよいかという中で、アッピールという形で出すことになった。

結局、大会のもり上がりは、事務局の私たちが予期していた以上に強いものとなった。各会場の発言も非常に活発だったし、非常に多くの協力者も得られた。こうい

ときに、「差別の現実を明らかにし、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」というテーマがうちだされます。これは、「反省と課題」や高知大会で提言された白書運動の展開を集約したものだと思います。なお、六五年の第一七回大阪大会では「差別の現実を明らかに―」という点を「差別の現実から深く学び」とさらに言いかえました。この言いかえは、白書運動の意義を、より的確に表現するためになされたと言えるかと思います。「反省と課題」では、白書運動について、次のように述べています。

「なぜ白書運動が今日において問題となるのかということ、すなわち観念が問題になるのではなく、現実――地域の主要な問題を正しく見ることによって教育を進めようとすること、およびそのための教育条件を獲得するために働くことの意義を明らかにし、それが単なるペーパー調査の結果や、実践のない傍観者的な希望によって書かれるものであってはならないということだけは、十分意志統一をしておかねばならない。」

しかし、この趣旨が、必ずしもしっかり押さえられない傾向があるので「差別の現実を明らかに」するというだけでは不十分だ。たんにどのような事実があるかを示すのにとどまるばかりでなく、その事実の背景を追求することを通じて、教育課題を明らかにするとともに、自分たち自身がどのようにものの見方や考え方を、さらには教育実践のなかみをどのように変えたか、ということをはっきりさせなければならない。それで、第一七回大阪大会をひかえた委員会で、とくに「差別の現実から深く学び」ということばに書きかえたという経緯があるわけです。この第一七回大会でうちだされた、テーマ「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」は、現在に至るまで、全同教研究大会のテーマとして継承されています。以上のような考え方が、今日までずっと、全同教の魂のようにたいせつにされていることの表われだろうと思います。

六〇年の「反省と課題」から六五年の第一七回大阪大会までの間をみると、たうことが、私たちに非常に大きなはげましとなった。

〈専従事務局体制と研究の発展〉

前々から、全同教事務局を専従的なものとして作らねばならないという話が出ていたし、その働きかけもしていた。六〇年一一月、京都大会が終わった後、同研京都府連と市教委および府教委との間に折衝があって、事務局を恒常的なものでもっとしっかりしたものにしなければということになっていた。そんなことで、京都では、同研京都府連の事務局というより、むしろ全同教の事務局を設置したいということを考え、強く働きかけた。ところが、当時は、市教委でも府教委でも、全同教の事務局ということでは全く通らない。だから最初は、府連事務局を設置したいということで進めた。市教委は、府教委との関係があるから専従という形では簡単に出せないという。では、まるっきりの専従ではなくて、ということで話がつき、荒木、大同、中村の三先生が同研京都府連兼全同教本部の専従事務局員として出てくれた。こうした人を得られたことは、両教委としてよく理解し、積極的に私たちの要求を受けとめてくれたからだと思っている。専従制の事務局の配置は、府教委としては、国からの公然とした法的根拠のある人事ではなかったわけである。当時は、「同和加配」という制度は無かったのだから。

何はともあれ、当時の事務局員は授業を持ちながらの専従であったから、たいへん苦労なことであった。たまたま新道小学校の地下室を借り受けて、倉庫のような所へ資料を持ち込み、そこにある古い机、椅子を使い、暗い所で全同教事務局としての仕事をはじめた。

専従制の事務局ができて、広報関係の活動も確実にできるようになってきた（一九六二・四、全同教機関誌

とえば、京都市有済小学校での白書運動とか、また、奈良県同教による乳幼児と不就学生徒の実状についてのレポート、さらに、八尾中学校での子どもの実態を明らかにするためのまとめなどがなされています。これらの資料には、今日読んでみても、当時の部落の子どもたちがどのような生活と教育条件のもとにおかれていたか、ということがリアルに示されています。（参考資料⑥参照）

(1)教育条件向上にむけて

白書運動から教育条件の整備につながった例としても、数多くの取りくみがあります。この時期の教育条件整備の運動としてとくに重要なのは、教科書無償化闘争ではないかと思います。五〇年代末には、各地で解放同盟、自由労組、教員組合などが教科書無償化闘争をたたかっています。よく知られているように、一九六一年高知の長浜においても「長浜地区教科書をタダにする会」が結成され、大きな成果をあげています。この闘いには、部落外の子どもや親も多く参加したという点で、とくに注目すべきでしょう。これらの闘争が、六二年の「義務教育諸学校教科用図書を無償にする法律」成立におおいに力になったと思います。

教育条件整備と白書運動とのつながりがより明確なのは、御所市における学級定員削減の取りくみです。御所市は当時、市民の三〇％が部落出身者という市だったわけですが、学校の教育条件がきわめて悪い。五〇年代末までに教師らによる取りくみによって長欠・不就学はほとんど解消していたものの、学校に来た子どもたちに学力を保障することもできず、子どもたちのなかには「非行」にはしるという者も出てくる。これを克服するためには教育条件を大幅に改善し、五〇人の学級定員を三〇人にまで引き下げることが必要だと話し合われた。そして白書づくりを市内の小・中学校すべてで展開していくなかで、市民の支持を得、六一年に三〇人学級を実現したというわけです。また、北九州の企救中学校でも御所市に学んで白書運動を展開し、六七年にようやく三〇人学級を実現しています。（参考資料⑤参照）

月刊『同和教育』創刊）。それまで、全国各地に対し、全同教本部からの一方的伝達だったのが、各地同研と本部との情報の交流ができるようになってきた。

資料8—②の一部抜粋

同和教育白書について

（第八回総会で、前年の高知大会での提起をうけ、論議し、整理したこと。）

1、白書のねらい

方針案にある如く、白書運動は今日の時点で歴史的課題を解明するのに、たしかな全同教の方向を決定するものとして、現実の実態の把握・分析が大切である。①子どものおかれている実態、②そこで行われている教育の実態、③今日、なぜ白書運動が進められるのかという情勢。

2、白書運動の性格

調査書を作るためのものでなく、現実をありのままに、流動的に教育実践の中にとらえて、矛盾をつかみとり、教育の権利保障をするための白書運動である。原因を生徒にかぶせるのでなく、その中で人間性がゆがめられている生活の背景の諸条件、それをカバーできない教育条件の劣悪さという、教育行政の問題としてとらえ、その克服のみちすじをつかみたい。

3、教師の白書も必要

教師のおかれている条件を明らかにすることで教師の意識の改造をはかり、単なる教育愛型からの脱皮へのみ

(2)進路指導から進路保障

白書運動とかかわって教育条件整備の次に述べるべき重要なことは、進路保障の問題です。先ほど、門田委員長がすでにふれられたことですが、「進路指導」か「進路保障」か、ということばの使い方をめぐっての論議がしばらく続きます。あるとき、研究会会場入り口に「進路保障」ときちんと書いてあるのに、どうあわてて読みちがえたか、ある人が「道路保障」と読んで、「全同教は道路のことまで心配するのか」と言うわけです。あわてて「よく読んで」と言うと、こんどは「進路保障てなんや」と質問されて、説明する方がしんどくなってしまったという覚えがあります。それほどなじみのないことばだったのです。

今、この分科会のテーマの変遷をたどってみると、六〇年の第一二回京都大会では「就職と進学の願いをどうのばしてきたか」、六一年の第一三回兵庫大会では「進路指導をどのようにすすめてきたか」、六二年の第一四回奈良大会においても分科会名は「進路指導」で、テーマが「進路指導をどのように進めているか」となっています。これが変わりはじめるのが、一九六三年の第一五回広島大会です。このときの分科会名はやはり「進路指導」ですが、テーマは「進路指導・保障をどのように進めているか」となっています。その後「進路指導・保障」という分科会名が数年つづき、「進路保障」という分科会名が定着するのは、六八年の第二〇回三重大会です。それでも、翌六九年に滋賀で開かれた第二一回大会では、現地から「進路指導になおしてもらわないとなじまない」という意見が出されて、了解をもとめるのに困ったということもありました。

各年次の総会で論議されてきた資料を読み返してみると、たとえば京都で起きた中学生の就職差別事件とか、その他の地方の就職差別問題とかが具体的に提示されるようになるのが、この六二年から六三年ごろです。それよりも以前には、長欠・不就学といったことが、相対的重点として取りあげられていたのですが、この時期になると就職問題が論議されるようになりました。それを受けて、たんにどこへ進めるか、どこへ送るかという問題ではないだろう。今日ちすじをつかむ。また、貧困・学力不振などの下づみの子の教育要求をくみとるために、学校にどのような体制が作られているかという教育実態の白書でもある。事実を投げかけ、ゆり動かし、お互いにねりあって脱皮していく。事実を理論化する。その発展過程を促進するものでありたい。

4、社会教育の白書

生活を高め、権利を保障する立場から、社会教育の施設や関係団体の中で、教育条件を分析して向上の方途を考える必要があるので、社会教育においても白書運動を展開しなければならない。

5、白書に取りくむ姿勢

困難な教育諸条件を概念的に、傍観的にかたづけるのでなく、実態に取りくんで、地域の重要な問題をつかむべきである。下づみの子を学校体制の中でつかむこと、父母のねがい（平等・機会均等・権利保障）の十分でないことをつかみとる。

また、小・中・高連関して、一貫した体制で深め、交流していきたい。

資料10—④の一部抜粋

「教育諸条件」

（第一四回大会分科会「教育諸条件」の目標とすすめ方）

目標

教育諸条件を高める運動をどのように進めているか。

のことばで言えば、就職の機会均等を保障するという観点にどう立つのか、といった点がとくに課題として追究されたかと思います。

ちょうど、このころに大阪府から進路実態調査の依頼を受けました。各地から大阪に就職してくる部落の中卒生が多いが、これに対する保障がまったくない。それで大阪へ就職する生徒たちがどういう状況になっているのか。その就職のしかたが縁故就職なのか職安斡旋なのか。その生徒を送り出したあと、どのように追跡しているのか。どのような問題があるのか。就職先に対してどんな注文があるか。こうしたことを調査して、大阪府として対応していくことが必要ではないかということから、この調査依頼があったわけです。「昭和三七・三八年度未解放部落出身生徒進路実態調査」（資料13―③）というのがそれです。

今日であればこうした実態を把握するということは、「それは大事なことだ」とうけとられますが、当時、部落の生徒についてそういうことを調べるのは身元を明らかにすることになり、かえって差別にならないかという話も出たし、当時の組織状況からいっても全面的に調査することはできませんでした。結局、一九六五年に中間報告という形で、わかった範囲しかまとめることができませんでした。

この中間報告では、農山漁村として多くの特徴をもっている岡山県美作地方、高知県東部、兵庫県但馬地方、京都府山城地方の調査結果がまとめられています。そのなかで、高校への進学率が一般的に六〇～七〇％に達しているにもかかわらず、部落出身生徒の場合、四〇％程度にとどまっていること、高知県東部や岡山県美作地方では、就職する生徒の七〇％程度が県外に、とりわけ阪神間に就職している生徒が多いことなどが明らかにされています。

調査そのものは、必ずしも当初企図したようにはうまくいかなかったのですが、中学卒業者の進路を保障することの必要性が、改めて認識されるきっかけになりました。この調査が呼び水になって、六五年から全同教による進路保障

○　生活条件、教育条件が保障されていないために、こどもの教育を受ける権利（機会均等の教育を受ける権利を含めて）が侵され、こどもの成長・発達が阻害され、こどもの生活と性格がゆがめられ、学校教育の場が差別を再生産していることを具体的に明らかにしよう。

○　また、このことが教師の職場での権利をどのように侵し、どのようにゆがめているかについても明らかにしよう。

○　教育諸条件が高められる中で、こどもたちはどう変っていったか、教育の内容はどう変り、それがこどもたちの教育にどう役立ったかについても明らかにしよう。

○　こどもの成長を願う父母と教師、地域の人たちが、どのようにして国民の権利要求として、教育諸条件を高め、生活を高める運動に結集されて行き、どの様に運動をすすめているかを明らかにするとともに、その中で教師と教師集団の果してきた任務、役割についても明らかにしよう。「この子だけは一人前の教育を」と願う切実な願いから教育、生活の問題について考え、差別、貧困・隷属からの解放にとりくむ集団にまで高められる経過を明らかにしよう。

○　長欠、不就学児対策、学力補充対策、学用品、遠足代、給食費などの問題から、教育施設、設備の充実へ、生徒三〇名定員保障、教科書無償、高校全入等へ、次第に教育の内容を保障する運動へと発展していった経過についても明らかにしよう。

○　同和教育白書によって、できるだけ地域の現実の中で、どのように運動がつみあげられ、すすめられてきたかを明らかにするとともに、同和教育運動の成果、

協議会も始まりました。

この「三十年史」のなかには、進路保障協議会の記録も載せられていますが、この協議会で話されたことのなかで、今でも印象に残っていることがあります。それは、福井県若狭地方の少女たちが岐阜県の繊維工場へ勤めるのだけれど、しばらくしたら「たえられん」言うて帰ってくるという話です。それというのも、家ではやわらかいオカユが常食なのに寮ではこわいご飯を食べさせられる。それでお腹をこわして、寮のご飯を食べられんから帰るということなのです。同じような例が他府県の部落出身者にもあったようです。その背景には貧しいためにお米がたりない。それでオカユにして食べるという生活の実態がありました。これをうっかり表面的にとらえてしまうと、就職したのにすぐ帰るとはしんぼうが足らん。こう見てしまいがちなところですが、具体的に確めると、こんな事実もあったのです。京都の例でも、薬品工場に勤めたが、日本の薬だのに容器に横文字が使われている。横文字を見ただけで拒否反応を起こしてやめてしまった生徒のことがのべられました。こんな極端とも思えることのなかに、当時の部落の生徒たちの生活があり、教育の課題があることが語られたかと思います。

このような論議のなかから、たんに就職時に就職先を探してやればよいという問題ではないだろう。そうではなくて、むしろ教育内容としてこれを受けとめていく必要があるのではないかと考えられるようになっていったと思います。現実の進路というのは、それぞれの子どもにとっては、それまでに受けた教育の総和なんだ、というような言い方がされるようになってきます。こうして、「差別の現実から深く学び」というとらえ方と同時に「未来を保障する」ということが教育の課題として、ひじょうに大きな意味をもっていると確認されてきたかと思います。

就職差別問題に取りくむなかで、就職の機会均等をいかに実現していくかということから、就職支度金制度の確立とか、あるいは就職の機会拡大のための欠陥についても明らかにしよう。

すすめ方

これまでの教育の諸条件を確保する方法や思想には、いろいろなものがある。

第一は、ＰＴＡなどの父母負担によるもの。

第二は、教育委員会などの行政機関などをたよったり、また援助されてきたもの。

第三は、教育を守り育てるための権利として主体的に確保してきたもの。

などがあげられる。

第一、第二は、かたちがちがっても、多分に恩恵的なものがふくまれている。第三は、「国民の権利」「権利意識」などという思想につらぬかれている。そして運動全体としては、第一、第二から第三の方向へむかっている。「国民の諸権利を守る同和教育」というスローガンも具体的に表われはじめたといっていい。

しかし、問題はこれからである。教師の主体的な力や、教師と親たちの力はあっても、その教育条件が具体的に生かされる子どもたち自身の力がよわかった。子どもたち自身は、ただ願いや望みの段階であったり、自然発生的であったりもした。その弱さはまた、教師や親たちの主体性はあっても、恩恵的なものに流されるような傾向もないわけではなかった。もっとさかのぼって考えれば、いぜんとして、ＰＴＡや父母負担によるものが多いことを見のがすことはできない。

したがって今後の方向は、

第一は、なぜ父母負担など恩恵的なものではいけなかったのか。という事実をまず明らかにしなくてはならない。

第二は、教師―親たちの運動であると同時に、子ども

関係機関との折衝などの取りくみが、行なわれていきます。各企業が出している就職応募書類の差別性も問題にされていきます。当時の応募書類は、本籍地、家族の職業や資産、家の間どり、地域環境などを書かせることが、ごく通常の状態であったかと思います。しかし、部落出身者ばかりでなく母子家庭の子どもなども、本人の責任ではない、このような項目によって差別されていました。こうした実態に対して、差別的項目をいっさい排除した応募書類をすべての企業に統一して使用させるという取りくみが展開され、七〇年代のはじめに、ようやく「統一用紙」使用の趣旨を理解せず、違反する企業は後を絶たず、依然として課題は残っているといえます。

また、高校進学率が高まってくるなかで、中卒で就職する生徒が少なくなってきます。それにあわせて中卒生の就職問題から高卒生の就職問題へと相対的に重点が移っていきます。さらに、縁故就職がかなり多いという実態に対して、ただどこにでも就職すればいいというのではなくて、子どもたちの働く権利を保障させるという点から、職安をはじめ関係機関の責任を明らかにさせていく取りくみ。その一環として就職後の追跡調査を、教師側も行なうと同時に、関係機関にも実施させる取りくみ。あるいは、就職差別を許さないために、労働省の「通達」をひきだしていくような努力もしてきたかと思います。ちょうど、進路保障の取りくみが今日まで発展してくる基礎を、この時期に築いたとも言えます。

(3)「就学前教育」「健康」課題

進路保障のつぎに、これも、先ほど門田委員長が言っておられたことですが、とくに同和教育の内容をつくっていくうえで、重要なことが二点あったかと思います。ひとつは就学前教育を取りあげたこと、もう一つは健康保障という問題に取りくみはじめたことです。

先ほども話がありましたが、一九六一年の第一四回奈良大会から乳幼児教育

たち自身の主体的な運動にまでのばされなくてはならない。教育条件の確保それ自身が教育の内容にまでもりこまれ、教育の目的、内容、方法と運動とが統一されなくてはならない。

第三は、第二の学校単位、あるいは、中学校区単位の組織と府県段階の組織とを結びあわさなくてはならない。市町村のせまい枠では、解決できない問題が多いからである。

第四は、それが具体的な計画、行動となって表われる場合は、白書運動のかたちをとるのが最も望ましくないだろうか。教育条件の今の具体的なすがたは白書となって展開されるはずだし、その過程で要求はみんなのものとなり、主体的なものが生みだされていく。これまでの多くの経験は、この運動のいくべき姿をはっきりと見せてくれる。

（中村）

資料18—③の一部抜粋

「同和教育白書運動」の一定の定式

（第二二回大会基調提案で、それまでの白書運動を一定整理し定式化した。）

差別を観念的にとらえてきたことを克服し、真に部落の解放をめざす同和教育の内容と方法をいっそう具体化していくために、今日までにどのような施策がうたれてきたのか、それがどんな効果をもたらしたか、今なにが必要なのか、学校教育、社会教育は、一体どんな役割をになっているのかについていっそう明らかにしていく必

の分科会が設けられ、以後毎年「乳幼児教育をどのように進めるか」といったテーマで開かれていました。しかし、あまり集まる人も多くないし、なぜこれを設けているのかという意味が、なかなか理解されていなかったので、一九六六年の、第二一回滋賀大会で、「乳幼児教育の条件をどう高め、教育内容をどう創造しているか」というテーマに、変更します。この変更は、もっとも条件づくりに力を注ぐべきだという判断によるものです。さらに七一年の第二三回広島大会では、分科会名を「乳幼児教育」から「就学前教育」に変更します。それは、従来から「乳幼児教育」とよんできた分科会が社会教育の分野に位置づけられていて、どちらかというと母親の生活と労働条件を少しでもよくするための取りくみとみなされていたのに対して、子ども自身の発達を保障するという見地を重視するという意味をこめて、「就学前教育」という呼称に変更し、学校教育の分野に位置づけてきたかと思います。しかし現在の状況を考えたとき、なお、この課題が必ずしも全国的にひろがっているというわけではないと思います。

それからもう一つ、一九六五年の第一七回大阪大会で健康の分科会を設けました。当時は、教育内容の分科会のなかの一分散会という位置づけでした。会場は南海難波駅のすぐ近くにある繁華街のどまんなかの小学校でした。そこの小さな講堂を借りましたが、さっぱり人が集まらないのでしかたなく、職員室におられたその学校の先生にも頼んで参加していただいて、それでなんとか人数をととのえたというようなことでした。だから、当時の総括でも、若干そのことがふれられております。これではいけないということで、二年後の六七年には、健康の分科会を独立させました。当時、ともすれば「くさい」とか「トラコーマ」とか「しらみ」という健康や保健に関する言葉が、部落の子どもを差別する言葉ともなっていました。健康の問題をたんに保健や体育といった教科指導上の問題とするだけでなく、生活を高めていくための教育全体の課題のなかに位置づけていこう。こういう考えが健康分科会を設置した背景にあります。

課題、役割を明らかにしていくための手だてを考えていくにあたって、この際「同和教育白書運動」とよばれてきたものの意義についてたしかめてみる必要があります。

従来から、学校なり地域で「白書運動」がすすめられてきたところでは、ただ実態が明らかにされたということにとどまらず、それまでの観念的な実践が反省させられ、課題なり、実践内容についての共通認識がふかめられ、当面の要求がほりおこされて、教育条件を向上させていくうえで、一定の成果をあげてきています。

① 「白書運動」は観念的なとらえ方を反省し、日常的実践のための当面の課題を明らかにし、ふだんに教育実践に役立てていくというねらいをもっており、これらのねらいからして、当然組織的にとりくまれるべきものであり、くりかえしておこなわれるべきものです。

② さらに「白書運動」は、ただ実態をのべるということにとどまるものでなく、「白書運動」によってまとめられるものは、具体的な要求にまで組織化され、部落問題解決のための要求を実現し、いっそう教育条件を改善していくための資料として役立てられるべきものです。

③ 観念的なとらえ方を反省し、当面の実践課題を正しく明らかにしていく課題としての「白書運動」は、部落問題の認識をいっそうふかめていくことと結びつけておこなわれるべきものです。さもなければ、実態なり、実態からひきだされてくる要求を部落問題の解決という立場から的確にとらえることができません。

このことによって、昨年の大会でも強調された課題をより具体化することができます。

した。子どもたちの食事や排便の習慣が問題にされましたが、それは、健康という問題をただたんに腹がいたいとか、どこがかゆいとかということでなく、日常の生活のなかの子どもの現状をもっと具体的にとらえるべきではないかという問題提起を、ここで行なったかと思います。この健康保障という問題も、就学前教育と同じように、今日どれほど全国的なひろがりを示しているかという点では、なお多くの課題を残していますが、全同教として筋道をつけたのは、この時期だったと思います。

(4)生活を高める社会教育の発展

最後に社会教育とかかわって、いくつか述べておきたいと思います。この時期の社会教育がどうだったかをまとめるのは、たいへん難しい気がしますが、傾向だけはとらえてみました。先ほど横山先生が、「腹のふくれる学習」ということについて述べられましたが、やはりこの時期の社会教育の主な流れのなかに「生活を高める」ことと、「学習を深める」こととの結合という問題がかなり論じられておったし、また、それに応えるような実践が全国各地で展開されておったのではないかと思います。

そのひとつの表われが先にもふれたように、「乳幼児教育」が研究大会の分科会のなかに位置づけられてくることです。これは、母子の健康と暮らしを守る取りくみが社会教育の課題として重要視されてきたということと関係しています。全同教の機関誌（「同和教育」第四号・第五号）にも、高知県・赤岡における保育所の取りくみが紹介されています。その当時で、すでに一〇年の歩みですから、五〇年代から取りくまれていたと思います。全同教でも乳幼児教育を取りあげるようにという提言をくりかえしされたのは、高知からだったように思います。

大阪府・西郡においても解放同盟支部と平和診療所が「母子健康実態調査」を行なっています。この調査報告はガリ版刷りのパンフレットとして出されてるのですが、診療所だからできたと思えるほど重要なことがらを詳細に示され

1　教育諸条件保障の運動は、児童・生徒、父母の要求を教員や自治体職員が正しくうけとめていくなかで発展していく。

2　同和教育の実践と、教員の労働条件改善（教育条件の重要な部分としての）とを統一してとらえることによって、真に、地域における解放運動と提携できる。

3　教育諸条件保障の運動が、ひろく全体の民主教育を高めていく意義をさらに明らかにし、「白書運動」を前進させていく。

資料10—④の一部抜粋

「教育集団」という考え方

（第一四回大会分科会「教育集団」の目標とすすめ方）

目　標

子ども、教師、父母、地域集団がどのように教育運動を進めているか。

○　同和教育は教師だけによってすすめ得るものでない。父母、地域の人たちそしてこどもの集団にささえられて、教育は発展してきた。同和教育を支え同和教育をすすめる集団はどのようにして、どのような人たちによって組織されたか、どのようにして地域に定着し、どのように運動をすすめているか。地域の条件や集団のちがいから運動のすすめ方については一様ではないだろう。各地の経験を交流して同和教育をすすめてゆ

ています（「同和教育」第二六号所収）。それから、大阪府布施市（現在の東大阪市）市職労が「未解放部落の実態と自治体労働者の役割」というレポートをまとめています（「同和教育」第三八号所収）。こうした例にみられるように、生活を高めていくために生活実態を把握し、そこから課題を読みとって、運動に生かしていくという取りくみがなされたと思います。

二つめとして、婦人による婦人の生活を高めるための取りくみと学習も展開された時期かと思います。「きゅうりと子どもと行政と」という冊子が高知県教育委員会編で出されています。「同和教育」にも、高知県羽根上段婦人学級の取りくみ（第一六号・第一七号所収）、福岡県北九州市小倉での婦人の取りくみ（第三五号所収）、あるいは、京都府丹後地方のちりめん機等で働く部落の婦人の暮らしや健康と、それに対する取りくみ（第四八号所収）とかが、それぞれ紹介されています。

三つめは、識字運動の取りくみです。とくに福岡県の京都（みやこ）同研、大阪府布施市・蛇草会館による識字運動に関する報告（第三五号所収）、また、福岡県田川同研・福田一平さんの手記と識字学級生・うえだまさよさんの手記（第四〇号所収）などが紹介され、おおきな感銘をあたえたと思います。このように識字を通じて暮らしを高めることと学ぶこととが結合されていくような取りくみが、当時各地において取りくまれていたかと思います。なお、当時の部落の婦人による学習活動を考えるとき、一九五六年からはじまった部落解放全国婦人集会で交流された各地での取りくみが与えた影響も、ふくめて考えておきたいと思います。

四つめとして、自治体労働者による部落解放にむかって意識的で組織的な取りくみがなされるのも、この時期であったかと思います。さきの布施市職労の取りくみ（第三八号所収）もそうでしょうし、また、京都府三和町職労が全同教研究大会でその取りくみを報告したりもしています。それらのことが全同教の教育課題や研究大会の基調提案にも紹介されています。

くすじみちを明らかにするとともに、同和教育をすすめる力はなにか。同和教育を阻害する力はなにかについても明らかにしよう。

○　同和教育の発展と、職場、地域の民主化、社会化とは、表裏一体の関係がある。同和教育と、民主々義を守る運動、とくに部落解放運動とのつながりを教科書無償、高校全入等の運動の中から具体的に明らかにしよう。

○　特殊教育、在日朝鮮人の教育、僻地教育等、めぐまれない子どもたちの権利を守る教育や、民間教育運動と結びついて広汎な国民教育運動として展開されていった実践の中から、同和教育の果した任務、機能を明らかにするとともにその中で同和教育が視野をひろげ、内容を深めていった諸点についても明らかにしよう。

○　この運動の中で、とくに教師、社会教育担当者の果した任務、役割について明らかにしよう。

○　同和教育の運動に加えられている弾圧、懐柔、分裂の諸政策を明らかにしそれをどう克服したかについても明らかにしよう。

すすめ方

今回の大会では「子ども、教師、父母、地域集団がどのように教育運動を進めているか」を第二分科会〈教育集団〉としてまとめたが、これは、いままでの分科会をより発展させたものである。

すなわち、第十一回大会では「教師の姿勢として仲間づくりをどのように進めるか」という分科会であったし、第十二、第十三回大会では、ともに「教師集団をどう組織してきたか」という分科会であった。

こうした、分科会のくくり方のなかに、この分科会であきらかにしてきたものと、今後の大会であきらかにし

また、五つめには、青年による生活を高める取りくみが各地で行なわれていたことをあげておきたいと思います。かいつまんで申しても、長野県・篠井深草青年団の活動（第七号所収）とか、和歌山県・那賀郡における取りくみ（第一四号所収）、福岡・西脇地区青年による調査活動（第二五号所収）があります。奈良県の研究大会で、青年の実態と取りくみが、大会の基調報告のかなりの部分を占めて報告されるということもありました（第六七号所収）。和歌山県・苔部落の青年が土方をしながら定時制に通い、さらに大学にも通学して英語の教師になっていくという、自分自身の歩みを綴った内容が研究大会で報告されています（第七一号所収）。高校生による部落研活動が各地で発展していくのもこの時期です。六三年には、京都で全国高校生部落問題研究会代表者会議が開かれています。このような青年による学ぶ取りくみが、さかんに行なわれる時期であったと思います。それは、婦人についてのべたように、五七年からはじめられた部落解放全国青年集会で、各地での取りくみの交流が活発に行なわれたことと深く関わっているように思います。

以上、六〇年代の取りくみについて、概括的に報告しました。先にのべたように「全同教の歩みの反省と課題」は、方針としては受け入れられなかったが、その趣旨はこの時期の活動に反映して生かされてきたのではないかと思います。そして、六五年に「同対審」の答申が出されるに及んで、組織もいちだんと広がっていくという時期にはいっていきました。もう一度くりかえしておくと、「反省と課題」で、とくに、組織の充実、教育内容づくり、白書運動という三つの課題が提起されたわけですが、組織の面での事務局の充実と機関誌の発行が支えとなって、各地で白書運動を中心とする取りくみが展開されたし、白書運動が展開されるなかで、部落問題を解決していくための当面する教育課題、教育内容がより明確にされていった。それを教育諸条件の整備、進路保障、就学前教育、健康保障、社会教育の各分野にわたって概括しましたが、このようなければならないものが、きわめて明瞭にだされている。

この分科会は、討論をふかめるための二つの側面をもっている。一つは、子ども、教師、父母、地域集団が、それぞれ、どういう条件のなかで、どういうみちすじによって集団化されたか、をあきらかにすること、さらに第二は、これらの集団が、おたがいに影響しあい、支えあって、全体として、同和教育運動をどう進めてきたか、をあきらかにすることである。だからこの分科会は、おのおのが関連しながらも、なおかつ、個別的にもあきらかにしなければならない、という任務をもっている。

ところで、この分科会の力点は、当然全体の運動の発展におかれなければならない。しかしながら、子ども、父母、地域の集団については、別に分科会がもうけられているが、教師集団の分科会がないことからもわかるように、教育集団の中心的な働き手としての教師集団の問題は、まず第一にあきらかにされなければならない。第十一回大会で「教師の仲間づくり」といわれ、昨年の大会で「職場の民主化をはかり仲間づくりをどのように進めてきたか」と問われた問題である。第二は教師集団が働きかけた、子ども、父母集団とのていけいの問題である。昨年の大会は「教師は、子どもや父母や地域のねがいをどのようにうけとめ育ててきたか」としてくくっている。第三は、仲間づくりやていけいからさらに発展して、教師、子ども、父母、とくに組織された地域の集団と、どのように教育運動をすすめてきたか、をあきらかにすることである。これが本年度の大会の第二分科会の中心的な理論である。そのためには、第十一回大会においてこの分科会でだされた「砂斗争」いごの、生活と教育、政治と教育の関係を、とくにこの一年間に大きく前進した地域共斗と教育運動の関係のなかに、位置づけて

な動向を集約的に表現するのが、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」という第一七回大阪大会以来のテーマだったと言えるかと思います。

以上のほか、この時期は第二の「非行」のピークと言われる時期であって、全同教としては「いわゆる非行問題をどう把握するかについて」という討議資料をまとめていますが、この点については、後ほど、川内先生から報告していただくことになっています。

〈稲垣〉大同先生から報告をいただきました。里内先生、補足することが何かございませんか。

〈里内〉事務局の専従ができて、ぼくは大同さんに一年おくれて、六三年に事務局へ入ったんですけど、ま、いろいろなことを思い出しますね。それから、あとの教育運動の発展の大きな力となったのは、機関誌発行ですわ。

〈大同〉そうです。しかし、あのころ、さて出すとなったらいったい何を載せればいいのか、ずい分悩みました。だから当初はページもいまの半分ぐらいでした。

〈石田〉白書運動を通じて北九州の企救中学校などでは典型的な三〇人学級ができてますね。あれを全同教として国へ要求するところまで発展させてたかな。

〈大同〉いえ、当時はそこまでは行なっていないと思います。むしろ企救中の取りくみが先進的な例となって、その後北九州全体で学級定員の削減が取りくまれますし、三〇人学級が実現しますね。そのことが福岡県における条件整備の大きなきっかけをつくったように思います。関西の方でも学級定員の削減の取りくみがありましたが、そこでの意識は、国はやってくれないけれども、自治体で保障せよというものだったと思います。

考えるべきであろう。

（東上）

参考資料⑤

三十名学級の実現をめざして

北九州市立企救中学校

（福岡県同教「解放教育の軌跡」より）

一、はじめに

昭和四十二年四月一日、北九州市立企救中学校一学年の十五のクラスに三十名学級が誕生しました。この事実は私たちにとって重大な意味があると思います。―略―

二、企救中学校とは　―略―

三、企救中学校のあゆみ　―略―

四、同和教育運動のめばえ

―略―　昭和三十九年二月、県同研大会が開かれた頃までの企救中は全職員補導員の体制で、常に質量ともおびただしい非行問題に対処してきましたが、これはあたかも、キズロにこう薬だけの効果であって、根本的な解決にはなりませんでした。

一方、長欠生がいなくなったということは、すばらしいことでありましたが、それがまた、学校教育に新しい難問題を生みはじめてきました。すなわち、ただでさえ大儀であった企救中に、当然長欠になる要因を持っている生徒が、教育条件の不備な学校に毎日登校してくるため、必然的に、いままで校外で発生していた非行が、多少質はかわっても、校内や登下校時に持ちこまれるようになってきました。また学力がさっぱりついていない生

〈石田〉企救中学校の先生たちと話してたとき、当時「請願」ということのもつ、運動的な意味が十分とらえられていなかった。そういうやり方があることそのものも自覚されていませんでした。そこで関西の取りくみがあるというところから話をはじめて、「どうしたらいいのか」「そんなことができるのか」そういう話をしたことを思い出します。

〈大同〉それに、白書運動っていうのは、まとまった言葉ですけど、これを何のことかと説明しようとすると難しい。それこそ解説書がいるという感じでした。

〈石田〉全同教としてまとめて国へ要求を出す最初のときは、何年になるのかな。各府県の取りくみの交流に一定期間かかっていたから。また府県教委への要求は、かなり早くから取りくまれていたが。

〈大同〉西口先生が委員長に就任されてから、文部大臣と話をはじめますね。それ以前はあまりなかったのとちがうかな。

〈門田〉永井文部大臣と会ったのが最初ではないですか。

〈大同〉大臣と会うのは、永井さんがきっかけだったと思います。それまで、大臣のところまで問題をもっていったというのは、なかったと思います。

〈稲垣〉年表をみていましたら、一九六六年に最初に文部省と総理大臣に「部落を解放する同和教育を進めるための要求」を出してるみたいですね。六六年というと、「同対審」答申が出たあくる年ですね。そういう流れと関係してるんですかね。

〈大同〉関係していると思います。

〈里内〉「非行」を教育の課題として取りあげるのは、このころでなかったですか。「非行」を対症療法的にではなくて、教育の基本課題としてとらえるのはね。

〈大同〉表現はまだ十分しつくしてはいないけれど、里内先生が言うとおり、「非行」問題を教育の基本課題としてとらえようとしたのはこの時期です。今日も現

徒（小学校時代は長欠）でも、欠席なしに登校して来るようになったので、教科担任は、普通学級と特殊学級を同時に教えている状態となり、遅れた生徒たちにとっては、毎日の授業が面白くないのはあたりまえでした。

そこには学校教育以前の問題が山積し、学級担任は毎日のように家庭訪問をしはじめ、各学年約四十名、全校では百二十名以上の問題、要因を持つ生徒たちが、カードに記録されていきました。

三十九年九月には企救中にも同和教育推進教員一名が配置されました。――略――

県大会以後、学校白書運動が着々とすすめられ、いままで単に観念的にとらえていたことがらが、文書となり数的に、より科学的に全校職員の前に明らかになってきました。

ことに九月以降では、推進教員が中心になり、全国や県下各地区との比較の下に、生保生徒の分布密度、貧困と学力との関係、非行とその背景について、地区の実態と生徒の地区での生活状況、父兄の考え方など、つぎつぎに文字になって記録されるようになりました。

こんなひどい教育条件の校区を持った学校が、いまの教育条件の中でどうしてやって行けるだろうか、どうかならないのだろうか、などのつぶやきが職員の中から漏れはじめ、「行政はただ教員の献身的奉仕のみを期待して、何もしてくれないのはなぜか」と高まり、遂には教育条件改善のための要求を出さねばならない、というところまでなってきました。

三十九年十一月には、第三回県同和教育研究大会が、再び本校で開かれました。この大会前後から、先進府県の理論と、実践のすぐれた諸先輩のかたがたが、本県に招かれました。―略―

三十八年の全同教広島大会以後、校区内東蜷田には、

実にある「管理主義」的傾向や「処罰主義」的傾向に対して、一九六四年に出された「いわゆる非行問題をどう把握するかについて」という討議資料はなお一定有効だと思います。

〈里内〉各地の事例がたくさんありましたね。京都の男山中学、広島の観音中学、神戸の丸山中学、名古屋の白山中学等々、池田内閣の「所得倍増」から「高度経済成長」期へ入ろうとする時期で、また、選別の教育体制ももちこまれようとする頃で、そのひずみが子どもの「非行」を誘発し、「進路」の問題とかかわって論議されましたね。八尾中の「非行」生徒を中心にすえた取りくみなど、私のいた皆山中と交流したりして、委員会でも部落問題の重要な教育課題として報告され、討議が続きました。

〈大同〉白山中学に行ったとき、「警察に子どもを渡すな」て言うたら、なにを言うかというふうにびっくりされました。

〈稲垣〉先ほど、青年の運動というのが出てました。中野先生、当時青年だったと思うんですけど、どうでしょうか。

〈大同〉あの矢田の調査はどうですか。

〈中野〉あれは一九五八年の予備調査と五九年の本調査です。学生が全部で一二〇人ぐらい来たんかな。あのときの主力は、京都と大阪の大学でしたが、早稲田とか遠いところからも来てましたね。混成部隊やなあ。ところが、調査にいってみな追いかえされてね。そりゃそうでしょう。借金をどこからどれだけしとるとかを聞くんですからね(笑)。それでもちゃんと最後は聞いてきたけどね。報告書には名前は出なかったけれど、知ってる人が見たらぜんぶわかるようになってる。本格的な生業資金闘争の意味づけをしたものでした。

〈大同〉矢田調査による経験がいろんなところへ広がっていったんだろうと思います。それと、一九五六年からはじまった婦人集会・続いてひらかれた青年集会の与えた影響が社会教育の面でも大きいと思います。

〈門田〉研究大会でもショッキングな発表が多かったね。本校二名の教諭の指導で子ども会ができ、それが発展的になり、今度は、東蜷田業余学校という識字学校が、小倉同研の池永氏の指導で、益永教頭(前)を校長として開校し、本校からは常に三名以上の教諭が参加しました。

以前から各地区で持たれていた子ども会にも、本校教諭の参加がふえてきて、奥村教諭は北九大部落研の指導のあとをついで、今仲子ども会を指導してきました。

第三回大会以後は本校からは二十三名の教師が校区内各地区の子ども会、婦人学習会、青年の会、懇談会に参加するようになりました。さらに、みやこ同研の実践にならって、校区内にも婦人五ヵ所の識字学級と、青年の学習会一が持たれるようになりました。

本校の教師たちが、困難な校内の教育だけでなく、夜まで出かけるのは、それ相当の理由がありました。はじめのうちは、「そうしなければ学校教育がやって行けない学校だから……」と言っていましたが、毎夜のように集会所に通ううちに、「私たち教師は教えることより、さらに多くの大切なことを学びに行くのだ」とはっきり言えるようになりました。そのことは県推進教員連絡会でも、このようにまとめられました。

「教師や親たちの願いに反して、増加する非行を防ぐ努力は、各地でさまざまな試みとして行われている。しかし、教師が非行から子どもを守る立場に立つならば、万難を排して、もっと地域へ、もっと親と子の心の中へ入ってゆくべきであろう。そうしないで、親と手を結んで、子どもを守ることは不可能である。子どもを歪める力は、あまりにも巨大であるからである。私たちの識字運動に対して『それは社会教育の仕事ではないか』という質問がでる。至極当然な疑問である。しかしそれなら、PTAの成人教育委員会はどうであろうか。私たちは余

〈稲垣〉高校生の部落問題研究集会が開かれますね。あれと、全同教は何か関係はなかったのですか。

〈石田〉一回めの開催前に部落解放同盟中央本部・全同教とも話しましたが、結局、京都の高校同和教育研究会が提唱団体となって開きました。

〈里内〉行政部落問題研究会は、一九六〇年前後からの就職差別撤廃の闘いがきっかけに広がったということはなかったですか。もっとまえからあったんですかな。

〈大同〉社会教育における第一回全国同和教育研究大会が、一九五八年、京都で開かれています。一九六二年は自治体職員による部落問題研究集会が開かれています。

〈稲垣〉もうほかに、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、第一回めの座談会は、これで閉じさせていただきます。

ご報告やご意見をいただくなかで、戦後同和教育運動の初期のようすや、全同教結成、そして、全同教のスローガンである「差別の現実に深く学ぶ……」が生み出されてきた経過を、学び取ることができました。

水山光高初代委員長の第二回研究大会閉会での「議論の時代は既に過ぎ去り、実践出来ると云う立場で討議したい」(資料1―⑬)という挨拶に表現されている、全同教の初期にかかわってこられた多くの先人の願い、その基になっている被差別部落の子や親の願いが、全同教三〇年の確かさを刻ませてきたと思います。本日は、お忙しいなか出席いただき、ありがとうございました。

次回は、一九六〇年代後半から今日までに、全同教運動が課題としてきたこと、全同教運動の歩みについて、川内俊彦先生、林力先生、中野陸夫先生、川向秀武先生から、ご報告願って、お話し合いを進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

りにも手薄な社会教育のお手伝いに行くのではない。教師が部落の現実を理解し、部落の親と子を信頼し、子どもと親たちが、教育の意義を理解し、教師を信頼しない限り、差別をなくす同和教育は前進しないし、学校は平和にならないだろう。私たちは字を教えると同時に、親や子の本当の声を聞きに行くのである。その声を大切にして教育を考えなおさないかぎり、真に子どものしあわせにつながる教育は実現しないと思うのである」と。

疲れても、行く度にあたらしい、貴重な教育のお土産を、持ち切れないほど受けとって帰るうれしさに、毎晩のように通うのでした。夜の更けるのも忘れて集会所の電灯の下で、婦人、青年たちと鉛筆を握りしめて、学習した感激と、おさえ切れないほどのよろこび、そこには疲れなどはいつか忘れてしまいます。

こうしているうちに同和教育ということばが、企救中の内外にしみ渡るようになってきました。昔から「足で学ぶ同和教育」と言われていますが、私たちは、同和教育を単に理論だけで、他人に納得させようという考え方には賛成できません。実践なしで同和教育を理解することは、ほとんど不可能に近いのではないでしょうか。――略――

三十九年当初から企救中は全校職員の手で、学校白書運動にとり組んでいたことは、前に述べたとおりですが、だんだんこれがまとまってきて、四十年はじめには、資料も不十分ながら整ってきました。はじめは要求書でも作ろうと出発したこの運動でしたが、先進地の実践家や、先輩のご指導をうけて、これは行政に請願しなければいけない、ということになり、はじめて請願書作成に切りかえて行くことになりました。

五、三十名学級その後　――略――

子どもたちの荒れの克服の取りくみと、全同教の遺産

〈稲垣〉前回にひき続きまして、『三十年史』編纂のだいじな内容となりますが、それぞれの年代での同和教育の実践の中身とか、系統的な方向性といったことについて、よろしくお話し願います。

本日も、前回と同じ様に四つのブロックに分けて進めていきたいと思います。

一九六四年に全同教がいわゆる「非行」をめぐっての討議資料を出しておりますし、そののちにも文部省が「生徒指導資料第三集」を出し、それをめぐって全同教が取りくみを進めています。全同教がいわゆる「非行」をめぐってそれをどうとらえ、克服していったかということにつきまして、川内俊彦先生の方から、ご報告を願います。

次に全同教が発展する時期に、「同対審」答申をかちとってきたこととか、「特措法」が制定されてきたこと、それらが全同教の、同和教育の発展の基本的な鍵になっていると思いますので、その時々の全同教の取りくみについて、林力先生からご報告いただきます。

三番めに、全同教が教育内容をめぐって、第二三回大会の時に教育内容を四認識という形に分けました。それから、教科書の部落問題の記述がなされたことに対する取りくみや、学習指導要録への取りくみなどやっています。いわゆる教育内容の考え方とか進路保障をめぐって、中野陸夫先生の方からお願いします。

最後に、全同教の組織拡大とか、東日本ではじめて大会を開いた意義とか、今日の差別事件をふまえて、今後どのような取りくみをしていったらいいのかについて、展望めいたことを、川向秀武先生に、ご報告願います。

それでは、川内先生の方からお願いいたします。

〈川内〉「非行」のとらえ方をめぐってということで、ご報告させて頂きます。

第1回座談会（1983年4月27日、なにわ会館）⬇

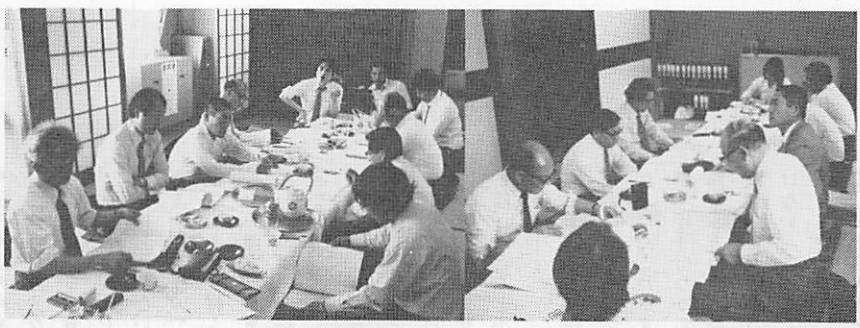

⬇第2回座談会（1983年6月6日、なにわ会館）

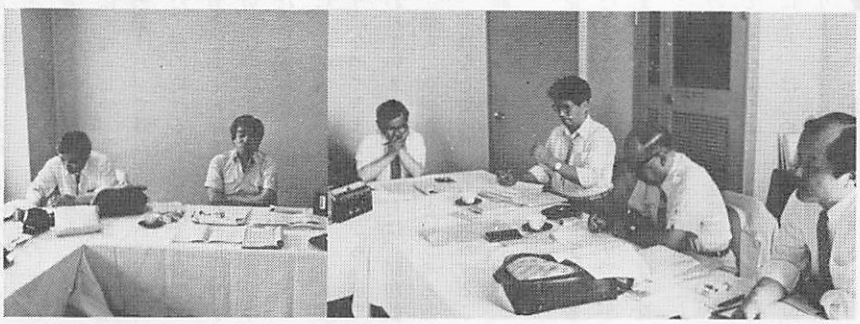

全同教では、一九六四年度の「いわゆる非行問題をどう把握するかについて」（資料12—③）という討議資料をうけて、「一九八二年度の全同教研究課題」において、さらに深めるという形で論議が整理されております。

「(2)いわゆる『非行』をめぐって

『非行』の低年齢化、『校内暴力』などがマスコミをにぎわし、子どもの『荒れ』が社会的政治的な問題になっています。同和教育運動は『非行』に対するとりくみの長い歴史をもっており、全国の貴重な実践の中で、部落を校区にもつ学校では、むしろ『非行』にたちむかう教育活動が成果をあげはじめているといえます。」

ここのところは、もう一度厳しく点検吟味する必要があろうかと思います。確かに、そういえる面も事実と実践によって裏づけられたものが数多くありますけれども、ごく最近の事象で、例えば奈良県の御所市大正中学、ここはまさに水平社発祥の先覚者を輩出された地域ですが、一週間の休校措置にふみきらざるをえなかった。こういう事態がごく近い時期に起こっておりますし、どうして、子どもを導く理論があり、それを支える運動体があり、組織があり、地域基盤があるのに、そういうなかで、きわめて長い同和教育の歴史をもつ御所の大正中学が一週間も学校閉鎖をあえて打出さねばならなかった事態を厳しく吟味検討、研究する必要があるだろうと思います。だからといって、子どもを導く理論があり、それを支える組織があり、運動の成果があり、地域社会があるということの意味をいささかも軽視するものではありません。混迷したままで、子どもたちをどのように立ち向かわせていくかという方向づけもなしえないままの地域や学校がまだまだ多いことと比べあわしますと、ここに書かれておりますことについて、まさにそのとおりだ、と感を等しくするわけですが、しかもなお、という意味ですのでよろしくご理解いただきたいと思います。続いて、「研究課題」では、次のように述べています。

「①全同教は、かねてから『非行』を個人的資質や、家庭の事情といった

資料12—③

いわゆる非行問題をどう把握するかについて

（資料編より再掲）

はじめに

全国同和教育研究協議会では、全国研究大会を中心にいわゆる非行問題について討議をくりかえしてきました。その結果を昭和三十九年度事業計画にまとめて、総会においてもさらに討議をくりかえしてきました。しかし、この問題の重要さからより実践を深め、課題をより明らかにするためにこの討議資料を提案します。地域・職場で討議の上、意見をよせてくださり、内容をより豊かにしてくださるようおねがいします。なお、

七月三十日、京都でもちました委員会では、この〝いわゆる非行問題〟をとくにとりだして討議を行うというのでなく、同和教育の基本課題の重要な内容を追求するという立場で検討されるべきであるということ。

さらに検討に当っては、①事実を通して論議される必要があること。②とくに親たちの生活破壊がいかに生徒・子どもをゆがめているのかを明らかにされる必要があること。③しかも、それを現象としてあらわれた面だけで把握するのでなく、それらが子どもらの思想とか感情といった面をもいかにゆがめているかという点からもほりさげて把握する必要があるということが話し合われました。

（事務局）

一

子どもたちのいわゆる非行は個々についてみればさまざまな原因にもとづいており、その本質をつかむことは

問題に原因を求めず〝社会的な現象〟として把えてきました。そして㋑責任を、生徒、親、教師におしつけ『道徳』教育の強化や、逆に厳罰主義、処分で解決する方向、㋺警察力に頼る〝教育の限界〟論（手におえぬ）、㋩心理的病いと考えるカウンセリング方式、いずれにも全同教は批判を加えてきました。そして、『いわゆる問題児を単に部落差別によって生れた被害者としてだけとらえるのではなく、そのなかに生徒集団を変革し、部落解放をめざし……たたかいに立ちあがるエネルギーを引き出すという態度をもつことが必要だ』と主張してきました。そして『ものごとを認識する力を育て、未来に展望を与えていくということ』と『子どもの日常要求を組織し、実現させていく、その過程で実践力を作っていく』ことを課題としました。　これは先駆的な正しい把え方です。」

全同教のレベルで、六四年段階の「いわゆる非行問題をどう把握するかについて」のとらえ方について、一九八二年次の段階において、なおかつ、「これは先駆的な正しい把え方」であるという評価が再確認の意味でなされているわけです。ここで、六四年度の「いわゆる問題児を単に部落差別によって生れた被害者としてだけとらえるのではなく」という点がありますが、このこととかかわりをもちますので、ここで、私なりの「非行」のとらえ方、どういう観点で子どもを指導してきたかということを、以下六点にわたって述べたいと思います。

一、被差別部落の子を「被害者」とだけとらえる考え方について

まず第一に、私の考えでは、「たんに被害者としてだけ」と、ここに一足とびに行くのではなくて、いわゆる「非行」問題行動をおこすに至った子ども・青少年たちは、いわば「加害者の立場に追いやられた被害者」という、このとらえ方を一つははっきりさせた上で、部落の子どもは「被害者」だ、と位置づなかなか困難です。

しかし、その原因をこまかく分析すれば、それは、高度経済成長政策のもとで、親たちの生活が破壊され、もしくは、不安定な状態においやられていることに起因しています。

一九六三年厚生省児童局が発表した〝児童福祉白書〟はこのことに関してつぎのようにのべています。〝高い経済成長率を示しつつある国々の児童は、いまや危機的段階におかれているという驚くべき反省であり、なかでもわが国の児童は先進諸国の実態との対比においてとくにその程度が高いという〟〝経済成長の目標とするところは、もちろん人間の福祉を増進し向上させるところにあるのであるが、実際にはそれが逆の作用を結果し、そのことがむしろ児童の福祉を阻害しつつあるという思いがけない報告となったのである〟と。（白書第二節児童は危機的段階に）

さらにそれとかかわって今日の選別と競争の教育体制がますます子どもから希望をうばい、子どもを不安定なものへと追いやっていることによるものです。

こうした今日の教育の特色を郷司浩平氏（日本生産性本部専務理事）は次のように表現しています。

〝幼稚園時代から受験地獄の釜に投げこまれ、有名校へのベルトコンベアーは、ローズ品を容赦なくスクラップしながら、規格合格品だけを上に運んでいく。落伍した規格外品は、勉強に興味を失い、非行少年化する無限の可能性を与えられる。要するに人間不在の教育、教育の非人間化といえよう〟（一九六三、一二、八 毎日「私の人造り」）

第十五回大会の諸報告はこうした状況をつぎのように明らかにしました。

けていただいているなら、私の考えてきたことと一致するわけですけど、そこをはずしてしまいますと、とりわけて部落の子どもの「非行」をとらえるというとらえ方において、やはり不十分さがあるのではないかと強く感じたわけです。これは私なりに、八尾中学におりました時から言い続けてきたし、その観点で子どもに対する指導なり、取りくみを進めてきたわけです。この観点がないと、一連の「非行」・「問題」現象は、刑罰、処罰、処分、制裁、そして選別所・少年刑務所行きの対象となり、教育課題、教育問題（学校教育・社会教育を含めて）から遠ざけられ、切りすてられるのではないか。

生徒、教師に対する暴力ざた、あるいは恐喝、強要、授業放棄からエスカレートして授業妨害、校舎、器物破壊等々、あるいは、部落の子どもが「悪玉」で、部落外の子どもが「善玉」ということはありえないわけですが、いわゆる「善玉＝優等生」に仕立て上げられた生徒への暴力ざたがありますと、現象的には加害者でありますから、まさに加害者。あるいは学校の窓ガラスを割った、イスをぶっこわした、腰板をこわした、ということになりますと、「学校秩序」の破壊者。それを規制しようとする先生に対する加害者。そういうことが、何故、何が、そういう事態をつくり出したかというとらえ方をはずして、それだけをみるなかで、部落学校、暴力学校、学力は低いし、ということで越境にもつらなっていった。

そのことは、そういう現象から出発して、社会的差別を拡散助長する役割りを部落の子ども自身が客観的社会的に担わしめられた、という時期・情況があったと考えているわけです。そういうことから、全同教の六四年度の集約と、さらにそれを受けて、八二年度研究課題で、正しい把え方だ、と再確認していただいているわけですが、「被害者」としてだけとらえるというとらえ方でなくて、今申しましたように、「加害者の立場に追いやられていった、被害者としての部落の子どもたち」という観点で統一してとらえていくことが、やはりまだ必要でないか、そんなようにも感じたわけです。またこれは、決して部落の

㈠ 今日、都市といわず、農村といわず、いたるところで未解放部落の人びとが、健康で文化的な生活をいとなむということから、近代的な条件のもとで働くということから疎外されていっていること。

㈡ さらに、こうした状況が未解放部落ばかりでなく、国民の広い層の間に及んでいること。

㈢ そして、その中でとくに、母親たちの生活破壊の度合が大きく、そのことが選別と差別の教育体制と相まって、ますます子どもから希望をうばい、子どもを不安なものへとおいこみつつあること。

㈣ さらに子どもたちのいわゆる非行も、こうした状況の中から生みだされている、と。

二

ところが注目すべきことは、最近の傾向として、第一に、非行あるいは暴力問題の真の原因をおおいかくして、逆に一切の責任を教師と生徒と親におしつけることによって解決できるかのようにする傾向があることです。

ここでは観念的な「道徳」教育が強要されていますし、また、子どもの自発性、自主性を全くうばってしまった規律の押しつけがおこなわれ、およそ教育とは縁の遠い「厳罰主義」「処分」がおこなわれています。

第二には、人びとの暴力をなくしたいという切実なねがいを利用して、これに乗じて、警察・検察・裁判所の権能を強化しようとする傾向があることです。

註1 〝背少年非行防止に関する学校と警察との連絡強化について〟文部省・警察庁（現代教育科学No.七一）

註2 〝少年犯罪が非常にふえているが、これは誤った人権尊重の観念、罰則の軽いこと、裁判が遅れていることなどが問題であり……少年法の適用年令を引き下

子どもだけにあてはまる論理だとは私は思っておりません。これは今日の多くの部落外の子どもにも当然あてはまることと考えているわけです。

第二に、とりわけ、部落の子どもたちのいわゆる「非行」・「問題」行動は部落差別を温存している社会の不合理と矛盾のなかでもたらされたものです。差別と貧しさをおしつけ、教育と文化を等しく保障せず、人間の尊厳を傷つけ辱かしめ、未来への展望と希望を奪いつづけ、生活破壊と屈辱を強いるいわば「差別社会」に対して、憎しみと怒りをもち、抵抗感をもち反発心を抱くことは、人間として当然のことであり、社会正義・人権意識の根幹・基盤をなすものです。

差別撤廃、部落解放への展望、要求実現への正しい理論と行動、実践の指導と教育の欠落のなかで、いうならば差別教育体制の中で、正しい要求実現手段、方法論が示されないなかで、いわゆる「非行」あるいは「暴力」的状況を余儀なくせしめられたものといえるでしょう。社会矛盾と差別教育のもたらしめたものといわねばならないと考えています。

第三に、いわゆる「非行」と「問題」行動は、歴史的・社会的に既に存在せしめられている差別・差別意識を再生産・助長・拡散することに通ずること、即ち、友愛と連帯、統一と団結を破壊する役割をになわしめられることになることを強く自省・自覚することが大切と考えてきました。

部落内外を問わず、子ども・青少年の「非行」・「問題」行動は、許されるべきでないことは勿論ですが、とりわけ、部落の子ども・青少年のそれは、部落差別・差別意識の再生産につながることを強く自覚し、解放の主体たらねばならない立場の人間の陥るべきでないこと、侵すべきでないことを、徹底して指導していくことが肝要であると考えてきたわけです。

これは、その当時から、常に子どもにも語りかけ、地域にも親にも考えてほしいと地域の運動体にも提起し続けてきたことであり、今もこの事の必要性は変わることはないだろうと思っているわけです。いわゆる「八尾中問題」等の

げることなども検討すべきだし〟（一九六三、九、三夕刊早川国家公安委員長談）

教育関係者としてとくに、第二の点とかかわって考えなければならないことは、非行とよばれる子どもたちの指導において、〝教師の手におえぬ〟〝不可能なことだ〟〝教育の限界だ〟ということで指導を放棄していないかどうかということです。

第三には、こうした非行問題を心理的な病患とみて、いわゆるカウンセリングなるもののみによって解決しようとする傾向です。

社会的・経済的なことに起因し、とくに、部落問題という歴史的な問題とかかわっていることがらを、心理的な問題として対処しようとするのは、的を射たつもりが、的を射たことになっていないのと同じ結果になっていると思われます。

つまり、非行を生徒の病的な心の原因にもとめ、人間関係による処理によって、たくみに非行の真の社会的原因をおおいかくしてしまう結果になります。

とくに、「人間関係の重視」ということは、科学的に子どもたちのもっているなやみやくるしみの根元を明らかにせず、その認識を教師と生徒の慈恵的愛情という感性的段階におしとどめ、そのなやみやくるしみを個人的な人間関係にすりかえ、集団主義とは無縁のものに化するという結果をうみ出していきます。

三

いわゆる非行問題をより深くとらえるためには、まず〝子どもの実態を明らかにする〟ことが先決です。

「子どもの実態を明らかにするということは、子どもを個人的に孤立した形で理解したり、解釈したりすることでなく、その子どもをとりまいている社会的条件を明

報告の不十分さ等によるものだと反省を致しておるわけですが、いわゆる「非行宝論」というような形で、スローガン化されて一人歩きしていったかと思われるふしもあるやに感ぜられるわけなんです。そのことは、次のような誤解を生んでいます。

部落の子どもたちをあまやかし、部落の子ども達の問題状況を野放しにし、それを正当化する言い逃れの口実を与えている、ああいうことでは教育の放棄である、無責任以外の何ものでもない、そういう批判が相次ぎましたし、それが今だに続いているわけです。これらの論旨といいますと、「部落の子どもの『非行』だからといってあまやかし、野放しにしていて、悪いことは悪いと指摘し、指導するという教育の責任をあいまいにしている」のではないか、というように批判の筆が進んでおりますが、部落の子どものいわゆる「非行」のとらまえ方が総じてそういった誤解を呼び起こしているとすれば、「非行宝論」が誤り伝えられて一人歩きしたことにも一因があったのではないかと思われますし、当時の私たちの報告の不十分さに責任があると反省を致しておるわけです。けれども私たちは、決して部落の子どもの「非行」を野放しにしたり、あるいは責任逃れを考えたり、子どもにそのように思わしたりなどとは夢にも思ったことはありません。むしろ、おおげさですけれども、部落差別を逆手にとって、子どもをしめつける気かとさえ非難された程の強い憂慮を払いました。部落の子どもの「非行」はとりわけて、「あれみよ、だから部落の子はオソロシイ・近づくなよ・遊ぶなよ・そのとおりやろ・どつかれたやろ・強かんされたやろ（「性非行」も含みますから）……」ということで、「あんな物騒な学校へやれるか」という形で越境通学を合理化する裏づけにされる。…そういう残念な、情けない事態をこれ以上生ましめてはならん、と歯ぎしりする様な思いで、私たちは子どもに体当りしていたわけです。深く、きびしい反省と自覚、覚醒をうながしていったのです。このことはうまく言いつくせませんが、今になって事新しく言っているのではなく、この時点でこの気持ちで必死であったわけならかにするということであり、部落の中に集中されている貧困と差別のウズの中から、子どもを正しくとらえるということで、このことをぬきにして、正しく子どもをとらえ、教育の課題と道すじを明らかにすることはできない」

と昭和三十九年度全同教事業計画はのべています。

さきにあげました児童福祉白書には、このことに関してつぎのように書かれています。

〝児童の取扱いが従来からとかく心理学的・個別的観点に主点が片より過ぎ、必要とする社会学的・医学的観点を軽視し過ぎていた――という反省である。換言すると、児童をとりまいている家庭とか、社会環境に対する配慮が乏しすぎたということであった〟と。

四

ところが、このことを教師や指導者がたんに理解したり、解釈したりしているだけにとどまっているのではどうにもなりません。

この事実を、そして、原因を、子どものものにするということ、その子だけでなく、まわりの子どものものにするということが肝要です。

「孤独になると、おれたちはあばれるんだ」という子どもの言葉の意味が深くくみとられる必要があります。

しかし、とくにいわゆる問題児ないし非行生徒を単に未解放部落の低位性のなかから生まれた被害者としてだけとらえるのでなく、そのなかに生徒集団を変革し、部落解放をめざし、民族的・民主的たたかいに立ちあがるエネルギーを引きだすという態度をもつことが必要だと思います。

「ものごとを認識する力を育て、未来に展望を与えていくということ」と、「子どもの日常要求を組織し、実

んです。

第四に、子どもどうし、対教師をはじめ、すべての人々の人権は、尊重し、相互の努力によって守り抜いていくべきこと。つまり、「侵さず・侵されず」の人権思想の確立・徹底こそ、「非行」・「問題」行動を許さず、いわゆる「加害者・被害者」を生まない教育、指導の根底にすえられねばならないことを一貫して主張しつづけ、実践してきました。

「加害者になってもいけない」し、「不正の仕打ちによって自らの人権を侵されるのに甘んじてはならない」、「加害者であってもならないし、被害者であってもならない」。まさに、松本治一郎先生の「不可侵・不可被侵」の人権思想であり、この気持ちでコトに当ってきたわけです。

第五に、部落内外の地域まわりをした時に、私たちの気持ちを端的にいい表し、市民社会の支持を得たいという気持ちで、「燃えている火は、消さねばならぬ。燃えない家を、建てねばならぬ。」という言葉を持って、地区内外を歩いておったわけです。部落のなかでもこれで通したし、部落外の、ともすれば越境に走ろうとする校区の親たちのどこへも持って入ったのがこのスローガンです。「部落解放とは何や。部落差別は悪いが、今日明日に解決せえへんやろ。部落解放が実現するまでは、どつかれたり暴行されたり、という状態で待ってないかんのか」などという、地区外の、すきがあったら越境でも何でもしようという親たちに対しても、「そうじゃないんだ。当面するこの『非行』『暴力』については私たちは毅然たる態度で臨む」、「まだ変革しきれてない部落の子の憤りや不満のこぶしが、もしもあなたのお子さんをみまったら、まず私たち教師が一歩前に身をのりだし、さしだし、身代りになってでも、みなさん方の大事なかけがえのないお子さんを守りぬくために頑張ります。お父さん、お母さん。どうか子どもさんを越境させないで八尾中に就学させて下さい！」と。校区の八割が部落外ですから、そこに量的にも質的にも重点がかかりました。私たちはまさに「わかる授業」「楽しい学校」の創造について、親たちの批判を受け現させていく、その過程で実践力を作っていく」ということが重要な課題となってきます。

明らかにされてきた子ども会の指導のすじみちは、こうした教育をすすめていく上での重要な教訓を提示しています。

これらの教訓が学校教育の中にもとり入れられねばならないと思います。

「子どもたちの学習や遊びの場である学校であったこと、放課後にあったこと、なやんでいることなどを出しあう。そして、そのなやみやくるしさが子どもたちが未解放部落の出身だということから来ていることをつかませる。そして部落民はなぜくるしいのか、なぜ部落というものがうまれたのかということを何度も何度も話し合いや、学習の中であきらかにしていく。そして子どもたちのなやみやくるしみ、不満が個人的な特殊事情によるものではなくて、もっと社会的な根をもったものだという、より高い認識にかえていく。そうした認識の発展に応じてある場合には差別事件をとらえ、ある場合には、子ども自らのねがいにもとづく諸問題を教師や校長や生徒らの中に提起し、行動をおこしていく」

つまり、それは、次のことを意味しています。

1、子どもたちのなやみや、くるしみの根元を科学的に認識させようとする。

2、手を結ぶ以外に自らを解放することができないことを実践的につかませようとする。

こうした子どもたちの自主的にして民主的な活動は、それを保障する自覚したおとなたちの組織によって守られています。

昭和三十七年度全同教活動計画の中ではこのことに関してつぎのようにのべられています。

ながら取りくんできました。

些細な「問題」行動でも、見のがすことなく、当面、緊急の指導と根本的系統的指導とを積み上げていくこと、この両面を統一的に把握して取りくむことを重視してきました。

また、子どもが暴力をふるうからといって、暴力の面だけを取りあげて云々ということではなく「荒れ」ている子どもたちの学力ぐるみ、発達全体を保障していくことのなかで、その「荒れ」を、正しい人間形成・学力向上の方向にそのエネルギーを高めていこう、いわば、〈生活指導と教科指導の一元的把握に努めること。〉いいかえれば、全教科、全領域の教育活動のなかでの取りくみを大切にすること。そういうことを大事にしてきたつもりですし、これからもそうありたいと思っているわけです。

第六に、あの横浜の少年たちの「浮浪者狩り」――このことば自身、問題があると思います。地元産業、地場産業がない、地元で食っていけない、生活していけないで大都市に集まってくる、そういう人達をひっくるめて「浮浪者」とマスコミなども言っていますが、これは許せないことだと思っています。この人権感覚の欠如した表現にのっかって、「狩り」などという人でなしのふるまいが出てくると思えるほどでありますが、――連続殺人事件に見られるように人権感覚の麻痺状況は、きわめて深刻な事態にたち至っているといわねばならないでしょう。教師・父母の必死の努力にかかわらず、その足もとを脅かす大きな反動的な波が厳しいことを物語っていると思います。

いまほど、〈人間の尊厳を自覚させる教育〉の緊急かつ重要な時期はないといえましょう。〈平和と人権の教育〉、〈侵略と差別を許さない教育〉を、父母（家庭）、教師（学校）、地域社会の一体となった力で徹底していくことが、いわゆる「非行」・「問題」行動をなくしきる根本的な道であることを確信してやまないわけです。

こんな考え方で、いわゆる「非行」、とりわけて部落の子どもの「非行」をとらえ、「教師の集団と父母の集団が、子どもたちのおかれている生活条件について深く認識し、子どもたちのねがいを誠実にうけとめ、子どもたちとともにその実現のため努力しているところでは、疎外されたり、あなどられたり、無気力にされたり反抗的になったりしていた子どもたちが、自分たちのおかれている立場と条件を自覚するようになり、解放のため立ち上っているのである」と。

参考資料

「昭和三十九年度全同教事業計画」　同和教育　No. 27
「いわゆる非行少年問題について」　〃　No. 23
「子どもの実態を明らかにするということ」　〃　No. 25
「農村・漁村の子どもは追いつめられている」　〃　No. 26
「差別からの解放のために」　〃　No. 28
「わたしの歩んできた道」　〃　No. 28

聞き書⑥

第一五回大会から第一七回大会

寺地幸一（四代目委員長）

（一九八三年四月一九日　広島の自宅を訪ねて）

〈観音中学校の取りくみから〉

観音中学校区内にはご承知のように、同和教育を避けて教員が集らず、学校運営の困難な実情があった。私の在任の頃は、生徒数が一番多い時で、二一〇〇人、一番

らえてまいりましたし、今後もさらに厳しく事実と実践に問いたいと考えています。

二、「非行」の社会的背景をめぐって

最後に、大教組の「大阪教育」非行克服討議資料（一九八二・三）と、東京都教組・非行対策委員会の資料（一九八一・一二）等を学習・検討していくなかで、私なりに特に強く感銘した所をメモしておりましたものに私見を加えて、ごく最近の問題状況の政治的・社会的・経済的背景を簡単にまとめてみます。

一九六〇年代、―高度経済成長政策は、「消費は美徳、消費者は神様」ともちあげ、表面的には豊かさの幻想をふりまき、「中流意識」をもちこみ、「消費社会」をつくりだし、国民の「生活と意識」をゆがめていきました。

実質的には、「独占資本、大企業の利潤・収益」の高度成長であり、多くの勤労国民は、低賃金・無権利・非人間的な労働条件のなかに位置づけられました。

教育的な観点でとくに重視したいと思いますのは、「使い捨て」意識です。「使い捨て」の意識をはびこらせたのが、高度経済成長政策のなかの様々な矛盾や不合理のなかで、直接に生産者の意識を希薄ならしめるといいますか、児童・生徒の人間形成の上にも大きなマイナスの影響を与えたのではないか、と思っているわけです。いわゆる「使い捨て」という意識は単に、物だからそうで、人間に対しては別だ、ということにはならないのではないかとさえ思われるわけです。人および物に対する「使い捨て」意識が陰に陽にあおりたてられていった、というように考えているわけです。人の使い捨て……は「人命軽視」「人権軽視」を生むことは当然の帰結といえるでしょう。教育の根幹を枯死さすもとといえましょう。

少い時でも、一三〇〇人位であった。そのなかで、約三分の一は未解放部落の生徒であった。従って、同和教育を抜きにしての教育は成立しない客観的事情があった。当時、学校長として三年間以上勤務した者は居なかった。しかし私は、結局八年間勤務して、ここで定年退職し、地方教育公務員として公立学校と決別したのである。全同教正副委員長としての仕事もその間のものであったわけである。

□夜間中学校のこと

観音中学校には夜間中学校としての古い歴史がある。私が勤める前から設置されていた。現在でも、中国から引き揚げて来た人の内で中学校を卒業していないため、就職ができないという制度上の欠陥のため、夜間中学校が設置されているが、これは根本的に日本の不幸せを表明しているわけである。また、種々な家庭事情のため中学校卒の認定が無いので就労できない職種があり、中学校卒の条件を必要とする人のためにも、夜間中学校が活用されている。ともかく曲りなりにも、義務教育終了という証しを明らかにすることができるのは意義のあることと考えられていた。しかし当時のようすは、有れども無きが如きものであって、なかなか学校運営の意味を理解して貰えず、苦悩も真に深いものがあった。夜間中学校に通学する生徒をバカにする悪い風習が残っていた。この悪弊に対決する勇気が学校側にも必要であった。二一時一〇分前に終るが、私は、夜間中学校専任者との学校運営連絡のため、努めてその時刻迄は学校経営上の諸連絡並びに専任教職員の生徒指導相談にのれるようにした。

生徒たちは昼間は汗みどろになって働き、夕方は雇傭主のよき理解を得る中で、一七時三〇分迄には各職場か

「ウサギ小屋」などともいわれるほどの狭・小・遠・高・過密の劣悪な住宅政策のなかに追いこまれ、「過疎・過密」「企業公害」等の急激な進行にみられるように「自然破壊」「地域破壊」「家庭つぶし」が激化しましたし、また、退廃的文化・情報を節度もなく大量・無責任に流しつづけるマスコミの横行は、「性」の商品化・享楽化に拍車をかけ、「殺人的・暴力的傾向」をあおり、価値観のひずんだ多様化を生みだしました。

このような状況のなかで、家庭・地域の教育力は無力化し、子どもたちにとっての好ましい「自然環境」や「遊び場」もつぎつぎに奪われ、「テレビ漬け」に加えて、「ポルノ雑誌・映画」等の横行、「塾漬け」「受験学校漬け」「教育産業」「教育の商品化」傾向の強まり……等々、子ども・青少年の「教育・文化環境」は悪化の一方をたどりました。

また、一九七〇年代後半に入ると、高度経済成長の矛盾が大きくなり、経済的危機が深刻化していくなかで、独占大企業の利益確保のため、一層、勤労国民に対する搾取・収奪は強められていったのです。

そのため、勤労国民の諸権利と自由の抑圧も強化され、「軍拡路線」も一段と進行していくなかで、生活不安、先行き不安……の社会的不安と危機感もひろまり、「金権腐敗の政治」「反動文教政策」ともあいまって、倫理観道徳観もゆがんだ影響をうけたことは、否定できないと思います。

直接・間接をふくめ、子ども・青少年もその例外ではありません。

「いらいら、むしゃくしゃ……」の、やり場のない不平、不満をぶっつけ、「ゆきずり殺人」「バス放火事件」等々にみられるごとく、何ら罪、咎とかかわりない無関係の、善意の市民を、まきぞえにする犯罪の増加は、深刻な失業、貧困、生活苦……を生みだしつづけている出口の見い出せない、展望を見い出しえない、ゆきづまった社会状態を意味するものだといえるでしょう。

このような政治情況、社会環境こそ、子ども・青少年の「健全」な成長、ら直接登校する。教室に入ると、特に夏期はプーンと異様ににおうこともあった。私は直ぐ主任を呼んで、責任は私が持つからという条件で、給食時間を利用して生徒たちを近所の銭湯へ行かせた。つまり、授業時間中に小集団で銭湯へ行かせたわけである。勿論タオル、石鹸及び風呂代金まで、篤志家の寄付金によってこの事を成就した。但し、一日四〇分授業の四時限授業は、これを冒す事の無いよう特別の配慮をしたわけである。夜間の中学校は、昼間の中学校と同じようにはいかない一面を持っている。但し、私の判断として常に問題となった事は、簡易給食時間と雖もこれは教育の一環であるから、無批判に給食時間を浪す事が果して正しかったかどうかであった。若しもこの事を問われたなら私は私なりにきちんと説明できる内容があったが……。

それに、修学旅行の問題があった。三ヵ年間に唯一度の機会であるが、修学旅行を実施するための費用を徴集することはできない。また、身体だけ行けばそれでいいというわけにもいかない。親や兄弟が居るわけで、行けば行ったでやはり多少の手土産等も必要である。それで一切の費用も含めて考えねばならんことになり、先ず、PTA委員会にそのことをこまかく説明した。なお旅費に関しては、市教育委員会から支給を受けることになった。

夜間中学校の在籍生徒は適齢生徒（満一五歳未満）ではない。中には三〇才を越えた人も多い。授業指導としては、若い教師にとって大変な気疲れをする授業振りであった。然し和を愛する建前から決して常識的な下手な妥協は無用であると教師には諭し続けた。生徒は昼間は工場や商店等に勤務している者が絶対多数であった。なかには中学校生徒適齢者で希望入学者も居たが、その数

発達をゆがめ、阻害し、いわゆる「非行」を増加せしめている、もっとも大きな要因であるというべきでありましょう。子ども・青少年の「非行」状況は、それらを反映する「社会の鏡」ではないでしょうか。

まとまりのないことなんですけど、私なりにいろんな資料で学んだことをメモしたものを、特に拾い出してまとめてみました。以上で報告にかえさせていただきます。

〈稲垣〉ご意見がありましたら出していただきたい。

〈大同〉部落の生徒を単に被害者としてとらえるだけでは不十分で、加害者の立場に追いやられた被害者としてとらえるべきだと言われましたが、まず、その点について触れたいと思います。「討議資料」がまとめられた過程をふり返ってみると、ちょうどこの頃、名古屋・白山中学校、京都・男山中学校、神戸・丸山中学校、広島・観音中学校などが当時マスコミに取りあげられています。それぞれが、部落の生徒の在籍率の高い学校でした。現場でいろいろ議論をしていて共通したことは、大半の教師は「切ってまえ」という意見でした。学校へシンナーをすってふらふらやってくるので、すぐパトカーを呼ぶ、パトカーがすぐやってくる。そのなかで、一人二人の先生が体当りで警官と子どもを渡すまいと子どもを引っぱり合うといったこともありました。そして、これは部落差別の結果だと強調するが、これがなかなかに納得させられない。結局は、かばっているだけにとどまってしまっていて、どうしていいかわからない、といったことがありました。そんな時、議論すると結局、単純に「被害者」、「加害者」というふうに子どもをわけていくのが普通でした。それを、そう単純に割り切るものでなく、加害者が被害者になり、被害者が加害者になるということをわかってもらうというのに苦労した覚えがあります。

は頗る僅なかった。本人が主体的に進んで学校教育を受ける気になって学校の門を叩いたのであるから、こうした少年達がたとえ「非行歴」があろうとも希望のある限り、私は全面的に受け容れることにした。それにしても、私は学校教育の勝利とは思ったことは無いが、再び「非行」を敢てした生徒は在職中一人も無かった。それにしても、これは地域社会一般のよき理解が得られた結果であったと、今もなお信じている。

[2]転勤を希望する教師たち

ある日、こんなことがあった。したたか酒を飲んだ生徒の父親が来校した。「今日は何で来たか知っとるか。」という。「知っとるかではわからん。」と応じると、「校長を殺そうと思うて来た。」という。酒に酔うているから、話し合いは同じ言葉の繰り返しで長くなる。すると、父親の酔いは次第にさめて来た。帰る時には「さようなら」といって帰った。しかしまた学校へやってきてその理由をいう。「子どもが英語の時間に教科書を読む時、立たなかったため、首ったまを持って立たされた。その時の格好が非常に悪かった。それをクラスのものに笑われた。」という。そのことを「校長は知っとるか。」という。私はその場に居ったのではないから調べてみると言い、父親を帰したわけだが、英語の教員に尋ねてみると、生徒は父親に嘘をいっている、という。こんなことの事実関係をあばこうだと言って詮索するのは意味がない、という。

私はそれに対し、この学校の三分の一の子どもは部落の生徒であること、その現実をどう見ているのかということ、そのことを見つめないでは、親の思いはとらえられないということを話して、そういうことについての教育的識見と指導力をもっと身につけてほしいと繰り返していった。

「討議資料」のなかで川内先生が指摘された箇所は、十分に言いつくせていないところもあろうかと思いますが、当時、子どもたちをどうとらえるのかについて苦労していた状況がそれなりに反映しているかと思います。それから当時名古屋でも神戸でも、これらはどうしようもない子だとなると、教育委員会が学校に別途な講師を派遣して職業指導と称して、まるで伝染病の隔離みたいなことを当時やり出したことがあります。あの子らがおらなかったら教室が非常にやりやすくなるだろうと、教師たちの大半もそれに賛成するということがありました。

最近また、「非行」対策で、教育委員会などの指導によって、どうしようもないものは別途に指導するというか、隔離していこうとする考え方が入ってきているように思えます。

それからもう一つ、当時、部落の生徒の「非行」が続出するという傾向が強まったのは、次のことがあると思います。文部省は一九五八年に「小・中学校学校指導要領」を改訂告示しました。これによって中学校教育の中にAコース＝進学組と、Bコース＝就職組とを分けることが持ち込まれてきました。部落の生徒の多い中学校で、部落の生徒は就職だと簡単に決めてしまって、就職コースに組み入れていったところでは、「荒れ」ていったわけです。就職組は授業にならんと、担任の教師が言うほどの状況になっていきました。「討議資料」のなかにはその問題は入っていませんが、当時の状況を考えていく上での背景のこととして考えておかねばならないことだと思います。

〈門田〉今、大同先生からご指摘があった後者の方ですけど、私もその時に共通のとらえ方をしたんですが、やはり一九六〇年前後から六〇年代に入ってからですが、中学では英語、数学、高等学校では理科までに及ぶというようなコース制の問題は、大いに論議された点です。ことに中学校では高校進学率が上昇していく過程で、進路別学級編成、能力別学級編成、学力別学級編成といろんな使い方がありましたが、そういう組分けに否応なしに部落の子が集中させこういう返しかたに対し、教師のなかには、学校長について行けないから転勤したいというものが出て来た。私は、この学校で勤まらないで、一年や二年で転勤希望を出す教師に対しては、「同和教育」というものはどういうものか、一年や二年でわかる人もあるかも知れんが、君には同和教育の本質に迫るものが理解できていないように思われるから、せめてどういうことするのが同和教育なのか、具体的にわかるまで引続き在職した方が良いといって申し出に反対した。転勤希望の教師のなかには悪質な者も居た。地方議会議員なんかの口添えを得ているものも居た。それにしても、学校という所は市会議員のために教育をしているわけではない。

しかし、一方では、多くの教師は最後まで学校に残るといって勤め励んでくれた。だが、今考えてみると、むしろ、他校へ転勤することによって、そこの学校教育の在り方の本質を問い正していくことが最も大切だという気がしている。単に自己主張に終始するのでは無く、広い意味で同和教育に関する中心的課題に応へて行く教師像を目標とした教員の鍛練こそ明日への部落解放の原動力になると考えている。

私共の学校には子どもが一番多い時、教師が一〇五名いた。一〇五名ということになると、その日一日、一言も話を交わした事のない教師もいた。職員室へ行って、誰彼の区別もなく色々と話しかけるが、話し合うことの少ない教師はいたわけである。教師は授業を通して生徒と長時間接触しているが、私が生徒と接触できるのはせいぜい補欠の時間教室に出ること程度しかない。

それでも、このような学校に自主的に進んで来てくれる教師がいたことに私は敬意をいだくとともに感謝していた。とにかく、日常の職務は辛かったであろうと思

られている。広島の観音中学の凄まじい「荒れ」方も、そのなかで部落の子どもたちが問題意識をもって荒れている。ただすてばちに荒れているというような荒れ方ではない。ぼくは八尾中の問題もその延長線上にあるというふうにあの時とらえたわけです。今日の「荒れ」とか「非行」の問題とちょっと事情が違うと思うんです。それはやはり、荒れている方の生徒が自分達の進路という問題と現実の不満ということに対して、学校教育に、あるいは行政に対して、問題意識をもって「荒れ」ているという、そういう点が、今日のように一般化した、無分別的な、無原則的な荒れ方とはちょっと違うように思うので、そのへんをどのようにとらえていくかということが重要だし、当時、なぜ部落の子どもが「非行」とか「暴力」とか「荒れ」という問題の中心におかされていたかということも分析しておかないと、その延長で「部落差別」＝「暴力」、「非行」、「荒れ」という形に一般的に結びつけられていくおそれがある。川内先生の分析に異論はないのですが、そのあたりを歴史的に総括するには、いわば学校教育が受験競争のなかで子どもを分裂させていく、その矛盾が真向から部落の子どもにおしかぶせられたということで、部落の子どもの要求が抵抗になった、抵抗という形で要求になった、というすじ道を明確にとらえておかないと、六四年に全同教が提起したことが、そしてその課題が未だに克服されていないから、今日、その延長線上に学校における「校内暴力」だとか「荒れ」の問題が累積されているのだというようなとらえ方をされると、間違うのではないか。とくに先ほど、川内先生が強調された、これは部落の子どもだけではない、というおさえ方があるわけですから、そことのかかわりをきちんと整理しておかないと、やはり今日の「非行」問題を分析できない。

もう一つは、「観音中問題」、「八尾中問題」などとほとんど前後する時期でありますけど、そういうなかで、やはり、子どもたちに学力を目的意識的に保障していくかのということが、随分、同和教育の場で論議されている。その問題は、日教組教研のなかでもかなり論議されたんですが、子どもがどう抵抗し、どう要われる。

こんなこともあった。われわれの校区内で、教師がたまたま家庭訪問した時、車座になって賭博を開帳していた。そういう所へ異分子がポツンと顔を出すと、験が悪いという。賭博は流すそうである。寺銭が入る予定だったのが入らなくなる。親は怒って教師をなぐってしまった。博徒に殴られ教師が負傷するなんて、そんなバカなことがあるものかとかけ合いに行こうとした。その時担任教師は私が出向くことに極力反対した。これ程理不尽な事はないが、この事実を許す事は戦争を肯定する事にもつながるわけであるから、私としては断じて許せなかった。然し、強い教師の哀願により、結果的には私は身を引いた。その後その教師は他校へ転勤を申し出た。いまでもそのことは真に残念に思っている。

③子ども会の思い出

私が観音中学校へ赴任する前にすでに子ども会ができていた。当時、数人の先生を中心として、毎月一回から隔週一回ぐらいの割り合いで子ども会に入って行った。親たちと年に一回や二回顔を合わせるだけでは、学校の教育は成り立たない。できるだけ多くの機会を持って親たちの願いを受けとめていかねばならない。そのため、私が命令して子ども会に出る人を割り当てるというのではなく、一緒に部落へ行こうではないかと呼びかけた。夜分のことだから当然夕食代、帰りのタクシー代、その他の費用については学校で負担するようにした。こんななかで、一人の親から、差別を受けて今日まで生きてきたことを聞くことができた。これが教師たちにたいへん強い感動を与えた。

子ども会へ出向く教師の数をそろえることは、一〇五名の教師が居るのだからできるわけだが、それよりも出

求を正しくぶっつけていくかというところまでは、実はかなり展望とすじ道が明らかになったような気がするのですけど、残念なことに、どのように生きていくかという学力、差別と闘う真の学力をつけていけたのかどうか、また、その子の卒業後はどうなったのかということが、不十分、というより何か広島のことで反省すると欠落していた。それが、再び七〇年代初頭から、またそのことの問いかけをはじめたのですが、かなり後手にまわった、それが尾をひいているのが、今日ではないか、そのあたりをもう少し整理しなくてはならないと思います。

〈林〉川内先生が言われた状況が確かに出ていると思います。奈良の御所中の場合なんか、状況が全くつかめないまま、どうしたことかと思っているわけです。が、とにかくそういう状況がでてきていることと、もう一つ違った状況もあちこちにみえるわけで、つまり部落の子の「非行」が多発してくるなかで、むしろ、部落でない子の「非行」件数が多くなってきている。そこをどう考えるか、ということが一つあると思います。雑駁ないい方になりますが、子ども会が「狭山」の問題等を通じて活発に動いているということ、それは前向きの方向で解決できて、社会的立場の自覚を通じて人間としての歩みを深めるということで、すぐれたことだと思います。もう一つは、地域ぐるみ、町内会の人たちの手によっていわば「非行防止」対策的に、静まっていくという面もたしかにあると思う。小さいうちから芽をつめということがかなり行なわれている。それがすべてということはもちろん言えないんだけど、現象的におさまってくる、逆にまわりの方に荒れる生徒がふえてきている。

さらにもう一つの課題は、例えば解放運動を通じて、識字で勉強した親たちが、うっかりすると「教育ママ」の傾向を強めるという状況、つまり、部落の子ども達が元気がなくなってきた、正当な要求を出さなくなってきた、「よい子」になりつつある、そういう問題等いろいろ含まって、川内先生が提起されたような状況があるのではないか、と思います。そこらあたりの分析をしっかりして向くことによって教育活動の質が高まったことが大切なわけである。その意味では出向く教師の数よりも質が大切になってくる。だから、学級担任にはできる限り出てくれるように望んだ。しかし残念ながら出向く教師の数は段々と低下した。それに、子ども会リーダーとなっている教師が、いつまでも同一の中学校に居るというわけにはいかない。そんなことから子ども会リーダーは、子ども会の中から作り上げていくように考えねばならないと質的な発展を言って来るようになってきた。

④入社試験で落ちた生徒

生徒が市内の工業会社の入社試験を受けて不合格となったことがあった。当然合格するものと思っていたので、会社の人事担当者に面接を求めた。「市内の普通の中学生と同じように受験した生徒の中で、この生徒が落ちる筈がないのだが、若し、あなたの会社の内部に、現住所やまた何かから推し測って、この生徒を避けようとする気持ちがあったとしたら重大な問題である。」と申し出た。会社の方は「そういう事実は無い」という。しかし、これは表面的なものである。本当はやはりあると思われた。他から聞いた話だが、以前この会社でストライキがあった時、指導者の中心人物の一人が部落の出身者であった。非常に強硬な意見を出したので、会社の方はずいぶん手こずった。そういうことがあって、会社は特に警戒しようということになったとのことである。こういうことで、進路保障については、大なり小なり、どこの学校でも同じような悩みをかかえていたと思う。この会社は、その翌年から多数の卒業生を採用することに変った。

⑤第一五回広島大会（一九六三・一一・一九～二一）のエピソード

この大会を持つ時、ある人が私に全同教委員長を辞め

おかなくてはならないと思います。「よい子」になって、差別が見抜けなくなったらどうしようもないからです。

〈大同〉今の話をうけて、川内先生がのべられた二番めの問題、生徒たちに正しい要求の実現の手段、方法が示されないなかで、一層いわゆる「非行」あるいは「暴力」現象がおきているのではないかという点について述べたいと思います。八尾中の場合でも、生徒たちのエネルギーを正しく要求実現の方向に向けていこうと。白山中、男山中の場合でも似たようなことがあったと思うのです。

例えば、男山中学校の場合、学校内が荒れているとき、夜、子どもらが集まってきているところで、いろいろ話をしたことを思い出すんですが、その時に、「困っていることは何や」と聞くと、例えば「冬、ストーブを焚きつけるのに困る」というのです。「なに、それは」というと、「石炭は配られるけれど、焚付けはない」と。結局当番は、羽目板つぶして割って焚付けにしていると。どうして、学校の先生に言わないのかというと、子どもらは「よう言わん」という。それからそこでの話は、自分たちのしてほしいこと、思っていることをもっともっと言うこと。そのためにはどうしたらいいかということだったと思います。その後同席していた先生が早速、クラスの子どもの要求を聞こうと取りあげました。

子どもらは、教師の顔色をみいみい当初は些細なことから、言いはじめていたのですが、結局は、「勉強わかるもんには丁寧に教えてるけども、わからんものはほったらかしやないか。何とかしてほしい」「〇〇先生が一番態度が悪い」「わしらの言うことを聞いてほしい」ということにまでまとまっていきました。幼稚と思えることから組織しながら、子どもの正当な要求と、そしてエネルギーをどのように引き出していくのかといった取りくみだったと思います。

ところが、この取りくみをすすめた先生は、同僚からも「アカ」にされてしまい、子どもたちの要求は、なかなかすんなりと受け入れられないということもありました。白山中学でも、「便所に鍵かけてぇな」といった話から始まってくれということを言って来た。「全同教大会を全滅させてやるからそのつもりでおれ」という脅迫があった。その脅迫に非常に神経をとがらせたのが県教委であった。大会には、県教委は共催となっている。この脅迫がうわさになった時、共催を取り止めたいという空気が県教委の側に出て来た。共催を止めたいといっても、すでに全国的に宣伝されている。ビラも全国に二万部配布している。いまさら取り止めるという文言を出せるわけがない。そこで、私は、大会はメチャメチャになるかも知れないが、ならない方法もあるし、だから、頭からメチャメチャになると決めこんでかかることはない、と県教委を説得した。私は一切の脅迫を無視した。大会は混乱もなく大成功で終った。

なお、この大会で私共の学校の生徒が授業を受けずに二〇～三〇人参加した。全同教大会にオブザーバーとして参加するということができたわけだ。教頭からその旨連絡があったが、生徒をそのまま返すわけには行かず、全同教大会とはどのようなものであるかを生徒に見せても良かろうと、そのままにしておいた。ところが、その生徒たちが非常に痛烈に、学校教育が同和教育の方向に向いていないということを大会のなかで発言した。私が驚いたのは、大会に参加している多くの人たちの前で、生徒が何にもひるむこと無く堂々と同和教育の必要性と、現在、中学校で実施している同和教育についての問題点を指摘したことである。生徒が切々と述べたのは、部落差別そのものが進路指導の上に重なっていること、それを学校は知らないのではないかというようなことであった。これは、私にとって、大へん貴重なことであった。私共の学校の教師たちも、もっときちんとしなければいかんと考えを深くした。私はようこそ来てくれたと思っ

います。ここでも教頭さんから、「アカがアカのことを子どもに教えてる」と批難がありました。ところが、子どもらが、「便所に鍵かけて!!というのがアカか」「じゃ、アカとは正しいあたりまえのこと言うんだな」といって、かえって逆効果みたいなこともあったようです。

現実には正しい要求とか、抵抗感というものを、きれいごとで頭をなでて、まとめてしまうという傾向が根強いことは否めません。六〇年代の取りくみは、正しい要求実現の手段とか、抵抗感とかをつちかっていく方向を示すものではないかと思います。なお、それぞれの地域で子どもを守る会とか、地域子ども会がその後も引き続き組織されているとは言えないにしても、当時は「非行」克服の問題と関連して組織されていたことは確かだと思います。全体にまでおしなべていえるかどうかわかりませんけど……。

〈門田〉私も、今ご指摘になったことはたいへん重要だと思うんですが、このことを分析する以上は、かなり展望をもった分析をしておかないといけないのではないかと。それは、林先生も先ほど指摘されたんですけど、五〇年代はもとより六〇年代は、地域における「わしらの子どもをどうしてくれるんだ」という親たちの要求が組織的だった。ところが同和対策事業の展開のなかで、「教育ママ」というところまでいっていないにしても、教育要求に対する組織的な親の願いが分裂して、「自分の子どもはどうしてくれるのか」ということはあるけれども、「わしらの子どもをどうしてくれるのか」という組織的な要求というものが、かなり同和対策事業の展開のなかで、教育委員会等の行政が個別に親の要求をとらえることがあって、運動的にその要求が組織できなくなっている傾向が子どもにも現われてきている。私はKという所の地域調査をして、子ども会、高校生サークルという形で育っていった三年間一九人の大学の解放奨学生の追跡質問をしたんですが、現在も故郷の運動にかかわり、大学の解放研でも活動して、今後も活動を続けたいという意向をもっているのは一九人のうちたった一人で、一八人は、ひじょうに甘ったれた言い方、学生時代はせめてた。神戸大学の（故）小川太郎先生が生徒はよく成長しているではないか、ああいう成長ぶりなら良いことではないかと喜んでおられた。そのことに私は大へん気を良くしたわけである。

〈「同対審」答申をめぐっての思い出〉

答申が出た時の秋、大阪で全同教第一七回大会（一九六五・一一・一八～二〇）が持たれた。私が開会の辞で話したことについて、「委員長、今朝の話の中に、「同対審」答申について、一言も触れていないではないか。他の人は答申に触れて、それを良いことだとさかんに言っていたが、委員長はなぜ触れなかったのか」という連絡が、夜分になって私の宿へあった。早速そこへ出かけて行って話し合いを持った。私は「同対審」答申のことについて、喜びの声をあげなかったのは、予算化が何もされたわけではないということ、それに、答申は要するに方針が出たということである。方針が出ないより出た方が良いのに決まっているが、予算化されたものについて意見を求められるのであれば、そのことについては、私は関心が深いが、それがない。それに答申だけで、今の段階で喜ぶほどの現実があるとは思っていない」というようなことを述べた。

そうしたら、「いや、それは、ちょっと一言答申が出たことに触れ、これから大いに頑張ってやらねばならないというようなことを言ってくれれば良かったのだ」ということだった。

答申をめぐってそんなことがあったが、このことは、委員会や総会では論議になったりしなかった。そして大会は盛会裏に終わった。

解放運動から遠ざかりたい、部落問題を忘れたい、という極端な回答をよせて大きなショックを受けました。そのことは、高校にも広がってきています。せっかく、小・中の子ども会で育ったものが、身近な人間像をとらえることが大切なのにそういうものがバラバラになっている。「御所の問題」はよく知りませんが、そこらへんを分析して考えていかなければいけないのではないかと。これは、林先生のご指摘と関連して、また川内先生のご提起ともかかわりがあることですけど、確かに部落の子どもの「問題行動」というのは、広島県でも減ってきているが、それではそれらの子どもが部落差別に対して主体的にどう対応するかという力がそれと並行してついてきているかというと、それは切れている。極端に言うと「丑松」化していくという状況が、七〇年代のおわりから八〇年代初頭にかけてかなり目立ってきているということをどうみるのか、ということです。

〈稲垣〉あまり時間はありませんが、スローガン化された「非行は宝」を「非行のエネルギーを解放のエネルギーへ」といいかえていく、そのへんのことについて、誰か言っていただけませんか。

〈中野〉「非行のエネルギーを解放のエネルギーへ」というのは、八尾中の実践から出てきたきわめて重要な提起です。それまではどちらかというと、とにかく暴れている子をまずおさえること、子ども会を組織して、そこへ、わんぱくを集めてきておさえようと。当初は、まずおさえる、という発想が強かったと思います。それが「八尾中」以降は「非行のエネルギーを解放のエネルギーへ」という格好で提起されたのは、画期的であったと思う。ただし、その後にどれだけ中身をもつようになったのかということが一つあると思います。私は八尾中問題の時は、大学を卒業したばかりで、「荒れ」ている自分の学校での対応に精一杯で、全同教のなかでどうなったのかよく知らないです。「非行のエネルギーを解放のエネルギーへ」というのと、表現のし方は違うんですけど、同じ時期に八尾中問題とかかわって、小川太郎さんが、いわゆる「土方教育論」というのをいっています。もちろん、今から考えてみたら、その提起は運動の状

参考資料⑥

子どもの実態を明らかにするということ

大阪府・八尾中学校

（「同和教育」二五号より）

子どもの実態を明らかにするということは、その子どもたちをとりまいている社会的条件を明らかにするということであり、部落の中に集中されている貧困と差別のウズの中から、子どもをとらえるということである。このことをぬきにして正しく子どもをとらえ、教育の道すじを明らかにすることはできない。

部落はその姿を急速にかえながらも、劣悪な条件とトンネル長屋は残り、差別が拡大再生産されていっている。部落産業の崩壊とともに、失業者があふれ、その安い労働力を見込んで下請け産業が入って来ている。ナショナルやシャープなど大企業の下請け会社のそのまた下請けとして財力のある家には機械をうりつけられ、部品を製造させて安く買い上げる形で収奪が強化されている。また、部落の劣悪な生活構造は、浮浪者や低所得者が流れこむ原因となっている。カマガサキ事件が起こっただけでも西郡の人口は増大し、九州の炭坑労働者が合理化攻勢の中で職を失い、生活を破壊されて西郡にやって来ている。また、新しい農業政策の中で、一町歩の農家でも喰えない現実が到来し、日雇い、土方、行商と離農していき、都市近郊の部落を増大させていっているのである。

西郡の部落はこのような社会のウズの中にあり、また、子どもこのことときりはなしてとらえることができない。今日の教育がややもすると立身出世主義と功利主義に貫かれ、教育それ自体の構造に競争主義を展開し、権

況も違うし、そっくりそのままあてはめられないにしても、解放の学力、教育内容に対する重大な提起であったはずなんです。「土方」とか「アンコ」にしかなれない教育をやるのは差別教育だ、といういい方と、もう一方では、ほんとうの同和教育の学力というのは「土方」の生活や労働条件とかを変えていく力が重要でないかという提起をしているんです。「土方」ということばを、部落にいいかえれば、同和教育の進んでいく方向であると。そういう意味では重要な提起をしています。しかもそれは、具体的には八尾中問題のなかから出てきたことなんであって、全同教でそのことが議論になったのか、あるいは、小川さんや東上さんが言ったとか、書いたとかだけで内部的に議論にならなかったとすれば、「非行のエネルギーを解放のエネルギーへ」は、スローガンとして人をハッと驚かす効果はあったとしても、中身には入らなかったと考えていいのかどうかなのです。

〈林〉組織としてそのことを徹底して煮つめた記憶はないのですが、福岡の現場サイドでは、「非行児は学校の宝」という提起があってショックを受けながら帰ってすぐに、福岡の現実でいえばまだまだほんの数人のものが取りくみだしたという段階であったけれど、違った角度から言いかえをしました。それは「授業がわからないときおれたちはあばれる」とか、「仲間がほしいときおれたちはあばれる」というのでした。特に意味があるのは、子どもが言ったんではなくて、教師の側から自らへのいましめ、子どもを視る目として言ったということに大きな意義があったと思います。もちろん多くの人には理解できにくいことでした。「非行児は宝だ」と言われた時に非常にショックを受けながら、あばれさすだけでいいのか、というところへつっこんでいったように思っています。組織的に徹底して議論した記憶はないです。

もう一つ、当時からアカ攻撃というのはあるんだけど、今、正しい要求とか、正しい抵抗感とかは運動の状況のなかで、非常に出しにくくなっています。「同対審」の中立論、「運動と教育の分離」がひっかかってきて、一方、管理主義が威主義をもって万能とし、人間を解放するという本来の仕事を見失って、差別と分裂を助長し人間性を疎外する機関となっている面も正しくとらえなくてはならない。子どもをとりまく現実を深く洞察し、子どものねがい、親のねがいを生活と人間疎外の事実の中からほり起こし、教育の基本にすえていかなくてはならない。

このことを通じて「暴力事件、恐喝、授業妨害」と、あらゆる非行を重ねる子どもたちが、実は「加害者としての被害者」であることが理解できるはずだ。ここに彼らの置かれている教育的観点があり、問題傾向がいかなる形であっても教育の可能性があり、また、民主的なリーダーとして成長する可能性もあるといえる。

つぎにあげるいくつかの事例は、現実社会や、今日の教育の中にある差別への子どもとして最大の批判であり、人間的なねがいをこめた叫びであるといえる。人並に飯を喰わせろ！おれにもわかるように勉強を教えろ！おれたちは土方かあんこか、やくざにしかなれへん。進路を保障せよ！という生活の中から出た叫びである。

〈Tをとりまく現実〉

――略――

〈D君のこと〉

D君の指導要録を開くと、評価3が一つ、2が五、1が三の割合で記入されている、五段階評価で表わされた現在の評価自身が、種々の矛盾を含ませていることを念頭においても、ただ彼が「できない生徒だ」という一言で片隅へおいてしまうことができない問題をかかえている。学校の中では、皆んなからじゃま者扱いを受け、友だちに対して暴力を平気でふるう状態。校外では数々の非行を重ねていく、担任が彼の残した足跡を追っかけていくのが精一ぱいで、彼と歩調を合わせてやったり、先

徹底してきているし、地域が同和教育を袋叩きにする現実です。社会全体からみても、すべての親たちが、どういう人間像、どういう人間に育てるのかということが全くわからなくなってしまった。「学力」とは立身出世の道具でしかない。そういう学力観に、ともすれば教師は、論理としても、実践としても、対抗できなくなってきた。人間のやさしさとか厳しさなんかなんて、言ってくれるなという声が多い、と。同和教育をほんとうにやろうとする学校はともすれば、孤立無援になるし、教委は、同和教育をやれやれとはいっても、一方では管理主義が徹底して持ちこまれて教師の自由な発言がしにくく、教師集団はバラバラにされていく。こうして正しい抵抗を教師自身がまず出しにくくなってしまっている。正しい抵抗が出せるような方向に子どもを育てようとすれば、ねたみ差別や差別への居なおり状況もふくめた地域の圧力を含めて、つぶされていくような状況、そこが、いま、我々がぶつかってきているものではないかと思うんです。

〈門田〉中野さんの方から問題が出たんですが、「非行児は学校あるいは学級の宝だ」と「非行のエネルギーを解放のエネルギーへ」ということをめぐる論議、問題提起は確かにあった。八尾中の実践を学ぼうとして、全同教のなかでも討論はなされたんだけれども、学力をどうするかというところまでいきつかなかったわけです。「非行」とのかかわりで、学力の保障が論議されたのは日教組一一次福井教研の時なんですが、これは残念ながら「非行」と「学力」の問題が平行線に終わったという記憶があります。ですが、全く論議がつながれなかったわけではないのです。ただ、「非行児は学級の宝だ」というのは、そういう子どもたちを見る私たちの目をどう変革するかという、一定大きな役割を果したんです。見る目の変革という提起にはなったわけですが、それを教育的に子どもたちが学力を主体的にどうとらえるのかというところへ持っていきたかったのは、分科会参加者の共通の気持ちなんですが、そのためにどういうすじ道で持ち寄った実践を総括するかには至らなかった。

頭に立ってあれこれと指導してやるいとまのないのが現状である。一体、D君がこんなに追いつめられた状態を生み出してきた原因はなんだろうか。――略――

生活は、その日その日を過していくのにやっとの生活。学校から帰っても〝ただいま〟という必要のない家庭。父親の帰宅が遅いため兄弟で食事の支度をし、待ちきれず食事をとり、時間があれば隣家でテレビを見せてもらい、面白くなければすぐ寝てしまう。だから父親とゆっくりと顔を合わすときは一週間の中で日曜日だけであり、毎日がこれの繰りかえし。〝おもろない。家におってもつまらん〟ととび出してくる彼のことば。家庭的な暖かさに欠けた重苦しい生活を耐え忍んでいく意志の弱さ（むしろいままでの追いつめられてきた彼の生活条件がさせたものだろう）。父親の子に対する一種のあきらめの心や、ここに住んでいる限りよくならない、いずれは生活の見通しがつけば他所に出ていくのだという誤った考え方などが有形無形に子どもにかぶさってきている。――略――

生活に追われた父や兄の生活。ゆがめられた日常生活の中で過してきている彼。当然家庭では勉強できる条件はなにひとつ充されていない。こんな条件をもっている彼が学校で生々とした活動のできるはずがない。ゆがめられた面が学習の中、学校生活全体にあらわれてきている。

教室の中では机上に教科書を出しているときはまだいい方で、口やかましくいわれる教師の授業は教科書をもってくるが、あたりさわりのない教師の時間は教科書・ノート類一さい持ってこないという徹底したやり方。ひどいときにはカバンすら持ってこず、平然と机に向い、授業は他人ごとのように自分は懸命に木刀のごとき物を削っている。それにもあきると、生徒の間を歩きまわり、

〈石田〉六〇年代は、高度経済成長政策にそって展開していくという上昇期にもかかわらず、部落の生活の変化がゆるやかで、そこの開きがかなり大きい時期です。先にも出ましたが、男山中学の要求の場合でも「足をまっすぐ伸ばして寝たい」という子どもの要求が出てきて、教師は驚きをもってとらえたりしますが、厳しい生活とその生活のなかでの展望がしっかりとつかめていないという問題とかかわって「非行」をとらえるという点が一つあります。それから、先ほどでた選別教育体制ですが、私の経験でも部落の子が多く通うある中学で「雨が降って屋外で体育ができず、進学組は数学をやり、就職組はグランドでゆるんだ草の根ひきをさせられた。その時のことを一生忘れない」という女生徒の発言を聞きました。これは当時の状況として、典型的な問題ではなかったかと思います。一般的にも、六〇年代は戦後二つ目の「非行」のピークといわれ、分析が行なわれていますが、そういう点で、六〇年代の「非行」を、同和教育、部落の生活とのかかわりから分析するということをもう少し明確にできれば今日とのちがいがわかるのではないかと思います。

先ほど、最近の部落の子どもがおとなしくなったとか、親の方の要求に変化があるとか、現在の場合は若干違うと指摘されました。私も確かに違いはあると思うのですが、今日では「部落の子どもの非行」というようにまとめてとらえられない状況があると思います。地域の生活とか、労働とか、運動、こういうものとのかかわり方によってかなり違いが出てきているという点があります。ここをもう少しみていくなら展望が開けるのではないか。都市過密地域、きびしい労働の困難のなかで、親の生活がうまく安定していない、そして、地域に自覚的な運動もないというところでの子どもたちは、学習、生活、将来への展望等を含めて非常に困難で、「非行」の芽が大きいという点をみた場合にも、やはり、六〇年代の課題とちがった角度からの今日的な課題もあるのではないかと思います。かなり早い時期からの生活規律、仲間との育ちあい、積極的な学習への関心をたかめる取りくみをすすめるなら、かなり克服できる実践がすすめられていくという上昇期にもかかわらず、部落の生活の変化がゆるやかで、そこの開きがかなり大きい時期です。先にも出ましたが、男山中学の要求の場合でも「足をまっすぐ伸ばして寝たい」という子どもの要求が出てきて、教師は驚きをもってとらえたりしますが、厳しい生活とその生活のなかでの展望がしっかりとつかめていないという問題とかかわって「非行」をとらえるという点が一つあります。それから、先ほどでた選別教育体制ですが、私の経験でも部落の子が多く通うある中学で「雨が降って屋外で体育ができず、進学組は数学をやり、就職組はグランドでゆるんだ草の根ひきをさせられた。その時のことを一生忘れない」という女生徒の発言を聞きました。これは当時の状況として、典型的な問題ではなかったかと思います。一般的にも、六〇年代は戦後二つ目の「非行」のピークといわれ、分析が行なわれていますが、そういう点で、六〇年代の「非行」を、同和教育、部落の生活とのかかわりから分析するということをもう少し明確にできれば今日とのちがいがわかるのではないかと思います。

先ほど、最近の部落の子どもがおとなしくなったとか、親の方の要求に変化があるとか、現在の場合は若干違うと指摘されました。私も確かに違いはあると思うのですが、今日では「部落の子どもの非行」というようにまとめてとらえられない状況があると思います。地域の生活とか、労働とか、運動、こういうものとのかかわり方によってかなり違いが出てきているという点があります。ここをもう少しみていくなら展望が開けるのではないか。都市過密地域、きびしい労働の困難のなかで、親の生活がうまく安定していない、そして、地域に自覚的な運動もないというところでの子どもたちは、学習、生活、将来への展望等を含めて非常に困難で、「非行」の芽が大きいという点をみた場合にも、やはり、六〇年代の課題とちがった角度からの今日的な課題もあるのではないかと思います。かなり早い時期からの生活規律、仲間との育ちあい、積極的な学習への関心をたかめる取りくみをすすめるなら、かなり克服できる実践がすすめられていくという上昇期にもかかわらず、部落の生活の変化がゆるやかで、そこの開きがかなり大きい時期です。先にも出ましたが、男山中学の要求の場合でも「足をまっすぐ伸ばして寝たい」という子どもの要求が出てきて、教師は驚きをもってとらえたりしますが、厳しい生活とその生活のなかでの展望がしっかりとつかめていないという問題とかかわって「非行」をとらえるという点が一つあります。それから、先ほどでた選別教育体制ですが、私の経験でも部落の子が多く通うある中学で「雨が降って屋外で体育ができず、進学組は数学をやり、就職組はグランドでゆるんだ草の根ひきをさせられた。その時のことを一生忘れない」という女生徒の発言を聞きました。これは当時の状況として、典型的な問題ではなかったかと思います。一般的にも、六〇年代は戦後二つ目の「非行」のピークといわれ、分析が行なわれていますが、そういう点で、六〇年代の「非行」を、同和教育、部落の生活とのかかわりから分析するということをもう少し明確にできれば今日とのちがいがわかるのではないかと思います。

先ほど、最近の部落の子どもがおとなしくなったとか、親の方の要求に変化があるとか、現在の場合は若干違うと指摘されました。私も確かに違いはあると思うのですが、今日では「部落の子どもの非行」というようにまとめてとらえられない状況があると思います。地域の生活とか、労働とか、運動、こういうものとのかかわり方によってかなり違いが出てきているという点があります。ここをもう少しみていくなら展望が開けるのではないか。都市過密地域、きびしい労働の困難のなかで、親の生活がうまく安定していない、そして、地域に自覚的な運動もないというところでの子どもたちは、学習、生活、将来への展望等を含めて非常に困難で、「非行」の芽が大きいという点をみた場合にも、やはり、六〇年代の課題とちがった角度からの今日的な課題もあるのではないかと思います。かなり早い時期からの生活規律、仲間との育ちあい、積極的な学習への関心をたかめる取りくみをすすめるなら、かなり克服できる実践がす

鉛筆集めをしたり、授業を熱心に聞いている生徒の相手になりにいく。こうした教室内での阻害され満たされない気持が行動の面にもあらわれ、絶えず力のある者と結びつくし、自分より腕力の弱い者、小さな者へ粗暴な言動を発揮する。こうしてみると、彼は非行少年で、なまけ者でなにをしても忘れられていっているようであるが、教師や学級の生徒は悪い点は指摘をし、自分たちの仲間としての努力は続けている。――略――

確かに生活は貧困そのものであり、家庭生活、学校生活に阻害された状態がそのまま投げこまれてくる。いまの苦しい生活が少しでも除外されていくならば、彼の生活全体に対しても明るい見通しもたつだろう。だがその解決はいつはたしてできるだろうか。その間には、彼はどんどんと成長していく。それを黙ってながめていることはできない。彼の正しい成長の可能性を信じながら右往左往している現状である。

（八尾中学校一九六三年度実験校研究発表要項から）

でに多く出されています。部落の子どもたちを部落問題を通してしかとらえないというのでなく、今日の社会的退廃、教育矛盾、のなかでとらえつつ、なお、困難をもたらしている父母の生活と子どもの生活に目を向け、困難を取りのぞくといった取りくみが必要です。部落の父母、地域子ども会の役割りが今非常に大事になっていると思います。

部落解放運動の高揚、「同対審」答申と全同教

〈林〉「同対審」答申から「特措法」前後。期間は短いが激動の時代といえます。概括的にみますと、部落解放運動が非常に高揚したということがまず最初にいえると思います。行政的な保障の要求、あるいは組織の広がり、そして非常に特徴的ですが、部落大衆つまり、運動自身の自己学習の展開。こういうことが運動の高揚のなかみとして整理されるのではないかと思います。それだけに、運動の内部矛盾が激化し、日本共産党との関係、あるいは同和会の誕生。具体的には、文化厚生会館問題、矢田教育差別事件等、全同教という組織や同和教育運動にもいろいろ影響がでてくる時でありました。また、全同教が進めてきた同和教育運動が、市民権を得るというか、行政的認知を受けた各府県同教の組織が自発的に広がっていくという時期を迎えます。それだけに、運動そのものの矛盾もかなりはっきりしてきます。「実践で勝負する」という私たちのよって立つところを大事にする、あるいは、そこに統一点を見い出そうとしても、なおどうもすっきりしない。よしあしは別として、そういう全同教の性格ともいえる矛盾がたくさん出てきた時期のように思います。ですから、今日、全同教の当面する諸問題とも深くかかわるけども、「同対審」答申、あるいは「特措法」を出させるのに、全同教という組織は一体何をしたのか、何ができたのかと、今さらながら思わせられる一面もあります。それから、この時期はまだ、

参考資料⑦

解放教育の当面する課題——第十八回全国同和教育研究大会の成功のために

（一九六六年十月三～四日・部落解放同盟第十六回中央執行委員会決定）

一　問題の所在

1、国民大行進

わが部落解放同盟は、ことしの最も中心的なたたかいとして、国民大行進に取組んできた。

国民を分裂させる部落差別を根絶しよう。

憲法を完全に実施し、部落の完全解放をはかれ。

そのために、

政府・自治体は〝同和対策審議会〟の答申を尊重し、完全急速に実施せよ

を中心スローガンにかかげた「同対審」答申完全実施要求の集約としての国民大行進であった。

日教組の運動の同和教育運動へのかかわりは極めて不十分でありました。まず概括してみると、こんなことではないかと思います。

一、部落解放の願いと、「同対審」答申の評価をめぐって

私は、今日の同和教育運動の発展を考える時に、何をおいても部落大衆の闘い、要求、願い、それらをまとめた部落解放運動をぬきにして、私たちの運動はなかったと思っています。つまり、教育の前に、運動があったということです。たとえば、明治の「解放令」の時点をみても、部落の大衆がさまざまな教育要求をもち一定のうごきをしていたことが明らかになっています。福岡でいえば、確かこの時点で、県下の小学校二六校のうち六校は部落の学校であったということを聞いています。また、水平社結成当時の、あの教育に対する熱っぽい願いというものがあった。そのことを絶対忘れてはならない。あらためて確認しておかねばならないと思います。というのも、「同対審」答申があるから渋々やっているとか、「特措法」が切れたらやめるんだ、という考え方がかなりあったり、部分的には、うっかりすると、恵まれた教師の運動が部落解放運動を超えるものと思いすごしたり、同和教育運動が解放運動そのものであるかのような錯覚をもったりすることがないではないのです。

さて、「同対審」答申を出させる動きとして、部落解放同盟一二回大会が非常に重要なものであったといえます。ここで、部落問題が国民的課題であり、我々の闘いが民主主義実現の闘いであったということとともに、いわゆる同和教育に対しても一定の方針をもたなければならない、という論議があったと思います。(資料補—⑧)そういうふまえのなかで、部落解放国策樹立運動が始まっていくわけです。ところで、国策樹立運動の議長団の一人に、当時の全同教山根委員長が出ておられるんですが、全同教も組織的にこの運動に参加したのか、あるいは滋賀の運動体との関係で山根さんが出られたのか、このへんのことは、わが同盟が中核となって、差別と貧乏からの解放をねがう多くの国民にささえられた、そしてそれが実施の直接の責任をおっている地方自治体もともにたたかった文字どおりの国民運動であり、その集約であった。

この国民大行進は、すばらしいもり上りを示し、国民運動の現段階における役割をみごとに果したわけである。

それは政府にたいし、ただ単に「答申」の完全実施をもとめるという運動ではない。それにいたるつぎのようなねらいと過程をふんでのたたかいであった。

①激動する内外状勢のなかで部落のおかれている現実を明確にすること。

②そのなかでの部落大衆を苦しめている差別と貧乏の生活を明らかにする。

③さらにそこから、部落大衆の解放へのねがいと要求を掘りおこし、そして結集する。

④その要求の実現を、解放行政に直接責任をおっているそれぞれの自治体に向けてたたかう。

⑤それの全国的に結集した力をもって「答申」のもっている不十分な点をおぎない、批判すべき点を克服しながら、より完全な部落解放の政治と具体的な行政施策を政府の責任において打ち出させる。

⑥これを解放をねがう多くの労働者、市民にささえられながら、幅ひろい文字どおりの国民運動として展開してゆく。

⑦そして、それを全国的な規模での組織的な大行進によって、部落の現実とその要求を統一的に把握し結集することであった。

⑧しかもこれらを、単なる見聞によってでなく、「部落白書」「要求書」としてまとめ、科学的に実証しようということであった。

とはよくわからないのです。また、進学奨励金問題の交渉等で「革命の闘士」になるようなものに進学資金なんてやれない」などと言っていた文部省が、六六、七年頃つくった、全国同和教育指定校連絡協議会の委員長にも、山根さんはなっておられるので、おそらく個人的にお出になったのかもわかりません。全同教もそれほど組織的ではなかったともいえましょう。

いよいよ「答申」が出ると、ご存知のようにさまざまな評価が生まれ、日本共産党との対立が、はっきりして参ります。今日の全国部落解放運動連合会（全解連）への方向が生みだされてくるし、自民党は「答申」が出れば、部落解放同盟が強くなると思ったのでしょうか、全日本同和会の育成ということを始めます。

「答申」に対する評価は、各府県同教で少しずつニュアンスが違っていますが、たとえば広同教では、「同対審」の「答申」に対する意見の集約として、まず四原則を確認するということ、つまり、①この答申を尊重する（批判するなかで評価する）、②答申の完全実施を要求する、③答申のなかに含まれた内容において従来の我々の実践との間に矛盾、相違が発見されたら、我々の教育実践の積み上げの上で明らかにしていく、④この答申の完全実施にあたっては、具体的に地域の生活要求、教育要求をとらえながら改めていく、としています（資料13—⑨）。これが、全同教の当時の、「答申」に対する集約といっていいと思います。当時私たちが非常に気にしていたことは、いうまでもなく「運動と教育の分離」、あるいは「教育の中立」攻撃、そして教育内容がさらに融和的なものへ流れていく可能性といったものでありました。それから、第一七回全同教大会（大阪大会）で〝差別の現実に深く学ぶ〟というテーマを出しますが、私は、こういう「答申」の問題性あるいは部落解放運動の分裂せざるを得ない状況のなかで、ただたんに部落の現実を明らかにするだけでなく、「深く学ぶ」という、そこに実践の根拠をおくということであったと、積極的にそれをおさえているわけです。それから、第一八回和歌山大会では、「同対審」答申の完全実施要求

それは見ごとに果された。部落のおかれている実態は支配者の差別政策によっていままで考えているより、より悲惨であることが明らかになっているし、部落大衆の生活は圧迫され差別と貧乏はますますひどくなっている。とくにそれをもたらしている「差別行政」の実態は目にあまるものがある。

また、いままで解放運動の影響のおよんでいなかった部落に対しても、この国民運動を通じて働きかけ、多くの未組織部落がたち上ったことも大きなおどろきであった。むしろ運動のおよんでいないところほど、部落の実態はひどく、部落大衆の生活は悲惨である。そこに解放へのねがいと要求、部落解放運動への期待がうずまいていることは当然なことである。それにたいして手をさしのべさえすれば、その機会と方法さえあやまらなければ、大きく解放にたち上ることも、国民大行進によって実証されたわけである。

こうしたことは、全国的に進められた「部落白書」「要求書」が、何よりそれを科学的に証明しているところである。

この国民大行進による解放への要求結集のなかで、とりわけ教育にたいするねがいと要求は切実なものがあり、部落の要求の大きな柱であり、中心であった。

以下、明らかにするのはすべてこの国民大行進を通じて明確になった部落の現実をふまえ、そこにある教育へのねがいと要求の中から問題を出してゆく「解放教育の当面する課題」である。

2、教育へのねがい

今、部落の子どもたちのおかれている現実、教育をとりまく差別の実態、そこにある親と子の教育への期待と要求、そのいのりにもにたねがいは、まことに切実なも

国民大行進について、この国民的運動を発展させるために大いに貢献する大会であらねばならないという積極的な見解を出しております。

その頃、日教組が少し動き始めてくるわけですが、どうも私たちの働きかけも不十分で、話にならない。一九六五年に次のように言っています。僻地、離島、都市のスラム街、不就学児、夜間中学校問題、合理化によるスクラップ化した山間地、基地、未解放部落など恵まれない地域、盲聾、肢体不自由児、虚弱、精薄など、心身障害児童・生徒のおかれている状況を明らかにし、その社会的問題の所在を究明し、子どもや父母、農民、市民、労働者一体となって、貧困、封建性、差別、失業をなくす運動、差別教育をなくす運動を進める。要するに、何もかも日本の矛盾、底辺の課題はみんなひっくくって、ここへ入れてしまい、しかも「未解放部落など恵まれない地域」というおさえ方の上に、その教育の改善をするため積極的運動を起こすとする。そして、「同対審」答申とか「国民的課題」とかいう考え方は、全く活字にもなっていないという状況であったわけです。

それから、六六年段階で、全同教組織として困った問題に、そして長く尾を引くことになった、ご承知の「文化厚生会館問題」が起こりました。歴史的経緯があって、全同教の当初の組織の発展のなかで部落問題研究所と非常に深いかかわりがあった。そして、両者の事務局も文化厚生会館のなかにあった。その文化厚生会館が、部落解放同盟と日本共産党との関係においてその紛争のなかに巻き込まれていく。その過程のなかで部落問題研究所が会館から出ていく時に、全同教も一緒に出ていくということをした。部落解放同盟の方から「全同教には出ていけといったおぼえはない」といわれてみると、なるほどそうである。結局、私たちの事務局だけが文化厚生会館にまい戻ってくる。主体性がないといえば主体性がないし、やむをえなかったといえば、やむをえなかったことですけど、一つは、全同教が今だに確たる自己の会館を持ち得ていないという、今日の問題ともかかわってくると思いますが、とにかく長く尾をのがある。

部落の親たちが教育から疎外され差別されてきたがゆえの苦しみを、せめてわが子には同じ道をあゆませたくないというねがい、いや親たちにできなかったことを子にたくし、それを教育にもとめる期待、それは冒険ではいいつくせない切実なものがあるのだ。

そしてただ期待やねがいを座してまつのではなく、教育への要求をもって、自らの力で解放への教育をきずいてゆこうとするたたかいがうずまいている。

しかし現実は、親と子の期待をうらぎり、差別教育をおしつけてくる融和教育と反動の動きもまたいちじるしく、見のがすことはできない。

さいきんの高知におこっている解放教育破壊の策動にみられるように、それは一段と強化されてきており、それをうらづける支配権力の反動教育政策は日ましに露骨になりつつある。

①まず紀元節の復活を強行し、部落の対極である天皇制思想をひろめることによって、差別の秩序を維持強化しようとしていること。

②教科書の検定を強化し、指導要領を改悪することによって、部落問題を一切排除し、現実をみる目、矛盾を見いだす力をそごうとしていること。

③テキスト教育の強行によって「できない子」という名のもとに部落の子どもたちを公教育からさえ疎外し差別教育を強めていること。

④またさいきんの「中教審」答申あるいは「期待される人間像」によって、主催者である国民不在の教育、天皇中心主義の復活、そして支配者への順応を強要する教育をめざしていること。

⑤そして何より、教育の施設と条件の整備はたちおく

引く問題が、この時点で発生しました。

六六年段階では、全同教も「同対審」答申完全実施要求国民運動中央実行委員会に積極的に参加して、対政府要求、対文部省要求をしていくわけです。これは、全く私の感想でしかないのですが、中央実行委員会の要求のなかに、基礎学力の充実ということがでてくるわけです。当時私たちのなかでは、基礎学力ということをあまり言わなかったと思うのです。それを言いますと、何か融和的であるという考え方、いうならば「解放の理念」とか「情熱」とか「展望」とか、そういういわばギラギラしたものを論議するのが同和教育だ、みたいな考え方がどこかにありましたね。それで、部落解放同盟京都府連の朝田さんのところから「進学ホール」問題が出た時、私自身も、何ということかと思った一員なんです。今考えてみますと、結局私たちは、飯を食えるなかで、同和教育運動というものにかかわっていた。教師がいくら貧乏だといってみても、飯を食えるか食えんかという問題はないわけですから、その立場で、「解放の理念」の、「情熱」の、「展望」のなどとやたらに言っていたのだが、部落の大衆にしてみたら、それどころではない。教師のいっていることは、いわば遊びではないか、という思いは当然あると思うのです。「とにかく飯を食えるようにせんかい、解放新聞も読めんような子どもをつくっとって、『解放』の、『展望』の、『情熱』のとは、一体どういうこっちゃ、いろいろいわんでもいい、学校にやってもろうたらいいのは、学力をつけることや、また、部落問題は先生が教えんでも、わしらが教えるわい」と。まあ、こんなことではなかったのか。全同教の活動家のなかでは、「進学ホール」という問題を、じっくり受けとめることができないまま、「重荷」が残っているわけです。一方では、「非行」の問題等をめぐって、きめ細かな論議とか実践とかがすでに芽を出していたわけですけど、「進学ホール」の問題は、同和教育運動に対する部落の側からの一つの切り込みであったように私は受けとめているわけです。獄中三〇年という無実の石川青年。それを作りだした教育の営み、「基礎学力」のなさ、社会的「常識」のなさが背景になれ、とくに部落をふくむ学校のそれははなはだしい。

⑥これらの反動の動きに呼応して、部落の現実から目をそらさせ、部落の子どもたちをねむらそうとする融和教育もまた大手をふってつづけられている。

こうした教育の現実のなかで、部落の子どもたちのおかれている実態をかえ、教育へのねがいと要求を実現する手だては何か。差別の現実を直視し、それを変革してゆく子どもに育てる教育はどうあるべきか。部落の解放をめざす教育のための施設が不備であるなら、それをとのえるための力をもった子どもに育てるには、何が必要なのか。

われわれは、部落大衆の要求を結集してたたかうながい歴史のなかで、それこそ現場の教育労働者と結合することであり、その統一したたたかいであることを知っている。

しかし現場の教育労働者が必ずしも部落の親と子のねがいにこたえていないことも、また事実として明らかにしなければならぬだろう。

こうしたなかで部落を解放する教育の結集体と自他ともにいわれている「全同教」の中で、そのごく一部に反同盟の活動、部落解放運動から脱落した分子に手をかしている事実についても目をおおうことはできない。

3、「答申」にある教育の問題点

昨年八月政府が受けた「同対審」答申に対するわが同盟の基本的な態度は、すでにくりかえし明らかにしたところであるが、ここでは「答申」の中の「教育問題」についてて指摘しておかねばならない。

「答申」が「教育問題に関する対策」の「基本方針」にあげているのは「基本的には民主主義の確立の基礎的な課題」であり、その「同和教育の中心的な課題は法の

No.23

って、国家権力の餌になって死刑判決。そのなかで初めて部落の人間であるという人間的自覚、そのうえではじめて、自分が何をすべきかという道すじをつかんでいく。そこに、部落大衆から提起された「基礎学力」というものの重さと、飯の食えた教師たちがいってきた「理念」とか「展望」とかいうものが、統一的にとらえられた。そのひとりの生証人として、石川さんは成長をしてくれた。「学力とは何か」の答えを、まさに自らの生きざまを通して出してくれたと、私は思う。

また六六年に、全同教と部落解放同盟との話し合いがあり、西口委員長名の松本治一郎殿に対する話し合いの申入れ書がありますが、何のためのものかは定かではありません。第一八回和歌山大会はいろんな意味があった。文化厚生会館問題もまだ尾を引いて、両者の関係はギクシャクしていたので、そのへんの溝も埋めなければということもあったし、また、大会前に解放同盟中央本部が、解放教育の当面する課題として「一、問題の所在、二、部落の子のおかれている現実、三、差別は教育にどう現われているか、四、親と子の教育への期待、五、差別主義の教育理念……」など七項目(参考資料⑦)で出していた。これは、全同教の大会の成功を目ざして起草されたという言い方が一つあるわけですが、いわゆる「中教審」答申――「後期中等教育の拡充整備について」「期待される人間像」――が背景にあって、とくに全同教に期待するという思いがあったと思います。そして、おそらく「文厚問題」等にあらわれた全同教の問題点もあるけれど、基本的に全同教は友好団体であるので統一と団結をしていかねばならない、というのがこの「課題」のバックボーンになっているように思います。そして、「課題」は、翌年の部落解放研究全国集会(全研)に持ち込まれる、という動きであったと思います。私の記憶では、「識字」の現実をふまえて開催した第二二回全同教福岡大会で、解放運動との連帯が強調されたと思っています。第二三回福山大会では、部落解放運動の分裂、全解連との問題がもろに大会にもちこまれました。全解連の指導者の方が会場の中央に出てこられて、全同教の去就

もとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くこと」であるとしている。そして「憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的人権尊重の教育」を「地域の実情に即し特別の配慮に基づいて推進する」ということである。

抽象的な表現で、どのようにでも理解される内容であるが、差別の現実がありそこにもだえる人間があるこの現実のきびしさをみつめ、それを変革して行く人間をつくる教育の位置づけがなされないで、「人間を大切にしよう」ということから一歩も出ないところに問題がある。

さらに部落差別を「心理的差別と実態的差別」にわけ「心理的差別」を解消するのが教育であるという、部落問題の認識からはずれている点。とくに「教育の中立性」を強調し、「同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものが教育であるといったような考え方はさけられなければならない」といっているところは、部落解放運動の役割を否定し、事実をねじまげるものである。部落解放へのたたかいの中で、人間が目ざめ人間変革が起っておること、このような事実との関係のなかで、学校教育も社会教育も部落解放の教育をおこなうのであって、運動と教育を切りはなしては解放教育は確立できないことはいうまでもない。

このような部落問題の今日の認識、部落解放運動から多く批判すべき点がありながら、部落差別の本質を「市民的権利と自由の侵害にほかならない」とし、その市民的権利の中でも「教育の機会均等を保障される権利、職業選択の自由」を完全に保障することが、部落問題の中心的課題である。それは「国の責任」であると指摘している。その上にたって、教育問題に関してもその「対策」

を迫るといういきさつがありました。つまり、「全同教の連帯する解放運動とはどこをさすか」との質問に、当時の西口委員長が「部落解放同盟である」と答えられたことを記憶しています。あとで西口先生が「とういうてしもうた」と私にささやかれたことを覚えています。

二、部落解放運動高揚と同和教育運動の発展

「同対審」答申以後、地方自治体の動きが活発になってきます。確か「答申」をふまえた自治体の方針としてはいちばん初めのものではないかと思いますが、一九六六年に、まず大阪市の同和教育の基本方針が出されます。政府が、「中教審」答申、「社教審」答申を背景にして、資本のための教育とその人間像をうち出しているなかで、部落解放運動の成果として、憲法、教育基本法をふまえ、部落の現実を背景として、地方自治体が同和教育基本方針を出したということは、ひじょうに意義のあることだと思います。今日、文部省や、その他の中央政府へ出かけるなかで、ひじょうに様変わりの印象を受けるわけですけど、この頃は、地方自治体が政府交渉、文部省にものを言う時、先頭に立っていたのは、もちろん部落解放同盟の人たちであったが、また今日と違うのは特に大阪を中心とする地方自治体の人びとが、「私らは乏しい予算のなかでできるだけのことをしとんぞ、中央政府は何をしとんのか」、という怒りをもって、政府交渉の前面にたっていたことである。あとで中央政府、文部省あたりから仕返しが来やせんかという心配したくらいです。こうした迫力をもった交渉が当時は盛んに組まれていた。最近は、文部省へ行っても竹に木をくくったような全く後退し果てた態度で居なおって接してくるし、また、私共もそれを許してしまってるけども、当時はこんなものではなかったと思うのです。大阪市がこの方針を出し、これがずっと全国に波及していく。ただ、「答申」のもっとも大きな問題点である「教育の中立性」「運動と教育の分離論」と正面きった方針、そういうと「具体的施策」がたてられている。

そこには、部落のおかれている差別のなかから出されている、部落の子どもや親たちの教育に対する要求の多くがもりこまれている。これが完全実施は、部落を解放する教育の内容を保障し、子どもたちの進路を保障する、そのための教育諸条件を確保するために必要かつ緊急を要することである。

しかし、そこで政府のいう責任が何であるのか。例えば文部省のある課長は、本年一月松江市で開かれた「同和教育研究会」で、「部落問題は国の責任である。これをいまの状態でほっておくと治安上もゆゆしい問題である。」と言ったという。治安問題としての責任だということだ。こうした考え、動きをてっていして批判しながら評価すべきそして必要な部分の実施をもとめることを忘れてはならない。

それがどう生かされるかは、われわれの主体的な力にかかっていることはいうまでもない。

大行進を通して結集した部落の親と子の教育へのねがいと要求のなかから、「答申」の批判の上にたって完全実施要求のたたかいをすすめているのである。

われわれは、第十八回全同教大会をまえにして、以上のような問題の所在を明らかにし、さらに「解放教育の当面する課題」を明確にし、全同教に結集している関係者とともに、解放教育の確立をめざして、ともにその討議に参加したいと考えているわけである。

二　部落の子どものおかれている現実

国民大行進が広島に入ったときである。永野県知事と交渉をもった。知事は、広島は教育県であり、九〇%近い高校進学があり、部落についてもとくに問題はない、

うことばでもろに書き込んだ方針はないようです。

福岡県の場合でいうと、一九七〇年にはじめて、全同教大会を九州、福岡に迎えることを一つの引きがねとして、県教委が方針を出すことになる。この時点で、「科学的認識」ということばで随分やりとりをしました。我々としては、「差別に対する科学的認識」ということばを入れなければならない。これをぬきにして差別は語れないと主張したのですが、行政内部には、反対も多く、やっとこれを挿入できたことを思い出します。

大阪市以後、こうして各府県に、ずっと方針が出てきますのを概略みてみると、兵庫県では、この当時から教育体系云々ということをいっていて——いろいろすぐれた実践も多く私達も学ばせられてきたのですが——、県の方針全体としてみたら、体質といってよいのか、今日の「地域改善対策教育」の先どりにみられるようなものを、この時からもっていたのかとも考えさせられるところです。徳島の場合は、差別の精神的風土とか、民族的性格とかいうことばで、差別を精神主義的な方向へもっていってるのが特徴的です。

最近、次々に出てくる各府県の方針は、この当時のものに比べますと、文章も短くなっていますし、かなりな後退というか、理念がスポイルされたもの、政治的配慮が優先というような性格のものが多くなったように思う。こういう状況に対しては、私たちもチェックする必要があるように思います。

たんに、教育条件の整備ということだけではなくて、当時は、文部行政に対しましても、その姿勢を正す、という運動の方向がひじょうに明確に出ていたように思います。それは、例えば「生徒指導資料第三集」の問題でありますが、内容はここでは触れません。いち早く、奈同教が一九六七年一〇月に開いた「同対審」答申完全実施要求中央集会での文部交渉の席上で糾弾し、一一月の第一九回全同教大会に提起し、各県がそれぞれ取りくんでいく。京都府が文部省に要請する、福岡県でも質問書のやりとりをして、回答をひき出しております。そういう地方自治体の動きのなかで、文部省も各府県に対して、同和教育の配

とほこらしげに語った。

ところが、尾道に入った行進隊の歓迎の中に「毎日フロに入れてくれ」「水くみはいやだ」というプラカードをかかげた子どもたちがいた。市内の「めだか子供会」の子どもたちである。

この部落は水の便が悪くもちろん水道はなく、飲料水にさえこと欠く状態である。学校に行くと部落の子どもたちは臭いときらわれる。数年まえから水道の要求を出していても一向にとりあげないという差別行政のなかで、部落の子どもたちは、永野知事のいうように高校進学どころか、義務教育からさえ疎外されているのである。この部落では今年の中学卒業生十人のうち高校進学はただの一人、昨年は九人の中卒のなかから一人の進学者も出ていないのである。

広島県全体をみても部落の中卒者の進学は三五%、一般の子どもたちの半分にも足りないのだ。

神戸市の番町では、教育とくに義務教育の場での部落の子どもたちの疎外と差別の現実が、お母さんたちからぶっつけるように出された。

とくに中学校では「非行対策」と称して、何かことが起れば警察に連絡し、すべて取締りの対象として学内にさえ自由に警官を出入りさせている現実、それは全く教育の放棄ともいえる実態である。

たとえば、日ごろ教師に反抗的な生徒（教師の目にそう映じているということ）は、警察に目をつけさせ、腹まきをまいて遊んでいたというだけで「アンチャンスタイルはよくない、ちょっとこい」とひっぱって行くというあくどいやり方。また学校内外で何かことが起ると、全くそれこそ部落に対する文字どおりの「予断と偏見」によって日ごろ目をつけていた生徒をひっぱり、お前が

慮が十分でなかったというような文書を出している。(資料15—⑦)

一九六七年段階になりますと、部落解放研究第一回全国集会が、部落解放同盟の手によって大阪・高槻で行なわれます。「解放理論を部落大衆の手で」というのが目標であったと思いますが、私は、当時、部落解放同盟中央本部の事務局長をしておられた谷口修太郎さんが、「夢にみた研究集会だ」といって目に涙を浮かべるようにして興奮しておられたのをなつかしく思います。むしろ執念をかけて熱い思いのなかで開かれたこの集会が、その後、果たしていく役割は大きいし、当時の部落大衆自身の自己教育活動というものの一つの集約であり、また先鞭であったと位置づけてよいと思います。

この頃、部落大衆自身の自己教育活動は、いろんな形で現われてきますけど、全同教運動そのものというよりも、部落解放同盟の運動に密着したところで、部落出身教師や同盟の活動家などが中核となって、解放教育の研究会ができるとか、全国同和保育研究集会が行なわれ、二四時間保育の思想と運動とが提起される、あるいは、第一回部落解放奨学生集会が、六九年に行なわれて、子ども会についての方向が出され、テコ入れされる。大阪では、自主教材『にんげん』が発刊され全児童生徒に無償配布されるとか、いろんな動きがこの頃あったと思います。

私、福岡ですから、「識字」のことに一言だけ触れておきますと、私たちが同和教育運動を始めて間もない頃、自分たち教師や社教関係者は、いわば文字で飯を食うているわけですから、部落のなかに文字の読めない人がいるなんて考えたこともないし、第一、世の中に文字の読めない人がいるなんてことを忘れて暮らしていたのですから、まさに「教える」という形でムラへ入っていきました。この頃の教師たちが、いまとは違っているなと思うのは、南九州あたりには未組織地区がたくさんありますから、運動の側から「寝た子を起こすな」ということが出たりしますが、あの頃、それを口実にしてムラへ入っていかないという教師たちもいるわけですけれど、私たちは、ムラの人々から追い立てられてやったのだろうとせめたてる。そして今もなお何人かの子どもたちがひっぱられたままである。

このお母さんたちの「子どもの先きのことを思うと夜も寝られない思い」「子どもをかえしてくれ」という涙ながらのさけびは、まさに悲痛そのものであった。

気にいらぬ子どもたちを、教師の手におえぬ子どもたちを、すぐに警察に引きわたすのでは、まさに教育不在ではないか。

この子どもたちを取巻く部落の現実はどうなのか。同じ番町で住宅問題ひとつとりあげてもまさに差別の現実、差別行政の実態が、しかも人間疎外、人間蔑視の象徴ともいえる事実として目の前に存在するのだ。

この番町部落は、世帯数一万近く、人口三万をこえる大都市部落であるが、その生活のもっとも端的にあらわれているのが住宅である。かって文部省の係官が、わが同盟の要請によってこの番町を視察と称しておもむいたとき「このような悲惨きわまる環境を見るのははじめて。実感は聞きしにまさるひどさとしかいえない。極端にいえば命の不安を感じるような状態では、教育を考える余ゆうはないだろう」(神戸新聞)とこれは教育以前の問題、まさに生命に関する問題だといったという。その係官自身が生命の危険を感ずる状態といった、いまにもたおれかかるような住宅が約五千戸あるといわれる。

その、いまにもたおれそうな家とは名づけられないところに、六畳の一間に三世帯八人が生活している実態がある。問題はこうした不良住宅、危険住宅の存在だけではない。

この不良住宅の改善と称して、神戸市は昭和三十年ごろから毎年約五十戸のアパートを建ててきた。これからもこの速度で建てる計画という。それだと、いまの危険

も入っていったですね。文字を教えるという、よいことをしているのに何のために追い立てられるのだろうということから、おおざっぱに言えば、近代公教育百年の歴史が差別に満ちていたんだということがようやくわかってくる、という道筋をたどったように思います。

文字を「教える―教わる」の関係のなかで、最初は、部落大衆も「先生、ありがとうございます」という感じであり、教師もそこにのっかって、「俺はいいことをしている」というような思いで部落に出かけていったわけですけど、だんだん部落のお父さんお母さんたちが、どうしてこんな激しい労働で、疲れたなかで、今頃文字を習わなければならないのか、というところへぶつかっていく。つまり、差別への認識を深め、被差別部落民としての自己確立がおこなわれていった。何も分からないままで、盛田先生の手引きされた『部落の歴史』なんかやってた頃、部落のお母さんたちが、「来る時いやでいやでたまらんかった。どんなやつがいらんこというとるとかと思ってきた。しかし、話聞いてみたら、うちたち悪いことあらせん。政治が悪かったとや。そんな話がわかって本当にうれしくてたまらんやった。来る時は先生の顔が鬼にみえたけど、帰る時は仏様にみえたよ」と、そんなこともあった。そんななかで、部落のお母さんたちが「男から差別されとった。これから町会議員に女から立候補して部落を変えるんや」という形になっていったことも思い出します。「部落を変える」とかえらそうに言って入っていった私たちが、結果的にはずいぶん教わった、変えさせられた、という思いが強いわけです。

当時、部落解放運動は、ひじょうに多角的に、見すごされてきた差別への、チェックを行なっています。たとえば、東洋印刷の問題、これは一九六六年。天満屋問題、一九七二年。「統一応募用紙」の運動、一九七〇年頃。それから、教科書の「一休さん」の差別に始まる闘い、あるいは壬申戸籍の問題、指導要録改訂闘争。六八年の越境の問題、第一二回部落解放全国青年集会の時には、狭山差別裁判の糾弾強化ということも行なわれたと思いますが、越境の問題は、第二

住宅が解消するには百年はかかるわけである。神戸市政の部落に対する姿勢がわかろうというものであるが、さらにおどろくことは、こうした姿勢のなかでやっている行政の中味である。

四階建のアパートの各階から汚物は下に流される。ところがそこには下水道は通じていないのだ。当然のことながらその汚水は近くの側溝にあふれる。この側溝たるや実に不完全であり、汚水はあたり一帯をただようということになる。

そのあたり一帯には、さきの危険住宅に住む人たちが、一つの水道に十数世帯がむらがっているという生活である。一つの便所を数十人で共有しているのである。

この中で部落の子どもたちは生活しているのである。いま象徴的ないくつかの生活をあげたのだが、部落の七割をしめる農村においても、不安定な仕事のなかで生活破壊はつづいており都市農村を問わず子どもたちの生活自体が破壊されている現実がある。

三　差別は教育にどう現われているか

この差別、この生活の現実は教育にどう現われているだろうか。

多くの「要求書」が、教育の機会と条件をめぐる差別を訴えている。それは学校においても家庭においてもである。

部落の子どもたちの成長発達には問題がありすぎる。親たちの仕事が保障されず、居住の自由もなかったら当然である。とくに親たちの仕事が保障されていないという問題は根本である。それが子どもたちに教育の機会と条件を保障されないという問題になってあらわれてくる。差別がここにある。そして教育にある差別は、子どもた

回全研で大きく取りあげられました。越境する人たちがたんに悪いということに終わらなかったところに、ひじょうに運動の意味があった、と思います。せざるをえない、したくなるような差別の現実、教育の現実を差別とおさえて、教育条件整備の運動へとダイナミックな闘争が展開されて、その結果、逃げていた人たちの子どもの教育条件をも保障する方向になっていったのではないか、と思っているわけです。

こういう激しいうごきのなかで、文部省も何か方針を出さざるをえなくなった。それはまず第一に「答申」が同和教育の方針を出すことを要求しているということ、また、地方自治体も次々に方針を出してきたし、運動の要求もある、ということで出さざるをえなくなってくる。そこで、一九六九年に「学校における同和教育」を出しますが、まさに「答申」の悪いところのつまみ食いで、本来教育行政の責任である教育条件の保障というものは全く眼中にないし、全同教が積み上げてきた教育内容とは全く関係なく、抽象的に、自立更生を説き、差別を感情の問題としてその摩擦の解消をはかるなどという、実に低次元のものでした。文部省は、同和教育の研究会をやりましたが、初・中局の宮地局長が差別発言をして問題となり、全同教もそれなりの取りあげ方をしました。(資料17—⑨)

七〇年には、「答申」まる写しの「同和問題と教育」を出して、これに対しては、全同教も検討委員会を発足させておるわけですが、その文部省交渉で、私たちは、文部省に方針を出させるか出させないのかの意志統一は、していないわけです。我々としては、どうせ文部省はくだらんもん出す、支える運動や組織がないようなところで、しかも被差別部落があるようなとこに文部省が方針を出したら困る、大変なことになる、と思うのですが、先頭に立つ部落解放同盟の方は「へんなもん出したらつぶせばいいじゃないか、どうせたいしたもの出しきらんのや」という構えで、「出せ出せ」と迫るわけです。そこらへんは、ひじょうに運動の違いというものを感じたり、あるいは意志統一をしていないちの生活の場である部落に露骨に現われている。部落の子どもたちは、その生活が土台から破壊されているのだ。

①多くの一般の子どもたちは学校に来てから問題にされるが、部落の子どもたちは、学校の門をくぐる前からすでに問題をもっているのだ。まず学校に行けない子、行かない子ども、長欠・不就学の問題である。

戦後二十年をへていまなお長欠・不就学があとをたたないところに教育をめぐる差別が端的にあらわれている。

②子どものもう一つの生活の場である学校では保障されているか。それは教育の機会は形だけの保障であって、教育条件はきわめて悪い。

「部落学校」という言葉がある。教育条件そのものに差別があるのだ。

教育施設、設備は極度に悪い。いまの教育は、公費より父母負担の私費でまかなう部分が多すぎるからだ。京都市では、私費の公費に対する割合は、修繕費三倍、学用設備備品三倍、その他の設備備品十倍、図書費三十倍という数字が現われている。

奈良でも何かを要求すると「地元の熱意があれば補助する」という。その熱意とは、父母の金のことである。

③それが子どもたち一人ひとりの問題となるとまさに深刻である。給食費をおさめない子に「君は給食費を出していないから少しでよい」といったという。

さいきん滋賀県では、その給食費を毎月徴収するのはめんどうだからと半年徴収を決めて父兄に押しつけたという問題が起っている。これはわが同盟支部が、部落の現実をわきまえない余りにも機械的なやり方に抗議し、一応撤回はされたが、この決定をした小学校の校長がかわって全同教の委員長をしていた人だけにおどろかざるをえない。

という問題も出てきたりしたわけですけど、結局は、廃案に持ち込まれてしまって、その後、文部省は、ご承知のようにこれに手をつけていないわけです。

なお、同和対策協議会（同対協）の第三部会が同和教育の基本方針についての意見をもとめました（資料20—①）。この時は、当時の西口委員長と事務局員の井本さんと副委員長の私の三人で行きました。今後の課題ですが、全同教も、少し同対協あたりに直接ものを言って運動せんとダメです。どうもこのへんのことになると全同教の政治力はない。そういう政治性ははっきりいって、向こうが問いかけてくるのをじっと待つのでなく、当方から出かけて行くぐらいのことは全同教として当然のことである。同対協の委員長にはしょっちゅう働きかけて、理解を求めるぐらいのことはしなければならないんじゃないかと思います。部落解放同盟にたよってしまっている現実といえます。

日教組は、ご承知のように、中執が月刊『社会党』等で「特殊部落」という表現をいたしまして、それから少しまじめに考えてくれるようになったとも思いますし、全同教あるいは部落解放同盟中央本部としてもそれなりの働きかけがなされたと思います。ただ問題は、一九七一年に日教組が同和教育の手引きを発行するということになっているんですけども、これはまだ日の目をみていないんですね。福岡県でも、県独自のものを出すということで委員は作っているんですけどもなかなか実現していない。これも、私たちが今後プッシュしていかねばならない、忘れてはならない問題であろうと思います。

一九六五年の「同対審」答申とともに、大阪を中心として、「部落解放総合計画」というのが出されているわけですが、私自身も、全同教の責任ある地位にいながら、こういう問題に疎かったと思います。子ども、親との取りくみということは当然のことですが、それを支える地域基盤をどう確立するかというような問題になると、教師も、各府県同教も、全同教も、殆ど有効な働きをしないわけです。というのは、「同対審」答申の結語に、「同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環

④部落の子どもたちの教室はどうか。「すしづめ学級」がある。できる子どもたちばかりでもむずかしいのに、問題をもった子どももいる学級に四十数名、五十数名がひしめいては、教育放棄に等しい現象が起ってくる。教育課程、教材研究の前に授業にならないという現実がある。

⑤そのなかで教育内容はどうなのか。生活のなかで差別をせおった子どもたちがならぶ教室、そこにも差別がまちかまえている。

教科書の検定強化、改悪にみられるような反部落的内容がある。学校行事に日の丸や君が代が横行する。天皇制が露骨な姿をもって現われる。戦争への賛美がある。科学的な認識を育てる教育ではない。

⑥その中でできる子とできない子により分けた差別教育がすすめられる。テスト教育として、できない子は問題児として疎外される。「特殊学級」とか「促進学級」とかの名目で、差別はますます強行される。

⑦さらに進学と就職という差別コースが強制される。主観的には、子どもや親たちの意志で分けられることになっても、できない子には教師の半強制的なコース分けもある。客観的には、子どもたちのおかれた社会的、経済的条件、差別の現実に左右されることは、いうまでもない。部落の子の多くはいうまでもなく就職コースである。

⑧教育の目的はどうか。憲法や教育基本法の原則の上にたっているはずなのに「期待される人間像」に端的にみられるように、教育の主催者は子どもと親たちであるという原理を否定し天皇中心主義を復活しようとしている。そして何より権力者の価値観への順応、支配者の思いのままに動く人間像をつくることが要求されている。

境改善、産業、職業、教育などの各面にわたる具体的年次計画を樹立すること」と、同和行政の方向に、「部落解放総合計画」が明示されているわけです。これが大体、大阪だけでおわっている。どうも要求に場当り的なところがあり、行政はその何分の一かに応えて、それで同和行政がおわっているような錯覚をお互いにもってきたんじゃないか、大阪の「解放総合計画」を学ぶべきではなかったか、ということを今さら思わされます。特に、私たちが避けてきた問題がそのなかに一つあったように思えるのです。部落解放をめざす人間像についてですが、いってみれば、弁護士、教師、保母なども部落のなかから出さなきゃならない、と出ている。先の、土方云々の問題とからみますけども、ひじょうにはっきりした形で、部落解放をめざす人間というものを職業と結びつけて出している。つまり、飯が食えるということと、解放をめざすということをそこへ結びつけて、「総合計画」のなかで、人間像が出されている。こういう問題について、部落解放をめざす教育の確立にたって取りくんでいる全同教が、正面きって論議をしていないということは、私たちの問題点ではないかというのが正直な感想です。私個人の感想からいえば、部落解放、あるいは解放教育について極めて基本的なことが運動の側から提起があり、そのなかで一定の論議やとりくみがあって、ある決着の方向が出た頃になって、全同教側は、固有の論議をしないままそれを、すーっとうけとめ、当然のこととする様な弱さがあるといえます。

さらに、「特措法」の制定の問題について、私たちは何をしたか、何をなしえたかということが問題であると思う。これは、今後の三年後のいわゆる「部落解放基本法」の制定に向かって我々全同教が何をするか、ということとからんでいるので、はっきりさせておかねばならない。特に重要だと思うのは、実は、高知が、かなり前から、同和教育振興のための特別措置法の提起をずっと提起し続けてきているわけです。私の記憶では、第二二回福岡大会の時にも、西村さんという代議員がはっきり提起している。こういう問題について私たちは組織的な動きをしなかったという反省をしなければならない。これは、今後の法

⑨いびつに教育された部落の子どもたちの進路はどうか。とざされているのはいうまでもない。未来が保障されていないのだ。進学は少ない。就職の上の差別については数えきれないほどある。ただ子どもたちが就職差別を受けるというだけでなく、基礎学力もないまま社会に送り出されて、いまの技術革新、近代産業の中で働く能力をうばわれているという問題である。

⑩少年法の改正にみられるように、問題のある子どもは教育の対象になるのでなく、「非行対策」として警察権力にゆだねようとする傾向はますます出てきている。いままでさえ、すぐにちょっとこいとひっぱっており、それをゆるしていた教育が、改正されようとしている少年法のもとでどのようにあつかわれるかは言を要しないであろう。

四　親と子の教育への期待

それでも、いやそれだからこそ「せめて子どもにだけは」という親のねがいは切実なものがある。

①まず親たちのねがいはこの教育のおかれた差別の条件、環境をかえるということからはじめられる。それはわが同盟を中心とする教育行政に対するたたかいとなってあらわれており、大きな成果をあげてきている。

②その教育の環境と条件をかえる力とともに、差別を形づくっているのが生産関係そのものにあるとしたら、親たちの目はそこにそそがれる。生産関係に直接むすびついている生活の問題である。ここを見つめそこから要求を掘りおこすこと、これが部落を解放する教育の土台である。教育の場にある差別、教育課程にある差別は、この生活とのかかわりの中で解決されなければならない。こうした要求からのたたかいが高知に出発した「教科書

制定の問題ともからまるから、とくに自己批判をふくめてはっきりおさえておきたいと思います。

それから、一九六九年の矢田教育差別事件の問題。内容についてはここで触れることができませんが（資料17—②）、ただ、教育労働者の労働と、部落解放の問題云々ということでありますけども、全同教では、一九六九年の活動方針のなかに「矢田教育事件についての見解」という形で一定の見解を出した。これには、矢田教育差別事件とはなっておりませんが、内容的には教育差別事件として定義づける方向で出しています。要するにこういう考え方があるから現場で実践を通じて討議を深めてほしい、というような提起のし方になっていると思います。ただ、いちばん基本的な問題は、率直にいって、日本共産党と部落解放同盟という形でひき起こされた問題ではあるが、私はそういう視点だけの問題じゃないと思います。というのは、たとえ、教組が社会党系であったとしても、組合員としての教師の本当の意識は、この事件で問題となった教師たちの意識状況と殆ど変らないということの方がむしろ問題だと思うのです。

この意味において、この差別事件の提起している意味は、まさに現実課題であって、判決がどうこうというかたちだけで処理されてはならないと思います。なるだけ部落のある学校には行きたくない、自らの労働条件、給与というものには心配したり、要求したりするけれども、部落の問題についてはなるだけ逃げておきたい、という教師がいよいよ多くなってきている。

激動の時期ですから、整理も難しく、私の恣意的な見解ではないかと思われることがたくさんあると思います。あとでお教えをいただきたいと思います。

〈大同〉先ほど、林先生が、六六年の「同対審」答申完全実施要求中央実行委員会の要求項目の第二項のところの基礎学力のことを言っておられたわけですが、無償のたたかい」であり、これは部落だけでなく多くの国民をもまきこんでついに政府をして全国的に教科書無償を打出させたことは余りにも有名である。

③そして、教育の環境、条件が悪ければ、それをかえるための能力をもつ子どもにする教育が要求される。それを果している一つの場が部落の子ども会である。部落の子ども会は、部落の現実、差別の現実から出発する。子どもたちの生活の要求から組織がはじまり、部落問題を自覚する過程で立ちあがる。それが学校教育の質を内容を条件をかえてゆくのだ。

多くの子ども会が教育の環境をかえるためにたたかっている。また勤評闘争や学力テストのたたかいにみられるように、子どもたちの要求は教育の内容にもせまっていく。

④この組織化はいうまでもなく部落解放運動の中でなされてきた。しかしここでこそ教育と部落を結ぶもっとも具体的な場でなければならぬ。その子ども会と学校教育とは密接に結びつかなくてはならない。子どもたちが成長するだけでなく学校の一般の子どもたちも成長して、ゆくのだ。

⑤それでも疎外された子どもたちが社会に出てどうするか。

大阪から出発した、部落の青年に対する技能修得、自動車免許取得の要求は各地に普及している。

ところが部落の青年は、たとえば運転免許は技術としての修得はすぐできても学科試験で通らないのだ。第一文字がよめない、書けない。考えてもみよ。いま文字がよめない書けない青年が部落にいることを。六・三の義務教育は一体部落の子に対して何をしてきたのか。これこそ公教育の差別の典型ではないか。

六二、三年頃から(どこの県でも似たりよったりとちがうかと思いますが)それまで三〇%前後だった進学率が少しずつ上昇してきますね。これにはいろんな理由があると思うのですが、やっぱり教育に対する関心の高まりというか、特に高等学校への進学ということが重視されてくる時期であったと思います。さらに、なお、中卒者の就職が多かった時期ですが、縁故就職が普通であった時期から、就職の機会均等ということが考えられるようになり、就職差別に反対する闘いも強まってきたということも関係していると思います。

特に京都では、男山中学の問題があった時に、京都府教委がそれまであった方針をかえて新しい方針を出します(一九六三年)。これと同じ時期に(一九六四年)、京都市教委も方針を出しましたが、これは、「学力向上を至上目標とする」という全国にまれにみる簡潔なもので、この方針は今も変わっていません。これには、先ほど、林先生が言われたこととかかわることですが、解放同盟京都府連・朝田委員長の考え方がひじょうに影をおとしているというふうにみられています。しかし、こうした方針がだされてくる背景には、ただ委員長の意見が反映したというよりも、教育に対する関心が運動の側からひじょうに強くうちだされてきていた時期であったと思います。

〈林〉その頃、おもしろいなあと思って聞いた話がありました。部落のお母さんが、学校の先生に任せておいては、中卒の女の子の就職はうまくいかん、親の力で解決しようと思った。さて、中卒の自分の娘にどんな仕事がむいているのか、いったいどんな仕事があるのかと思って、仕事のたくさんありそうなデパートへ行きました。そして、中学しか出ていない子にでもやれる仕事はないかと、探して見つけたのが、エスカレーターの前に立っている女の子でした。うちの子にも服着せてもらって、言葉使いをちょっと訓練してもらい、頭下げて「いらっしゃいませ、足元にご注意下さいませ」と。これやったらかんたんだからうちの娘にもできそうだ、ということでデパートに電話をしたら、いきなり、どこの高校ですかと問われて、「うちのは今度中学を出ます」と言うと、しかし部落の青年はまけはしない。運動の中で目ざめた彼らは、まず文字をおぼえることと平行して自動車の運転を修得するのだ。解放学校である。

日本は教育の発達した文盲の少い国と認められている。しかし統計によると文盲は〇・五%、その文盲がどこに集中しているのか。いま福岡や大阪や岡山で、部落の母親たちを中心にした識字学級がある。四十歳、五十歳のオバチャンが文字をならっているのだ。

ここにこそ、部落のおかれた教育の現実がある。ながい歴史のなかで教育から疎外され、いや迫害されてきた部落の実態がある。そして、自らの力でその現実をかえようとするところに部落の親と子の切実なねがいがうずまいているのである。

五　差別主義の教育理念

すでに何回かふれているように教育をとりまく現実はきびしく、その反動化はますますつよめられているが、ここでは主として、さいきん問題になっている中央教育審議会の文相に対する答申「後期中等教育の拡充整備について」と「期待される人間像」をとりあげたい。

①これは高度経済成長という名のもとに独占資本の要求する「人づくり政策」から来ていることは、よく知られているところである。

それは三十七年池田内閣当時の経済審議会による「技術革新の発展や労働力需給の変化に対応して、労働力として人間をどのように開発し育成するかを、経済政策の場で考える」ことを基本として、そこから出てきたのが「能力主義徹底」という考えであり、これが、また教育行政に一貫した理念として取り入れられてきたのである。

②それによって生れた「期待される人間像」は、天皇

そんなものうちの会社には関係ありませんとガチャンと切られたというのです。先生は、部落問題とか差別と闘うとかえらそうなことばかり言っているけど、うちの子は字も読めない、就職口もない、とにかくいろいろ難しいことといわず基礎学力をつけてやってくれ、と基礎学力と結びつけた話を聞いているんですよ。「進学ホール」といういい方はおかしいとしても、それをいい出した部落側の論理は教師のいい加減さに対する一つの切りこみでもあったと思うのです。特に、部落の人間自身の思想性とか、生きていく道とかは、部落の人間がちゃんとつけるんや、それを中途半端に教師が適当なことやってる、という考え方あたりも、何か今日の問題とからんでいるんじゃないかと漠然と思っていたわけなんですけど。もちろん基本的には、やるのならきちんとしたことをやってくれということと思いますけど。

〈大同〉今の話のデパートに就職するという問題ですが、丁度この時期からデパートなどで中卒者よりも高卒者を採るというように変わってきていてたと思います。それまでは、中卒生がデパートに勤めることは特別なことでなかったですが（なお、今ごろは、もう一つ変って短大生をエレベーターやエスカレーターの前に立たせたりしていますが）。たとえ話のようだけども、当時の様子の一面を示していたと思います。高校へ行ってないとなかなか思うような所へ行けないぞ、という意識がだんだん広がっていった時期だったと思います。

また、京都の場合の限られたことかもわかりませんが、京都市内の部落において、靴職人の仕事の様子がぐっと変わってきた。本皮革でなくクラリーノとかいって、人工皮革が出てくるようになる。人工皮革による靴は手づくりでなく工場でどんどん作ってしまう。それが普及するにつれて、職人が手を遊ばせることになるというのか、ぼくの知っている人でも、大阪の方へ移住した人がいました。そうして仕事が減っていくとき、それまでは子どもたちを学校へやるよりも職人に育てることに一生懸命で、就職とか進学ということにあまり関心がなかった親たちが、仕事がぐるっと変わっていくのに対して、やはり学校中心主義を強調し部落の対極としての天皇制を復活することによって、部落に対する差別の秩序を維持強化しようとしていることはいうまでもない。そして「労資協調」を合言葉に、資本が教育に望むものは、支配者にたいして「従順、忠実で、使いやすい労働力たるべし」ということであり、それに真正面からこたえているのである。子どもたちを人間として教育するのでなく、労働力として教育せよというのだ。

とくにこれを後期中等教育にもとめており、「後期中等教育の拡充整備について」の答申は、それをつらぬいていることに注目しなければならない。

③その中で「後期中等教育の必要性」としてあげているのは、一つは「学校中心の教育観」と「学歴偏重」であり、一見それを否定しながら、明治政府の絶対主義官僚機構が生みだし、固定した身分制度になってしまった「学歴」を見のがそうとしている。さらにまた、「職業に対する偏見」「知的能力の偏重」を指摘してはいるが現実にある「偏見」と「偏重」は、支配者によって強められこそすれ、なくなってはいないのだ。

そして「教育の画一化」として、「進学を目ざす教育を重視するあまり、個人の適性、能力の自由な発現を妨げて教育の画一化を招くことは、民主主義の理念に反する」としている。

このように「学校中心の教育観」を否定して、教育は、学校教育のほかに、社会のあらゆる場において一生を通じて、教育の場を見失うなといいたい。「学歴」だけが問題ではない、さらに「職業に対する偏見」や「知的能力の偏重」はあやまっているとし、さらに「教育の画一化」ということで進学重視は間違っていると、こうしたなるほどと思われる言葉をならべて、結局は、「能力のないも

にやらなければ今までのようなわけにはいかんぞ、ということがあって、変わってくる時期でもあったと思うのです。

〈門田〉基礎学力という問題を、林さんが提起されたんですが、今も基本的には変わらないと思いますが、あの当時、基礎学力というと融和主義につながるという見方があったのです。それは、一つは、それまでの学力問題が、いわゆるコース制の問題というようなことに対する反発というか、学力を人間形成という総体のなかでとらえるという方向が「教研」でも、同和教育研究の場でも出ていること。もう一つは、基礎学力というと、そこの部分だけで、基礎学力だけつけていればいいのだという形で現場でとじこもろうとする、つまり、部落の子どもとか、「底辺」の子どもに対して基礎学力を育てれば、それで同和教育は十分であるというような現場の傾向もかなりあったわけです。したがって、ただ学力の総体から基礎学力という部分だけを抜き出して、それをことさら取りあげるというのはおかしい、という批判が出てきて、基礎学力ということばの使い方自体も避けるような場面もあったわけです。かなりことばに用心して、「基礎から着実に積み上げる」とか、あとからでた表現ですけど、基礎的学力だとかいうふうに的を入れたり、いろいろ工夫しましたし、その観点は今もだいたい一貫して続いていますが、学力の分野における基礎的な部分そのものを否定する考えはなかったと思うのです。ただそこだけにとどまって、つまり同和教育の全体像を歪めていくという行政側からの意図的なものがかなりあって、それに対する抵抗として、基礎学力という表現については反発があったというように当時を思い出します。

〈林〉私は、部落大衆のおかれている生活現実からの要求と、生活を保障された私たちの運動とのズレみたいなものを、いつも念頭において、同和教育運動というものを考えなければ、という思いに、常に支配される傾向がつよいからかもしれないが、あの頃の印象としては、かなり抵抗ありました。基本的には、同和教育運動をどう考えてるんだということで、考えてみたら、部落の大のは、進学は考えずに、早く職につけ」と強調しているのである。

④近代公教育は、一人ひとりの子どもの能力を掘り出し最大限に伸ばしその全面発達を目標として、それまで私的な営みであった教育を公的に組織したものである。一人ひとりの「能力」や「適性」を自由に発達させる教育は、公教育の中でこそ保障されるのではなかったか。

したがってこの答申は、せめて学校にだけはという親のねがいは全くふみにじられているのである。

⑤これはまた反体制の側からなされる運動、たとえば「高校全入運動」にもあらわれていないか。希望者は全員入学という形で全入運動がすすめられることで、義務教育から疎外されて入学のできない能力しか持っていない子ども、差別の現実、生活の破壊のなかで希望もない部落の子どもたちは、すっぽりとおきざりにされるおそれはないか。全同教事務局の名でだでている今和歌山大会の基調報告のなかにも「希望する生徒は、みんな進学できるように」と提案されているが、希望できない部落の子ども、希望されない子どもたちはどうなるのだ。ここらに一部教師のきれいごとがある。

⑥「能力」や「適性」とよばれているものが生れつきの先天的なものではなく、圧倒的に後天的なものであり、生活や教育の中で、社会的に形成されてゆくものであるとするならば、すべての子どもが進学できる手だてをつくり出すことこそ必要ではないか。だからこそ教育が存在するのだ。

部落の子どもたちは、すでに部落の生活と環境によって、その意志、能力とは関係なく社会的な差別を受けている。その差別が子どもの能力の発達を阻害し、適性をはばんでいるのだ。ましていまの社会で「能力」とよば

衆や京都の運動の側から出された意図というのは、権力側がどうこうしたということとは別問題として、そこのところは我々は本当にわからないままに、かまえた。そんなものがあったように思えてならない。それが気になっている。権力のうごきというのは、いつもそんな形で出ることは当然で、それと部落大衆のくらしのなかからの要求とを混同してはならないはずです。

〈門田〉やっぱり当時、「学力の問題は基礎学力にあり」と、行政からこれはいい観点だというので、「主体的な解放への力」とか、「解放に応えていくための社会へ多様に対応する能力の総体」という形でなく、とにかく今いちばん大事なのは何をさておいても基礎学力なんだから、そこを現場の教師はやれ、ということが反面あって、それに対しては反発も強かったわけです。

〈稲垣〉全国で最初ではなかったかと思うのですが、大阪の矢田で「部落解放総合計画」に手をつけられますね。そこで、教育問題が論議されていたようですが、いまの問題は、どうだったのでしょうか。

〈中野〉「基礎学力」ということばのもつ意味自体が、元来不明確なところがあると思うのですが。同時に、「学力」ということば自身の内容についても、今日でもかなり議論があって、百人いれば百通りぐらいの言い方の違いがあるわけですよね。教育学のなかで、戦後の学力論争というのは三回ばかりあって、その論点のひとつには、同和教育と無関係にでたけれど、「学力」は単に知識だけでなく、どう生きていくかといったことも含めないと学力にならないんだ、というような意識はかなりあるわけですね。一種の態度主義だといわれていますけれど。「学力とは何か」と言われてピタッとわかり易く端的に定義できる人ってのはないんですね。

先ほどでましたように、六〇年代は今日でいう「教育爆発の時代」といって、高等学校への進学率が急に伸びるわけですね。これは六〇年以前と以後では伸び方が全然ちがう。例えば、大阪の場合でしたら、全部の学校でやっていたわけではないけれど、一部の同和教育推進校で部落の子どもを対象にした補習なれるものが、テストの点数でしか認められないとすれば、部落の子どもたちに対する差別の現実は、教育の中でさらにきびしくなることはいうまでもない。

中教審のいう、環境のちがいによって多様なコースをあたえるということは、現実の差別を拡大固定化する、差別教育以外の何れでもない。ていのいいことをならべながら、部落の子や貧乏人の子は、商校進学はあきらめろといっているのだ。

六　ごく一部の反同盟活動について

差別主義の教育が強行され、反動教育行政がふかまるなかで、これにたち向う部落の子どもたちが、部落のおかれている差別と貧乏の現実を認識し、その現実を変革する、そのための能力をてっていして部落の子どもたちのものにするのが解放教育である。その確立は、部落の親と子たちと教師の結合であり、解放運動と解放教育の結合である。

ところが、それを阻害するものが、政治や行政の反動だけでなく、部落の解放教育をさけんでいる側にあることにふれておかなければならない。

①その一つが「全同教事務局」の名でなされている一部の反同盟活動であり、わが同盟から脱落した分裂分子に手をかしているごく一部の教師の問題である。その象徴的なことがわが同盟に対する「暴力団」よばわりである。すでによく知られているように、京都におこった「文化厚生会館問題」は、わが同盟京都府連の書記局の事務ひきつぎをめぐっておこった。反同盟活動、解放運動の破壊活動によってわが同盟から脱落した一部分裂分子から、府連書記局を引きつぐという正当な手続きにたいして、同じ会館内に事務局をもっていた全同教は、その分

んかをするようになった時期でもあります。これは進学者の補習とは別途に、部落の子どもを対象にして、夜間とか放課後に補習をする。そうするとそのことをめぐって議論になったのは、進学のことばかり考えていては、「寝た子を起こすな」という考えにつながるんではないかという。これはかなり暴論だと思っているのです、今でも。教職員の場合など、大学までいってる人が多いですし、今日ほとんど大卒でないと教員になれないという状況のなかで、進学するだけが目的ではないというような、考えてみたらおかしな一方的な議論をやっている。部落外の子どもが進学するについては何ら疑問を持たず、あたりまえだと思っているのに、一方では、部落の子どもが進学するというと、それがとやかく問題とされ、そこで議論をしてるんですね。

だから定義なしでいえば、基礎学力が低いから進学率が低いんだと。事実その通り。その背景には、部落からの進学要求の高まりがあった。大同先生がおっしゃったように、部落産業が高度経済成長のなかで衰退の過程に入り、部落のなかで仕事を求めること自体がかつてのように簡単にいかなくなってきてるんですね。そこへ全体的にも進学率が急上昇してくる。それまで、部落のなかでの進学率はゼロでなく、だいたい一〇%から四〇%くらい、平均して三〇%ぐらい。そうすると、当然、部落のなかでも進学する子はいたわけで、その子らは割合勉強もよくできて、経済的にも恵まれていて、部落のなかでも、あの子らは頭がいいし、家に金もあるから進学する。うちの子は成績も悪いし、金もないし、というんでとにかく、どこかに縁故就職であろうが何であろうが、仕事をみつけていた。それができなくなってきた。もう一つは、一九五五年以降に、部落解放同盟主催の青年集会、婦人集会がもたれるようになり、子ども会活動などが始まりますが、そのなかで親たちの権利意識というのがかなり変わってきたと思うんです。つまり、自分たちの子どもはとても高校になんぞいけそうにない、というふうにあきらめていた、歴史的にあきらめさせられていたわけですけれど、そのことに対して大きな疑問をもつようになってきてるんです。と

裂分子を支持し、あまつさえわが同盟に対し、部落大衆に対し、暴力団よばわりをくりかえしたのである。これらは「全同教」の名で出されている「同和教育」二月三日付号外、あるいは全同教事務局の名で出したパンフレット「文化厚生会館をめぐる全同教の業務についての経過報告」に露骨な形で掲載され全国的に配布されている。

②「全同教事務局」の反同盟活動はいまもつづいているのであるが、たとえばさきの全同教正副委員長・事務局長とわが同盟とが話し合ったとき、委員長自ら発言したつぎのような問題がある。八月三十日、京都・円山音楽堂に、近畿各府県の部落大衆を中心に約七千人が集まり「答申」完全実施要求の近畿総決起集会をひらき国民大行進の中間集約として大きなもり上がりを見せた。この日京都における分裂一派はこれを妨害するため会場近くでわずか百人足らず、しかも部落大衆は十人程度であとは特定支持グループばかりという分裂集会を開き、さらに対府知事交渉をもっている京都府庁におしかけて妨害をおこなったのであるが、そのなかに全同教事務局員が参加していた事実がある。

全同教側は、たしかに当日分裂一派集会に事務局員が参加していたがこれは教組の一員として参加したものだと弁明した。わが同盟から「同盟と全同教と教組の関係を考えるとき、あの近畿総決起集会の日その分裂集会に、教組として参加したというのは全くの詭弁ではないか。第一、全同教は、わが同盟とどのような関連の中で存在しておるのか」と指摘されて、全同教側は、全員、この事務局員の全く間違った行動、しかもそれが反同盟の活動であると認めざるをえなかった。

またそのときの話し合いで、全同教は五月の岡山における総会で、事務局は会館に帰ること、部落解放同盟と

ころが、進学するのがあたりまえでないか、という考えをもつようになった部落の親たちに対して教師側が応えられてない。

さらにもう一つは、ぼくが報告するところと重なってくるんですけれど、なぜ部落の子の学力は低いか、というふうに問われた時に答えられてないんですね。それは部落差別の結果です、というけれど、これほど正しくて、いい加減な、言い方ってのはないわけですよ。どんな結果でも、何でもいいから、うちの子どもも高校に入れてほしいという要求は、ごくあたり前の話で、無理なことを言ってるわけでも何でもないのに、教師の側は、この部落からの願いに構えたというか、進学することの意義づけをはっきりしないと取りくめないというふうな雰囲気があったと思う。それは、林先生、門田先生のおっしゃったことがそこにあると思うんですね。

「部落解放総合計画」の問題というのは、何も教育だけではなくて、住宅環境とか労働の問題も全部含まって、初めて「総合計画」となるわけです。環境改善と労働問題と教育という三つの柱を、いかにうまく組み立てるかということがそこにあったと思うんです。当時はどの地域に行っても住宅環境が一見して悪く、そこに越境問題のひとつの根があった。部落の子どもの通っている学校というのは施設・設備がきわめて不十分だし、家の状況も一部屋に何人もいて、寝がえりをうつと誰かにあたるという状況、そのように、学校のなかでも、地域でも、子どもの日々の生活全体をみても、教育条件はひじょうに悪かった。それを改善しないと、結局、進学自身も実現しない、というなかで「総合計画」というものを考え出していった。一番最初にやったのは、「特措法」の先取りをねらって、その二年前から矢田でやりだしているわけです。ですから、矢田の場合は、その「総合計画」のなかで人間像をどうみるかということがあるんですけれど、なにか具体的な、将来部落解放に寄与する仕事ということも念頭においた。つまり「部落解放の学力」というものを考えなかったら、学力保障はできない。そのための物的な条件というものを、とにかく「特措法」を先取りしてつくりだこそ統一行動をすすめるなかで解放教育が確立できると決定したという。

また九月十二日の中央国民大集会では、西口委員長が全同教を代表して決意表明にたち、全同教は同盟とともに部落大衆とともに部落の解放に邁進すると言明しているのである。

しかるにいまだに、会館に帰るという問題は実現していない。ここで明確にしておかなければならぬことは、法的にも文化厚生会館内の「全同教事務室」は、全同教に占有権がみとめられており、わが同盟の側にそれをはばむいかなる条件もないということである。

③「全同教」の一部が反同盟活動をおこすに至るには、それなりの理由のあることである。その一つに京都における「進学ホール」をめぐる問題がある。

いま部落を解放する教育、部落の子どもたちの変革の場として「子ども会活動」は大きな期待の中で全国的に発展してきたが、この発端、その原型は京都の田中子ども会にある。

その田中子ども会が、その活動の一環として自主的な学習活動のなかで学力を高め、進学してゆくという大きな成果をあげた。この成果を京都全市的におよぼし、しかもそれを行政にも貫徹をもたせて、いわゆる補習活動を行ない進学をかちとろうとしたのが「進学ホール」である。この実現のためには、教組もともにたたかったはずである。

ところが「全同教」の一部は、教組とともに「進学のための補習反対」ということを理由にしてこの「進学ホール」に真正面から反対した。教組自身はどこに行ったのか。

もちろんいろいろ問題は持っているであろう。しかし

そうということであったわけですね。それでも、ふり返ってみると、必ずしも「学力とは何か」を徹底して分析したというわけではなかったと思うんです。それよりもとにかく、子どもの教育条件保障の面で不利になっている物的条件を、抜本的に改善しようという側面が先行しがちだったと思うんです。ましてや、この「総合計画」以前のなかの議論では、部落の子どもにもっと補習をきちっと、というと、部落外のできない子はどうするんだということに短絡するわけで、そこで議論がぶつっと切れる。高等学校もいけない状況では将来困るんだからというと、一方では、そうしたら「丑松」をつくっていいのかと。

だから京都での「進学ホール」というのも、わからんことはないけれど、何かスッキリしない感じは確かにあったと思うんです。ですけどあの時、部落の子どもが進学できないことが、将来的にどういう事実につながるかということに対する教師の側の認識は、かなり観念的で、かつ甘かったということは、事実だと思う。だから、教師の側から教育条件を改善する運動は部分的にあっても、広く運動として展開するということにはなかなか結びつかない。与えられた既存の条件のなかでの苦労を教育委員会にぶつけるとか、教組が取りあげてやるというようにはなかなかいかず、そこを解放運動がついたのだと思うんです。だから「総合計画」自身は、いろんなことを念頭においたとしても、やはり物的な教育条件づくりということを優先させる。そのなかで、一体子どもをどう育てるのか、というようなことが問題になってきたという経過ではないかと思うんですが。

〈石田〉文化厚生会館問題に対する私の事実認識は林先生の報告とは違います。部落問題研究所が会館からでて行ったのではなく、一方的に力づくで追いだされたもので、運動内部の対立に、日本共産党をもちだす必然性は全くありません。「進学ホール」の問題では、私もこの問題で、亡くなった当時の朝田委員長と論争したことがありますが、朝田委員長は、まず部落の子どものうち、入れそうなすれすれの学力の子をもう一息なんとかしようじゃないかという、部落の子どもたちの学力を高め、せめて高校には入りたいという、親と子のねがいにこたえる、いかなる政策、手だても打ち出さないで、ただ反対を打ち出したらどうなるか。しかも一般的に公教育の場でさえ補習が行なわれ、私塾が横行している中で、差別の条件をせおっている部落の子どもたちをただ進学競争の中にほっておくというのか。これでは差別として糾弾しようという部落大衆の怒りは当然ではないか。

④こうした差別教育の出てくるのは、一部の人たちの中にある、部落解放運動の独自性を否定し、部落問題を一般化しようとする偏向からも来ていることである。この一部の人たちは、部落解放運動は一つの手段としているにすぎない。それだからこそ、差別や貧乏を言葉では非難してもそこに生きている部落の人たちの切実なねがいや要求にこたえることはできないのだ。

七　部落大衆と教師の結合

全同教は、ここ和歌山市において

○差別の現実から深く学び生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう。―「同和教育」を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を明らかにしよう―

を高くかかげて、第十八回の研究大会を開く。

わが同盟は、これに組織的に参加し、教育労働者とともに解放教育の確立をめざしてたたかうことを決定している。

それは何より、部落大衆とともに解放へのねがいと要求にこたえようと、部落を解放する教育をめざしてきたのは、現場の誠実な教育労働者であったし、これからもそうなのだということ。その教師との結合、運動と教育

ひじょうに段階的な考え方だったと思います。私はその当時、それについて、すべての子どもを高めるという視点がないというので、ひじょうに反発をして、かなり長い時間論議をしたことを覚えています。進学をめぐって、学力が問題になったことと、もう一つ、必然的に学力問題を発展させることになったのは、就職差別の問題だと思うのです。この六〇年代に全国的にかなり就職差別がでてきた。そのなかで、もちろん差別をする企業の体質を改めていく、あるいは労働行政、教育行政のあり方を改めていく、という課題がありましたけど、そのことと同時に、どういう人間をつくるか、どういう力をつけるかということが、ここでは教育の質的な発展をとげる論議になってきたのではないかと思います。やはり、同和教育の観点に立って、もっと「民主的人格の形成」の重要性が認識される時期です。

〈大同〉この時期には、全国的に高校全入運動が始まっています。それと部落解放婦人集会の果たした役割は大きいと思います。婦人集会などでの「子どもを高校へやりたいが金がない、どうすればいいのか」という切実な婦人たちの要求なり、論議の高まりが、今日の高校奨学金制度を確立していく基礎をつくったのではないかと思います。一九六七年、第一九回岡山大会の折、現地から特別報告された内容も、そのことを示していると思います。

〈林〉話をもとにもどしますが、「高校友の会、大学友の会の指導に意欲的に取りくみ、学園において部落解放運動に参加して、運動のなかから部落解放の人材作りとして、医者、弁護士、教師、保母、看護婦、子ども会指導員、解放会館職員、などを生みだすよう高校生、大学生の自覚とその指導、及び特別奨学制度の実現に取りくむ。又高校教育の改革に取りくみ、同和教育を位置づける」、こういう書き方を矢田の「総合計画」はしているんですね。かなり思いきったかたちで、そして、具体的に出してきているんです。さっき言われたように、世間では、医者になってるのは何てことないけれど、部落の人が医者になるのは、部落問題から逃げたというような印象だけがすぐ出てくるという教育現場の統一のなかにこそ、それが発展するという確信のうえになってのことである。

その目的・課題が「部落を解放する教育」といわれる以上、そして「差別の現実から深く学ぶ」ということから出発するとするならば、それはまた教師の側からも、部落大衆との結合はうたがいもない事実という立場にたってである。

そもそも、戦後の部落解放運動の発展のなかで、部落を解放する教育の気運が高まり、その中で「全同教」が創立されたのである。その「全同教」の歩みは、もとより部落解放運動の前進と軌を一にしてきたのである。

部落の親と子の教育へのねがいと要求、それにこたえそれを実現するために、部落大衆とともにたたかうなかで、教師は差別を知り、部落を認識してきた。とくに子どもが参加した統一のたたかいの中で教師も変わってきたのではなかったか。

そうしたきっかけをつくったのが多くの差別事件である。和歌山の西川事件、広島の吉和事件みなしかり、衝撃的な形で差別事件がおこらなければ、教師は動こうとしないといった一面の中に、教師の姿勢とそのおかれている位置があるわけであるが、多くの差別事件を契機に部落に目をむけ、そこにあるねがいと要求を真剣に考えざるをえないようになったのも事実である。

たしかに部落の子どもたちは多くの問題をかかえている。手はかかる。それでなくても過重労働に輪をかけもする。しかし、ここで考えなければならぬのは、教師たちが、部落の子どものおかれた現実に根をおろし、長欠・不就学にとりくみ、子ども会活動にとりくみ、生活指導にとりくむという道は、いわば労働者階級のひとりである教師としてのあるいて行く道ではなかろうか。

の状況がある。それに対して、目的をもって医者になれ、医者になって偉くなって金持ちになるためでなく、医者になって部落の医療活動をちゃんとみていくような、また、教師になって同和教育をちゃんとやっていくような後継を育てるような教師になれと、こういうひじょうに明確な形で人間像というものを出してきた。今、これがどういうふうに言われているかということなんだけど。

〈中野〉それは、かなり象徴的にいってるので、それだけになれという意味ではないわけで、先ほど言いました「土方教育論」といわれるものも、部落対策的な同和教育でなくて、部落解放の思想というものをどう形成するか、という提起ですよね。その延長線上で、そういう具体的な表現の仕方を結果としてはしている。

その背景には、一つは、そういう人たちがほとんど出ないという問題は、どこからおこっているかということ、つまり出すこと自身がひじょうに難しいということと、もう一つは、実際は出てるんですけど逃げている、結局それは運動に返らなかったという、その両面をいかに克服するかというなかで言ったものです。同和教育のもっている一つの思想性みたいなものを、そういう表現の仕方をしたのです。対策ではないぞ、教育の本筋なんだ、そのための条件をどうつくるか、ということでの言い方でした。

〈大同〉「解放への学力」ということばがよく使われてきたのですが、これも千差万別、使っている人の気持ちで違っているような、はっきりしないままにきたと思います。

〈中野〉たとえば大阪で、かなり前のことですが、中学校の子が早川電機の採用試験を受けて落ちたんですが、その理由を聞きに行くと、「うちは社会福祉やってるんではない。たとえば$\frac{1}{2}+\frac{1}{3}=\frac{1}{5}$と書くなんてどだいそれでは困る。学校で一体何を教えとんだ。」とやられたという話があるんです。部落に帰って報告してみたら、会社側の指摘もあたっているということになり、解放の学力であろうと何であろうと、$\frac{1}{2}+\frac{1}{3}$もできないというのはそりゃ、何やっとんだ、もわれわれは、教師ひとりにそのしわよせをかぶせはしない。何よりそれが部落大衆の当面の任務として、その教師の労働条件の確立にもたたかってきた。

反動攻撃のきびしい現実の中である。高知では学力テストに反対した部落大衆が不当に逮捕され弾圧されるという事件さえおこっている。数々の弊害によって多くの国民から批判され、文部省でさえその廃止が考慮されているという学テである。それに反対したための弾圧である。そうした教育行政は、立身出世のためのテスト主義の差別教育をあおりつづけている。

こうした状勢の中だからこそ、部落の現実、差別の実態にしっかりと目をすえそこからはなれないこと、まずこの悲惨な事実をさし出そう。もっともしいたげられた中にこそ人間としての最大の要求があるのだ。

われわれは、この不当な差別の前にまずたち上がることだ。一部の教育関係者から「部落の子どもたちに科学的認識をつけること、それが解放への道すじだ」と言われている。なるほどと思われる表現の中に、ごまかしときれいごとがある。部落の子どもたちのおかれている現実ではその不当な差別にまずたち上がること、そのたたかいの中でこそ科学的認識は自身のものとなるのである。差別は、人間を崩壊させる。それは差別される側もそして差別する側もである。しかし、その人間崩壊のなかから新しい人間回復の動きが頭をもたげてくるのもまた事実である。それこそわれわれの部落解放運動である。

おわりに——課題と方向——

おわりに、いままで明らかにしてきたことの中から、「解放教育の当面する課題」と方向を箇条的に整理してみよう。

っとしっかり基礎学力をつけろ、というふうに言われたんです。だから、基礎学力とは何かということをよくわかって議論したんじゃないんです。けれども、出されている部落からの提起自身は、言った側の方も思いがあり、自分の生活史のなかから言っているわけで、それを教師が受けとめえなかったんですよ。

〈林〉いまでも、ここまでが基礎学力で、ここから先は解放の学力だというとらえ方があるんじゃないですか。

〈稲垣〉「同和教育振興法」が高知から提案されていたのですが、そのへんの意見がありましたら。

〈横山〉提起したのは第二二回大会でした。その前年、高知県同教で決定をして、四国大会で決定をして、それを福岡へもっていったわけです。その時は満場の拍手で採択されたわけです。全同教は案外ええことは採択しますが、目途がつかず、総会の度に聞くと、目下処理中です、とすましてきた。だから大会などで採択決議されたことは、執拗に追いつめていく必要があると思います。

〈稲垣〉高知での提起への論議のいきさつがあったらつけ加えて下さい。

〈横山〉「答申」がでてきて、特別な施策が必要であるということであれば、事業に限ったらいかん、教育にも特別振興法がでるはずや、と。たとえば、「産振法」があり、「理振法」があり「へき地法」がありで、そういう特別のそれぞれの教育課題のなかには特別の配慮が法的には認められておる、同和教育に限ってもあってしかるべきではないかという論理であったです。

〈稲垣〉具体的に法律の中身についてどうこうというのは言ってなかったのですか。

〈横山〉全然内容的には言っていない。

〈門田〉全同教のなかでは、ただ「振興法」の制定というてるだけではだめだから、法律の専門家によってそれを検討する委員会をつくろうというところまではあったのですが、それからはどうもたち消えて。

〈大同〉少しは勉強しかけたというところで止まっているわけです。

①部落の現実、差別の実態からはなれないこと。
②そこにある部落の親と子の解放へのねがいと要求から目をそらさないこと。
③部落を要求する人たちとの結合をつよめること。
④部落の変革、解放の論理と部落の子どもの変革を統一してとらえること。
⑤とくに子ども会を中心とする子どもたちの自主的な活動のなかに変革の道すじを見い出すこと。
⑥学校教育と子ども会活動を統一すること。
⑦教育の目標（解放の課題）を明確にすること。
⑧教育環境を整備し教育条件を確保すること。
⑨子どもたちの進路を保障すること。
⑩教育内容を科学的にし差別と矛盾を見ぬく力とそれとたたかう力をつけること。
⑪その方法として集団主義、集団主義教育を大切にすること。
⑫部落の現実と教育の結合。
⑬部落大衆と教育労働者の統一。

〈林〉あっさりいったら、それだけの政治力はない。運動体がやられるんならついていくけれども、というのが、正直なところではないですか。いまもそうですから、そのへんは少しでも壁を破らないかんところです。間もなく「部落解放基本法」の闘いが迫ってきます。

〈門田〉それよりも、一〇年の時限立法が切れるから、継続の方向に主力をあげなければいけないというので、どこかへとんでしまった。

〈石田〉それに関連しますけど、先ほど林先生から、「同対審」答申にいたる時期に全同教として取りくんでいないのではないかという指摘がありました。全同教の組織というか、協議会という性格もありましたが、府県毎の府県教育行政との関連がわりと密接だったと思うんですけども、国の教育施策というものに直接目を向けていく、あるいはそれで行動をおこしていくということはなかったのではないか。だから、そういう意味では「答申」「措置法」の時期に否応なしにそういう方向に、教育だけが現実的課題と別にあるわけではないという側面も含めて動き始めた。だからそれ以前には、そういう発想があまりなかったというふうにみていいのではないかと思うのです。

〈大同〉そうです。実際まとまった形になるのは、文部省が方針を出すらしいぞ、という話が出かかった時期から固まりだした。それまでは、あまり固まった形のものをうちだすというふうになっていなかったと思います。

〈横山〉ぼくは、全同教で代議員として行って、全同教としても研究の方向でちゃんとやっていかないかんというので、帰ってから、おれらも一生懸命取りくむんだと、各市町村議会の決議を送らせ、高知県議会の決議までした。ところが、空振りやったというわけです。

〈稲垣〉まだまだ、ご意見があろうかと思いますが、時間がありませんので、先へ進めさせていただきます。よろしいでしょうか。それでは、中野先生、お願いいたします。

資料17—⑧

部落を解放する教育内容の創造と、学習の保障のために

（資料編より再掲）

全同教では、昭和四十六年度の研究課題をたてるにあたって、とくに、「部落を解放する教育内容の創造と、学習の保障」という課題を重視し、第二十三回大会でも、「四つの分野」—「社会認識」「自然認識」「言語認識」「芸術認識」にもとづく、研究協議をすすめてきました。

子どもが本来もっているすべての可能性をのばし、部落問題についての科学的な認識の基礎をつちかっていく教育内容を充実していくために、昨年度からたててきた「四つの分野」における課題をさらに追求し、第二十四回大会ではこれが具体的に討議できる分科会、分散会をもうけるようにしたいと考えています。

以下は、そのための討議資料です。

はじめに

昨年の第二十三回全同教研究大会の第三分科会、〈教育内容〉は、第二十二回大会までのもち方を整理し、四分散会で開催しましたが、その意図が十分に徹底せず、問題提起にも不十分さがあるので、ここで改めて、昨年の反省にもとづく問題提起をし討議に付したいと思います。

一、同和教育をめぐる情勢

水平社創立五〇周年を迎えた部落解放運動は、「同和対策審議会答申」「同和対策事業特別措置法」を大きな手がかりとして、地方自治体をもまきこんで、政府に対して、部落解放につながる事業の実施をせまる運動を展開しています。

「差別の現実に深く学ぶ」ことと教育内容の創造にむけて

〈中野〉 現在、全同教の「教育内容」の分科会は、「言語認識・社会認識・自然認識・芸術認識」という四つの分野に分かれているが、そのことを中心にして、ここに至るまでのことを、私見も入りますが報告させてもらいます。後で、補っていただきたい。

一、第二十一回大会の総括と二十二回大会の課題

第二十一回大津大会の後で、「第二十一回大会の総括と第二十二回大会の課題について」ということで、全同教委員会と専門委員会に事務局から一つの提起が出されています。(資料17—⑧)

「第二十一回大会に提出された報告の中には、全同教が積み上げてきた歴史や遺産を無視するような報告が提出され、各分科会では、それをめぐって論議が行われました。論議をよんだ報告が共通して持っている特徴は、部落の子どもたちと他の子供たちとを比較して、学力が劣っているとか、性格が乱暴だとか断定しているだけで、子供たちの現実が部落差別の結果からきているのだということには触れず、部落の子どもたちだけがもっている特質のように描きだしています。さらに論議をよんだ報告の共通の特徴は、いわゆる徳目主義的道徳教育とか、心情に働きかけることによって問題が解決できるかのように考えられている点です……」

これは一部ですが、こういう形で出され、あまりにひどい報告のあった県同教に対して「自己批判書」を求めたことを覚えています。たしか、滋賀県と岡山県に対してでした。滋賀県からの総括では、二人の方が少しずつニュアンスしかし政府は、民主主義社会の実現につながる部落問題の解決よりは、その破壊につながる「四次防」に執心する姿勢を改めようとはしていません。

また文部省においても同様です。同和教育の基本方針の確立と具体的施策のためとして、昭和四十四年二月に「学校における同和教育（草案）」、昭和四十五年七月に「同和問題と教育（案）」をだしましたが、部落解放同盟と全同教は、その内容が、同対審答申の悪い部分の寄せ集めであり、同和教育の推進にとって悪影響を及ぼすとして、その融和性——差別性を、鋭どく指摘し、撤回を要求しました。文部省は、現在に至るも「同和教育基本方針」をだすことができません。

一方、昨年の六月にだされた「第三の教育改革」と銘うった中央教育審議会答申の実現の方向を、文部省は目指しています。このことにより、教育における「差別と選別」の体制が一そう強化され、部落問題の解決をめざす同和教育の推進にとって重大な障碍となることは明らかです。

このような二律背反的なことは、教科書の中でもみられます。四月から使用される中学校二年生の社会科「歴史」分野において、はじめて部落問題が、極めて部分的にではあるが記述されている教科書がでてきました。このことは、明らかに部落解放運動と同和教育のたかまりによる成果ではありますが、教科書全体がさらに改悪の

の違うことが話され、岡山県からは、副委員長が文書で出されたことを覚えています。

そのもとになった報告は、非常に道徳主義的ではないか、というような議論があって、三つか四つの分科会が大混乱をおこして、運営できないという状況でした。今でもこの時のいくつかの報告が印象に残っています。例えば、滋賀の報告では、「学習の遅れの原因として、個人的なものとしては、先天的な知能の低さ、基礎学力の不足、身体的欠陥、性格的欠点、という知能の問題」を、かなり言っています。これは大津市立K中学校です。八幡市の小学校では、「知能的傾向として、最優が全然ない反面、劣がきわめて大きく中等児以下の分布が多い」とかいう言い方で、まさに差別的なものでした。

また、滋賀県の別の小学校では、同和教育の内容として、〝あいうえお・かきくけこ精神で同和教育を〟というのがあった。学校長の発案で、具体的な目標を掲げて、〝あいうえお〟は対人関係の、〝かきくけこ〟は自己の自信、苦悩する言葉を作り、それをみんなで言う、ということでした。例えば、「㋐相手の立場を考えて、㋑いつもにこにこなごやかに、㋒うなずきあってほがらかに、㋓笑顔で明るい今日もまた、㋔お手てつないではげみます。㋕かかめはのこのこ歩いているが、㋖規則正しく休まずに、㋗苦しい坂も登ります、㋘決勝点までたどりつき、㋙心も軽い山の上。」というのがあったり、「小さな誇り運動」というのがあって、自分の小さな誇りをもって、その誇りをだれからも傷つけられないように大切にしたい、とか、さらには、とにかく「声かけ運動」ということで、あいさつをする。それをやることによって全体意識をもたせ、あらゆる差別から劣等感・卑屈感をもっている仲間を、一人ぼっちでなく、みんなのなかまと生活するのだ、という自己認識をさせるようなムードを作っているのだという内容でした。

従来、融和主義だ、と批判されていたものが、この時も正面に出てきていたということを、私自身は大変気にしていました。ですから、協議体のはずの全方向に向っていることもたしかです。

各地においても、従来から同和教育推進のための副読本や資料の作成と使用がおこなわれてきています。上記の教科書問題もあって、一層これらのとりくみがすすむと考えられます。

しかしここで改めて確認しておかなければならないのは、同和教育を、部落問題が記述されている教科書を、技術的にどのようにこなすかとか、副読本や資料をどう使うかとかの中に歪小化し、狭い枠の中に閉じこめてしまうことなく、現行の教育内容全体に対する徹底した批判検討をもとに、自主的な同和教育の教育内容――部落を解放する「教育内容」の創造と「学習の保障」――の創造にとりくんでゆかねばなりません。

このようなとりくみを通してこそ、中教審の「差別と選別」路線に反対し、部落解放につながる同和教育の路線がより具体的にすすめられるし、現在における最も重要な課題でもあります。

またこの課題にとりくむために、部落解放運動や、教職員組合運動との一層の緊密な連携こそ、同和教育の推進にとって不可欠の条件であることを確認しておかなければなりません。

現在までの同和教育のとりくみのなかで、「差別に負けない」「差別にうちかつ」等、同和教育のめざす人間像は、さまざまないい方で、現在までいわれてきています。しかし、その具体的な内容になると、必ずしも一致しているとは限りません。そこで全同教の四十六年度活動計画の中では、もう少し具体化し、次のような提起をしました。

① 部落問題を中心に、自然や社会について科学的で人間的に豊かなものの見方、考え方をもっている。

同教の事務局が「自己批判書」を県同教に求めるというのも、おかしかったかもしれませんが、やむをえなかったように思うのです。

二、教育内容分科会の、「四認識」分野への移行経緯

その次の大会が福岡であり、次に愛媛で開催する大会が問題があって、急遽、福山へということがありました。その経過のなかで新しい提案が準備されていったのですが、今いったような、融和主義的発想がでてきてるということに対する危機感と、これは同和教育だけではなかったんですけれど、差別的な能力固定論といわれている考え方が根強いということがあって、それをつぶしてしまわないと同和教育は前へ進まない、という思いでした。さらに教育内容ということで考えた場合には、当時の教育内容の分科会は「学習のおくれ」と「科学的認識」という二本立てでした。

「学習のおくれ」については、学力対策的な議論を中心にする、例えば、補習学級をどう取りくんでいるのかというようなこと、部落の子どもたちの学力がおくれているということに対する対応をどうするか、ということだった。「科学的認識」の分散会では、部落史をどう教えたか、地域の教材化の問題だとか、当時、「橋のない川」の上映運動がありましたから、そのことについての実践報告であるとか、どっちかというと部落問題学習という感じで別々にやっていました。スローガンのなかでは、同和教育をすべての教科領域を通じて取りくむんだ、といってるんですが、現実には、国語、算数、英語などをどうやっているかを話し、もう一方で部落問題とか、社会的問題の学習の場として、国語、社会、道徳、特活、映画、演劇の鑑賞ということにどう取りくんでいるかというふうに、二本立てのような状況が続いてきていました。それを事務局のなかで、「二本立てのような分科会の立て方というのは、教育内容そのもののとらえ方がおかしい」のではないのか、ということの議論がでました。同時に、当時、中

② 現実の問題を打開し、未来にむかってすすむことのできる、ものの見方、考え方をもっている。

③ 個人の利益と幸福の追求とともに、集団の利益と幸福のために行動し実践していくことのできる力をもっている。

このような「人間像」を目標にしたとき、同和教育の教育内容とその保障されるべき条件をさらに明らかにする必要があります。

少なくとも、現在の部落のおかれている生活環境は、部落の人々が差別によって市民的権利―就職の機会均等、教育の機会均等、居住移転の自由等が行政的に不完全にしか保障されておらず、なかでも就職の機会均等が保障されていないため、不安定かつ低賃金な仕事につくことを余儀なくされ、みじめな実生活におとしいれられています。このように部落の人々のおかれている実生活は部落の児童生徒の教育環境を極度に圧迫しており、これらの歴史性、社会性の反映と、また、同和教育のとりくみの不十分さとあいまって、部落の児童生徒をして「低い学力」に代表されるさまざまな問題を提起しています。

これらの児童生徒のもつ問題をひとつひとつ解決していかなければ、同和教育のめざす「人間像」は、単なるスローガンにしかすぎないのであり、必要なことは、これらを解決し、教育の機会均等を保障する具体的な過程――即ち教育内容と科学的な方法を明らかにすることが、同和教育の教育内容であるといえます。

二、具体的に明らかにすべき内容

同和教育の教育内容創造を具体的にすゝめていく場合、次の四つが大きな柱として位置づけられる必要があります。

① 「部落差別の現実から学ぶ」こと

学校と高等学校の社会科の教科書に部落の起源に触れたものが出てきて、それをどう評価するのかということがありました。少しその前になるのですが、文部省の「生徒指導資料第三集」の問題とか、国語の教科書にあった「一休さん」の問題、小学校の道徳指導資料のなかにあった「黒いきこりと白いきこり」という教材の持っている問題など、当時の子どもたちが日常的に接している教材のなかにきわめて差別的なものがあり、そういうものを教育内容の全体の問題としてどう取りくむかというようなことがいろいろと出てきていました。確かに、部分的には、これはまちがいだ、といえても、それが教育内容全体をもう一度根本的に見直していくことになかなかできがたいという実情がありました。

一九七一年の六月には、いわゆる第二三回中央教育審議会答申が出ている。これは、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」、いわゆる六・三・三制を見直すとか、幼児学校構想が入れられた答申です。そういうふうに、全同教自身の積み上げてきた方向というものが、どうも何かおかしいという状況が出てくる。一方では制度的状況として、「中教審」の問題があって、教育内容としては、部落問題をわずかであっても書くという積極的な側面と、教科書の差別的な記述の指摘がでてきたということでした。

そのようななかで何とかして抜本的な同和教育の内容の方向転換、新しい方針をうちださないとだめなのではないか、ということが、もともとの議論の発端だったと思います。これは事務局で何回も議論を重ねたことでした。

しかし、初めから、「言語」から「芸術」認識へという四つの分野を考えたわけではありません。ただ、私自身が頭のなかにおいていたことは、先ほどの融和主義的な傾向があるとか、先天的知能指数云々という無茶な報告がでてくるので、一つは認識論とか能力論みたいなものをはっきりさせておかないと、同じ誤ちを何度もくり返すことになるのではないかという危惧がありました。

教育というのは、ある一定の目標を持っているわけですし、そのためには教科の内容をはっきり見定めておかないと、いくら同和教育に取りくむといって従来からくりかえしいわれてきたことです。しかし改めて確認しておかなければならないことは、部落差別の結果生じた部落におけるさまざまな生活上の劣悪さと、部落の児童生徒にみられる教育上の劣悪さを明らかにすればよいということではないということです。多くの部落の児童生徒は、その能力を伸ばす機会と条件に恵まれていないことが、教育上には、さまざまな「低位性」という現象となってでてくるのであるから、その社会的な背景としての部落差別の現実――地域、家庭、学校、広くは社会全体――を明らかにし、部落の児童生徒の能力を育成していく機会と条件を保障していくための具体的な教育内容と方法を創造するための前提条件として必要なのである。

すなわち、児童生徒のおかれている社会的背景を明らかにするということは、すべての児童生徒に教育の機会均等を保障していくための普遍的な原則として位置づけられているのです。

これらは従来から「白書づくり」としてとりくまれてきましたが、地域における部落解放運動を中心とする教員や自治体職員等の民主的運動との緊密な連携の中で、「白書運動」として確立していかなければならない。

② 「だれにでもわかるように教える」こと

同和教育における基本となる柱だといえます。こゝ数年来、部落解放運動との結合のなかで、各地において教育条件の整備がかちとられています。即ち、学校建設や施設設備の改善、三十人学級、促進指導、複数担任制、専科制、補充学級の実施にともなう教員の定員の確保等が、各地の実態をふまえた創意工夫にもとづいて実現しつつあります。これらは、児童生徒の可能な限りのよい教育条件を保障し「学力の保障」のための基礎的条件で

も、実際やっていることは惰念的なことに終わってしまう恐れがあります。学校教育のなかで一番大きなウェイトを占めるのは教科指導だから、それを抜きにしては、親たちは自分の子どもを学校へ通わさないでしょう。だから、その教科指導に抜本的にメスを入れるような、新しい方針を出さなければならないのではないか、ということで、最終的には「言語認識」「社会認識」「自然認識」「芸術認識」という形にまとめていったわけです。

ところが、蓄積が少しでもあって、そこへのっかっていく新しい方針というのではなくて、無から有を生じさせるような、まったくの新規開店のようなありさまでした。当時、同和教育の副読本があちらこちらで作られるようになって、一方でその副読本を使いながら、一方では教科書そのままの授業をするということは、実際の教育内容としては分裂状態になるわけで、それをどう統一するかという問題があり、そのあたりを勘案して、教科毎で立てようかという議論もありました。「学習のおくれ」と「科学的認識」という形をやめて、国語科で、数学科で、どうするかというような方法もあると。そうでなければ、同和教育といったら、生活指導でいかに教師がかかわったか、というような話ばかり出てくる。それは、非常に重要なんだけれども、そこで止まったんでは大変困る。そして、教科指導では具体的な教育内容にふみ込むということよりも、学力保障対策ということで技術的な報告が出てくる、その断層が非常に大きかったわけで、それを埋めるための方針がどうしても必要であったわけです。

ところで、「言語認識」「社会認識」「自然認識」「芸術認識」というのは、一種の造語みたいなところがあって、ネタ本どこにあるのかと、幾人もの人に聞かれたのですが、一生懸命頭のなかで捻り出したものです。そして、最初に大阪の教育会館で、全同教委員会か、司会者会議で提案しています。提案そのものもまだすっきりしていないうちに出されたので、異論が出たというよりは、わからなかったというのが本当だったと思います。あの時、全同教としては、将来的には小学校の七教科・八教科、中学校の九教科を四教科にまとめるつもりで出あります。

部落の児童生徒を中心に、すべての児童生徒に学力を保障するということは、これらの運動との結合の中で、「読み、書き、算」の基礎能力――現実的課題としての、後期中等教育の完全な保障――をはじめ、社会生活に必要な一定の知識と技能等を保障することであるといえます。

これらを保障することによって

(1) 児童生徒が、自らのおかれている社会的立場を自覚するための基礎となり

(2) 将来の進路保障につながる、といえます。

そのためには、児童生徒の基礎的な知識、ならびに技能習得のおくれている原因――上記の①と関連して――を明らかにし、その発達段階に応じ、児童生徒の興味、意欲、要求を基礎に、系統性、順次性に貫かれた学習内容と指導方法が確立されねばなりません。

③ 「生活と結びつけて教えていく」こと

「だれにでもわかりやすく教える」ためには、その教育技術も大切ですが、教育内容が決定的条件といえます。例えば、現行の教科書は「現実の生活」から遊離しているため、児童生徒の興味や意欲をそぐ結果となり、また順次性、系統性がしばしば無視されているため、科学的な思考力を育てることは不可能といえます。またこのような教科書を無批判に使用するなかでは、社会的条件に恵まれている児童生徒だけが、辛うじてついていけ、その他の児童生徒は切り捨てられる結果になってきている現実となっています。児童生徒の興味と意欲、要求を基礎にし、現行の教科書への批判と検討にとどまらず「現実の生活や社会」を直視し、その中で科学的な思考力を育てていくための具体的な教材を創造していくことが必

しているのか、という質問や、これでは教科主義に陥るのではないか、という批判がありました。私たちは教科主義に陥っては困る、もっと教育内容を総合的な視点で見るということがなかったら、本当の意味での同和教育の内容が創れないんではないかというように考えていました。しかし、今からみると、かなり唐突であり、すっきりとは書かれてないのですね。当時は精いっぱい考えて書いたのですが……。

この『年史』の資料のなかに収録されている「部落を解放する教育内容の創造と、学習の保障のために」(資料20—②)は、一度討議にかけた後に書き直したものです。討議にかけて、とにかく基本線を了承してもらい、福山大会で初めて四つの分散会になりました。けれども、いきなり新しい方式を出しているから、四つに分けるには無理な報告書がかなりありました。

ところで、その前に司会者会議で、これを再度討議して、その折、このような議論がありました。とにかく、「四つの認識というのはわかったけれども、そんなつもりで今まで実践してきてないから、現在の教科指導にあてはめた場合、教科のそれぞれが、どれに一番近いかということを、とにかく例示してほしい」ということでした。

私は、「そんなつもりで出してるわけではないから例示しない」と言ってがんばったわけです。けれども最後に押しきられて、「例えば……」とか、「中心的には……」とか、「主として……」という言葉で教科の領域を例示しました。「言語認識」のところに、主として国語、社会などの関連教科と書きました。「自然認識」も数学と社会科の地理分野というように、とりあえず例示しました。そうすると心配していたとおりに、国語だったら「言語認識」に行く、音楽だったら「芸術認識」に行くといったように結果としてそうなったわけです。当初はそんなことを考えていたわけではなく、どの教科領域でも、それぞれがこの四つの認識をねらってやるものなのだ、ということが、もともとの提起であったわけです。それが充分に説明できないままに結局、現在のような形になっていることからみれば、やはり問題があったと思います。

要です。

④「同和教育の副読本、資料等を活用していく」こと

各地で、同和教育を推進するために、各種の副読本や資料が作成使用されています。これが、単に現行の教育内容からおちている「部落問題」を補うという意味だけでなく、上記の①②③の視点をふまえたものでなければならないし、教育内容の批判検討と部落問題の解決につながる教育内容の創造への発展性をもったものとして作成され、使用されていかなければなりません。

上記の①~④の柱は、おのおのが欠くことのできない重要な課題であり、また、統一的に把握されたとりくみが全ての教科領域、全ての教育の場ですすめられなければなりません。

三、「科学的認識」の内容

全ての教科領域を通じての同和教育といわれていながら、現実には学力促進指導としては国語・算数(数学)英語が中心であり、部落問題や社会的な問題の学習の場としては、国語・社会・特設道徳・特活・映画演劇の鑑賞等が活用されています。しかし、これらが必らずしも総合的にすすめられているとはいえません。即ち、教科領域間の関連性が弱いために教科主義に陥ってしまい、十分な成果をあげえないことになっているのではないかと考えられます。

全同教としては、これらの欠陥を克服するために「児童生徒の側」から、教科領域を総合的にみていくことを提起しました、即ち、児童生徒のもつ能力は教科領域毎に分類されるようなものではなく、もっと総合的なものであること。また、各教科領域はおのおの独自の「目的」をもったものであるとともに、児童生徒のもつ「能力」を総合的に、しかも最大限にのばしていくことからみれ

るわけです。

当時はまだ、国語や社会科だったら同和教育やりやすいけれど、理科や数学で、どうやってやるのだ、というような議論がありました。そこで、全教科領域ということをうちだした限りは、少なくとも、それに見合うような新しい方針を出したいというのが、お互いの気持ちのなかにあったと思います。「社会認識」ということば一つを取ってみても、教科にどうつなげるということを、ていねいに、しかも何とか新しい方向を出したいということだったと思います。現在であればもう少し丁寧に、「社会認識」とは何かを説明できると思いますが、当時はそこまで能力も無くて、あの程度のものしか出せなかったというのが本当のところです。

〈稲垣〉 それでは、何か補足することがありましたら。

〈大同〉 流れは言われた通りです。大津大会まで、「学習のおくれ」の分散会をしても、結局は対策に関する報告になっていました。極端な場合には、「障害」児が「障害」があるがために普通学級の子になかなかついていけないがどうすればよいか、といったような話が報告されたりしていました。我々が望んでいたのは、部落の生徒の学力をどうするんだということだったのですが。その後、「障害児教育」分科会を独立させたと思います。対策的なことばかり追われているけれど、学力をつけなければいけないという具体的な問題に迫られており、これをきちっと取りあげないわけにいかないということで、事務局であれこれとかなり熱心に、積んだりくずしたりしながら話し合ってきたと思います。

一時期、認識力をつけるだけでなく、実践力をつけなければという話が出て、「認識」の下に、「活動」とつけて原案にしたことがあります。そしたら、「社会認識・社会活動」となって、「社会活動」とは何を求めているのかという疑問が出ば、その「目的」は「手段」であるといえます。

換言すれば、児童生徒の「能力」をのばすために、各教科領域の「目的」がどのような機能をはたすのか、即ち、現行の教科領域は一体何のためにあるのかを改めて考えなおしていく必要があります。その中で、各教科領域の機能の関連性を明らかにしていくことを提起したわけです。このことは、教育の本質にかかわる重大な課題であります。

児童生徒のもつ能力は総合的なものであるという観点にたって、その具体的な内容として、「言語認識」「社会認識」「自然認識」「芸術認識」を総合的に教育の場で保障していくという仮説をたて、教育内容の創造にとりくんでいく方針であります。勿論、これらの四つの認識は並列的なものではなく相互が関連しあい重なりあっています。

さらに、四つの認識の具体的な内容を明らかにしていく柱としては、先に述べた三の①~④を設定しとりくんでいくことにより、すべての児童生徒のもつ能力をひきだし育てていくことになるのではないかと考えます。

また、ここで使用している「認識」の意味は、単に知識を与えるということだけではなく、これらを基礎として「論理的思考」と「創造性」にもとづいた「実践力」にまで高まった段階の「能力」をさしていることを付記しておきます。

①言語認識

「聞く、話す、読む、書く」の基礎的な能力をつけることは極めて重要であり、「思考能力」の決定的要素であります。部落の児童生徒は、おうおうに語いが少なく、また「論理的思考力」に欠ける点があると指摘されています。

これらは、「同和教育をめぐる情勢」の中でも述べたよ

て、また急いでとり、「認識」というのは実践力も含んでいるというふうに説明するとかというように、意見が出たらその都度、議論しては、補足をしていったと思います。さっきからくりかえして言われているように、部落の子どもたちの全体的な発達をはかりたい。統一した形で教育内容を創造していけるようにしていきたいということが、教育内容を四分野に分け、これを構造的に把握しようとしたねらいがあったと思うんです。しかし、司会者会議等で議論すると、「言語認識」は国語の分野だなあと、そこへすうっと結びつけられてしまう。結局、何かこちらも勉強不足、説明不十分のままということは免れなかったと思います。

〈中野〉本質的には現行の教育内容の批判でなければ、ということが、念頭に強くあったと思うんです。先ほどの教科書問題ということで、差別的な教材や記述があったということと、初めて歴史分野に部落の歴史が載ってくるという状況のなかで、教師本来の力量をまさに教育内容の分野で発揮すべきとはいうが、結果的にはいちばん弱い分野になってしまっている。その弱いところは悄念で補ってるという、現状からの脱却ということが迫られていた。そういう意味で、教育内容にもっと強くならないといかんということから、順次性と系統性ということばも使ったのです。順次性というのは、教材の順次性で、系統性というのは科学の体系をいってるわけです。それを起点におきながら、もっと具体的な同和教育の教育内容を創造したいという発想だけで、組み立てたと思うのですけれど……。

〈林〉いろんな教育研究活動があると思うけども、こういう認識の四領域という形で、教育内容をくくっているのは、全同教だけですね。素朴な疑問として、「自然」とか「社会」は「認識」としてわかるけど、「言語」や「芸術」ということになると、これはむしろ活動ではないかという言い方が現場にはある。

〈中野〉つまり、「科学的認識」と従来から言ってるのですが、その場合にも、ただ問題を知識として知っているというだけのことではなかった。しかし、そのうに、部落の人々に市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないという歴史性、社会性の反映として正しく把握されなければなりません。

また、これらの現実を正しくふまえての保育所や、幼稚園等での就学前教育の内容と体制が、きわめて不十分にしか保障されていないことの反映でもあります。

言語の習得は、「聞く」ことからはじまり、「話す」「読む」「書く」の順序でおこなわれ、それが、また相互に関連しあって言語能力が発達していきます。各段階において一定のつみあげがなくて次の段階にすすむ場合には、抵抗が強くなるのは当然のことであります。教育内容として、これらの順次性、系統性が貫かれるならば、児童生徒の言語生活は豊かなものになり「論理的思考力」「創造性」を育てられるのではないかと考えます。「言語認識」は、以下の三つの認識の基礎となるものであります。

～主として、国語・社会等の多くの関連教科での教育内容をあきらかにしていくこと。

②社会認識

部落問題を中心として、現実の社会にあるさまざまな矛盾を児童生徒自身の生活課題としてとらえさせなければなりません。

従来から「身のまわりの問題」を教材化するとりくみがありますが、その意味を改めて確認する必要があります。即ち、部落の児童生徒にとっての「身のまわりの問題」とは「部落問題」そのものであり、部落出身でない児童生徒には「身のまわりの問題」を「部落問題」との深い関連の中で把握させていくことでなければなりません。このようなとりくみの中でこそ、「生活課題」に基盤をおいた集団意識が形成されていくのではないかということです。

具体的な中身となるとあまりにも漠然としているのではないか。

そのことが毎日の教科の実践とどうつながるかということがあいまいなんですね。そこをきちんと一定のつながりをもったものにすべきだというところから考えたものです。だから構造的といったのは四つの並列ではない。「言語認識」を土台において、上に「社会認識」と「自然認識」を、それが総体として自分のものになった時に「芸術認識」なんだというふうに説明はしてたのですけれど、あとから文書を読んでみるとそういうふうに書いてないですね。口頭では言ったつもりでしたが。

〈石田〉第四回大会で、和歌山のいろいろな分野の民間組織の成果を吸収しようとして、同和教育の一つの転機になったことがありますね。この論議の時にも、参加してる人たちが全体像を求めていたが、それ以前にそれぞれの実践のなかで吸収したものが一定度あったのではないか。たとえば「言語認識」という場合でも、「生活綴方」は、同和教育のなかで一定の役割を果たしたと思うのですが、単に生活の事実に目を向けるだけでなくて、その事実のもっている意味を考えるという発想が積み重ねられてきてました。だから、四領域にはそれを積極的に受けとめようという面もあったと思う。ただ、これを広げるという点でみると、やっぱり、初めとっつきにくいということがあった。基本的な課題として、そういう全体像を整理して問題提起していくことも必要だと思います。全同教の戦後の歴史的流れと少し重なりあってるようなので、そのへんの整理も少しいるかと思うのですが。

〈中野〉確かに作文教育は戦後の同和教育のなかで大きな役割りを果たしてますよね。さらに、六〇年以後からは『にっぽんご』というのが出てきたり、遠山啓さんの「水道方式」というのが出てきて、そういうものを同和教育における学力保障や科学的認識というところに位置づけなおしてきていることは事実です。そういう意味では、民間の教育運動で作り出された成果のいい面を、同和教育のなかに取り込んでいくという役割りは確かに果たしていると思いますけれど。

しかし、現行の教科書の教育内容では、中学校社会科「歴史分野」に部落問題が一部記述されたとはいえ、極めて困難であるだけでなく、逆行する内容となっています。

そのためには、「部落問題」を教材化し、学習することは当然のこととして、「部落問題」をきびしく現存させていく現在の社会全体に対する科学的な「ものの見方、考え方」を育てていく教育内容の創造が必要であります。

～主として、社会・国語・道徳・家庭・特活・視聴覚教材等の内容はどうあるべきか明らかにしていく。

③自然認識

現実の社会に対する正しい認識を育てるためには、上記の「言語認識」「社会認識」が必要であることは先に述べた通りです。さらに、自然科学における科学的な真理・法則についての正しい理解が必要であり、「筋みちをたてて考えていく」ための十分な教育が保障されなければなりません。そのことが、現実の生活を正しく分析し問題を把握していくための条件ともなります。これらは、従来の同和教育のとりくみの中では最も弱い分野であります。これらのとりくみを強化し教育内容を創造していくことは「じっくりとものを考え、行動していく」能力を育てていくこととも深く関連しているものであります。

～主として、理科・算数（数学）・社会科（地理分野）等の教育内容は、どうあるべきかを明らかにしていく。

④芸術認識

「言語認識」「社会認識」「自然認識」が基礎となる課題であります。現在の教育の最大の欠陥の一つとして、児童生徒の創造性を育てる内容が極めて乏しいことがあげられます。自然や社会や人間についての科学的で人間的にゆたかな正しいものの見方、考え方、感じ方を育てる

〈大同〉子どもの現実をしっかりふまえて、それを教育としてどう考えるべきかという点を前提において、どういう実践を展開したかということにならないで、悪い意味での教科主義にだんだん入っていっているのとちがうか、という懸念があって、そこのところをはっきりさせたいという気持ちがありました。

〈中野〉この提起のなかでは、一つは、「部落差別に学ぶ」とか、「子どもの低学力はどこから出てくるか」ということをはっきりさせないかん。二つ目には、物的な条件の整備、あるいは子どもの社会的な自覚ということも含めて、「だれにでもわかるように教える」とはいったいどういうことかをはっきりさせよう。そして、同時に、「生活と結びつけて教える」というのはどういうことなのか、いくつか前段に出していたわけです。ところが、どうも前段の部分の影がうすくなって、「科学的認識」の内容という後段の四つに分けた部分だけが勝手に一人歩きをしたような感じです。全同教がそれ以降出してくる提起や資料も、前が省略されたからではなかったかと思うのです。そうすると、途中から参加してくる人にとっては、四つになっているということが、まず既成事実化しているところに立たされてしまう。なぜそうなったのかという議論へ常にかえっていかないと、いくら画期的な提起といえども、形骸化すると思います。

ところでこの四認識も、もう一〇年以上も続けてきているわけです。福山大会に続く大阪大会からこの方式に本式に切りかわっていって、奈良、高知へ引きつづいていった。県同教の段階でも、教育内容については、今ほとんどこの方式になったんではないですか。その意味で、一〇年間とにかくやった蓄積をもとに、総括をきちっとする必要があるのではと思います。

〈門田〉今ようやく県同教レベルで、そういう発想なりとらえ方を提起することができるようになった。広島などは混乱して、第二三回大会そのものが一ヵ月余りの準備でやり、従来と全くちがった報告がでてきて、あれくらい事務局が自信を失ったことはない。そのあとを構築するのに八〇年代までかかっている。

ためには、創造性を育てていくための教育内容とその教育の機会が十分に保障されなければなりません。

関連教科を通じて、ゆたかな感覚や表現や創造のためのすぐれた技能を保障していくとともに、これらと関連して社会生活における矛盾や問題についても鋭い「感性」でもって、問題の本質を把握していく能力を育てていく教育内容の創造が重要な課題であります。

～主として、音楽・図工（美術）・技術（家庭）・国語の文学作品等の教育内容はどうあるべきか明らかにしていく。

以上、四つの認識の概略を述べましたが、これらは、部落問題の完全な解決をめざす教育内容の総点検と創造のために提起したものであり、十分な検討を願いたい。

参考資料⑧

「指導要録」に関して

（一九七四年「進路保障」研究会のために事務局がまとめた資料より）

(1) 現行の「指導要録」について

㋐ 現行の指導要録の様式と記入方法は、現在の教育指導に役立っておらず、たとえば、「行動および性格の記録」の評定は、「三段階絶対評価」をおこなうことになっているが、その評定なり「所見欄」の記述は、個々の教師の主観によるものがきわめて多い。

こうした指導の手がかりにもならない、不充分な記述のものが、「極秘文書」扱いにされて学級担任以

でも、従来の能力主義とか体力主義、技術主義を、方向的にまちがってるんだと、現場でとらえられるようになったことは、評価しなければならないだろうし、この問題だけの総括は、きちんとしておかないといけないと思う。

もう一つ、あれ以降、教科を通じての創造性とか感性というものを実践のなかで大事にとらえられるようになったのは事実です。それまでは、創造性や感性について発表する先生の主観はあっても、子どもの教育内容をとらえる観点としては非常に弱かった。それまで書道とか音楽、美術の先生がお客さんだったのが、「芸術認識」のとこでは主役にならざるをえなかった。あれは随分と革命的だった。

〈林〉子どもとどうとっくみあうか、ということがなくては教師も教育も変わらない。しかし、教科指導を、子どもが変わるということと何のかかわりもなく、ただ教える、覚えさせるという角度からだけで取りくんでいること自体おかしいということ。そのことを全同教は大切にしてきたと思う。

〈稲垣〉最後に、この時期に「学習指導要録」の問題が進路の問題と重なってかなり話題になっているんですが、そのことについても、ちょっと触れていただきたい。

〈石田〉ちょうど七一年に「学習指導要領」が変って、当然「指導要録」の形式が変わってくる。その場合に、学習というのは必ず評価が伴ってくる、評価の視点を高めることは、教育目標を高めることと重なりあっています。学習の記録という欄は、「指導要領」の教育目標と見合っている部分ですが、そういう内容的なものを再検討しようという動きがでてきた。もう一つは「壬申戸籍」のことで、かなり敏感になっていたということがあって、その「指導要録」自身が社会的役割りをになっている、という自覚が生まれつつあった。それにもかかわらず、内容が未点検のままで教師が書く内容がずさんであれば、差別的に書いたつもりはなかったといっても、社会的には「壬申戸籍」と同じような役割りを果たすのではないか、ということが取りあげられてきた。そういう教育外の目にふれにくいものとされている。

そのうえ実際の教育指導には役立てられないものが、20年間も公簿として保存され、教育とはなんら関係のない就職、結婚といったことには、証明書発行原簿となって外部にしらされるというきわめて不当なことがおこなわれてきていた。

指導要録に記載されている内容は、外部に対して公開されるべきものではなく、絶対に公開されてはならない。厳重に保管管理すべきである。

かりに、進学・就職にさいしての調書に相手側から本人の短所、欠点などについての記載がもとめられても、それに応じないようにすることが重要である。

① 現行の指導要録には、いわゆる学籍にあたる欄と、行動・性格の記録や学習の記録（それぞれに評定と所見を書くこととなっている）などを記載する欄とがある。

学籍にあたる欄は、教育指導に関する記録などを記載する欄とは、一応別に扱うべきもので、基本的には、学籍にあたる欄には、その子どもが在学した事実が示されていればよい。

(2) 「教育指導に関する記録」について

㋐ 「行動・性格の記述」は、ほんらい子どもの発達上、指導上重要な意味をもつ。ここでは、とくに「所見欄」で、具体的に書くことが、教育上は役に立つ。ただし、ここに記述されるべきものは、児童・生徒が成長し、発達していくうえでの必要な事項に限るべきである。現行の「行動・性格」についての「三段階絶対評価」方法はやめるべきで、また、現行では、評定Cをつけた生徒について、「特に指導を要す

目標をどう掲げるかということと、教科の内容をどうするかという問題と、それが将来的に進路保障とどのようにつながるか、ということの要みたいなところに「指導要録」が位置してる、というのでやりだしたわけです。私たちも京都で到達度評価とあわせて、府教委に見解を出させたりしました。

〈大同〉一九七四年六月、埼玉県で開催した進路保障研究会の際に、特に「指導要録」に関する分科会を設けています。そこでは、これまでの「指導要録」はどのような社会的機能と役割を果たしているのか、「指導要録」を改訂していく意義は何か、教育指導のための記録とは何かといったことが、課題として提起されています。なお、事務局は「指導要録」に関する資料をまとめています。

〈中野〉府県ではそれなりの取りくみがあったんではないですかね。京都では、そのことをめぐって府教委が通達を出しているとか。あるいは現場から基本的に運動が起こったんですけれど、例の到達度評価を積極的に取りあげると、行政もその研究を推進する役割をになうというふうな一連の動きが、この前後から展開されています。そういう時期にあたっていたので、「指導要録」が教育上の全般の問題を集約した要素をもつものとして問題にされたことは事実ですね。

大阪の場合は指導の継続性を「指導要録」に求めないで、それよりも外部証明の原本とされていることを警戒した。だから、「指導要録」の評価、評定に関するものを「指導カルテ」に移しかえていったわけです。だから形骸化路線みたいな格好で進む。「指導要録」との関係で、京都の到達度評価は、絶対評価に対する大きな問題提起で、学力論も入っています。取りあげ方が各地でバラついていて、全同教でそれをまとめて提起したというのはあまり記憶にありません。

〈大同〉結局は文部省の示した形式にそっているのだが、一応、府県なり、また、地方の教育委員会がその様式を定めることになっているから、対応するのも個々まちまちでまとまってないですね。文部省との接渉の時には、少なくとも、記載された事項をまるまる証明に使ったりすることのないように、徹底した者」として、その内容を「所見欄」に記入することになっているが、この記入は禁じなければならない。「行動・性格の記録」は、一人の教師の判断によるものでなく、数人の教師が集団的に討議した結果にもとづくなどの努力が必要である。

④「学力の評価」を記入する「学習の評定」欄は、学習の到達目標に対してどうかという基準で評定されるべきである。つまり、学習の到達度が児童・生徒にも、父母にも、教師にもよくわかり、児童・生徒にとってははげみとなり、教師にとっては指導方法の改善に役立ち、「教育行政」にとっては教育条件改善のための資料となるようにしていく必要がある。

さきにものべたように、「学籍」に関する記録と、教育指導に関する記録とは別に扱われるべきであり、その記載内容は、教育指導の上のみ生かされるものであって外部に公開されてはならず、管理を厳しくしなければならない。

(3) 上級学校進学に際しての「内申書」に関して

文部省が、指導要録の成績評定の表現に関して、「あらかじめ各段階ごとに一定の比率を定めて、児童にそれを機械的に割り振ることのないよう留意すること」としながら、高校入試の内申書では、どうしても「相対評価」方式を採らざるをえない通達をだしている矛盾をあらためさせなくてはならない。

てほしいと要請してきた程度ですね。

今日の教育をめぐる状況と同和教育運動の歩み

〈川向〉全同教東日本大会（一九七八年）に至るまでの全同教の歩みとその意義といったことを中心に報告します。今後の同和教育運動の展望については、先生方にぜひ共通で出していただきたいと思います。

この東日本大会には、「特別措置法」後期五ヵ年のさまざまな集約が、かかってきていたのではないかと思います。国内の情況は、一九七二年のオイルショック以後のいわば経済的な再編成・高度経済成長政策の破綻という問題が一つあります。そして、先ほど林先生から、部落解放運動が「特措法」以降、躍動する状況のなかで、さまざまな問題を切りひらいてきた前期五ヵ年のことが報告されました。それに連なりながら同和教育運動も大きな教訓を積み重ねてきたと思います。それに対する攻撃、抑制という力が、この時期に働いてきており、例えば、教育条件でいえば、三〇人学級とか、推進教員の獲得とか、あるいは同和養護という形での養護教員の獲得とか、そういった条件整備の問題があります。また、教育内容ということで、一九六〇年、奈良の『なかま』、一九六七年の『はぐるま』、七〇年の『にんげん』などに象徴される副読本、各市における自主編成運動ということで、検定教科書を越えた、さまざまな教育内容が築きあげられてきています。あるいは、部落解放運動のなかで、自己教育という形での活発な動きが文教政策への鋭い批判となってきたといえます。

また、進路保障という点で、「統一応募用紙」の制定、「指導要録」の改訂などを推進してきた同和教育運動が、部落解放運動との結びつきのなかで築きあげてきたものがあります。そういった成果に対する抑制という力学が出てくる。それは、体制側からの、戦後教育体制の見直しという情況と重なりながら動い

参考資料⑨

子どもがこころを解き放つとき
――「五・二二盟休」の教訓から

西口敏夫（五代目委員長）
（一九七六年九月一一日、兵同教・神戸市同教合同大会でのあいさつ）

ただいま紹介をうけました全同教の西口でございます。さて、私たちは「同和」教育をすすめているわけでございますが、部落を解放する教育というものが民主教育のもっとも中核であるということ、そのことを肝に銘じて、日々の教育実践をやっていただきたい。日本のほんとうの教育というものをつくりだし民主教育をすすめていくためには、「同和教育」「解放教育」をおいてすすめられないのです。そのことが中核であり、基本であるわけです。

ほんとうの日本の教育、国民教育を創造するために、そうしてそのことがひいては部落解放、さらには全ての国民の幸せを築く基本であるということをしっかり踏まえて、ともども精進しあっていきたいと思います。

しかしながら皆さん、この教育をすすめていくうえにいろいろの妨害があります。解放運動や部落解放をすすめていくための教育実践、それらに対し幾多の妨害があ

てきていると思うわけです。そういった情況のなかで、全同教運動もさまざまなところへぶつかりながら、動いてきたという感じを強くもつのです。

先ほど、林先生から、「特措法」、「同対審」答申をめぐっての評価の対立について話されましたが、この後期五ヵ年の時点でいいますと、第二六回大会直前の八鹿高校の問題、これが大きな影響を与えてきたことは否めません。

また、一九七六年に全国で約一〇万の子どもたちが同盟休校に入っていったわけですが、「狭山」問題を教育課題にするというその評価をめぐる問題がありました。そして、それらの部落解放運動の興隆、狭山闘争の発展、各地の同和教育運動のひろがりの反映として、東日本大会という形になりました。そういった情況が切りひらかれていったのではないかと思います。これがちょうど、一九七八年でして、「特措法」一〇ヵ年の締めくくりの位置になるわけです。そういう意味でも象徴的であったのではないでしょうか。それを受けて、翌年の福岡の「部落解放の源流へ」ということで、再び原点に立ちもどっていきます。第三二回大会では、全同教の遺産の確認ということで、今日もたれているような『三十年史』をまとめていくという動きが出てきたというふうに思うわけです。

一、東日本での教育労働者の目覚め

私自身が、初めて全同教大会に参加したのは、第一七回大阪大会でした。一人で大会に参加して、地元埼玉に帰っていった時に、その落差を非常に強く感じたわけです。県内の同和教育の研究会に行きましたら、例えば、祝日には「日の丸」をあげる、これを同和教育の一環としてやっている、あるいは、福沢諭吉の「天は人の上に人をつくらず……」というスローガンを、各戸の玄関に張っている。そういうことを同和教育という形で、教育長や教育委員会の人たちが得意気に話をしている。そして、実践の場では「顕現教育」、または「顕示教育」という、いわゆる部落問題を出すか出さないか、それこそよく聞かないとわかりました。しかしながら、すでに皆さんもきちんと踏まえていただいていますように、いくら妨害があっても、迫害があっても、私たちは部落を解放するためのほんとうの教育をすすめていく、この運動をすすめていく決意でおります。

「もう差別がない」といいふらして「解放教育」「同和教育」の実践を邪魔しようとする、実践させないようにする、あるいは「もうそんな教育は必要ない」とかいろいろなことが出てきています。たとえば、「同和」教育をすすめる中で「教育の中立性」だとか、そういうことをいいふらすものがいます。最も露骨に文部省はそのことを「同和教育資料」として出してきました。私は三日ほど前に部落解放同盟と全同教とで、文部省と交渉しました。

「教育の中立性」ということについて、いろいろ言われてきたので、そのことに眩惑されて、「中立でなけりゃいかん」という心配をし、あるいは方向をまちがい、あるいは自分のすすめてきた道は、まちがっているのではないかと思ったりすることが、方方で出てきました。私たちの方向の邪魔をし、楔を打つ、この「同和教育資料」について、私は文部省と激しくやりとりしました。文部省がついに「この資料は指導性も方向性も、そういうことをなにも含んでいない、文部省がずっとそれなりの同和教育と共に歩んできたということの、足跡を書いただけのことであります」

だから「各府県ではこのことを参考にしてもらわんでもよろしい」ということを明確に言質としてとりました。

しかしながら皆さん、文部省からそういう言質をとっても、それが各府県に渡ってくると、この「資料」は教

らないようなことばだったわけですが、そういった官製同和教育が、民間の教師の動きよりも、教育委員会の主導により進められている事実がありました。教師たちに、これでいいのか、という形で投げ返されていたといえるでしょう。

それから、もう一面では、解放運動もこの時点から組織的に取りくみはじめた狭山闘争ですが、地元関東における象徴的なできごととしての狭山事件を、教育課題として見のがしていいのかどうか、そういった問題が東日本の教師たち、とりわけ埼玉の教師たちをゆさぶった、といっても過言ではありません。非常に外在的なところから出発せざるを得なかった。つまり、教師が部落に足を運ぶところから取りくむという内在的な形よりも、むしろ、部落解放運動に刺激されながら、重い腰をあげていくという構造であったように思うわけです。

この時点より以前に、独自の取りくみを展開していたのは、長野県です。地域的な状況もあって、あまり目立ちませんが、差別事件を教訓としながら着実な動きをしていたことを、見逃してはならないでしょう。また群馬県でも、倉渕村における実践が、点のように存在していましたが、これらを大きな力にすることは、なかなかできない状況でした。

私は、月刊「同和教育」の創刊号からの読者ですが、その購読者にしても、埼玉で一人、東京で数人という時代がかなり続いたと思うのです。教師のなかの部落解放教育への取りくみの内在的な必然性がなかなかみえなかったし、全同教の遺産や教訓というものが、全同教大会の場で出されても、それを持って帰って地元へ根づかせていくといったことができなかったわけです。大変距離があるということで、少数の先生方が悩んでおられました。

同時に、東日本でようやく同和教育に取りくみはじめた頃、「同対審」答申、「特措法」の評価をめぐる路線の対立、「矢田教育差別事件」、そして「八鹿高校問題」などを、直接的に政治問題とする地元教組運動のあり方が先行したために、部落解放運動と結びついて進めていくことが、なかなか困難であった。東日本の同和教育が遅れて動き始めたという情況のなかで、これがかなりの影響を与

育委員会が「教育の中立性」のためといって「同和」教育のすすめ方を邪魔してくることになる。「同和」教育は部落解放運動と表裏一体ですすんできたのです。部落のおばちゃんと、部落のおっちゃんと同盟と、そして運動をすすめてきた人たちとが、がっちり手を握って、「同和」教育というものをすすめてきたのです。教育と運動とががっちりとスクラムを組んで連帯してすすめていく、このことこそ「同和」教育の命なのです。

みなさん！　部落の人たちと、部落解放を願っている部落解放同盟と手を切って、どうして「同和」教育がすすめられるでしょうか。

みなさん、もちろん教育は中立でなければならない。しかしながら、それは、権力からの不当な介入を許さないという一点でなりたつことです。そうして、働く国民の切実な教育要求にこたえていくことが民主教育の使命です。「同和」教育というものは、部落の人たちと手を結んでいくというそのことに、ほんとうの原点があるのです。ほんとうに部落解放の教育は、部落のおばちゃんやおっちゃん、部落解放めざし半世紀にわたって運動しつづけてきた運動体とがっちり手を結ぶ、そのことで発展してきたということをしっかりとらえてもらいたい。そして私たちが部落問題を正しく理解する、ほんとうに部落問題を正しく理解するという方向の学習をしてもらいたい。

自分自身が部落問題を正しく理解しているかどうかと問いただしたら、皆さん、部落問題を理解していたと思っていたけれど、なかなか理解していないなあというふうな場面にぶちあたるのです。いま解放運動は狭山の闘いに真正面に取り組んでおります。どうしたって、無実の者が死刑だとか無期懲役とかで罰せられるということ

えたことは、否めません。

しかし、私たちが、一九七三年に全同教に加入させていただくなかで、先輩たちの積み重ねてきたものが、非常に大切なことだということ、つまり被差別部落に足を運びながら、事実や実践に基づいて進めていく必要があるという形で励まされたという気がしております。

私どもが、東日本として、三ケタの人数で全同教大会に参加するようになったのは、一九七四年の高知大会、あるいは、一九七五年の熊本大会からであったと思います。ですから、全同教に関わり、参加させていただき、それが地元の同研の実践や運動に大きな影響を与えることになったのは、一九七四年以降のことであったと思っているわけです。

一九七五年の熊本大会での議長総括には、いくつかのことが提起されました。一つは「基礎学力と解放の学力との統一的把握」ということが出されました。東日本でも、やはり基礎学力を形成していくことが何よりも大切なのだ、という形で、「解放の学力」と「基礎学力」を分離してとらえる、いわば二元論的なとらえ方をしていたのですが、総括では、そうではないのだ、ということ、統一的な把握が必要なのだ、ということが出されていました。

二つめは、「差別の現実に学ぶ」ということから、地区で抱えているさまざまな融和主義の解決を取りあげていく必要があるということ、そこから、二〇坪の教室から出ていく、という運動と教育の結びつきという原則が出されて、かなり大きな影響を与えられました。

また、この大会では、論議の中で「言葉主義の克服」という問題、あるいは、教師の「代行主義を問う」、という問題が出されました。「代行主義」とは、一つは政治的な立場を代行する、二つめは運動的な立場を代行するというものです。解放運動がようやく動き始めたところでは、教師が運動を代行するということがいわば平然と行なわれていたし、ことばだけで、実践抜きに政治的立場をオウム返しに繰り返すという「代行主義」が、かなり気になっていました。私見でになったら、日本の国はまさに暗黒である。無実の者は罰せられないという世の中をつくるために、私たちは闘っているのです。しかもその闘いに、ついに子どもたちは同盟休校という形でもってたちあがりました。五月二十二日にです。このことを、どう見るのかで意見が分かれる、親たちも悩みました。しかし正しいとみるか、間違いとみるかという以前に、まず教師の日常のことを考えてほしいのです。同盟休校に立ちあがった部落の子どもがどんな想いで立ちあがっているかを考えてみてほしいのです。それを第三者的立場で論評する以前に、部落の子を預かっている現場の先生として、日常、部落の子はどういう扱いをうけているかを考えてほしいのです。

ふたつ、みっつ話を具体的に出してみたい。「同盟休校したら字おくれる」という。土曜日四時間学校へ行かなかったために、大騒ぎするほど字おくれるだろうか、教科がおくれますのか。風邪ひきで三日、四日休むこともあるだろう、「字おくれる、字おくれるのが心配だ」というなら、遠足や運動会の教育的意味を確信もって答えられなくなってしまう。運動会の前になったらどういうことになっているのか。

私のところでは、運動会が始まるといえば、十日間ほどというもんは字を勉強せんと、ダンスなど、運動会の練習を毎日昼からやっている。そんなときには字おくれると、ちっともいわないで同盟休校をするという、そのときだけ休んだらあかんという。字おくれるという。おかしいと思いませんか。

小・中学校では授業日数は二百四十日か、二百四十五日でしょう。百二十何日は休みでしょう。

みなさん、学校へ来てもノートを開かなかった生徒が、同盟休校によって隣保館へ行って、「カズオがこんなに勉

すが、そういった意味あいで、二つの「代行主義」を問うということがあったように思われます。これは、八鹿高校問題が前年度にあり、その総括という形で出されたと思うのですが、東日本にとっても、かなり大きな励ましになったのではないでしょうか。

二、同和教育運動への政治的介入、及び抑圧のなかで

一九七六年に入ると激動の年にあたるわけです。（参考資料⑨を参照）

一つは「狭山」問題が一・二八、五・二二、一〇・三〇、という形で、集中的に取りくまれるのに対して、文部省からは、一九七六年四月に「同和教育資料」なるものが出されました。これは明らかに、同盟休校を射程に置いた上で出されたもので、「教育の中立性」ということが、そのなかで強調されていました。文部省は、一九六九年、七〇年に方針案を提示したけれども、各地からの厳しい批判によって撤回せざるをえなかったということがありました。それが一九七六年になって、全同教と事前に話し合うという約束を破り、単なる資料だ、といって出してきた。ところが、翌年には国会答弁として、諸沢初等中等局長が「あれは通達である」というふうな形で変ってきているわけです。明らかに文部省としても、「狭山」問題に対する対応策をうちだしてきたわけです。

同時にこの年、進路保障に対する逆行現象がはっきりと現われてきました。例えば、大阪地裁が「近畿の統一応募用紙は不備である」、つまり、あの用紙では、企業として判断しにくいという判決を出した。同様に、福岡高裁では、「戸籍謄本を請求するということは、就職試験の際に必要なのだ」という形でこれを是認するということがありました。

こういったことは、今までの同和教育運動が築きあげてきたものに対する明らかな後退現象と言わざるをえません。また、主任制度化強行実施、という形で教師に対する締めつけが厳しくなってきた時期でもありました。

強してんや。おれたちも勉強せなあかんのや」いうことを聞かされて、その子が月曜日に学校へ行ったら、先生に言われなくてもノートを開いた。

またある子は、学校へ来ない、いわゆる長欠生です。先生が何日も何日も、何べんも何べんも、学校へこい、学校へこいといいに行かした。ところが、学校へはきません。そんなとき、あの五月二二日の朝、「こらお前、おいらといっしょに行こ。今日、学校へ行くのとちがうねん。隣保館へいくねん」いうてさそわれて、その子が隣保館へ行った。そうして、ここでもやっぱりカズオ君のことを聞き、部落の生徒というもんは、どんなにせなあかんかということを話し合いするなかで、その子は月曜日から学校へきだした。先生が何べんも何べんもよびに行っても、学校へこさせることができなかった子が、隣保館へ土曜日半日きただけで、学校へくるようになったのです。

みなさん！　この子どもが、「先生、今日時間短かったなあ」といいながら隣保館で、英語とか数学とかを勉強した。そのなかで、子どもが、「先生、今日時間短かかったなあ」といったのです。公教育やナニ教育やらいうてる人がいなさるけれど、子どもに「今日時間短かったなあ」と思わせる授業を、ようやってますか。「はよ鐘なったらええがなあ」と子どもが思うような授業があるのではないですか。子どもがなぜ変わるのかを、この同盟休校のとりくみが端的に示しているとしたら、現場の教師の日々の授業を真剣に考え直さねばならぬことが問われていると思うのです。

五月二二日から二十日間ほどたったころに、G中学校の生徒がK中学校になぐりこみに行った。これは新聞にものりました。中学校の生徒が隣の中学校へなぐりこみ

この年は第二八回兵庫大会にあたるわけですが、兵庫の県行政の方針変更を受けて、さまざまな後退現象が現われてきて、直接的な介入と抑圧のなかで、大会を開かざるを得なかった、ということを聞いております。兵庫県のそうした同和行政の転向というものが、全国的な後退現象の先取りとして現われており、それ以後の全国的な同和行政に重大な影響を与えたと判断しています。

この大会の特徴としては、特別報告として、「先生、ナワを貸して下さい」がありました。一人の子どもにかかわること、そしてそのことからまわりの子どもたちを変えていく、教師自身が変わっていく、そういうことが淡々として語られたわけです。政治的に厳しい状況のなかで、一人の被差別部落の、しかも「障害」をもった子どもにかかわりながら、教師自身が変わりつつ、まわりの子どもたちを変えていこうとする報告が、新鮮なおもいで参加者の胸に響きあった、ということがありました。授業で子どもたちを変えていく大切さ、授業の創造によって、児童生徒がもつ人間としての豊かな原基に触れるという問題が、鮮明に出されたと思います。同時に部落解放運動と同和教育運動というものを結びつけて進めていく必要があることも出されていました。

それから、前年度の熊本大会をうけて、「言葉主義」を排して、「部落の現実に学ぶ」、そのことにこだわり続ける大切さというものが出されたと思います。ここで改めて部落解放をめざす授業のあり方を、大きくクローズアップさせることができたといえるでしょう。その影には、狭山事件の、一月二八日の最高裁への上告趣意書提出と、それに合わせた同盟休校、五・二二の約一〇万人にのぼる子どもたちの参加、さらに一〇・三〇の狭山学習という、部落解放運動から出された提起を、いかに現場で受けとめていくかということが出されたわけです。同盟休校の賛否をめぐり、地域でもきつい思いをしたことが多いわけです。

埼玉も少数点在部落であり、一校一人、一学級一人という形で子どもたちが参加していきました。そのプロセスも並大抵ではなく、親子の対立、夫婦げんか、いろんな形での苦悩・苦闘をくぐり抜けて、子どもたちが立ちあがっていったに行くちゅうことはもってのほかです。これはあかんことです。ところで、そのなぐりこみに行った中に、部落の子どもが三人いました。その三人の部落の子どもの成績は中以下でした。中以下やから、その子はもっと勉強せないかん、その三人の子どもが、友だちがみんな盟休に参加しているのに、この三人の子どもは盟休に参加していない。

みなさん、この成績のできない三人――この子らこそこの闘いにふれるべきであるということがもっとも切実に問われていると思うのです。

『生きる』意味が教えられてないからです。「みんなと一緒に勉強せなけりゃあかんねや」「なぐりこみに行くようなことはあかんのや」といったことを身につけさせなければならない。私は「同和」教育というのは概念くだきだと思うのです。盟休という概念くだきをやっていただきたい。

部落の人たちが、がっちり手を組んでいく。運動と教育と手を結んで、結合していくのです。私は、運動と教育の結合ということについても、二、三例をあげて具体的なことを出しました。研究集会において、いろいろのことを話しあいし、いろいろのことを出しあいすることで、「同和」教育の筋道というものを確かなものにして、そして、ほんとうの民主教育の中核であるところの、この教育の推進のためにお力づくしをお願いしたいと思います。――略――

その場に私ども教師も立ち合ったわけです。日頃は「荒れ」ていた子どもたちが、そこでは生き生きと差別に負けない子どもとして立ちあがっていったことに、私たちは深く突き動かされていきました。

しかし、私たちはどちらかというと、何人同盟休校に入ったとか、とかく数でおさえるような弱さをもっていたのではなかろうか。むしろ、それによって子どもがどのように変ったのか、子どもと親たち、地域全体としてはどうなのか、狭山に取りくむことによってどのように高まったのか、どのように変わっていったのか、その内実というものが深く問われなくてはならなかったと思うわけです。

東日本の各地でも、厳しい現状のなかで立ちあがっていった子どもたちの変革、その背後に共に立ちあがれなかった数多くの子どもたちがいたという事実、それを教育課題として、私たちがどれほどおさえることができていたのだろうか。狭山事件を地元に抱えながら、地元の自分たちの問題となりえていない現実をどうするか。第二、第三の石川さんを出さないという教育の大きな課題を、自らの課題ととらえ得ないという教師側の弱さがあったと思うわけです。私たちが、数少ないけれども、立ちあがっていった子どもたちの変革と同時に、多くの立ちあがれなかった子どもたちに、どのように寄りそっていくのか、ということが大きな課題でもありました。

いずれにしても、この一九七六年の狭山の同盟休校と第二八回大会は、東日本の教師たちはもちろん、同和教育に関わる多くの人びとを大きく揺さぶった出来事であったといえるのではないでしょうか。

それに引き続いて二九回大会になるわけです。

この年、一九七七年八月九日、最高裁が狭山裁判の上告棄却を行ない、前年に盛りあがった子どもたちの決意、立ちあがりに水をさされるわけです。東日本の私たちにとっては、「狭山」は地元のことであり、つまり私たちが部落問題を捨象してきたこと、取りくまないできたから石川さんが生み出されたのだ、と

参考資料⑩

一九八三年度全同教研究課題

（研究課題から一部抜粋し、参考に供する）

一、同和教育運動をめぐる状況と、いま問われているもの。

(1) 全同教結成三〇年の歩みのなかで

一九五三年五月七日、「未解放部落の現状と教育上の課題」をテーマにして、第一回全同教大会（大阪）が開かれました。参加者は四百人でした。昨年、鳥取で開催された第三四回大会は、約一万六千人の参加者がありました。こうした量的な飛躍は一体どうしてもたらされたのでしょうか。

部落問題の解決こそ、戦後日本の民主主義の根底を確かなものにする基本的人権にかかわる課題です。にもかかわらず、そうした認識はごく少数に止まり、民主主義諸運動からも、らち外に放置されてきました。例えば、部落の子どもに圧倒的に多かった長欠・不就学の実態に気づかず、民主教育を論議するというのが、大多数の教師たちの姿でした。

その時、長欠・不就学の問題を放置して、民主教育はありえないと考えはじめたのが、戦後の同和教育にとりくみだした先駆たちでした。

「今日も机にあの子がいない」という現実に直面して、「何とかしなくては」と、部落にでかけていった先駆たちは、そこではじめて、被差別のなかにおいても、したたかに生きる親や子どもに出会いました。そして、かつて体験しなかった「痛み」と「怒り」をとおして、「とも

いうことがあり、「狭山」を教育課題にするということに、かなり力を注いできたわけです。それに対して、八月九日の上告棄却は、私たちの前に完全に立ちふさがるものでしかありませんでした。子どもと親の自立、同和教育運動と被差別部落の父母との結びつきという原則に対する切断、ということとしてあったように思われます。全国的にも、その影響は計り知れないものがあります。

そういった一般的な情況と同時に、進路保障にかかわっての後退現象が、非常に多く出て来た年でもありました。

兵庫では、学校での進路保障の取りくみというものが、それは職安の仕事なのだ、学校は関与しない、させないという方針が出されています。かつて、統一応募用紙を実現させた時代と全く逆行する形で、成績主義のあからさまな導入が各地に出てくるような情況になったわけです。

それから、運動の路線の問題や、差別をどう見るか、ということで教師側の問題が大きな論議として出されます。もちろん、狭山の同盟休校に対する批判もありました。しかし、全同教としては、あくまで教育の課題としてとらえていく視点を貫いてきたと思うわけです。

そして、こういった時に、小中学校の新指導要領が出され、体制側の教育への反動化が強められていったわけです。

二九回大会は「さらにふところ深くへ」というスローガンのもとに、広島において開かれ、一人の子どもに深くかかわることをとおして、教育労働者の不退転の闘いを切り拓くことの大切さを浮き彫りにしてくれたと思います。

三、部落解放の原点にかえる作風の定着と拡がり

こうした動きをふまえながら、一九七八年に第三〇回大会が東日本で開催されることになるわけです。それはちょうど「特措法」が切れる最終年にあたるわけです。この年はとりわけ、国家権力側からの「戦後教育批判」という動きが、に歩む」決意とエネルギーを自らの内に創りだしていったのです。

こうした営みを大切にする作風がひきつがれてきたことに、全同教の発展の大きな鍵があるとみなくてはなりません。

特定の思想・信条や、政治的立場からのとりくみでもなく、たんなる同情からでもありません。まして、「法」があるからとか、「行政の指導」によってとか、「運動から指摘されて」といったものでもありません。

はじめてであった部落の現実から、差別のむごさと学校・教育の冷たさを知って、あらためて、人間とは、教育とは何かを考える教師たちが生まれたのです。その教師たちによって、目の前の親や子どもたちとの具体的で、極めて現実的なかかわりの一つひとつを積み上げる作風がうちたてられたのです。

もちろん、時には、政治主義的な論争や抽象的な論議によって混乱がもちこまれたこともありました。しかし、「靴べらしの同和教育」とか、「事実と実践で勝負する」とかいった作風の定着・拡大が、今日の量的飛躍の基礎となってきたと思います。

全同教は、こうした営みを黙々と続けてきた、多くの「無名の仲間」によって築き上げられたものです。

戦後の民主主義教育といわれた公教育のなかからも、無惨に切りすてられてきた被差別部落の子どもたちに、あくまでもこだわり続け、教育の質を変え、学校を変え、地域の人びととともに、子どもたちを立ち上がらせ、教育のなかにとりもどすという営みが、全同教の一貫した原則でした。

全同教の論議の歴史のなかで、このことは次のようにも表現されています。

顕著になってきた時期であります。高校指導要領が、「ゆとりの時間」を前面に出しながら、多様化路線を出していき、また、兵庫では青雲高校の畝本さんが免職になるという形で、最前線で取りくんでいる教師に対して、攻撃がかけられてきます。そんな情況が露骨に見られるようになりました。

大学における差別事件も頻発しています。影に、民族排外主義の横行、そして、差別選別体制のなかでの人権意識の希薄さ、あるいは大学自身の人権問題に対する弱さ、さまざまな要因が働いていると思います。そんな状況のなかで、第三〇回大会は、二八、二九回大会をふまえて、何よりも実践というものを重視して成功したわけです。

この大会は地元教組との関係がうまくいかず、日教組が組織的に後援する形で初めてもたれた大会でもありました。西口先生が「箱根の山を越えた」ということを、感慨をこめていっておられたわけですけれども、物理的に箱根の山を越えた、と同時に、これまでの全同教の成果がようやく東日本に届くという形での総括の場でもあったのではないでしょうか。東日本の部落問題の現われ方が見えない、「東京には部落差別なんかないんだ」とさえいわれた状況のなかで、新しい地平を切り拓くことにもなったのではないでしょうか。差別の現実は、西日本と全く同質のものがあるということが出されましたし、教訓的にいうならば、先進校の報告にくらべても、孤立を強いられながら奮闘する東日本の教師の実践が、遜色のないものを提起していました。

東日本の教師たちの、なんとか部落差別をはねのけていきたい、と子どもや親と結びあい、自らの変革と結びつけてがんばっている姿が、多くの教師たちに響き、強い励ましを与えたと言えるでしょう。

同和教育実践の空洞化、マンネリ化が再三指摘されたところではありますが、原点にたちもどり、一人からでも出発していくことの大切さを改めて提起してくれたと思います。

この時また、いろんな反差別の実践から学ぶ、ということも鮮明になってきた「同和教育は〝人間疎外と徹底的にたたかう仲間づくり〟を原点とすること。そして教育活動としては㋐くらしの真実を教材化すること。つまりは親のしごと・労働に学ばせること。地域のくらしに学ばせること。㋑子どもの間に生起する矛盾、葛藤を学級経営、仲間づくりに教材化する。㋒被差別部落の子どもを教科学習、生活学習の中心にすえる。㋓被差別部落の子どもの要求を学習の目的にし、すべての子どもの要求にすること。㋔このことを通して、被差別部落の子どもと、他の子どもを共通のくらしの基盤に立たせ、連帯させる」(第三十回大会議長総括より)

こうした質をもった営みであればこそ、今日の危機的な教育の現状のなかで、教育荒廃の主な原因である点数主義・序列主義、そして国家主義を、教育実践の場から撃つものとしてあらためて、その内実が注目されてきたのです。

同和教育運動は、そうした意味で、教育の再生に向けて悪戦苦闘する全国の教育関係者たちにとっての「かけがえのない希望」となっています。

同和教育運動は、あくまで部落の完全解放にめざして、子どもたちを立ち上がらせていくとりくみなのですが、以上にのべた理由から、今日の日本のすべての子どもたちをからめとりつつある管理と人間疎外に抗う、巨大な教育運動としての位置と役割を同時に担いつつあるといえます。

(2) 「新法」をたたかいの武器として

一九六五年の同和対策審議会答申、一九六九年の同和対策事業特別措置法は、いづれも部落解放運動の成果として獲得され、運動を発展させる強力な武器として活用されました。昨年から、それが、地域改善対策特別措置

たし、全同教大会では常に在日朝鮮人生徒の問題、あるいは「障害」児の問題、沖縄の問題をどのように考えるかということを研究課題のなかにも位置づけながら進めてきました。質的にはなお多くの課題を残していますが、それがかなりの拡がりをみせてきていました。それから地域における教育力の回復という問題、とりわけ被差別部落が保有してきた教育力を重視していく必要がある、ということが、大会のなかで、また、実践記録のなかで出されてきていました。

この大会は、西日本の仲間にご協力いただくなかで、初めはもつことができるかどうか、自分たちの実践に応え得るものがはたしてあるかどうかと、心配するという厳しい状況のなかで、大きく成功させることができたと思っています。

これは、東日本の同和教育を深めていくと同時に、同和教育運動内部における空洞化やマンネリ化を克服していく必要がある、原点に戻る必要がある、ということを強くアピールした大会となった、と思っているわけです。

そういうつながりのなかで、第三一回福岡大会(一九七九年)の「部落解放の源流へ」のテーマにつながっていったといえます。この年も行政的な後退が続くなかで、例えば、法務省が身元調査の合理化をする。つまり「身元調査は必要悪」だという見解を発表したり、各地で推進教員の枠が減少する、などのことがおこっています。それから、被差別部落の子どもたちの進学率が減少する。「特措法」一〇年が終わり、次の延長第一年度になり、今までの「特措法」が、部落差別の解決にいかなる役割を果たしたのか、ということを問う年でもありました。

もう一度、原点に戻っていこう、という福岡大会では、例えば福岡の場合には、識字運動という原点がありますが、そういう個別性と同時に、全体的な意味での普遍性を投げかけており、つまり、部落解放の教育に取りくんできた教師が、今一度原点に立ちもどってすすめていくという問題提起がされた、と考えます。この年のさまざまな実践を見ますと、「芸術認識」の面での活動がかなり活発にすすめられています。あるいは、地元の部落の教材化が積極的にすすめられました。

このことをめぐって、さまざまな考え方が生れ、論議も起こってきています。そこで一定の整理が必要と思います。

①「法」打切り阻止・「新法」成立

「特措法の再延長は絶対にしない」という自民党の決定をくつがえして、「新法」を成立させることはきわめて困難なことでした。

全国的な大衆的運動と、国会内のたたかいの成果として、「同和問題については、予算措置並びに新たな法的措置が必要である」という与野党合意が成立したのは、全同教三重大会(一九八一年十一月)の開会中のことでした。

「新法」制定にあたって、政府・自民党は、「同和」という名称を削りました。ここに、「新法」がもつ危険な側面が集中しています。つまり、「金はだす。環境改善も行います。だから、同和・同和、差別・差別といってさわぐな」という考え方です。しかし実際は、今年度国家予算の同和対策予算は昨年比、軒並の削減です。

しかしながら「新法」は、国会内政府側答弁でも明らかなように、あくまで「同和問題の解決のために行われる」ものであり、一般的な地域改善事業ではありません。同時に「同対審答申の精神を受けつぐもの」です。

したがって、一部の県で「同和教育指導室」が「地域改善対策室」と名称が変ったことは、見のがすことのできない新法への「悪のり」です。

全同教は、こうした事態をみきわめて、昨年八月に「見解」(「同和教育」二四六号掲載)を発表し、とりくみを強めてきました。

今後も、同対審答申の「『寝た子を起すな』式の考えで、同和問題はこのまま放置しておけば、社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意でき

められてきていたともいえると思います。例えば、ミュージカル、版画、詩・作文、合唱、演劇、映画、構成詩という形態をとったり、あるいは、部落のなかの伝承、民謡、子守歌、労働歌、そういったものが掘りおこされて教材化されていくといったひろがり方が見られるようになりました。

福岡では『菜の花』とか『牛のかたきうち』とか『火の玉ばなし』という地元に埋もれていた史実が、解放運動を闘う仲間の手によって掘り起こされ、教育内容の自主編成の延長線上に位置づけられながら活用されてきました。また、大阪の富田小の『さんすう』とか、大阪市同教の『ひらがな』とか、いわゆる教科に関わる自主教材を提起して動きはじめてきています。それは、民間教育運動の成果に学びながら、それを被差別部落の子どもの現実に即しつつ、一歩すすめる作業でもありました。厳しい情況のなかではありましたけれども、現場の実践のなかで、そうした優れた取りくみがすすめられてきたことを、私たちは大切にし、次に継いでいかなくてはならないと考えています。

次の第三二回高知大会は、特に「部落解放の源流へ」を受けた形で、全同教運動の遺産と教訓を具体的にどうおさえるか、ということが提起されました。

運動の一定の積み重ねと、それをとり崩していこうとする体制側との軋轢のなかで、同和教育運動は動いてきたといえましょう。政治的な扱いを受けた八鹿高校問題、狭山闘争の評価をめぐる問題などがありましたけれども、具体的な事実と実践を通して、取りくんでいくのだ、という全同教の姿勢を貫くことで、同和教育はひろがりをもってきたと言えるでしょう。問題は、この量的なひろがりと質的な深化が問われていると思うわけです。

四、同和教育運動の今後の展望と課題

将来的な展望ということで、第一に「差別の現実から学ぶ」という内実、それをどのように深めていくかが問われている。とにもかくにも、部落に足を運ない」という考え方をテコとして、「新法」は「同和対策新法・地域改善対策特別措置法」であるという立場からのとりくみを強めていきます。

② 運動と実践で弱点をのり超えよう。

「新法」は「名称変更」以外にも幾つかの問題点があります。

また、「五ヵ年で打切り」という点から、「金の切れ目は縁の切れ目」とか、「五年すんだら同和教育もそろそろ幕引きか」とかいう後ろ向きの対応があらわれかねないという危険性をはらんでいます。

しかし、部落解放運動・同和教育運動の長い歴史をかえりみて、「〝法〟以前からも同和教育運動の営みはあったのだ」という自覚を新たにしつつ、「〝法〟がすべてではない。たたかいがすべてだ。〝法〟はたたかいの武器として活用すべきものだ」ということを基本にして、「新法」下での実践と運動を強化していきます。

「新法」が「行革」路線と一体のものとして運用されるとき、同和対策を圧縮し、同和教育をかこいこむ方向で悪用される危険性があります。

教育面では、「周辺地域との一体性」ということから、「子ども会」「識字運動」「学習会活動」に、単純に周辺の親や子どもを加えたらよいという理解も生れかねません。そうではなくて、逆に、部落解放運動の成果を周辺地域に拡大し、周辺地域の人びとを、同和教育の精神でどのように組織し立ち上がらせていくかを課題にしていく必要があります。

また、「行政の主体性」についても、「教育の中立性」「教育と運動の分離」をおしつける指導性の強化の方向で悪用される危険性があります。全同教は「部落差別の現実に深く学ぶ」という原則に立って、逆に、行政が、いま

ぶ、地域に出かけていく、そして、地域に出かけて行って何を学ぶか、ということを提起していく必要がある。ただ足を運んだだけではなにも学んだことにはならない、かえって差別を合理化してしまうことさえもある。「部落の子はけっこうきれいな服を着ているじゃあないか」、そんな話が出る。しかし、何で地区の子どもがきれいな服を着ているか。実はそこにお母さんたちのいろんな想いがあるわけです。自分自身が子どもの時、いろんな嫌なことがあったけれど、母親が必ず、子どもが学校で差別されないように、せめて服だけでもきれいにしてやろうと心がけてくれたってことをよく知っている。だから、自分が子どもにできることのひとつとして、かなり背のびしてでもやってきた事実があるわけです。それをうわべだけ見て、「けっこういいなりしてるじゃないか」という形で判断してしまう。差別の現実をどうとらまえるのかという内実が問われているのではないでしょうか。

第二に、子どもたちの解放への自立、その形成ということが問われている。地区の子どもたちの、解放への主体形成とかかわって、部落外の子どもたちが部落問題を自分の問題とするという結びつきを深く考えていく必要がある。地区の子どもの主体形成には、「狭山」問題や父母や祖父母の「生きざま」を受け継ぐことなどを通して力を入れてきたが、それと同時に、差別はまさに差別する側の問題としてある、ということで、部落外の子どもに、なぜ差別の問題は自分の問題なのか、具体的な生活課題とどのように結びついているのか、という位置づけを私たちは十分してきたであろうかが問われていると思います。

第三に、反差別をめざす教育実践の独自性と相互の関連性が常に指摘されている。川内先生の報告にある「平和と人権の結びつき」は、非常に大切であり、例えば、部落問題が取りくみにくくなったから、在日朝鮮人問題、「障害」児問題、あるいは、反戦・平和、の問題に逃げこむというような姿勢がないかどうか。

部落解放をめざす教育実践と他の差別を許さない教育実践が深くかかわりながら、実際には切れていないか、そのあたりの独自性と関連性の問題を実践のまで以上に、部落の現実、差別の痛みに迫り、部落問題の真の解決のための「主体性」を確立するよう働きかけていく必要があります。

(3) より深く部落差別の実態に迫るため

「部落の暮らしや環境が改善された」「進学率が向上した」ということなどから、部落差別は解消しつつあるという主張が生まれ、対策が削減される危険性が増大しています。部落解放運動の血みどろのたたかいの成果や、同和教育運動における悪戦苦闘の結果が、「部落差別解消論」や「同和対策打切り政策」に、スッポリ利用されるのを許すわけにはいきません。

一九六五年の「答申」の時代と比べて、部落の実態は確かに〝変化〟しています。しかし、だからといって「差別が解消しつつある」とは速断できません。

そこで、部落の多様な現実をもう一度正確にとらえ直してみようとする活動が重要になってきています。各加盟同教の数かずの「白書」運動が全同教としてもっと系統化される必要があります。

昨年十月部落解放同盟大阪府連が、四十七支部の全世帯を対象にし、大規模な実態調査を行いました。回答は二万五千九百世帯です。その分析結果は、「部落解放基本法」制定にむけての貴重な資料となるでしょう。

そのなかで、幾つかの数字を上げておきたいと思います。

- 一世帯当り手取り平均年収二百六十七万円（府全体は三百八十万円毎月十万少い）
- 生活保護の受給率（被保護人口）八・六％（府全体は一・二％七倍強に当る）
- 不安定就労（アルバイト・臨時雇）一八％（府全体は七％二・六倍に当る）
- 結婚にまつわる差別は四組に一組が体験。

上で明らかにしていかなければならないのではないでしょうか。

民間教育運動から学ぶことが、第四回和歌山大会で強調されていたが、と同時に、私たちが民間教育運動へ返していくことも必要である。今までの民間教育運動の蓄積とのつながりは、必ずしも十分とはいえない。同和教育運動が孤立させられることなく、私たちも学ばなければならないし、民間教育運動からもつながってくれるような構造をつくっていけば、お互いに豊かになるものがあると思うのです。

第四に、教育と運動の結合という問題で、これが非常に矮小化されて論議されている面もあるのではなかろうか。同和教育運動としては、教育と運動の結合を、「おんぶにだっこ」という形で動くのではなく、確かなる実践の構築をめざして、それを創りあげながら結合していく必要がある。教育と運動の結合といった場合、何よりも地区の父母の運動と堅く結び合うことを大切にして来たし、兵庫大会以降に出されているように、日教組の運動、部落解放運動、その他の民主主義的な運動と結合しながら進んでいくことが、「地域改善対策特別措置法」五ヶ年における権力側の攻撃をはね返していく体制を確立する上でも大切なことではないか。そして、実りのある相互批判を生かしながら、地域の教育力の回復を、さまざまな運動にかかわる私たちが目ざしていくことが、必要となってきているのではないでしょうか。

第五に、同和教育運動として、社会教育分野にまだ課題が多く残っている。全同教としても、懇談会を設けて、いわば社会啓発の問題を含めてどうするかという課題に取りくんできた。学校教育における同和教育推進と常に車の両輪と言われながら、例えば専任を置きにくい、行政担当者がすぐ代わる、積極的に取りくんでいる人がとばされてしまう。こういうなかで、社会教育における同和教育の課題が、積み重ねのできにくい問題としてある。こういったことについて、全同教として、どうしていくか、改めて深めていく必要に迫られているといえましょう。

・中等・高等教育をうけたものの比率はそれぞれ二〇％・五％であり、全国平均と比べると、それは二〇年以前、一九六〇年の数字にあたる。

・小・中学生の親の要望のうち、次の二つがともに高率となっていることが注目される。

「大学まで進学させたい」五三％

「差別にまけない子を育てたい」五三・五％

大阪は、運動と組織からみて、全府的にかなり大きな成果を獲得したと思われますが、部落外との較差は歴然としており、部落差別の厳しさを痛感させられます。

しかも、これらは、経済の高度成長とその余熱のあった時代において、ふくらむ「パイ」(国民総所得)の分け方の不公平を是正する面で一定の前進が可能だった結果の数字です。今日は、配分の不公平は解決されないまま、「パイ」はもう容易に大きくならないという時代です。

「行革」路線は、結局、軍事費突出と、福祉・教育へのしわよせをもたらしつつあります。長期の不況下にあって、部落や在日朝鮮人・「障害」者など、最底辺労働者の暮らしは一層苛酷になってきているところに、さらに追い打ちをかける政策が進行しつつあるといえます。(昨年十月の完全失業率は二・四％、百三十九万人で、過去二十六年間で最高となり、さらにふえる可能性があります。ちなみにアメリカ、ヨーロッパなどいわゆる先進工業国二十四ヵ国の失業者は三千万人・一〇％前後に達しており、日本だけいつまでも特別といえません)

例えば、都市近郊のある部落から通っているA中学校三十八人の生徒の実態は次の通りです。三十八人のうち、生活保護八人、教育扶助受給十一人で、全体の五〇％、父子・母子家庭十一という報告でした。生活の土台がこわされている家庭、崩壊家庭がふえているというのが、

また、高知県同教から出され続けてきた「同和教育振興法」とか、あるいは各地に少くとも一つの夜間中学をつくろうという決議などがあり、全同教としては、協議体だということもあり、拘束力が非常に弱く、いずれも具体化していない。決議した以上、何か具体的な手だてを講じて、実現に向かって進んでいくことが必要ではなかろうか。もちろん、各府県の状況は違うし、画一的な実現は無理だとしても、一つの願いをみんなのものにする上で、大切なことだと思います。

不十分な点も多くありますが、以上で終ります。

〈稲垣〉ご意見を言ってもらう前に、川向先生の報告のなかに九州における同研の組織拡大についての話があまりありませんので、林先生の方から補足していただけませんか。

〈林〉九州では、私などが五六年から、まず佐賀、熊本に入り始める。佐賀県同教が第二二回大会の年、一九七〇年に出来ます。第二二回大会の前日、西口先生と私が佐賀へ行きまして、結成大会に参加しました。その翌年に熊本ができます。以後、鹿児島、長崎、宮崎、大分と時計の針の逆回しのように組織化されていきます。そして九州ブロックが出来ていくわけです。そこで今日当面する問題ですが、一つは、部落解放運動は福岡を除いては、各県とも個人としての活動家が点として存在しておられたとしても、組織的運動ということになれば、やはり新しい。個人としての運動をなさっていた人はあっても、「特措法」前後まで中断されていた人もある。だから、組織的に部落解放運動が大同団結したのは非常に新しい。全般的には、「特措法」以降のことになりますね。したがって運動の論理や歴史もうすい。人材もすくない。そこで、いろんな組織的混乱もありうる。

現場の実践者たちの声です。

奈良のなかまの努力で続けられている高校進学率の長期のグラフを本年も載せておきます。(グラフ略＝編集委)

部落解放運動と同和教育運動の高揚と、高度経済成長による、全体の進学率の上昇・部落と全体との進学率の較差縮少は、一九七五年までです。

石油ショック直後の一九七五年から事態は一変しました。さらに一九八〇年に入って、より深刻になってきているといえます。

さらに、頻発する悪質な差別落書事件などに注目する必要があります。部落解放運動・同和教育運動の強化・拡がりのなかで発生し始めた新しい質の、つまり攻撃的な差別についてです。それはたんに、部落を蔑視するといったものでなく、部落を抹殺の対象とする点で、ナチスのユダヤ政策を思い起こさせる質をもっています。

現存する社会が、効率主義的な競争原理を貫徹して営まれている以上、社会の内部に、たえず周辺と底辺に生きる人びとをつくりだし、人権抑圧・貧困・失業を再生産し続けます。それが今日の社会の構造です。競争原理が強制されるとき、そこに優勝劣敗・弱肉強食の思想が育まれます。加えて、最近の急速な右傾化のなかで、人びとが未来に対して、展望を見失う状況が起こっています。こうして、ファシズムへの道が開かれます。攻撃的な部落差別事件は明らかに、このような背景のもとで発生しているのです。

また、「部落地名総鑑」「部落リスト」などの販売や「身元調査」が、ますます巧妙・悪質になってきていることもよく知られています。多くの企業が、激しい競争のなかで、より安易に差別を商う方に走っていることに対する警戒心を、いっそう高める必要があります。

大衆の理論学習もなかなか思うにまかせない。そのあたりの事情を行政はすぐ見てしまう。そして、うまく立ちまわることになる。私や部落解放研究所の村越さんなどが走りまわったのだが、若干の動きのあった佐賀、熊本を除いては、県同教の組織化について、当然のことながら教組運動の手をかり、支えを求めることになる。それは当然であり必然である。けれども「こんなことでいいのか」「こんな現実を見過してきたなあ」という素朴な個人の集まりから出発していない。さあ同研の組織を作らなければという時に、部落差別にかかわりのなかった教組の役員の人たちがポンと同研の役員につかざるをえなかったのです。だから、会長も事務局長も当初の段階では、同和教育について殆どわかっていない。そこで、部落解放運動と教組運動の違いがなかなかわかりにくいということがあります。部落解放運動と、教組運動というものを混同してしまうわけですね。ある県では部落解放同盟の方から、部落問題と労資問題と混同するなという半ば絶縁状ともいえるものをつきつけられています。もちろん、それは教師に期待しているからのことなんですが、表面ではそんな形で出てきている。教組の次元感覚だけで、部落問題をとらえてしまう。身分と階級の統一的把握という命題の理解が急務だと思っています。そういう弱さを今後の問題として克服していかなければならないですね。教訓だと思っています。今後、部落解放運動の弱いところに組織をつくろうとすれば、教組と話し合いをするのが、筋として一番早いわけです。組織化をしようとすれば、教組の組織力みたいなものでできるんです。その場合、階級一般と部落問題を混同してはならない。権力との関係もひじょうに直截に考えてしまう傾向をもつ。国民的課題という言い方が本当にとらえられない。そこから、社会教育の無視、社会教育は権力の末端がやってるんだみたいなことで簡単にかたづけ、向こうへ押しやってしまう。そのあたりをどう克服していくかが、大きな問題として、九州地区にあると思う。もっとも、社会教育への冷たさは全同教の性格でもある。私たちが各県を組織していく上で一つの大きな教訓としなければならないと思う。ざっとそういうことです。

二、今日の学校教育をとりまく状況と課題

——略——

三、社会教育をめぐる状況と課題

——略——

四、同和教育運動のさらなる前進のために

(1) 水平社宣言を点検の軸として

昨年は水平社宣言（結成）六十周年でした。今年は、全同教結成満三十年です。このとき水平社運動発祥の地、奈良で、第三五回大会が開かれることは意義深いものです。

そして、全同教は、同和教育運動のさらなる発展をめざして、水平社宣言をあらためて読みかえし、そのなかから、全同教として展開する教育実践と運動がよって立つべき思想を汲みとりたいと考えます。

水平社宣言は、差別の思想・文化を根底から変革し、真の人間解放の思想・文化をうちたてようとするものです。差別がある限り人間は真の人間たりえないことをみ抜き、人間の解放を探求し続けることを宣言して、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結んでいます。

① そして、人間が人間を差別すること、同情すること、そういったことは、差別したり同情したりする人、差別されたり同情されたりする人、双方を人間として「堕落」させるものでしかないこと。これまでの運動の「質」は、結局はそういうものでしかなかったこと。そうではなくて、人間は相互に「尊敬」し合う関係のなかでこそ、人間となることを主張しています。

② そのためには、まず他者の力にたよるのではなく、「人間を尊敬することによって自らを解放せんとする者の集団運動を起こす」ことが道すじだということを宣言しています。

③ 同時に、差別され、抑圧されている者こそが、差別

〈稲垣〉ご意見の方お願いします。

〈大同〉社会教育に関する課題として、現実になお住民・県民の意識に保守的傾向が非常に根深いということと、部落問題に関する理解が深まっていかないという問題とは、関連があるのではないか。ところが、これまでなぜ保守的な意識が保持されてきたのかといったことについて、迫っていっただろうか。いわゆる保守的な意識というものが、現に生活のなかにある。ところが、そういうものに触れないままに、部落の歴史が語られたりするような講座や呼びかけが、社会教育として行なわれていたのではないか。

〈門田〉今の問題に関していえば、長い間の社会教育が体制側の教化的な役割りを果たしてきたということもあるわけだけど、住民の意識ばかりではなくて、労働者や革新的といわれる人たちの意識のなかにも、部落の人たちと自分たちとの生活の現象面での差が決定的な間は、まあなんとかしようではないか、といい、それが、同和対策事業等が進められて、部落も見た目にはちょっと見分けがつかないということになってくると、部落との違いを強調したり、「ねたみ差別」に同調したりするような差別をする、というような傾向がある。労働者の意識のなかにも自らが権力指向のなかに埋没していることに気づかずに、そういう方向へ同調していく、または見逃すという点が強い。「越境入学」するのは教師の子が一番多いといわれたりする。その教師が案外、教職員組合の指導者だったりすることもある。だから、住民といっても、そのなかの労働者の立場の人に家族を含めてかなり権力指向があり、部落を差別する側に立っていることが多い。立たされているといった方がいいかもしれないが。そういうことが、ことに「特措法」後期五年ぐらいから、非常に目立ってきている。また、本来は、身分闘争と階級闘争は重なる部分があるわけだけど、結局、身分的な願いというものも否定してしまって、階級的な闘争一般に埋没させていく、そういうことは、きちんと整理しなければならないと思います。

〈林〉わかってるようでわかっていないことが、いよいよ深まっていくわけと抑圧から人間を解放し、「人間が神にかわる」世の中をつくりだすことができるのだという熱い思いをこめて、「吾々がエタである事を誇りうる時が来たのだ」と言いきっているのです。

④ 水平社宣言は私たち同和教育の実践者を今日もなお厳しく撃つものです。今日の学校と教育と文化を貫く、エリート中心の差別・同情の思想と構造を根底から変革しようとする実践者は、たったひとりからでも歩きはじめます。部落の子どもたちと徹底してかかわり、人間としての立ち上がりを求めていきます。「自らたたかわぬ教師がたたかう子どもを育てることが可能か」「自らの仲間づくりのできないものが、どうして子どもの仲間づくりを指導できるのか」という反省をたえずくりかえします。全同教は、つみあげてきた作風をもう一度、水平社宣言に照らして点検してみたいものです。水平社宣言は、今日風にいえば、まさに自立と連帯の教育実践と運動の貫徹を促しているともいえます。

(2) 同和教育運動を豊かにするものと連帯

部落の完全解放をめざす同和教育運動と、別個の独自の課題を追求する、日本の学校に在籍する朝鮮人の教育・「障害」児教育等との関連についてのべておきます。

同和教育運動が、目の前にいる部落の子＝しんどい条件をかかえた子どもに徹底してかかわるという実践を強化し、被差別の立場におかれる子どもの側に立って、既存の学校教育のあり方を問い直すとりくみを開始した時、在日朝鮮人、「障害」児教育の関係者もまた大きく目を開かされることになりました。

在日朝鮮人が、本名をかくし「通名」を使用して生きなければならないことを見逃すことは、結局は、民族的差別（同化と排外）に手をかすことではないかという自

だけども、部落差別は何かということについて、お互いがひじょうにいいかげんにしてきていると思いますね、ぼくたちは。そこがいいかげんだから、革新といわれる人たちとの共闘関係についても、たとえば、政治的目的のために部落問題を利用する、共闘を組む、こういう短絡がでてくる。それから、生活課題と部落差別を結びつける論理構成ができない。

最近考えさせられるのは、たとえば野間さんと沖浦さんが出している『アジアにおける聖と賤』(「人文書院」刊)などをみますと、やっぱり今日の生活課題に、革新とか保守を越えたところでの聖と賤、浄とか穢れとかいう問題がある。もちろん、それをつくり支えているものは、政治権力であることは間違いないのだが、これはまさに、社会教育の課題としてある。このへんを我々はつかんでいない。ですから、社会教育といえば、やっぱり啓蒙主義になってしまって、「差別をしないようにしましょう」とか、役所にタレ幕をかけたり、あるいは講演会をして、それで終わるということになってしまっている。問題は、我々が部落差別が何なのかを自分のものにしているか、だと思うんですよ。お説教がましいけど。「部落差別の現実に学べ」「源流にかえれ」は、一つの姿勢論になってしまう。それは姿勢として正しい。正しいけれど、部落問題は何かという論理的な整理ができてないと、本当の実践課題にならないんじゃないか。社会教育の場合は、ことに生活課題と結びつけていく必要がある。保守の人たちであっても生活課題と結びつけてある程度までは浸透しうると思います。大安吉日の問題とか、家思想の問題と部落差別のかかわりなどを提起すると一定の理解を示す人びとも多い。「国民的課題」ということを政府をしてせっかくいわせているのだから、これは大切にしないといけない。そのあたりをふまえないと、すぐれた実践も、すぐくずされてしまう。そういうことも含めて、全同教はもっと社会教育の役割りを、これから特に大事にしていく必要があると思います。

〈門田〉「措置法」が出てくるまでは、教師もそうだが、自治体労働者が、社会教育の担当者なら担当者としての自己課題のなかで、部落の生活課題に応え覚が生まれてきました。そこから、朝鮮の子どもたちの民族的自覚と自立を保障していくとりくみが始りました。「本名を名のり、本名を呼ぶ」運動などです。このとりくみは、部落の子どもたちの「部落民宣言」と共鳴し、多くの感動的な実践を生みだしていきました。そして今日では、在日朝鮮人の民族的自覚を保障するとりくみを「日本の学校」で行うことは、朝鮮の子どもたちのために必要なことは当然として、部落の子どもをふくむ日本の子どもたちが、大国主義的な民族差別にからめとられないためにも、決定的に重要なことだと理解されています。

つまり、〈在日朝鮮人教育〉は、日本の教育のなかにある、朝鮮をはじめアジアの諸民族に対する蔑視、排外主義(大国主義の土台)を打ち破り、部落の子どもたちを含む日本の子どもたちを、国際的規模での人間の平等と連帯へと導いていく役割を果たしています。そういった意味で、同和教育の内容を豊かなものにしていっています。

これまで「障害」をもつ子どもたちは、結局は、授業・学習、生産労働についてゆくことのできない人間であり、その効率を阻害するものとみられてきました。したがって、そういう子どもたちを集めて、「障害」児学級や学校で、「限られた能力をできるだけ伸ばすために、面倒をみ」ればよいという考え方が支配的でした。

しかし、「障害」児教育の実践者たちは、子どもたちとのかかわりを強めるなかで、こうした「常識」を打ち破ったのです。

第一に、「障害」をもつ子どもの発達・人間としての自立を促すためには、「障害」児たちだけの集団よりも、「健常」児と「障害」児とが、「ともに学び」「ともに生きる」場を保障することの方が有効であることを実践的に立証しました。

ていくとか、部落の生活課題と住民の生活とのかかわりを主体的にとらえようとする動きがあった。教師の地域活動と社会教育の担当者の地域活動が結合した時期がありましたが、「措置法」が出てきて行政課題になったということは、運動にとっては、大きな成果だったのだが、予算とか制度の枠のなかでやっていこうという形で、社会教育が運動と結びつかなくなってきている。そういう弱さが見逃がされてきたのではないかという反省をもっているのです。ちょうど七一年の教育内容を四認識に分けた時に、社会教育を、「学習課題」というゾーンと「学習活動」というゾーンに分けましたけれども、そのことで、結局は、行政の枠のなかでしか仕事をしない、つまり予算や方針、制度のなかでやり、それがなくなればやらないということになってくる。学校教育と社会教育の地域活動が一緒になってたのが、近代化みたいなかっこうで分離されてきた。それについて、全同教として何の手だても講じてこなかったと反省しています。

〈中野〉 かなり議論をつめる必要あると思うんですけどね。たとえば、「部落差別の現実に学べ」ということについてでもです。これは実際は、被差別の現実に学べということをいってきているんですよ。差別をこうむった結果どういう事実がおこるかというところからの出発を、「部落差別の現実に学べ」といっている。しかし、厳密にいえば、「被差別の現実に学ぶこと」と、「部落差別の現実に学ぶ」ということはある一定の区分があって、それがどこで統一されるかといえば、先ほどいわれた社会教育と結合した生活課題のありかたと関係することです。

行政でやる場合は、どの地区の住民でももつ、切実な生活課題と結合はしない、むしろ、それを避けていくことになっている。そういう範囲内でしかやらない。そうすると、やはり部落問題をよく知らない人に対する啓発の課題として設定されてくる。だからいきおい、「政治起源説」をわかっている人・何パーセント、「民族起源説」・何パーセント、という話になるわけです。「政治起源説」が八割こえたら、ああ、ちょっとはわかっている人が増えたという分析になって

そして、そのことは、「障害」児たちの共通の切実な願い・要求、「ともだちがほしい、ともだちといっしょに生きていきたい」というものに応えたものであることも、明らかにしました。

第二には、「ともに学ぶ」場において、「健常」児たちが、大人たち・教師たちの予想を越えた方法とスピードで、「障害」児たちとのつながりを創りだすこと。そのなかで、「健常」児たちが、厳しいハンディを背おって生きる友だちとの関係のなかから、無言のうちに多くのものを学びとり、人間と人間とのかかわり方をみる目をひろげていくことが明らかとなりました。そして、人間には、いろんな違いをもったものがいるけれども、その違いをこえて理解し合い、つながっていくことのなかに、人間らしい温もりがあることを体得していくことを明らかにしました。

そこから「障害」と「健常」(つまりは「できる子」と「できない子」)の間に、幾つもの階段をもうけて「区別」し教育することが、「教育なのか」という〝問い〟が生まれてきました。

そしてそれは、点数主義・序列主義的な、しかも「知育偏重」の現存する学校教育を、根本的にみ直す契機を教師たちにもたらしました。このようにして、「障害」児教育は、同和教育運動を日ど豊かにする役割を果たしています。

全同教は、こうした教育運動とのつながりを、今後とも大切にしていきます。

(3) 反戦・反核・反差別のとりくみの強化を

いま、全世界の人びとが核兵器の廃絶、核戦争の阻止のため大きな〝うねり〟をつくりだしつつあります。日本でも、これに呼応する動きが高まるとともに、日本の軍事

しまう。そのことは、先ほど、川向さんがいわれたなかで、部落問題学習は、部落外の子にとってどういう意味をもっているかということともつながる問題だと思うのです。もっと端的にいうと、同和教育の教育対象になるのは、学校教育でいけば、部落の子が中心で、その周囲に部落外の子もおるから、とそういう関係ではないはずなんです。そこをあいまいにしてきているために、問題が拡大しているようにみえて、実は閉じこめられているといった問題があると思います。そういう意味で、「部落差別の現実に学ぶ」という意味と「被差別の現実に学べ」といってることとの関係を一定の区分をし、そのなかで統一の課題を設定するということにしなかったら、これはもう拡がりようがない。部落の子にとって同和教育は非常に重要であって、部落外の子どもにとっては、ついでにちょっと必要であるみたいな感じになってしまっている。そういうことも含めて、かなり丁寧に、お互いにわかっていることでも、きちっと組立てをしなおしていかなかったら、これ以上同和教育は前に進まないという気がしています。

〈林〉部落問題とは何か、部落差別とは何かということについて、基本的な共通認識をあいまいにしたところで、取りくんでいる情況があるのではないか。

〈石田〉戦後の全同教三〇年の歴史を考える場合、部落問題解決の足どりのなかで運動・教育・行政の諸側面があると思うのですけれども、特に我々が教育を通して、どういう問題を一定解決し得てきたのか、今日残されている問題は何かということについて、科学的に明確にする必要があるのではないかと思います。その上で新たな課題に発展的に取りくもうとしているわけです。我々がこれだけ努力してきたのですから、差別が三〇年前と同じ形で存在しているということはない。しかし、一面では、子どもをめぐる教育状況をみても、真の自立を損う社会状況があります。これからの方向性を見定める意味でも、今日的な課題を明らかにしていくことが必要です。それから、運動と教育については、全同教内部でもずいぶん論議をしてきました。この問題についてはやはり、解放運動と大国化への動きに抵抗するたたかいが活発化しています。

これまで、反戦・平和の運動や教育が、特別な人びとの少数者運動として位置づけられ、囲いこまれる不幸な時期がありました。いまようやく、こうした不幸をのり越え、反戦・平和の運動と教育の結合があらためて論じられ、再び活性化する展望がみえはじめてきました。

とくに、「核」については、地球と人類の滅亡につながるという新しい自覚のもとに核軍縮・核廃絶をめざす教育運動が展開されようとしています。

また、昨年は、アジア各国や沖縄からの教科書についての厳しい批判が表面化しました。歴史として、日本の戦争責任、加害者性をあいまいにする、「侵略」を「進出」とする歪曲、さらに、沖縄に対する差別・旧日本軍による住民虐殺の事実の抹消に対して、鋭く指摘がされました。

同和教育運動は、「戦争こそ最大の差別であり、人権無視である」ことを確認し合ってきました。戦争も核兵器軍拡競争も、新しい差別の拡大再生産を前提として、準備され、遂行されることはすでに明白です。

したがって、同和教育運動は、部落差別と戦争、部落差別をふくむあらゆる差別と「核」問題という視点で、すべての可能なとりくみを強化する必要があります。

また、過去における戦争体験を、被害の側からのみとらえるのでなく、アジアを中心とした諸国民に対する侵略戦争としての加害性としてとらえ直していく点での立ち遅れを克服していかなくてはなりません。日本の教育のなかに、「愛国心」「国を守る心」を育てることを強制する動きが強まっています。「国防という名の」侵略の歴史をふりかえるためにも、これが急がねばなりません。

部落差別とのたたかいをとおして、人間の尊厳をうちたてる教育のとりくみを強め、大きな成果をおさめてき

は明確に区別される教育の固有の役割りは何かということを十分議論し、明確にしていくということがないと、観念的な追随におち入っていくことになります。

これは「矢田」、「八鹿」の歴史的教訓でもあると思います。「狭山」の問題にしても、今日の情勢のなかで、実際に子どもの教育に役立ち得るか、そういうことも改めて教育的な論議を展開していかないといけない。非常に形式的な形で結合を強調しさえすれば、すすむような論議というものは、全体として誤った方向です。そういったあたりも今後の課題です。それから、全国的にみるとかなり地域差がある。歴史性、状況の違いを認めた上で、府県の地域のそういう教訓を整理し、その上に立って、全国的な視野での整理も、今後さらに必要ではないか。地域によっては、非常に遅れた、これから手をつけなくてはいけないということもある。教育の上でもそういったことを考えます。なお、今回の『三十年史』にかかわる討議は全体から見ると、極めて不十分で、私も重要な課題について時間の都合から発言していない部分も多いのですが、改めた機会に十分な論議が必要です。

〈寺澤〉全同教の発展のなかでつらぬかれている確かさは、被差別の側に立って教育を教師自らがとらえようとしてきた点にあろうと思います。組織的拡大のなかで形骸化・空洞化が指摘されていますけれど、第二七回・第二八回大会以降の全同教研究大会に寄せられているレポートには、形骸化・空洞化を超える一つの作風ともいえるものが確立されています。その作風というのは、なんといえばよいか、教育実践を報告しながら、同時にそのなかで教師自らや子どもたちの「変わりめ」とでもいうか、現実に出合い、学習により、あるいはふれあいによって、生起する人間変革の節目のようなものが報告されてくる特徴です。そしてそこには明らかに、被差別の現実に学び、そこから教育を創造していこうとする熱っぽさとひたむきな姿勢があります。

ところで、こうした実践を生みだしたものといえば、被差別の側の教育への

た同和教育運動は、反戦・反核・反差別のとりくみにおいても、より目的意識的にたたかいを拡げ深める必要があります。

すでに、八・六(八・九)反戦平和・反差別「登校日」の設定や、ヒロシマ・ナガサキ「修学旅行」の実践などが、報告されています。今後の大きな飛躍を実現しましょう。

(4) 同和教育運動の新たな指針の提起を

部落の親や子どものもつ限りない温かさや、したたかさによりそいながら、「たったひとりからでも歩む」という作風をうちたて、同和教育運動は出発してきました。

部落問題を欠落させた「民主教育」の状況に、深い悲しみと痛みを抱きつつ、三十年前に、ごく少数の先人たちが次のように訴えました。

「民主教育とは、個人の自由、平等、人格価値の尊厳を基調とする教育である。若し個人の自由が奪われ、人格が無視され、甚しく傷つけられる様な事態が存在するならば、民主教育は、敢然としてこの事態と取組み、これと闘う教育でなければならない。即ち民主教育は当然同和教育に高い位置を与える教育であるべきである」(全同教結成趣意書より)

全同教三十年の歩みは、組織的にみても大きなものです。結成当時、加盟同教十一府県市であったものが、今日では三十都府県市を数えるに至りました。

しかし、「議論の時代は既に過ぎ去り、実践出来るという立場で討議したい」(第二回全同教大会・永山委員長挨拶)や、「部落問題は国民的課題」(同対審答申)などの言葉に照らしてみるとき、あらためて組織的な点検が必要となってきています。

全同教のなかで、「空洞化」が警告され、「部落解放の源流へ」といわれて、もう数年になります。ここでは、同

願いにふれることや部落解放運動とのつながりであったろうと思います。さらに具体的なものでいえば、「狭山」「八鹿」の出合いではなかったかと思います。被差別の現実と離れてはいけないこと、被差別の側の子どもたちと切れてはならないことが、いまほど問われているときはないのでは。そのことが同和教育を形式・観念化からたちなおらせ確かなものにさせていくことであるからです。

かつて、全同教の草創期の先輩たちが「今日も机にあの子がいない」として、胸いため、心くだいたように、今日、高校進学を願いながらかなえられない、あるいは途中で学校から去っていく、クラス全体からみれば数パーセントにすぎないかもしれないけれど、この子らに胸いため、心くだく教師仲間がふえなければならないし、そこからつきだされる実践が、もっともっと浮上してこなければならないと思います。全同教の歩みの確かさはここにあるのですから。

〈稲垣〉まだまだご意見があろうかと思いますが、時間がきてしまいましたので、これで閉じさせていただきます。

昨年の第三〇回総会（五月一四日）で、申し合わせた「全同教としては、今年から……資料を整理して刊行していく」こと、そして、「同和教育運動、つまり部落の完全解放をめざすという民主主義と基本的人権にかかわる問題を教育実践上の課題にしていこうということが、どのようにして始められ、今日に至ったかを知るため」源流を再確認していこうという目的に、この座談会は大きく寄与できたのではないかと思います。また、今後の全同教運動の課題についても、深くて重い問題も含んでいますが、かなり明らかにされてきたのではないかと考えます。

本年の研究課題（参考資料⑩）で申し合わせた「新しい『同和教育指針』の作成」に、お話しいただいたことが役立つでありましょう。準備もふくめ、長時間、ほんとうにありがとうございました。

和教育実践の質とともに、加盟三十都府県市同教が、それぞれに、組織上の内部点検を強化する必要性が問われていたと考えるべきです。

また、加盟同教の数からしても、部落問題を、日本全国民の共通の課題とするには、ほど遠い実情であることは明らかです。全同教は、十年余りの間にようやく、南九州と関東の地に実践と運動を拡大したにすぎません。

結成三十年の節目にあたり、全同教を名実ともに、質的にも量的にも「全国同和教育研究協議会」たらしめる大きな課題を直視する必要があります。全同教は、加盟同教ともども、既存同教のいっそうの強化と、未組織道県での各同教結成と加盟にむけて、強力な作業を展開していきたいものです。

今年の秋、発刊予定の「全同教三十年史」は、そうした努力の一環であり、貴重な記録・資料を提供することになります。全同教は、これらを土台として、新しい状況への対応を決意しています。

一九五八年の「指針」、一九六〇年の「歩みと反省」等、全同教は、組織の節目、節目には一定の整理をすすめてきました。全同教三十年の歴史をふりかえるとき、部落の実態、教育の状況、政治、社会情勢、文化の内容、さらには、国際情勢等めまぐるしく変転しています。

そうした意味からも、あえて、新しい「同和教育指針」の作成を自らに課す必要があります。これはすべて、極めて困難な作業を伴うものですが、今日の内外の情勢下にあって、今日の日本の教育危機を克服し、同和教育運動のさらなる進展のための主体性の強化のためにも、また、なによりも、「生まれ出てきたものは、立派に育てられなければならない」（全同教結成経過報告より）ためにも、なしとげられなければならない事業ではないでしょうか。

各加盟同教の歩みと課題

鹿児島県同和教育研究協議会

鹿児島県同教の歩み

一、自覚をもって会員へ

鹿児島県には、一〇〇をこえる被差別部落がありながらも、「部落もなければ差別もない」と行政が公言していたように、戦後のめざましい部落解放運動の中にあって、組織的な解放運動も、「同和」行政や「同和」教育もないという「暗黒の時代」が続いた。

一九七三年、部落解放運動の「網の目行進」によって、いくつかの自治体が部落大衆にはひたかくしにして同対事業を被差別部落外に不正流用している事実が、摘発された。鹿児島がかかえている独自の歴史性と風土のなかで抑圧され、閉塞状況におかれていた部落大衆は、架空の氏名・印を使っての不正流用という行政の犯罪的差別行為に怒りを燃やし、部落解放同盟鹿児島県連を結成した。しかし、行政は自らの差別性を反省するでもなく、部落大衆を懐柔するための融和施策を細々と続けるのみであった。さらに、県民や教育労働者の多くは、解放同盟の存在すら知らず、部落問題には全く無関心であるという状況が続いたのである。

一九七五年、東京都知事選の「五者協定」や折からの「八鹿高校問題」に目を向けた少数の教師たちが、当時の西口敏夫全同教委員長・林力九同教会長を招き、学習会をもった。そこで、鹿児島の教師たちは、はじめて真正面から部落問題をつきつけられたのである。

一九七六年三月二二日、「部落問題を欠落させていた鹿児島の民主教育は何であったのか」という深刻な自己批判のもとに、鹿児島県同教を結成した。結集した教師たちは、わずか三〇人余りであった。その三〇人余りの教師にしても、部落問題に深い認識があったわけではなく、「何よりもまず部落に足を運ぶ」ことを中心課題としたのだった。

当時、二〇時間をこえる授業を持ちながら授業がすむと、二時間も三時間もかけて、県北の部落まで足をはこび、夜更けまで語り込んだ。帰宅するのは朝の四時か五時、一・二時間まどろんでは、授業にかけつけるという日もしばしばあった。

部落に足を運んだ教師たちが目にしたものは、農村の真中にありながら農地もなくワラ工品やヤミ米売りで生計をたてている部落・竹根掘りや山芋ほりを主な仕事としている部落の実態であった。周囲から「差別はもうない」と言われ、被差別の側もそう思い込みたいなかで、食肉業者に対するあからさまな差別、結婚差別などが横行していた。また、解放運動に立ち上った人々に、「暴力集団」のキャンペーンがくり拡げられ、解放運動をやめなければ、銀行は商売の融資をことわるという差別がまかりとおっていた。

〝狭山の黒い雨〟を上映したときのことである。部落の親たちは、「わしらも同じような差別を受けてきた」と怒りに身をふるわしながらも、「寝た子をおこして誰が最後まで見るのか。教師は転勤でいつでも逃げられるではないか。部落にとっては警察と教師が一番敵だったことを忘れないで。」ときびしく糾するのだった。あるいは、「先生方は部落を乱しにくるのか。担任ももたないような教師は部落に入れない」と拒否する場面すらあった。それでも、ひたすらに部落に通いつめ、教師自らのなかにある〝差別性〟への〝内なるたたかい〟をすすめ、「自覚をもって会員へ」というとりくみのもとに、仲間の掘り起こしと、地区同教結成のためのオルグ活動に県下を走りまわった。

二、地域や教育行政の対応

県同教結成当初のころ、奄美を除く県下のすべての市町村に、一地区ないし三地区も被差別部落があるといわれながら、指定地区は二市一五町三六地区であった。解放同盟県連支部もわずか八支部しかなかった。

「同和対策事業特別措置法」延長期間を入れて一三年、「地域改善対策特別措置法」が制定された今日ですら、地区指定は二五市町村四九地区、解放同盟県連支部は一九支部にとどまっている。この状況は、多くの部落大衆が鹿児島特有の保守的風土と行政の事なかれ主義にまきこまれ、解放の願いすらいびつな形におさえこまれていることを示している。

そのことと、長年の「教育」への不信は、「教科書の中で一般的に教えるのはかまわないが、独自の活動（子ども会など）を計画しては困る」、あるいは「解放教育は時間尚早。部落の子どもたちに『同和』教育はさせない。」という決議をあげさせる部落をもうみだした。

一九七六年の六月と七月、九同教・解放同盟九ブロックの協力を得て、県教委との交渉を重ね、「鹿児島県の『同和』教育は、県同教、部落解放同盟、県教委の三者で協議して推進する」という確認を取り交すことができた。だが、当時の県教委は、この確認事項を無視し続け、同和教育推進教員（以下：同推教）を配置していることすら伏せていたのである。

県同教の指摘によって、一九七七年、ようやく一一名の同推教の配置を正式に認めた。しかし、正式に認めはしたものの同推教選出に当って、もっとも実践力のある教師をあてるという相互の確認に反し、全く管理的な発想で校長の独断にまかせていた。そのため、「あの教師に学級担任をさせると父母から抗議がくるから授業の少ない同推教に」という差別的な選出があったりして、部落大衆の教師に対する不信感を増幅させる結果をもたらしたりしたのである。

また、一九七九年、県教委は、「同和教育基本方針」を制定し、「同和教育」を重点施策としたものの、それは、県同教の運動に追いつめられて形だけをつくったに過ぎなかった。このことは、「同和」教育の基本課題について県教委と協議しようとしても、最高責任者たる教育委員長や教育長は顔を出さず、関係課にまかせっきりという状態を見れば明白であった。

一九八〇年、一人の部落の少年が、一四年間の差別の重圧の中で呻吟し、自分の生命を引き裂きながら「荒れ」ていくという問題がおこった。この問題は、マスコミが〝校内暴力〟として大きくとりあげ、県議会にまでのぼっていった。県議会では、この少年の立ち直りにひたむきにとりくんでいた同推教の営みに対し、「『同和教育』が、差別を許さず差別とたたかうという方針を立てているから、教師にたてつくのだ」、部落の子に特別にかかわるからこのような問題がおきるのだ」ととらえる発言が革新を名のる議員から出され、県教委は、部落の親や子にかかわる同推教の営みを、「特別な教育」と位置付け、この議員の発言をそのまま受容したのであった。

県同教の事実調査のなかで、この問題は、部落差別によるものであることが明らかにされ、該当自治体と交渉を重ねて、「同和教育方針」と実施要項をつくらせることができた。しかし、県教委の受けとめ方は、県民に大きな影響を与え、今日の教育の荒廃が「同和」教育の欠落したところにその原因があるにもかかわらず、「『同和教育』をやるから学校が荒れる」とささやかれる事実すらうみだしたのである。

さらに、県教委のこのような姿勢は、教育現場、わけても管理職に差別事象があとをたたない実態をつくり出している。管理職による、「特殊部落」発言や「同和教育一分野論」、あるいは「一般地区同和教育不要論」をゆるし、「『同和教育』より大切な研修がある」「『同和教育』より学校運営が大切」などと、「同和」教育基礎講座や研究大会への出会妨害となってあらわれた。

一九八一年、解放同盟県連と県同教の連帯した要求によって、県教委に、「同和」教育行政の窓口である「同和教育室」を設置させることができた。県同教六年間のとりくみで、県下に広く、部落問題や、「同和」教育の重要性が認識されるようになった。一九八二年には、はじめて教育長が定例的に県同教と「同和」教育の基本課題について話し合うようになったが、その消極的な姿勢は、いまだに否めないところである。

三、具体的実践にむかって

鹿児島における部落を解放する教育が、きわめてきびしい状況にあるのはまぎれもない事実である。それだけに状況に反撃するいと口を、部落の子どもの生活実態や親の生きざまに触れ、そこから部落のほんとうのこころざしに出会っていく道すじの中から確かめ合ってきた。県同教に結集した仲間たちは、親

や子どもの生きざまを通して部落と出会い、自らの差別性を問い続けながらいままで身につけてきた価値観をくつ返され、きたえられている。

三年かかって、やっと部落に学習会を組織できた同推教。「同和のドの字も言わせない」という地区に二年がかりで子ども会を組織し、無識字を語る親とのつき合いができるようになった同推教。もっとも保守的な部落の長老から差別の中で生き抜いてきた八〇年間の歴史を聞きとり、解放への願いをつきつけられた仲間。「部落の人は長い差別の結果〝長いものには巻かれろ〟という考え方が多い。〝寝た子をおこすな〟論に負けてはいけない。先生方強くなれ。」とはげまされる仲間たちがいる。部落の親たちの暖かさにふれ、試行錯誤しながら自前のいとなみをつくりつつある。解放同盟県連の幹部のなかにも、「同和」教育に対する理解者が増え、県北の高校では解放研を組織し、識字学級も開級した。

鹿児島の「同和」教育は遅れていると言われながら、全同教三〇年の遺産と教訓に学び、苦渋に満ちた原初の取り組みを通して地道に前進している。「同和」教育と同行する部落大衆や、教師仲間、県民の層を拡げてきたことは事実である。県同教発足以来、基礎講座と研究大会を開くなかで、県下一一地区に地区同教を、五六市町村に同研を組織し、県同教会員も結成当時の三〇人余りから四千人台になった。研究大会も二日間、二千人を超える参加者をみるようになった。各地区同教でも、市町村同研を主体に、基礎講座や、研究大会、実践交流会を組織し、県同教研究大会に結集している。

さらに、県同教結成二年目の一九七七年度に、「部落解放第三回全九州研究集会」を県同教が中心となって開催し、鹿児島に部落を解放する大衆的な闘いののろしをあげることができた。このことを手始めとして、九同教や全同教の研究会、解放講座等を成功させ、全国や九州の仲間から多くの実践を学びとった。

以下は、組織の発展過程である。

一九七六年度

・県同教結成（会員三六名）
・二学期より専従一名、非専従三名
・二月に第一回研究大会（約四〇〇名）
・三地区同教結成

一九七七年度（会員二〇〇名）

・専従二名、非専従二名
・同推教員正式配置（一一名）
・部落解放第三回全九州研究集会（五〇〇〇名規模）
・第一回「同和」教育基礎講座（三〇三名）
・第二回研究大会（八〇九名）
・部落解放鹿児島県共闘会議結成
・八地区同教になる

一九七八年度（会員七〇〇名）

・県同教事務局設置　書記一名配置
・同推教員一六名に増
・第二回「同和」教育基礎講座（七〇〇名）
・第三回研究大会（一〇〇〇名）
・九地区同教になり、十三市町村同研結成
・県教委、「同和」教育を重点施策に。同和教育基本方針制定

一九七九年度（会員一二〇〇名）

・同推教員一八名に増
・九州地区「同和」教育夏期講座（四〇〇〇名規模）
・第三回「同和」教育基礎講座（一〇〇〇名）
・第四回研究大会（一〇〇〇名）
・県下全域に一一地区同教になり、市町村同研も一六になる。

一九八〇年度（会員一〇〇〇名）

・同推教員二三名に増（内二名は高校）
・九同教課題別研究会「障害児教育」（三〇〇名）
・第四回「同和」教育基礎講座（一二〇〇名）
・第五回研究大会（一一〇〇名）

一九八一年度（会員二八〇〇名）

・専従四名、非専従一名
・同推教員二九名に増
・第五回「同和」教育基礎講座（一六〇〇名）
・第六回研究大会（二日間・一六〇〇名）
・進路保障研究委員会を組織
・九同教進路保障研究会（六〇〇名）
・県教委同和教育室を設置

一九八二年度（会員三五〇〇名）
・同推教員三四名に増
・第六回「同和」教育基礎講座（一七〇〇名）
・第七回研究大会（二〇〇〇名）
・全同教進路保障研究会（一〇〇〇名）
・部落解放西日本夏期講座（五〇〇〇名）
・四六市町村に同研組織を結成

県同教の主な事業は次のとおりである。
・「同和」教育基礎講座
・「同和」教育研究大会
・推進教員配置校研究会（年二回）
・推進教員研究会
・夏期合宿研究会
・進路保障研究委員会
・専門委員会
・定期総会
・地区同教代表者会
・評議員会
・関係団体の研究会や行事に参加
・出版関係

機関紙　解放教育「かごしま」の発行
基礎講座報告集の発行
研究大会報告集「より深くかかわるいとなみを」の発行
進路保障研究委員会報告集の発行

四、活動課題へのとりくみ

鹿児島県同教七年の歩みをおおざっぱに述べたが、中世以来一領主が支配し続けてきたという本県の封建的歴史性から、予断と偏見に満ちた社会意識は根強く、多くの被差別部落の親や子どもたちが差別からの解放を願いながらも、息をひそめて生きざるを得ない状況におかれている。そのことは、他県において運動の結果、問題とされる企業の差別選考が、本県で堂々とおこなわれている事実をみてもわかる。差別選考に対して、鹿同教進路保障研究委員会の調査や、学校現場と連携を取りながらの追及に、認識が改められつつあるが、行政の消極的な態度は改まっていない。

このような差別構造のなかで、鹿児島県同教は、「部落差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育の確立」と「部落問題をすべての県民のものとするために、組織的なとりくみを強める」という二大目標をかかげ、次の実践課題にとりくんでいる。

・差別に対するたしかな認識を育て、部落解放を担うことのできるしたたかな主体、集団づくりを進める。
・つねに自らを糾し、被差別部落の父母の生活史と労働、そして運動から部落を解放する教育の思想を学びとる。
・目の前の子どもの生活を具体的に見つめ、徹底してかかわりを続けながら、自らの力で生み出した実践をたしかめあう。
・部落の現実とかかわって、部落を解放する学力や進路を保障していくための教育内容や教育条件を確立する。
・部落解放運動の闘いの歴史と、その遺産に深く学び、その運動の中心である部落解放運動と強く連帯し、地域と結合した教育運動をすすめる。
・部落問題についての正しい理解と認識をひろげる組織を、県下全域に確立し、民主団体、勤労大衆の反差別のたたかいと連帯して運動を強化する。

・「狭山」や「地名総鑑」等の提起する教育課題を深く追求し、「部落解放基本法」制定へ向けての闘いを、父母、県民と連帯して一層強化する。

一九八三年三月現在、保育園から小・中・高・大学・部落解放運動に参加する人たちで、会員も四千台を超えている。真の部落解放のため、鹿児島における「同和」教育の格段のとりくみを強化しなければならないことを痛感している。

宮崎県同和教育研究協議会

わずか九年間の回想

宮崎県同教の結成は、一九七五年一二月である。前年一九七四年八月、熊本県阿蘇で開催された第一回九州地区夏季講座に、二名の教師が休暇をとって出会したのにはじまる。九同教からの公開質問状、宮崎県教組、高教組の交渉をうけて県教委も、翌年の夏季講座には四〇名の出張を認めるに至った。この夏季講座出会者を中心に、総括会をもつなどして、先輩各県の応援をうけながら設立総会を開催するに至った。七八名での出発であった。

しかるに、県教委は「太陽と緑の国宮崎には差別はない」、という基本姿勢を崩さなかった。交渉の席上、教育長が「この教育は特殊な教育でして……」と発言する一幕もあったのである。

こういった環境の中で、一九七六年九月に県同教事務局に専従二名が配置され、とにもかくにも、第一回宮崎県同和教育研究大会の開催にこぎつけ、一九七七年四月に、同和教育加配教員一三名が誕生して、まがりなりにも組織的な運動として出発しえたのも、部落解放運動のうねりと高まりによってであったことは言うまでもないところである。

部落解放同盟宮崎県連合会の結成大会は、一九七七年三月なのであるが、一九七五年一一月に、部落解放同盟中央本部、九州ブロックによる、県連結成のよびかけ以来、文字通り血をはくような努力が続けられてきた。はっきりしていることは、県連準備会の方針に、一貫して「部落解放教育の確立」があったことである。

県連準備会のO氏が、県連を認めようとしない県庁幹部に「一緒に死のう」と県庁三階から、抱きついたまま飛びおりようとした姿に、全国水平社の支部のなかった宮崎の、それほどまでに、圧殺されてきた宮崎の被差別部落の人々の思いがこめられていたと思うのである。

「同和教育研究員」、これが県教委がつけてくれた、宮崎の加配教員の名称である。なるほどとも思う。私たちの運動は、私たちが被差別部落の子や親の生活に参入し、その差別の現実から出発したのではなかったのだから。一歩まちがえば、まさに研究であった。

そういうことだったから、私たちの目の前に、被差別部落の子どもたちはいなかったのである。それだけに私たちは、何はともあれ「部落差別の現実に学ぶ」ために、被差別部落の、とりわけ子どもとのかかわりを求めることを大事にしなければならなかった。従って歩みはおそかったのである。

第一回宮崎県同和教育研究大会のレポートに、子どもの具体的な姿はなかった。一九七七年五月の、県同教主催の第一回同和教育研究員研修会のテーマは、「校内研修会で何をはなすか」、でしかなかった。宮崎県同教機関誌「かいほ

う」をひもといてみても、個別の子どもを浮きぼりにしたレポートに接するには、一九七八年を待たなければならなかった。

当然といえば当然であった。水平社運動このかた、人間のあり様を求め、人間が人間であることの意味を問いつづける、部落解放運動や、部落解放教育運動の内実は、私たちのからだのどこにも存在しなかったのだから。

黙々と被差別部落に通う日々が続いた。そこだけ用水路がなく、汚水で田植えをしなければならない被差別部落があった。部落解放同盟支部の、半数が失業世帯で、それなのに生活保護家庭が、被差別部落外のそれよりも少ない、という事実に出会っていた。部落解放同盟支部に結集した約二〇世帯の中で、高校卒業者が一人もいない、という現実に直面していた。

結婚や就職における数々の差別事象、生命の誕生に於ける親の子へのしがらみ、娘の寝顔をみて、おえつし悩む父親の子への思い、人間が人間として生きることを拒否され、抑圧されてもなお、したたかに生きようとする姿に触れたとき、今まで何をやってきたのかと、部落差別が見えなかった教育のあり様が被差別部落の現実によって、変転させられていったといっても過言ではないと思う。

当時をふりかえって、今も「同和教育研究員」を続けるAさんは、述懐する。「部落解放教育が、子どもたちを解放へ自立させ、教師自身の向きを変えることであるとするなら、教師がかわる、人間がかわることを解放教育の出発点としなければなりません。そのことを被差別部落とのかかわりの中で、自分自身にうちいらせること、さらには被差別からの解放を阻害する対象にうって出、自らの生き方をも問うこと、そのことを日々の実践の座標軸にすえて問い続けていくこと、これらが、自分の活動にとってのひとすじの光としてみえるようになってきました。」

「同和教育研究員」を中核とする、ごく少数の集団ではあったが—そして今日もなお事情は変わらないのだが——共通の思いであったろうと思う。

少しずつ見えてきた、少しずつ自分がかわってきた、このささやかな営みが、いくつかのレポートとなって結実してきたと思っている。

「Mさんと私」

Mさんに出合ったのは、Mさんの母親Cさんをはじめとする二〜七人からなるA市U地区の識字学級に足を運び始めて、しばらくしてからのことであった。

その識字学級で驚かされたのは、二〇代、三〇代の人が含まれていたことであり、Cさんはもとより、その息子であるMさんまで、親子二代にわたって文字を奪われてしまっている人がいるということであった。その後、私のように部落差別の現実を表面にしか知らず、また同和教育が今なぜ必要なのかも十分に認識しえていなかった者にとって、驚くべきことが次々につきつけられることになる。ただこの「驚き」の種は、実は私たち教師がまいたものであることを、Mさんとの関わりの中で気づかされることになる。

このMさんは、その時二八歳で、すでに二人の息子の父親であった。会ってみると、かなとやさしい漢字の読み書きしかできない、小学校二〜三年程度の学力しかない青年とはとても思えなかった。なかなかしっかりしたりっぱな青年であったのである。そのころMさんは父親の死を機に、一八歳で入隊した熊本の自衛隊を辞め、母親の住むA市U地区で新しい仕事を始めていた。トラック一台を持っていたので長距離運送業である。こんななかで、Mさんは文字を奪い返す勉強を始めたのである。しかし、Mさんの仕事の都合でその日程は不規則になりがちであったし、また長距離を走った後の勉強は、週一回、二時間程度とはいえなかなかたいへんなことであった。とにかくMさんは小二「にんげん」をテキストに、文字をとり戻し自分をとり返す努力を決意したのである。

そのときMさんの長男は、小学校入学を直前に控えていた。勉強はMさんのたどたどしい読みで始まった。教室で子どもが頭をかきかき読むのと全く同じ調子である。なんとか読めるものの、やはり助詞「は」、「へ」とか拗音・促音の部分では声が小さくなってしまうのである。書いてもらうとMさんの現状はさらによくわかった。先の助詞、拗音、促音が不

正確であったり、カタカナが書けなかった。読むことのできたやさしい漢字も書けなかった。また、Mさんが必死の思いで書く字はぎこちなく、自信なげであった。聞くところによれば、これまで人前で読み書きすることはほとんどなかったということである。したがって、「なんか人前に出ることに自信がなかった」ということにもなっていた。Mさんはすでに運転免許を持っている。また、免許停止処分を受け、そのために法令の試験を受けにも行っている。法令のテキストには難しいことばと漢字がたくさん書かれている。Mさんの現状からすれば、とうてい切り抜けられそうにない問題である。

にもかかわらず、これをちゃんと乗り越えてきている。Mさんの話によれば、普通に読み書きできる奥さんの助力もあったということであるが、Mさんの現状を知っている私にしてみれば、どこにそんな力があったのかと、ただ感心するのみである。

だが、ただ感心するのみでなく、ちょっと考えてみると、このことは十分に読み書きできないという原因が、Mさんの能力に関するところにあるのでは決してないということを、よく物語っていることに気づかされるのである。現に私は、Mさんが免許停止処分を受けたために共に法令の勉強をしたとき、Mさんのすばらしい勘と十分な能力を目の当りに見せつけられたことがあるのである。Mさんは、法令のテキストを「にんげん」を読むときよりも速く、しかも澱みなく読んでみせたのである。しかし、Mさんが読むあとを目で追っていくと、漢字をすべて正しく読んでいるわけではなかった。間違って読んでいる漢字が多いのである。だが、その読みは、その文脈の中での意味をほぼ言い当てた読みにほとんどがなっているのだ。漢字一字一字は正しく読めなくても必死で「文」を読んでいることに気づかされたわけである。

今、仮りに、小学校四年生程度の読み書きのテストをしたとすれば、手の動く回数よりも、ため息のほうが多いであろうMさんが、免許停止という一家の生活にかかわる問題に直面したとき、私に見せた一面であった。奥さんの助力と、おそらくは生きるために全身で覚えたMさんなりの方法で、これまでさまざまな困難を切り抜けてきたであろうことを感じさせるに十分なできごとであった。二八歳の若さで、しかも遅しい生活力を見せるごく普通の人間が、なぜこれほどまでに見捨てられてきたのか。私は改めて考えさせられることになる。

勉強が進むにつれ、Mさんは多くは語ってくれなかったけれども、一服つけながら、ぽつぽつと自分について語ってくれた。Mさんはすでに小学校三年生の時点でお客様扱いをされたという。教師はMさんを他の生徒のじゃまにならない場所に座らせて授業をしたともいう。授業内容はわからなくなり、いきおい学校を怠けることも多くなったという。現状から考えれば、結局Mさんは学校で何の手当ても受けることなく、中学校へ押し上げられ、そしてまた中学もそのままの状態で卒業させられたということになるのである。

「人間は社会的生き物である。」とか「人間は一人では生きていけない。」と教える学校も、そのときMさんの行くところではなくなっていた。よほどの人間でないかぎり、人間は人間を求めて生きているはずである。Mさんがそのとき、家族にも学校にもそれを求めることができなかったとすれば、それなりに手を結ぶことのできる仲間を求める結果になるのはきわめて当然のことであろう。

しかし、こうしてできた人間関係も、傍観する学校や世間の目には決して良くは映らないのである。そしてそのままMさんは学校を押し出されたというのである。文字を奪われたまま、子どもは子どもなりに、人間としてほんとうにその喜びを知ることもなく広い世間に放り出されたことになる。

あるとき、こんなことがあった。勉強も一段落して、お茶を飲んでいたときのことである。そこに車のセールスマンが突然訪ねてきたのである。Mさんは、セールスマンの「こんばんは。」という声がすると同時に、食台の上に広げてあった勉強道具の一切を、目にも止まらぬ速さで食台

の下に隠していたのである。私もその時とっさにMさんと同じことをやっていた。セールスマンが帰った後、そのことにはひと言も触れずに勉強を始めたのであった。しかし、私の心中はやはり穏やかではなかった。今、私はその時のことをこんなふうにしか言い表すことができない。さらに、Mさんが勉強を始めて一年以上が経過した現在、小学校二年生になっている長男のことを考えれば、複雑な思いはなおさらのことであろう。

その父親は今、その息子のしている勉強と大差ない程度の勉強をしている。そしてそのことを息子は十分承知している。A市に来て初めて自分が部落出身であることを知り「グラグラした。」「もっといい生まれであると思っていた。」というMさんにとって、この息子のことを思うことが、いちばんしんどいことではなかろうか。Mさんが自分が部落出身者であることに、どのような結着をつけたかは私には今のところわからない。しかし、すでに息子の前に自分をさらけ出している以上、いずれは自分のことを語って聞かさなければならないときがやってくるであろう。

私もまた、改めてMさんと向かい合わなければならないであろう。そんななかで、酒を飲みながら「いっちょ歌わんな。」と、何も考えることなく歌詞を渡してしまい、「先生は残酷じゃなァ。」と言われてしまうようなことを、今後も何度か経験することになりそうである。

第七回九州地区同和教育夏季講座より

部落差別の現実におののきながらも、おのれの教育のあり様と照合し、反転しようともがく教師たちがいた。

はじめて全同教研究大会にレポートを提出した一九七九年の福岡大会に前後して、その数年間は、一歩前に出ようとする宮崎の教師たちの苦渋に満ちた闘いの歴史でもあった。

初期の、一九七七年に開設した西諸の解放学級をのりこえて、県北では、自分を語り、親を語る作風が定着していった。学校では、人権学習が提起され、それぞれの痛みを共有できる授業づくり、クラスづくりが模索されていた。

そんなある日、私たち宮崎県同教は、深い悲しみに襲われた。一九八一年八月一日、突然に、余りに突然に、森純夫県同教会長（前全同教常任委員）の死去に遭遇してしまったのである。

けれども私たちは、「森純夫の作風をうけつごう」と、新たな決意で教育の営みをつづけてきた。自らの社会的立場を自覚しはじめた被差別部落の子どもたちは、宮崎県部落解放奨学生集会に結集しはじめていた。その一人は、一九八三年一月、学校の意見発表会で、部落解放に生きる決意を、次のように述べた。

……前略……実を言いますと、私も、被差別部落の出身の一人なのであります。自分が被差別部落の出身者であると知ったとき、あまり何のことかわからなく、そのことについていろいろと勉強しているうちに、この重大さを知っていくようになりました。そして、考え悩むようになり、友だちに自分のことを知られたら、友だちが去っていくのではないだろうか……とか、なぜ被差別部落に生れたというだけで、こんなに考えさせられ、涙を流さなければならないのだろうかと思ったことも何度も何度もありました。

そして、自分が被差別部落でなかったら、どんなにか楽で、幸わせになれるのではと、逃げ腰になったこともあります。しかし、逃げていても、この問題が私からなくなるものではないのならば、いっそう勇気を出して、少しずつでもいいから、差別をなくしていきたいと考えられるようになりました。

私は、自分が被差別部落に生まれ、被差別部落に生まれていない人たちに学ぶことができないことを学ぶことができ、幸わせであると思えるようになりました。

現在、差別はなくなったと言われていますが、それは表面的なことであって、まだまだ差別は残っているのです。

差別とは、他人の人権を侵すということであると思います。その差別をなくするということは、相手のいたみがわかるような心を、皆さんが、自分の心に育てるということではないでしょうか。

私は、差別のない社会が早く来ることを望み、そういう社会をつくるように努力していきたいと思います。

被差別部落の子どもの部落民宣言を目のあたりにして、私たちが決意を新たにしなければならないのは、今こそさらに深く、被差別部落のふところに入り込み、被差別の子どもと同じ地平に立つことであろう。

補充学級（促進学級）から解放学級へ、人権学習から部落民宣言への道筋を確実にたどってはいる。知的理解から意識の変革へ、そして連帯行動へという歩みがあるにはある。

しかし一方で「俺たちには関係ない」という級友たちの無関心さにうつむき、心を閉ざしている被差別部落の子どもたちがいる。このことは、小・中・高校の約半数が、人権学習を実施している、という報告とはうらはらに、教師間に、避けて通りたいという空気があることと決して無関係ではない。しかも、あまりにもたちおくれた社会同和教育、課題はつきない。けれども、決してあせるまいと思う。全同教と共に歩く決意である。

宮崎県同教　一、一〇〇名

機関誌「かいほう」年十二回発行、二、〇〇〇部、現在五七号

資料集「子どもとの関わりをもとめて」第一集・第二集

長崎県同和教育研究協議会

長崎県同教のあゆみ

県同教結成のいきさつ

「長崎県には被差別部落はない。」これが一九七二年の長崎県行政の公式的な調査結果である。したがって、一九七〇年の長崎市で起こった差別地図事件を糾弾し、自ら部落民宣言をした現解放同盟長崎県連委員長の磯本恒信氏（当時長崎地区労書記長）の行動を契機に解放同盟が結成される（一九七三年）まで、ほとんどの教育関係者が、「同和」教育の何たるかも知らなかったのである。解同が組織されても、ほんの一部の者しか、部落問題に目を向けなかった。

一九七二年、佐賀で開催された研究会に、一部有志の呼びかけで六七名が参加したが、参加者の中には「童話教育」と思って参加した者や、物見遊山的な気持ちで参加した者もおり、ただ「同和」教育というものがある、部落問題に他県では真剣にとりくまれている、だが自分には関係ない問題だととらえて帰った者が大部分であった。

この大会への参加をきっかけに、「同和」教育のとりくみをしようという声も出たが、組織化までには至らなかった。

一九七四年八月、熊本で開催された九州地区夏期講座（第一回）に当時県同教が組織されていた福岡、熊本、佐賀県からの呼びかけがあり、何とか一一名の参加者を出した。この講座をきっかけに、県同教結成の動きがにわかに活発化し、直ちに準備作業に入った。当初は、各地区での同教を結成し、その上で県同教を組織するという考えもあったが、本県の教育現場に「同和」教育という「ことば」すらまだ浸透していない実態を考え、県内各地の有志を結集してまず県同教組織をつくり、それらの人々が、各地で地区同教の組織化を図るのが最善の方法だという結論に達し、準備委員四名（古藤直広、高島典夫、坂巻毅治、諫山浩司）で、結成の準備と県内各地有志に対する呼びかけを始めた。

長崎市に全同教西口委員長および九州三県（福岡、佐賀、熊本）の代表を迎えて、結成総会を開いたのは、一九七四年一一月二〇日であった。参加者約四〇名と少数であったが、会則や活動計画を立案し、結成総会は成功した。この総会で直ちに全同教加盟を決定し、全同教の一員となることが形の上で成立した。役員は、会長に古藤直広、副会長に高島典夫を選出し、事務局が設置されるまでは事務局長は置かず、高島典夫が兼務した。

翌一九七五年、現在の事務局が設置されるとともに書記一名が配置された。そして、専従事務局長として高島典夫が任務につき、副会長に牧山宅治が選出された。

こうして、本格的な活動の体制がこの年から整った。

組織発展の経過

県同教結成総会に参加した会員は、それぞれの地域に組織をつくることに全力をあげた。その結果、一九七五年から七六年にかけて、佐世保市、島原市と南高来郡（島南地区同教）、長崎市に、同和教育研究会が結成された。

一九七七年から七八年にかけて、西彼杵郡、壱岐郡、福江市と南松浦郡（五島地区同教）、高等学校と、相次いで結成されていった。さらに一九八〇年に大村市と東彼杵郡（大東地区同教）に結成された。一九八三年に入り、北松地区同教（平戸市、松浦市、北松浦郡）が結成され、現在組織がないのは、諫北地区（諫早市と北高来郡）と対馬だけとなった。この二地区では、個人加入会員を中心に、学習が進められている。近い将来での組織化をめざして、努力が続けられているところである。

組織の拡大と事業の増大が、七七年から目立ってきた。このため、県同教では、規約を改正して七八年から事務局次長制を採り入れ、諫山浩司が選出された。七九年から事務局次長も専従となり、事務局運営が強化された。七七年には、副会長に中尾貫が選出されている。

一九八〇年、会長高島典夫（専従）、副会長中尾貫、事務局長諫山浩司（専従）、事務局次長高原篤司の体制で一九八二年まで進んできている。

こうした、県同教事務局の強化を図る一方で、各地区への推進教員の配置を強く要求し続けてきた。しかし、長崎市と佐世保市に配置されているのみで、その他の地区には、推進教員は配置されていない。各地区では、（県同教の非専従役員も含めて）授業時数等を軽減して役員の活動を保障するため、講師を配置している。

活動の経過

県同教が結成された一九七四年一二月、高知県で開催された全同教研究大会に十数名参加したのが最初である。その後毎年全同教大会に参加はしているものの、今日まで一名の報告者も出すことができない。この点を各種会合の中で論議し続けているが、「被差別部落の子どもにかかわる実践でないと出せない。」とか、「全国で報告するようなレベルではない。」とか、しりごみする論議に集中することが多いのが現実である。

県内での実践を出しあい、学習を深め、交流しあう場として、いくつかの学習会、研修会を実施している。年々、その内容も充実してきているが、今日まで全国の仲間の前に長崎県の実践や実態を報告できないことは残念でならない。

本県の学習活動の中心は、七五年から毎年開いている研究大会である。七五年（長崎市）、七六年（島原市）は講座形式で開催したが、七七年（大村市）から分科会方式を採り、完全ではないが、レポートを持ち寄って討議する学習の場となってきた。七八年（諫早市）までは一日開催で日程を消化してきたが、討議時間が短いということから、七九年（長崎市）から二日間の日程で開催するようになった。

八〇年（佐世保市）から「基礎講座」、「解放の学力」、「集団づくり」、「進路保障」、「社会意識、社会教育」の五分科会と、講演というスタイルで、八一年（島原市）、八二年（西彼杵郡）と開催してきた。この間この大会の助言者として、福岡、熊本を中心に実践の先鞭をまねき指導をうけてきた。

ここ数年、この大会での実践の内容も充実しつつある事は喜ばしい事である。研究大会での実践が、いくらかでも充実することになった要因は、いくつかあげられるが、県同教の内部的には、七六年から七八年までの三年間役員を中心とした夏期の合宿研修会で、他県からの講師を招いての理論、実践両面の学

習を積みあげた事により、役員が先頭を切ってとりくむ姿勢ができた事があげられる。

七九年から、会員を中心に実践中心の合宿研修会と形を変え、今日に至っている。

また、七九年から一日間ではあるが、各地区の新入会員を集め、基礎講座を設けて研修を深める方式を採ってきた。

こうした積み上げの集大成として、研究大会を充実させる方式を採ってきた。それまでは一、二月に開催してきた研究大会を、七九年から一〇月二日間開催の方式に切り替え、今日に至っている。「全同教へ報告を……。」を合言葉に一〇月開催にしたのだったが……。

八〇年から、研究大会の内容をさらに充実させるため、課題別研を六月に開催している。初年度は、「言語認識」「社会認識」「自然認識」「芸術認識」「進路保障」を設定し、熊本・福岡から講師を招き、課題別それぞれについての基本的な学習をした。八一年は、実践を持ち寄って報告しあう研究会とした。この年までは、十分な実践とは言えなかったが、会員が何らかの手がかりをつかみ、現場で実践を深める一つの学習の場として定着してきた。八二年は、助言者（協力者）も県内の実践者の中から選び、仲間どうしで話し合う場としたことから、一日の会では時間が不足するというまでに論議が深まりつつある。

したがって、八〇年から、六月の課題別研で学習し、合宿研でさらに深めるため、合宿研も課題形式とし、その成果を一〇月の研究大会で出し合うという、積み上げ方式で今日まで進めてきている。なお、八三年度は、「障害児教育」「自主活動」を課題別研に取り入れ、さらに内容の深まりをめざしている。

こうした本県の実践の深まりに大きな影響を与えてきたものに、九州地区夏期講座がある。七六年の佐賀の講座から不十分ではあるが報告を毎年出すことにより、県内での実践活動に大いに役立つ側面をになってきた。また、七七年、八一年と二回にわたって、九州地区夏期講座が本県で開催されたことも、県内での取りくみの強化に大きな刺激となったことも見のがせない。ただ、この講座への参加者が固定しつつあることは、一考を要する。

九州ブロックでは、講座の他に、各県持ちまわりで、課題別研を開催しているが、本県は八二年に初めて「進路保障」を受けもち、今後の取りくみに大きな力となってきている。

反面、九州ブロックの講座や課題別研に報告を出すと、どうしても本県は被差別部落のない地域のものが出て来る。被差別部落の子ども中心の他県の報告と比べ、参加者からの意見は少なくなるか、部落の子どもを中心にすえた報告を出せ等の意見が多く出て来る。そのため、せっかく「同和」教育の視点に立って部落のない地域でも何とか実践しようとしている報告者や、本県からの参加者は、自信をなくし、県外での報告にしりごみする点は、本県のかかえた地域の実態等から考えても、何とか打破しなければならない課題でもある。

その他、研究大会の報告者を中心とした、学習会（教育活動研究会）二日間、人権週間前の人権学習会等を実施している。

こうした研修会、研究会を経て、各地区の同教は、それぞれの地域で環流学習会や、それぞれの地域独自での実践報告会や、研修会、学習会等をかさねて、長崎県内の「同和」教育の拡がりに全力をそそいでいる。

今後の課題

県同教結成以来一〇年を経ようとしている。この間、たしかに「同和」教育という「ことば」と、同和問題に対する知識は、全県下に一応広まってきている。しかし、学校現場や地域で、「同和」教育の実践が学校ぐるみ、地域ぐるみでなされているかと言えば、残念ながら、全く不十分であると言わざるをえない。

この問題をいかに克服するかが、まず最大の課題と言える。全県下全校で、全教職員によって「同和」教育がとりくまれる日が早くくるよう、県同教に結集する多くの会員が先頭に立って実践に全力をそそぐ必要を痛感している。そのため、未組織地区の組織化と、全教職員の県同教加入に向けていかにとりくむかも課題として残されている。

次に、本県の被差別部落は少数点在である。地域や学校には「被差別部落がないから『同和』教育にはとりくまなくても……。」という消極的な姿勢に終始している者が多い。しかし、それだけに部落に対する教師や住民の差別意識は

強いものがある。こうした実態をどのように打破していくかが、早急に考えられなければならない問題点である。

そのためにも、県同教に結集する仲間の、今後のたゆまぬ努力と、地道な教育活動が求められている。ややもすれば挫折しそうになるところを、互いに支えあって、毎日の活動を続けているのが現実の姿である。

長崎県における課題のもう一つは、平和教育と「同和」教育をどうむすびつけていくかということである。被爆県長崎でなくてはできない、平和教育と「同和」教育をきっちりとむすんだところの実践を創造していく営みをするところから、長崎県の平和教育と「同和」教育を広め深めつつ、さらに「同和」教育を前進させていかなければならない。

また、本県は、日本でも数少ない島の多い県である。島差別の問題も一つのテーマとしてとらえ、実態を明らかにする営みを続けると同時に、島に住む人々や子どもたちの被差別の状況を浮き彫りにしていくとりくみも続けていかなければならない。

まだまだ組織的にも、内容的にも多くの弱点と、問題点をかかえている長崎県同教であるが、何とか、全国の仲間や九州の仲間にささえられ、励まされて今日まで歩いてきた。この一〇年の多くの教訓と、力を合わせて築きあげた財産をだいじにしながら、明日からまた一歩一歩「同和」教育の前進のために努力していきたいと思う。

熊本県同和教育研究協議会

熊本県同教の歩みと現況

一、熊本県同教の誕生

1、歩み、その第一歩

一九七〇年三月八日、熊本市のみやこ旅館で一五〇名の教師によって「熊本県同和教育研究会」（現熊本県同教とは異なる）の結成大会が開かれた。

宇土、熊本、上益城、水俣、人吉、阿蘇の地域代表と高校から三人の代表を加え一〇名の世話人を選び、熊本県各地の点としてしか存在しなかった解放教育の実践家たちが、ようやく線としてつながりを持ちはじめた出発点であったと言える。

熊本県教組の開催する教育研究集会の「人権と民族」教育分科会は、毎年、単発的ながら部落の子どもの状況や、親たちのくらしぶりにうかがわれる差別の現実を報告しつづけていた。それ等の人々の熱が、ついに組織的な取り組みを決意したものである。その中心に古沢千代勝（初代事務局長、阿蘇）があった。この結成大会以後、八月一四日、一五日阿蘇郡白水村の部落に教師三五名、父母六〇名が合宿研を開催して、部落の父母、青年、解同役員と語り明かした。

父母や青年たちは口々に「自分たちゃどうして差別さるっとか、この間まで知らんだった。学校でも、先生たちゃ何も教えらっさんだった。」と学校教育のあり方や教師に対して不満をぶちまけた。教師たちは、あらためて「差別が、あらゆる形態をもって今なお厳存しているのは教師の怠慢である。」ことを思い知らされた。

ひきつづいて、第二回の合宿研を豊野村で開くことを決め準備をすすめたが実現しなかった。その原因は、

① 「あんたたちが同和教育というてしっかりがんばりよらすとはわかるばってん、阿蘇とか、熊本とか遠かところから豊野まで来て何ばしゅうていいなはっと、おどんたちは、何人もおんなはる地元ん先生が、学校で同和教育ばどがんしゅうて思うとんなはっとか、そるが一番知ろごたっと。」という痛烈な不信表明に立ち往生。

② 地元の地教委、小学校、中学校に対して働きかけを試みた結果、それぞれに同和教育に取り組む姿勢が全く無いこと、教師たちにも逃げの姿勢がはっきりしていることが判明し、地元の教育条件の整備がまず急務であると判断した。

③ 豊野の教師集団と熊同協の連けいが生きた関係にないこと。

等々が総括のなかで確かめられ、このことが熊本の教育と部落との状況の典型であろうと思われた。実は熊本の解放教育の出発点が、このようにして明らかになったのである。

2、熊本県同教の結成にいたる

前述の熊同研が産声をあげ、合宿研などの実践を開始したころ、県北の荒尾市や菊池郡市でも独自の研究組織が生まれていた。いずれも、教組教研の「人権と民族」分科会の取りくみから触発された実践グループが中心をなしていた。

そのような状況である折、隣県福岡で、第二二回全同教研究大会が開催されることになった。西口敏夫委員長は、福岡大会開催の準備とともに、熊本に県同教が組織され、全同教加盟を促進されるため、再三来熊されて県との折衝にあたっていただいた。その際に確かめられたことは、①県内にある熊同協、荒尾同研、菊池同研および県教組、高教組、教育行政が協議して県内同研の一本化をはかる。②そして福岡大会を契機に、全同教に加盟するということであった。

一九七一年一〇月に準備会を開き、会則、活動方針、組織について協議した。自主同研、県教委、解放同盟、両教組などの各団体の意志が、すべて同意したものでなく、課題を後日に残したままではあったが、一一月一三日に結成大会をひらくことを確認したのである。

結成大会は一九七一年一一月一三日、県立熊本商業高校を会場として行われた。

小中学校、高校、大学、県立ろう、盲学校、養護学校、私立学校、幼稚園、保育所、地教委、社会教育団体、部落解放同盟、行政機関、民主団体、文化団体など、教育にかかわるすべての団体からの参加者約一〇〇〇名がこの大会に参集した。

福同教の林力会長は

「立場やイデオロギーのちがいを捨ててかかること、真実を語りあおう、実践を出しあい、事実をもとにして話しあうこと、出発点としてあくまで『部落に学ぶ』ということを忘れないでほしい」と挨拶した。

記念講演にたった西口敏夫先生は、声涙くだる励ましのことばの終りを「……上から下への考え方では一人ひとりは幸せになれない。横のつながり、仲間の連帯が大切である。残念ながら、今、日本の教育にはその力量がない。この教育のゆがみを正さねばならない。人権の尊さ、労働の尊さを子どもの一人ひとりにはっきりと体得させてほしい。部落だから、〇〇だからといって差別しない、差別に怒り差別撤廃のたたかいに取りくみ得る子どもをつくる仕事に精一ぱいとりくんでほしい。」と訴えてしめくくられた。

大会は、

会　長	塚本喜代夫	荒尾同研
副会長	山田　熊雄	教育事務所同研
〃	富岡　信義	解放同盟県連
〃	松井絹一郎	菊池同研
事務局長	古沢千代勝	熊本同研
会　計	堤　克彦	高校同研

他、委員、監査を含む役員を選出して終了した。これは、熊本の解放運動、教育運動のうえで大きな歴史的な壮挙であった。

二、運動の発展と組織の拡大

1、県同教の組織の拡大

一九七一年の発足当時、八団体であったが、一九七二年、二六団体に急速に拡大し、ほぼ全県下に組織化がすすんだ。

現在（一九八二年）三一団体を数える。

荒尾市同研、玉名郡市同研、玉名同研サークル、鹿本郡市同研、鹿本同研サークル、菊池郡市同研、菊池解放研、阿蘇同研、阿蘇同研サークル、小国地区同推協、熊本市同教、飽託同研サークル、飽託同研、上益城同推協、矢部町同研、益城町同研、嘉島町同研、甲佐解放研、宇城同研、八代社会同研、八代地区同研、人吉・球磨同研サークル、人吉・球磨郡同研、芦北水俣同研、芦北水俣同研サークル、天草郡市同研、天草同研サークル、高校同研、県教組同研、高教組同研、部落解放同盟が、現在の加盟団体である。

事務局は塚本会長他六名の事務局員で運営されている。

2、教育運動の発展

(1) 県「同和」教育研究大会開催と全同教大会への参加

年一回、全県的に実践の総括を行い、それの成果なり課題を教育現場へ環流させて運動の拡がりと定着を目指して大会を開催することに力を傾けた。

第一回 一九七二年一〇月二九日

会場 熊本市錦ヶ丘中学校

五分科会 一五会場 三五報告

参加者 七〇〇名

第二回 一九七三年一〇月二八日

会場 熊本市帯山小学校、帯山中学校

一一分科会 一六会場 三七報告 参加者 一二〇〇名

この大会から全同教の分科会構成にならうことを目標にした。なお討議の時間を保障するため記念講演をとりやめた。

第三回 一九七四年一〇月二六、二七日の二日間

会場 県立第二高校、盲、ろう学校

一三分科会 一七会場 四〇報告

初めて全同教大会へ報告者をおくる（三名）

記念講演 中野陸夫（大阪教育大）

参加者 一七〇〇名

第四回 一九七五年九月一三～一四日

会場 東海第二高校

一一分科会 一八会場 三八報告

記念講演 福地幸造

参加者 二四〇〇名

この大会は、直後に全同教二七回大会の開催をひかえて、その運営、会場準備、報告者の選定など、すべての面でプレ全同教大会の意味あいを強くもつ大会であった。すべての分科会を全同教方式にはじめて設定し、一四本の報告を全国の仲間の前に出すことを決めた。

全同教大会は、八鹿高問題の翌年にもあたって、解放教育をめぐる論争が街頭まであふれ、ビラ、ポスター、宣伝カー等の総力をあげた騒然とした大会となった。

おりもおり、スト権奪還の交通ストライキのたたかわれる中での大会であり参加者の足が大いに憂慮されたが、さまざまな苦心が払われた結果、二万人に達する大集会が成功した。この大会は、その総括として「言葉主義を排し、部落の現実を直視し、事実を語り、実践をとおした話しあいを積みあげていこう。」という今日の全同教の基本姿勢を確認するうえで重要な大会となった。

熊本にとっても、画期的な学習経験であり、以後の解放教育が大きく飛躍するバネとなった大会であった。

第五回 一九七六年一〇月一六～一七日

会場 菊池南中学他六施設

一一分科会 一七会場 四九報告

記念講演 西田秀秋 参加者 二八〇〇名

全同教大会をさしたる手落ちもなく運営できた自信と、一四分科会で全国の実践家と討論に参加した自信が相まって、第五回大会は飛躍的に参加者が増し、

部落を前面に出しての実践報告が、大会の流れを占めた感があった。今にして思えば「熊本の作風」というものが生まれたのが、この大会であったのではないか。

全同教大会（神戸）に報告者四名をおくる。

第六回　一九七七年一〇月一五～一六日

会場　八代市　八代一中他

八代は二地区を有しながら、部落出身の市議会有力者の反対で、地区認定が難渋を極めた。地区認定を要求する解同八代支部は、国道三号線にむしろ旗を立て、地区労の支援を得て市役所への座わり込みを続行した。全同教西口委員長も、交渉の先頭に立たれるなどの経緯を経て八月、遂に地区認定が決定した。そのたたかいの成果を、全市民に定着させることを願って、八代で第六回大会を開催したのであった。

一一分科会　一七会場　五四報告

記念講演　土方　鉄

全同教大会（福山）報告六

参加者　四六〇〇名

第七回　一九七八年一〇月一四～一五日

会場　玉名市　玉名高校他一八会場

一一分科会　一八分散会

報告　六三報告　全同教への報告八

記念講演　桂　正孝

参加者　四三〇〇名

第八回　一九七九年一〇月一三～一四日

会場　熊本市第一工業高校他一七会場

一一分科会　一八分散会

報告　七五　全同教（福岡）報告一三

記念講演　山中多美男

参加者　三四〇〇名

この大会には、大きな目あてがあった。

県下で最も世帯数の多い部落がありながら、運動に参加している人はわずかで、教育行政も消極的で、文字どおり眠らされたままの部落大衆がほとんどであった。この地区に二小学校、一中学校があり、ここに分科会を設定して、このHa地区、Ho地区の人々に同和教育の大きな動きを知って欲しかったのである。しかし、部落内に目覚めた人たちの現われるのを心配した行政は、三校の貸与を断わり続けた。交渉を要求して市教委に出掛けても課長補佐以上、すべて雲がくれという異常な状況のまま大会当日を迎えてしまった。急遽、分科会場を変更した。

第九回　一九八〇年一〇月二五～二六日

会場　天草本渡市市民センター他

一一分科会　一八分散会

報告　八〇　全同教（高知）報告一六

記念講演　小沢有作

参加者　四一〇〇名

第一〇回　一九八一年一〇月一七～一八日

会場　熊本市鎮西高校他

一一分科会　一九分散会

報告　七四　全同教（三重）報告一三

記念講演　前川　実

参加者　三一〇〇名

第八回大会で果たせなかった課題を、再びとりくんで、部落へのアッピールを試みたが解放教育への予断と偏見を破ることはできなかった。

第一一回　一九八二年九月二五～二六日

会場　荒尾市立市民体育館他

一一分科会　二〇分散会

報告　七五　全同教（鳥取）報告一七

記念講演　原田伴彦

参加者　四一〇〇名

多くの課題、とりわけ地域固有の課題を克服するねらいも含めて大会の会場を持ち回わりながら一一回まで開催してきた。その間、実践報告は、着実に増し、なかでも被差別部落からの報告が一〇本前後に及ぶことが、私たちの大会の内容が、常に部落の現実と離れない所で高められていることの要因となってきたと思われる。

全同教への報告者については、準備されたすべての分科会に、報告を送ることを原則として力をつくしてきた。今後もこの姿勢を変えることなく努力を続けることを決意している。

※なお、文中の参加者は、会費納入者の概数である。

(2)　課題別研究会の実践と成果

県大会は、四〇〇〇人前後の大集会が定着した観があり、それなりの広がりと評価しているが、大会場での討論では、参加者全員に充分な論議を保障できない弱点がある。さらに全教科、全領域での実践を具体的に教育現場のものとするには、テーマをしぼった、小規模の研究会を数多く開催することが必要であるとして、一九七八年から実行を始めた。

年度	分野	問題提起その他
七八年	進路保障（八代） 社会認識（人吉） 社会認識（天草） 言語認識（熊本）	日笠慶二（神戸） 県同教事務局 県同教事務局 林　大造
七九年	自然認識（熊本） 言語認識（熊本） 進路保障（玉名） 就学前教育（阿蘇） 自主活動（大津） 社会教育（熊本）	太田俊孝（大阪） 灰谷健次郎 中川福督（神戸） 鈴木祥蔵（関西大） 寺沢亮一（奈同教） 県内報告
八〇年	自然認識（熊本）	森本和男（大阪）
八一年	自然認識（熊本） 言語認識（熊本） 進路保障（山鹿） 就学前教育（八代） 自主活動（阿蘇） 芸術認識（熊本） 社会教育（熊本）	さねとうあきら 天野忠雄（大阪） 県内実践者 大寺和夫（奈良） むらもとはつ（解同八代）
八二年	自然認識（熊本） 言語認識（熊本） 芸術認識（熊本） 進路保障（宇土） 自主活動（人吉） 社会教育（熊本） 就学前教育（熊本）	中山光国（神奈川） 蔵本穂積（大阪） 小中高から 平田利一（福岡） 岡部　健（福岡） 県内実践者 実践講座三回

課題研はすべて、問題提起なり講演に、県内の実践報告を対置して討論が交流される方法ですすめられる。

3、自主教材の創出のとりくみ

(1)夏休みの友、冬休みの友に「同和」教育教材を取り入れる取り組みは一九七三年度から始められ、全学年の長期休業期間中の学習資料となっている。

(2)人権作文集「きずな」の刊行

一九七五年の全同教熊本大会を機に人権作文集が編まれ、第六集まで刊行した。もともと、副教材を作りあげるまでの準備段階として発足したものであったことと予期したほどには、学習活動の力にはなり得なかったということもあり、一九八一年で新しい計画に吸収されることになった。

(3)副教材「きずな」の刊行

大阪、奈良、高知等で、創作教材集「にんげん」「なかま」「かいほう」など

が秀れた教育内容を生み出していることに触発されながらも、力量、経済条件、実践力の不足のため八年の歳月を、無為に過ごした。そして遂に、不完全で内容の貧しくなることを敢えて覚悟して「きずな」をつくることを決意し、一九八二年五月に、刊行することができた。

その苦しみと喜びを、創刊の辞を転載することで、表現し、同時にこれからの指針としても自覚したいのである。

※定期刊行誌紙

部落解放研究くまもと　一～三号
未解放部落史研究　一～五号
県同教ニュース　一～六五号
進路保障のたたかいを集録した資料集
「みちをひらく」他

副読本「きずな」刊行までの経過

「熊本で人権作文集みたいなのを作りたいんだが、いきなり副読本は無理だろうからな」と塚本会長から発議されたのが全同教福山大会、一九七三（昭和四八）年のことである。次の高知大会で来年度発刊を確認。次年度の一九七五（昭和五十）年、熊本大会においてはっきり形をなしたのが、人権作文集「きずな」であった。膨大な全国大会業務の一端であってみれば場当りのそしりは免れず、その自信のなさを「仁助咄」や「絶叫」にアクセントをつけることでカバーしようとする心情に当時のあわただしさを想う。ともあれ、全国大会を迎えようというとき、解放教育運動のひ弱さの証左が「きずな」第一集ということになろうか。その弱さを引きずりながら二集・三集を県同教の研究大会毎に出していった。

その中で解放教育運動は徐々にその力量を高めていった。なかんずく子どもの変容のすさまじさはどうだろう。号を重ねるごとにそれは言えるのだが、それは部落に自立を志す子どもたちの魂に寄り添う強烈な教師の意志とそれを支える父母の願いによるものにちがいない。こんな営みを核にしながら、「同和」教育は本物になっていく。その成果が各地で人権作文集その他の形でまとめられていく。それからぬき出して「きずな」を編むというパターンが、五・六集になるとはっきり出てくる。

このことが「きずな」を副読本に改編していく発条になったことだけはたしかだ。そして「同和」教育が一定の深まりを見せてきたからこそ鮮明になってきた課題を具体的に提起するには、副読本をおいてないということも大きな理由としてあげられるだろう。

この副読本「きずな」を県下のすべての学校、地域の活動に位置づけるならば「同和」教育の定着はさらにたしかなものになるにちがいない。日常的に続けられている学校での「授業」を問い直すことにも有効に働くのではないか。

こんなさまざまな願いをこめながらここに「きずな」が蘇った。

まさにゼロからの出発であったこの事業に寄せていただいた力の何と偉大であったことか。この紙面を借りて深い敬意をささげる次第である。

引き続いて本年度は「手びき」を、来年度は「実践事例集」再来年度は「改訂版」という見通しを現在もっているが、その間を埋める肌理のこまかい検証が必要であろうことは言をまたない。

一九八二年五月二〇日

『きずな』編集委員会代表　中山　真也

佐賀県同和教育研究会

佐賀に於ける「同和」教育の誕生

佐賀の「同和」教育の誕生は、一九七〇年一一月の佐賀県同和教育研究会（以下、県同教）の発足に始まっています。県内の全教職員全員加入の形で、当時約八千名で組織されていました。

この県同教の発足に至るまでには、一九六〇年に結成された解放同盟佐賀県連合会の運動の積み上げと教育への強い期待が大きな役割を果たしました。

県教育委員会は、その解放同盟の切実な教育要求を受け、一九六九年度から、「同和教育担当専任教員」（一九七四年より推進教員と呼ぶ）二名を配置しました。これが契機となって、唐津市や伊万里地区の同研が組織されたのです。これには、「専任教員」の活躍が大きな力となりました。さらに、同和対策特別措置法のもと、以上のような周囲の状況もあって、教育委員会は、「部落問題は、国民的な課題であり、同和教育は、全教師が取り組まなければならない教育である。」という認識をもとに「全教職員」を会員とする研究組織の構想を打ち出しました。そこで、唐津市同教が中核となって、当時全同教委員長の西口先生や福同教、特に林先生等の助言と指導を得ながら、「同和教育の研究と実践につとめ、真の民主教育の推進をはかる」ことを目的として、一九七〇年一一月六日に県同教の発足を実現させたのでした。

翌日の七日に全同教に加盟をしています。

組織の形態と発展課題

〔組織の形態と特徴〕

佐賀に於ける県同教の発足は、他県に多く見るような大衆からのもり上がりによって生まれたものではありませんでした。前述のように、教育行政のおぜんだてによって組織されたものだと言えます。従って、「同和」教育そのものの意味と理解を全会員にどう求めていくか、一人ひとりの構えをどう高めていくかが、当初から大きな課題となっていました。

これまで、「同和」教育運動の中核となってきたのは、何よりも、校区内に被差別部落の在る学校（推進校）であり、同和教育推進教員です。推進教員研修会（合宿研を含む）や各種研修会に参加して力量を高めながら活動しています。

＝県内における推進教員の配置＝

年度	一九七〇	一九七二	一九七四	一九七六	一九七八	一九八〇	一九八二
人数	六	二一	二八	三七	四〇	四〇	四四

各学校には、「同和」教育推進の担当者一名が置かれていますが、校内の推進的役割をになっています。各地域では、それぞれに地区同研（市同研等含む）が結成されて、課題を設定して取り組んでいます。以上のように全教職員が会員であることから、県内全体に推進しやすいという特色を持っていることは「同和」教育運動にとって大きな力となっています。しかし、差別に対する慣りを共有した深い実践や力強い活動が進みにくいという「弱さ」も否定できません。今後とも克服に向けて努力しなければならない課題です。

〔活動予算〕

財源は、会費収入と補助金を中心としています。

会費の中心は、公立小中高校の教職員一人当り一五〇円（年間）と私立高校の一校当り四千円～五千円です。補助金は、三四万五千円、雑収入等を含めると一九八三年度の総予算額は、一六二万程度となっています。この財源のほとんどが、行政による負担となっています。財源をどう確保増大させていくかは、今後の検討課題です。

〔研究の経過と組織上の課題〕

県同教総会や研究大会は、年一回開催してきました。一九八三年度には、いずれも第一四回を迎えます。研究大会は、一九七四年度からは、社同研（一九

七四年四月発足）と合同で二日間開催、一九七七年度から全同教の分科会設定に合わせて開催しています。

その他、各種研究会を開いていますが、これまでの対外的に主催、共催をした大きな研究会は、

一九七七年　第四回九州地区同和教育夏期講座（武雄市）
一九八〇年　第六回西日本夏期講座（嬉野）
一九八二年　第九回九州地区同和教育夏期講座（佐賀市）

などです。

組織上の課題としては、社会同和教育研究会との組織一本化の問題があります。また、幼保教育関係者（就学前教育部会）、私立学校関係者（私学部会）の積極的な参加体制の問題や大学関係者との連携、一般県民や保護者との連携など今後更に充実させていかなければならない課題をかかえています。研究大会等に一部参加してもらっていますが、さらに多くの人の力をどう結集していくかが課題です。県同教の「弱さ」をいかに克服するかは、以上のような課題の克服と会員それぞれの中にある弱さを克服していく努力以外にはないのではないかと考えています。部落解放佐賀県民会議の実を上げること、解放運動と深く連帯することの重要性は言うまでもありません。

活動方針と課題

活動方針については、全同教の課題設定を基幹としながら設定をしています。基本的な課題の柱としては、

(1) 部落を解放する教育内容創造の課題
(2) 進路保障の内容と体制を確立する課題
(3) 「障害」児の学習権を保障する課題
(4) 子どもの健康を保障し、教育を高める課題、等を掲げています。

〔実践課題〕

差別の現実に学びながら、被差別部落の親や子どもたちから突き出されてくる要求や願いを教育の課題として正しく受け止め、具体的な実践として応えきれる教育を創造していかなければなりません。そのためには、会員相互の研修交流を深め、日常の実践と活動を通して、自らが部落問題を正しく認識しなければなりません。「部落の完全解放」と人権の確立に結合していく実践活動（活動方針より引用）をすすめることを設定し、次の様な柱を掲げています。

(1) 部落問題学習の充実
　共通理解・人権学習・仲間づくり・狭山の教材化・自主編成と時間設定
(2) 県同教研究大会の充実
　実践の質と討議の深まり
(3) 各地区同研活動の発展強化
(4) 九同教小研究会「障害」児教育研究会の成功（「障害」児教育の充実）
(5) 各種研究会等への積極的な参加
(6) 「差別に学ぶ」第四集の編集
(7) 解放子ども会の充実
(8) 進路保障の取り組み充実
(9) 佐賀部落解放研究所との連携
(10) 社同研等関係組織との連帯
　（詳細は略します。）

書籍等発行資料

「同和」教育を推進していくために、各分野の研究と活動をしてきましたが、その成果と資料を書籍として発行したものをあげておきます。

県同和教育資料（第一号～第一三号）　県教委・県同教共編
「差別をこえて」＝人の世に熱あれ、人間に光あれ、（小冊子）
「差別に学ぶ」（部落問題を歴史的な分野から解明、探究しようとしたもの、第三集まで）
「県同教研究大会」の要録と集録　（第一号から第一三号）
他県同教ニュース等

〔佐賀に於ける「同和」教育は、以上紹介したように、組織的には、一応の体制が整いつつありますが、一四年間の歩みは、本当に遅々としたものでした。部落の解放にどれほど応えきれたのか疑問に思うところです。「不可侵、不可被侵」の精神をわがものとし、「差別の実態に学び、部落を解放していく教育を創造していく」ことの重大な意味を、自らの中に生み出していく活動を積み上げていきたいと考えています。そうした組織努力をしていくことを決意しながら紹介文といたします。〕

福岡県同和教育研究協議会

一、結成のいきさつ

一九五六年、福岡市長選挙をめぐって、被差別部落出身の候補（市会議長）に対する差別事件が発生。一現場教師が「民主社会」「民主教育」への疑念から「人権を尊重する教育の中心的課題としての部落問題」と称するレポートを、日教組第六次金沢教研に提出。席上、はじめて組織的な同和教育運動にふれる。ただちに三人の仲間で、福岡市同和教育研究会（サークル）を発足させる。

五年後、一九六一年、この影響を受けて次々に誕生した県内六地区の同和教育研究会（サークル、全郡民組織、教師中心、社会教育主導、労働者階級のみの組織など多様であった）が、何はともあれ結ばれて福岡県同和教育研究協議会（会員三十名）を発足させる。県教委、解放同盟、教組なども組織として参加せず、発展を期して見守るという方向を確認して歩き出した。

二、組織の発展過程

教育委員会、教職員組合などの命令や決議によってではなく、初めから全県を網羅することをしなかった。県下各地でその地域に即した組織をつくり、それを県同教に結ぶ方式をとった。

したがって、現在六二に及ぶ県下の郡市同研会長をみても、現場教師、学校長、社会教育関係者、教育長など多様であるが、今日では教育長や町長などは殆どなくなって、教育現場にある者でしめられてきた。

一九七五年に高教組が推進役となって県高同教を発足させ、県同教の中に位置づいている。

同和対策審議会答申、「特措法」以後に組織が急速に発展したことは否定できないが、県の南部（被差別地区が少ない。主として農村地帯）の市町村には、まだ同研の組織化がなされていないところがある。最近は「地区」のないところの市町村の組織化がはじまっている。

市町村同研は、ごく一部を除いてはそれぞれの市町村から補助金が支出され、個人会費と補助金の二本だてで運営されているところが多い。方向としてはできるだけ個人会費の比重を増やして、自前の費用で自立できる同研組織の確立をめざしている。

三、現在の組織形態（一九八三年五月現在）

(イ)地域同研数　六二（市町村別または郡単位）
(ロ)会員数　約一万三五〇〇人
(ハ)会費　地域同研負担金として年間五万円
　　個人会費として年間五〇〇円
(ニ)財政　三三九五万一七六二円（うち行政補助金七三〇万円）

(ホ)事務局体制　専従者（雇員を含む）　一五名
　　他に非常勤二名　　計一八名
(ヘ)「同和」教育推進教員　三四八名
「同和」地区学級緩和校（30人学級）　一一五校
「同和」養護教諭　八五名
(ト)事務局設置場所
福岡市博多区千代一―二―二
福岡県東公園会館内3F
電話（代）〇九二（六五一）八六〇〇
(チ)機関
総会（会員二〇人に一人の代議員制）
評議員会（各地同研より学校教育、社会教育代表各一人、高同教代表一人）
(リ)推進組織（専門部会）
研究部会、「同和」教育推進教員部会、同配置校校長部会、社会教育部会、解放保育研究部会

四、当面する活動課題と活動状況

(イ)実践の基本的態度として
・部落差別の現実に足をふまえ、そこから出発する。
・一人ひとりの子どもを直視し、自前の実践をつくりあげる。
・己れを確かめ仲間をひろげる。
(ロ)具体的とりくみの課題として
・「白書運動」を充実させる課題
・就学前教育の内容を創造し、全面発達を促進する課題
・子どもの健康を保障し、教育を高める課題
・「障害」児の学習権と進路を保障する課題
・部落を解放する教育内容の創造をめざす課題
・進路保障の内容と体制を確立する課題
・部落解放をめざす社会教育を充実発展させる課題
・実践を土台にし組織の確立をめざす課題

の八課題を設定し、それぞれの課題で具体的に取り組んでいくなかみを明らかにしている

(ハ)活動状況としては（一九八二年度）

事業名	期日・会場	参加対象	成果および反省事項
新任「同推」教員研修会	四月二八日 新宮町 中央公民館	新任「同推」教員	先輩「同推」の体験を通して、「同推」配置の意義、つまり要求にかけた被差別部落の親（運動）たちの悲願が何であるのかを学んだ。「その願いにこたえるとは」について討議した。
八二年度 解放保育 研究部会 総括集会	四月二九日 柏屋町 中央公民館	保育関係者 保護者 教師	解放運動が就学前教育を一層重視してきたことをあいまって、部会に加入する保育所や同研も増えてきた。一年間の総括がなされ、新年度への方向と内容を確認し、解放をになう主体を育てていくことの大切さが明らかにされた。
「三〇人学級」措置校 実践交流会	五月二五日 柏屋町 中央公民館	「三〇人学級」措置校 教師 「同推」教員 管理職	「三〇人学級」措置の背景と意義を再確認し現場におけるとりくみを深化させる話し合いを行った。配置校校長部会から「三〇人学級」をどう学校みんなのものにしていくか、という実践報告は今後も多様なかたちですすめていきたいことである。
第二二回 定期総会	五月二八日 柏屋町 中央公民館	代議員 オブザーバー	'81年度の総括と決算の承認、'82年度の活動方針と予算を審議し承認する。あいつぐ差別事件の中で実践上どこに問題点があるのか、何が課題なのかについて「実践上の基本的な態度・内容・組織」の面から深めようと話し合った。「同和」教育の拡まりと深まりの両面から実践の基本をつくった。
第五回新任	五月二九～ 三〇日	新任保母 保育関係者	部落差別の現実を子どもの姿をとおして認識すること。その中から、保母自らがどんな位置に立たねばならないか、それを実践に生かすための内

保育所職員合宿研究会	福岡市 岩井ホテル	保育部運営委員	容・方法について討議しあった。今年度から新任保育所職員としたため、参加者の層に拡がりがみられ、本音の交流によって学習がすすめられた。
「新法」学習会（地域改善対策特別措置法）	五月七日社会教育会館 五月三一日福岡市博多スターレーン	教育関係者 行政関係者 運動団体関係者	'82年四月より実施の「新法」の意義・目的や、そのうけとめ方、「新法」の特長といわれる「周辺地域との一体性」「名称の変更」「公正な運営」「事業項目の政令への移行」等、パネルディスカッションを通じ熱心な討論がなされた。
「同推」教員合宿研修会	六月一五～一六日 六月二二～二三日 杷木町原鶴六峰館	筑豊・福岡地区 北九・県南地区	小・中・高の「同推」は三五〇人を超えている。その活動の実態もさまざまである。今年度は特に保育部・社会教育部より問題提起をお願いし、小グループで部落や地域と切れない、親や子どもによりそうことなど基本的なことの討議をくりかえし確認し合った。
八二年度解放保育講座	六月二六日 久留米市 一二月八日 北九州市 三月二九日 中間市	保母 保護者 保育関係者 教師	日常の実践をすすめていく上で保育内容をより確かなものにするために、すぐれた講座・演習に大いに学ばされたが、参加者の中には自らの実践を出さずに「ききにくるといった態度」も見られる。運営にあたって地元実行委員会を組織したことは日常的な連携をつくり出すもとともなった。
第二三回夏期講座	七月三～四日 新宮高校 古賀中学校	県内外からの参加者	講演四、実践報告二、演劇・パネルディスカッションと従来の講演中心の講座から脱皮し、パネルディスカッション・演劇を受けて討議を深め、多くの参加者の興味と関心を集め多くの成果を得た。
第一〇回高等学校解放教育研究集会	七月二二～二三日若松商業高校 八分科会	教師 父母 運動団体関係者	全体会・分科会の報告は、ともに各地区（高校・高同教）でくぐらせたものが出されてきた。参加者は増加し課題や悩みを持っての参加になっている。県内の状況に格差が出ている。各地における実践の質の追求がのぞまれる。小中学校からの参加者が増してきたことも特長である。

第一回「生活指導」研究会	九月二四日 直方市 市民会館	「同推」教員 補導教員 学級担任 管理職	「同和」教育を推進するにあたって「非行」・怠学は、その基本的な課題である。そのことが確認され、実践の方向と内容を明確にし、今後のとりくみの重要な課題であることが確認された。各地のなかで、補導と「同推」との研究交流が生まれ、「生徒と共に」どうあるべきかの方向が実践的にも出てきたことは拡めなくてはならない。
第一一回社会教育研究会（合宿）	九月二七～二八日 太宰府市 国民年金保養センター	社会教育関係者 各地同研	最近における実践上の課題は形式化した啓発活動への反省である（地域学習・啓発資料・講演など）いぜんとして根づよい歪んだ社会意識の中でそれを超えるための具体的内容づくりが重要である。
第三回「同推」教員地域活動実践交流会	九月二九日 筑紫野市二日市小ほか七分散会場	「同推」教員	地域活動は解放教育の土壌であり、学校教育と社会教育が結ぶ場である。地域活動の基本的問題が論議の焦点となり討議が深まった。
第二一回研究大会	一〇月一六～一七日 田川市・田川郡 一六分科（散）会場	県内外からの参加者	「再びその日常性を問う」を主題に、積極的に参加報告をしようとするところと、たんなる参加者としてしかかかわれないような状況に分かれ、大きな格差を感じ、この克服が急務である。日常的な働きかけが必要。「県民に送る夕べ」は成功であった。
第一一回「三〇人学級」実践交流会	二月八日 福岡市 少年文化会館ほか一〇分散会場	「三〇人学級」措置校、要求校の教師 「同推」教員	日常の実践を通してすぐれたとりくみがある反面「なかよし」学級であったり、教師の労働量の問題としてしか考えていないような意見が出たりして実践の検証と総括を行った。実践上の視点・方向性をより明確にしていく必要を感じた。
進路保障実践交流会	二月一八日 粕屋 中央公民館	進路担当者 「同推」教員 担任	日常の実践を通したとりくみをレポートにし提起した就職保障と就職差別事件、就学保障と退学等の問題、進路保障協議会の活動等がレポートされ討議を深めた。その中で在日朝鮮人生徒の就学・就職問題も出された。さらに、とりくみを深め

第一〇回就学前教育研究会	二月一九～二〇日 筑紫野市筑紫小ほか四分科会場	保育関係者 保護者 教師	解放保育研究部会の課題研究・月例研究をくぐった内容が、県内各地の保育所から報告された。参加者は、自らの課題をもち積極的に討論にくわわったことは有意義だった。
第一回健康保障研究会	三月三日福岡市ももちパレスほか五分科会場	養護教諭 「同和」教員 保体・担任	「同和」教育の基本とされる人間のいのちと健康、からだづくりについて、部落差別の現実をとらえ、そこから引き出される問題をふまえて、とりくむことの大切さが確認された。

ることを確認した。

※その他の事項

上記のほか、「同推」教員部、解放保育研究部、社会教育部、「同推」配置校校長部、研究部会および高同教は、それぞれのもつ独自の課題にむかって「月例」研究会を企画し、実施してきた。また、県同教・九同教・全同教が主催する研究会に結ぶ各地での事前事後の研究会、学習会も開かれてきた。

高同教は、定期総会や「同推」定例会、高同教委員会、事務局長会、および各地高同教での定例研究会をもっている。また、部落研の育成のための顧問教師の合宿研究会、執行部会（生徒代表）の合宿研究会、県高部連部落研交流会、県高部連総会を開催してきた。

五、主な発行資料、機関誌

- 福岡の「同和」教育等一〇集（研究大会報告集録）
- 「同和」教育の課題と展望第一一集（夏期講座講演集）
- 「同和」教育の実践第一〇集
- 解放保育カリキュラムの創造
- 部落の文化創造と再生を(上)
- やさしさ、きびしさ、くち惜しさ（県高部連文集）第六集
- 福岡の人権作文集「解放の力」第四集
- 解放教育への軌跡
- 部落解放の源流へ
- 県同教ニュース「かいほう」第九二号
- 県高同教ニュース「高校のかいほう教育」第二七号

その他、要録・紀要等多数

大分県同和教育研究協議会

大分県同教誕生からこれまでの経緯

一、中津市での解放教育の芽ばえ

大分県で初めて解放教育の胎動が始まったのは、県北の一画、中津市からであった。しかし、それは教師自身の目覚めによる学校教育の中からの動きではなかった。

一九七一年に部落解放同盟大分県連が再建されて、教育要求が急速に高まってきた運動の側からの強い刺激によって起こされたものであった。

七二年六月、解同地協、市教委、教組支部、市校長会を構成団体とする「部落解放教育推進協議会」（略称：部解教）が発足し、それぞれの機関や団体の中で部落問題学習が進められた。七三年度には市教頭会もこの組織に加わり僅か

に厚味は増したものの、隣県福同教の夏期講座への参加や、「部落の歴史」「同対審答申」「特措法」を学習する程度を脱しきれず、部落へ足を運ぶ者も一部に限られ、まったく教育実践へ結びつく段階ではなかった。

二、推進教員の獲得と初期の動き

部解教の運動の中心は推進教員配置要求の運動であった。県教組も中津支部が再三にわたって提起する解放教育運動に漸く連帯し、共に闘う中から、七四年度に初めて推進教員三名を獲得するという成果を得た。しかし、推薦された三名の推教は、七二年以来の部解教運動の中心的役割りを果たしてきた者ではなかったために、改めて部落に出入りし、「狭山」を学び、先進県に教えを乞うという「学習」からの出発であり、推教が配置されたもののその活動のための条件整備はきわめて乏しいものでしかなかった。

三、九同教夏期講座の遺産

七四年八月末、大分へのてこ入れを狙った第一回九州地区夏期講座が阿蘇で開かれ、県内から約三〇〇名の教師や行政関係者が参加した。このことが大分県内へ解放教育をゆっくりと浸透させていく発端になったことは確かである。

七五年度、推進教員は倍増されて六名となった。六名は、定期的に、又は随時に連携をもちながら、解放同盟や教組の闘いと運動に励まされて、それぞれの地域に解放教育の輪を少しずつ拡げていった。

七五年八月、第二回九同教夏期講座が別府市で開かれた。県同教はまだ設立されておらず、県教組と解同を地元実行委員会の母体とし、六名の推進教員をその中核にして運営に当り、夏期講座を成功に導くことができた。このときの県内からの参加者は一〇〇〇名を超え、県同教設立への気運が急速に高まっていく引き金になった。

四、県同教設立へのとりくみ

七四年度末に一度設立準備会づくりの動きがあったが、解放教育へのとりくみが一部県北地域のみであることと、財政的裏づけ（県費予算）の見通しが暗いことから断念せざるを得なかった。

七五年秋に、推進教員と県教組教文部が、〝「同和」教育をみんなのものに〟を編集し、全組合員への強い訴えを展開したのち、七六年三月、初めて正式な県同教設立準備会を発足させることができた。このときも県費予算の保障があった訳ではなく、とにかく既成事実を先きに築きあげて、その運動や闘いの中で県費獲得をすすめていこうということであった。何回かの準備会をもつ傍ら、県北を中心に市郡同研組織化のオルグ活動に奔走した。当時、部落解放同盟の地協ができていた六市郡と一町の同研が加盟、他の若干の個人会員も含めて発足をした。七六年六月二三日大分県町村会館において県同教は遂に呱々の声をあげた。このとき、部落解放同盟大分県連は勿論のこと、県教組高教組、それに県教委も声援をしてくれた。

なかでも、何よりも心強くうれしかったことは、全同教西口委員長が不自由な身体を押して激励にかけつけて下さったこと。福同教林会長の記念講演、熊同教塚本会長、長崎同教高嶋事務局長の来援等々、全国や九州の先達の強い支えによって立ち上がることができた。

五、苦しかった揺籃期の県同教運動

県同教設立までに漕ぎつけはしたものの、この年に増員された数も含めて推教は僅か九名。その内専従事務局長一名、それと県費臨時雇いの書記一名。これらのスタッフを核として、各地同研及び県同教役員を軸にしながら運動のスタートを切った。

事務局の設置も大分の風土特有の偏見からその決定に骨が折れたが、大分市教委の深い理解によって大分市公民館の一室に間借りすることができ、行政払い下げの有償中古備品によってどうにか事務局らしい形を整えた。

運動を進めるための資金は、予算書はできているものの現金は皆無で、会費が集るまでは県教組からの借金と県教委からの前借金で急場を凌いだ。

七七年一月、第一回の研究大会は、福同教鶴登基治氏の講演と六地同研からの実践レポートを中心にして、大分県教育会館で開催することができた。このときも西口全同教委員長と塚本熊同教会長がわざわざ激励に来て下さった。

七七年度は推教も一五名となったが、高等学校への波及や事務局員複数化への運動はこの年の後半からであった。

六、組織の充実と拡大

一九七六年六月二三日に大分県同教が発足し同時に全同教加盟の手続きをとった。八月八日の委員会で高松一初代会長が加盟を表明し、全国の仲間と共に「同和」教育を推進していく決意を明らかにしていった。

設立当時一七五四名であった会員も、八〇年には、県内全郡市・高校・社会教育の加入ができ、「同和」教育を全県民のものとしていくとりくみが一層強められていった。八二年度は、会員数一二、八四九名と拡大し、県内における「同和」教育運動の中核的位置をしめるようにもなった。

七、活動の状況

県同教発足後僅か七年経過したばかりであるが、部落解放運動との連携をはかりながら、各地に解放子ども会・解放奨学生友の会が芽生え、学習と運動を展開するようになった。三名から出発した推進教員も今では一一八名と増員され徐々にではあるがとりくみも前進している。

研究大会のまとめとして、大分の「同和」教育（七集）、実践記録集（五集）人権作文集「ひかり」（六集）を刊行し、県内各地区同研の学習資料として講読をすすめている。

これまで、組織確立を中心としてとりくみを推めてきたが、今は実践・研究活動の推進とその充実を期して頑張っている。

愛媛県同和教育協議会

一、愛媛県同和教育研究協議会の出発

㈠ 新生愛媛県同教結成大会

昭和四三（一九六八）年三月二六日、県庁第二別館大会議室に、部落解放のため強力な県民の教育組織活動を推進することに賛同する一二団体を中心に県下から同志が参集した。

県同教結成準備会（会長　和田貞行）の、「愛媛県における同和対策、とりわけ教育のもつ課題の重要性に鑑み、広く県民各層の中に同和教育を正しく位置づけると共に、その研究、調査、実践を通して、部落の完全解放を県民総ぐるみの態勢で実現しなければならない」との提案に全会一致の賛同をみて、ここに新生、復興の愛媛県同教が力強い門出をする。

㈡ 事務所

愛媛県社会事業館（松山市大手町二丁目）

㈢ 重点施策

ア、指導者の養成と資料の収集頒布

イ、組織の強化・市町村同教結成と関係機関、団体との連携

ウ、差別の現実の明確化と専門部活動の活発化

二、部落解放運動との連携

昭和四四（一九六九）年度には、「この一年の間に、部落解放運動はかつてないもり上がりを示し、国民運動として大きく発展成長を遂げ」、「行政闘争の成果としての法律の制定に結集した部落大衆の統一と団結、さらには、この運動を理解し支援を惜しまなかった国民大衆の自由と平和を愛する力の成果として高く評価し」ながら、県同対協の解放運動との連携を一層深める中で、「差別の現実により深く学ぶ」同和教育の実践がなされ、一定の方向づけがなされる。

三、組織の強化発展

㈠ 財政基盤の確立

昭和四四（一九六九）年度には、他府県同教組織の現実からすればかなり遅

れている事実とあらゆる面における力不足を率直に認め合い、特に、県同教組織の強化こそが先決の要諦であり、そのための組織財政強化と機能の充実に重点をおいた活動がなされる。

予算の推移

年度	予算額	県費助成金	会費
四三	八〇八、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四〇八、〇〇〇
四四	一、〇九三、二六四	三〇〇、〇〇〇	四二三、〇〇〇
四五	二、二三〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、三二五、〇〇〇
四六	二、三七六、三七二	六〇〇、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇
四七	四、八四九、九九六	二、〇〇〇、〇〇〇	二、七五九、〇〇〇
四八	七、三一九、四〇七	三、二〇〇、〇〇〇	二、七七六、〇〇〇
四九	一一、五九九、六一八	五、五〇〇、〇〇〇	三、八七三、〇〇〇
五〇	一三、七一九、九〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	四、五六〇、〇〇〇
五一	一五、八六一、八三八	七、五〇〇、〇〇〇	四、七一三、〇〇〇
五二	一七、六二八、八三九	七、五〇〇、〇〇〇	八、〇三六、〇〇〇
五三	一七、六七九、九七〇	七、五〇〇、〇〇〇	八、〇八四、〇〇〇
五四	二〇、六八七、二九八	七、五〇〇、〇〇〇	八、一一二、〇〇〇
五五	二〇、八〇六、一五四	七、五〇〇、〇〇〇	八、一四四、三一五
五六	二三、九八五、六六〇	九、五〇〇、〇〇〇	八、三五五、五二〇
五七	二二、九九九、六四七	九、五〇〇、〇〇〇	八、三七八、三四〇

(二) 専門部活動

昭和四三（一九六八）年の発足より四六（一九七一）年度まで、学校同和教育部会と社会教育部会で構成されていたが、昭和四七（一九七二）年度に、就学前教育部、小学校教育部、中学校教育部、高等学校教育部、社会教育部、行政部が設置され機能の充実が図られる。

(三) 特別委員会活動

昭和四九（一九七四）年度に各専門部に共通した課題についての研究を深めるため、次の三特別委員会が設置される。

ア、編集特別委員会

会報等を編集、企画、立案する。

イ、歴史学習特別委員会

小・中・高等学校の教科書記述にあたり、学校教育、社会教育における部落問題学習に資する史料・資料の発掘と系統的配列・考察までの専門的研究と具体化を図る。

ウ、教科書問題特別委員会

教科書の記述内容検討、小中学校の教科・特活・道徳、高等学校の各教科・教科以外の教育活動、さらには社会教育の各分野においての学習内容の専門的研究にあたる。

(四) 支部組織としての市町村同教の育成と強化

昭和四三（一九六八）年度に「県下全市町村に民主団体組織の結成を呼びかけたが、わずかに伊方町をはじめ数町村の報告をみたに留まり、残余の市町村については梨の礫である」と報告されており、また、「同対支部のある市町村では即、同教の考えがあるのでなかろうか。民主団体の中においても公民館活動の中にわずかに同和教育の推進がみられた程度」と記録されている。

ア、七〇市町村すべてに同教組織を

オルグ派遣などを積極的にすすめた結果、昭和四九（一九七四）年度の二三市町村での結成をみるなど、五三（一九七八）年度に七〇市町村すべてに地域ぐるみの推進拠点としての同教組織が実現する。

市町村同教結成の推移

年度 ＼ 市町村数	結成数	累計	未結成数
30	1	1	69
37	1	2	68
38	2	4	66
43	2	6	64
44	3	9	61
45	4	13	57
46	5	18	52
47	5	23	47
48	9	32	38
49	23	55	15
50	9	64	6
51	1	65	5
52	3	68	2
53	2	70	0

イ、市町村同教事務局長連絡協議会

昭和四九（一九七四）年度にはじめて開催され、県同教の課題を、それぞれの実情に即しながらも、研究実践と財政の上での交流が図られ、連携が強化される。

(五) **加盟団体の増加**

ア、結成の趣旨に賛同する団体のうち、次の九団体が加盟し発足する。

県中小学校長会、県高校長協会、県教育研究協議会、県ＰＴＡ連合会、県高校ＰＴＡ連合会、県公民館連絡協議会、県連合婦人会、県社会福祉協議会、県同和対策協議会

イ、県私立中学高等学校連合会と県専修学校各種学校連合会の加盟。

県内における教育機関としてはもちろん、現実に同和地区生徒の進学先として大きな比重を占める私立高校、専修学校、各種学校等の教育に果たす役割が重視され、昭和五一（一九七六）年度に加盟が実現する。

ウ、県保育会と県幼稚園連合会の加盟。

昭和四七（一九七二）年度の会報特集号（就学前教育）発行や保育所・幼稚園保母等七〇〇名に及ぶ県下三会場での学習会をふまえて、昭和四八（一九七三）年度に実現をみるにいたる。

エ、団体加盟の推移

年度	四三	四五	四七	四八	五〇	五一	五二～五七
団体数	九	一一	一四	一七	一八	二一	二四

四、同和教育中核拠点「白凰会館」

昭和五三（一九七八）年度、多年の夢が実現する。県下の同志や団体の芳志六億円と県費補助金一億円をもって建設され、白凰会館の名にふさわしい白亜の殿堂が、同和教育の中核となり拠点となる。

五、愛媛県同和教育協議会へ

昭和四七（一九七二）年度、専門部の強化充実が図られ、研究部門が教育実践現場と直結し、保幼小中高等学校の学校訪問や行政・社会教育の市町村訪問等も実施される。

ここにおいて、県同教の名称変更が総会の名においてなされる。

六、発展に伴う事務所の移転

① 昭和四三（一九六三）年三月二六日～四七（一九七二）年三月三一日
愛媛県社会事業館（松山市大手町二丁目）

② 昭和四七（一九七二）年四月一日～五三（一九七八）年一〇月
愛媛県社会福祉センター
（松山市愛光町二九八番地の一―二）

③ 昭和五三（一九七八）年一〇月
白凰会館（松山市山越六丁目六番二二号）

七、愛媛県同和教育協議会の組織

加盟団体は年々増加し昭和五四（一九七九）年には、次の二四団体となる。

愛媛県保育会、愛媛県幼稚園連合会、愛媛県国公立幼稚園ＰＴＡ連合会、愛媛県教育研究協議会、愛媛県高等学校教育研究会、愛媛県私立中学高等学校連合会、愛媛県専修学校各種学校連合会、愛媛県中小学校長会、愛媛県高等学校長協会、愛媛県高等学校教職員組合、愛媛県市町村教育委員会連合会、愛媛県ＰＴＡ連合会、愛媛県高等学校ＰＴＡ連合会、愛媛県ＶＹＳ連合協議会、愛媛県青年団連合会、愛媛県連合婦人会、愛媛県社会福祉協議会、愛媛県商工会連合会、愛媛県隣保館連絡協議会、愛媛県同和対策協議会、愛媛県企業連合会、市長会、町村会、

会費及び分担会は、市町村支部から七六〇万円（市町村人口×五円）、二四

団体から六九万円が納入されている。また県からは、補助金三五〇万円、委託金六〇〇万円を受け、昭和五七年度予算で二二〇〇万円をわずかに上回る。

役員等は次のとおり

会長　一名
副会長　若干名
事務局長　一名
会計監事　二名
委員　若干名

会を運営するため次の機関を置く。

総会
委員会
常任委員会（会長、副会長、事務局長及び専門部長で構成）
支部長会

その他、事務局を補佐するもの

。専門部
就学前教育部
小学校教育部
中学校教育部
高等学校教育部
社会教育部
行政部

。特別委員会
。企画広報課

会長は、県同教が再建された昭和四三（一九六八）年から四五（一九七〇）年までを久松定武知事が、また昭和四六（一九七一）年から現在までは、白石春樹知事が就任している。白石会長は、昭和五六（一九八一）年五月二三日の全国知事会議の席上、大阪の岸知事、福岡の亀井知事とともに「同和対策事業特別措置法については、政府の格別の御配慮をお願いしたい」と鈴木総理に直言した。また、その年の六月に総理府の同和対策協議会委員に選ばれたことは、本協議会としては特筆すべきことである。

八、当面する活動課題

本協議会は

① 同和教育基本法の制定を実現する。
② 子供達の未来を創造する。
③ 同和教育を全県民のものとする。

以上三つの目標を達成するために「対話と協調」「行政と共闘」「運動と教育との連帯」という愛媛方式をより強力に推進することを指標としている。

本県の同和教育は、その広がりにおいては一応見るべきものがあるが、内容においては、今なお多くの課題を抱えている。

(一) 同和教育推進体制の強化

ア、すべての教育機関、団体との連携を強化する。

県同教専門部の活動と加盟団体との連携を密にし、県内における同和教育の指導理念の確立を図り、それぞれの分野における組織的活動の充実につとめる。

また、未加入の団体、組織に対しては、継続して働きかける。殊に、大学、短大や宗教団体、企業に対して加入を呼びかける。

イ、市町村同教の育成強化

昭和五三年にはやっと県下七〇市町村のすべてに支部が結成された。しかし、今なお財政的に弱く、名ばかりで具体的活動を持たない支部もある。県同教が全県下に呼びかけた活動課題が、支部では取り組まれていないなど、組織上の問題もある。今後、各支部の交流やオルグ派遣等を通じて育成強化を図る。

ウ、社会教育団体との連携強化

県同対協との協力を深め連携して、社会教育団体のリーダー研修や同和教育講座の開設を援助する。

また、すべての団体に同和教育推進委員会を設置するよう働きかける。

エ、就学前教育における研修の拡充
乳幼児の時期から十分な教育が受けられるよう関係機関と連携を密にし、乳幼児保育の機会や施設の充実を図るよう働きかける。
保育所、幼稚園の教職員に対する同和教育の研修の機会を保障する。
県教委及び県と協力して指導訪問を行う。
オ、専修学校、各種学校との組織的連携
近年、大学や短大への進学率が低下し、専修学校、各種学校への進学率が増えてきた。幸い、愛媛県専修学校各種学校連合会が本協議会に加盟しているので、今後、各学校との連携を深め進路保障の取り組みを促す。

(二) 大学等の教員(保母)養成機関への同和教育講座の設置

現在、県内にある大学、短大のうち、同和教育講座を開設しているのは、二大学のみで、それも外部講師による集中講義となっている。今後も同和教育講座の設置拡充を関係機関と大学等に強く働きかける。

(三) 進路保障についての取り組み

ア、高校進学と中途退学
同和地区生徒の進学率は横ばい状態にあり、中途退学者が増加しつつある。中学校と高等学校は互いに連携して、この実態の中味を明らかにする調査を行う。
イ、六パーセントの中卒就職者は、一年以内にその三五パーセントが離転職をしている。この実態調査を通して、就職指導及び企業への要望を強化する。
ウ、県同教及び市町村同教に進路保障委員会を設置し、進路保障の取り組みを強化する。
エ、大学等の奨学金貸与化について
今年度一〇月から実施された大学等奨学資金の貸与化は、進路保障の立場から憂慮すべきことである。
すでに一九名の辞退者があり、一年生が一八名、うち、私立一四名、国公立四名、男子五名、女子一三名と、貸与化の重みが如実にあらわれている。今後、県同対協とも協力して、この制度の改正を強力に迫っていく。

(四) 広報、啓発活動や学習資料の充実拡大

ア、機関誌「えひめ同和教育」の内容充実を図り、現在の購読数一二万部から一五万部をめざす。
イ、市町村の広報や団体、組織の機関誌に「同和教育欄」を設置するよう働きかける。
ウ、各地で研修会や講演会を開催するとともに、講演集や差別の現実から学ぶ学習教材、資料集等の発行、提供につとめる。
エ、人権作文、人権ポスターを募集し、優秀作品を印刷して県下に配布する。
オ、県教委と協力して、啓発用の視聴覚教材を作成する。
カ、県同対協と協力して「愛媛の解放運動史」の編さんにつとめる。
キ、マスコミとの連携強化
新聞、ラジオ、テレビなどマスコミとの連携を強化し、同和教育運動の啓発に関する報道の機会を拡充するよう努力する。

九、主な発行資料

(一) 同和教育副読本

ア、「きょうだい」小学校中学年用
イ、「きょうだい」小学校高学年用
ウ、「ほのお」中学校用
エ、「人間の輪」高等学校用

(二) 社会同和教育資料(五冊シリーズ)

ア、同和問題とはどんなことでしょうか
イ、部落はなぜつくられたのでしょうか
ウ、生きている差別と解放への展望
エ、同和問題の解決はどのように進められているか
オ、家庭での同和教育

(三) 指導者用資料

ア、人の世に熱と光を(人権の歴史)

イ、差別の現実に深く学ぼう（差別発言問題糾明会記録）
ウ、愛媛の同和対策
(四) 講演集
ア、第一集
イ、第二集
十、機関誌「えひめの同和教育」
昭和四七（一九七二）年一二月、県同教に就学前教育部が設置されたのを記念して「えひめ同和教育」特集号――就学前教育――が発刊された。B五判、六ページで、①就学前教育における同和保育　②四国地区同和教育研究大会就学前教育分科会報告　③第二四回全国同和教育研究大会就学前教育分科会報告　④同和対策審議会答申（抜粋）　⑤同和対策事業特別措置法（抜粋）　⑥就学前教育部委員、の記事を掲載したもので、二〇〇〇部を県下の公私立幼稚園、保育所、市町村同教に配布した。

ところが、県下各地から、会報発刊の要望が高く、昭和四八（一九七三）年三月に創刊号を発刊した。B五判、二〇ページで、年間三回の発行、（当初、発行八、〇〇〇部）

以後、一回も休むことなく昭和五八（一九八三）年一月までに三一号を出した。集める同和教育から届ける同和教育として、本県同和教育の発展に重要な役割を果たし、各種研修会や家庭教育での教材として広く活用されている。

編集は、小学校、中学校、高等学校、社会教育、行政の各専門部から選出された九名の委員で行われ、現在では発行部数一二万部を上回っている。（有償配布）

高知県同和教育研究協議会

高知県同教のあゆみと現状

高知県同教事務局

一、誕生とそのあゆみ

高知県同教は、一九五八（昭和三三）年一〇月八日、第一一回全同研高知大会開催に向けて、福祉教員が中心となって結成された。

結成の契機となったのは、本県での第一一回全同研大会開催にあった。ただし、全同教が結成された一九五三（昭和二八）年、全県的な同和教育の研究組織としての「高知県同和教育研究協議会」を結成することが「現下の緊急課題」と提起されていた。また、一九五七（昭和三二）年、吾川郡春野村立弘岡中学校差別事件（酒に酔った教員が同僚の部落出身教員、生徒、地区の人びとに露骨な差別言辞をもって差別発言する）に対する解放団体高知県連合会の抗議要求の回答に、県教育委員会が「同和教育研究協議会」設置を約束していた。さらに、大きくは、一九五〇（昭和二五）年以来の福祉教員の活動、度重なる差別事件、そして、高揚する部落解放運動が、その原動力であった。

一九四六・八　部落解放高知県委員会結成
一九四八・四・一　長岡郡学校組合立蒜ヶ池中学校に試験的に出席督励のための級外教員（後の福祉教員）二名おく
一九五〇・四・一　県教育委員会　長欠対策のための級外教員（福祉教員）を一七校に一八名おく

一九五一・四・一　県教育委員会社会教育課に同和教育専任主事を一名おく
※　はじめて六町村で県指定研究おこなう（奈半利町・長岡村・高知市長浜地区・弘岡中ノ村・戸波村・大方町）
一九五二・二・一七　部落問題の解決をはかる自主的団体「高知県友愛会」発足
※　高知市長浜地区・奈半利町・長岡村・大方町で県指定研究
一九五三・五・六　全同教結成式に友愛会・福祉協議会・地教委などから一一名参加
五・　県教育委員会　手引書「同和教育の理解のために」五〇〇部を市町村教委、公民館に配付
※　高知市朝倉地区・斗賀野村・羽根村で県指定研究
一九五四・五・三一　「きょうも机にあの子がいない」（高知市福祉教員）発行
一一・一～二　四国地方同和教育研究協議会結成・「第一回四国地方同和教育研究大会」開く（徳島）
一一・一三～一二・一八　県市町村教育委員会主催「同和地区指導者研究協議会」一五地区で開く
一九五五・一・二八～二九　高知県・県教育委員会主催「第一回高知県同和問題研究会」開く（会の終了後「部落代表者会議」がもたれる）
五・一六　同和教育研究懇談会　第二回四同研高知大会に向けて開く
一〇・二〇～二一　「第二回四国地方同和教育研究大会」開く（高知）
一一・一五～一八　県、市町村教育委員会主催「同和教育地区別研究協議会」安芸地域一二地区で開く
一九五六・三・一五～一六　「第二回高知県同和問題研究大会」開く・解放団体高知県連合会結成
八・一八～二〇　高知県、県教育委員会、地方教育委員会連絡協議会、高知市教育委員会、解放団体高知県連合会共催「第一回同和地区指導者中央講習会」開く（於　夜須町海浜学校二泊三日）
※　県厚生労働部「社会福祉奨学資金制度」により高校進学者に月額一〇〇〇円貸付ける
一九五七・一・二一　吾川郡春野村弘岡中学校教員による差別事件おこる
二・　敷島紡績高知工場就職差別事件おこる
三・九　「第三回高知県同和問題研究大会」開く
四・一　県教育委員会指導課に同和教育担当主事をおく
五・一　幡多地区同和教育研究協議会結成
六・　「第二回同和教育指導者中央講習会」開く
七・一～四　県教育委員会「同和教育講座」土佐山田町・安田町・春野村・窪川町で開く
一一・二〇　県教組　県内五〇余か所で勤評反対抗議集会開く
※　県社会教育課が世話役で「定例部落問題研究会」毎月第二土曜日に開く（九回）・興津中学校、羽根中学校で、また、土佐山田町と高知市で警察官による差別事件おこる。
土佐山田町、春野町、窪川町興津地区で県委嘱研究
一九五八・六・二六　県教組　一斉休暇闘争
七・二八～三〇　「第七回部落問題夏期講座」開く（部落問題研究所、県教育委員会主催）
一〇・八　高知県同和教育研究協議会発足
※　県教育委員会主催「同和地区青年交歓会」を後免町、赤岡町、土佐山田町で、「地区別同和教育研修会」を春野村、十和村、大方町、土佐清水市、宿毛市、中村市、須崎市、安芸市で開く
「定例部落問題研究会」毎月第三土曜日に開く（八回）・土佐山

田町、高知市海老川町、佐賀町で県委嘱研究、後免町長岡地区で文部省委嘱研究
三原村三原中学校、土佐清水市、吾北村、土佐山田町山田中学校、安芸高校で差別事件おこる

一九五九・二・五　高知県同和教育研究協議会（後の高知県同和教育審議会）「高知県同和教育研究協議会」への補助、育成を県教育委員会に建議

二・二一～二二　「四国地方同和教育研究大会」（県教組、解放団体県連共催）開く

三・五　「解放団体高知県連合会」第四回大会において「部落解放同盟高知県連合会」と改名する

六・二八　須崎市浦の内で差別傷害事件おこる

八・二八　窪川町小室地区で砂はこび賃上闘争四〇日のストで勝ちとる（砂闘争）

一〇・　「第一回高知県同和教育研究大会」開く

一一・一九～二〇　「第一一回全国同和教育研究大会」開く（高知）

※　中村市利岡小学校教員差別発言事件おこる

「高知県同和教育審議会」発足

県同教発足当時は、各学校職場単位で組織されていたが、一九六一（昭和三六）年より、市町村を単位として組織化がはじめられ、一九六六（昭和四一）年より「同和教育運動に取り組む意志をもつ会員」による、市町村を単位同教とする個人会員制の導入がおこなわれ、会の充実をはかっている。この年には、一〇市町村同教から九〇二名会員が登録されている。

県同教加入市町村同教数と会員数の推移

年次	加入市町村同教数	会員数	活動と情勢
一九五九			「第一回高知県同和教育研究大会」開く
一九六〇			「第一回県同教夏期講座」開く・高知市長浜「教科書をタダにする会」結成
一九六一	七		「第一回高等学校同和教育研究会」開く
一九六二	一八		第五回県同研大会（二〇〇名参加）
一九六三	二四		「高知県就職対策協議会」設置
一九六四			第一回同和地区子ども会代表者交流研修会
一九六五			香美郡同和教育研究協議会発足
一九六六		九〇二	高校奨学金制度給付制となる
一九六七			「第一回県同教総括大会」開く
一九六八			「第一五回四国地区同和教育研究大会」（高知四〇〇名参加）
一九六九			県教育委員会「同和教育基本方針」を出す
一九七〇		八一七	「同和教育主任制度」できる
			八月一〇日機関紙「高知県同教」創刊号発行
一九七一		一、二一九	「高知県高等学校同和教育研究会」結成
			高知県教育センターに同和教育研究室設置
一九七二	二九	五、〇一五	池上誠君結婚差別のため自殺
			「第一九回四国地区同和教育研究大会」（高知参加者一〇〇〇名）
一九七三	三七	七、二七四	県教育委員会「同和教育指導室」設置・機関紙「解放教育」と改名（一一号）
一九七四	三九		「第二六回全国同和教育研究大会」（高知）

一九七五	四三	九、三一一	高知市朝倉中学校差別事件おこる
一九七六			狭山五・二二同盟休校県内一斉におこなう
一九七七	四五	九、七四五	四国機器株式会社就職差別事件おこる
一九七八			「四国部落史研究協議会」結成
一九七九		一〇、三六七	読本「かいほう」小学校低中高学年用、高校用発行
一九八〇		一三、〇六六	「第三二回全国同和教育研究大会」（高知）　読本「かいほう」手引書発行
一九八一	四七	一三、一九三	「第四回全国解放保育研究集会」開く
一九八二	四九	一四、〇一二	「第一回高知県解放保育研究集会」開く

※未加入町村四（池川町・吾川村・仁淀村・越知町）

二、現　状

(1) 組織機構及び活動

本年は、県同教結成二五周年にあたりますが、県下五三市町村中、四九市町村同教を組織化した研究協議会協議体として活動している。（会員は個人加入）

最高議決機関として、各市町村同教会員一〇〇名に一名の割合の代議員により構成された総会があり、各市町村同教会長より構成された理事会が総会につぐ議決機関として位置づけられている。

役員構成は、会長一名、副会長若干名（本年度は一一名）と会計一名、会計監査三名となっている。

また、具体的活動をすみやかにするとともに、各地域での同和教育の一層の深化をはかる核として、県下を六ブロックにわけ、保・幼・小・中・高・社教・行政の各分野毎に研究推進委員（本年度は計三七名）の活動を促進するとともに、本会の組織運営についての諮問に応えていただく参与（本年度は二名）を会長が委嘱している。

具体的活動としては、一年間の研究、実践の成果をもちより、交流する場としての県同和教育研究大会、県外のすぐれた実践者に学ぶ県同和教育夏期講座等が二三回目を迎えているし、部落解放子ども会研修会が、小・中別に、それぞれ二回、計四回、夏休み中、二泊三日の日程でもたれ、将来部落解放の担い手になりうる研修会も二三回を数えている。

その他の活動の概略を記すと、

○　各分野別研究会

本会の組織機構は、保・幼・小・中・高・社教・行政の各分野から構成され、それぞれの部長が副会長を兼任している。

必然的に活動も、就学前部会、小・中部会、高等学校部会、社教・行政部会として取り組まれ、それぞれの分野毎に県下三地区で、研究推進委員が中心となって、同和教育運動が展開されている。（学校部会では公開授業が原則）

○　読本「かいほう」実践研究会

本会が発刊している小学校用（低・中・高学年の三種類）、中学校用の読本「かいほう」を授業にいかに生かし、部落問題の科学的認識を高めたかの実践をもちより、研究活動をすすめている。

○　対県交渉と代表者会

各市町村同教分野別代表者の参集をえて、同和教育運動を阻害する悪条件をどのようにとりのぞいたかを交流しあい、要求をだしあい「解放教育振興に関する要求書」を作成し、対県交渉をもっている。

○　研究推進委員会

本会が委嘱した研究推進委員の研修の場を保障するとともに、各種研究、研修計画の立案、各地域での情報交換や年度末の集約等のためにもたれているもの。

○　同和教育基礎講座と指導者養成講座

目的意識的に初心者及びリーダー養成のための講座形式によるもの。

○　集約大会

加盟四九市町村同教が、一年間の研究、実践を報告し、集約をすすめ、来

年度の課題をあきらかにし、方向を確立するために、年度末にもたれている。

(2) 出版物その他

(イ) 定期的刊行物

○「解放教育」

本会の機関紙（年間八回）。本会と各一人ひとりの会員を直接結ぶもので現在八八号を数えている。

○「部落を解放する教育の具体的実践」

本会主催の同和教育夏期講座の講演集録、基礎的・基調的全体講演二本と保・小・中・高・社教・行政の分野別講演六本とを一冊にまとめ、参加者全員に配布している。

○「芽ばえ」

部落解放子ども会研修会に参加した子ども全員の感想文集。

(ロ) 既刊行物

○「解放教育の遺産と課題」

全同研大会及び県同研大会の主要な討議内容を大会回数にしたがってあきらかにしたもので、全、県の研究大会の足跡が一読できるもの。

○「かいほう」

小学校は低、中、高学年用の三冊、中学校用一冊で、部落解放学習の教材として使用されている。

○「かいほう」指導のてびき

読本「かいほう」の指導手びき書。

○「かいほう」高等学校同和教育資料集

高校での指導者用資料で、教材、資料を収録したもの。

○「高知県における解放教育の遺産と課題」

第二六回全同教高知大会を記念して「特別報告書」の形で編集されたものであり、本県における部落の形成、解放運動のあゆみ、研究、実践の成果等が記載されたものである。

○「高知の部落史」―資料編第一集―

「長宗我部地検帳」と「憲章簿」を中心にして、近世における部落の姿をうきぼりにした資料集。

○「解放教育の実践」

各分野毎での実践集録。

香川県同和教育研究協議会

香川県同和教育研究協議会のあしあと

一、結成のいきさつ

香川県における同和教育運動は、一九五三（昭二八）年五月六日の全国同和教育研究協議会結成と四国隣県における同和教育研究協議会の活動を機に、他府県の同和教育研究の実践に学びながら、同和地区を有する市町教育委員会・小学校・中学校において個々に取組みをはじめた。

その後、二、三年の間は全国同和教育研究大会や近県の研究会・研修会に熱意ある有志が積極的に参加し、研究組織並びに研究の方向を探究した。

ここで近県との連携の過程をふりかえってみると、一九五四（昭二九）年、同和教育研究の先進地である高知県の谷内照義先生・福岡弘幸先生、徳島県の

鈴木茂先生の提唱により、「四国は一つ」の合言葉で、第一回四国地区同和教育研究大会が徳島市で開催された。その後、一九五八（昭三三）年に大会開催県の順序が決まり、一九六〇（昭三五）年には香川が開催県となった。しかしながら、当時、香川県同和教育研究協議会の結成準備に懸命であったことと、香川の実情としては時期尚早との故をもって断念したいきさつがある。

このような過程を経る中において、一九五七（昭三二）年、善通寺市教育委員会、善通寺市小・中学校長会主催のもとに、市立与北小学校が中心となって「同和教育の共通理解をはかる」という研究主題を設け、学校教育・社会教育の両面から積極的な実践活動を展開することになった。このことが香川県における同和教育の端緒となり、この取り組みを契機として、県内においても同和教育研究組織結成の気運が盛り上がるとともに、全国同和教育研究協議会・隣県同和教育研究協議会よりの勧めもあり、一九六〇（昭三五）年秋から香川県教育委員会事務局社会教育課主事白川徳一氏（のち初代香同教会長）によって、結成のために県下の教育機関への働きかけと事務局設置が進められた。その結果、一九六一（昭三六）年一月二一日、五五団体の加盟による香川県同和教育研究協議会が結成され、香川の同和教育がさらに一歩大きく前進することになったのである。

二　組織の発展過程とその経過について

一九六一（昭三六）年六月八日、六二団体加盟のもとに総会が開催され、初代会長に白川徳一氏（当時木田郡三木町立井戸小学校長）が就任、以後、七年間にわたって創設期の香川県同和教育研究協議会発展に多大な尽力がなされた。当時の総会資料によると、協議内容として、研究協議会のもち方、四国地区協議会開催について、文部省主催研究協議会参加について、本会財政の確立等があげられている。また、各地の研究・実践の報告、全国同和教育研究大会参加等が議題となっている。

一九六二（昭三七）年には、県より委託事業補助金として一〇万円を受け、会報、地区研究会資料作成、県大会、全国同和教育研究大会、四国地区同和教育研究大会参加者派遣補助等がなされている。

一九六三（昭三八）年一月二六日に四国地区同和教育研究大会が高松市さぬき会館で開催され、四国三県より一五名、県内より二三名、計三八名が参集して、各県の同和教育の現状報告と問題提起・差別の本質と同和教育のあり方について研究討議がなされた。このことが香川の同和教育に示唆を与えたことは勿論であるが、今後の推進上極めて有意義なものであった。

一九六四（昭三九）年一一月一九日、県郡市の小学校長会・中学校長会・教育研究会に対し同和教育部の設置について要請し、続いて翌年三月一八日、県学校教育研究会規約案・県社会同和教育研究会規約案及び同和教育部の設置依頼状を、県郡市校長会・学校教育研究会・社会教育主事会に対し送付した。

一九六五（昭四〇）年五月二二日の総会において、会則改正案・部会および委員会運営に関する規則案が承認され、数年来の懸案であった学校同和教育研究会・社会同和教育研究会の結成準備が完了した。六月一二日に経過報告とともに、中・小学校同和教育研究会会則案・社会同和教育研究会会則案が審議決定され学校・社会の二つの研究会が発足した。これによって香川県同和教育研究協議会の組織も年を追うごとに充実発展してきた。また、この年、「香川の同和教育」創刊号を刊行した。

一九六九（昭四四）年、全国同和教育研究協議会西口敏夫委員長・荒木楢夫事務局長をはじめ大阪の盛田嘉徳先生・京都の東上高志先生、隣県の諸先生方の御支援をいただきながら、県内においても組織の充実につとめ、一一月八日第二一回全国同和教育研究大会（大津市）を機に香川県同和教育研究協議会が全国同和教育研究協議会へ正式に加盟した。香川県同和教育研究協議会会報No.8には、この時の模様を「……特に本県では、多年の懸案であった香同教の全同教への加入を本大会で正式に表明した。大会冒頭に、香同教会長石尾義孝先生が行った加入表明のあいさつは、満場の聴衆を魅了する名演説で、本大会史の一ページをいろどるものとなった。なお、本県からは八〇余名の会員が参加し、そのうち一七名の方に全体会・分科会の記録報告者を依頼して、この大会の模様を県下のみなさんに報告することにした。……」と記している。

なお、この年、同和対策事業特別措置法の制定により、同和問題に対する社

会的関心が急速に高まったなかで、この問題の教育的重要性をふまえた県下公私立高等学校・小学校を母体とする香川県高等学校同和教育研究会と香川県小学校同和教育研究会が、この年から翌年にかけて香川県同和教育研究協議会に加盟し、ともに研究を深めることになった。このようなすう勢の中において加入会員（学校・市町教委）も急激に増加し、三〇〇団体を網羅した県下唯一の同和教育研究団体となった。

一九七五（昭五〇）年に香川県幼稚園同和教育研究会が発足し、翌年度の総会において香川県同和教育研究会に加盟したため、同和教育の取り組みも、幼・小・中・高・社会教育部会の各専門部会を中心にしてなされることになり、加盟団体も約五九〇団体に拡大した。また、一九八一（昭五六）年一部の保育所が加盟した。

会費については、香川県同和教育研究協議会発足以来五〇〇円であったが、徐々に事業が拡大され、その費用も多くかかるようになったことと、諸物価の値上がりなどから一九七三（昭四八）年より一〇〇〇円に増額した。その後、一九七六（昭五一）年一三〇〇円、一九七七（昭五二）年一六〇〇円、一九七八（昭五三）年二〇〇〇円、一九八一（昭五六）年二五〇〇円、一九八三（昭五八）年三五〇〇円と順次値上げされている。

県費補助金（うち委託金も含む）については、当初（一九六二（昭三七）～一九六九（昭四四）年）一〇万～一五万円程度であったが、同和教育が推進されてきたことと、県の理解に基づいて一九七〇（昭四五）～一九七四（昭四九）年には追加予算等も組まれて五〇万円となり、他の四国地区三県に歩調を合わせることができるようになった。さらに、一九七五（昭五〇）～一九七六（昭五一）年一〇〇万円、一九七七（昭五二）～一九七九（昭五四）年には二六〇万～二九〇万円となり、一九八〇（昭五五）年には三〇〇万円、一九八一（昭五六）・一九八二（昭五七）年には三一〇万円に達し、活動の規模も年とともに増大してきたのである。

香川県同和教育研究協議会事務局は、一九六一（昭三六）～一九七九（昭五四）年まで香川県教育委員会事務局社会教育課内にあったが、一九七九（昭五四）～一九八二（昭五七）年までは同和教育課内に、一九八二（昭五七）年四月一日より独立して新事務所を設置し現在に至っている。そして同和教育も香川県同和教育研究協議会の歴史とともに進展してきているのである。

三　現在の組織形態について

香川県同和教育研究協議会事務局は、一九八二（昭五七）年四月一日から高松市亀岡町一―六二丸山ビル内に設置され、三名の専従職員を配置している。

会員構成については、市町教育委員会（四三）保育所（三一）幼稚園（二一八）小学校（二一〇）中学校（七九）高等学校（四七）公民館等（六）よりなっており、団体加入制度で現在六三四団体が加盟している。

本会の機関として、総会・理事会・専門部会があり、総会は毎年五月に開催され、加盟団体の代表者一名をもって構成し、推進上の重要案件を審議している。理事会は、会長一名、副会長四名、理事若干名（現在三〇名）、事務局長一名、事務局次長一名、書記二名、会計一名、監査三名で構成して運営にあたっている。専門部会は、総務部会・学校等同和教育部会・社会同和教育部会の三部会にわかれ、「部会および委員会の運営に関する規則」によって運営されている。学校等同和教育部会は、同和教育研究会会則を設定し、保育所幼稚園、小学校、中学校、高等学校とそれぞれ種別ごとに活動している。また、社会同和教育部会も別途に会則をもち、事業の企画実施にあたっている。

次に時代の要請から、一九八一（昭五六）年より組織問題等検討委員会を設置して、研究組織の拡大と協力体制についての検討が重ねられている。

四　活動課題や活動状況について

本協議会は、日本の真の民主化をめざし、不合理な部落差別をなくするために、同和教育の正しい理解と実践について研究を行うことを目的とし、この達成のために活動方針を次のように設定している。

(1)　同和教育推進のための組織強化

同和教育の基本的課題の一つは、組織の拡大と協力体制の強化を図ることである。このためにも保育所の加盟促進が急務とされる。また市町教育委員会、校（園）長会、ＰＴＡ等関係機関・団体と連携を保ちながら協力体制の

充実をはかっていきたい。

(2) 専門部会の活動について

差別の実態に学びながら、教育の課題を明確に把握し、特に地域との協力体制の確立を図り課題解決にむかって実践活動を展開しなければならない。

ア、推進の方策

○ 保育所、幼稚園における同和教育

・ 人間形成の基礎として、豊かな感性を培い、基本的な生活習慣や態度を養う。

・ 一人ひとりの子供の人権を守り、集団生活を通して、友だちを大切にし、仲よく生活をともにできる社会性を育てる。

・ 望ましい環境を整え、安全に行動できる能力を育成し、乳幼児の成長発達の保障に努める。

○ 小・中学校における同和教育

教育の全領域を通して人間尊重の精神に徹し、学力の向上をはかり、進路の保障につとめ、同和問題に対する合理的認識を育て、偏見にもとづく不合理な部落差別の解消を目指す意欲と実践力の育成に努める。

○ 高等学校における同和教育

小・中学校における同和教育の基礎の上に、同和問題学習の一層の深化をはかり同和問題の正しい認識と理解を深め、今なお社会に残存する差別意識を見抜く学力を育てる。同和教育の総和といわれる進路の保障については個に即した指導の徹底に努める。

○ 社会教育における同和教育

社会教育諸団体を対象とする各種学級講座等あらゆる機会をとらえ、学校教育と連携を図りながら家庭及び地域社会への啓発活動の推進に努める。

イ、活動の具体例

各専門部会において具体的系統的な研究研修計画を樹立して実践活動を展開しているが以下専門部会機関誌より抜粋する。

○ 保育所、幼稚園における取り組み

・ 教材開発

外見や言い伝えからだけで差別する偏見の芽をなくすという職員の共通理解の上に立って「おにさんこちら」のスライド作りをした。

・ 遊びの中から

言いたいことがあるのに、がまんしている子、友だちの言いなりになっている子など、今まで見逃しがちだった子供をよく見つめ、自己表現能力を高める指導も大切である。

・ 家庭への啓発

父母がどのように人権について関心をもち、差別に対してどのように考えているかを調査した。

○ 小学校における取り組み

すべての児童が基本的人権を基礎として、差別意識や偏見を打破し、同和問題を解決していくことのできる態度や能力を身につけることである。香川県同和教育基本方針にのっとり各学校において全教職員が深い関心と共通理解のもとに研究推進に努力している。以下重点をあげると次のとおりである。

・ 同和教育の基本理念を確立する。

・ 学校教育における同和教育のねらいを明確にする。

・ 教育活動全領域に位置づけ、児童の発達段階に即して実践する。

・ 地域の実態に立って推進する。

○ 中学校における取り組み

一人ひとりの生徒に光をあて、自立心を育てながら「人権を尊重する差別や偏見をもたない人間」に育てるため、具体的研究内容として次の項目をあげて実践している。

・ 進路保障のための学力をいかに培うか。

・ 科学的認識をいかに深めていくか。

・ 人権尊重の意識をいかに高めるか。

・　中学校と高等学校の関連をいかに進めていくか。

○　高等学校における取り組み

同和教育は主としてＬＨＲを中心に実施しているが、そのねらいを達成するために、ＬＨＲそのものの活性化を図る工夫が試みられている。この方策として、校内組織の強化・拡充、スライドの自主制作、教科等との関連に重点をおいて研究推進をはかっている。また、教師自身の研修とさらには家庭や地域との連携や交流の促進をはかりながら授業研究を進めている。

○　社会同和教育における取り組み

日常生活の中で人間尊重について強い自覚を求め、差別の不合理を正しく理解し、差別をなくする実践力をもった住民づくりを目指して推進している。以下具体的にあげると次の三点である。

・　各種団体等において、映画・講話・講演会・研修会等を開催して学習活動を推進する。

・　公民館活動（青年学級・婦人学級・家庭教育学級・老人学級等）の年間計画に同和教育を位置づけて実施する。

・　啓蒙啓発活動を積極的に広範囲に推進する。

五　発行資料について

(1)　会報「同和教育」No.1（昭三六）～No.21（現在）（毎号　四同教大会・全同教大会の基調提案、問題提起の概要、香同教一年のあしあと）

(2)　香川の同和教育　創刊（昭四一）～九号（昭四九）（研究会、講演会等の報告・実践記録）

(3)　同和教育シリーズ　No.1（昭四一）～No.14（現在）（同和教育をすすめるための啓発資料）

(4)　同和教育をすすめるために　No.1（昭四一）～No.11（昭四九）

(5)　研究紀要　第一巻（昭五二）～第七巻（現在）（各専門部会における研究成果）

(6)　小・中学校同和教育指導計画　事例第一集（昭五四）第二集（昭五五）

(7)　高等学校同和教育　ホームルーム指導資料集（昭五五）

(8)　小学校同和教育資料　社会科指導の手引き（昭五一）

(9)　高等学校同和教育資料　日本史指導者用（昭五一）

専門部会発行資料（毎年発行）

(1)　幼稚園・保育所「めばえ」（昭五三）～（現在）

(2)　小学校「同和教育のあゆみ」（昭四七）～（現在）

(3)　中学校「同和教育研究紀要」（昭四〇）～（現在）

(4)　高等学校「高同研」（昭五二）～（現在）

六、歴代会長

年度	氏名	勤務校
三六～四二	白川　徳一	高松市立川島小学校
四三～四四	石尾　義孝	高松市立協和中学校
四五～四六	藤田　和夫	香川県立高松工芸高等学校
四七～四八	鴨井喜代繁	高松市立協和中学校
四九	三好　寿翁	高松市立仏生山小学校
五〇	藤川　義男	高松市立香西小学校
五一	川西　兼夫	高松市立光洋中学校
五二～五三	田中　四郎	香川県立坂出商業高等学校
五四～五五	鵜川　勤	高松市立前田小学校
五六	高橋　茂雄	善通寺市立東中学校
五七	鳥取　八起	高瀬町立高瀬中学校
五八	山下　正憲	香川県立三本松高等学校

おわりに

一九六一（昭三六）年一月二一日に香川県同和教育研究協議会が結成されてから二一年が経過した。この間に香川の同和教育は、香川の実態と香川の風土に根をおろしつつ、一歩一歩着実にその歩みを続けてきた。しかし、その成果は、まだまだ達成の域には至っていないといえる。香川県同和教育研究協議会としては、今なお社会に根づよく残っている偏見や不合理な部落差別をなくす

るために、今後も同和教育の正しい理解と実践についての研究を、希望と情熱をもって推進していく決意である。

最後に、この原稿作成にあたっては、初代会長をはじめ多くの関係者から、資料の提供や御懇切な指導・助言をいただきました。心より感謝を申しあげます。

参考資料
・香川県同和教育研究協議会総会資料
・会報
・研究紀要

徳島県同和教育協議会

徳島県同和教育協議会 その歴史から何を学べばよいか

三好　昭一郎

はじめに

徳島県の同和教育を大きく前進させようとすれば、その中核的存在である徳島県同和教育研究協議会がすすめてきた研究と、活動の歴史を丁寧に回顧し、そのなかから多くの教訓を汲みあげることを不可欠とする。しかし、本県の県同教の活動は多忙をきわめ、未だにその歴史の編纂に着手するにいたっていない。その間に事務局の移転が相つぎ、貴重な史料も日とともに散逸しているため、もはや短時日の間に県同教史をつくることは、難事中の難事となっているといわざるを得ない。そのために本稿は、史料の入手し得たものだけに限定して利用し、執筆しなければならなかったが、散逸のはなはだしい史料を収集し、整理することによって、県同教史の編纂のための準備に取りかかることの必要性を痛感させられた。

さて、本稿では県同教初期における全国同和教育研究協議会の第九回大会への取り組みを、若干の史料によって明らかにし、この大会を契機として県同教がどのように研究を深め、組織を拡大し活動を強化していったかについて、可能な範囲で明確にし、そこから本県の同和教育を前進させるために、克服しなければならない問題点を知ることに、最大限の努力をはかってみようと考えている。

そのように、本稿がきわめて未熟で、むしろ今後の研究によって、より充実した歴史とするために、全力を傾注すべきものとするだけに、本稿で提示しようとする諸課題に対して、読者からのご意見が寄せられることを期待させてもらいたい。なお史料の所在などについてご教示いただくことをお願いしたいと思っている。

一、徳島県同和教育協議会への道程

徳島県同和教育研究会は一九五〇年一一月一八日に、徳島県下の小・中・高校の教員が共通認識のもとに結成され、県同教を中核として各郡市同教も相ついで結成されていった。県同教の初代会長には県立穴吹高校長の千眼智見氏が就任した。こうして県下の研究組織が整備されるに伴って、県下すべての学校で同和教育を実施することをめざし、「同和教育カリキュラム」の編集作業をはじめ、『同和読本』を刊行し、また同和教育と道徳教育に関する研究にも取り組

み、さらにスライド教材の作成など、着実に成果を蓄積するだけでなく、学校現場に配布して、同和教育の振興に大いに努力した。

一九五三年五月六日には、関係者の大きい期待のもとに全国同和教育研究協議会が結成されたが、県同教も全同教に加盟し、全国的視野に立った学校同和教育の研究と実践に努力するとともに、全同教運動のなかで重要な役割を果たしてきたことは周知のところである。

四国地方には「四国は一つ」の合い言葉のもとに、四国地区同和教育研究大会が定着し、すでに多大の成果を挙げていて、その活動は高く評価されているが、その母体をなすのが四国地区同和教育研究協議会＝四同教である。四同教は一九五四年一一月一日に四国四県の同和教育関係者が徳島県庁の正庁に会し、初代会長に県同教会長千眼智見氏を選んで結成され、本年度で第三〇回大会を徳島市で開催することになっている。

いっぽう社会教育における同和教育も、学校教育と併行して計画・実施され、とくに婦人会や青年団を対象とする研修会・講習会・映画会などが各地で開かれたり、大麻比古神社（鳴門市）社務所を会場とした一泊研修会では、参加者の意識向上をはかるとともに、実態差別の解消を行政に呼びかけるなど、地道な活動を積み上げていった。さらに一九六〇年からは、同和教育の県下一円に対する浸透をめざし、県内を八ブロックに分け、各ブロックの教職員同和教育研修会が開催されるなど、小学校・中学校における同和教育の推進体制は格段に強化された。このブロック別研修会では、在来の校区に被差別部落を含む学校で、一部の教師が独占的に推進していた同和教育を脱することをめざし、すべての教職員と全地域住民が協同することによって、「みんなで取り組む同和教育」であるとともに、「一人の百歩前進より百人の一歩前進」をスローガンに掲げ、大きい前進をはじめた。そのため研修会も研究授業や体験発表を中心に展開されたことは、そうした路線の転換を集中的に表現している。

こうした学校同和教育の転換は、社会同和教育の前進に刺激を与え、この年の一二月一〇日からはじまった「人権週間」を契機として、徳島県同和教育推進協議会＝同推協が結成され、岸岡一義氏が初代会長に就任した。また事務局長には当時県教委社会教育主事であった鈴木茂氏が推挙され就任した。鈴木氏はのち全同教副委員長として活躍している。同推協は直ちに組織確立のための三カ年計画を樹立し、初年度には県下五〇市町村に同推協を組織し、次年度に学習内容を充実し、第三年度には活発な実践が展開されることをめざした。

その後、一九七〇年に県同教会長であった徳島市助任小学校長の海野久氏の提唱で、研究会組織を再編成することになり、小・中・高校が個別の研究会を組織し、その協議会組織として県同教を徳島県同和教育研究協議会に改組した。さらに一九八〇年一二月一一日には、徳島県同和教育研究協議会と徳島県同和教育推進協議会が徳島県郷土文化会館において合併し、徳島県同和教育協議会と改称され、竹重敦美氏が会長に就任して現在に至っている。

二、第九回全同教大会と徳島の同和教育

一九五〇年に結成された徳島県同和教育研究会は、千眼智見氏を会長として活動を開始したが、七年後の一九五七年に第九回全国同和教育研究大会を徳島市へ迎えることになる。県同教では大会にそなえて研究に取り組んだが、その記録である『事前研究記録』を同年十月二五日に発刊しているが、そこには結成以来七年間における本県同和教育の特質がよく表現されている。まず「はしがき」に千眼氏は次のように書いていることが注目される。

第九回全国同和教育研究大会が、ここ四国徳島で催されるにあたり、同志多数と共に語り倶にはかる好機を得ました事は喜びに堪えない。惟うに本県同和教育の道は平々坦々の易道ではなく、他県と同様、羊腸曲折の険路であり、外、「眠れる子を醒ます」の謬見に阻まれ、内、「ヌルマ湯の同和教育」とのそしりの中に敢然立って、おのが信念のまま歩一歩、おのがみつめる子供の幸福のため、歩む足どりは雄々しくもあるが並たいていのわざではない。社会集団意識の問題なるが故に、一人の英雄のよくなし得るわざではない。みんなが、みんなのものとして、みんなでとり組む事のみが、此の問題解決の唯一の道である。従って我々の展開は先ず仲間づくりからはじめねばならぬ。同志諸賢が自ら仲間づくりの中核となり得る愛される人格者であるかどうかを反省しつつ、仲間づくりの軸を遥かに伸ばして行かねばならぬ。勿論

仲間のサークルを無限に拡大する為には各自のあしもとの問題をほりおこす事が肝要で、かかる見地に立って、大会に処するに本県同和教育研究会では郡市から県へと積みあげの事前研究にみんなでとりくんできた。そのねらいは達せられたのであるが、この研究集録については先輩各位の多分の御批判をいただく事に汗顔の思いをいたし、きたんのない御叱正を御願いする。ともあれ我々は左の先哲の警句のもと、斯道のため精進したいと思うので何卒御鞭撻をこう次第である。

鞭之　鞭之而又鞭　今日行十里　明日行十里　百年如一　必至所志蹶而後已。

以上のようなものであるが、因みに同記録の六頁に「参考(一)」として、全同教の基調が十七項目にまとめられているので、当時の本県同和教育の水準を知るために便利だと思う。そのため、若干長文だが引用してみよう。

1、児童生徒の完全に教育を受ける権利を無視したり、差別の再生産となるような事態は除かねばならない。それがためには長欠児童の救さいや、トラホームの根絶などをはからねばならない。

2、学力を増進するために補習、夜間学校設置、進学奨励金その他の方法を実施するように努め、働きかけねばならない。

3、各教科の指導にあたっては、それぞれ民主主義を担う本質的な役割を十分に達成し得るよう指導をしなければならない。

4、現実の生活をありのままに見、表現して、そこから科学的な法則を発見することができるよう、学習は指導されねばならない。

5、基本的人権の尊重をおかす封建性と貧困について、児童生徒の問題意識は高められなければならない。

6、解放を願い、幸福を求めて来た民衆の努力を明らかにするために、部落についての歴史的研究の成果は有効に用いねばならない。

7、学級、ホームルームは徹底的に民主化されねばならない。教師は自らのからを破って児童生徒の中に入り、また、児童生徒が集団の中に生き、喜びを見出すような仲間として学級を作らねばならない。

8、すべての児童生徒に、適当な機会をとらえて部落問題についての理解を与え、国民全体の問題と部落解放との結接点を明確にとらえて自分自身の問題として把握させるように指導せねばならない。

9、科学性、計画性のある習慣、実践的な態度を作り出すために、校内、校外の生活指導は十分になされねばならない。

10、子どもの幸福を守るために、父兄や地域の大衆と緊密に結びつかなければならない。

11、解放への意欲を高めるために、子ども会は作られ、運営されなくてはならない。

12、生徒が近代産業に従事して、将来発展することのできるだけの能力、技術を養い、就職の指導に努力が払われなくてはならない。

13、学校や地域の問題点を把握するために適切な郷土教育や実態調査をおこない、教育的な施策や指導に効果的に活用せねばならない。

14、地域の実態調査の役割を理解し、その働き手となるように児童生徒は教育されねばならない。

15、教師の自己変革と教育研究の組織を拡充するために努力しなければならない。

16、教員組合の組織の中で研究活動を進め、子どもを守るために努力しなければならない。

17、地域の青年や婦人のサークルの結成、助長のため、積極的に働きかけねばならない。

以上は本記録の埋め草記事として、県同教事務局の編集担当者がまとめたもので、そこには学習保障と進路保障の徹底、差別の現実から学ぶ学習指導の必要性などの基本的な達成目標が掲げられている。これらの全同教の目標と比較するとき、当時における徳島県の研究と実践の水準が、かなり低い段階にあったものと評価せざるを得ないし、また全県的なひろがりもなかったことを認めなくてはならない。

以上のような本県の水準のままで迎えた徳島大会であったが、この大会を契

機として本県同和教育の拡大と、深化がもたらされた事実については、多くの教師によって語り伝えられていることでもあり、きわめて大きい意義があったことは事実である。

三、県同教の活動と今日的課題

徳島大会の大きい成果の一つとして、その二年後から福祉教員制度が実現したことをはじめ、同和教育の発展にとって大きい足場が築かれていったことの意義は大きい。しかし、そこで一度立ち止って深く考えてみなければならない問題がある。それは今日まで前進しつづけてきた徳島県の同和教育にも、変革が求められている一面があることを、いま謙虚に自己批判しなければならない欠点があるという事実である。その一つが全同教大会における本県の報告に対して、他府県の参加者から、いつもきびしく批判されているということである。

ではなぜ「徳島方式」などと呼ばれ、きびしい批判の対象になるのだろうか。もちろん「徳島方式」などという表現が適切なものであるかどうか、十分に検討を要することはもちろんだが、今日の本県における同和教育の底流には、伝統的な戦前の融和教育の思潮が、未だに克服されないままに流れていることも否定できない。その点で私たちは、徹底的に批判し払拭すべき対象として摘出することに努力してきたが、まだまだ課題は多い。

「知的な理解はできつつあるが、それが実践に結びつかない」などという自己批判もよく耳にするが、はたして知的理解は十分であるかと自問したとき、そこに不十分さを認めざるを得ない側面が存在している。たとえば児童・生徒にとっては「押しつけ」の同和教育と感じさせている傾向もあり、教師だけが充実感を味わっている状況があり、早期に克服すべき欠陥となっている。いずれにしてもいま県同教は県下のすべての学校において、同和教育を教育の中核に据えた学習活動をめざしている。もとより教育はあらゆる存在の不合理を発見し、合理的な思考力を養い、不合理を排除する実践力を身につけさせることにあるのだから、同和教育の果たす役割はきわめて大きいといえよう。一日も早くその実現をめざさなくてはなるまい。

さて、徳島県高校同和教育研究会中部支部の機関誌『すてっぷ』第五号には、県同教事務局の藤井辰司氏が「徳島県同和教育研究協議会の十年」というレポートを寄せている。そこには「県同教は昭和二十五年に徳島県同和教育研究会と称して発足し、三十年の歴史をもつ。当初の活動は担当者の研究と活動に終始する傾向が強く、一般教職員への報告や伝達なども不十分であった。昭和三十四年には対象地区をもつ小・中学校に福祉教員が五名配置され、その後年を追って増員され昭和四十四年に同和対策事業特別措置法制度を契機に、同和教育主事（小・中学校で八十四名）と改称された。それまで同和教育の推進は、殆ど、小・中学校の教職員の努力に負ってきた感があったが、やっと高等学校が戦列に加わったのは昭和四十六年で、その年に県下の高校に同和教育主事三八名が配置され、幅広い活動が発展する原動力となった」と述べている。とくに今日の徳島県において学校同和教育発展の中核となっている同和教育主事制度の先駆となった福祉教員は、被差別部落の長欠児童生徒の就学を保障するためにたたかい、きびしい差別の下に奪われていた教育を受ける権利を取り戻すうえで、大きい成果をあげ、同和旧法を契機に今日の制度へ発展的に解消したのである。

藤井氏はさらに「この年（同46年）に従来の県同教を発展的に解消し、幼・小・中・高校と各校種別に組織を改め、それぞれ自主的に研究をすすめることとし、その協議会として現体制の協議会が生まれた。こうして国民的課題としての同和問題解決のため、全教職員が共通認識の下に取りくみはじめることになった」と、同和対策事業特別措置法下の県同教成立の経過を述べている。

一九七四年には県同教に独立の事務局設置と三名の現職教員を専従化するという要求が実現し、これを機として事務処理と研究活動は格段の成果を収めるようになった。とくに校種別研究会の活動は活発化し、資料収集・教材化・指導方法などの研究が深化され、その成果を基礎に今日の児童生徒用教材として使用されている『ひかり』（小学校）、『私の願い』（中学校）、『じんけん』（高等学校）も編纂されるとともに、『同和教育の実践』（第五集まで刊行）や『県同教通信』（機関紙）も軌道に乗ってきた。

また県同教の成立と軌を一にして、社会同和教育の推進母体として、徳島県

同和教育推進協議会が結成され、さらに県下五十市町村に下部組織化がすすめられ、県同教と緊密な連携をはかりながら、本県同和教育の輪を大きくひろげてきたが、前述のように一九八一年度に以上の二組織が統合され、新たな組織として徳島県同和教育協議会と改称することになり、いっそう活発な研究活動が展開されつつある。

四、県同教の主要行事

県下の同和教育を深化させ、より徹底をめざすために、すぐれた指導者の研修を計画的に実施することが不可欠の要件となるが、今年度で第七回を迎える夏季の同和教育講座は、はじめ県同推協によって発足したものを、新県同教が継承し、ますます充実した講座として定着し、とくに感銘を与えた講義について、毎年講義録を刊行して全県的に活用されるなど、この講座が担っている責務は大なるものがある。

なお毎年にわたって校種ごとの研究大会が開催され、近年は就学前部会も大会をもっていることをはじめ、一昨年度からは婦人同和教育研究大会とPTA同和教育研究大会が発足し、今後の成果に期待が寄せられている。

そのうえに県同和教育研究大会が毎年九月に開催され、今年で三四回大会となる。この県同研大会における分科会は、ほぼ全同教大会を模しているので、その報告者が全同教大会に送り出されて報告することになっている。さらに四国地区同和教育研究大会は、全同教加盟の都府県同教でも、ブロック研究大会を開催しているのは四国地区だけで、その成果は全国的に注目されているが、大会は毎年七月に開催され、本年度大会は第三十回で徳島市で開催され、はじめて大学教育部会がもたれることは、画期的なことである。

前述した『同和教育の実践』第一号は、第二二回大会が徳島県で開催されたのを契機に、大会の特別報告書として編集したもので、本県の歩みを四国の仲間から批判を得て、よりいっそうの深化をはかろうというねらいをもっていた。

こうして、徳島県における県同教の歩みは、一見地味ではあるが、着実に成果を蓄積してきたし、さらに県同教の活動を支える各郡市の同和教育研究会も、それぞれ当面する課題に対して、真正面から取り組んでいるが、さらなる飛躍を期するためには、むしろ理論学習の強化を推進することではなかろうか。

五、理論構築の重要性

県同教傘下の有力な組織として、徳島県同和教育主事研究会がある。この会の運営は複雑であるため、会成立についての若干の経緯を紹介しておく必要がある。

いうまでもなく、同和教育主事は県教委の指導下にある。そのため県教委の『徳島県同和教育振興方針』の学校現場における推進に積極的に取り組むことが要求される。そのため毎年五回にわたって県教委主催の研修会に参加しているし、とくに主務課である同和教育振興課とは緊密なつながりをもって、その指導を受けている。しかし研究会そのものはあくまで県同教傘下の自主的な組織として、独自の活動をすすめている。

いうまでもなく同和教育主事は全員が県同教会員であるので、毎夏に実施している合宿研究会は、県同教の有数の行事として開催され、とくに校種ごとの問題点が討議されたり、日常的な活動の協力体制が、この合宿を基礎として醸成され、学校同和教育の効果をあげることとともに、県同教の活動に大きい力となっていることは特筆されよう。

この会の活動記録については、毎年刊行されている機関誌『あしあと』に詳細な足跡を見ることができる。だが、ここでも日常の真摯な努力が、どれほど力強く営まれているかについては、そこから多くの学び取るべきものが発見されるにも拘らず、いまひとつ飛躍をめざすための、珠玉のような報告に欠けていることは否定できない。どうしてそのような停滞的な現象が見られるのであろうか。

本県同和教育の前進にとって、きわめて重要な役割を担っている同和教育主事として、今後もっとも重要な課題は、日常の体験を持ち寄るだけではなく、そこから「差別の現実」に即して共同研究をすすめ、教育の現場に対して普遍的な理論を還元することができるような、研究の機会をつくるとともに、研究体制を整えることにあるのではなかろうか。そのようにして理論化され、普遍化されたものが、各校種別の研究大会や県同研大会の基調として提起され、す

ぐれた実践報告を共通財産としていくことができるように、研究上の方法論を確立するうえで、教育現場で日常的に同和教育推進の中核的存在である同和教育主事の担うべき役割は大きいものがあり、とくに当面する理論課題に正面から取り組むことの必要性が痛感させられる。その意味からいえば、ますます全同教運動が蓄積してきた多くの研究成果から、一段と学び取らなくてはならない課題が山積していることを痛感する。

あとがき

徳島県における同和教育運動が、三〇年の歴史のなかで明らかにしなければならない問題点として、県下に発生した多くの差別事象と、その教材化とに、どのように取り組んできたか。そのことが同和教育の主体としての教師や児童生徒の意識をどう変革させたか。いま、そうした問題を対象とした研究に、真正面から取り組むことの必要性が痛感させられつつある。その意味からすれば、県同教が本年度にすすめている差別事象教材化の努力は、今後における徳島県同和教育の前進にとって、きわめて大きい成果を生み出すための、必要不可欠の事業として、特筆してよいであろう。また、待望久しかった大学教員の参加に曙光を得たことも、今後の県同教発展にとって、意義あることであり、大きく前進するための一つの保障となるであろう。

徳島県同教の歴史をまとめ、そこから教育と運動のあすのために、多くの教訓を汲みとらなくてはならないが、史料の散佚と筆者の力量不足のため、十分な成果をあげ得なかったことは、ただ残念というほかない。今後の課題として努力をしたいと考えている。なお本稿執筆に際して元県同教会長の岸岡利男氏から、貴重な史料の提供とご教示を得ることができた、心から深謝するとともに、私の県同教運動史研究への今後に展望を開いていただいたことを特記して結語に代えたい。

山口県同和教育研究協議会

山口県同教の紹介

山口県同和教育研究協議会は、一九七七年四月一七日山口県宇部市上宇部隣保館で発足をしました。いろいろの事情があって少ない会員でしたので、淋しい思いをしていたところ、当時の委員長西口敏夫先生のご出席が得られ発会に花をそえていただいたことを会員一同大変よろこびました。

「人を大事にする教育だからきっとこの会は発展をします。自信をもってすすめてください」という、はげましの言葉は今も耳の底にやきついています。

こうして発足した山口県同教は、五月一七日、三原市で行なわれた全同教委員会で加盟が認められました。

差別に対してはげしく闘う、すばらしい人たちの集団を見ました。最初のふれあいを大事にする人たち、本当に人を大事にする教職員の集団があることを知り、こんな人たちの仲間入りができたことをよろこびました。

この年、広島県三原市で行なわれた全国研究大会に五名の代表を送りました。一万数千人の大会、日教組の研究集会以外に見たことのないわれわれは、その規模の大きさにおどろきました。

それからもう六年がすぎました。此の最初の感動や決意はうすらいだわけではありませんが、山口県へ同和教育を広げ定着させるまでにいっていないことにあせりを感じています。

山口県は行政主導の同和教育が行なわれています

どの学校にも同和教育の計画はありますが、すべての教育活動ですべての教職員がとりくんでいる学校は数少ないといってよいと思います。

県教組の同和教育運動へのとり組みも弱く、部落解放同盟との連帯もできないまま現在に及んでいます。このままでは民主教育の根本をあいまいにしてしまう。部落解放を中心にすえた教育活動をすすめて行かなければならないという動きが組合の中に出はじめました。

これらの人たちによって、一九七六年五月三一日宇部市で部落解放研究会を発足させました。

発足にあたって「われわれ教職員は、戦後『教え子を再び戦場に送るな』という決意のもとで、差別教育に反対してきました。しかし、被差別部落をぬきにした教育闘争は、軍国主義教育に反対し、差別を許さない教育を発展させることができない弱点をもっています。

水平社結成以来、差別と闘い、しかも『勤評は戦争への一里塚』というスローガンのもとで共に闘った部落解放同盟との連帯した教育運動に学ばなければ、教育運動の発展もありません。部落解放同盟の闘いの歴史に学び、被差別部落を解放する教育を前進させないかぎり真の民主教育は確立しません」と、呼びかけています。

全同教への加入を機会に山口県同和教育研究協議会と改名をしました。

この改名は運動を弱くすると批判して去ったもの、部落解放同盟と結びついているということを理由に参加をこばんだりする人もでてきました。

そのため会員を拡大して同和教育を基盤とした教育を広げていく活動は、非常に困難になりましたが、全国の仲間のすばらしい実践にはげまされがんばってきました。

「部落解放教育は私にとって何か」という課題から出発し、狭山問題、県教委の同和教育資料の批判、学級の子どもたちは何に苦しみ、何を提起しているか、「にんげん」をもとにした実践、「障害」児教育、在日朝鮮人の教育、教科書問題と、とり組む中でたくさんの課題に出会い、少ない会員は目をしろくろさせながらも灯を消さない努力をしています。

今、私たちの運動がなぜ拡がらないのか、六年間の総括をする時にきています。

もっと、県同教の実践を宣伝すべきではないか、そのためには情宣活動を強化すべきではないか、全県の教職員に参加を呼びかけた研究大会の開催、被差別部落とつながり、差別に深く学ぶ活動を強化すべきではないか、など、活動の弱点とこれからの活動の方向が指摘されています。

いろいろ苦しい問題をもっていますが、会員一人一人奮起し、結成当時にもう一度もどって活動を発展させようとしています。

今後とも全同教のご指導をいただき、問題を克服できることを願っています。

広島県同和教育研究協議会

I 広島県同和教育研究協議会の結成

(1) 原爆に生きて

一九四五年八月六日午前八時十五分——人類のうえに初めて原爆が投下された。一瞬にして人口四〇万人の広島市は「死の街」と化した。爆心地から2kmの前後の距離にある被差別部落一帯も、ほとんどの家屋が崩壊・焼失した。やがて放射能を多量に含んだ「黒い大粒の雨」は、逃げまどう人々の上に降りそそ

ぐ。当時この部落は全国でも指折りの大部落として知られ、人口四〇〇〇人に及んでいたが、原爆によって完全に廃墟と化した。原爆の悲惨さを叫びつつも、部落がわからなくなり部落問題も残らなくなるだろうとひそかに期待もした。しかし、部落は死ななかった。その焼けただれた土の上に、以前よりもひとまわり大きくなって不死鳥のようによみがえったのである。(戦後における広島県同和教育のあゆみ)

(2)吉和事件から広同教の結成へ

一九五二年六月二三日、広島県の山村・吉和中学校における青年教師による社会科授業でおこった教育差別事件は、県内はもとより全国に提起され関心を寄せられた事件であった。これは部落解放運動とくに戦後の同和教育運動にとって、その原点とも言うべき意義と影響をもたらせた。(事件の内容は三十年史本論で、記述されるので略)

差別事件後、あいついで同和教育講習会・研究会が開かれ、多くの教師が出席したが「吉和事件の二の舞い」になるのではないかという恐怖感を持っていた。また当時の県教職員組合は、総括・反省し、教育課題として、対権力闘争に立ち上がろうとせず、ただ部落解放委員会(部落解放同盟の前身)の広島県教育委員会に対するたたかいを傍観していただけであった。

吉和事件から、行政課題として動きはじめた広島県教委は、一九五三年より小中学校と社会教育関係は郡市単位に、高校はブロック単位に同和教育研究協議会を結成するよう指導した。その結果一九五四年に全県的に組織が確立したものである。

一九五四年七月九日、行政責任者や年配教師約六〇〇名が参加して第四回部落問題講習会が開かれたが、その二日めに広島県同教結成会がもたれた。しかし、その会に参加したのは、わずか数十名にすぎなかったと言われている。

II 広島県同教発展の過程

(1)「同和教育の手引(広島県教委)」の作成と普及をとおして

民間団体とはいえ、行政指導によるにわかづくりの広島県同教には、同和教育の課題と、広島県同教結成の意義が、主体的にとらえきれず、教育現場は、すくなからずとまどったものである。それよりも同和教育実践の指針になるもの、それも現場の切実な問題をとりあげ、解決するためのものを渇望していた。この要求に応えて広島県教育委員会は、「同和教育の手引第一集」を発行した。引継いで第二第三集へと編集発行は続いたが、当時の同和教育の実践を志向した教職員にとって貴重な入門書となり自らの実践的支柱となった。

(2)実践に学ぶことをとおして

広島県同教は行政主導による組織として動きはじめたが、必然の結果として、部落差別の受けとめ方においても、とりくみにおいても融和的・対策的にならざるを得なかった。しかし、現実の部落の実態を目の前にし、地域要求に応えざるを得ない学校現場も多くあった。

その問題提起に応えたのが一九五四年から五五年にかけての鹿川小・中学校の実践であった。長欠不就学児童生徒へのとりくみである。民主教育一般論で救えなかった、むしろ目をとめようとしなかったことを、父母と共に学び提携して行政課題にせまる闘いは、その当時の感覚ですれば、教師の限界を越えた運動であったのだ。しかし、この実践が、自らの教育の重大な誤りや欠落を自覚させたことは今日的にみても教訓である。

また、県北山内中学校の「集団の教育」は、生活綴方的手法をもとに個人をつかみ、そこから悩みや不満や要求を投げ出させ、教材化することで、子どもを変え、親を変え、そして何よりも教師自らを変える実践であった。格調高い授業を子どもとともに創造していく実践は、集団の質を問うものであった。

また県内だけにとどまらず、広島県において開催された数次にわたる全同教研究大会は、県外の先覚的実践に学ぶ機会でもあった。

実践に学ぶ姿勢のなかには、部落差別との出合いがあり、部落差別の現実に学ぶという営みをもたらせた。

(3)映画上映運動をとおして

部落問題を内容とした映画の上映運動は最近でこそ多くなっているが、広島県同教二九年の歴史の上で次の上映運動は県内全組織のとりくみとして、発展の節となっている。

先ず「人間みな兄弟」の上映運動である。一九六〇年、広島県教組と広島県高教組は、小学校五年生以上、高校二年生までの、全児童・生徒にみせるという大事業にとりくんだ。映画によって部落問題を扱う場合、部落差別を正しく認識するための指導が欠くことのできないものとなってくる。この運動を契機として、差別に対する科学的認識を高める実践が発展していった。

しかし上映後、児童・生徒の意識分析のみに終った学校も多く、部落差別の現実をしっかりと見つめ、そこから児童・生徒の思想を変革しようとする教師のとりくみは極めて少なかったと言ってよい。次に「橋のない川第一部」上映運動は、全国的な影響や県内部落解放運動の自覚的な高まりと相まって、急速な勢いで「同和教育運動」としてひろまった。

一九六九年その当時「寝た子をおこすな」とか「今はもう差別はない」という多くの市民や、実践も展望も持たないで「地域進出は教師の仕事の限界を越えるものである」という常識論が横行する現場、更に同和教育の重要性を説きながらも一方では教育内容や教師に対する権力統制を強化する教育行政が、同和教育の推進を大きく阻んでいた。この状況を打破し「部落差別の実態」に依拠した同和教育運動の発展を加速させたのが「橋のない川」上映運動であった。

(4)広島県高同教の結成と広島県高教組・広島県教組の組織的教育運動の課題と結んで

県内各高校が五つのブロック別に同和教育推進協議会をつくり、まとまって県同教に加盟していったものの、各ブロック内のすべての高校が加盟するまでに至らなかった。そこで五六年五月一九日、ブロックとして広島県同教に加盟しつつ更に広島県高等学校同和教育推進協議会を結成し大きな役割を果してきた。

また、広島県高教組や広島県教組では、教育労働者としての自覚を求めつつ、当時、教室のなかだけに限定し、部落解放運動と隔絶した同和教育や、あるいは、「道徳教育の枠のなかで行なおう」とされてきた自主性のない、むしろ融和教育であったものに対し、次のような推進態勢の強化を打出した。

○同和教育を教育運動の観点でとりくむ

○解放運動から、同和教育の課題を学び被差別部落の父母や子どもから総点検を受ける

○部落の子どもや父母の生活・教育の要求と結合させる

○行政の融和教育・融和主義とたたかう、などである。

広島県高教組では「同和教育推進専門委員会」を設け組織的実践の中核とし教育研究活動の推進母体とした。また広島県教組では、「解放教育推進委員会」を設けるとともに基本方針第一次草案による職場討議をおこし、実践によって検証し、今日第三次草案の作成へと発展している。

一九八一年七月広島県高教組が編集発行した「権利としての解放教育の確立を――差別事件の総括に学ぶ――」は、県内の同和教育運動にとりくむ者にとって貴重な学習書となった。

(5)組織の強化と連携共闘態勢の確立をとおして

広島県同教は県内の保育所幼稚園・小中高等学校と社会教育関係者をもって構成員としているが、郡市によっては各民主団体役員を入れているところもある。広島県同教が、年一回開催する研究大会は誰でも参加できるように広く門戸を開放しており参加者も年を追って増加し近年は四〇〇〇名～四五〇〇名を数える。

また、課題別研究会として毎年「就学前教育」「社会教育」「部落問題学習」「白書」と四研究会をもっている。

特に一九七九年度の準備段階を経て八〇年四月には広島県解放保育連絡会を結成し、就学前教育を解放保育運動と結合し充実発展させ広島県同教に大きな影響を与えた。自治労県本部・解放同盟県連・広島県教組・広島県同教の四団体が結集したものであるが今日まで年一回の研究集会を開催し連携強化をはかっている。この県解保連事務局は広島県同教事務局内に併設している。

Ⅲ広島県同教の現状と今後の課題

(1)白書運動の組織的推進

白書運動が提起されて久しいが、県全体での推進までには至らなかった。しかし広島県同教では、八二年度より「県内被差別児童生徒の実態調査」を全県

的に実施した。部落解放同盟広島県連との密接な連携はもとより、強力な支援を得て三年次計画でとりくんでいる。調査活動に必要な財源も、厳しい財政難の中にある県教委からも補助金を得ることができた。特に一年次は「こどもの成績とくらし」に焦点をあて調査報告書をまとめるとともに、強力な研究態勢をつくるよう進めた。各校では部落解放同盟各支部と連携し「白書運動推進委員会」を組織し、調査に基く具体的な教育課題を明らかにする研究討議に入った。広島県同教では県内四地区で研究会をひらき「児童生徒の実態こそ部落差別そのものである」ことを明確にするとともに、同和教育運動再生への学習運動としてすすめた。八三年度は第二年次として「子どもの健康や体力と成績」という視点を設け調査活動を組織的に進めている。

(2)「学校文化・地域文化」の民衆化をめざして

識字運動で学んだ成果として発表された尾道の、みずた志げこさんの詩集「春駒」は、県内に大きな反響をよびおこした。本当の文化は、生活のなかからにじみ出るものであること、しかも、その生活は漫然とした生活ではなく、苦しみ悩みぬいた生活の中からこそ本当の文化が生れ出るということを学んだ。また、白書運動を通して授業中私語の多い生徒や手わるさの多い実態が明らかにされたが、人権学習になると、その数が少なくなっている事実に着目し、広島県同教は、県内被差別大衆の「くらし」や「伝統」のなかから文化を発掘収集・集大成し、併せて広島がもつ地域課題「反戦平和」と結んで教材にしようと取組んでいる。現在、各市町村で教職員と解放同盟員のペアで、聞きとりや資料集めに奔走している。広島県同教結成三〇年を八四年度に迎えるにあたってこの事業を同和教育運動として成功させ、文化の民衆化に貢献したいと考えている。

(3)広島県同教事務局態勢の強化

全同教に加盟する各同教のなかで、固定した事務局を持たず、事務局長の交替で常に移動するのは、わが広島県同教ぐらいのものであろう。県行政からの補助、あるいは人事における配慮においても最も悪い条件にある同教だと言える。

近年、広島県同教では、事務局態勢を強化する方向で要求を重ねてきた。現在、各学校現場から、四・五名の出向要員を得ている。しかも、〇・五名は講師代替によるものであり、一名は、年度途中における異動が原則となっている。これで研究調査活動のすべてをまかなうことは極めて困難で、結局は、授業を同じようにもちながら、学校で特別に許されて集まる一〇名の非常勤事務局員の献身的な活動によるほかはない。

しかし、各事務局員は悪い条件のなかにあっても尚率先して同和教育運動の先頭に立とうと主体的な意欲に燃えている。

(4)主な出版物

○広島の同和教育　A5版（大会報告書）
○広島の解放保育　A5版（大会報告書）
○広同教白書「子どもたちの成績とくらし」
○人権文集
○同和教育の実践と理論

以上、広同教の概略をまとめた。現在「広同教三〇年史」の編集に取組んでいるので、参考に供したい。

岡山県民主教育協議会

1、創　立

岡山県民主教育協議会（以下岡山県民教と略記）の創立は一九五七（昭和三二）年九月一二日である。

私たちは創立以来、人間の尊厳と民主主義の確立・人権尊重の基本理念にたって部落問題の完全解決のための教育の課題（岡山では民主教育とよんできた）にとりくんできた。

岡山県民教の創立は、新憲法と教育基本法のもとでの民主主義の実現をめざす解放運動、地域父母住民の教育要求やねがいを正しくうけとめてなされたものである。

岡山県民教創設に努力し初代会長をつとめた大岩徳二の言葉がそれをよく語っている。「思えば昭和二二年、本県南部の一学校に起きました部落生徒に対する教師の差別事件は、戦時中忘れられていたかたちになっておりました部落解放への悲願をゆすぶり起こし、おりから敗戦後の日本全土を包んだ民主主義へのきびしい反省を伴いながら、本県のいわゆる民主教育が出発したのでありました。」（「教育時報」県教委一九五七（昭和三二）年六月所収「民主教育の十年」）

創立にいたるまでにいくつかの段階がある。一九四八（昭和二三）年一一月教育委員会が組織され、そのもとに解放委県連、県教委指導課、小中高校長、教諭らによる岡山県民主教育研究委員会が組織され、民主教育の啓蒙、普及のための「手引書」の編集をすすめた。これは一九五〇（昭和二五）年九月に『民主教育の手引――（部落問題について）――』として県教委指導課から発行された。県民主教育研究委員会は新たに各郡市から選ばれた委員により再出発し、「手引」の内容の普及・啓蒙にとりくみ一九五一～一九五二（昭和二六～二七）年にかけて各郡市に民主教育研究会（民主教育推進協議会）が組織されていく。

岡山県民教はその後、このようにして生まれた郡市単位の研究会の協議体として設立されるのである。

岡山県民教の創立は全国同和教育研究協議会（以下全同教と略記）の創立におくれること四年である。しかし岡山県は、全同教にはその結成当初から加盟している。それは前述のようなとりくみをすすめていた県教委がいちはやく全同教に参加したからである。岡山県民教創設後は、その事業を研究団体としての岡山県民教がうけついだのである。

岡山県民教の組織は左の会則（現行）第一条、二条にみられるとおりである。

第一条　この会は岡山県民主教育協議会といい、岡山県各郡市地区民主教育協議会および幼稚園、保育所研究団体の民主教育部会、小学校教育研究会民主教育部会、中学校教育研究会民主教育部会、高等学校教育研究会民主教育部会をもって組織し、事務局を会長委嘱の学校に置く。

第二条　この会は、岡山県各郡市地区民主教育協議会、幼稚園、保育所研究団体の民主教育研究部会、小学校教育研究会民主教育部会、中学校教育研究会民主教育部会、高等学校教育研究会民主教育部会相互の連絡を図り、その充実と発展に資することにより本県の民主教育推進に寄与することを目的とする。

創立当時は二七の郡市研究会（主として小中学校の組織）と四の高校地区研究会計三一の研究会の組織であったが、現在は郡市の研究会（小中学校の組織、保幼小中高の組織など）が二六（町村合併による数の変化）高校四地区、と保幼小中高の学校教育研究会の民主教育部会五、計三五の組織となっている。

会の運営は構成団体のそれぞれから代表として選出された理事によってなされる。

参考までに創立前後の「岡山県民教のあゆみ略年表」を掲げておく。

略年表『岡山県民教のあゆみ』

一九四八	十一月	県教委発足　県民主教育研究委員会
一九五〇	九月	県教委『民主教育の手引――（部落問題について）――』
一九五二	十一月	県教委、民主教育講演会をはじめる。
	十二月	全国同和教育研究協議会（全同教）結成準備会（京都市）
一九五三	三月	県教委『民主教育の手引き（第二集）』
	五月	全同教結成
		第一回全国同和教育研究大会（大阪市）
	十一月	第二回全同教研究大会（京都市）

一九五四	三月	全同教委員会（岡山市）岡山の民主教育を討議
	四月	全同教「会報」に「岡山の民主教育をめぐって」
	五月	第三回全同教研究大会（姫路市）
一九五五	一月	第四回全同教研究大会（和歌山市）
	三月	県教委『民主教育の手引（第三集）』
	六月	第五回全同教研究大会（奈良市）
	十二月	第六回全同教研究大会（大阪市）
一九五六	五月	全同教『すべての教師のものに』
		第七回全同教研究大会（大津市）
	十月	任命制教委発足
		第八回全同教研究大会（広島市）
一九五七	五月	岡山県民主教育協議会（仮称）準備委員会
	六月	全同教「同和教育綱領（案）」
	九月	**岡山県民主教育協議会（岡山県民教）創立**
	十月	第九回全同教研究大会（徳島市）
	十二月	岡山県民教「会報　民主教育」第一号
一九五八	五月	全同教「同和教育指針」
	八月	県教委『教育時報』シンポジウム民主教育
	九月	県民教『民主教育のすべて』
		第一〇回全同教研究大会（岡山市）
一九五九	十一月	第一一回全同教研究大会（高知市）
一九六〇	五月	全同教「全同教の歩みの反省と課題」
	十月	第一回岡山県民主教育研究大会
		第一二回全同教研究大会（京都市）

2、民主教育の名称について

岡山では同和問題の解決をめざす教育を民主教育という呼称ですすめてきた。これは前述の岡山県民主教育研究委員会が命名し県下にひろくよびかけて採用されていったものである。簡単にいえば他県の同和教育と異称同義であるが、全国でただ一県、わざわざ民主教育の呼称を採用した理念については次の文がよく語っている。

「然らば部落の解放を目的とする教育をいかに呼ぶか、ということになるとすぐにはいいことばが出てこないのである。過去に融和教育といったのはもはや批判ずみである。（中略）次に同和教育という呼称になったが、この呼びかたはあの国家動員体制の布かれた太平洋戦争中に用いられたのである。然るに戦後もこの名称が引きつづき多く用いられているのである。内容を端的に衝いてあるので、もとよりそれでいいと思うのであるが、わたしどもの気持ちとしては、戦前と戦後に大きい一線をひいて、にんげんを尊重する考えかたやいきかたをせっかく民主主義と称して、これが国民教育になっているので、たしかに広汎過ぎてぼやけていることは事実だけれども、にんげんがいちばん尊重されずにいる部落問題を基底におき、その他いろいろな面でにんげんが差別されている面をも漸次改めていって、真ににんげんがにんげんを尊重することのできる国作りをしていくための、真に好もしい教育をすべての教師が例外なくやっていこうという意味合いから、民主教育という呼称にしたわけである。ただ、ふつうに言われる民主主義の教育をやってさえすれば、この部落の解放や、一般にんげんの尊重される教育が実を結ぶのだというふうに、甘く、簡単に考えているわけではない。」（『民主教育のすべて』一九五八（昭和三三）年九月岡山県民教発行から。）

民主教育の名称についてその他にものべられているものがあるが、ここでは文献名のみの掲載にとどめるのでくわしくはそれらを参照されたい。

① 「民主教育の手引――（部落問題について）――」県教委指導課一九五〇年九月

② 「民主教育の手引き（第二集）」県教委指導課一九五三年三月

③ 「教育時報」県教委一九五七年六月

④ 「民主教育のすべて」岡山県民教一九五八年九月

これら全体に示されている民主教育の理念についてあらためて整理すると、

(1) 部落問題を他の非民主的な問題から孤立させてとらえないこと。

(2) 運動と教育との関連とけじめをはっきりさせること。
(3) 教育の原則をたいせつにすること。
(4) 民主教育を特別の教育ととらえないこと。
などの原則がとらえられている。

これらはすぐれた原則として今日の岡山県民教に大切にうけつがれている。

3、岡山県民教のあゆみと課題

――八〇年代にふさわしいとりくみをめざす――

次に引用するのは、一九八二年八月に開催された創立二五周年記念第二三回岡山県民主教育研究大会の基調提案の一部である。岡山県民教のあゆみと課題をよく示していると思う。

一九五七（昭和三二）年九月一二日。それはわが県民教創立のときであります。会長のごあいさつにありましたとおり以来私たちは、人間の尊厳と民主主義の確立・人権尊重の基本理念にたって部落問題の完全解決のための教育の課題にとりくんできました。そのあゆみが今日、二五年におよんだのであります。

県民教の創立は、教職の専門性と責務にもとづく自らの全県的な研究組織の誕生です。県下の教職員の力を合わせて、ゆたかな内容創造のための研究のつみあげをなしとげていくことを可能にしたという点で、岡山県の民主教育の歴史にとって画期的なできごとでした。その先輩の事業が、今日さらに新しい世代にひきつがれつつあるわけです。

しかしそのあゆみにはいくつかの曲折はあります。しかし民主教育をめぐるさまざまな困難な状況を、組織を民主的に発展させる努力をしながら主体的にきりひらいてきたのです。その一端にふれます。民主教育の今日的課題を具体的に明らかにするための実態調査――一四年間にわたってとりくんできた『中学校進路実態調査』やこの三年間実施しています一九七七～一九八一年度の高校生の「非行」・「中途退学」の実態調査などがそれであります――さらに自主編成の一環である副読本『山びこ』にかかわる中学校社会科用民主教育副読本『地域の歴史を学ぶ』や『同教師用指導資料』の発刊、県民教の「課題」をふかめるための組織的なとりくみの一つである専門委員のテーマ研究、また研究実践の理論化と普及のための『紀要岡山の民主教育』の発刊があります。岡山県就職差別撤廃共闘会議にも加盟し進路保障のとりくみもすすめてきました。会活動の発展の土台ともいうべき事務局の条件整備や財政確立についても努力してきました。県民教は一時期自主財源を全くもたないというきわめて組織的に不安定な状態がありました。事務局の条件整備は現在なお懸案となっています。これらは先にのべましたように組織的活動の一端です。これらのとりくみとともに、県民教のあゆみを語るうえで絶対に忘れてはならないのが、本日も会場正面に掲げられていますところの県民教の新しい基本テーマの確定についてであります。

丁度、県民教創立二〇周年、すなわち一八回研究大会の前後の時期です。当時県民教はそのあゆみのなかで一つの転機に立たされていました。それは、基本的には、戦後三〇余年、民主主義運動・民主主義教育の発展と県民教のこれまでのとりくみの前進のなかから生じたものです。県民教の研究大会の参加者が年々増加してきたように民主教育のひろがりの一方で、民主教育の課題は変化し、新しい世代の成長につれてこれまで、「あたりまえのこと」と思っていたことでも「本当にそうなのか」と問いなおさなければならなくなったのです。八鹿高校事件も深刻な形で私たちの民主教育の見直しの契機となりました。

私たちは、そのとき、単なる反省にとどまらず、民主教育のゆたかな内容創造をめざす組織的なとりくみを通じて県民教の歴史の新しい地点に立つ努力をしました。それは次の点です。

①県民教のあゆみを総括し、教訓を正しくうけつぐこと、②あらためて民主教育とは何かを問いなおしながら、民主教育の位置づけを明確にしたとりくみを進めること、③今日の教育課題を具体的に明らかにすること、④自主的・民主的なとりくみの輪を一層ひろげることなどです。

私たちはこのとりくみを通じて、自らの教職の専門性と責務にもとづく教育研究組織の果すべき役割を一層自覚することができたのです。『差別の現実から深く学び生活を高め未来を保障する教育をすすめよう！』という従来のテーマ

の問題点や今日の段階での不充分さが明らかにされました。私たちは〝差別の現実から深く学ぶ〟という点については今日でも大切に考えています。しかし、今日の教育課題をすべて表わし得てないという点です。新しい基本テーマはわが県民教の役割と憲法と教育基本法にもとづく、今日の民主教育の課題を十分に表現したものとして確定したのです。

このように二五年間が、単なる時間の経過でないだけに私たちのあゆみは、今日、まさに歴史的に記念すべき一つの節目を迎えているといわなければなりません。

岡山県民教の新しい基本テーマは『基礎からの着実な発達と進路を保障する民主教育をすすめよう――今日の部落問題が提起する具体的な教育課題を正しくとらえ、自主的・民主的なとりくみを――』である。

この新しい基本テーマは、三千五百人に近い参加者のもとで開催された二〇回記念の研究大会の正面を飾った。この大会は、岡山における八〇年代の民主教育を展望するような岡山県民教の歴史の新しい段階のスタートとして位置づけられるだろう。

二〇回研究大会では、近藤薫樹「子どもの感情の発達と教育」、二一回研究大会では、池田賢二「どの子ものびる――京都・中舞鶴のとりくみ――」、二二回研究大会では、河添邦俊「育つ力を子どもたちに」、そして創立二五周年記念第二三回研究大会では、全同教副委員長大同啓五「今日の部落問題と民主教育の課題」の記念講演がなされた。

私たちは今日部落問題が変化してきているだけに、基本テーマに表わしているように民主教育の課題を具体的に明確にしていくことがきわめて大切であると考えている。そのためには民主的な教育集団の力や研究団体の力に負うところが大きい。岡山県民教が一九八二年度から従来の進路実態調査にくわえて、中学校における『くらしの実態調査』、小学校における『くらしと学力の実態調査』をすすめてとりくみに生かそうとしているのは、自らの役割を自覚してのことである。

今こうして、八〇年代にふさわしい、新しい具体的な研究実践を着実に発展させる努力がなされている。

しかし今日、教育反動化はいちじるしい。「非行」の増加、教育の「荒廃」など問題は多い。民主教育をめぐって逆流もある。

今日ほど民主教育を憲法、教育基本法にもとづき民主主義の教育の一環として正しく位置づけ、その研究実践を教育の原理・原則で組織してとりくむことの大切なときはないと思う。

〈岡山県民教会誌・研究物〉

- ○ 会報『民主教育』年二回発行　全校園配布
- ○ 紀要『岡山の民主教育』年二回～三回発行　注文により実費頒布
- ○ 「県民教だより」年八回～一〇回発行　全校園配布

鳥取県同和教育推進協議会

鳥取県同教の生いたち

一、県同教誕生前史

(1) 各地域における活動

一九四七年、米子市において部落解放鳥取県委員会が生まれた。一九四九年、

世間をあっといわせた西尾民選知事が生まれ、本県史上初めて、同和関係予算三〇万円が計上された。

戦後の混乱期、子どもたちの長欠、不就学、非行は目に余るものがあったが、とりわけ、被差別部落の子どもに集中していた。「このままにはしておけない」と心ある教師が立ち上がった。八頭郡河原町曳田における校外出張学習、若桜町高野における部落出張指導、東市場における中私都中学校の木曜学習会、才代における青年リーダー部落子ども会、東伯郡浦安小学校における完全給食実施、日野郡江府中学校における長欠生徒をクラスでかかえる学級経営、東伯郡東郷中学校における小集団学習、西伯郡所子小学校における地域ぐるみの部落問題学習など、価値ある実践が、個々の実状に合わせて行われてきた。

一方、県内各地の公的機関内で差別事件が頻発し、山林原野開放闘争が続発していた。

(2) 八頭郡同教の発足

こうした状況を背景に、八頭郡内においては、先覚的な活動家柿坂黎介氏たちによって、郡内小・中・高校教師による同和教育の組織化が行われた。当時の教育界の中には、はっきりと反対の意志表示をする者がいる状況の中で、一九五三年、郡内小・中・高五〇校の代表者が育英小学校に会同して、八頭郡同教は発足し、教師たちを対象に講演会、座談会を行った。とくに「同和教育は校長から」をスローガンに校長研修に取り組んだ。なかでも特徴的なことは、緑浄寺（因幡の部落の寺）での一泊二日の宿泊研修は画期的なことで、後の部落内外のリーダーを生むことになった。被差別部落の青年リーダー（前田・林・山田氏など）もここで育った人たちであるといってよい。

こうした動きは、藩制時代以来、差別の厳しい現実に押しつぶされていた鳥取県に、漸く見えた胎動であり、八頭郡に続いて日野郡、鳥取市にも学校を中心とするそれぞれの郡市同和教育研究組織が作られるようになっていった。

(3) 鳥取県同教の変則的な出発

こうした鳥取県の動きが全同教にも伝わり、「全県組織でなくてもよい、八頭郡同教だけでも、とにかく全同教に顔を出してくれないか。分担金は暫時納めなくてもよい。」という要請をうけ、一九五五年に岸本八頭郡同教会長は、大阪における全同教委員会に出席し、満堂の拍手で迎えられた記録が残っている。

二、鳥取県同教の発足

かねてから、八頭郡同教・岸本、柿坂氏らを中心とする人たちは、県教委当局と折衝し、学校関係者を中心に全県的組織を作るべく会則案を用意していたが、一九五八年、全同教大会が岡山で開催される機会を捉えて、県内参加者は、岡山市内の宿舎に集結し、そこで各郡市参加者にこの会則案を示し、承認を得るという極めて変則的ではあったが、「鳥取県同和教育研究会」の発足にこぎつけたのである。この時の参加者が各郡市にかえり、その後の対応に苦慮したことは想像にかたくない。発足当時の県同教は、小・中・高校の教師の開眼をはかるべく研究会、講演会を重ねてきた。これらの会では、前年に八頭郡同教から発刊された『同和教育を進めるために』が、重要な役割を果たした。資料の刊行は、一九六三年に八頭郡同教から『八頭同教一〇年』。翌年には、県同教から『同和教育の実践』。さらに組織再編後は、学・社一体で『部落問題の資料』がある。これが県同教実践集録として現在まで続刊されている。

三、民間教育運動

こうした鳥取県の同和教育の推進の動きは、それぞれの時代に教委関係者と実践者が重なり合っていた実状もあったので、時には行政主導であり、管理職臭が強いとかいわれていた。一方、教組教研の分科会でも毎年実践が持ち寄られていたが、多くの教師に輪が広がるに至っていない。そういう背景の中から、大学関係者、運動団体、教育実践者による「部落問題懇話会」が生まれた。これは一九六八年から「鳥取部落問題研究会」として再発足し、二ヶ月に一回、会費持ち寄りで会同した。米子地方にも「米子部落問題懇話会」があって、労農市民の集会が続いていた。これらの自主自立の懇話会は、種々の原動力を生むものであったが、残念ながら現在途絶えている。

四、全同教との連携

(1) 全同教鳥取委員会

一九五九年、全同教の三〇年の歴史の中でも、第一一回全同教高知大会は大きな課題を負った大会であった。㈠今日の同和教育をどう捉えるか。㈡カリキュラムにどう位置づけるか。㈢具体的な実践方法の確立。の三点が大会の柱であったが、「独占資本との対決なくして施策なし」とのイディオロギー論争となり、大会は紛糾した。この時の全体会の議長の一人が鳥取県同教の神田氏であった。翌一九六〇年、この大会の事実上の収拾委員会ともいえる全同教委員会が鳥取市で開催された。組織分裂の危機をなんとか克服したこの委員会が鳥取市で開催されたことは、鳥取県同教にとって意義深いものであった。

(2) 部落問題夏期講座を招く

一九六三年、県同教が軸となって、鳥取市において第一二回部落問題夏期講座を開いたが、全国から数千名、県内から千名余の集まる部落問題のための全国集会は容易なことではなかった。それだけに全県的に大きな反響を呼んだものであった。

(3) その他の全国的な大会

これに続いて、西日本夏期講座、部落解放全国婦人集会等、全国規模の大会が鳥取県で開催されている。

五、現在の県同教

一九六六年以前の鳥取県同和教育研究会は、小・中・高の学校教育関係者を中心とする郡市を組織単位とするものであった。しかし、当時文部省は教育研究団体の再編成をめぐり、補助制度の導入によって再編成をせまる動きがあり、県同教も小・中・高校の教育研究団体との関係をどうするかの瀬戸際に立つことになった。そこで、それまでに学・社一体で市町村組織が整備されつつある現状をふまえて、市町村を単位とする「部落差別をなくす共通目標に立つ」組織改革論を各市町村代表者に訴えて、一九六七年に現在の『鳥取県同和教育推進協議会』の組織に改めた。今日では、県内全市町村同教の加盟を得た。それぞれの市町村個性を生かしながら、県同教は㈠部落解放鳥取県研究集会の開催。そして全同教大会へ専門委員、報告者の派遣㈡啓発資料及び実践集の発刊など主な事業を行っている。

一九八〇年には、全同教課題別研究会（現在、小研究会と改称）の進路、学力保障部門を鳥取市で開催。一九八二年に、念願の第三四回全国同和教育研究大会を開催するに至ったことは、六〇万人の県民にとって何にもかえ難い啓発となった。

しかし問題も山積している。県同教自体の弱さ、市町村との連携、教組との連携、労農市民との連携の問題など、今後改善しなければならない多くの問題もかかえている。

（資料提供・元鳥取県同教会長　神田誠也氏）

兵庫県同和教育研究協議会

一、戦後初期の同和教育

㈠ 兵同教発足前史(1)

一九四八年、児童の差別発言に端を発して、揖保郡揖西村揖保北小学校（勝原茂校長）で自主的に同和教育が取組まれ、同年一一月には同和教育研究会を

開いた。戦後、学校において、具体的に差別事件をふまえて同和教育の研究会をもったのは、同校が先駆であった。

兵庫の同和教育の出発の原動力として岡村武雄氏に負うところが多い。揖保北小学校の差別事件をとらえ、県に抗議すると共に、「同和教育をどのように実施するかという研究」、「同和教育は揖保北小学校だけで行なってすむものではなく、全県下で実践すべきである」と主張し、そのための具体的・基礎的な学習の必要性を提起した。

部落解放運動の先導的リーダーと、学校における児童生徒の差別的現実を認識した校長とがタイアップした学校が草分け的存在であり、揖保北小学校、神崎郡・鶴居中学校（荒木新太郎校長）、姫路市・城陽小学校（井上円次校長）、氷上郡・成松中学校（木内弥市校長）などの取組みは、兵庫の戦後の同和教育の立ちあがりの礎となった。

この時期の特色は、周囲の無理解の中にあって、差別の事実を新教育理念とマッチさせて具体化するために試行を重ねながら取組まれていた。全教育活動の中にどのようにおさえるかを考えながらも、差別観念を払拭し、偏見を排除するために科学的な認識を追求し、部落の歴史（人権の歴史）の学習に大きな力が注がれた。

そのため、教師たちは、学校から出かけ、毎夜のように校区の保護者と根気強く話し合いを深めた。長欠生徒や不就学生徒を学校へつれもどす取組みとともに、足でかせぐ同和教育実践が、すでに当時の草分けの先輩たちによって行われていたのである。

(二) 兵同教発足前史(2)

戦前から同和教育に取組んできた少数の教師と、差別事件を契機に取組み始めた教師たちによって、戦後の同和教育は担われてきた。こうした同和教育の実践と研究活動を土台にして、県教委学校指導課が主導する講習会・研究会が開催された。

同和教育への関心が高まる中で、次の二つの課題が遂行された。その一つは、同和教育をすべての学校で実践するために必要な指導資料づくりであり、二つには、それを推進するための全県的な組織体制づくりであった。

指導資料づくりは、一九四九年度から、十数名の有志教師グループによって、「同和教育資料研究協議会」が組織された。その中で、勝原茂・荒木新太郎・井上円次・長浜立太郎・伊藤親保の各氏が起草委員となり一九五〇年、「同和教育研究協議手引草案」がまとめられた。

さらに、同和教育の実践研究と組織づくりの発展の機運の熟するのを促進し方向づけるべく、県教委は、「昭和二五年度、教育指導助言の要綱」の中で、その基本指針の一項として、「同和教育の振興」を打ちだした。

この指針に基づいて、県下郡市別に、同和教育研究委員会の組織化が図られ、そこで推薦された同和教育中央委員によって、県同和教育中央委員会が構成された。

二、兵庫県同和教育中央委員会の発足

兵庫県同和教育中央委員会は、一九五〇年に発足した。

同委員会は、小・中学校教師を中心に、一部商校教師を含み、参与には、部落解放全国委員会兵庫県連合会代表、兵教組本部代表など、顧問として関係行政担当者、県議会関連議員を迎えて構成された。委員長には、県教委恩賀一男学校指導部長が就任した。

(一) 「同和教育の手引」の発刊

さきの「同和教育研究協議手引草案」は、この兵庫県同和教育中央委員会において審議検討され、「同和教育の手引」として正式に承認され、一九五〇年に、教師用として県教委より発行をみた。

その序文を引用する。

わが国の憲法や教育基本法の精神から、教育上当然とり上げられなければならないものに同和教育がある。

それは人間普遍の原理である基本的人権の尊重をめざす教育活動によって、人間性の自覚を高め、人格の完成を期するものである。わが国が久しく温存して来た階級、身分、職業や社会的関係による国民間の一切の差別意識を払拭して、人間尊重の気風を作興し真の日本民主化を図ろうとする

ものである。

同和教育は単に関係部落の向上のための教育とか、校下に関係部落をもつ学校における差別言辞の防止とかいうような、局部的、糊塗的、特殊的な教育ではなくて、近代精神の基本原理である純正なヒューマニズムと自由と正義の精神に根ざすものであり、新教育原理の個性尊重、教育の機会均等、個人の真の社会化、人間敬重などの普遍的根本命題である。

この趣旨から学校指導課においては、本年度刊行の「教育指導助言の要綱」の中に「同和教育の振興」の一項を掲げて広く学校教育の参考に供した。そこに示された趣旨と努力目標に基づいて、教育関係者各位に対するこの教育の具体的実践の要綱を示したものがこの手引書である。

これは本年七月、県下各地方から盛り上がる熱意によって市郡別に推薦された同和教育中央委員の会合の席上において慎重審議されたものであり、校下に関係部落のあるなしにかかわらず、県下の幼、小、中、高いずれの学校にあっても教職員の心構えと研究のあり方を示したものであって、原案は多年この道の思索と実践に熱情を傾けて来た県内有志研究会のメンバーによって昨年度来熟考審議されてできたものである。

今後は各地の中央委員会および各支局、市、地方教育関係者を中心として、有力な同和教育地方協議会がもたれ、各学校においてもこの手引を活用して活発な研究討議がなされ、先ず教育者自身の民主化と人間解放が行われ、着々とこの教育の積極的実践が推し進められることを願う次第である。

最後にこの手引が刊行されるまでに骨折られた関係の方々の御努力に対し、深い敬意と感謝を捧げるものである。

昭和二十五年八月三十一日

教育長　堀　隆三

手引には、○同和教育の必要性。○部落問題を歴史的に研究してみよう。○同和教育の基盤を研究してみよう。○義務教育の立場から検討してみよう。○同和教育を社会教育の面から具体的に取りあげてみよう。○同和教育の実施計画を立案しよう。など二十一項目の研究主題を設定し、内容として、研究協議題例及び関連と参考資料を付加している。

(二)　副読本の発刊

兵庫県同和教育中央委員会は、「同和教育の手引」に加え、一九五一年に、中学生を対象に「友愛読本」を、一九五三年には小学生を対象に「なかよし物語」を発行し、児童生徒の同和教育副読本とした。

これらの副読本の作品により、県下の小・中学校での同和教育の実施をうながし、県下各地に実施校が拡がっていった。

三、兵庫県同和教育研究協議会への改称

一九五三年、全国同和教育研究協議会が結成され、松井利男・荒木新太郎・中川眞澄の三氏が全同教中央委員として参加する中で、兵庫県同和教育中央委員会も、全国的組織につながるため、兵庫県同和教育研究協議会と改称し、全同教に加盟した。

四、改組と再出発

兵庫県同和教育中央委員会発足以来、兵同教は、半官半民的性格をもっていたが、実質的には、県教委主導型の同和教育推進体制であった。

一九六九年、阪神・丹有・東播・西播・但馬・淡路の各地区に、地区別同和教育協議会を結成し、兵庫県同和教育協議会に改組した。一九七二年に神戸地区県立学校同和教育研究協議会が、一九七三年には、神戸地区私立学校同和教育協議会が加盟し、六地区・二学校同教の協議体として全県的な組織を確立した。

さらに、これまでの歩みの内外からの批判や要望を謙虚に受けとめ、体質改善につとめた。

まず、会長を民間人の代表から松井利男氏を選出し、事務局も独立して設置し、県教委職員の兼務から専任の事務局員を設置し、民間教育団体として再出発した。

その後においても、組織・運営などをめぐって主体性を問われる時期もあったが、全組織をあげて討議を重ね、一九七六年には、兵同教組織強化基本構想

を確立するとともに規約を改正し、主体的な同和教育実践団体として推進態勢を確立した。

兵庫県同和教育研究協議会組織図

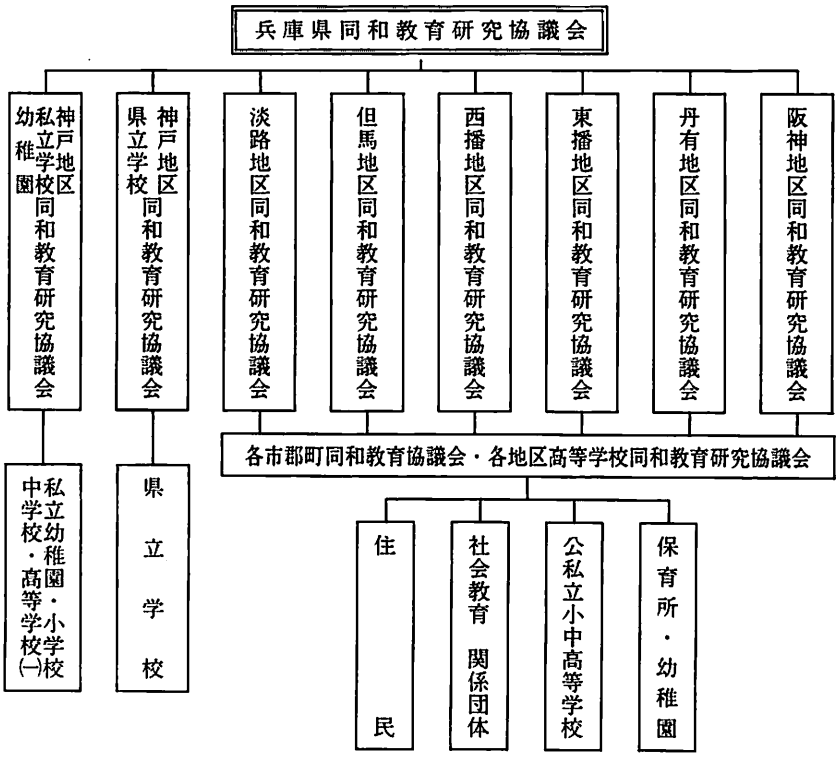

一九七一年度以降 会長・副会長・事務局長名簿

年度	会長	副会長	事務局長	年度	会長	副会長	事務局長	年度	会長	副会長	事務局長
七一年	松井利男	足立浜之助 井階巌 筒井逸 山口政一 阪東英雄	高田唯夫	七五年	松井利男	高沢次三郎 井上敏夫 木村孫吉 森川進 遠藤大六 増本良広 松田毅 曽我了雲	米田信夫	七九年	西村勝	歳脇勝 八木武士	田原肇
七二年	松井利男	上田助五郎 小寺逸八 筒井逸 本田愛良 橋本省三 阪東英雄 八木達男	将積栄二	七六年	松井利男	田中大庄次郎 井上敏夫 木村孫吉 浦岡正 西村勝 田村音市 松田毅 曽我了雲	藤永克巳	八〇年	八木武士	石本逸雄 丹野大典	田原肇
七三年	松井利男	池田政三 村本誠吉 筒井逸 稲田耕一 橋本省三 阪東英雄 高田清敏 恩賀一男	上田雅實	七七年	松井利男	宮下忠重 歳脇勝 長浜立太郎 浦岡正 西村勝 坪内俊雄 松田毅 河野申之	藤永克巳	八一年	八木武士	歳脇勝 藤野昌俊	田原肇
七四年	松井利男	加藤信之介 石川武男 筒井逸 稲田耕一 遠藤大六 不動要 高田清敏 安達平七郎	上田雅實	七八年	西村勝	上田助五郎 歳脇勝 長浜立太郎 長谷川義文 石本逸雄 坪内俊雄 松田毅 河野申之	田原肇	八二年	八木武士	山本喜代蔵 大川孝哉	田原肇

五、兵庫県同和教育研究大会

(一)一九五四年、全県下の学校教育関係者・社会教育関係者・同和行政・同和事業関係者が参加し、同和教育の振興について研究協議をするために、第一回兵

庫県同和教育研究大会を、兵同教・県・県教委の主催で、宝塚市において開催した。

第一九回大会までは、県および県教委と共催してきたが、第二〇回大会（一九七三年）から、兵同教の単独主催にきりかえ、主体的な研究大会へと進展した。

一九六九年、各地区同和教育研究協議会の結成に伴い、地区別同和教育研究大会を開催し、兵庫県同和教育研究大会は、地区別研究大会の集約を図り全県的な交流の場として、兵庫県同和教育研究大会中央大会と発展した。

㈡兵同教・神戸市同教合同研究中央大会と第二八回全同教兵庫大会

兵同教・神戸市同教合同研究中央大会（一九七六年九月一一日～一三日）は、兵庫のみならず、全国的に同和教育の再生をはかるという重要な課題を担った大会であった。

県下におけるあいつぐ差別事件、同和教育をめぐる深刻な論議など厳しい条件下、また兵同教の組織強化をはかる討議を全県的に展開している最中での大会であった。

折しも、台風一七号は大きな傷跡を残し、交通機関は随所で途絶するという状況にもかかわらず、一昼夜も歩き続け、やっと会場にたどりついた人びとなど悪条件を克服して参集した約三千四百人に支えられ、被差別の重荷のもとに呻吟する人びとの姿を鋭くとらえ、その現実に立ち向う実践者自身の苦闘を赤裸々に提示した多くの実践報告をもとに、討議を重ねた。そして、人間の尊厳を置き去りにするかぎり、「部落の現実から出発し、部落の現実に帰る」方途は、もはやどこにもなく、一人ではできぬが、一人から始めねばならぬという不退転の厳しい姿勢を鮮明にし、「実践こそ力である」ことを確認した。

第二八回全同教兵庫大会は、「実践は力であり、事実こそが説得力をもつ」実践中心主義が定着した大会であった。

第二六回高知大会、第二七回熊本大会は、八鹿高校事件をめぐって怒号が渦巻く討議場面もあった。兵庫大会は、「八鹿」の地元兵庫で開催するということから、一部には緊迫した事態を予測するむきもあったが、政治的・スローガン的な批判や主張は、同和教育にとりくむ実践者にとって、もはや説得力をもたないことを明らかにした。「総選挙に加えて、兵庫のもつ厳しい状況のもと、静かに静かに、成功させた」という、全同教西口委員長のことばは、兵庫大会について、まことに象徴的であった。

「ことば主義を克服しよう」という熊本大会総括を受け継ぎ、「ことば主義」「抽象的論議」を克服した兵庫大会は、「親たちの生活のなかに入り込み、徹底して子どもや親たちと歩く」「教師として、人間としてあたりまえのことをあたりまえにする営みを続ける」同和教育の基本を中心にすえ、差別の現実から深く学び、実践に徹する同和教育の再生の礎となったといえる。

㈢一九八二年、第二九回兵庫県同和教育研究大会は、水平社創立六〇年に加え、同和対策事業特別措置法の期限に伴い、地域改善対策特別措置法施行初年度という節目の大会であり、広く県民の注目するところの大会であった。

全県九〇会場に及ぶ各市郡町同教研究大会を受け、県下六地区・二学校同教による地区別研究大会（八会場・参加者延一万人）の集約を図る大会であった。

開催地姫路市同教を中心として、西播地区同教に地元実行委員会が組織され、大会準備に当った。

中央大会の概要は、次の通りである。

大会テーマ　部落問題の早期解決をめざし、

「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」

・部落問題を正しく認識し、生きてはたらく学力を培う教育内容を創造しよう

・生活をみつめ、くらしに生きる同和教育を推進しよう

期　日　一九八二年十月十六日(土)・十七日(日)

会　場　姫路市文化センター　山陽中学校　手柄小学校

分科会及び分科会テーマ

分科会	分科会テーマ
① 就学前教育（並行二分散会）	・就学前教育の条件を高め、教育（保育）内容をどのように創造しているか
② 健康	・同和地区の子供たちの健康の実態を明らかにし、心身の健康をたかめていくため、どのように取り組んでいるか
③ 障害児教育	・障害児の全面的な発達を促す教育内容をどのように創造しているか
④ 進路保障（並行二分散会）	・差別の壁を克服する学力を高め、進路を保障する取り組みをどのようにすすめているか
⑤ 教育内容（六分散会） 言語認識	・部落問題を解決する教育内容の創造と学力の保障にどのように取り組んでいるか
⑤ 教育内容（六分散会） 社会認識	
⑤ 教育内容（六分散会） 自然認識	
⑤ 教育内容（六分散会） 芸術認識	
⑤ 教育内容（六分散会） 同和学習	
⑥ 自主活動	・校内における、児童、生徒の自主的な学習活動をどのようにすすめているか
⑦ 学習課題（六分散会） P・T・A	・社会教育関係団体、地域住民、企業等が取り組んでいる学習や実践を通して、どのように部落問題を自らの課題としているか
⑦ 学習課題（六分散会） 青年・婦人・老人	
⑦ 学習課題（六分散会） 企業	
⑦ 学習課題（六分散会） 地域	
⑧ 学習活動	・同和地区における学習活動をどのようにすすめているか
⑨ 子ども会活動	・同和地区における子ども会活動をどのように育てているか
⑩ 条件整備	・社会教育における同和学習をすすめるための条件整備をどのようにしているか

大会参加者は約一七〇〇名。六九の報告書を中心に分科会で討議し、最後に、山内弼氏が大会総括を行い、「……同和教育の原点・源流が強く叫ばれるのはなぜか。さらに、こうした遺産と教訓に対して具体的にどこまで実践し得たか。今こそ自らの教育実践に対する厳しい点検が必要である。……『きわめて重要な位置』、それだけに、この際、厳しい反省と点検の上に、たとえば、『新法五ヵ年の計画とその後の展望』ともいうべき活動計画を、それぞれの組織や団体で樹立し、強力な推進を。……私たちが全国の仲間とともにうちだした『21世紀に部落差別をもちこさない』ということの重さを再確認し、ここ二〇年来だいじにしてきた『差別の現実に学ぶ』ことと、『事実と実践で勝負する』ことの教訓を肝に銘じ、このことに徹していかなければならない……。」と、しめくくった。

六、専門部活動

各市郡町同教間の実践を基盤にすえ、各地域における教育課題のもとに、より確かな教育内容の創造と組織強化を図るため、各地区同教において専門部会を構成し、活動の中心としている。専門部会は、地区同教によって異るところもあるが、おおむね次のとおりである。

就学前教育部会、小学校部会、中学校部会、高等学校部会、婦人部会、成人部会、ＰＴＡ部会、企業部会、教育行政部会、進路保障部会、教育内容部会、連携推進部会などであり、各市郡町同教から選出された専門部委員により、実践の方向づけを行っている。

さらに、各地区同教ごとに重点課題として、学校教育分野、社会教育分野各一課題を設定し、課題別研究をすすめている。

七、機関誌の発行

兵同教の機関誌「いのち」は、一九七〇年創刊号を発行して以来一九七六年まで六五号を数え、県下のすみずみに約九万部を配布してきた。

同和教育の現状や指針などの記事は、学校教育や社会教育の場で、学習資料として活用され、兵庫の同和教育の推進に確かな足跡を残してきた。

一九八一年、多くの関係者の強い要望を受け、よそおいをあらたに「同和教

育兵庫」として復刊し、年間六回発行、有償頒布している。

第一号、発刊にあたってのことばの一部を抜粋しておく。

「……私どもは、同和教育をすすめるにあたって、お互いに学びあい、高めあう中で自己変革をとげていく。お互いに人間同士であり、誤ちを犯すのが人間なんだといって肩をたたきあいながら、理と情にうらうちされた説得の場を持つことによって、同和教育は末広がりに広がり、深まっていくものだと考える。しかしながら、同和教育を推進する支柱ともいうべき理論は、あくまで純粋に追求すべきであり、決して一般化、抽象化することで、あいまいにしてはならない。その理論をどこで構築していくべきか。それは、実践の場においてであり、たとえ、それがいかに低い次元であろうとも、実践の交流の場において構築していかなければならない。兵同教は、学校教育と社会教育の両面において、真摯に実践の歩みを続けていく。そして、この『同和教育兵庫』が、全県下の同和教育実践の広場として活用されることを、心から期待する。」

八、同和教育学習資料の作成

子どもたちの心に食い入り、深く心情をゆり動かしながら、子どもたちの健やかな成長発達を促す同和教育学習資料の作成を、という要望を受け、国民的課題である部落問題の解決を図るため、子どもたちの変革を可能にする教育実践をめざし、視聴覚教材を作成してきた。

作成にあたっては、年次計画を立て、各地区同教から推薦された実践者によって作成委員会を構成し、子どもや地域の実態と、実践化への道すじを重ね、一九八一・二年度において小学校用を完成し、活用を図っている。

	教材名	対象	
オートスライド	もうなかないよ	小学校二年生用	七三コマ 約十六分
	しごと	〃 二年生用	六一コマ 約十五分
	わたしたちのまち	〃 中学年用	六四コマ 約十四分
	みんなといっしょに	〃 中学年用	七三コマ 約十七分
	杉の子の子どもたち	〃 四年年用	八九コマ 約十八分
	働く人	〃 五年生用	八四コマ 約十五分
	四良右衛門の話	〃 六年生用	八二コマ 約二〇分
	播磨の民の乱	〃 六年生用	八二コマ 約二〇分
掛図	みんなげんき	〃 一年生用	一枚
OHPシート	みんなげんき	〃 一年生用	十場面 十七枚
	人権の歴史	〃 六年生用	十四枚

神戸市同和教育研究協議会

神戸市同教

設立の経過

神戸市同和教育研究協議会（神戸市同教）は一九七〇年五月二八日に誕生した。

これに溯ること一五年前の一九五六年一一月二四日に「神戸市愛護教育連盟」の結成をみている。

その発想に、次のようなことがあった。

「同和教育の仕事は、国民教育の太手筋に横たわる、最も深く、かつ広いつながりを持つ教育問題である。にもかかわらず、特殊環境における特殊教育であるかのごとく国民教育の中で孤立させられてしまうおそれがある。

同和教育が文字通り、すべての国民のものとなり、ひいては『部落解放』『地区改善』への真の偉大な力となるためには、同和教育が国民教育の中核として位置づけられ、『教育』としての主体性が付与されることこそ、最も先決であると思う。(中略)

愛護教育は、子供の現実から出発する。教育の現場における子供の権利と幸福を守り、それぞれ健全な成長を遂げさせようとする教師の悲願であり、姿勢である。(中略)

「家庭の貧困」『親の無理解』『社会地域の因習』等々にことよせて、教育の現場自体が、『差別』を再生産してはいないか。諸々の悪条件のため、自分の力をじゅうぶん伸ばし切れないでいる子供達、明日の生活への夢も希望も持てないでいる子供達――われわれは、この子供達の現実から目をおおってはならない。たとえ、その原因がどこにあろうと、この子供達を教育の現場が放置してよい理由はない」と。当時の組織図を示してみると、

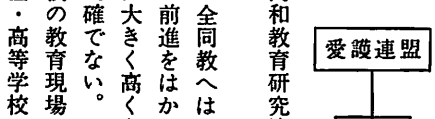

となり、同和教育研究協議会は、愛護連盟の専門部としての位置づけがなされていた。

そして、全同教へは「神戸市同教」と称して組織加盟をしてきた。神戸市の同和教育の前進をはかるために、積極的な組織の拡充強化が必要であるという声が徐々に大きく高くなってきた。その時の組織上の問題点には、

①組織が明確でない。ご都合主義の寄せ集めの感がある。明文化されていない。小・中学校の教育現場に限定されている。組織を拡充強化する必要がある。他校種(幼稚園・高等学校・大学等)・関係機関(民生局・社会教育課・福祉事務所・厚生館・公民館等)・関係諸団体(解放同盟・地域子ども会・婦人会・青年会等)などがある。

②行政部門(県・市教委・その他)への要求運動を積極果敢に展開する必要がある。現在の愛問協や経営困難校の校長の要望では弱い。成果があがらない。神戸市同教独自の立場で解放同盟や教職員組合と完全な共闘体制を組んで徹底的に糾弾しないことには成果は期せられない。

③教育と運動・研修と実践と行動、それらの関連なり、見解を明確にする必要がある。それが今後の「神戸市同教」の組織・運営・活動を方向づける基本的(根本的)な問題である。

④現状は、研修が主であって、実践の裏付が乏しく、教育運動としての側面が弱い、と。

右のような意見が主流を占め、一部の「ことさらに同和教育などという必要があるのか。「他校種、団体との協力は危険である。現状のままでよいのではないか。」といった意見を押し切った形となった。そして、重ねて次のことを確認した。

①現在の愛連同和教育部↓即↓神戸市同教の体制ではどうにもならない。②最小限、愛連同和教育部・小学校同和教育部・中学校同和教育部の正式加盟によって神戸市同教を設立し、実際に活動のできる組織を確立する。③神戸市同教に事務局を設置し活動を積極的に推進するために、専任の事務局員の配置を強く市に要望する。

そして、「神戸市同教」の設立の結論が固まったのは、一九六九年一一月二〇日であった。

同時に一九七一年度か七二年度に全同教より要請があれば「全同教研究大会開催」という既定の事実の上に立って、神戸市の同和教育の画期的前進をはかる(神戸市単独でも)という動きの中で設立の準備がすすめられた。

神戸市愛護教育連盟(理事長故福本松太郎氏)は一九七三年三月六日(火)兵庫県民会館において活動の幕を閉じる総会のあいさつの中で次のように述べられている。

「(前略)一六年前といえば、ちょうど王子競技場が完成して、そこで国民体育大会が開かれたころであり、開会式は確か一九五六年一月二八日だったと思います。ところがそれから一カ月もたたない同じ年の一一月二四日に愛護教育

宣言が発せられています。私は改めてその宣言文を読ませていただいておりますが、その中に次のような一節があります。……われわれは、日本社会に今なお残る封建遺制の最も深刻なしわよせとしての一部地域の子供に対する身分差別を根絶し、その健全な成長のため、あらゆる教育措置を講じようとするものである。……また、われわれは現代社会とくに都市社会において、失業と貧困から新たにつくられつつある数多くの恵まれない子供の教育について万全の対策を持とうとするものである。……

このように宣言の内容には、現在の教育について、最大かつ最重要な問題となっております、同和教育のねらいそのものが、はっきりとうたわれております。その慧眼に感服のほかありません。同対審答申が発表される一〇年前に、そしてまた、県市をあげて盛大な国体が開かれているとき、神戸市のひと隅において、ひたすら子供達の幸せを願い、差別をうち破るための教育運動が有志の方々によって計画されていたということは、いかに評価しても評価しきれない価値の高いものがあると存じます。

その後、連盟が結成され、さきの宣言の内容が教育実践として具体化されたのちも、神戸市の教育界には数多くの困難な問題が次々におこりました。しかしながら、これらの問題に対して、愛護連盟は、時には解決の中心となって働き、また、ときには、現場の先生方の支えとなり、力となってきたのではないかと思います。今日までの一六年間に連盟が本市教育界につくされた功績ははかり知れないものがあります。

今や時代の進展、世の移り変わりとともに愛護連盟が発展的解消のときを迎えられたということは、その使命を果たして新しいものにバトンを渡されたということであり、むしろ喜ぶべきことであろうかと考えます。私どもは、そのバトンを受けつぎ、よりよい教育の創造に努力していきたいと思っています。」

このあと、神戸市同教設立第一回総会を同年五月二八日、神戸市立神戸小学校で開催した。

○メッセージ：全同教委員長・市教委・同和教育室長・解放同盟神戸市協議会・市教組書記長

○講演：八尾市同和教育指導室長　川内俊彦氏「同和教育の全体像」

また、同じ年に、神戸市教育委員会に同和教育室が設けられ、教育行政・現場の両方で同和教育を進める体制が一歩踏み出した。

組織運営の経緯

発足当時から現在に至るまでの組織の変遷をふりかえってみる。

第一年度（一九七〇年度）は、小・中学校の同和教育部によって構成され、活動を開始した。初代会長に神戸市立丸山中学校長玉本格氏、副会長には、小・中学校の同和教育研究部長が就任、専従はなく、現場教師六名が事務局員となった。

第二年度（一九七一年度）になると、神戸市立山田中学校長北瓜宣武氏が、会長となり、神小研同和教育部（神小同研）・神中研同和教育部（神中同研）・神戸市立高等学校同和教育研究会（市高同研）及び各区同和教育研究協議会（区同教）によって組織された。事務局は、丸山中・山田中・楠中と移り、一九七二年一一月一日に神戸市立教育研究所の一室を借り受け電話を引いて事務局としての恰好がついた。

第四年度（一九七三年度）には、会長はひきつづいて、神戸市立神戸中に転勤されたが北瓜宣武氏が就任し、運営委員・会計監査・事務局員一三名で本格的に発足した。

また、公費による事務局専従三名（教員）が獲得でき、常駐できるようになった。神戸市同教の存在がやっと広く認められるようになり、学校や地域で取り組まれている教育実践の中味や差別の事実に接することが多くなった。事務局の活気のある仕事ぶりが現場に聞こえていく中で、広報情宣活動が盛んになり、研究大会の報告書の編集・作成・図書の販売等の活動が前年度に比べて著しく増加した。

以下、組織の変遷については一覧表に示す通りであるが、第六年度（一九七五年度）には、神戸市立青陽東養護学校長玉本格氏が会長に再就任、一九七六年度の第二八回全同教研究大会（兵庫大会）に向けての準備に力を注ぎ、大会を成功に導いた。しかし、一九七八年に入って、組織上の矛盾が現われ、その運営は、極めて円滑さを欠くようになった。いくつかの混乱を含みながらこの

年度も何とか、市同教研究大会を持ち得たのは、小・中・高全校種の会員達の間にみなぎる小異を捨てて大同につきたいという共通の願いに支えられたからである。その後もこの願いに支えられながら、組織の再建を目指して度重なる精力的な話し合いを続け、神戸市同教結成以来初めての組織にかかわる困難な問題を克服していった。

神戸市同教の再出発にあたって、当時の神戸市立上野中学校校長今後才智氏は、会長就任のあいさつ文の中で、

「同和教育で求めるものは一つであり、それぞれの学校が教育活動の基本においているのだが、その実践内容は、当然のことながらおかれている状況のちがいによって多様である。校種間では、それぞれ直面している問題の力点も違う。このような多様性を基本にふまえた上での展望がなければ、前進も望めない。何が市同教をき裂に追い込んだのか、再建市同教はどうあるべきかと新しい市同教の像を求めて、その合意への努力が重ねられたが、その基本は、各同研の主体性の上に立った市同教ということであり、この性格が会則の基本である。三同研が主体的に行う同和教育実践が基本となり、その交流を通して共に高め合っていくという本研究協議会の性格を受けとめて、今後の運営にあたっていきたい。」

と述べている。

一九七九年度は、活動期間が少なく、一九八〇年度の準備期間となってしまった。

一九八〇年度は、総会を五月二二日に開くことができた。新会長を中心に九人の役員・三人の専従と六百万円の補助金をもってスタートをきった。「差別の現実から深く学ぶ」という命題を改めて自らの実践と照らし合わせることから始め、空白の期間を早急に取り戻していくことが確認された。その結果、市同教研究大会、定期刊行物も正常化し、常時活動もふえた。そういう中で、十月中旬ごろから、神幼研同和教育部の加盟の動きが出てきた。全同教研究大会の参加も高知の地であったが一五〇名となり、報告レポートを提出し、神戸市同教がまとまって宿舎に泊まり交流がそれぞれでもたれた。

一九八一年度は、一応混乱期を脱した感があって、神戸市立御蔵小学校長大野十四男氏が跡を継いだ。事業内容も少しずつふえ、各同研の活動も活発になって交流がふえた。また、結成以来の念願の一つであった神戸市立幼稚園同和教育部の正式加盟が実現し、幼・小・中・高の実践の交流が大いに期待される年となった。全同教研究大会への参加、報告も昨年以上となった。

一九八二年度は、前年にもまして、組織の強化と拡大をはかった。市同教研究大会をより充実するために「世話人の設置」「各同研代表者会（幹事長・事務局長）」人権作文集編集販売を通して各同研の主体的活動を積極的に続けた。全同教研究大会には、小・中・高から、充実した取り組みを報告することができ、全体会でその評価を得たことは、再び神戸市同教が全国の仲間入りができたという大きな励みとなった。

このように、一九七〇年に「神戸市同教」が産声をあげてから、一四年を過ぎようとしているが、神戸市同教のもつ課題は、山積している。組織運営上の課題・研究活動・要望活動等の課題を明確にする中で、自己の姿を確め、地道な教育実践を創造し、部落を解放する視点をしっかりと見つめて進んでいきたい。

神戸市同教歴代会長一覧表

年度	会長	事務局長
一九七〇年	玉本格	谷隆夫
一九七一年	北瓜宣武	谷隆夫
一九七二年	北瓜宣武	谷隆夫
一九七三年	北瓜宣武	北瓜宣武
一九七四年	北瓜宣武	中川福督
一九七五年	玉本格	中川福督
一九七六年	玉本格	中川福督
一九七七年	玉本格	中川福督
一九七九年	今後才智	小林弘
一九八〇年	今後才智	谷隆夫

一九八一年	大野十四男	谷　隆夫
一九八二年	大野十四男	岩田正幸

第一回市同教研究大会　神戸市同教は、一九七〇年一〇月一六日に、記念すべき第一回神戸市同和教育研究大会を県立労働会館において約四〇〇名の参加者を得て盛会裡に開催した。参会者には、小・中・高の教師、部落解放同盟、など多方面にわたった。「神戸の同和教育を高めよう」というテーマで出発し、その内容は、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育」を目指していた。そして、「同和教育は、人権にかかわる問題であり、差別を許さない教育であり、すべての学校が取り組むべき民主々義の教育」であることを確認し合った。

大会基調提案の中では、一点目には、同和対策事業特別措置法施行二年目を迎え、神戸の行政も今までにない積極的姿勢が取り組みの中にみられる。この第一回の研究大会では、神戸の同和教育を高めるために、同和教育につながる数々の過去のことがらについてはっきりとお互いを確かめ合わなければならない。そして、そのことを糧として同和教育をさらに発展させたい。二点目には、「一九五九年に全国的にも初めてといってよい事件、即ち〝暴力教室〟と呼ばれたT中学の問題であった。この悲しむべき事件は、ほとんど誰一人としてその根源に部落問題が存在するとは考えられていなかった。ただ、生徒たちの心がけが悪いためにこの問題が起きたと考え、厳しい教育をすることでこの問題は解決するものと考えられていた。」にふれている。過去の取り組みの弱さを教訓として、神戸の同和教育を高めていく仕事が私たち教師に課せられていると提起された。同じ年にN中学の越境問題は社会的に大きい問題となり、受験体制のもとでは〝部落差別が存在するから〟起きていると指摘した。そして、分科会設定を次のようにした。

I　差別の中にいる子供たちの実態を知り、子供たちの教育を保障し、権利を高めるための学校白書をつくろう。

II　子どもたちの進路を保障していく体制をつくろう。

III　正しいものの見方、考え方を育て差別を許さない子供を育てる教育を推し進めよう。

このような経過をくぐって、従来の愛護連盟夏期講座とはちがった研究大会が、初めて神戸でもたれたのである。

●第二回　'71・8・24　福祉センター
　八分科会　参加者　四八一名
●第三回　'72・8・24　県民会館
　八分科会九分散会　参加者　六〇六名
●第四回　'73・8・24　県民会館
　八分科会十四分散会　参加者　六〇九名
●第五回　'74・8・23　県民会館・教育研究所
　八分科会十四分散会　参加者　八九一名
●第六回　'75・8・22　県民会館・教育研究所
　十分科会十七分散会　参加者　一、一一六名
●第七回　'76・8・4　県民会館・教育研究所
　十分科会十六分散会　参加者　一、〇二四名
●第八回　'77・8・26　神戸市立吾妻小学校
　十分科会十六分散会　参加者　一、一六八名
●第九回　'78・8・25　県民会館・教育研究所
　十分科会　参加者　四八六名
●第十回　'80・8・25　神戸市立吾妻小学校
　九分科会十三分散会　参加者　六四七名
●第十一回　'81・8・25　神戸市立吾妻小学校
　八分科会十五分散会　参加者　七七四名
●第十二回　'82・8・25　神戸市立吾妻小学校
　八分科会十九分散会　神戸市立あづま幼稚園　参加者　九〇六名

右のような経過の中で第二回以降の神戸市同教の研究大会は進められてきたが、一九七九年には、組織矛盾の中で市同教研究活動が停滞したことは、神戸市の同和教育の発展に大きな障害を残した一頁であった。このことを教訓にし、これからの組織体制の充実を計っていきたい。

再び、神戸市同教の事業が軌道にのり、活動が息づいてきたのはうれしいことである。

教育実践

神戸市同教の研究実践活動は、校種別同研の研究組織と専門委員会活動（新会則以来一部凍結の部門がある。）が中心となり推進している。

一九七一年にはじめて、「就職対策」「進学対策」の二つの委員会が設けられ、翌一九七二年に「人権作文」「同和教育問題」の二つが加わり四専門部委員会となったが、会合をもつ回数も少なく、ごく少数が集まるという状態であった。軌道に乗りかけたのは、事務局専従がおかれた一九七三年度からである。一九七四年度には、「白書運動」「人権作文」「実践交流」「健康教育」「進路保障」「障害児教育」「指導要録検討委員会」等を設立した。趣旨には、㋑市同教として、小・中・高を通した柱となる研究体制の樹立であり、この中で相互が学びとっていきたい。㋺常に研究している組織であって、現場実践の障害や矛盾や困難点がいつでも持ちこめる研究組織である。そして、広報No.35には、「差別と選別の体制の強化と荒廃しつつある教育の流れの中にあって、たった一人でも、部落出身生徒・在日朝鮮人生徒・障害をもった生徒・学力の遅れた生徒などとともに、彼等の悩みや苦しみを自己の胸の痛みとして苦闘している教師がどこの学校にも散在していることを確信している。これらの教師の実践を励まし、支え保障する場が専門委員会である。専門委員会は、実践家が結集する場である。専門委員会の体制の確立は、その意味において火急の課題である。」と。

人権作文集編集委員会は、市同教結成以来、人権作文集を編集し、発刊・販売を続けてきた。

第一集　白い目で見ないで
第二集　さべつ
第三集　おとなって　かって
第四集　たまにしごとやすんでよ
第五集　むねはってあるきたい
第六集　にんげんらしく
第七集　おとうさんだいすき
第八集　みんな　なかまなんだ
第九集　だれでも　ええとこあるやろ
第十集　みなのまえでいってよかった
第十一集　おとうさんかえってきて！
第十二集　おおきくなってもしんぱいないね

対市対県要望

差別の現実から深く学ぶための生きた生活の教材として広く読まれている。行政の関係機関への要望を毎年出してきた。厳しい教育実践に基づいたもので、進路保障関係を中心にして多くの成果を獲得している。

大阪府同和教育研究協議会（以下大同教）は一九五三年に結成された。しかし大同教の結成に至る経緯、あるいは草創期における大同教の研究・実践にかかわる史・資料は、残念ながら、ほとんど収集・保存されていない。従って、往時の大阪における同和教育運動のありように関しては、当時、同和教育運動の数少い活動家の一人として活躍され、貴重な研究・実践を積み重ねてこられた川内俊彦先生に御執筆をお願いした。

なお、一九六〇年後半より今日に至るまでの記述は大同教事務局で執筆した。

◇

大同教結成時（一九五三年（昭和二八年）時点）の経緯は、残念ながら現在のところ、大阪府全域にわたる実証的な史・資料はまだ調査・研究集約されていない。

〝無組織の組織〟とも称された「水平社」の伝統の一面をうけついだわけでもなかろうが、確たる史・資料がない、というよりは、「三〇年前」に遡るその頃の大阪の教育界は、まだまだ敗戦虚脱の傷跡から立ち直りきれない事情もあり、「社会」の体質も、「教育」の体質も、「スローガン」は別として、実態、実情はまだまだ差別実態を温存再生産し続けており、教育もまた「差別教育の構造と体質」の中に、どっぷりと身を沈めていたといえるであろう。

従って、「差別と闘う教育」がなかったからこそ、その足跡を示す史・資料もまたないのだといわざるをえない。

その頃大阪は、まだ「同和教育の谷間」に在った。同和教育、不毛地帯の感すらあった。

しかし仔細にみれば、一概にそうもいえないとも思う。「線」にもつながらず、「面」にはならず―ではあるが、人間解放、部落解放の炎はやはり各地で「点」・「点」…として燃えあがろうとしていたのだ。

当時（一九五二年・昭和二七年）、すでに三島郡富田小学校には、近江学園から転じた「村橋　端」がいた。

高槻富田の部落の実態をつかみ、つまり、生活ぐるみで子どもの生きる全体像をつかみきることからはじめて、一人ひとりの子どもたちの発達段階をみきわめながら、教育の順次性・系統性を大切にするという研究・実践の観点を当時としては大胆に提起し、「同和教育」を教育科学の座標に位置づけたとりくみをはじめていたのである。

村橋の実践の一端は、全同教が一九五六年（昭和三一年）初めて世に問うた「すべての教師のものに」という同和教育実践記録の中の、『「おしげ」と「たみ」』に詳しい。

なお、川内俊彦の「水野さんを守ろう」の実践記録も同書に収められている。川内の、学校民主化闘争、差別体制打破のとりくみは、東上編「教育革命」、川内著「差別と闘う教育」（明治図書）、川内著「解放教育の実践」（部落解放研究所）を参照されたい。

高槻富田の村橋さんにはすでにふれた。その地区をもつ高槻四中には寺井さん（女）、米津さん。三島、茨木（道祖本）豊川小では堀川市野さん（女）。豊中（蛍ヶ池）克明小の藤本さん（女）。寝屋川の水本小（明和小）――ここは、後に大同教会長に就任された重田先生（現在・守口市教育長）が校長となって赴任された。大東（野崎、北条）四条小の松川さん、藤田さん。堺（協和町）陸西中の古松さん、小林さん。羽曳野（向野）の埴生小の板橋さん。八尾、西郡小の市川さん、清水さん、西谷さん、堀口さん……。いま不覚にも失念しているであろうまだまだたくさんの先輩、友人の皆さんの、それぞれの地域、学校での地を這うような、血のにじむような苅の道の教育のいとなみが地下水のように脈々と続いていたのだ。

そして、「大同教」の会長の重責をになっていただいた松本、村上、千田、重田……各校長先生方の温容もまたなつかしくしのばれる。

また、府教委指導主事として御世話いただいた中林、杉本、安田、竹内、中尾……諸先生方も忘れがたい。御骨折りいただいたものである。

「大同教」の名のもとでの諸会合も、当初から「解放委員会大阪府連」の御世話になり続けたものであった。

その時々の庁舎事情で、府連の事務所が府庁前、馬場町の旧兵舎の連隊長室

に間借りをされていたときなどは、やはり、その連隊長室で「大同教」の研究会議をもったこともあった。

ついで、環状線桃谷、解放会館。上六大阪市社会福祉会館。そして、芦原橋の現解放センター……へとつながっていく……。

全同教、そして大同教三〇周年のこの機会に「同和」教育の遺産と教訓を維持、発展させるためにも、世代間の断絶を克服するためにも、すでに故人となられた先覚、諸先生を偲びかえしながら、できれば創設以来、現存される歴代会長、役委員、研究部、事務局員（当初は会長校の先生が事務局担当の御苦労もいただいたものであった。）などの諸先生方に一堂に会していただき、みんなで、みんなの歴史をもちよって大同教創設期の「空白」の記録をうずめたいものである。

ところで、「活字」になっているものとしては、筆者の目の及ぶところでは、故盛田嘉徳教授による「解放教育の道程」（明図）、「部落解放と教育の歴史」（大阪市教育研究所編）、「部落問題選集」（部落解放研究所編）の三著があり、各々に「同和教育から解放教育へ」―戦後「同和」教育運動への証言―の一節が掲載されているが、三著作とも記述内容は全く同一のものである。

いまのところ、この「証言」が最もその頃の実情をしめしているものと考えるほかはない。

そこで、故盛田教授の「大阪府」同教にかかわる「証言」を引用させていただくことにする。

――当時の解放委員会のなかでも、大阪は「同和教育は先生たちの運動だから、しっかりやってください」と言って行政闘争を狭く解釈し、はじめは福祉行政に対する要求闘争だけだった。

後になるとそうではなくなって府政全般ということになり教育行政もとらえる。その中で教育労働者と部落の人々がいっしょにやっていくんだという考えがでてくるが、それは一九六五年（昭和四〇年）以降である。

一九六〇、一九六一年（昭和三五、六年）ごろまでは、大阪では積極的には、府連から教育について何の発言もなかった。

――一九五三年（昭和二八年）五月に全同教の結成が大阪の労働会館で開かれるが、それに至る経過の裏話をしてほしい――

――第一回準備委員会を一九五二年（昭和二七年）の一二月一〇日に京都大学の学友会館で近畿各府県市の代表の参集によって持った。

――大阪府も市も、実は教育委員会から言われて校下に部落をもっている学校だから、いやとも言われないで出席した人もいて、中には珍談、奇談もある。

――第三回準備会は二月四日に大阪府職員会館で開き、参加したのは、大阪府、大阪市、京都府、京都市、奈良県、和歌山県、兵庫県、滋賀県、広島県で、この時はじめて広島県が参加した。

第一に問題となったのは、総会を四月二三日、二四日に決めていたが、参議院選挙がある関係で時期が悪いので延期する。

大阪には組織がないので、責任者は盛田、つまり個人がひきうけた。

――三月二七日、第四回準備委員会を大阪府職員会館で開いた。

集まったのは、和歌山県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、奈良県、滋賀県であった。

準備会で、全同教の役員候補者として、委員長は私（盛田）、副委員長は当時、京都市の教育委員をやっていた中井あいさんということで決まりかけていたが、私（盛田）は反対であった。

理由は「これは、現場の先生方の直接の体験を皆で交流し合う場であるから、現場をもたない大学の教師が責任者となるのはいけない」と考えたからである。

――私（盛田）の辞意が堅いので、三月末ぎりぎりに委員長は皆山中学校の水山（校長）さん、副委員長は和歌山の松本新一郎さんと奈良の林理木知さんの三人ということに決まった。

――総会、研究大会の準備分担の中で、一番重要な会場と宿舎の準備とそれに要する人手の確保が大変だった。組織のない大阪ではどうにもならない。大阪の内実からいうと、まったく組織がない。これには困り果てた。

――そこで解放委員会にいって松田委員長に助けてくれと頼んだ。

費用も問題だが、さらに人手がまったくない。人手がないので私もふくめて、府連（解放委員会）の人たちに働いてもらうよりしかたがなかった。

当時の大阪の教育界の事情では、同和教育の研究会のために学校を休んで先生に手伝ってもらうわけにはいかなかった。……しかし大会の地元から参加者がなくては面目が立たない。大阪から準備会に出席された校長（毎回変わったりして、通して出席された人が一、二名ほど）に協力してもらって、大阪府、市で校下に部落をもつ学校の校長さん方に集まってもらった。

しかし呼びかけても反応は少なく、準備の段階では一〇数名集まってくれた。大体は、大会当日の動員を相談したわけだが、その集まった人たちの中でも比較的熱意を持ってくれた堺の陵西中学校長の村上英雄氏に頼みこんで、総会の日と研究大会の両日、陵西中学の先生方に受付の事務をやってもらった。八名から一〇名の先生が授業を休んで来るのだから校長さんにしても、えらいことを頼まれたと困ったようだった。

（古松教諭、小林教諭が中心であったと思う。大同教事務局担当者として大変御苦労いただき御世話になった先生方である。

村上英雄校長が大同教会長を担当していただいた時期は、それ以後も概ねそうであったが、会長校が事務局を兼ね、事務局担当者も当該校からでていただき御苦労願ったものだった。川内）

――第一回創立大会は五月五日に開かれ、二日目の研究大会になると、和歌山の先生を中心に論議が沸騰し、よく話し合えば同じ目標や願いについて訴えているのだが、各県バラバラで地域ごとに研究をしてきたので、用語の統一がなく概念が一定していない。

――大阪にいたっては、まったく経験すらない。

――大阪市の〇〇〇中学校長が壇上から融和的な差別発言をやり決定的に収拾のつかぬ混乱に陥った。……結局―時間切れで閉会になってしまった。

――大阪の例でいうと、全同教大会を一九五三年（昭和二八年）五月に開いた時は、下部組織が全くなく、第一回大会の準備のために集まった一四、五人の校長によびかけてもなかなかうまく行かなかった。第二回大会が皆山中学で開かれた時も、当時は研究報告者もなく、組織の有無はたいした問題ではなかったので、組織のないまま第二回大会もすんでしまった。

一九五三年（昭和二八年）暮れに、「大阪府同和教育研究会」というのを、形ばかりに一〇数人の校長で作ったが何の動きも起きなかった。

――その年（一九五六年）の一一月八日に、八尾市の教研集会の中で、同和教育だけ独立して八尾市同和教育研究集会を教職員組合八尾支部が行っている。

私も参加し、分科会の後で総括講演をやった。

同年一一月一〇日と一八日に大教組が教研集会を開き、その時にも同和教育の部会が設けられた。その時にいってみると参加したのは、司会者（藤川清）と助言者（盛田）と記録者の三人だけで、こんな状態では困ると三人で話しあい、これというのも日ごろの実践がないからで、今後、実践を育てていかねばならぬ、そのためには月例の研究会を継続的にもつことにしようと打合せして、なすこともなく別れた。

その年の末、一二月に第一回の集まりを難波中学校で持った。第一回に集まったのは約二〇名ばかり。大阪市の人がほとんどで、府下（郡部、市外）の人は二名であった。一人は堺市から、もうひとりは高槻市の富田小学校教頭、藤川清さん。……

――その後約三年間、毎月一回同和教育懇談会をつづけた。二〇数名が定着した。

それまで「府同教」というのは校長の集まりであった。

当時、高槻の富田小学校長松本七次さんが府同教の会長であった。

――一九五八年（昭和三三年）に、同和教育懇談会は府同教の研究部に移った。このメンバーが中心になって府同教を盛りあげていった。

――一九五六年（昭和三一年）という年は、大阪市が研究会をやり、大阪府下では八尾市にみるべき熱心な実践があり、中身は乏しかったが大教組がとりあげる（註）。それまでとくらべて画期的な年で同和教育が大阪に根をおろしていくきっかけができた年である。

（註）　一九五四年（昭和二九年）、大教組大会において八尾教組（八尾中分会評議員川内俊彦）より、「部落解放運動と教組運動との提携と同和教育の課題に関して」修正案を提起、満場一致可決された。

ちなみに、第一回大同教信貴山合宿研は、一九五九年（昭和三四年）、四〇名前後の同志的教師によってなされ、一九六〇年（昭和三五年）の記録によれば、加盟校五七校（重田会長）、信貴山合宿研参加者六七名（二三校）とある。現在の信貴山合宿研修会の礎である。

教師集団――学校教育体制の内部矛盾、構造的矛盾を鋭く告発しながら、差別教育打破、差別社会変革――真の民主主義社会実現をめざす人間形成の教育……いわば、真の意味での〈差別と闘う教育〉は、いわゆる〔八尾中問題〕をくぐらねばならなかったといえるだろう。

この「証言」の述べられる経緯をひとまず一前提にすえていただき、各歴史的段階を生きぬかれた先覚者、同志諸先生方の力で、冒頭に述べましたように、より豊かな実践にもとづき「証言」の一つ一つを集中していただき、真実の大同教の「歴史」を綴っていただきますよう念願してやみません。

――◇――

川内　俊彦（前大阪府八尾市教育委員会　同和教育室長）

大同教は大阪府下（大阪市を除く）各市町村の同和教育研究団体（以下市町村同研）で構成する協議体である。大同教の基本単位は市町村同研であり、一三〇〇余の幼稚園・小学校・中学校・市立高等学校が加盟し、大阪市同和教育研究協議会と共に全国同和教育研究協議会に加盟している大阪府での唯一の組織である。また大同教は組織運営および活動において地域性を尊重して、府を八地区（豊能・三島・北河内・中河内・南河内・堺・泉北・泉南）に分け、各地区内における市町村同研を包括組織する地区同和教育研究協議会（以下ブロック同教）を中間組織として位置づけている。ブロック同教・市町村同研は、事務局・研究部組織を厳しい条件を克服しながら整備、確立しつつ、地域性に対応した同和教育運動を推進している。

大同教の機関としては、『役員』は、ブロック同教会長・大同教事務局長・同事務局次長・研究部長・同研究副部長が、『常任委員』はブロック同教事務局代表が、『委員』は市町村同研代表が、『事務局員』は市町村同研事務局・ブロック同教事務局代表・大同教常任事務局員が構成員となっている。『常任事務局員』は、各ブロック同教より推薦された一〇名をもって現在は構成し、専従体制をとっているが、規約どおりの増員が不可欠の課題として浮上している。

研究部総会は、市町村同研・ブロック同教より選出された研究部専門委員と常任委員で構成されている。研究組織としては、教育内容（言語認識・自然認識・社会認識・芸術認識）、自主活動（部落解放子ども会も含む）、就学前教育、健康保障、「障害」児教育、「在日朝鮮人」教育、進路保障の各専門委員会をおき、具体的な課題を理論的・実践的に追求している。大同教運動の活力の強弱は、専門委員会活動のありように大きな比重がかかっている。その他、大阪では被差別部落が校区にない学校での部落問題学習の実践が出てきたことや、八・六～八・九「狭山・人権・平和」のとりくみをバネとして、一九七八年頃より登場し、急速な拡がりと深まりをみせてきている「部落解放教育と反戦平和」を結合させた実践と、現場の要求に対応して、『部落問題学習実践集』作成・『人権・反戦平和学習実践集』作成、或は、中学生の「荒れ」を同和教育運動の観点からとらえ、克服してきた大阪における『生活学習（指導）実践集』作成な

どを担当し、追求しているプロジェクトチームも適宜に設置している。

研究活動事業としては、現在八月下旬に、参加者一六〇〇名を越す規模での大阪府同和教育夏期一泊研究会（信貴山研）は、一九五九年の第一回大会からかぞえて本年で二五回大会を迎えた。一〇月中旬に開催される参加者三五〇〇名規模での大阪府同和教育研究大会（大同教大会）は、各ブロック同教で輪番担当し、一九六八年の第一回大会を豊中市克明小学校で開催してからかぞえて本年で一六回大会を迎える。さらに一九七四年、進路保障一泊研究会・学力保障一泊研究会からはじまった課題別研究会は、その後、枚岡山荘において、前述の二つの課題に加えて、部落問題学習一泊研究会・部落解放子ども会担当教師一泊研究会・ブロック同教・市町村同研事務局長一泊研と拡がりと掘り下げをみせながら本年で九年目を迎える。また被差別部落が校区にある小・中学校の同和主担者の研究・交流会や部落史講座、『ひらがな』学習会など教育内容実践交流会・講演・講習会なども継続してとりくんできている。

信貴山研・大同教大会の報告集は、本年で五六集をかぞえる。一九六八年よりはじめた進路実態追跡調査活動の報告書『大阪の進路保障』は本年で第一二集が刊行され大阪の進路保障運動の重要な環となっている。一九七一年手刷りではじめた——機関誌『大同教通信』も、現在では年間一二回発行し、一九八三年の新年度号で一〇五号となる。

大同教は、反差別共存の教育運動を貫徹し、「教師の主体的・創造的な教育実践を基礎に部落問題を教育の分野において追求し、解決していくことによって、民主教育の確立を期する」という大同教の目的達成のため、教職員組合、部落解放同盟をはじめ反権力・反差別のために闘う関係諸団体・機関との緊密な提携をさらに強化し、差別なき良き日を求めて部落を解放する教育を推進するため鋭意努力している。

大阪市同和教育研究協議会

大阪市同和教育研究協議会のあゆみ

一、大阪市民主教育研究会の発足

一九五二年五月、大阪市立南中学校において、部落出身生徒が他の生徒から差別言辞をうける事件がおこった。差別をうけた子どもの親は悩み苦しんだすえ、当時の部落解放委員会大阪府連合会の委員長であった松田喜一氏に相談した。

この親は、近江八幡から友人をたよって大阪に来、大変な苦労を重ね、市内を転々として、やっと心斎橋で営業をはじめた。非常な苦心をして出身地との縁を絶とうとしていたのである。部落差別から逃れることも、子どもの将来を考えたすえにやってきた、ひとつの抵抗と努力でもあった。だが、差別のあつい壁は、子どもの前に厳然とたっていたのである。

この当時、京都における「オール・ロマンス」事件、和歌山における西川県会議員の差別事件等がおこり、行政当局に対するたたかいが、全国的に進展をみせていた時期でもあった。

この南中学校の差別事件を契機に、部落解放委員会大阪府連合会が調査した結果、単に南中学校にとどまらず、多くの学校においてこうした事件が発生していることが判明した。

そこで大阪府連は、大阪市教育委員会に対し質問書を出し、回答を求めた。

(1)戦災のため、部落出身者が市内各所に散在している実状からみても、また、この問題について無知ではすまされぬ現状からみても、全市内の学校に於て、全面的に同和教育を実施する必要があると思うが、同和教育を実施する用意があるのかどうか。

(2)教育者のなかに、部落問題に関する正しい理解を欠く者があるが、これらの非民主主義的教育者を再教育する用意があるか。

(3)関係地区学校の施設が劣弱であるが、その改善策はどうか。

(4)不就学児童生徒が多い関係地区の実情についての対策はどうか。

(5)関係地区の生徒学生に対して、従来あった特別奨学資金貸与の制度を復活する用意があるか。

(6)同和教育ならびに部落問題に関する研究所を設立する用意があるか。

これに対し、大阪市教育委員会は、

(1)十分関心もあり、着々実施する考えである。

(2)特に多くの児童生徒のいる学校に対しては、担当指導主事を通じて民主教育の徹底をはかる。

(3)全市の学校について調査し、必要なところから施設の拡充・改善を実施している。

(4)民生安定所と協力して、不就学者をなくすよう努力する。

(5)市・府にある奨学金制度を十分利用するように取り計らう。

(6)市立教育研究所の研究題目に入れて研究を進めたい。

といったものであった。このように、大阪市教委の問題の受けとめ方が、「教育上好ましくない」といった消極的なものであったため、以後、民生部が問題をうけとめる窓口となった。

このように、南中学校の差別事件が契機となり、おくればせながら、一九五二年、大阪市教委が呼びかけて、加島小学校において大阪市民主教育研究会の創立総会が開かれた。しかしこの会に出席したのは二〇名余りで、学校現場からの参加は校長が五、六人で、来賓の方がはるかに多い状況であった。したがって、一九五三年に全同教が結成されると同時に大阪市も加盟しているが、組織実態のない状況であった。

活動としては、専任指導主事と校長によって、毎月研究会がもたれていたが、成果をあげることはできなかった。

名称について、創立総会直後から「民主教育」という問題の本質をぼかした呼び方に対して反対意見が続出したため、一九五五年に大阪市同和教育研究会と名称が変更された。同時に、市立保育所・幼稚園・小・中・高等学校の教育関係者で組織されることになり、今までより一歩進んだ組織形態になったが、現場の教育活動者の参加はきわめて少数であった。内容的には、教育行政・学校管理職による指導としての性格が強いものであった。

また、この年、大阪市ではじめて同和教育予算が計上された。額はわずか三万円で、市同教への事業委託金であったが、民生局予算であった。

翌、一九五六年にはじめての同和教育研究大会を集英小学校において開催した。内容は講演が主であった。

その後も、部落差別の現実をみようとせず、表面的な現象をとらえた、道徳的・融和的な差別教育が続いた。

二、教育闘争と大阪市の同和教育

一九五九年、差別教育に反対し、義務教育無償を要求する教育闘争が、解放同盟日之出支部、西成支部、矢田支部等が中心になっておこなわれた。

当時、小学校で「宿題を忘れた子」と書いたプラカードを首からぶらさげる事件がおこった。また、給食代を学校に持っていくのがおくれると、「忘れ物の多い子」として黒板に名前が書かれたり、「家にお金がないとわかっているのに取りにかえらせる。他の子どもからは、「ただ食い」といわれ、ひどい教師からは「給食費を収めていないから、たべてはいけない」と言われる子どもまでいた。こうしたことから、長欠・不就学児が数多くあった。このような子どもをとりまく教育の無権利な状態のなかから、教育の機会均等を保障させる教育闘争が三ヶ月間、部落の親、子どもが一緒になって苦しいものであったが闘い抜かれた。

その要求の内容は、

(1)不就学・長欠児童をなくす対策をたてよ。
(2)給食費を免除せよ。
(3)教科書、学用品を無料支給せよ。
(4)先生の定員をふやせ。
(5)就職指導主事をおけ。
(6)部落の青少年を近代産業に就職させよ。
(7)補習教育をおこなえ。
(8)旅行、遠足の費用を補助または支給せよ。
(9)部落の文盲をなくせ。
(10)プールを作れ。

といったものであった。

「教科書が少なくなったら、首をすげかえてやる」「逆立ちして歩いてやる」「あれは〝アカ〟の運動や」などの中傷と非難のなかで闘い抜かれた結果、一一月に教科書が全員に無償配布された。その後も闘いが継続され、給食費の1/3支給をはじめとする特別就学奨励費の獲得、補習（補充）学級の開設など、成果をあげた。

この一九五九年に、大阪市同和教育研究会が大阪市同和教育研究協議会と改められ、教育長が会長はなった。しかし、従来全市校園および保育所によって組織されていたものが、部落が校区にある学校の校長による組織という後退したものになった。また、部落の子どもが通学している学校でも加盟していない学校もあった。

校長を中心とした研究協議は、主に解放同盟から学校に対して要求が出されてきた時、どう対応するのか、対策として実施されている特別就学奨励費や補習（補充）学級をどうしていくのかといった、まったく〝解放同盟対策〟であった。したがって、研究部はあっても、それは役員たる校長の用務代行機関にしかすぎなかった。

一九六〇年になり、それまで民生局が主管していた同和教育が、ようやく教育委員会に移管された。

三、「同対審」答申と差別越境反対闘争

一九六五年に同和対策審議会の答申が出され、その年、大阪で第一七回全同教研究大会が開催されるなかで、大阪市においても、ようやく同和教育にとりくむ姿勢があらわれはじめた。

一九六六年に大阪市同和教育基本方針が、続いて「同和教育の手引き」が出されることにより、学校現場においても、同和教育とりくみの重要性が認識されはじめた。しかし、実践の内容は、道徳的・融和的な域を脱出しきれないなかで、差別越境反対闘争と学校現場における差別事件がおこった。

一九六八年、部落解放研究第二回全国集会において、「越境通学は差別である」という提起がおこなわれた。これをうけて、解放同盟、大教組・市教組と大阪府・市教委、奈良県教委との間で交渉がもたれた。そこで、越境入学は大阪市内のいわゆる「有名高校」の周辺にある中学校に多く、府下をはじめ、奈良・兵庫・京都・三重からや、市内から市内へという越境が数多くあることがわかった。また、その多くは部落や在日朝鮮人の多い地区、スラム地区などを避けて越境していることもわかった。多い学校では九八一人中七三三人が越境入学者であり、逆に、部落のある学校を忌避して、一一二九人中四一八人が越境している学校もあった。

越境問題は今日の受験競争と部落差別が複雑にからみあったものであるが、当時の学校の施設・設備が保護者の負担に頼らなければ良くならないという状況にあり、そのため、経済力の強い地域と弱い地域の格差が、学校の施設・設備に大きく表われ、越境を生み出す大きな要因になっていた。さらに越境生受入れ校は、越境生の保護者に対し、受け入れの条件として多額の施設・設備費を負担させていた。

プール・体育館・特別教室等、施設・設備の充実した学校と、プレハブ教室、雨もりする校舎、備品らしい備品もないという学校の格差が、さらに越境生を生みだし、差別を再生産していたのである。

こうした現実に対し、教職員は不合理や憤りを感じるよりも諦める意識の者が殆どであった。また、教職員自身の差別意識と重なって、部落が校区にある

学校への転勤を拒否する者があとをたたず、毎年、新学期になっても教師がこないので担任が決められないという学校がいくつかあった。

こうした差別的状況を打破するため、解放同盟と教職員組合が、市教委ときびしい交渉をおこなった。その結果、市教委は、小学校の場合は六年間、中学校は三年間で完全に越境をなくすための方針をうち出した。同時に、学校の施設・設備の改善・充実は、行政の責任においておこない、父母負担を軽減することを明らかにした。

こうした差別越境根絶の闘いがすすめられている時、教職員による差別事件が続出していた。例えば、小学校の校長が自分の意見を通すために、解放同盟の支部役員に対し、賤称語を使っての露骨な差別発言や、解放運動の成果として獲得された特別就学奨励費を、教師が子どもに渡す時、「こんなもんもらうの恥かしいと思え！」というような差別発言等々が明らかになり糾弾がおこなわれた。

差別越境反対闘争や一連の差別事件糾弾闘争は、大阪市の教育行政、教職員の意識と同和教育の実践、市同教のあり方を根底から問いなおすものであった。差別の現実に目をつぶり、部落差別を拡大再生産している越境を許し、部落の子どもをはじめ、社会的・経済的に不利な状況にある子ども達を切り捨てる差別教育への告発であった。

四　事務局体制の確立と矢田教育差別事件

差別越境反対闘争と差別事件糾弾闘争に、現場教職員が参加したり学ぶなかで、部落差別の実態と教育に対する親の願いが見え出し、差別の現実に学び、部落の要求に応える実践が、ようやく本格的にはじまった。

しかし、市同教の組織がこうした実践を交流し、学び合い、高めあう組織になっていないため、数人の有志が、毎週あるいは隔週おきに集まり、実践を交流しながら、市同教の組織・運営をどう変えていくか、一年間、話し合い準備をすすめた。そして、一九六九年に事務局体制をひくことができた。

部落が校区にある学校を中心にすえながら、全市校園でとりくんでいく組織と方向性をうち出し、役員も学校長だけでなく、現場教員によって構成し、その選出も民主的におこなわれるように改革された。そして新たな第一歩をすすめようとした時に、矢田教育差別事件がおこった。

差別越境反対闘争を通じて、教職員組合と部落解放同盟の共闘という同和教育運動の基本的なありようが、ようやく大阪市においても生まれてきた。しかし、差別越境を見逃し、許していた教職員の体質は一朝一夕にして変わらず、運動側の主体性や力量が理解できないため、解放同盟や市教委から同和教育の実践や越境解消にともなう人事異動が押しつけられていると受けとめ、自らの主体性で差別教育体制を打破するという展望を持っていなかった。こうした大阪市の教職員の低い意識水準に迎合し、今ようやくはじまった同和教育運動の足をひっぱる差別文書が、市教組東南支部役員選挙の立候補あいさつ状として配布された。当初、部落が校区にある学校に勤めていた推薦人たちは、差別文書であることを認め、自己批判し話し合う約束をしておきながら、解放同盟に対してだけでなく、教職員組合に対しても次々と約束を破り、裏切り行為を重ねていった。あげくのはて、自分達のとった行為を棚にあげ、解放同盟の役員を告訴し、権力に売り渡すといった敵対矛盾の関係にまでいたってしまった。

この事件は不幸な結果を招いたが、同時に大阪市の教職員が部落差別の現実と親の教育に対する願い・要求がいかに切実なものであるかを理解する機になり、自らがおこなっている教育労働の質を問いかえす機にもなった。

まず、教科書点検や学校行事等の点検がはじまった。今まで見過ごしてきたなかに、大きな問題が含まれていることが、次々に明らかになってきた。そこで点検でおわるのでなく、同和教育の方向性を指し示し、内容を創造していくための読本『にんげん』の作成がはじまった。これは、大教組、大同教、市同教、全国解放研、解放同盟が知恵を出し合い大衆的討議、実践的批判を受け入れながら練りあげていったものである。そして、一九七〇年度から大阪府教委が全児童・生徒に無償配布することをかちとった。無償配布の意義は大きい。単に『にんげん』を教えたら良いということでなく、『にんげん』の視点で教育の内容を点検し創造していっても良いということを認めさせたのである。このことが、大阪市における同和教育を進展させるための大きな力となった。

五、同和教育から解放教育へ

差別のなかにある部落の子ども達に視点をあてた実践がすすめられていくと、当然のこととして在日朝鮮人の子ども達の問題が浮上してきた。そのなかで、一九七一年に在日朝鮮人生徒に対する私立高校入学差別問題、中学校長会研究部より出された「研究部のあゆみ」という差別文書事件がおこり、在日朝鮮人の子どもに対する教育を見直し、積極的に実践がとりくまれるようになっていった。

一九七一年、学習指導要領の改訂にともない、児童・生徒指導要録の書式が変わった。

それ以前から、市内の学校において「通知票」論議や評価についての論議がなされていた。また当時、指導要録が永年保存になっていたため、校舎建てかえの時に出て来た指導要録には、昔の身分制が記入されているものも見つかった。所見欄の記入例に「家庭は貧しく暗く陰気で欠席がちである」という差別の現実を無視した教務必携が売り出され、よく似た記述が現実になされている事実も明らかになった。こうしたことから、教育における「壬申戸籍」であるとして市教委へ問題提起し、三年間にわたる話し合いを続けるなかで、指導要録を文部省の形式・内容とは大幅に異なるものを作成し、実施させることができた。

一九七三年には、日本育英会をはじめとする各地の奨学金制度が、国籍条項を定めて在日朝鮮人の子ども達を排除し、成績条項でもって一部のエリート以外は対象にいれないという、差別制度であることが明らかになってきた。

家庭の経済的条件に恵まれず、教育的・文化的環境が極度に圧迫されている結果、いわゆる「低学力」に苦しんでいる生徒に対してこそ、より密度のこい条件保障の手だてが講じられなければならない。そこで部落解放運動が解放奨学金を闘いとってきたことを教訓とし、反差別共同闘争として運動をはじめた。府P、市Pにも呼びかけ、総評をはじめとする労組、教職員組合、婦人団体、研究会、解放同盟など広範な層を組織し、教育改善要求大阪実行委員会としてとりくんだ。市同教も大同教、解放同盟とともに事務局を担当し、運動をすすめていった。同じ運動がおこなわれていた兵庫とも連携を密にして闘った結果、一九七四年度から成績条項を、一九七五年度から国籍条項を撤廃させることに成功した。

こうした教育の機会均等を保障させるとりくみは、「同和加配教職員」の要求運動や、校舎の新増設、施設・設備の改善運動として解放同盟と連帯して闘い、一定の成果をあげてきた。

毎年一月になると就学時健康診断が各学校単位でおこなわれているが、これが、診断を受けに来た子ども・親に対して、選別のためになされ、就学猶子・免除の子どもをうみだす、差別的なものになっていることを問題にしてとりくんだ。

このようなとりくみのなかで、「障害」をもつ子どもや親が「近くの友だちといっしょに学校へいきたい」「ともに学び、ともに生きたい」という願いを強くもっていながら、そのことを表に出すことができずに苦しんでいる姿が見えてきた。それまで、解放教育をすすめながらも「障害児」を選別し、切り捨ててきたのである。そのことに気づき、「障害児」の原学級保障のとりくみがはじまった。

六、今日のとりくみと課題

大阪市の小・中学校は合わせて四三七校である。そのなかで、部落が校区にある学校は三五校である。それぞれの地域で周辺の学校をも含めたかたちで、「同推協」なり、「共闘会議」が組織され、とりくみを広めようと努力されている。市同教としても、ここ数年、区やブロック単位に学習会や研究会を組織し、徐々にではあるが広がりを見せてきている。しかし、全市的にみた場合、まだまだ部落問題をはじめとする差別の問題を正面にすえ、差別・抑圧された子どもを軸にすえた実践と運動が構築しきれていない。

また、ここ数年闘ってきた「主任制度化」も、反対をおし切って強行実施されるなかで、管理体制が強化され、解放教育が現行の教育体制の枠内に閉じこめられ、事なかれ主義的にすすめられようとする傾向がでてきている。

軍国主義化路線が露骨に打ち出されるなかで、反戦・平和・人権（狭山）を

結びつけたとりくみが積み重ねられてきた。また、子ども達の学力を保障するための自主編成運動がすすめられとりくまれてきた。しかし、こうした解放教育にとりくんでいる学校や教職員を特別視し、孤立化させる動きもある。

また、一〇年以前から比べると多くの教職員が入れ替わっている。

今日のきびしい状況に直面するなかで、解放同盟と連帯してとりくんできた数多くの成果と教訓を、今一度問い直し学んでいくこと。また、差別のなかで呻吟する部落の子どもをはじめ、差別・抑圧のなかにおかれている子どもたちの教育権を保障する運動と、説得力のある実践を数多く生み出していくことが、大きな課題である。

※参考ならびに引用
「大阪市同和事業史」　大阪市同和対策部
「部落解放と教育の歴史」　大阪市教育研究所

和歌山県同和教育研究協議会

和歌山県同教の紹介

一、結成にいたるまで

和同教は、本年（一九八三年）一月二九・三〇の両日、県都和歌山市で「結成一五周年記念・第一七回研究大会」を開催し、これまで最高の五三〇〇人の参加者で成功させると共に、翌二月一九日、同市東急インで県内外から一五〇名の参加を得て「一五周年記念式典」を盛大に祝いました。しかしこれに至る道のりは決して平坦でなく先人達の血のにじむ努力がありました。

1、古い歴史をもつ和歌山県の同和教育運動

和歌山県において、「融和教育」が始まったのは古く大正の末期であり、一九三〇年代中ばには早くも実践の段階に入ったといわれ、絶対天皇制下の制約を受けながらも部落の子どもたちの状態に目を向け、県下で一七団体・二〇〇〇人以上の教職員が、県融和教育研究所を中心に全国的にも先進的なとりくみを行ってきたといわれます。しかし、四〇年代には、侵略戦争に全面協力をすることになっていきました。戦後の同和教育が、この教育を全面否定することになったのは当然といえます。こうして一九四七年、和歌山県教職員組合は、「融和教育」に代るものとして「貧善教育」を創設し、一九五〇年には、それは県教育委員会に引き継がれていきました。そして、五二年の「西川事件闘争」を経て、初期の観念的取り組みを克服していきます。同時に県行政も、和歌山大学・山本正治（統計学・現和同教会長）、渡辺広（歴史学）教授などを中心に同和問題研究委員会を設け、県下の未解放部落の大がかりな総合調査を行い、行政の責任で実態的差別解消の具体的施策を確立して行くことになります。「同対審答申」にさかのぼる一三年前のことになります。

2、全同教結成と貧善教育運動

一九五三年、和歌山県の貧善教育はこうした運動を背景に、全同教結成に中心的役割を果すと共に、全同教第一回研究大会で配布され、その後の運動に大きな影響を与えたといわれる「貧善教育指導上の諸問題」は、その時点までの実践の集大成といえるものであり、その後、長欠・不就学などの低位性克服のとりくみを飛躍的に発展させることとなりました。同時にこの時期、和歌山県では、教育内容の面でも民間サークルの研究成果がとり入れられ、概念主義・道徳主義・部落セクト主義におちいりやすかった貧善教育に、具体性・科学性

が確立されていきます。一九五五年、和歌山市で開かれた全同教第四回大会が、「教育科学との出会いの大会」といわれたのも、右のような事情を反映したものといえます。

一九五八年、全国をゆるがせた勤務評定反対闘争は、和歌山県においても、民主勢力を結集し、教職員組合を中心に当時の解放同盟県連も含め七者共闘会議を結集し、「勤評は差別につながる」として果敢に闘われました。

勤評闘争敗北後、県教委は貧善教育を破棄し、代って「人権尊重教育（同和教育）」を押しつけ、その後、一〇余年にわたる和歌山県の同和教育にとって、苦難の時代が始まったのでした。

3、全同教第十八回大会と和同教の結成

勤評闘争のあと、貧善教育の伝統は、県教組・高教組に引き継がれていきます。すなわち、それまで県教委が開催してきた「貧善教育ワークショップ」を廃止したのに対し、両教組は、一九六一年一一月、第一回貧善教育研究集会を開催し、以後今日まで毎年続けています。さらに、一九六三年には、各郡市の部落問題研究会（敗戦後部落出身教師の会だったものがその後幅広く発展したもの）を統合し、教職員ばかりでなく県下の幅広い団体や個人を結集して、和歌山県部落問題研究協議会（部落研）が結成されました。あたかも、勤評闘争の痛手から立ち直り、安保闘争を経て、部落解放国策樹立の運動がとりくまれつつある時でした。県部落研は、県教委の「人権尊重（同和教育）」方針を一貫して批判する活動を、全県的に展開していきます。

一九六六年、全同教第一八回大会が、和歌山市で開かれることに決まりました。当時、全同教は文化厚生会館を追われ、解体の危機にありました。さらに、和歌山県教委はこの大会を後援せず、資金援助せず、出張も認めないというかたくなな態度をとり続け、解放運動は分裂の危機にありました。この困難のなかで、県部落研が中心になり、県下七市四三町村に、一八回大会実行委員会が結成され、まさに「手弁当とカンパ」によって、第一八回大会を四七〇名参加で、劇的に成功させたのでした。

大会終了後ただちに、各段階の実行委員会は県同教結成準備会、郡市同教結成準備会、市町村同教準備会にそれぞれ切り替えられました。こうして、一九六七年五月一日、県水産会館において、和歌山県同和教育研究協議会が正式に結成されました。県教委が和同教大会を正式に後援するようになったのは、二年後の和同教第四回大会からであり、「人尊教育破棄・諸要求実現共闘会議」の運動の高まりのなかで、「人尊（同和教育）方針」を破棄するのは、その翌年七〇年一二月のことでした。

こうして見ると和同教の一五年の歴史はまさに和歌山県に於ける同特法の進展と共に歩んだ歴史であったといえます。

二、県下最大の自主的民主的研究組織

1、一万五千人の会員・事業は全て参加費で

和同教の基本単位は各市町村同教であり、それぞれが八つの郡市同教に結集し、県同教を構成しています。会員には、学校教育・社会教育・就学前教育・子ども会・行政関係者等広く各層が結集し、会員数は一五、〇〇〇人をこえています。また、事業はすべて会費と参加費で賄われています。

2、つらぬいてきた自主性

和同教は、部落問題が提起する教育課題を解決するため、どのような取り組みをしていけばよいかを研究協議する自主的な組織であり、民間の研究団体であって、行政の外郭団体や、一つの綱領をもとにした運動団体ではありません。したがって、一つの考えにたつ同和教育を押しつけたり、要求行動も展開していませんが、ひろく同和教育の現状を捉え、問題提起をし、積極的な論議を組織しています。また、それぞれの組織のもつ独自性や、個人の考え方の違いを認め合い、学びあい一致できることで、行動することを原則としています。

和同教が今日、和歌山県の同和教育運動の中心的役割りをはたし得ているのも、この原則を堅持しているからです。同和教育の発展は、あくまでも自主的・民主的な取りくみが保障されてこそ成りたつものであり、自主性・主体性があってこそ生き生きとした取りくみが生まれてくるものです。

貧善教育以来、和歌山の同和教育はこの伝統を一貫して守り続けてきました。

3、研究団体の協力で発展

和歌山県では現在、教職員のあいだで同和教育を恒常的に研究している団体が五つあります。和同教、高等学校同和教育研究協議会、県同和推進教員連絡協議会、和教組、和高教の貫善教育部です。この五者が「県同和教育関係研究団体五者懇談会」(通称五者懇)を結成し、定期的に会合をもち、研究会日程の調整や、現場の要求に応えるための共同研究などを和歌山大学などの援助もあおぎながらすすめています。

三、部落問題の現状を正確につかみ、憲法と教育基本法にもとづく、ゆたかな教育を確立しよう。(大会テーマ)

1、和歌山県における部落問題解決の到達点と残された課題

和歌山県に於ける同特法の一三年は、全国に先駆ける大きな成果をあげたといわれます。

例えば地域改善事業は、九九地区中八七地区が同特法の期限内に事業を完了、今日では、都市大規模集落を中心にあと十二地区を残すのみになっています。この結果、今日では同和地区はかっての様相を一変しています。「狭い家屋に机一つ置く場所もない。」といわれた住宅についても、不良住宅率は三・九%(昭和五五年)に、今日では持家の場合、七〇%以上の人々が三〇坪以上の家に住み、家庭での学習条件が大きく改善されました。子どもたちの校外活動についても、この間、隣保館六五館・保育所三四・児童館二九が新しく設けられ、「学校から遠く隔った辺地に集会所・保育所・児童遊園地や指導者もいない」状況は今では昔語りとなっています。和歌山県においては部落問題の提起する教育課題として、最もするどく問われた不就学の問題は、戦前戦後の関係者の血のにじむ努力により、同特法実施以前にすでにその解決をみていました。また「高率を示す長多欠」の問題についても、今日では基本的に解消され、中学校段階で限られたごく一部にその課題を残すにいたっています。次に、「同和校に集中してみられた」きわだった学力不振の問題についても、今日では県下で数校に問題を残すのみになっています。(一九八二年)つづいて、「貧困・基礎学力・就職差別の厚い壁」に阻まれた高校進学率の格差の問題は、この期間二五%から数%に縮小しました。しかしなお、ここ数年格差が停滞していることや校種間のアンバランス、なお一〇%の格差を残す大学進学率など、今後に解決すべき課題を残しています。

次に、老朽校舎や、体育館・プールに欠けるといわれた校舎施設等は、今日では一般校とその位置を逆転しており、同和地区の子の病気とまでいわれた高率のトラコーマ被患率も、今日では完全に解消されるに至っており、県教委保健体育課が全国で初めて、同和地区生徒と対比して行った本県児童生徒の体格・体力・疾病異常の調査『同和教育の現状と課題』(昭和五四年)の結果を見ても、今日一般的傾向としての南北差は認められても、同和地区と県全体との間に、極端な被患率の差の認められる疾病異常や、体格・体力差は認められなくなっています。

こうして、今日の子ども達は、全体として「親たちが受けた教育よりも高い教育を受け、親たちとは全く異った職業に従事し、親たちの体験していない別世界の住人」(『すさみ調査報告』)になってきており、「このような激しい変化が親子関係や家庭教育にどのような新たな問題をもたらしているか」が、今後の課題として私たちに提起されてきています。

そうして、和歌山県におけるこうした実態的差別をとり除く取り組みの着実な前進は、「心理的差別と実態的差別は相互に因果関係を保ち相互に作用し合う」という答申の指摘を待つまでもなく、県民の部落問題についての意識を大きく変えつつあります。

例えば、一五年前八六%であった混住率は、今日では六九%(昭和五五年調査)と二〇%近くも混住が進みました。

また部落差別の最後の関門であるといわれた結婚についても、「別にこだわらない」が四六%、絶対だめ」が三・八%(『県民の意識調査』、昭和五二年)となっており、このことは、実際の結婚状況を見ても、今日では同和地区における四軒に一軒は地区外との「結婚」であることにも反映しています。

最後に、これまで見てきた多くの変化は、この一五年間に同和地区が半ば閉ざされた社会から開かれた社会に変ってきており、両者を隔てた差別・被差別意識などの「意識の断層」がうずまり、今日では県民の間で、「旧身分」という

垣根をこえて、自由な交流や結婚がひろまっていることを証明しています。

このことは、子どもたちの世界においても、「閉鎖性からくる特有の性行や言葉づかい・部落差別による非行」などはすでに過去のものとなっており、大人達や地域からの部落差別を意図した日常的な働きかけがだんだん姿を消し、部落問題についての出会いは、今日の子どもたちの場合、その大部分が学校教育であることが各地の実態調査によって明らかにされています。また子ども達の間で、日常的な差別・被差別体験が薄れると共に、差別語の方言や身振り語などが姿を消しており、部落差別を意図しないで賤称語を遊びに使う事例の増加などの事実に見られる如く、今日では、部落差別の諸現象は子どもたちの世界から大きく後退してきています。

こうして、和歌山県における同特法の一三年は、今世紀内に部落差別を解決するための基礎を着実に築き上げた歴史的時期であったといえます。そして、このような前進を保障したものは、戦前戦後を通じて部落問題にとりくんだ多くの教職員と、解放をめざす運動体の地域における闘いを中心に、早い時期から科学的調査活動を行い、その時点での課題を明らかにしてきたこと、西川事件以後行政が自らの課題としてとらえ、県民的合意のもと主体的に事業をすすめてきたことなどが、大きな力となったといえます。そして今後の課題は、こうして出来上がった器にどう中味を豊かに盛りこんでいくかということであります。

2、一九八三年度和同教研究課題（抜すい）

同特法の一三年によって、今日部落問題が大きく変化し、いま残された課題解決のため、地域ごと、校区毎の到達点と課題を明らかにするとりくみが県下的にすすめられています。そして、同和教育の今日的課題を教育全体の中でとらえ直す場合、わたしたちは今一度、同対審答申の基本理念に立ちかえると共に、解消に向って大きく前進しつつあるといわれる今日の部落問題に生起する諸現象をとらえるときに、次の諸点に十分注意する必要があると思います。

㈠　平均的概括的にとらえない

今日では、同対事業の進歩状況、同和教育のとりくみの度合い、地域の経済・文化・教育状況等によって、様々な地域差が出ています。したがって、私たちは今後、それぞれの地域、さらにこまかく校区単位の課題を明らかにするよう心がける必要があります。

㈡　格差を一面的にのみとらえない

私たちは格差をとらえるとき、「きびしい差別の結果」だと一面的にとらえるのでなく、全体にこれらの問題（学力・進路・非行など）の解決方法をたて、その中で個々の後遺症の問題を解決する手だてを考える必要があります。

㈢　幅広い人権意識と行動力の形成を

生命や人間の尊厳を軽視する風潮が、青少年のなかにひろまっています。私たちは同和教育をすすめる立場から、非行や低学力などの問題と人格形成の関係を明らかにするとともに、民主的な人間形成を阻害するこれらの原因をなくすため、この問題を重視してとりくむ必要があります。

〈第一の課題〉

すべての乳幼児期からの全面発達を保障するとともに、子どもの健康と体力の確立をめざす課題　（本文省略）

〈第二の課題〉

基本的な生活習慣と生活意欲、民主的な規律と市民道徳、主権者として成長していくための基礎学力、自治能力を身につけさせる課題　（以下略）

〈第三の課題〉

同和地区の子どもたちの進路を保障するとともに、自らの生活をきりひらいていく力を育てる課題　（略）

〈第四の課題〉

部落問題についての正しい理解と認識を育てる課題　（略）

〈第五の課題〉

子ども会活動のあゆみをふりかえり地域に根ざした自主的な校外活動を育てる課題　（略）

〈第六の課題〉

社会教育における同和教育のあらたな発展をはかるとともに、民主的な地域

づくりをすすめる課題　（略）

〈第七の課題〉

民主教育の一層の充実と同和教育の発展をはかるために、条件を整備し、自主的民主的な取り組みを強める課題　（略）

以上

四、同和教育の今日的課題にこたえる研究活動をめざして

和同教では全県的な討議のもとで決定された七つの研究課題にもとづき、県下の実践を発展させるため次のような事業をすすめています。

1、研究活動

①和同教研究大会

県下各地の職場、市町村、郡市段階で積み上げられた実践を持ちより、研究協議する就学前・学校教育・社会教育を含めた県下最大規模の総合的な同和教育の実践交流の場として、八郡市持ちまわりで年一回開催されます。参加費は一〇〇〇円で九分科会一二分散会と特別分科会で、二日間の日程で行われます。

②研究部会

就学前教育・健康と体力・進路保障・子ども会研究部会など一一研究部会がそれぞれのテーマにもとづき、継続的な研究活動を行っています。また年二回合同研究部会をもち、和同教大会討議の柱、分科会運営等について話し合いをすすめています。また現場の要請に応じ、その時点で特別のプロジェクトチームを作り研究をすすめています。

③和同教研究講座

現場の悩みや要請に答え、その道の専門家、大学の先生、現場のすぐれた実践家などを講師に招き、年五回程度の研究講座を開講しています。参加費五〇〇円。ちなみに昨年度は『非行問題と教師集団のとりくみ』（奈良一湯浅中校長）、『これからの同和教育のあり方』（斉藤浩志神戸大教授）、『実態調査と同和教育の課題』（中野功同研京都府連事務局長）、『生きる力を大切にする就学前教育』（土方康夫福祉大教授）『市民啓発と社会同和教育の課題』（長谷川善計神戸大教授）、『家庭教育としつけ』（大坪和夫八幡台小教諭）の六講座でした。

2、すすんだ実践をひろめるとりくみ

和同教では、自主的同和教育の発展のため、研究大会資料集と報告集（B5版一五〇頁程度）以外に、同和教育資料の発行や研究図書の紹介をすすめています。

①　発行部数一五、〇〇〇を誇る機関誌『和歌山の同和教育』年五回八頁立てで発行、他に号外「就学援助一覧」。この他に各郡市同教でもそれぞれの定期機関誌を発行しています。

②　図書関係

和同教と和歌山大学、地元自治体の全面協力で行った『切目調査報告書』、『すさみ調査報告書』。現場の要請にこたえて「学業途上の子どもの『問題発言』について」等の紹介、普及活動を行っています。

奈良県同和教育研究会

再びむなつき坂をこえて

――奈良における「同和」教育の道しるべ――

一、奈良県同教が組織されるまで

一八七一（明四）年八月の「解放令」が、実際になんらの改革ももたらさなかったどころか、部落大衆をさらにきびしく、差別のなかにおとしいれてきた。このことは、水平社宣言や幾多の資料で明らかにされている。

奈良県でも、「五万日の日のべ」の実話が示している通り、四民平等といいながら、あらゆる面で部落に対する差別を温存・利用・拡大してきた。たとえば、明治一〇年代には、郡町村制度実施にあたって部落を排除するという行政差別がある。学制発足以来明治期を通じて「部落学校」といわれるものにみるように、部落大衆を教育から疎外してきた事実もある。政治的な動きとしては、天皇制が強化される過程で、部落大衆はけがらわしいという不当な理由で部落ぐるみ強制移転させられた「洞」の事実もある。舟木医師差別事件や各地にみられる埋葬拒否、祭礼行事における差別などは、部落大衆をめぐる差別意識がどれほどつよいものであったかをまざまざとみせてくれる。これらの例はあげきれないが、こうした差別の現実を形づくる背景には、農村にありながら農地からしめだされていたという事実がもちろんあった。

差別とのたたかいは、差別がきびしければきびしいほど部落大衆を中心として広汎にすすめられてきた。水平社運動はもちろんのこと、一八九二（明二五）年には、掖上村柏原（現御所市柏原）での学校統合要求闘争がある。県内各地における小作争議は、その規模においても件数においても目をみはるものがある。一九二二（大一一）年五月に起きた大正高等小学校差別事件は、全国水平社がその創立後最初に直面した教育闘争であった。ほかにも、有名な水国闘争など多くの闘争があるが、これらはいずれも、いまでも部落の人びとによって生々しく語られている。

たたかいはまた、一方に、部落大衆を秩序に適応させようとする融和運動を生みだしてきた。一九一二（大元）年八月には、大和同志会という改善団体が組織され、これは水平社への発展の一つの足場でもあったが、水平社創立以後は融和団体となっている。一九三八（昭一三）年ころ全県下にわたって使用された『融和読本』などは、ここでつくられたものである。

水平社運動と大和同志会の運動の基本的な相違や評価については、いまさらいうまでもない。しかし、奈良県においては、これらの運動の流れが、いろいろにからみ合い、今日の部落解放運動や「同和」教育に大きな影響を与えている事実は見逃すことができない。

戦後、部落解放運動は、全国水平社をひきついで部落解放委員会奈良県連合会として発足する。戦後の部落の生活破壊は、目にあまるものがあった。当時の部落は、わずかばかりの農地をたよりにした細々とした農業と、部落伝来の履物産業がおもな仕事だった。農地改革がなされたとはいうものの、二反歩以下はその対象とはされず、部落を素通りしたといっていい。その結果は、一家をあげてヘップサンダルなどのきわめて零細な履物産業などにしがみつくよりほかに道はなかったのである。部落大衆は、この時点で、税金闘争や米よこせ運動にとりくんでいる。

この部落の生活破壊は、教育にもひびかないではいなかった。

子どもたちは、学校に行くよりも家庭でヘップサンダルづくりに明け暮れしなくてはならなかった。長欠・不就学問題は、戦後の「同和」教育が何をおいても解決をせまられた課題であった。

「同和」教育をになう教師たちは、解放委の援助をうけながらこれにとりくんだ。家庭訪問が夜となく昼となくつづいた。再三、登校するように連絡してもナシのつぶて、という状況であった。生活の破壊に根をもつ長欠・不就学であるだけに、打開の糸口は容易にみつかるようなものではなかった。

ところが、毎日家庭訪問を続けるうちに、教師たちはいろいろなことに気づいてきた。初めのうちはかくれるようにしていた父親や、なにをたずねてもだまってうなずくだけの母親が、生活の苦しさ、子どもの将来について話し出してくれた。どの親も、わが子の教育に対して無関心ではなかったのである。子どもたちにしても、たいていの子どもは家の仕事を手伝っている。ただ学校にこい、というだけではすまない問題をもっている。また、学校へ来るようにといっても、「学校はおもしろくないからいやだ」と答える。生活と学校教育とのかかわりあい、学校教育のあり方について改めて考えなければならなかったのである。

こうして無理にひっぱり出してきた子どもに、なにをどう教えていくのかと

いうことや、学習する権利をどのように保障していくのかといわれるとまったく自信がなかった。しかし、このとりくみをとおして、部落に対する差別と貧困が、子どもたちの学習する権利ばかりでなく、生きていく権利をも阻んでいる事実に目がむいてくる。子どもを怠け者として放置している教師の方が、よっぽど怠け者だという気もしてくる。そして、なぜこんな実態なのか、という疑問を解決していくために、人に話を聞き、細かく実態を調べ部落問題関係の本を読みあさり、自分の経験を通して考えなおしてみる、というくりかえしであった。ともかく、理屈はわからないが、部落にとび込んで、あっちで頭を打ちこっちで尻をたたかれてきた教師の実践がまずあった。奈良県の「同和」教育は、これが組織され、理論化されていく過程であるといえる。

こうした経緯のなかで、一九五二（昭二七）年四月、「同和」教育推進研究のための組織母体である奈良県同和教育研究会（以下、奈良県同教）が組織された。その直接のきっかけは、同年一月、県同和問題研究所（現、県同和対策課）と県教育委員会の共催で行なわれた奈良県同和教育講習会に始まる。

当時のスローガンは「みんなのためにみんなでとりくむ同和教育」であった。今日の時点からみると、その中身は不十分であり、弱さがあったように考えられる。奈良県同教は一九五五（昭三〇）年以後、運営・推進・専門委員会を強化し、次のようなとりくみをはじめた。

(ア)資料の収集・作成・配布
(イ)「同和」教育の内容創造と方法の研究
(ウ)研修・講習会・研究会の開催
(エ)先進地の視察・「同和」教育研究校への支援
(オ)教育諸条件整備のための要求交渉

奈良県同教が結成される経緯は、さかのぼれば「全水」運動発祥の地という遺産と、部落差別を放置できないところに追いつめられた教師の姿がそこにあったと言える。

二、「同和」教育運動のひろがり

こうした、戦後二〇数年の歩みのなかで、「同和」教育は少しずつ定着をはじめていった。とりわけ近年においては組織的に、各学校・地域に根をはりだしたし、「同和」教育に真剣にとりくむ教師・関係者が多くなってきた。これらのなかから、奈良県の特徴的なとりくみを述べてみたい。

まず第一に挙げられなければならないのは、部落出身教師の果たした役割である。この組織を「奈良県同和教育実践会」とよぶ。歴史的に見るならば、戦時中に数回、部落出身教師によって対県交渉などもたれたときくが、組織化されたのは、一九五五（昭三〇）年頃である。最初は、部落出身教師がもつ悩みや差別に対する怒りを、おたがいに語り合い励まし合う親睦的意味をもった会合であった。たまたま木曜日だったところから「木曜会」と名づけて出発した。一九六五（昭四〇）年になると、奈良県同教の前衛的実践をめざして飛躍発展させようということになり、名を「実践会」と改めた。現在、四五〇名の会員がおり、研究・実践にとりくんでいる。奈良県の部落出身の教師が、ひとり残らず積極的にこの会合に参加し、真に「同和」教育推進の原動力となることを目標にして活動をつづけている。

つぎに、高等学校「同和」教育研究会がある。一九五二（昭二七）年に奈良県同教が結成されたころには、高校からは校長二名が役員に参加し、ときたま開催される奈良県同教や県教委主催の「同和」教育講習会に若干の教師が参加する程度であり、組織もなければ具体的な実践もほとんどみられなかった。このような状況のもとで、一九五七（昭三二）年に御所高校で差別事件がおこった。これを契機にして、従来の姿勢がきびしく批判され、「同和」教育の重要性に気づいた教師たちの手によって一九五九（昭三四）年、高等学校同和教育推進委員会が生み出された。そして奈良県同教と常に連帯し、一体感のなかでとりくみをすすめるという方向を堅持しつつ、独自の活動をすすめてきた。

さらに当時の厳しい部落差別の状況のなかで二〇坪の教室だけで「同和」教育はとうてい考えられなかった。また、孤立無援の学校「同和」教育からの脱却は、まず、教えることに確信のもてる「同和」教育の体制をつくることであった。具体的には、校外の自主的な子ども集団を組織すること、親集団を組織すること、そして全教育集団を確立するということであった。しかも部落問題

の解決は、単に部落大衆のみに課せられたものでない。労働者階級はもとより、国民全体の存立にかかわる問題である。ここに、いわゆる社会教育もともに「同和」教育を発展させなければならない必然性があった。

そのためには、すべての社会人が、部落問題を正しくとらえ、部落差別と国民自らとのかかわりを明らかにさせていかなくてはならない。「差別の現実と部落解放運動に深く学び、『同和』教育をすべての住民のものにしよう」というスローガンのもとで、基本姿勢の確立が迫られてきたのである。

幅広い運動を展開するには、さしあたって学習の機会をもうける必要があった。組織化とともに推進体制の確立にむけ、一九六二（昭三七）年、第一四回全同教研究大会が、奈良市で開催されたとき、第一四回大会の現地実行委員会が主体となって「奈良県同和教育推進協議会（奈同推協）」が発足した。

奈良における「同和」教育運動の発展過程は全水発祥の地としての水平社宣言の思想の継承と部落解放運動に依拠したなかでのものである。と同時に全同教の発展過程と歩調同じく進んできたものといえる。

現在の種々の組織体は奈良県同教を主軸にして結成され、発展し、今日に至っていることをみればそれぞれの組織体の独自活動は奈良県同教活動を軸にしての展開であることはいうまでもない。

三、教育内容の豊かな創造と実践をめざして

奈良県では、教育内容を追求してきた歴史が、古くからある。戦前の融和教育の時代にさかのぼるが、一九三八（昭一三）年に大和同志会によって「融和読本」がだされている。しかしこれは、文字どおり融和教育であって、部落を解放するものではない。部落解放をめざすものは、もちろん戦後からであって、その最初は「同和」教育テキスト「なかま」である。

その第一は、当時の教育内容についてである。当時の教科書は、一九四七（昭二二）年にだされた学習指導要領によってつくられていたが、これは、部落問題が欠落しているというだけではなかった。部落解放とは相反する教科の論理が貫徹していた。

その第二は、当時の子どもたちのおかれていた状況である。部落の子どもたちの長欠・不就学は、まだ解決されていなかった。また、この子どもたちが登校するような状況も各地でみられたが、この子どもたちをめぐって、集団をどう組織し、どう学力を高めていくかといえば、その方法はまったく手さぐりの状態であった。だから、長欠・不就学を解決しはじめたとはいうものの、こんどは、それによってかえって、学級が混乱するという状況さえみられた。この長欠・不就学や、その後の子どもたちの諸問題を解決していくには、差別をどうとらえ、どう集団主義を確立し、どう学力にせまっていくか、などという方策が要求された。ここにも「なかま」が必要とされる条件があった。

その第一は、子どもをとりまく生活現実をありのままにとらえて、生活のなかにある不合理や矛盾、差別をとらえさせること。

第二は、なかまをたいせつにし、なかまとともに生きる子どもを育てること。

第三は、部落差別にたいする科学的認識を育て、差別とたたかう力を育てること。

「なかま」の完成によって、県内の「同和」教育は、急速に発展していった。「『同和』教育にとりくみたいが、どうしていいのかわからない」という教師たちにとって、「なかま」はその道しるべとなった。「なかま」をテコにして、子どもや親たちと結びつく教師たちは、多くの実践や成果をつみあげてきた。「なかま」が出されて以後の奈良の「同和」教育は、それによって展開されてきたといっていいだろう。

これをさらに発展させていく方策、それはまず、「なかま」の規模を拡大することであった。つまり、それまでは、小学校四年以上中学校までであったが、小学校三年生以下をつくること、中学校用につづけて高等学校用をつくることであった。さらに、学校教育の発展は、社会教育をゆり動かし、成人用の「なかま」も要求されていった。今日では、小・中・高校用、成人用一～五集まで「なかま」がつくられ活用されるに至っている。

また、奈良県の「同和」教育の歩みのなかで、奈良県同教が、「人権作文第一集」を編集したのは、一九五九（昭三四）年であり、本年度は二五集が募集されている。また、高等学校同和教育研究会も、一九六一（昭三六）年より人権

作文集を編集し、「ひとりひとりの願い」と題して出版し、昨年度には二一集が刊行された。

いま、この人権作文の生まれてきた歴史をふり返ってみると、児童・生徒の現実の姿をみるとき、諸々の不合理・矛盾の存在するなかで、とりわけ、部落差別の現実と徹底してたたかう子どもを育てる必要があった。部落の子どもの要求やねがいを通し、組織的学習をつみかさね、全国のなかまたちからも教研集会のなかで多くのことを学んできた。その一つが、「山びこ学校」の実践に接したことであり、また労働の問題を通しての恵那の作文教育であった。

この生活綴方教育の実践は、さらに発展して、「同和」教育を国民教育として位置づける中身となった。こうして作文教育はとくに、部落を含む学校を中心にとりくまれていった。

「現在のように、生活全体や社会環境の方向と学校原理が矛盾している場合、子どもたちは社会の要求と自分の能力との矛盾を解決するだけでなく、社会で得たゆがんだ認識をも変える学習をしなければなりません。そのためには、子どもたちの具体的な経験や感じ方にもとづきつつ、子どもの意識や認識の変化していく過程を明らかにしていく必要があります。そうした意味で、生活を書かせ意識化していく仕事と、子どもを組織することやものごとを認識していく力を育て展望を与えていく仕事を切りはなすことはできません。」(「みんな同じ人間なのだ」)

県内における作文教育の先駆的役割をはたしたものとして、大正中学校の人権作文集「のびる」や、大正小学校の「ペンペンぐさ」(一九五四年創刊)をあげることができる。これらの実践は同時に、教科をわかりやすく教える営みに、また、差別教師の意識変革を要求し、暴力学校を批判し、学級児童数を三〇名にする運動へと発展していく。こうした実践や経験に学んで、一九五九(昭三四)年の人権週間からこの週間の意義と啓発活動をふまえて、人権作文の募集を奈良県同教が実施した。初年度には、小・中・高各校より約八〇〇点の作文が集まり、そのなかのいくつかが集録された。以来、二四集の人権作文集「くらしをみつめる子ら」が発刊され、確かな部落問題認識をつけるための教材として活用されている。

四、再びむなつき坂をこえて

奈良県に「むなつき坂をこえて」という本がある。

奈良の地図をいくらさがしてもこんな坂があるわけでない……。「学校から部落までにはいくつもの坂がある。坂をこえ、こえして部落に出る。そして、そこにあの子、あの親たちがどうにもならないすがたで暮している。なんとかしなくてはと思えば坂を登るつらさもさることながら胸を突かれて足もすすまないというのだった。

わたしたちは、今だにある部落のすがた、部落のおかれているきびしいすがたから足をはなさなかったつもりだ。社会の風潮がどうあろうと、教育の方針がどう変ろうと、部落があるかぎりわたしたちは、そこから物事を見、考えていくつもりだ……」

一九八三(昭五八)年、全同教結成三〇周年という記念すべき節目の年、第三五回大会開催地として、「むなつき坂をこえて」の「同和」教育運動の作風を継承しつつ、新たなる「むなつき坂」を「被差別の側」の親や子どもとともにこえていく決意を固めている。この決意こそわたしたちの活動の基底となるものである。だからこそ、奈良で開催する第三五回全同教大会の特別スローガンを「再びむなつき坂をこえて」にしたのである。先人が血のにじむおもいで越えていった「むなつき坂」を、わたしたちは今一度こえなければならない。

さらに奈良県同教がつみあげてきた作風をもう一度水平社宣言に照らして、点検していかねばならない。なぜなら水平社宣言は、今日風にいえば、まさに自立と連帯の教育実践と運動の貫徹を促しているといえるからである。

「同和」教育運動が被差別の立場から「教育」を見すえていこうとする質をもった営みであればこそ、今日の危機的な教育の現状のなかで、「教育の荒廃」の主なる原因である点数主義・序列主義、そして軍国主義・国家主義を教育実践の場から撃つものとして、改めてその内実を確かなものにしていかねばならない。

五、会誌「実践」について

同和教育研究会京都府連合会

会誌「実践」は題字が示すように「同和」教育の「実践」をより豊かにし、わたしたちの歩みをより確かなものにするために、具体的なとりくみの道筋、今日的課題を明らかにしてきている。

また、部落の完全解放をめざしてとりくまれる各校（園・所）・各地域の実践や、日常の教育実践に有効な内容を掲載し、「同和」教育実践運動の方向性を示唆してきたといえる。

会誌「実践」はみんなでつくりあげる奈良県同教の機関誌である。

「実践」既刊号の内容

《特　集》

創刊号　五・二二「狭山」同盟休校
第二号　部落の子どもたちの学力保障をめざして
第三号　同和教育補充学級の現状とそのめざすもの
第四号　続・部落の子どもたちの学力保障をめざして
第五号　部落問題をみんなのものに
　　――地域別懇談会のとりくみ――
第六号　同和教育実践を確かなものに
特集号　続・狭山闘争と教育課題
第七、八号　部落問題についての認識をどう高めているか
第九号　部落解放三大闘争と教育課題（その一）
第一〇号　部落解放三大闘争と教育課題（その二）
別冊号　父母や子どもの願いに根ざした部落解放の教育を
第一一号　部落の解放をめざす〝なかま〟づくりをどうすすめているか
第一二号　部落解放三大闘争と教育課題（その三）
第一三号　部落問題についての認識をどう培っているか
第一四号　部落解放と進路保障の課題
第一五、一六号　差別に抗う思想・生き方を子どもたちに――「なかま」実践――
第一七号　「指導要領」を批判する
第一八号　差別事件から教育の課題を
第一九号　差別事件と社会啓発の課題
第二〇号　部落内教育活動の問題と課題
第二一号　「教科書」攻撃に抗して
第二二号　「同和対策事業特別措置法」一三年と強化改正
第二三、二四号　部落解放をめざす「なかまづくり」をどうすすめているか
第二五号　全同教第三三回研究大会レポート
第二六号　「地域改善対策特別措置法」をめぐって
第二七、二八号　文化活動の活性化を
　　豊かな「同和」教育実践の創造を

《その他》

○むなつき坂　○荊の道
○講演録　○実践の深化をめざして
○事業報告他

同和教育研究会京都府連合会の歩み点描

一、同和教育研究会京都府連合会結成のころ

「戦後同和教育の成立を考えるとき、憲法や教育基本法の理念が、急速に国民のものになりつつあった状況と、戦後の民主的な諸改革によって、部落差別を支えていた諸制度・諸条件が大きく改革されていったことは、まず念頭に入れておかなければならない」(部落問題研究所編「資料戦後同和教育史」一九七八・一二)とされているが、こうした状況を背景にしながら、戦前からの同和教育の遺産をひきつぎ、一九四六年一月同和教育研究会京都府連合会が組織された。(初代会長水山光高氏『京都府における同和教育』部落問題研究所「部落問題」一九五〇年二月号所収)

同和教育研究会京都府連合会が、戦後いち早く組織され、活動をはじめたことについては、一九四六年二月に、京都で部落解放全国委員会が結成されていることにみられるように、部落解放をめざす運動の高まりや、それらに挺身していた人々からの協力を得たこととともに、戦前から同和教育(当時は「融和教育」と呼ばれた)にとりくまれていた崇仁小の伊東茂光校長の影響をうけた教師(その一人に、米田貞一郎氏がある)など、中心となってすすめる人々のあったことを忘れてはならない。

水山光高氏は、結成の頃の会の活動について、「先ず第一年には、府を四つのブロック——京都市、山城、丹波、丹後——に分けて協議会を開いた」「第三年は、ブロック毎の研究協議会、婦人会、更に青年層に呼びかけると共に、部落自体への働きかけを開始した」(「部落問題」一九五〇年二月号)とし、「連合会の歩みは順調で、且つ次第に力強くなってきた」(一九五〇年頃)「これは、民主的に組織された盛り上る連合会である事、役員の献身的な努力、府民生部長、府社会課長をはじめ関係官の異常な協力支援——これは、連合会として特筆大書したいし、常に感激している——解放委員会の密接な協力等のたまものである。」とのべられている。

こうした記録は、当時の会の活動が、啓蒙・啓発などを主としたものであることを示している。

その頃(一九四九年)、こうした活動の他に、部落を校下にもつ学校ごとに、部落の実態を一定把握しとりくもうとされているが、「当時の部落差別のとらえ方は、きわめて観念的であり、劣悪な部落の生活から教育の課題をひきだし、それととりくんでいくという実践ではなく」(部落問題研究所編「資料戦後同和教育史」一九七八・一二)、これらは、のちの「白書運動」や、部落の子どもの実態をふまえた、就・修学を保障するとりくみなどに待たれるべきものであった。

二、同和教育のとりくみのひろがり

同和教育研究会京都府連合会は、以上のような状況の下で、活動がはじめられたが、事務局長を長くつとめられた荒木楢夫氏は、つぎのように、当時の様子をのべられている。

すなわち、「昭和二一年(一九四六年)頃は、まだまとまっていろんな研究会や仕事ができていた時期ではありません。戦後間もないころで、学校でも、なんとかその日の授業をやっていけるというだけで、てんやわんやでありました。また、物のないときでありましたから、先生も生徒も腹が減って、みんな『ふうふう』いっているときでもありました。

そういう時代に、水山先生が同研京都府連を組織されたのは、とくに、こういう混乱したなかでは、組織を通じて、みんなが協力してすすめていかなければならないというお考えでした。」(一九七七年一二月一五日、同和教育研究会京都府連合会結成三〇周年記念集会での講演「思い出を語る」より)。

こうした、戦後間もなくの頃の「てんやわんや」のなかで、研究会の活動に、大きな影響を与え寄与されたのは、一九四八年一〇月に設立された部落問題研究所とそこに結集されていた木村京太郎氏をはじめとする研究者、教育活動家による、積極的なとりくみと研究活動である。

こうしたことを背景にしながら、研究会の活動を活発にさせたのは、なんといっても、学校におけるとりくみの発展である。そして、そのとりくみをすす

める前（教師たちの）にあったのは、部落の子どもたちのなかに集中的にみられた学習、健康、生活など発達を阻害している実態であった。

荒木楢夫氏の「思い出を語る」から、当時の子どもの様子ととりくみを見てみよう。

「当時、京都市立栗田小学校長であったわたしは、昭和二六年から、具体的にいろいろなとりくみを行いだしました。

まず一番先に手をつけたのは、トラホーム対策であります。（中略）当時トラホームは、『部落』の『代名詞』のようなかたちにまでなっていました。それが治っていくことは、ひじょうな進歩であり、いつまでも同じように部落の生活が『低位』ではなくて、すすんでいることを示すものでした。現在、部落で、トラホームで苦しんでいる所をわたしはききませんし、京都市では、そういう対策をおこなって今日までにすべて治しています。

この間、養護の先生一人ではとても治療しきれないので、二人に増やしてもらうこともできました。二人にすることの、もう一つのねらいは頭髪のしらみ対策でありました。

こうしたトラホームやしらみのとりくみは、京都市のなかでは大きな部落のある養正小学校や崇仁小学校でも、相互の連絡はなかったが、おこなわれました。

また、当時の栗田小学校には、小学校のこどもでありながら、学校へ一回もこないこどもが十人おりました。十人の不就学というのはそうとう多いわけであり、いくら家庭訪問しても学校へこない。『学校へ行ったって、おもしろないし行かへん』とか、『本がないから』というので、『本はなんとかしてやるから』と言っても学校へ来ない。どう督促しても見込みがたたないが、さりとてこどもたちを放っておくわけにはいかないということで、毎晩そのこどもたちに『特別授業』を隣保館でおこないました。」

部落の子どもに集中してみられた長欠・不就学の実態として、たとえば、京都市における一九五一（昭和二六）年度の統計数字は、小・中学生をあわせて、一三・七％（全体では、一・七％）、中学生だけでは、二八・七％（全体では二・八％）となっていることが記録されている。（同和教育研究会京都府連合会「三〇年の歩みをまとめるために」一九七五年一〇月）

こうした部落の子どもの問題を、教育の機会均等と進路を保障していく立場からとらえ、ことに「長欠・不就学」の原因が、部落差別による親たちの劣悪な生活にあることを深めながら、まず子どもたちを学校へ来させるために、さまざまのとりくみがはじめられており、京都市の栗田小学校のとりくみはその一つであった。

もちろん、とりくみは、どの地域や学校でも、一様にうまくすすんだわけではない。ときには、同和教育にとりくんでいる教師を、「ひじょうに変わった教師たちだ」「特別な人たちだ」「あの人たちは片寄っている」として、「教師の仲間からも協力を得られなかったこともあった」と当時のことを知る先駆は語っている。

学校や地域での、こうしたとりくみがすすめられるなかで、教育行政による、補習学級開設費補助事業・地域疾病対策事業（一九五三年）・就学奨励費補助事業（一九五四年）などもはじめられ、一九五二年には、京都府教育委員会によって、「同和教育基本方針（試案）」も発表されている。

そして、同和教育研究会京都府連合会は、京都府下のすべての郡市同研（当時は、支部と称した）を結集した、文字どおり全府的な研究会へと発展していくのである。

三、第一回同和教育研究京都府集会の開催のころ

京都府下の、各郡市同研・学校でのとりくみがすすむなかで、全府下的な実践・研究を交流する場としての、第一回同和教育研究京都府集会が、福知山市の惇明小学校を会場に開催されたのは、一九五九年一〇月のことである。

この第一回同和教育研究京都府集会について、当時の会長であった米山貞一郎氏は次のようにのべられている。

すなわち、全国同和教育研究協議会（全同教）の第一一回研究大会が、秋（一九五九年）一一月に高知でひらかれることになり、それが採用した各府県での研究討議を持ちよる積み上げ方式に協力するという必要にせまられたものでは

あったが、年度当初から開催まで短期間しかない準備ののちに、始めての試みにもかかわらず一応の成果を収めることができた。それというのも、すでにそれまで、各地域ごとに研究活動の積み上げができていたからに外ならない」(京都府教育委員会・同和教育研究会京都府連合会編「京都の同和教育の現状」一九六〇年三月)。

第一回同和教育研究京都府集会は、「進路指導と同和教育」など七つの部会にわかれて交流を行い、計二四五人の参加があった、と記録されている。

この同和教育研究京都府集会は、このあと毎年一回、京都府教育委員会と同和教育研究会京都府連合会の共催でひらかれ、一九八二年で、第二四回を数えるに至った。

米田貞一郎氏のことばからもわかるように、同和教育研究京都府集会の開催は、京都府における同和教育の歩みのうえで、一つの節となる出来事だったといえよう。それは、全府下的な、同和教育の実践を交流する場をもてた、ということだけでなく、そのことを可能にした「研究活動の積み上げができていた」ということを意味しているし、従って、そのごの同和教育発展の基礎がつくられつつあった、と解することができる。

「研究活動の積み上げができていた」ことについては、一九五四年に、京都市中教組が「同和教育の徹底」を方針にかかげ、また一九五七年に、京教組が「同和教育方針案」を発表しているように、教職員組合などによる自主的で自覚的なとりくみが、展開されていたことも、ふまえておく必要がある。

四、部落の子どもの進路を保障するとりくみと同和教育の前進

第一回同和教育研究京都府集会が開催された一九五九年より五年前の一九五四年三月に卒業する子どもの就職をめぐる状況として、舞鶴から、次のように報告されている。

すなわち、「部落生徒の就職を頼みに行くと、競争者もいないのに、いかにも困ったという様子で何とか理由をつけて断ろうとする雇用者、『前に部落の子を雇って見ましたが、すぐ止めてしまい永続きがしないから、部落の子ならお断りしたい』と某酒屋さんの話、どこへももっていけない『売れ残り』の卒業生を引き受けたいと申込んだ製材所の主人でも部落の子どもはお断りすると断られた」(京都府教育委員会・同和教育研究会京都府連合会編「同和教育実践記録その二」一九五四年一一月)。

この報告をした中学校の場合、一九四九年から一九五二年の四年間の進路状況は、部落の子ども二五人(卒業数となっているが、一九五三年でも長欠が一一名もいるので、確定した数とはいえない)のうち、高校へ進学したものは四人で、就職したものも、二一人のうち、なお職についているものは一二人(一九五三年度末)となっている。

そして、「学習成績で、校内他部落生徒とは甚だしく劣って居り、学習意欲の低調というよりは、学習ということに敬遠の様子すら示す生徒が相当数いる。しかも家庭は経済的に非常に貧困で、A部落においては約四〇%が保護家庭で、父母の職業は八五%まで日雇労働者又は無職でいわゆる定職にある家庭は一五%である。B部落は、前者よりやや良いが、父母の職業は日雇労働者又は無職七五%である」とのべ、部落の子どもの「低学力」ときびしい進路をめぐる状況の背景に、父母の不安定な仕事や貧困のあることを明らかにしている。

「したがって、進路指導の立場から、同和地区の生徒を対象にした、大幅な育英制度の確立が早急に実現されなくてはならない」と指摘されている。

また、部落の子どもの進路をめぐる状況として、特徴的だったことは、縁故就職の多かったことである。京都市内の皆山中学校でも、一九五三年度、五八・四%が、また、一九五四年度は、六五・四%が縁故就職だったと記録されており、「その殆どが、製靴の見習、鮮魚の仲買、遊戯場、飲食店等で、その職種にほぼ限定があり、比較的将来性、安定性の乏しいところが多かった」(前掲「学力と仕事のために(1)」)。

こうした縁故就職の問題は、その背後に、部落差別の実態と、なおとりくみが十分すすめられていないこととともむすんで、「どうせ学校へ頼んでもあかん」という、父母・子どもの進路に展望のもてない状況のあったことをみておく必要がある。

「どうせ学校へ頼んでもあかん」という考えから「学校へ頼めば就職できる」

という考えへ、部落の親たちを変えさせていく過程には、「部落の者はとらない」とする企業による就職差別を打破するための、困難で、ねばり強いとりくみがあったことは、多くの人の知るところである。

一九六二年に引き起された「大倉酒造」「成田刺繍」による就職差別問題は進路保障のとりくみをすすめるうえで、一つの時期を画する出来事であった。すなわち、一九六二年の「大倉酒造」の労務担当者が、職安主催の求人説明会で、「私のところでは、いままで第三国人や部落の人はきていないし、今後についても遠慮してほしい」という、ろこつな差別発言をした。これをきっかけとして、職安、学校段階でみのがされてきた「求人票」や「応募書類」のなかみの点検の重要性に気づくとともに、企業に対して、「選考の公開」をもとめていった。

「進路保障」(部落問題研究所一九六三年一一月)の編著者である馬原鉄男氏も、その「まえがき」でのべている。「このたたかい(大倉酒造の差別事件を契機とする完全就職闘争)がはじめられたとき、多くの人達は、『雇ってもらう者に、何の文句がいえるものか』とたかをくくって傍観した。たとえそれに参加したとしても、『試験さえ公平にやってくれたらいい。能力のない生徒は不採用になっても止むを得まい』と考えるのがせいいっぱいであった。だが、事業所にたいする就職選考の公開と立ち合い要求、不調理由の点検といったとりくみをとおして、今日行われている就職試験がいかに一方的で、不合理なものであるかが、バクロされてきた。そして、就職指導や就職あっ旋といった作業が、教師や職安の係員の個人的な努力ではどうにもならない厚い壁に直面していることも、きびしく知らされた。」と。

このとりくみのなかで、「京都完全就職を保障する共闘会議」(第一次)が組織されるとともに、就職差別を撤廃し、就職の機会均等を実現するなど、進路を保障するとりくみが、大きく前進していったのである。

とくに、一九六七年の、日本電池㈱による就職差別問題は、「応募書類」「家庭調査」をはじめ、選考過程そのものに差別があったことを認めさせ、社会的な問題としてとりくまれた点で特徴的であり、また、京都府議会が「中・高校生の就職差別に反対する決議」を採択したように、部落問題の解決をめざすとりくみ、とくに部落の生徒の進路を保障していく意義についての理解が、全府下的に広がっていった点で、教訓的である。

なお、部落の子どもたちの進路を保障するために、「大倉酒造」等による就職差別に対するとりくみの、いわば前史として、園部高校生に対する「森紙業」による就職差別等に対するとりくみ(一九五八年)のあったことも忘れてはならない。

部落の子どもたちの、高校への進学率は、この年(一九六七年)、はじめて五〇%をこえ(全体八〇・九%)、なお、格差はあるものの、以後、急速に、進学率は高まっていった。

五、自主的な同和教育研究活動のあり方をめざして

同和教育研究会京都府連合会は、その名の示すとおり、連合会組織であり、京都府下の、各市・郡に組織されている同和教育研究会を単位として成立している。

現在、一四の単位同研が、加盟(一九八三年度)しているが、その成立の時期や経過、その後の歩みは、それぞれに異っている。成立の早い組織として、船井同研(一九四六年。船井同研編「船井同研の歩み」第五集による)、舞鶴同研(一九四八年。舞鶴同研編「差別の現実をみつめて――舞鶴の同和教育二〇年の歩み――」による)などがあるが、他の郡市の場合も、研究会として組織化されていない場合でも、学校や地域で、部落問題の解決をめざすとりくみが、戦後間もなくの頃から始められており、その後、教育研究会の同和部会として独立したり、さらに単独の研究会として活動を始めるようになっている。

こうしたなかで、同和教育をどのようにすすめていくか、ということにかかわって早くから、〝悩み〟のあったことが、語られている。即ち、金子欣哉氏は、「当時(一九五一年頃)、郡部にも同和教育の研究会がひろまってきておりました。そして、当時、どこでもだされていたことは、部落解放同盟の『寝た子をおこせ』『はっきり教えるべきだ』という考え方と、統一した団体名はありませんでしたが、地元にある『融和主義団体』などの『寝た子をおこすな』という考え方でありました。学校教育においては、『ちゃんと、寝た子をおこして教育をし

ているか』と言われるかと思うと、他方から『寝た子をおこしてけしからん』といって怒られる。現在とかたちはちがいますが、やはり、いろいろな対立した主張のなかで、どうしていいかわからない、というのが、学校の校長さんや先生がたの大きな悩みでありました。しかし、結局、人の言うことをきいていたのでは、結論が出ないわけです。やはり、もとにかえることだ。それは、子どもだ、子どもの発達をどう保障していくのか、こどもの教育をどうすすめていくか、そのために、『こういうようにやる』ということを、自分たち自身で築いていくという『主体性』の問題が、ひじょうに深刻なかたちであったことをおぼえております。」（一九七七年二月一五日、同和教育研究会京都府連合会結成三〇周年記念集会での講演「思い出を語る」より）とのべられている。

同和教育を、学校の主体において、また子どもの発達を保障する教育の立場からすすめることのたいせつさが、早くから気づかれていたことがわかる。とともに、このことが、多くの教職員の、共通の理解として定着してきた過程では、先輩諸兄姉によるさまざまの苦労とねばり強いとりくみのあったことを忘れてはならない。

とりわけ、一九六六年一月の「文化厚生会館問題」と、その背景にあった、部落解放運動内部の意見の対立と運動そのものの分裂がもたらした教育への影響・混乱、そしてそれらから派生して生じた「問題」を解決する、自主的・民主的な同和教育の、ときには〝いのちがけ〟のとりくみをとおして、京都府の同和教育のなかに定着してきたことは、すでに多くの人々の認めるところである。

同和教育研究会京都府連合会の活動をふりかえって、その積極的な内容を支えてきた力を、石田真一氏は、

① 憲法・教育基本法をもとにした、京都の民主府政・民主教育の運動に支えられ発展したこと。

② 科学的な立場に立つ同和教育の理論化、生活とむすんだ教育実践を展開してきたこと。

③ 地域にねざす教育運動の一つとしてとりくまれたこと。

および、

④ 自主的で民主的な教育研究運動の一つとして、同和教育研究がとりくまれてきたこと。

を上げられ、「④自主的で民主的な教育研究運動の一つとしてとりくまれてきたこと」について、さらにつぎのようにのべられている。

「わたくしたちの会の発足当初は、ふるい『融和主義』の教育から完全に脱却し切っているとはいえない状況でした。いってみれば『半官・半民』の性格を強くもつものでした。しかし、学校を基礎に、各郡市・町村における研究組織の民主化にとりくむなかで、自主的で民主的な教育研究が、他の民間教育研究組織とも連携しつつ前進しました。この間には、わたしたちの同研京都府連事務局への不当な干渉などが、一部特定団体から行なわれ、また、一部の郡市同研に対しても、やはりこうした状況のみられたことがありましたが、断固としてはねのけてきました。」（一九七七年二月一五日、同和教育研究会京都府連合会結成三〇周年記念集会での講演「京都の同和教育三〇年の歩みをふりかえって」より）と。

こうした、京都府の同和教育のあり方のなかに、一貫して流れ、その思想をなしてきたのは、「人間が人間を差別してはならない。そのようなことは許されない」という、民主主義教育の原則であった（石田真一氏）、といえよう。

そして、こうした民主主義教育の原則にたちながらすすめられてきた、京都の同和教育について、教育行政の立場から力をつくされてきた乾昭三氏（元京都府教育委員会教育委員長）は、「京都の場合、なによりも同和教育に、学校現場の先生方が、同和地区の子どもたちを目の前にして、この子どもの教育をどのように保障していくのか、という観点に立って自主的自発的な教育実践として生れてきたことがなによりも大きな教訓であると思います。それは、決して上からのおしつけというものではなく、教職員のやむにやまれぬ子どもに対する愛憎から生れてきたということが第一かと思います」（一九七七年二月一五日同和教育研究会京都府連合会結成三〇周年記念集会での「あいさつ」）とのべられている。

なお、こうした自主的なとりくみをすすめるにあたって、「同和加配」教員のはたしてきた役割は大きい。

すでに、一九六〇年代のはじめに、いくつかの学校に、同和教育に主にとりくむ教員（はじめは、福祉的な仕事をしていた）がおかれていた、との記録があるが、制度化されたのは、一九六四年になってからである。

京都府では、最初から「同和加配」教員の配置基準が明確にされており、また、その任務も、同和教育研究会京都府連合会の主催する「同和加配」教員学習交流会などをとおしてたしかめながらすすめられてきている。

地域改善対策特別措置法が制定され、残された課題の解決に向けて、いっそう力をつくしていくことがもとめられている今日、戦後三〇余年の遺産に学ぶとともに、こうした京都府の同和教育がたいせつにしてきた自主的で民主的な教育研究のあり方を貫いていくことがますます重要になってきている。

〈同和教育研究会京都府連合会の主な事業〉

研究総会（五月）　研究総括集会（二月）
研究集会（一〇月）

「同和加配」教員学習交流会（四月、一月）
「教育内容・進路保障」研究会（八月）

◇　◇　◇

機関誌「ひろば」（年三回発行）
「京都府の同和教育」（一年のとりくみのまとめを収録し、三月発行）
「くらしと結ぶ同和教育」（一年の主な実践記録集）
「ひろば」（研究集会の報告書）

〈同和教育研究会京都府連合会歴代会長〉

初代　水山　光高（一九四六～一九五七）二代　米田貞一郎（一九五八～一九六二）
三代　上田　正昭（一九六三）　四代　中条慶四郎（一九六四）
五代　林　鎮雄（一九六五～一九六八）六代　石田　真一（一九六九～一九八〇）
七代　桐　佐喜雄（一九八一～一九八二）八代　畦地　享平（一九八三～）

京都市同和教育連絡協議会

京都市同和教育研究会連絡協議会は、京都市立の小学校・中学校・高等学校には、各同和教育研究会があり、この三つと京都市教育委員会の四者で構成し、〝市連協〟と略称している。会長は、小・中・高それぞれの同和教育研究会の会長が毎年輪番で担当している。

なお、同和教育研究会京都府連合会があるが、この同研京都府連と市連協とは、互いに独立した立場のものであって、それぞれが一つの単位として全同教に加盟している。

市連協の最大の研究活動は、毎年一〇月に行われる京都市同和教育研究集会である。これは歴史も古く、本年一七回目を迎えようとしている。

第一回目は昭和四二年に行われ、㈠実践を中心にした同和教育の取り組み㈡同和地区を含まない学校の同和教育のあり方をもとめて　㈢進路指導の困難点とその対策　㈣高等学校における実践例（部落生徒の仲間づくり）について提案があり、質疑応答といった形式で行われた。

しかし、二回目の昭和四三年には分科会形式がとられ、学習指導のあり方・

生徒指導のあり方・進路指導の三分科会が設けられた。

そして、四回目の昭和四五年から、従来午後半日であった研究集会が一日全日の集会となり、保健指導のあり方の分科会が設けられた。その後、年々充実され、就学前教育・健康・進路保障・言語認識・自然認識・社会認識・芸術認識・自主活動（子ども会活動）・学習活動（同和問題の啓発・識字活動）の九分科会が設けられた。

これらの分科会の提案は各同研で討議され、市連協研究集会に出される。そしてこの提案の中から市連協の役員会にはかって、全同教に提案される仕組みになっている。

以下、第一六回（昭和五七年）京都市同和教育研究集会の要項・基調提案を述べることにする。

日　　程　　昭和五七年一〇月九日(土)

I受　付　九時～九時半　　。中同研

II全体会　九時半～一二時　　。高同研

於　京都労働者総合会館　　四、講　演

一、あいさつ　　「記者が見た今日の部落問題」

市連協会長(中同研)　　――解放への日々の取材から――

京都市教育委員会指導部長　　京都新聞社社会部長　吉田賢作氏

二、基調提案　　昼食休憩　一二時～一三時

中同研　　III分科会　一三時～一六時

三、活動報告　　於　京都市立朱雀第七小学校

。小同研

分科会一覧表

番号	分科会名	主題	提案分担
1	就学前教育	生活経験を多くさせ、豊かな感性を養うために	保育所
2	健康保障	日常生活のリズムを確立するために	小・中
3	進路保障	進路展望を高め、主体的な努力でその実現を図るために	小・中・高
4	学力保障 A	学習への意欲を高め、自主的な学習態度を育てるために	小・中・高
4	学力保障 B	学習のつまずきを克服し、基礎学力の定着と発展を図るために	小・中・高
4	学力保障 C	学習のすそ野を広げるために	小・中・高
4	学力保障 D	創造的で、豊かな感性と表現力を育てるために	小・中・高
5	自主活動	児童・生徒の自主的活動をすすめ、主体的条件を高めるために	小・高
6	啓発活動	差別をなくする営みを生活化するために	小・中・高
7	生活指導	家庭・学校・地域が連携して問題行動をなくするために	小・中・高

第一六回京都市同和教育研究集会

主題「教育の機会均等を保障する同和教育」

――同和地区児童・生徒の主体的条件を高めるために――

基　調　提　案

同和教育は同和問題の解決を目指す教育である。そのための中核的な取り組みとして、学力と主体的条件を高め、同和地区児童・生徒の教育の機会均等の権利を保障し、進路を保障しなければならない。

「子供たちの学力を完全に保障し、差別を見極め、差別に打ち勝つ子供に育ててほしい。」という同和地区保護者の切なる願いに対して、学校教育として「何を。」「どのように。」「取り組まねばならないのか。」の検討を加えつつ、同和地区児童・生徒の学力向上を目指す様々な取り組みが実践されてきた。

しかし、同和地区児童・生徒の実態は、一定の向上は認められるものの、高校や大学への進学状況が集約的に示すように、学習・生活・進路展望等にかか

わる格差と停滞が見られる。同和教育の当面の課題はこの格差を解消することである。

と同時に、すべての児童・生徒に同和問題の歴史性や社会性を正しく理解させ、自らの生活にある差別に目覚め自らの営みを通して同和問題の解決や人権尊重を志向する態度を養う指導を推進しなければならない。

そのために同和教育の主要な取り組みとして、以下のことを強力に推進する必要がある。

〈同和地区児童・生徒に対して〉

一、同和地区児童・生徒の主体的条件を高める。

二、確かな学力を身につける。

三、進路展望をはかる。

〈すべての児童・生徒に対して〉

すべての子供に同和問題解決への認識を深め、人権尊重の精神を生活化する。

同和地区児童・生徒に対して

一、同和地区児童・生徒の主体的条件を高めるために。

同和地区児童・生徒が自らの力で部落差別をなくし、同和問題解決の主体者として成長していくためには、同和地区児童・生徒としての社会的立場の自覚を深めることが必要である。

そのために自分達の身のまわりにある差別を直視し、その差別の社会的・歴史的な関係を社会科学的につかみ、自らの現在と将来を同和問題の解決に向けて、位置づける姿勢を養うことが大切である。同和地区児童・生徒への同和問題指導は、この観点にたって、内容を構成し、実践されなければならない。また、同時に、同和地区児童・生徒の基本的な生活習慣を確立させる指導も重要である。

また、部落差別は、子供の感性や意欲にまで否定的な影響を与え、多くの指導課題を提起している。

こうした課題を解決するために当面、次のような手だてが必要である。

(ア) 家庭訪問の充実　(イ) 保護者会・地域住民と学校の連携　(ウ) 保・幼・小・中・高の連携の強化

さらに、同和地区児童・生徒の視野を広げ、知的探求心や創造性豊かな感性を培い、強い意志を育てることは、学力や進路展望を高めるための基礎となるものである。

以上の観点により自主活動やすそ野学習を推進する必要がある。

二、確かな学力を身につけるために。

同和地区児童・生徒の学力向上を至上目標とした教育方針のもとに様々な取り組みや研究・実践がなされてきた。

児童・生徒の学力向上の基盤はあくまで普通授業である。生活環境・生活条件の悪さからくる能力の伸長の不十分さや生活意識の抑圧された部分に視点をあてた授業を構成し、実践しなければならない。

すべての児童・生徒が「よく分かった。」という喜びを持ち、「もっと分りたい。」という意欲をかきたてるようなものでなければならない。

「分る。」喜びが味わえる授業であるためには、教師側の一方的な知識の注入だけでなく児童・生徒自らが課題を持ち、主体的に取り組める授業でなければならない。また、このような授業が行われたとき児童・生徒一人一人に学力が定着し、発展性のある学力となって身につくものである。

同和地区児童・生徒によく分る授業を創造するためには、教師自身の同和問題の認識の深さが大きくかかわってくる。日々の教材研究や指導力を高めるための努力と同時に、同和問題についての認識を深める努力をする必要がある。

三、進路展望を拡大するために。

現時点での同和問題解決の中心課題は、教育の機会均等を保障することにより「就職の機会均等を完全に保障する。」ことである。このことにより同和地区の人々の生活と社会的地位の安定、向上を実現することである。この観点より同和地区児童・生徒の進路保障は最も重要な課題である。

しかし、同和地区児童・生徒の進路状況は、質・量ともに大きな格差をもっている。この格差は直接的には学力の不十分さからくるものであり、同和地区児童・生徒の学力を向上させることが進路保障の基本的な条件である。しかし、

進路展望を抑圧し阻害しているものは学力のみではなく、同和地区の教育的・文化的・経済的条件の低位性もまた大きくかかわっている。現時点でもこの諸条件の低位性は解消されていない。その中で同和地区児童・生徒の進路展望を拡大させるためには、教師・保護者・地域住民が一体となって、意図的・計画的な働きかけをすることが重要である。

上記のことを達成するために、以下のことを強力に推進する。

(ア) 同和地区児童・生徒が社会的立場を自覚し、進路をみつめ、進路を切り拓く態度を養う。

(イ) 広い視野を持ち多様な進路選択を考えさせるために生活経験の拡大を図る。

(ウ) 豊かな進路情報を系統的に提供し、家庭訪問・保護者会等により、親・子・教師の話し合いの場を設定する。

(エ) 職業の社会的意義や勤労観に関して正しい理解をさせる。

すべての児童・生徒に対して

すべての子供に同和問題解決への認識を深め、人権尊重の精神を生活化する。

学校における同和問題指導は、部落差別の社会性と歴史性に対する理解と、同和問題解決は日本の民主化にとって最も基礎であり、国民的課題であることの認識を養うことを目標とするものである。しかし、同和問題指導はその実践を通して単に同和問題にとどまらず、日本社会にある多様な差別をなくし、人権尊重を生活の中に具体化するための指導に発展してきた。

学校教育の中で全教科・領域を通して人間としての尊厳と平等にかかわる素地指導の徹底を図り、あらゆる差別を許さず、差別をなくすための正しい認識と解決への展望をもって積極的に取り組む態度を育成する必要がある。

学校教育のもう一方の側面として、保護者に対する啓発活動を行うことが必要である。

すべての児童・生徒に対する同和問題指導にかかわって、保護者に同和問題についての歴史的背景や今日的課題の理解を深める取り組みを推進することが大切である。同和問題の解決を自分の課題として考えられるような啓発の在り方を創造し、保護者の誤った認識を一つ一つ指摘し、同和問題に対する理解を深める啓発活動にすることが重要である。

そのため、教師は同和地区の実態から厳存する差別を学び、何が差別であるかを見極める力を身につけると同時に、あらゆる差別を許さない教育実践を通して教師自身の同和問題に対する認識を高める研修を怠ってはならない。

本研究集会は、従来より積み上げてきた「教育の機会均等を保障する同和教育」という取り組みを踏まえ、今年は更にその意味を明確化し、具体化して、同和地区児童・生徒に焦点をあて、その主体的条件を高めることを中心的課題としている。

「同和対策事業特別措置法」一三年の成果と問題点を踏まえ、新たな「地域改善対策特別措置法」の五年間とその後を展望するとき、同和地区児童・生徒に同和問題解決の主体者として一層強く要請されている。本集会のサブテーマは、こうした現状認識に立って設定したものである。

しかし、同和問題解決の主体者は、同和地区の人々のみでない。同和地区外の人々もまた同和問題解決の主体者である。「国民的課題」とは、このことを意味している。私たちは、この立場に立って、午後の分科会に臨み、熱ある討議を展開し、同和問題の解決を目指す営みとしての同和教育の前進と充実を期したい。

今後とも部落問題解決を目指し、各同研・市連協の研究活動の充実を期したい。

滋賀県同和教育研究会

〈滋賀県同教の歩み〉

滋賀県同教は、戦後いちはやく、一九四七（昭和二二）年に結成された。発足当初は「滋賀県同和教育研究協議会」と称した。戦後の民主教育のもとで、同和教育の重要さを痛感した教師たちの同志的団体として発足したのであった。以後、一時期は滋賀県教育会の傘下団体となり、あるときは滋賀県教職員組合の協力を得てきた。教師だけではなく、解放同盟員や一般市民を含めて組織していた時期もあった。一九五八（昭和三三）年に「滋賀県同和教育研究会」と改称、県下の小・中・高の全校が参加、郡市毎に支部を組織して活動をすすめることになった。一九五六（昭和三一）年には、全同教第七回大会を大津に迎えている。この時期より、県同和教育研究大会がもたれるようになり、これにむけて郡市毎の研究大会も開かれるようになった。その後、理論研究部・調査研究部・進路指導部などの研究体制も確立され、「同和教育資料」の発行や、加配教員の研修会などももたれてきた。

しかし、一九六九（昭和四四）年の全同教第二一回大津大会できびしく批判されたように、滋賀県の同和教育のとりくみは、なお融和主義的、道徳同和的傾向が強かった。また、行政主導的ないし官製研究会的傾向も根強かった。もちろん、それ以前から、大津や彦根・近江八幡などいくつかの地域で自主的な同和教育研究サークルが組織されて活動をすすめており、地域部落研もつくられてきた。折から同対審答申が出され、同和教育の重要性が広く確認されてきた時期であった。映画「橋のない川」の自主的な上映運動が各地ですすめられていったのもこの時期である。

こうした経過のなかで、滋賀県同教を自主的な研究組織として発展させていく気運がもりあがってきた。それは、一九七一（昭和四六）年の会則改正となって具体化していった。すなわち、従来の学校単位の加入から、「部落の完全解放をめざした同和教育の研究推進を図る」という趣旨に賛同する「県内幼・小・中・高等学校並びに幼児教育機関の教職員をもって構成する」というように、個人会員・会費制にきりかえられたのである。一人ひとりの教職員が自分の意志で入会し、会費を納めて会の活動に参加していく、自主的・自覚的な研究活動の推進をめざしたものであった。当初は、全教職員を結集することはできなかったが、会員数は年々増加し、今日では県下の保・幼・小・中・高から大学の一部まで含めて、一二、六〇〇人を越える県下最大の教育研究団体に発展してきた。この間、一九七五（昭和五〇）年度、運動・行政のバックアップを得て専従の事務局体制が確立できたことも、研究活動を発展させる大きな原動力となった。また、同和地区出身教師が滋同教活動の推進に果たしてきた役割も大きなものがあった。

〈滋賀県同教の組織〉

「滋賀県同和教育研究会」と称し、「部落問題にもとづく教育上の課題解決をめざし、同和教育の研究推進を図る」ことを目的に、「主旨に賛同する県内保育園（所）・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・専修学校・各種学校・その他の教育機関の教職員をもって構成する」、単一の研究会である。前述のように、個人会員・会費制であり、一人年額五〇〇円の会費を徴収している。大学の場合にはなお参加が一部に限られているが、保幼小中高の場合にはほぼ全教職員が加入している。しかし、あくまで自主参加であり、毎年度初めに会員の登録をおこなっている。

一九の郡市毎に支部を組織し、日常的に研究活動を推進している。郡市単位に（大津市などの場合には市内をさらに幾つかのブロックに分けて）、保幼小中高の教職員が一緒に集まる機会が数多くもてるので、校種を越えた連携をすすめる点で大変好都合となっている。

校種毎の研究活動をすすめるために必要に応じて「校種別連絡協議会」をおくことができることになっており、現在は「高校連絡協議会」が組織されて、

全県レベルで、またブロックに分れて活動をすすめている。

滋賀県解放県民センター内に事務所を置き小・中・高のサイドから選ばれた専従の事務局員の手で日常の会の業務を進めている。さらに各校種二名ずつの非専従の事務局員を加配教員のなかから委嘱している。

〈研究活動〉

会則にも明記しているように、同和教育を「部落問題にもとづく教育上の課題解決をめざす教育的いとなみ」と規定し、その独自的課題を、すべての子どもたちに部落問題についての正しい理解と認識をつちかい、基本的人権尊重の精神を育てていくことと、部落の子どもたちの学習と発達・教育の機会均等を保障することの二点におさえて、研究と実践をすすめている。また、同和教育を民主教育の一環として位置づけ、その特殊化や肥大化をさけるとともに、学校ぐるみ・地域ぐるみの研究・実践を重視している（資料「今年度の研究課題」参照）。

県レベルでは、教育集団・教育内容・自主活動・健康問題・障害児教育・就学前教育・進路保障・社会同和教育の八つの研究部を設けて、それぞれの分野の研究活動の推進にあたっている。各研究部には、一九郡市から二～三名の部員が推せんされ、年間一〇回前後の部会を開いて実践の交流や研究協議をすすめるとともに、それぞれの課題に応じて、資料の収集・整理や調査・研究、実践記録の編集・発行などをおこなっている。各郡市支部でも同じように研究部体制を確立する方向をめざしているが、この点では支部間のひらきが大きい。

専従事務局体制が確立して以来、全県的な規模で、「部落問題学習に関する研究集会」「低学力・非行問題に関する研究集会」「進路保障に関する研究集会」「幼児教育に関する研究集会」を毎年度一回ずつ開催しており、また、加配教員の研究集会を年間二回開催している。さらに、数年前から、「同和教育の課題に日常の授業でどのように正しくこたえていけばよいか、具体的実践的な研究を深める」という主題で、県下を四つのブロックに分けて、「同和教育における授業と教材に関する研究集会」を開催している。開催地は郡市もちまわりで、保幼小中高各校・園の公開保育・授業とそれをもとにした研究協議をすすめている。

年間の最大の事業は、同和教育研究大会の開催である。各校・園、郡市からのつみ上げ方式をとっており、郡市の研究大会は七～八月、一日日程で開催されている。一九八一年度の場合、参加者の総数は一三、二〇〇名を数えた。県大会は今年度（一九八二）で二六回目を数え、例年、一〇月段階に土・日の二日間日程で開催している。県同教だけではなく、県社会教育研究会、県教育委員会、開催地の教育委員会の四者共催でもっており、ここ数年来、社会教育関係者をあわせ、二日間で延べ六〇〇〇～七〇〇〇名というマンモス大会に発展してきた。大会運営上は限界に近いといえるが、学校教育分野の場合は、すべて教室型の分散会をもっており、今年度の大会の場合でいえば、一三分科会、三九分散会に分れて実践の交流と研究協議をすすめた。「教職員集団と学校・地域」「文学と生活綴方」「部落問題に関する学習」「非行の克服」「学級集団づくり」「親ととりくむ子育て」「家庭における同和教育」「地域ぐるみの同和教育」「企業・職場における同和教育」「部落問題の現状と課題」など、今日的な課題に即した分科会の設定に努力している。

〈広報・出版活動〉

会報「滋同教」は、B五判、八ページ建て、年間五回発行し、全会員に配布している。各種研究集会の案内・報告や部落問題、同和教育に関する各種の情報などとともに、「今、教室で」などのタイトルで、子どもたちの具体的な様子や校・園の実践が紙面に反映するよう工夫している。

また、毎年度、県大会の全体会・分科会の報告を中心に、「滋同教研究集録」を発行している。また、その都度、実践報告や研究内容を「同和教育内容シリーズ」として刊行しこれまで第八集を数えている。

各研究部でも、それぞれ部会報や部会誌を発行しており、とくに進路保障研究部では、「新規学卒者の就職試験追跡調査のまとめ」や「中学卒業者進路追跡調査報告」などを中心として、毎年度、「子どもたちの進路をよりたしかなものとするために」と題する研究集録を発行しており、これも第八集を数えている。また、教育内容研究部では、「基礎的な学力」「文学」「生活綴方」「部落問題に関する学習」「豊かな情操と表現力」の五つの課題について、校園の実践をまとめた

「同和教育実践資料集」を刊行している。健康問題研究部では、近く「生活とからだの学習――実践と資料」を刊行することになっている。

〈関係機関・団体との連携〉

部落問題の解決と同和教育の推進をはかる上で、運動や行政など関係機関・団体との連携は欠かせない課題であるが、現実には、全国的に見た場合、さまざまなトラブルや問題点も生じている。滋賀県の場合には、教育と運動・行政の三者がそれぞれの独自性・主体性を尊重しながら、共通する課題で連携するという方式が定着してきている。従って、教育現場で、部落問題にかかわる問題事象が生じた場合にも、関係機関・団体との必要な連絡・協議をおこないながら、基本的には教育現場の責任で、教育の課題として受けとめ、解決をはかる原則を守っている。

また、県進路保障推進協議会・解放県民センター、県同和問題研究所など関係機関・団体には県同教から役員を派遣し、共同のとりくみをすすめている。県教育委員会が同和教育推進のためにおこなうさまざまな事業についても、県同教の考え方が反映するよう努力しながら、できる限り積極的に協力をおこなっている。

〈参考資料〉一九八二年度　研究課題

(1) 部落問題の現状を正しくとらえていく課題

部落および部落をとりまく状況の変化とともに同和教育の課題も変化します。「部落の変化」「子どもたちや地域住民の部落問題についての認識状況」を科学的にとらえなければなりません。変化していく状況をそれぞれの地域で具体的につかみ、同和教育の課題をあきらかにする集団的な研究、実践活動にとりくみます。また、部落問題についての歴史的な経過・解決への展望を明らかにする教職員の部落問題学習を推進します。

(2) 同和教育をすすめる教職員集団の形成を図っていく課題

子どもの実態をリアルにつかむことを出発点に、校園の実践上の課題を明らかにし、部落問題や同和教育に関する教職員集団の認識を高めて民主的な討議にもとづく共通理解を図ります。その場合、管理職は、学校ぐるみ・地域ぐるみで組織的・集団的に同和教育が発展するようその役割を果します。また、同和加配教員は、加配制度の趣旨をふまえながら、同和教育の独自的課題の解決を図るためのとりくみをいっそう強めます。

(3) 部落問題についての正しい理解・認識を培っていく課題

「部落問題についての正しい理解・認識を培う」ことを、同和教育の中心的課題に位置づけて研究と実践を深めます。子どもたちの発達の段階や地域の状況をふまえ、生活と関連づけながら「部落問題学習」をつみあげ、観念的な理解としてでなく科学的な認識として培っていきます。社会科教科書の部落問題記述の検討・批判を含め部落問題を正しく教えていくための教材や授業に関する研究を組織的・集団的にすすめます。

(4) 部落問題を学ぶための基礎になる力を育てていく課題

部落問題を学ぶための基礎になる力を育てていくために、同和教育における授業と教材に関する研究を深めひろめます。文学指導をとおして、人間を愛し尊敬し、人間らしく生きようとする願いを伸ばし、その願いを阻むものを許さない心情を育てていく取り組みや、社会科や生活綴方を中心に基本的人権と民主主義の問題を教科と現実認識の両面からきちんとつかませていく指導などを大切にします。また、学年ぐるみ・学校ぐるみの集団的な取り組みを追求します。

(5) 基礎学力の充実を図っていく課題

進路を保障していく上でも、部落問題に対する正しい理解・認識を培っていく上でも、すべての子どもたちに基礎学力をきちんと身につけさせなければなりません。「低学力」問題を克服していくために、どの子にもわかる授業の創造と実践を日常的に追求します。そして、教材（教科書）・指導法・学習集団・評価等についての実践的検討をすすめます。また、生活と学力とのかかわりを重視し、すべての子どもたちの学習意欲をひきだすこととあわせて、学習上困難をかかえている子どもたちの学力補充についても特別の努力をはらいます。

(6) 民主的な人格・集団を形成していく課題

民主的な人格・集団を育てていく営みなくしては、人権を尊重し差別を許さ

ず、これを民主的に解決していく力は育ちません。子どもたちの友情と連帯を深めさせるとともに、人権侵害への相互批判を通して自主的規律を確立していける民主的な集団づくりの取り組みをすすめます。「非行・暴力」問題については、子どもの生活全容をつかむ中で教職員集団の意思一致を図りながら、子どもたちの自治能力をたかめて、その克服にとりくみます。

(7) すこやかな身体と健康を保障していく課題

生活環境の変化や社会のゆがみ、家庭・地域の教育力の低下が、子どもたちのこころだけでなく、からだも大きくむしばみつつある中で、すこやかな身体と健康を保障していく課題はきわめて重要になっています。基本的な生活習慣の確立や生活意欲の向上、たしかな学力の保障ともかかわって、子どもたちのからだや生活の実態を明らかにし、すこやかな身体と健康を保障する取り組みをつよめます。

(8) 基礎から着実に育てていく課題

基礎から着実に育てていく教育、とりわけ就学前教育を充実させていく課題は、同和教育の実践的課題の解決をはかる上で、きわめて重要になってきています。幼児期から人間の尊厳を自覚させるためお互いの人格を尊重し、真理や正義を愛する心、ゆたかな情操や判断力、必要な自己抑制の力などを育てます。子どもたちの発達の筋道を明らかにしながら、保・幼・小の一貫した教育内容の検討をすすめます。

(9) 障害児教育の取り組みをすすめていく課題

同和教育と障害児教育は、それぞれの独自的な教育課題をもちながらも、「基本的人権を尊重し、すべての子どもたちの学習と発達、教育の機会均等を保障していく」という共通的な教育課題をもっています。すべての教育現場において、教職員集団としての正しい障害児観の確立を図るとともに、障害・発達にみあった就学の保障や教育内容の創造・実践に取り組みます。また、障害児の進路保障の取り組みを強めます。

(10) 進路を保障していく課題

部落の子どもたちをはじめ、すべての子どもたちの進路を保障していくことは、同和教育の重要な実践的課題です。仲間とともに主体的に進路を切り開く力をつけることを取り組みの基本におきます。どの子も自分の志望する高校に進学し、卒業することを目指して、制度改善についての検討もすすめながら、学力の保障と中退・留年を出さない取り組みをすすめます。就職の保障については、一切の就職差別を撤廃させる取り組みを関係機関・団体と提携しながらいっそう強めます。

(11) 親や地域と連携して同和教育をすすめていく課題

今日における教育上の課題を解決し、親のねがいや地域の期待にこたえた同和教育を推進していくために、父母や地域の関係機関・団体との提携を強め地域の教育集団の形成をめざします。また、その取り組みを通して、家庭・地域における教育力の向上を図るとともに、学校教育と社会教育の独自の役割を明らかにしながらＰＴＡ活動をはじめ社会教育分野における同和教育の推進についても力を尽します。

三重県同和教育研究協議会

一、結成時のいきさつ

三重における解放運動の歴史は長い。

一九二二年三月三日の全国水平社創立後、四月二一日に三重県水平社が創立された。

三重県水平社では小作農民組合をつくり、労働者、農民との連携をはかりながら、部落解放に向けて闘いを組んでいった。その後、労働農民党が結成され、農民組合・労働組合・水平社もこれに参加し、県下各地において差別糾弾闘争を拡大し、権力者側に厳しくせまってきたという、解放運動の歴史をもっている。

一九五二年、四日市市で差別事件がおこったことから、民主主義の時代となって、これでは真の民主主義の教育とは程遠いとして、四日市市に同和教育研究会が組織された。この動きが引き金となって、県下の同和教育をすすめようという同志や、部落解放委員会三重県支部が県教育委員会との接触の結果、一九五三年七月二一日、県教育委員会主催による同和教育研究大会が開催された。

この大会において、県内諸団体による三重県同和教育研究団体の結成が提案され、満場一致で可決された。これをうけ、同年十二月十日、津市において、「三重県同和教育研究会結成総会」が開催され、会長に上田音市氏（当時、部落解放委員会三重支部長・全国部落解放委員会書記長・現三同教委員長）を選出し、事務局を県教育委員会社会教育課に置いた。このように、三重県同和教育研究会の発足は、全同教の発足と同時であった。

しかし、それ以前にも県内の大きな同和地区をもつ学校では、同和地区の生活実態に目を向けて、学校教育の課題としてとりあげ、学力補充（桑名市）、夜間学校開設（上野市）などの取り組みも積極的におこなわれている。

その後一九五四年には、部落問題研究所が部落の実態調査（上野市）を実施したり、県教委の研究校が指定されたりして、同和教育研究活動が推進されている。しかしそれは、県内の特定の地域や学校である上、当時、「同和教育」は、教師にも地域にもなじまない教育という感があり、実践上でも相当な困難さがあったことは事実である。

そのような困難点を克服する一手段として考えられた特別な措置が、加配教員の制度であり、一九六二年に、生活指導という名目で九名を同和地区の多い学校に配置している。

また一方、三重県同和教育研究会は、生活指導教員の研究会を組織したり、当面する具体的な問題を県教育委員会に提起する活動をすすめてきた。

これと併わせて、県内各地域での同和教育研究実践も、次第に輪を広げ、多くの市町村で研究会が組織されるようになった。三重県同和教育研究会では、そのような経緯を辿る中で、一九六七年、同和教育研究会という単一な組織から、各地の同和教育研究組織の協議体として三重県同和教育研究協議会を結成し、全県的広がりをめざしてきた。

年　表

年次	三重県同教関係	県内、市町村同研、その他
一九五二		・四日市市同和教育研究会結成
五三	・三重県同和教育研究会結成、事務局を県教育委員会内に置く	
六四	・第十六回全同教大会が伊勢市で開催される	
六五	・事務局、津市立東橋内中学校から三重県厚生会内（久居町）に移転する	・松阪市同和教育研究会結成 ・津市で敬和地区越境入学解消のとりくみ始まる
六六	・三重県同和教育研修会開催	・同対審答申完全実施要求集会が開かれる（津市、上野市）
六七	・三重県同和教育研究協議会第一回総会（厚生会） ・第一回三重県同和教育研究大会（松阪第二小） ・会報「県同協」創刊 ・三重県同教副委員長桑原拙夫氏全同教副委員長に選出される	・大安町同和対策委員会教育対策部会結成 ・嬉野町同和教育研究会結成
六八	・研究紀要1「差別と進路保障」創刊 ・進路保障協議会を組織し、中卒者の追跡調査にとりくむ	

	・第二十回全同教大会が伊勢市で開催される		
六九			
七〇	・三重県教職員組合、部落解放同盟三重県連合会、三重県同教で、同和教育推進要求三重県共闘会議結成	・県立盲学校差別事件おこる ・三重県同和保育研究協議会結成	
七一	・第一回同和教育推進教員夏期合宿研修会開催 ・社会科教科書部落問題記述検討研究にとりくむ ・事務局、三重県社会福祉会館（津市）に移転	・津市同和教育研究会結成	
七二	・社会科教科書研究委員会組織、教科書記述の検討をする ・就職共闘西日本連絡会結成	・伊勢市同和教育研究会、伊賀町同和教育研究会、白山町同和教育研究協議会結成	
七三		・一志郡同和教育研究連絡協議会結成 ・美杉村同和教育研究会結成 ・津市で呉服店主の差別発言事件おこる ・第三相互銀行の就職差別事件おこる	
七四	・三年継続進路追跡調査を厚生会と共同で実施	・久居市同和教育研究協議会、一志町同和教育研究会結成	
七五	・機関誌「三重の同和教育」創刊 ・三重県就職差別反対共闘会議結成		
七六	・高校生就職選考実態調査、高等学校進路指導協議会と共同で実施	・三雲村同和教育研究会、青山町同和教育推進協議会結成	
七七			
七八		・鈴鹿市同和教育推進協議会結成	
七九	・高等学校教科書「日本史」の部落問題の記述について問題点を訂正させる。	・国立津病院看護学校入学願書適正化にとりくむ	
	・事務局、三重市町村会館（津市）に移転		
八〇	・地区出身高校生の就職追跡調査を県教育委員会、高等学校進路指導協議会と共同で始める	・県教育委員会「同和加配教員配当基準」作成 ・名張市同和教育協議会、磯部町同和教育研究会結成	
八一	・第十五回三重同和教育研究大会、「高校教育」分科会を廃して十五分科会となる ・地区出身高校生の就職追跡調査に過年度分を加える ・第三十三回全同教大会が伊勢市を中心に開催される ・事務局、本多ビル（津市）に移転		
八二	・事務局、三重県教育文化会館（津市）に移転	・桑名同和教育研究推進協議会、上野市同和教育研究協議会結成	

二、活動方針（第十六回研究大会基調提案より）

(一)「部落差別の現実に深く学ぶ」とは

「民主教育」の名においてさえ切り捨てられてきた部落の子ども達は、差別と闘い生き抜いてきた親の生きざまに学びながら、自らも人間としての暖かさを身につけ、被差別の側にいる他の子ども達と共に、その「痛み」を共有し、たくましく生きていこうとしている。

ところが、今もなお、そういう子ども達のおもいにふれることなく、問題行動の責任を親や子どもにだけ向け、「困った子」という捉え方をしてしまう現実が見うけられる。

このことは、口先きだけでスローガン的に「みんな仲よくしましょう」といった建前の指導にとどまってしまい、子ども達一人ひとりの本音が引き出される集団づくりにまで高められない原因の一つでもある。

また、部落問題を社会科の歴史指導における知識の獲得のみに矮小化してしまい、自分達の生活と結びつけることなく取り扱ったり、一定の期間、例えば

人権週間に映画や講演会などをもつといった行事の消化で同和教育を終えてしまっている状況もまだ残されている。

こういった中では、部落の子ども達は、自分のおもいが出せずに下を向いたり、顔をそむけたりして、我が部落や親を誇れなくなる。一方、部落外の子はどうかと言えば、知らん顔をして部落問題を自分のこととして捉えずに、建前だけの「差別はいけない」というところにとどまってしまう。そして、共に手を結び合わなければならない部落の子と部落外の子が、ますます切り離されていくということも起こりうる。

もちろん、こういった現状に加えて、今日の社会体制に起因するところの能力主義をもととした輪切りによる受験体制が、子どもを分断させ、強い者の弱い者に対する差別を生み出すにとどまらず、被差別の子ども同士をも憎み合わせている。

そこで、まず私たちは、最も重い生活を背負わされている子どもの実態を知ることから始めなければならない。子どもの実態を明らかにするということは、単にその子どもを個人的に理解するだけでなく、その子どもをとりまく社会的条件を明らかにすることである。つまり、部落の子においていえば、部落差別の渦の中の子どもを、正しく捉えることである。

そのためには、何度も何度も部落へ足を運ばなければならない。同和教育の先駆者達は、どんなに厳しくしんどいおもいをしている時でも、部落へ足を向け、たった一人からでも目の前にいる子ども達に寄り添い続けてきた。

その中では、「部落の子は学力が劣っているから、引きあげてやるんだ」とか、「基本的生活習慣が乱れているから、しつけをきちんとさせなくては」とかいった啓蒙主義的な教育や、「部落の人はかわいそうだ」といった同情からの脱却をはかる営みがなされてきた。

私たちは、今こそ、「部落差別の現実に深く学ぶ」という同和教育の原点にかえらなければならない。

(二) 教育内容を創造するにあたって

最近、学級や学校、地域において、子ども達は差別と選別の教育により人と人のつながりを断ち切られて心を閉ざしたり、また、仲間をいじめることに喜びを感じていたり、いわゆる「非行」という形で荒れてみたりする傾向が強くなっている。そういう子どもの奥深いところにふれることなく、現象のみで判断し管理と調教の枠組みに閉じ込め、いっそう追いつめ、子ども達を苦しめている現状もみうけられる。

私達は、同和教育実践の中味を、最もしんどい状況に置かれている一人の被差別の子どもの変容というところで捉え、その子の生育史を見つめる中で子どもへの見方を変えて、その子の持つ深い苦悩・課題を明らかにしていくところに、問わなければならない。

そのことは、教師側においていえば、教育にかかわる既成の概念から脱け出すことである。つまり、教師のやり方に生徒を合わさせるということでなく、学級の中でいちばんしんどいおもいを持つ子ども、疎外された子どもを軸にして、その子の生き方にかかわって教師自らの生き方を変えていくことである。

さらに言えば、今まで学校教育の中で切り捨てられてきた子ども達を学校の中心に据え、この子達の居場所を集団づくりの中で、授業の中で、進路の中でかけがえのない存在として位置づける営みを不断に続けることである。

一方、子どもの側から言えば、隣りに坐っている子の気持ちがわかるような子ども同士の結び目がつくられることである。つまり、最も重い生活背景を持った子どもが、自分の悩みや苦しみを綴り、それを語りきることにより、その子をとりまく周りのしんどい子が変わり、さらにその周りの子どもが変わっていく。そういう集団づくりを通して、被差別の立場にある子を自立させ、同時に、その子をとりまくより多くの子どもを変革させ、人間解放に向けての運動の輪を広げさせていかなければならない。

このような人権を核に据えた集団づくりが、部落問題と結びついたとき、部落解放のにない手としての子どもが育つのである。

そして、部落の子は、部落差別の中で生き抜いてきた親の生きざまから学ぶ中で、暮らしを見なおし、自らの社会的立場を自覚し、進路を切り拓いて、生きていこうとする力をつけていく。

㈢ 「社会教育」にかかわって

従来から「社会教育をもっと重視すべきである」という指摘がなされてきた。しかしながら、各市町村同研が主として学校教育の現場教師を中心として組織されているだけに、社会教育では、部落問題に対する問題意識が希薄な状況もみられる。

また、社会同和教育とは何か。あるいは社会同和教育の置かれている現実の厳しさ、実践の困難性などを深く追求しないまま、教師側の枠組みで判断するといった弱さがある。

しかし一方、部落解放運動の支えの中で部落出身の青年や同和教育をすすめてきた教師が、社会教育現場に職を得るなど一定の広がりもみられるようにはなってきた。

ところが、まだまだ学校教育とは異なって、辞令一本で職場を去らなければならないという人材構成面での問題点がある。こうした弱さと相まみえるように、各地で差別事件が続発している。「部落地名総鑑」は、その代表的なもので、これも氷山の一角であろう。また、いわゆる「ねたみ差別」意識も国民の多くの中に広がっている。

私たちは、こうしたことから、社会教育についても、学校教育とつながる道筋と同じように、人間解放をめざして重視していく必要がある。

そこで、

(1)次代の部落解放をになう子ども達を、地域の暮らしや文化を見つめさせる中で、どのように育てていくか。

(2)部落大衆が、自己を人間として解放し、差別を見抜き、一切の差別と闘う力と展望を獲得する取り組みをどうするか。

(3)啓発活動を通じて、すべての市民の意識変革にまで迫り得る部落問題学習をどう展開するか。

(4)部落大衆の要求を正しく受けとめ、同和教育推進体制をどのように組織するか。

といった課題を具体的に明らかにしていかなければならない。

㈣ 同和教育運動の広がりをめざして

三同教組織も年々拡大している。また、同和教育の研究会が各地で盛大に開かれるようになった。

そして、学校教育・社会教育の中での啓発活動も進み、多くの人々は、「差別はいけない。」「人間はみな平等だ。」などと建前では言うようになっている。しかし、本音の部分になると「やっぱり部落の人は。」とか「部落ばかりよくなって、わしらの方が差別されとる。」とかいったような差別意識むき出しの発言が飛び出し、各地で差別事件が後をたたない。

こういった中では、教育内容の創造と共に、運動として同和教育をどうすすめるかといった点が、特に重要な課題である。

そのためには、

(1)各市町村同研の中に、保・幼・小・中・高と地域の人々が位置づけられ、義務教育の教師だけの組織にとどまってしまわないようにしていく。

(2)同和教育を地域ぐるみというように、部落を中心として、取り巻く地域も含めて、地域の教育力を高めるために、市民・労働者を組織していく。

(3)「人権草の根運動」といった形での運動を盛り上げ、「差別のない町づくり」をめざして、住民自治の思想に基づいた差別撤廃運動を展開していく。

(4)県下で未組織の市町村などを、三同教に結集させ、部落解放の課題を名実共に国民的課題としていくために、労組・マスコミ・企業・学者・文化人などにも働きかけ、部落差別を許さない世論を広げ研究推進・運動をすすめていく。

ことが大切である。

三、活動状況

研究課題・活動計画は、年度当初の総会において決定する。その具体化は、幹事会で検討し、委員会で確定して推進している。

おもな活動は左記のとおりである。

㈠ 三重県同和教育研究大会

一九八二年度で、十六回目を数え、県下各地域をもちまわり、大会開催によ

ってその地域での運動推進をはげましている。「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」をテーマに全体会（半日）十五分科会（一日）で実施している。大会参加者は、十三回大会（一九七九年）以降、二、〇〇〇名をこえるものになっている。

㈡ 研究会・研修会

1、課題別研究会

一九八二年度の場合、「部落問題学習」「健康」「社会教育」と課題別に、レポート報告を中心に一日をとって行う。参加者はいづれの場合も三〇〇名をこえている。

2、小中高同和教育推進教員研修会（一日）

3、夏期同和教育研修講座

㈢ 調査研究活動

1、進路実態調査及び追跡調査

追跡調査は、一九八〇年度より始めた。高卒部落出身生徒の就職後の実態を把握し、進路保障に取り組む同和教育の課題を明らかにしている。

2、就職選考実態調査

3、その他

㈣ 出 版

三重県同教が出版・発行しているものは三点ある。一つは、機関誌『三重の同和教育』（平均八ページ）で、一九七五年五月二五日第一号が発行され、現在（一九八三年二月二五日）第八四号にいたっている。主な掲載内容は、三重を中心に他府県の実践紹介、資料（各種統計、新聞記事等）である。購読部数は一八八〇部。対象は、学校・社会教育関係団体、大衆団体、個人等である。

二つには、『同和教育を深めるために』（平均五二ページ）という冊子で、毎年県同教が主催して開く夏期講座の講演集録集である。現在まで第六集が出版されている。

三つは、『大会報告集』（平均一〇六ページ）で、現在までに第一六集が出版されている。

長野県同和教育推進協議会

全国同和教育研究協議会に加盟している三〇団体のうち、「推進」協議会を名のるものは本会だけであり、他の都府県同和教育研究協議会とはやや異なった実体をもっている。それは、本会が、長野県内の同和教育史に果たした三〇数年の歴史の推移の中に明らかに見ることができる。

一、歴史

本会は、一九八三年度に創立二〇周年を迎えるが、実際には、創立に至る二〇年近い前史があり、結成時のいきさつも、その中に伺い知ることができる。

㈠ 前史

1、長野県同和教育連絡会議の発足

戦後間もない一九四七年（昭和二二年、以下昭和を略す）、部落解放全国委員会長野県連合会（現部落解放同盟長野県連合会の前身）が結成された。新憲法が施行され、世は民主主義の叫びに溢れていたが、新しい権利意識の目覚めと、被差別部落の低位性や県民一般の持つ差別意識・偏見等により、年々多くの差別事件が発生した。一九四九年（二四年）、小学校児童による「味噌汁給食事件」が起こり、教育界に大きな波紋を投げかけるや、運動体の働きかけによって、時の県知事が解決に乗り出す契機となった。その後も、学校現場に差別事件が

続発し、県・県教委は一九五一年（二六年）、『開け行く日本』という啓発冊子を発行した。一九五二年（二七年）には長野県部落解放審議会を条例によって設置し、また『同和教育のために』（案）という指導要領を市町村や小・中・高校に配布した。

このような動きの中で、次第に同和教育の必要性が認識され、県・県教委、部落解放同盟県連の三者による長野県同和教育連絡会議が発足して、情報交換や対策協議に当たるようになった。

これが本会の胚芽である。

2、長野県同和教育研究協議会の創立とその発展

一方、一九五〇年（二五年）ごろから、部落の実態調査に基づく同和教育の動きが起こってきた。

県教職員組合の教育研究集会に同和教育の分科会が設けられ、県教委社会教育課も社会同和教育の地域指定研究に着手した。上田松尾高校、慶応大学の部落研も活動を始めた。部落解放同盟県連合会は、県に奨学金の創設を認めさせた。まさに一九五六年（三一年）は同和教育の急速な高まりが見られた年である。これに対応して、長野県同和教育連絡会議は発展的に解消し、県・県教委、信濃教育会、県教職員組合、県高等学校教職員組合、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長会、県連合青年団、信州大学部落研、部落解放同盟県連合会の十一団体による長野県同和教育研究協議会が創立された。教育、運動、行政三者の協議体である今日の本会の原形がここに生誕した。

その後、朝日新聞などマス・コミ界が部落問題を取り上げ、その早期解決が国民的な重要課題であるという認識がいっそう高まると、県連合婦人会、県ＰＴＡ連合会、県公民館運営協議会も取り組みを始め、折しも起こった勤評反対闘争の波と重なって、反差別の大きなうねりが盛り上がった。

しかし、現実には、解放への教育の不徹底の犠牲となって、自殺を余儀なくされる者も後を絶たなかった。特に結婚と部落差別の矛盾に若い命を絶つ事件は、心ある人々の胸を痛めた。もっと教育に、啓発に、力を入れねばならない。そのためには、県内のより多くの団体を組織化し、同和教育をより強力に推進することが急務である、という認識がなされるようになった。

㈡　長野県同和教育推進協議会の創立

一九六四年（三九年）四月二〇日、長野市の県社会会館に関係団体の代表十七名が集まり、長野県同和教育推進協議会が発足した。関係団体とは、県・厚生課、学事課、県教委・社会教育課、教学指導課、義務教育課、高校教育課、信濃教育会、県教職員組合、県高等学校教職員組合、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長会、県ＰＴＡ連合会、県市町村教育委員会連絡協議会、県市町村部落解放審議会連絡協議会、県社会福祉協議会、部落解放同盟県連合会、県連合婦人会、県連合青年団、県公民館運営協議会の、六課、十四団体である。役職員として、会長には信濃教育会、副会長に県教職員組合、部落解放同盟県連合会、県連合婦人会の各代表が選ばれ、事務局長は部落解放同盟県連書記長が兼務した。

当初予算は六十一万円で、うち県費補助が五十万円であった。

当時を述懐して、初代会長は、「どこへ行っても冷めたくあしらわれ、暗がりの寒々した中で、使命感に燃えた同志的結合が遂に実を結んだ。」と言っている。本会の生みの親は、部落解放同盟県連と有志教職員団体であり、県・県教委が人的・財政的にこれをバックアップする形で密接に結びついていた。

これが本会二〇年の基本性格である。

本会の目的は、「長野県下における同和教育のための調査、研究、実践を通して、差別を撤廃し、人権尊重の実をあげること」であり、被差別部落の実態調査と研究、講習会の開催、機関誌の発行を主たる事業とした。差別事件が頻発しているにもかかわらず、地域や関係団体において処理され、他へ広がらないという傾向があり、なんとか県内広く事実を知らせ、関心を高めると共に、参加団体の拡大と参加団体自身の理解を深め、積極的な意欲を喚起する現実的必要に立脚したものであり、同時に、部落解放同盟県連も啓発・教育・情宣の機能を必要としていた。このような事情が生誕の土壌であったと言える。

㈢　長野県同和教育推進協議会の変遷

創立後約十年間の本会は、時代のすう勢、特に同和対策事業特別措置法の施

行を背景に、関係者の努力によって飛躍的な発展を遂げる。

一九六五年（四〇年）には、第一回長野県同和教育研究会が高山村山田温泉で開かれた。これは、以後一八回を数え、「山田の研究会」として親しまれ、本会の目玉事業となる。特に、ここで取り上げられた被差別者と事務局長との対談は、参加者の肺腑をえぐる訴えとして受け止められ、同和問題への真剣な取り組みを促した。また本会が行った種々の研究報告は、現場の同和教育従事者に具体的な方向性と内容を示唆することができ、同和教育への情熱と方法を育てる上で、計り知れない影響を及ぼしてきている。

研究委員会、調査委員会などの活動も年々充実し、『同和教育をすすめるために』『同和教育の在り方を求めて』などの報告書に結実している。

一九七三年（四八年）、本会の創立十周年記念行事が盛大に挙行された。この前後から現在に至る約十年間は、社会情勢に新しい動きが起こり、本会事業が継続的に発展した反面、幾つかの矛盾も現れてきている。

まず構成団体は、県校長教頭組合、県私立学校教職員組合連合、信州大学教職員組合連合会、県短期大学教職員組合、県私立幼稚園協会、県保育園連盟、県高等学校ＰＴＡ協議会、県私学教育振興協会、県青少年家庭課が加わり、県・県教委にも一九七三年（四八年）同和対策課、一九七四年（四九年）同和教育課が置かれ、厚生課に代わって加入する。二十二団体、八課の強力な組織となり、一九七四年（四九年）、事務局長が専任となって、事業は一段と活発化する。

一九七三年（四八年）、中学校社会科副読本として『あけぼの』～人間に光あれ～を発行し、逐年県内に普及する。これは、学校や社会教育関係者に久しく渇望されていた、長野県の地域性に根ざした教材であったため、画期的な教材と高く評価され、県から三分の二、市町村から三分の一の補助により、県内の全中学生に一冊ずつ無償配布されて、主として中学校の同和教育の拠り所となってきている。

また『あけぼの』の効果的利用のために、スライドとＴ・Ｐも続刊された。

小学生向けには、高学年用、中学年用の『あけぼの』が発行され、現在低学年用を編集中で、一九八三年三月には刊行の運びとなる予定である。保育園・幼稚園向け資料も、基礎研究段階を終え、一九八三年度末刊行を目指して絵本の編集作業が続けられている。

啓発教材として特筆すべきものに映画がある。第一作『信濃の夜明け』を制作して以来、本年度の『若い旅だち』まで、九本の映画を企画・制作し、市町村やＰＴＡ、企業などの研修や学校の授業に活用されている。

調査活動としては、被差別部落の児童・生徒の実態を調べた『同和教育白書』を二回、県内の被差別部落の歴史、民俗、生活、文化を調べた『長野県の被差別部落の歴史と民俗』『荒堀地区の民俗と生活』を刊行し、専門家からも高い評価を得ている。

研究活動としては、『同和教育の在り方を求めて』を第六集までと、『保育園・幼稚園における同和教育のあり方を求めて』を刊行した。

研修会は、一九七二年（四七年）に企業同和教育、中南信地区同和教育を語る会を始め、一九七六年（五一年）夏季信州人間大学、一九七七年（五二年）長野県同和教育研究大会を発足させた。一九七五年（五〇年）全同教に加盟し、翌年からは報告者を派遣するようになった。

この間、児童文学者の柴田道子氏や朝日新聞の若宮啓文記者による県内被差別部落の取材活動が行われ、その成果は『被差別部落の伝承と生活』（三一書房）『ルポ・現代の被差別部落』（朝日新聞社）に結晶し、全国的に評価を得ると共に、柴田道子氏の遺族と朝日新聞社から贈られた印税を基金に、柴田道子部落解放文学賞と朝日基金資料室をそれぞれ創設することができた。

このように事業活動が活発化し、「県同教推協」の名は県内広く親しまれるようになり、構成団体も一九八二年（五七年）には二十四となった。また、県・県教委八課はオブザーバーとして参加することになった。

二、組織と運営

(一) 組織

本会規約によると、本会は、前述した目的に賛同する二十四団体とオブザーバーの県・県教委八課で組織しており、単なる連絡協議体や研究会の実行委員会的性格とは異なり、事業を行う協議体であるところに特色をもっている。

加入単位は、県的規模と内容をもつ団体であり、個人加入ではない。現在、教育・運動・行政の三分野から加入しているが、主義・主張の異なる諸団体、或いは行政機関と民間団体が、共通目的のために結集して推進協議体を形成している点に特徴がある。

各構成団体は委員一名を選出し、負担金を拠出している。

他都府県同教の中には、教育団体のみのもの、教委主導型のもの、個人加入のものなど多様な組織形態をもつものがあるようであるが、本会は、本県の歴史の上に先駆的役割を果たすべく、このような独自性を厳守してきている。

(二) 運営

本会の決議は、各構成団体から選出される委員及び県・県教委八課のオブザーバーが構成する委員会で行われ、全会一致の原則に立って、今まで多数決をとったことがない。

執行機関は、会長一、副会長三、及び常任委員で構成する常任委員会で、その選出母体は例年踏襲されているのが現状である。会長は信濃教育会、副会長は県教職員組合、県部落解放審議会連絡協議会、県連合婦人会から選任されている。監事は、県中学校長会と県市町村教育委員会連絡協議会から選任されている。

事務局は、事務局長一と事務局員若干名となっているが、現在、専任の事務局長と常勤職員四、臨時職員一、それに県教委から研修出張の形で二名の同和教育推進教員が派遣されて、業務に当たっている。

本会経費は、本年度約五千四百万円で、うち県の補助金が六三パーセント、映画と『あけぼの』版権料が三〇パーセント、構成団体の負担金は一、二パーセント、その他である。

三、事業及び発行資料

本会規約では、事業を、1調査、2研究、3講習会の開催、4機関誌の発行、5その他、と定めている。本年度の概要は次の通り。

1、調査

(1) 被差別部落の歴史と民俗調査

三か年計画で小諸市の調査を行い、『荒堀地区の民俗と生活』を刊行したのに続き、長野市松代地区の調査に入っている。指導を亀山慶一先生（桐朋学園大学）、宮本袈裟雄先生（筑波大学）にお願いし、委員は小・中・高の教師に委嘱している。

(2) 同和教育白書の作成

二年計画で十名の委員によって行い、昨年度末報告書にまとめた。県内被差別部落の児童・生徒の学力、進路状況、学習環境など教育にかかわる実態を八項目について調べた。特に当該児童・生徒の長所や「同対法」施行以後の改善点に積極的に目を向けている。

2、研究

(1) 第六回長野県同和教育研究大会

構成団体の日頃の現場における実践研究成果を持ち寄り、研究討議して問題点を究明し、同和教育のいっそうの充実と推進を期する趣旨で、各構成団体一～二の報告書を提出して、約四百名の参加者が十分科会・十四分散会に分かれて研究協議をした。分科会の構成は、全同教に準じており、ここで発表された報告書のうち五報告書を全同教第三四回研究大会に推薦し、参加経費の二分の一を補助した。

(2) 『あけぼの』の研究

中学生用の学習資料『あけぼの』～人間に光あれ～、同『資料編』、スライド、T・P等にかかわる問題点を検討し、実証、修正、改訂を含む総合的研究を行っているが、今年までの二年計画で特にT・Pについて深めた。この間『あけぼの』の創刊当初からの社会情勢の変化や部落史研究の最近の成果、新法の成立による今後の展望を勘案して、改訂を予想した特別委員会を発足させ、研究を継続中である。

(3) 『あけぼの』小学生向けの作成と研究

既刊の中・高学年向けについては、活用上の問題点を探り、活用法、内容の改善、修正を含む総合研究を二年計画で行っている。

低学年向けのテキストは今年検討本について実証し、年度末に発行を予定し

ている。

(4) 同和保育の研究と資料作成

調査、研究を通し、同和保育の問題点を明らかにし、具体的なあり方を求めるために、二年間の調査、実践記録、試案をまとめて、昨年度末『保育園・幼稚園における同和教育のあり方を求めて』を刊行した。

また、二年計画で、幼児向けの同和教育資料の作成を目ざして、目下基礎研究を終え、資料の収集、作品の執筆にかかっている。来年度末には絵本を完成する予定である。

3、研修

(1) 第十一回企業同和教育研究会

公私企業、団体の労使が、部落差別撤廃を志向し、共通の認識に立ち、差別のない明るい職場の実現を図るために、一泊二日の日程で、県内約百五十人の参加を得て開催した。映画、実践報告と分科会による研究協議を行った。

(2) 第七回夏季信州人間大学

部落解放にかかわる問題を、人間あるいは人間生活とのかかわりにおいてとらえ、広い見地から専門的な講座を設け、指導者層の資質向上を図るために、今年度は「宗教と部落解放」をテーマに、一泊二日で四講座を設けた。約二百人が受講した。講師は広く全国的に名を知られる学識者に依頼した。

(3) 第十八回長野県同和教育研究会

本会が実施した調査、研究の報告、また被差別者からの体験を聞いて、部落差別の実態や生きざまを実感として受けとめ、当面する課題を分科会で研究討議するという趣旨で、一泊二日、約二百二十名が参加して行われた。今年の対談は、部落の青年と結婚したために親子親族との交際を拒否されている一主婦の粘り強い生き方と、子どもの頃のやられっぱなしの体験を基に解放運動にとび込み、今は牧畜業を成功させている一老人の率直な話が満場を圧し、分科会では、同和保育や地域の教材化などが取り上げられた。

4、啓発

現場の要請に応じ、本会から講師や助言者を派遣したり、来訪者の相談にのっている。

5、出版

(1) 機関誌『同和教育長野』

月刊でB5判、平均十二ページ。二万三千五百部を発刊している。一九八三年三月号が第一九〇号になる。本会の記録を柱に、座談会などの特集、構成団体の活動、学校だより、市町村めぐり、行事、研究、作品、論説などをもりこんでいる。

(2) 『あけぼの』

中学生向け三万五千部、小学生高学年向け三万四千部、同中学年向け三万五千部を発行し、『あけぼの・資料編』や各学年用の『指導の手びき』も発行している。

6、映画制作

十六ミリ、カラー、四十分ものを既に八作制作し、現在第九作『若い旅だち』を企画し、東映教育映画部に依頼して制作中である。

7、第六回柴田道子部落解放文学賞

柴田道子氏の遺志を生かすために、県内の小中高生や有職少年から作品を募集し、入選作品に賞状と記念品を贈っている。今年は小中高合わせて七十七編の応募があり、四編が入選した。

8、朝日基金資料室

被差別者（古老や活動家）の録音テープ、文書、写真、実践報告書、図書を収集し、現在三か年計画で被差別者の古老の録音テープを文章化する作業を進めている。

四、展望と課題

(一) 性格・組織上の問題

行政改革による補助金の削減、新法の成立、構成団体の増加と多様化など、本会をめぐる情況は複雑さを増し、本会の性格、組織、運営、事業、財源の全体にわたって、根本から見直す必要が生じ、「本会あり方研究委員会」を設けて検討している。

(二)、事業活動の問題

本会が果たした先駆的役割は大きいといえるが、運動体や行政の行う事業活動とダブる面もみられるようになってきている。本会の多くの事業のうち、ぜひとも継続すべきものと、そうでないものを見分ける一方、構成団体の取り組みの強化策など、新たに模索すべき分野も残っている。

埼玉県同和教育研究協議会

埼同教十年の歩み

埼同教は、ことしで結成後満一〇年となった。そこで、先進諸府県に学びながら取りくんできた一〇年の歩みの概略を報告する。

埼玉解放研の発足

一九七二年一一月五日、埼同教の母体となった埼玉県部落解放研究会（埼玉解放研）が発足した。そのきっかけは、「狭山」の地元県として、差別の現実に根ざした活動をめざすということで、部落解放同盟の働きかけによって実現したものである。

会員は、教員・学生・労働者等約二〇〇名で構成され、初代会長に川向秀武氏、顧問に埼玉県知事畑和氏及び部落解放同盟埼玉県連合会執行委員長野本武一氏が就任した。

埼玉解放研発足の背景として、同和教育をめぐるさまざまな問題が露呈していた。各学校に同和教育主任が置かれ、指導計画等、形だけは整えられていたものの、全く内容の伴わないものが多かった。たまたま取りくまれていても、人間関係や学力向上を中心とした、いわゆる〝部ぬき差ぬき〟の同和教育でしかなかった。こうした中で、県内各地、とりわけ高校における差別事件が続出し表面化した。（現在でも数こそ減少してはいるものの、本質的には変わっていない。）

埼玉解放研は、四つの専門部会（解放教育部会・労働者部会・狭山部会・歴史部会）で構成された。この中の解放教育部会が後の埼同教へと発展していった。

狭山のとりくみ

一九六三年五月一日狭山市で起った女子高校生誘拐殺人事件（狭山事件）で、その犯人として逮捕された石川一雄さんの生きざまは、私たちに限りない教育課題をつきつけている。石川さんの逮捕が、部落差別にもとづく予断と偏見によるものであることを、私たちは、私たち自身と、全国のなかまとの数多い現調を通して明らかにしてきた。第二審における新しい事実の数々には、誰もが無罪を信じ、各地で「公正な裁判を要請する決議」や「無罪を要請する決議」、そして判決前日の一九七四年一〇月三〇日には、機関誌を通して「無罪判決以外あり得ない」と断じている団体すらあった。ところが、期待に反して「無期懲役」という政治的とも見られる判決が出て以来、「狭山」をタブー視する傾向も一部に出てきた。

確かに、教育の現場に携わる者として、裁判批判をすることは慎しまねばならないと思う。しかし、私たちは、数多くの現調を通して、石川さんを有罪とするにはあまりにも矛盾が多いことを見きわめ、無罪を確信している。だが、裁判云々は別として、石川さんの生きざまは教育の本質を示しているとともに、

部落の子どもや、「底辺」にあえいでいる子どもたちに、限りない勇気と希望を与えてくれている。私たちは、その教育課題を追求するため、「狭山問題の本質をとらえ、自らの課題として同和教育を確立しよう」を研究集会のサブテーマとして、そして日常の中心的課題として取りくんできた。

差別の現実にふれ、めざめていく

埼玉解放研が発足した翌年、一九七三年四月から七月にかけて部落解放同盟と共闘して「第一回調理師資格取得学級」が県下で一ヶ所開設された。この学級の目的は部落の人たちの仕事保障をめざすものであるが、中には識字の必要のある人も含まれており、やがては〝識字学級の開設〟へとつながっていった（この後、同じく仕事保障の一環として「造園師学級」のとりくみが行なわれた）。〝ことば〟でなくほんとうの意味で〝差別の現実に深く学ぶ〟ことができたのは、この調理師学級の取りくみの中であった。

この調理師学級は毎年県内の三～七ヶ所で取りくみが続けられているが、学級に参加してくる人たちの被差別体験や現実の差別に具体的にふれることになって、私たちは目ざめていった。また、学級生たちも解放への意欲に目ざめていったのである。学級生たちの中には、血のにじむような思いで手にした資格を生かして開業した者もいるが、資格は生かせなくても、解放へ目ざめたことの方を喜ぶ人が多く、解放運動の活動家として育っていった。なお、私たち埼同教の会員の中からも活動家として育ってきた者が多い。

一九八〇年から一九八一年にかけて、「危険物取扱資格免許」取得学級も調理師学級と同様に開設された。

鈴木家文書研究会の発足

一九七三年七月には『東日本に解放教育を――第一集』を埼玉初の実践報告として発行し問題提起をした（第二集は七四年七月発行）。

一九七三年八月には「埼玉県解放奨学生集会」に参加し、高校・大学の解放奨学生とのつながりも生まれてきた。この頃から、県下各地に地域研究会の組織づくりが進められはじめた。

こうしたなかで、吉見町の鈴木氏宅から発見された江戸時代の〝古文書〟を研究するために「鈴木家文書研究会」が一九七四年二月二日に発足した。研究会の発足に際して、大阪の解放研究所を訪れ、奥田家文書を編集された盛田嘉徳氏などから研究方法を学び、資料刊行をめざして研究会を継続的にもっていった。結果は、一九七七年三月三一日『鈴木家文書』第一巻を発刊、以後七九年までに第五巻（完）までを発刊した。（この文書は、弾左衛門支配下における部落の生活を物語る東日本における最もまとまった文書である。）

内容の一部を物語風にまとめた『護摩札騒動』（西部同教）、そして、教材資料として活用するため、資料の一部を抜粋して解説した『鈴木家文書解説』を発刊した。

なお、このほかに『埼玉県水平運動史年表㈠』（川向秀武・本田豊著）『埼玉県水平運動史年表㈡』（本田豊著）『勇どんの日記――差別に苦闘した青春時代――』（解放文学賞入選・清水勇著・大里解放研）なども発刊されてきた。

鈴木家文書の研究を契機にして、古文書・碑文の研究、解放運動活動家からの聞きとり等を通して、地元の歴史の掘りおこしと研究が活発になった。

全同教への加盟

先にも述べたように、埼玉解放研の一専門部会である解放教育部会が中心となって、埼玉県同和教育研究協議会（埼同教）が組織された。そして全同教への加盟を申請したところ、一九七三年十一月三〇日に奈良で開催された全同教委員会において加盟が認められた。この全同教への加盟によって、先進の各府県市同教から多くのものを直接学びとることができ、埼同教の発展の大きな糧とすることができた。

全同教へ加盟した翌年の一九七四年六月二一日に、全同教の課題別研究会（進路保障研究会）が、東日本ではじめて浦和の埼玉会館を中心として開催された。この研究会には、県内各地から千数百人が参加することができ、先進地の取りくみにふれ、同和教育への取りくみの意欲をかき立てられ、埼玉における同和教育の拡がりの第一歩とすることができた。この時の内容は『部落解放教育の確立をめざして』としてまとめ、発行した。

進路保障のとりくみ

埼玉解放研発足前の一九七一年頃から、サークル的に進めてきた差別書類の点検が進み一九七二年には、高校生の就職に関する近畿の「統一応募用紙」に手を加え、さらに一九七三年には埼玉独自の「統一応募用紙」が作成され、以後使用を続けている。(詳しくは一九七四年六月の進路保障研究会で報告)

なお、進路をめぐる差別の実態を知る必要に迫られ、一九七四年から調査活動にはいった。七五年三月には、『被差別部落出身生徒の進路実態調査――一九六四～一九七三年度卒業生の高校進学をめぐって』をまとめ、発行し、課題を明らかにした。以後、『進路実態からみた部落差別』『親の想いを受けつぐために』『埼玉における教育白書――学校生活にみられる部落差別の実態』『部落出身生徒の進路保障をめざして』等、進路をめぐる差別の実態と課題をつぎつぎに明らかにするとともに、それにもとづいた取りくみをすすめてきた。

解放教育連続講座の開催

全国の中心となって活動されている先輩の人たちから学ぶため、一九七五年三月から四月にかけて、全同教委員長西口敏夫氏をはじめ、十一名の講師を招き解放教育講座を連続して開催した。時期的な問題もあり、全体で参加者が九〇〇名と少なかったが、参加者たちには、解放教育（同和教育）とは何かがわかりかけてきた。講演の一部を『部落解放への闘いと教育――部落解放教育講座の記録』として発行した。

以後、一九七七年二月から三月にかけて、遠藤豊吉氏をはじめ三名の講師を、一九七八年二月には、西田秀秋氏をはじめ三名の講師をそれぞれ招いて、解放教育連続講座を開催してきた。

この連続講座によって、子どもにかかわるとはどういうことかを学び、以後の実践に活用されることになった。

事務所の移転と地域研の組織化

一九七五年六月、発足以来川越工業高校にあった事務所を浦和の岸町庁舎に移転した。そして、会員数も増大し、地域研の組織化が進んできたため、組織検討委員会を設置し検討することにした。検討内容の主なものは、今まで会員は個人加入であったものを、地域研を通して加入すること。しかし、地域研が未組織の場合は個人加入も認めるというもので、地域研を主体とした運営組織とするものであり、この案は翌一九七六年二月の第三回総会に於いて承認された。その後、一九七六年末頃までにはほぼ全県を網羅した地域研の組織化が出来あがった。しかし、一部地域になお組織しきれない現実で現在もまだ課題として残されている。

研究集会の開催

組織もほぼ整い、実践もある程度の深まりができかけてきたため、全県規模での実践交流の場として一九七六年一一月三日、「第一回埼玉県同和教育研究集会」を態谷女子高校に於いて開催した。記念講演に全同教委員長西口敏夫氏をお招きし、第一回としてはまずまずの五百名の参加を得て成功裡に終ることができ、以後多少の困難を伴いながらも毎年回を重ね、質と量を高めつつある。

第三〇回全同教大会の開催

全同教の第三〇回研究大会を一九七八年一二月二日～四日にかけて、全国のなかまたちの熱い期待を受けながら、東京都同教と協力して、東京を中心会場に埼玉でも八会場を設定して開催した。西口委員長の悲願であり、全国のなかまたちの悲願でもあった〝箱根の山を越えた〟大会の開催と成功は、東京や埼玉のみならず、〝東日本に同和教育の灯を〟大きく拡げることになった。もち論、全国のなかまの皆さんの大きな支えがあったからこそであるが。そして、東京都同教と合同で出版した東京・埼玉の合同レポート集『この歩みを確かなものに』は、東日本に「同和教育」が着実に根づきつつあることを示した。

三〇回大会開催に先立って、埼玉にとって二回目の全同教主催による「進路・学力保障に関する研究会」が熊谷で開催され、私たちに大きな意欲と勇気を与えてくれた。

また、一九八〇年から定期的に開催されることになった「東日本同和教育講座」は、第三回目から全同教と地元同教との共催ということになって、一九八二年一〇月二二日浦和市で開催した。「同対法」から「地対法」に変わった初年度にあたり、注目される講座であったが、県内外から約五〇〇名の参加を得て、決意新たな取り組みの出発とすることができた。

その他のとりくみ

第一回研究集会（七六年）前後から、同和保育推進保母との連携が進められてきたが、その後、さらに強固なものとなりつつある。

一九八〇年からはじめられた集会所単位の子ども会の全県的交流としてのサマーキャンプの取りくみは、解放同盟教育対策部の指導を受けながら、進められてきた。そして、一九八二年四月には、「部落解放子ども会育成埼玉県連絡協議会」として結成され、埼同教でも、協議会構成員や役員として、今後にむけての取りくみを進めている。

また、被差別部落の人たちの墓地内に、差別戒名の刻まれた墓碑の存在することに気づいていた会員たちが、一九七九年頃から実態調査に取りくみはじめた。その後、埼同教としても取りくみをはじめ、その実態がつぎつぎと明らかにされてくるにつれ、数の多さと、あまりにもむごい差別に、怒りと共に同和教育の取りくみの姿勢をさらに強めることになった。

おわりに

以上、埼同教結成以来の一〇年の活動の概略を述べてきた。その間、部落解放運動や、同和教育運動をめぐる状況が大きく変化してきた。――特に、同和教育行政は、たて前では同和教育の推進をうたい文句にしながら、むしろ私たちの活動に制約を加えようとする動きすら見られる。差別事件にしても、積極的に同和教育をすすめてきた教師から起こる状況もあり、この一〇年間がいったい何であったのかを問い直さなければならない。日常の差別事件が、表面的には数こそ減少しているものの、内容は悪質に、しかも陰湿になっている傾向がある。つまり、本質的には一〇年前となんら変わっていないことになる。

こうした現実は、私たちの取りくみかたの弱さともいえる。私たちは、今までに学んできたことを、ひとつひとつかみしめ直すとともに、結成当時を思い起こし、決意を新たに「部落差別を二一世紀に持ち越さない」ことを誓って報告の終りとする。

東京都同和教育研究協議会

一九七五年五月三日、東京都産労会館で結成総会がもたれた。

それまで都内各地に散在して、部落解放運動との連帯をさぐり、同和教育創造への模索をつづけてきていた教職員たちの代表百人が、はじめてこの日一堂に会した。総会は、差別の現実に深く学びながら一歩一歩踏み固めていくべき前途のきびしさを見つめ、新たな決意をたしかめ合った。内田宜人会長は就任あいさつで「今より後、東京における同和教育の停滞がいわれるとすれば、それはあげて我々の責任と自覚しなければならない」と述べた。それは、当日の参会者の決意を集約する言葉だった。

当時の全同教委員長西口敏夫氏をはじめ、大阪、奈良、兵庫、広島などからかけつけてきた先達たちが、都同教結成総会を見守り、こもごも励ましの辞をおくってくれた。これらの人々からは、結成にいたる段取りの中で、直接間接に多くの助言と指導を得ていた。西口氏の記念講演も、参会者に大きな感銘を与えた。

このようにして、東京都同教は発足した。

つづいて同年五月二十日、熊本市での全同教総会で加盟が認められた。

結成後三年、第三十回全同教大会が東京を中心に開かれることになった。全同教の研究大会をはじめて東日本で、しかも首都で開催することの意義を

受けとめ、全国の期待をになって、大会の成功のために奮闘することは、都同教にとって、大きな試練と飛躍の課題でなければならなかった。

ひとつには、同和教育不毛とさえいわれた東京の土壌の中から、出発したばかりの小さな歩みの一つひとつを見のがすことなくきたえぬき、全国の検証に耐える実践を大会の場に提起しうるか。また、大衆的基盤において決して十分でない都同教の裾野をひろげ、膨大な実務面もともなう大会の成功を保障できるまでに、組織的力量をたかめうるか。

大会にむけてのとりくみは困難をきわめた。困難は都同教の態勢の弱さに発するだけでなく、大会の開催を執拗に妨害しつづける勢力の存在によって増幅された。

東京の教職員組織のうち最大の部隊である都教組は、部落解放運動と同和教育運動への敵対を事とする政治潮流に盲従していた。彼らは、都同教にたいする無内容なレッテル貼りにすぎない誹謗と、大会開催について相談にあずからなかったという筋ちがいな言いがかりを内容とする「質問状」や「抗議」を全同教につきつけてきたほか、直接的に大会を妨害する手段として、東京都当局にたいして、大会への後援や協力を拒否させようと策動をつづけた。そうすることで、大会を開催不能に追いこもうとしたのである。

彼らの立場は、「全同教は暴力容認団体」という「赤旗」記事（78・5・19）の大見出しに代表されるように、全同教の遺産と伝統にたいする無智、無視、中傷を内容としているにすぎなかった。しかし、彼らと同様の政治的立場に立つ一部労組や「民主団体」等とともに、東京都当局にたいして、威圧や恫喝を含めてくり返された策動が、大会の準備にたえず障害を作り出したこともたしかであった。

その策動は、東京都が彼らの要求をしりぞけ、正当に大会にたいする後援・助成を決定した後もやむことがなかった。手をかえ品をかえ、つづけられた策動の一例をみれば、大会前日の彼らの手口は次の如くであった。大会の「基調報告」の内容に文句をつけ、都当局にたいして後援取消しをせまったのである。全同教の外の団体が全同教大会の「基調報告」に批判をもつのは自由であろうが、それを全同教との討論に出すのでなく、後援団体へのゆさぶりに使うとは卑劣の一語に尽きよう。しかも、大会参加者が当日になってはじめて目にするはずの「基調報告」のゲラコピーを、一体どこから彼らは手に入れたのか。文字通り、なりふりかまわずの執拗きわまる妨害策動であった。

第三十回大会にたいするこうした卑劣、執拗な妨害策動が一部勢力によってくりひろげられたことは、全同教の正史に記録するに価するであろう。

第三十回大会の開催現地として、直接的な準備活動にあたり、全国の激励に支えられて開催までもちこむことができた都同教としては、大会の「成功」を自讃する立場にない。もし、「成功」であったとするなら、それをみちびいたのは、はじめての東日本大会をかならず成功させなければならないとする全国の熱い思いであったといわなければならない。それは、全同教加盟の大多数の組織から都同教に寄せられた物心両面にわたるおびただしい援助としても、あらわれていた。

「同和教育の灯を東日本へ」という第三十回大会の相言葉は、大会後五年を経る今日もなお、都同教の重い課題として残っている。力はとぼしいが、そのことの自覚を棄てず、たえず前にすすもうとしている姿勢の中で、ひきつづき全国の先輩たちから励ましと指導を得ていきたいと思う。

一九八三年度都同教活動方針より

差別の現実に学び、被差別の子によりそう実践の深化を

① 昨年、三多摩のある部落で、六人しかいない中卒者のうち、五人が定時制に通学している現実を報告しました。私たちは、すべての中学卒業生が全日制高校に進学することを理想とするものではありませんが、この部落にみられる進学率の示すものは、教育における差別の事実を如実に物語っています。

こうした差別の現実は今年になっても、いささかも変っていません。

江東区での自主夜間中学へは何十年もの間、学校教育から切り捨てられ、文字を奪われてきた在日朝鮮人の女性たちをはじめ多くの人たちが、文字を獲

得するために通ってきています。この中に「読み書きのできないということは、暗やみにいるのと同じだ」と語る老女がいます。都も江東区もこうした現実をつきつけられながらも、この夜間中学を認めず、財政的な援助も拒否しています。

私たち都同教の活動はこうした文字から打ちすてられた人々や、クラスや学校の中で、もっともしんどい生活を強いられている子どもたちに徹底してつき合い抜くことをその課題としてきました。そうしたつき合いを通して、必らず部落と出合うにちがいないとも考えてきました。

しかし、しんどい子どもを追いかけていれば、自ずと部落に出合うというようにはなかなかいきません。

それは、東京都においては地域指定がなされていないこと。「混住化」や「都市化」などを口実として、同和対策が表面的、お座なりなものとされてしまっていること。さらには、管理主義や競争原理にからめとられているという以上に「教師」であるという社会的・階級的な位置、自分では差別など決してしていないという意識によって差別されている子どもや親の側への具体的な踏み込みを拒否するという教師たちの意識構造に規制されていることなどにもよります。

「民主教育」とか「差別・選別に反対する教育」とか唱えられながらも、差別され、選別されている子どもたちの具体的な姿にふれ、つれそうという実践化へとはなかなか進み得ずにいます。部落の子や親と出合い、彼らにその出自を受けとめ、名のって生きることを要求することは、いっそう稀有な状況といえます。

②「学力水準向上事業対象校」以来、十数年「人権尊重教育推進校」と名称を変え、「同和教育の推進」をうたってすでに二期目に入った学校でさえ、もっとも厳しい差別の現実にある部落の子や在日朝鮮人などに焦点をあて、その子たちをクラスや学校の中心に据えていくというのではなく、「人権尊重」といった概念に全てを包みこんで、部落や在日朝鮮人などの背負っている歴史的・社会的な差別の厳しさや、そこにあるたくましさややさしさと出合うことから逃げてしまっています。

こうした状況に規制され、とかく、私たちの実践も安易なところへと流されていく傾向がつづいているといえます。

しかし、こうした大きな逆流のなかにあっても、なお、そうした流れに屈せず、同和教育＝解放教育が、真に人間を人間とする唯一の教育運動であることを明らかにするような事実も創出されてきています。そうしたことは「推進校」ではなおのこと実践されなければなりません。

「『おまえ、おふくろ字がかけないだろう』と言われて、言った人間ではなくて、おふくろに頭にきた。おふくろがあんなだからこんな頭の悪い子が生まれたんだと。中学に行って、小学校のときいじめられた人間をぶっとばしてやろうと思って、喧嘩して……」という生活をつづけてきた部落の青年を追いかけることから、ついに、「いつか、部落の出身ということにてめえの体のっけてみよう」と思うところまで追いつめることを通じて高校部落研は生み出されてきました。

そうしてまた、十五才から二十二才までシンナーを吸っては鑑別所に入り、精神病院に放り込まれることのくり返しをしてきたその青年の弟が部落研に通ってきています。

親と喧嘩して、学校に訪ねてきたその弟に、「真面目に働けな」というと「先生、それより学校に入れてくれよ」といわれます。教師が、「真面目に仕事するようになったら、学校に入れなあ」と言うのに対して、彼は「真面目になれば、学校なんか入らなくてもいいんだよ」と返してくるのでした。

「迷っている子が道を見つけられるような学校でなくてはいけない」と教師が気づかされるのです。「迷い、苦しみながら、本能的に出口をもとめている生徒」に道をさし示し、将来にわたって困難な生き方であっても、人としての誇りをもってそれを選び、歩み続けられる「力」をつけられる教育を創出することに新たな歩みを始めています。

苛酷な差別のもとにあってまどい、苦しみ、傷つきながらも、人として生きる道を模索している生徒たちに、きっちりとつき合い切り、寄りそいつづける

だけでなく、彼らもいつの間にか差別する側に立とうとしてしまっている意識を逆転させ、自分の被差別の事実や自分の両親・家族まで含めた被差別の事実を「体にのっけて」生きることを求めていくことが私たちの課題といえます。

③　こうした課題に応えていくために、まず、地域やしんどい生活を背負った子どもの家へ、なお一層足をはこばなくてはなりません。いくつかの地区同研の仲間は、子ども会活動などをつみ重ねています。しかし、そこで子どもの生活や内面にまでふれるつっこみを欠くなら「部落との出合い」をつくり出したことにはなりません。

部落研・朝文（問）研の活動は貴重な経験と教訓を提示してくれてきています。しかし、これらのつくられている学校は極めて少数です。当面、急速に組織的に増えていくことは望めないとしても、被差別の重圧の下で苦悩し、傷つき、もだえている多くの子どもたちがいることを考えるとき、あらゆる可能性を追求し、組織的拡大を模索しつづけなければなりません。学校の枠をこえた朝文研の交流会や、六回をこえた朝文研・部落研交流会には在日中国人や沖縄出身の子どもたちも参加し、成果をあげています。それと同時に、部落研・朝文研が子どもたちの揺れや逃げを深いところで引き出し、支えあいきびしく鍛え合う質を失うことのないよう相互の交流や点検が強められなくてはなりません。

④　「授業の創造」という課題も、その授業によって、しんどい生活や差別の中にある子どもたちが、自分の生き方をつかみとる要因となりうるか否かで検証されなくてはなりません。

被差別の側にある子どもたちが、心底求めているものは、決して安易な、軽いものではなく、学問的にも深遠で練りあげられたものでなくてはならないことは、すでに確認されてきたところです。こうした教育の内容を創り出すためには、借りものであったり、小手先の知識のきりうり的なものですむはずはありません。授業とは、教師の思想性そのものが問われるものです。そのような緊張の中で授業が創造されるのです。

こうした意味での「授業の創造」という営みは、まだまだ豊富な実践を生むとまでは至っていません。とりくみの拡がりと深化が求められています。

昨年、高校同研の手によって「同和教育副読本」『あゆみ』が作成され、都内だけでなく、全国的にも一定の評価をもって迎えられました。被差別の側の子どもたちを励まし、彼らをとりまく子どもたちの生き方をも考え直させようとする貴重な教材を有効に使いこなしていくことが大切です。

しかし、内容的に批判をうけている部分もあり、そうした批判を真摯に受けとめることによって、現実に根ざした実践の深まりも得られることになります。自己批判を深めつつ、より優れたものにしていかなくてはなりません。

⑤　同和教育の課題と共通の質を追求していくものとして、障害児の教育があります。

私たちは、この間、都教組十支部とともに「障害児教育研究東京集会」を成功させてきました。

「ふり分け」を目的とした「養護学校義務化」は、それなりに受け入れられる社会的な要因があります。それは、多くの教師や大人たちのもっている「健常」と「障害」をしつらえられた枠ぐみの中で教育することが有効性をもつという〝常識〟です。

そうした常識をみごとに転倒させたのが地域で「ともに学び、ともに育つ」を実践しつづけてきた人々でした。

同集会では、障害をもった子どもたちのほんとうの自立は、分けるよりも人間の集団の中で生まれること、健常児たちが障害児とのかかわりの中から多くのことを学びとり、人間としての眼がひらかれ変っていくこと。そのことを通して教育の根幹を問い直させられた実践が出されました。

私たちはこうした実践と教訓を更に組織的に拡げ、親・教師・地域とのつながりを深めていくことが求められています。

千葉県同和教育研究協議会

1、結成の頃

「千葉県同和教育研究協議会」の結成大会は、一九八〇年も暮れせまる一一月二二日でした。県内各地から百余名の参加者をもって行なわれました。内田氏（都同教会長）があいさつで、「千教組・高教組の固いご支援の中にあるこの組織力は、何よりの力に感じます」と述べ、「うらやましく思っています」と言い添えられましたが、まさにそのとおりで、この両教組の厚いご支援ご協力が支えになって結成に至りました。加えて、当日は、来賓として全同教委員長谷内照義氏、同事務局次長寺沢亮一氏・都同教会長内田宜人氏・同副会長平井明氏、そして部落解放同盟千葉県連副委員長谷川茂二氏、等の各氏にご列席いただき力強く心温まる励ましを受けてスタートできました。たとえば、谷川氏は、「やっと千葉県にも、部落差別をなくすための現場の先生方の研究団体ができました。私たち部落の者にとってこんなにうれしいことはありません」と述べられましたが、そのうれしさに着実に応えていきたい、と結成の意義をあらためて痛感しました。

当日はまた、谷内照義氏に『同和教育の原点と今日的課題』をテーマとした記念講演をいただき、さらにひとつの礎を築いていただきました。

こうして、「千葉県同教」は、第三二回全同教研究大会開会総会（1/29高知市）の直前に〝産声〟をあげ、三〇番目の全同教加盟同教となり、また東日本では四番目の県同教結成となりました。

ところで、この結成は準備会が発足してから約六ヵ月後というあわただしいものでした。言うならば、県内外のとりまく情勢が結成を早めたと言えます。その概要を、県同教会長高田和正氏が次のように述べています。「――（略）、同和教育の全国状況をみると西日本とくらべ東日本は研究・実践がおくれていると言われていますが、とりわけ千葉県はたちおくれていました。教育行政側は差別の実態を十分把握することなく（同和教育推進を）放置したため、糾弾を受けたこともあり、また学校現場でも研究が不十分でした。こうした状況のなかで千葉県でも組織的な研究・実践が必要なことを痛感し、全同教からの呼びかけもあり、内外の協力を得て県同教を結成しました」（機関誌「千葉同和教育」創刊号八一・四・一五より）

県内事情をやや具体的に説明すると、一九七七年の高校生差別事件を契機とする県教委糾弾闘争が引き金となり、翌一九七八年にやっと県教委の「同和教育の基本方針」が制定・発表される実情でした。同和対策事業特別措置法が施行されていても、同和教育推進はまさに放置状態で、現場教員もほとんど「同和」のことばさえ聞くことなく、全体としてこの教育には無自覚でした。そこへ、七八年以降、右の糾弾を契機に「同和教育を推進せよ」と強力な指導がなされました。現場のとまどいの中で、二年ぐらい後には、同和教育が小・中・高のほとんどの学校の校務分掌のひとつになりました。そして各種の研修も急増し、いわゆる〝行政主導〟の「同和教育」が県下に拡がりました。

こうした状況に直面し、現場教師による自主的な研究、実践の開始を、そのための研究組織の確立を求める気運がおこり始めました。一方では、第三〇回全同教研究大会の東日本大会（七八年）を契機に、東日本での同和教育運動の拡大をはかる動きが全同教の悲願とまで言われて始動していました。そして都同教の内田宜人氏、平井明氏、さらに千葉の斎藤誠氏（元日教組中執）等による諸団体諸氏との精力的な努力を背景に、諸条件がととのえられ、「特措法」期限切れ（八二・三）前の結成をめざそう、ということになりました。

2、活動の歩み

その後の経過を追いながら、求めてきたものを整理したいと思います。

〈準備会活動〉

歩みは、八二年五月の準備会のための打ち合せから本格化しました。前述の方々のご指導と千教組・高教組のご支援を支えに、しばらく準備会活動をすす

めることになりました。この準備会の課題は、自らの学習であり啓蒙であり、そしてまた会則・組織づくりなどでありました。その主なものをあげると、①学習会「県内部落差別の実態と教師の課題」(六月)、②学習会「同和教育運動の全国状況」(七月)、③解放同盟千葉県連との現地交流(県内、K部落)、谷川支部長の話しに学ぶ、(八月)、④講演会「同和教育の原点と今日的課題」小沢有作氏(九月)⑥会則および組織の原案検討(一〇月)

〈組織づくり〉

右の準備会活動を経るなかで、都同教・埼同教の先輩同教に学びながら組織づくりを推めました。以前からの自主的な同和教育研究団体の活動が充分でない千葉の実情でありながら、原則的には各地区あるいは県立高校・私立高校等の同和教育研究団体をもって構成することにしました。(会則第五条)義務制の場合は、千教組とのかたい連帯のもとで組合各支部あるいは市町村単位の「地区同研」の確立と拡大をめざし、県同教の運動の主要な柱とすることにしました。

そして、この各同和教育研究団体の代表者を理事として、県同教の役員とともに理事会を構成しています。(会則第一〇条)理事会の業務は次のとおりです。

① 総会の付託した事項の審議と決定
② 総会提出議案の審議
③ 追加予算・更正予算等の決定
④ この会の活動方針の推進ならびに同和教育実践の交流

県同教役員会は、会長(一名)、副会長(若干名)、事務局長(一名)、事務局次長(二名)、会計(二名)、事務局員(若干名)、以上で構成されます。(会則第一一条)役員会は、次の業務を行ない実質的推進母体となっています。

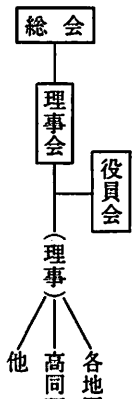

① 総会・理事会の決定事項の執行
② 理事会提出議題の審議
③ この会の目的を達成するための研究事業の推進

〈結成後の活動〉

次に、結成後の活動の概要をふりかえってみます。県同教成立の経過からしてこの二年間は、役員・理事自らの学習・啓発・そして現場教師なかまへの啓蒙的役割を担うことが、その中心課題でした。

●学習・講演会(八一・六・五)
「県内部落差別の歴史と現実」
谷川茂二氏(千葉県連副委員長)
「同和教育運動の精神と実践」
平井 明氏(都同教副会長)

●高同研例会(八一・六・六)
「子どもとどうきり結ぶか」
柳生宗矩氏(大阪府同教事務局長)

●学習会(八一・七・二四)
①「部落」(K地区)との現地交流
②「全国の同和教育運動と教師たち」
斎藤 誠氏(元日教組中執)

●高同研・夏季研究集会(八一・八・一八)
映画「たとえば障害児教育」
講師・石原忠一氏

●学習懇談会(八二・二・二〇)
千葉における同和教育推進について
助言者・内田宜人氏

●第2回総会(八二・六・一九)
記念講演「同和教育運動から学ぶこと」
講師・川向秀武氏

●実践研究交流会（八二・七・二九）
イ、「問題行動」の子どもにぶつかって（市川）
ロ、「先生にだけ言うんだぜ」（千葉）
●同和教育講演会（八二・一二・四）
「民主教育を創る同和教育の願いとすすめ方」
講師・寺沢亮一氏
●部落解放同盟千葉県連との懇談会（八二・二・二六）

3、今後の活動課題

(1)、千葉の実態に根ざした活動の推進のために、県内部落差別の実態、とりわけ教育差別の現状についての調査活動を、おそまきながらていねいに行ない、この運動のベースづくりをより充実させていくことです。

(2)、校区に「部落」をもたない学校のなかまも含めて、「同和教育」の遺産と実践に学びながら、自らの実践活動を一層ふかめ拡げていくことが重要です。この実践活動の内容としては、差別を背負いつづけている「部落」の子どもに自覚させていくとりくみを中心にすえながらも、その他の矛盾や不合理を背負っているなかまのことを、子どもたちがみんなで考えていける実践づくりをめざしたいと思っています。同時に千葉においては、各学校での同和教育体制づくり（環境づくり）もこれからの課題です。

(3)、三つめは何といってもこの教育活動（運動）に主体的にかかわるなかまづくりと、組織（研究団体）の一層の拡充です。〝死語化〟していた「同和教育」に息が吹きかけられたのがわずか五年前という現実のなかで、最もむずかしい課題です。底流にある〝余計なもの〟という認識と、他方では〝ハウツウ同和〟を求める意識に、とり囲まれていると言えます。

(4)、最後ですが、部落解放同盟千葉県連との友好的交流・懇談を深めていき、そこから「学ぶ」姿勢をもちつづけることです。

以上、課題をかんたんに列記しましたが、まだまだ諸先輩からのご指導が必要な実情です。そして、千葉風の同和教育運動がつくられていく日を追いかけたいと思っています。

加盟同教加盟年月日

都府県市名	加盟年月日
鹿児島県	1976年5月29日（24回総会）
宮崎県	1976年2月7日（4回委員会）
長崎県	1974年12月7日（26回大会）
熊本県	1971年11月27日（23回大会）
佐賀県	1970年11月7日（22回大会）
福岡県	1958年9月18日（10回大会）
大分県	1976年8月9日（2回委員会）
愛媛県	1955年6月3日（3回総会）
高知県	1953年5月6日（結成時）
香川県	1969年11月8日（21回大会）
徳島県	1953年5月6日（結成時）
山口県	1977年11月18日（3回委員会）
広島県	1955年2月14日（4回大会）
岡山県	1953年5月6日（結成時）
鳥取県	1955年6月3日（3回総会）
兵庫県	1953年5月6日（結成時）
神戸市	1961年11月20日（13回大会）
大阪府	1953年5月6日（結成時）
大阪市	1953年5月6日（結成時）
和歌山県	1953年5月6日（結成時）
奈良県	1953年5月6日（結成時）
京都府	1953年5月6日（結成時）
京都市	1953年5月6日（結成時）
滋賀県	1953年5月6日（結成時）
三重県	1961年11月20日（13回大会）
岐阜県	1959年5月29日（7回総会）
長野県	1975年11月29日（27回大会）
埼玉県	1973年12月1日（25回大会）
東京都	1975年5月20日（23回総会）
千葉県	1980年11月29日（32回大会）

年表（草稿）

研究大会テーマと分科会構成の変遷

歴代役員・事務局員名簿

加盟同教一覧

年表（草稿）

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1945					9 文部省、「新日本建設の教育方針」発表 10 GHQ、「日本教育制度に対する管理政策」指令（軍国主義・超国家主義教育の禁止） 12 GHQ、修身・日本歴史・地理の授業停止と教科書回収指令	8 敗戦 8 東久邇宮稔彦王内閣成立 10 幣原内閣成立 10 国際連合発足 12 労働組合法公布 12 第一次農地改革（46・2施行）
1946			1 全国部落代表者会議発起人会 2 全国部落代表者会議・部落解放人民大会（京都）部落解放全国委員会結成、委員長・松本治一郎 10 松本治一郎、朝田善之助、北原泰作ら部落解放全国委員会結成を協議	4 兵庫県揖保郡差別事件	3 米国教育使節団来日（同月・報告書提出） 5 文部省、「新教育指針」（戦後教育方針）第一分冊配布（47・2第五分冊）	1 天皇神格化否定 2 日本農民組合結成 4 新選挙法による総選挙（初の女性参政権） 5 メーデー復活 5 第一次吉田内閣成立 10 第二次農地改革（12施行）

1946	1947
7 部落解放委員会、華族制度全廃に関する要望書を首相その他に伺向 9 部落解放全国委員会、新憲法草案に社会的身分による差別廃止を要請 12 部落解放緊急第二回全国大会開催（東京）	3 和教組内に「責善教育部」もうける 3 部落解放全国青年同盟結成（大阪） 4 第一回参議院議員選挙で松本治一郎部落解放全国委員会委員長当選、同年5月初代参院副議長に就任 5 部落解放全国委員会中央委員会（東京）部落産業復興運動方針発表
	2 和歌山教組委員会で2・1ストをめぐり差別発言（これを契機に和教組中心の責善教育はじまる）
8 教育刷新委員会設置（49・6 教育刷新審議会と改称） 9 文部省、「くにのあゆみ」下・上刊	3 文部省、学習指導要領（一般篇試案）発表 3 教育基本法、学校教育法公布 4 新学制による小学校および中学校発足（六・三制教育実施、検定教科書） 5 学校教育法施行規則 7 GHQ、国会に対して部落問題に関する特別委員会設置勧告 8 文部省、「あたらしい憲法のはなし」刊 12 児童福祉法公布
8 全日本産業別労働組合会議結成 11 日本国憲法公布（47・5施行）	1 マッカーサー、2・1ゼネスト中止命令 4 労働基準法公布（9施行） 5 片山内閣成立 6 日本教職員組合結成 10 改正刑法公布 11 自由人権協会結成 12 改正民法公布（〈家〉制度廃止）

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1948			1 国会開会式にあたり松本参院副議長、天皇拝謁拒否（カニの横ばい事件） 5 部落解放全国委員会第三回大会（奈良） 9 部落解放全国委員会『部落解放への三十年』刊 10 部落問題研究所設立（京都）	7 愛媛県温泉郡久米村差別事件 8 尾道市高須村で差別暴力事件 10 愛媛県宇和島八幡神社で暴力団による差別殺傷事件	1 文部省、朝鮮人学校設立を不承認・日本人小学校への就学通達 4 新学制による高等学校、大学発足 4 高知県、福祉教員制を試験的に実施（二名） 6 衆参両院教育勅語失効確認・排除決議案可決 7 教育委員会法公布（10公選、11発足） 8 GHQ指令、各府県同和地区調査実施	3 日教組、初「教育白書」 3 芦田内閣成立 4 神戸朝鮮人学校事件 7 優生保護法公布 7 マッカーサー書簡により政令二〇一号（公務員の団体交渉権、スト権など否認） 9 全学連結成 10 第二次吉田内閣成立 11 国家公務員法改正公布 12 国連総会「人権に関する世界宣言」採択 12 公共企業体等労働関係法公布 12 岸信介らA級戦犯容疑者釈放

1950	1949
補―①	
1 解放新聞論説―「子ども会のつくり方」	1 松本治一郎ら一〇名公職追放。解放委員会、不当処分取消闘争 2 部落解放全国委員会緊急中央委員会（東京）松本治一郎追放反対運動拡がる。松本治一郎追放取消要求民主団体協議会開催（東京） 2 部落問題研究所編『部落問題研究』第一号発刊（50『部落問題』、51『部落』と改題） 6 部落解放全国委員会、中央委員会で生活援護闘争展開方針決定 7 全国部落青年代表者会議（兵庫） 9 和歌山田辺第二小学校七〇名「末広町仲よし会」結成
2 滋賀県列車内暴行、差別検挙事件	12 奈良県五条町大島、町警の拷問・人権蹂躙事件
3 「盲学校及びろう学校の就学義務に関する政令」公布	1 教育公務員特例法公布 4 高知県、福祉教員制再度試験的実施（二名） 5 文部省設置法公布 6 社会教育法公布 10 和歌山県教委「責善教育の手引」（実際編）刊 12 私立学校法公布
	2 第三次吉田内閣成立 4 団体等規正令公布 5 人権擁護委員会法公布 7 下山事件 7 三鷹事件 8 松川事件 9〜 教員レッド・パージはじまる 10 政府、朝連系朝鮮人学校九三校閉鎖、二四五校改組命令

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1950			4 松本治一郎不当追放取消請願行進、九州を出発 4 部落解放全国委員会第五回大会、不当追放反対解放要求人民大会（東京） 4 解放全国委員会、松本追放取消でハンスト決行・「部落解放国策要請運動」 6 広島市福島町「わかくさ子ども会」結成 7 西本願寺差別事件に対し解放全国委員会追及	2 神戸家裁差別事件 4 京都市・師範学校卒業生の差別的赴任拒否事件	4 高知県教委、福祉教員正式制度化（一八名） 4 和歌山県教委、青善教育推進の声明 5 和歌山県教委、「青善教育指導原則」（試案）を発表 8 兵庫県教委「同和教育の手引」（第一集）刊 9 天野文相、教員レッド・パージ言明 9 岡山県教委「民主教育の手引」（第一集）刊 9 第二次米国教育使節団、報告書 10 文部省、日の丸掲揚・君が代斉唱通達	5 改正生活保護法公布 6 朝鮮戦争はじまる 7 総評結成大会 8 警察予備隊発足 12 地方公務員法公布
1951			3 部落解放全国委員会第六回大会（京都） 5 部落問題研究所主催、第一回部落問題講座 11 全国部落代表者会議開催（東京）	7 広島市・結婚差別事件	4 高知県社会教育課に同和教育主事をおく（一名）	5 児童憲章制定 5 政令改正諮問委発足

1951		1952
7 京都「田中子ども会」結成 8 松本治一郎、公職追放解除		
	補—②	補—③
7 京都「田中子ども会」結成 8 松本治一郎、公職追放解除 10 部落解放全国委員会第七回大会（岡山） 10 「オールロマンス事件」で差別行政反対闘争展開 11 全日本同和対策協議会結成		3 部落解放全国代表者会議（京都）差別行政反対闘争方針決定 3 全国水平社創立三〇周年大会（京都） 4 西川事件抗議盟休闘争（五五校一四〇〇〇人） 4 和歌山本宮町菅部落「若草子ども会」結成（西川事件の中で）
8 「毎日新聞」差別事件糾弾 10 「オールロマンス」事件（京都）		2 大阪日紡女性労働者間で差別事件頻発、高知部落出身者集団退職 2 和歌山御坊・西川県議差別事件（5辞職） 4 和歌山湯浅町議会差別事件 5 大阪市・南中差別事件
7 文部省、学習指導要領一般編（試案） 11 天野文相、「国民実践要領」大綱発表		
8 朝鮮戦争休戦会談開始 9 対日平和条約、日米安全保障条約調印 10 日米相互安全保障法（MSA）成立 11 日教組第一次全国教育研究集会開催（日光）		1 日米行政協定調印 3 教科研全国連絡会議再建大会 3 第一回全国婦人教員研究協議会 4 破防法反対スト 5 血のメーデー事件

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1952		補—⑤	7 部落問題研究所『新しい部落の歴史』刊 7〜9 広島県吉和中学糾弾闘争 9 吉和中学糾弾大会（解放行政実施と同和教育推進を県が約束） 10 広島県福山市「若草子ども会」結成	件 中旬以降、大阪で学校での差別事件頻発 6 広島・吉和中学差別授業事件	6 中央教育審議会設置（53・1発足） 6 文部省、同和教育についての次官通達 6 京都市教委「同和教育手引きの資料」作成 7 和歌山県庁に同和問題研究委員会発足 8 「義務教育費国庫負担法」公布 8 京都府教育庁「同和教育基本方針」（試案）発表 9 鳥取県教委、同和推進指導者養成講習会開催 11 市町村教育委員会発足 12 文部省、部落問題の特別研究者に科学奨励金、各府県教委に同和教育を各校でとりあげるよう勧告	5 日本子どもを守る会結成 6 日教組第九回大会「教師の倫理綱領」決定 7 破防法公布、公安調査庁設置 7 吹田事件 8 保安庁発足 10 警察予備隊を保安隊に改組 10 日教組「日本文教政策の基本大綱」発表 10 第四次吉田内閣成立 ※ この頃、水俣病発現
1953	12・10 全国同和教育研究協議会結成第一回準備会（京都楽友会館）京都、大阪、滋賀、奈良、和歌山、兵庫の近畿六府県参加。全同教創設について、結成総会及び研究大会のあり方について、協議	1—⑤	11 大阪府同和事業促進協議会、「解放行政請願書」を府会に提出			
	1・9 第二回準備会（京都市初音中学校）前回に加えて三重、広島の十府県市参加。会則案の審議、研究大会の持ち方につき協議 2・24 第三回準備会（大阪府職員会館）前回より三重を除く九府県市参加。結成総会及び研究大会の持ち方につき協議		1 京都市教組同和教育研究会発足 3 部落解放全国委員会第八回大会（洲本）		1 参議院厚生委員会、三班にて同和地区調査 2 文部省通達、在日朝鮮人子弟就学外国人扱い 3 岡山県教育庁「民主教育の手引き」（第一集）刊行	1 第二次日教組教研集会（高知）

3・27 第四回準備会（大阪府職員会館）前回より兵庫、広島を除く七府県市参加。事業計画案、予算案等につき協議	1—①				
5・6 全国同和教育研究協議会結成総会（大阪市立労働会館）発起団体＝同和教育研究会京都府連合会、京都市小・中・高校同和教育研究会、社団法人部落問題研究所、京都府市教委事務局、大阪府同和事業促進協議会、大阪府教委事務局、大阪市民主教育研究会、奈良県同和教育研究会、奈良県同和問題研究所、滋賀県同和教育研究会、滋賀県教委事務局、滋賀県同和教育会、和歌山県責善教育研究会、和歌山県同和問題研究委員会、和歌山県教職員組合、和歌山県高等学校教職員組合、和歌山県教育庁、和歌山県人権協会、以上、京都府・市、大阪府・市、奈良、和歌山、滋賀、兵庫、岡山、高知、徳島の二府二市七県によって結成。水山光高（京都市立皆山中学校校長）を委員長に選出。同夜、第一回委員会	1—②	6 解放委員会、国策樹立を政府に要請 6 解放委員会、水害復興闘争展開			
5・7 第一回全国同和教育研究大会（大阪市立労働会館）テーマ「未解放部落の現状と教育上の諸問題」、和歌山部落実態調査、責善教育の諸問題について、日教組教研第八分科会における部落問題に関する事項など、五分科会で討議、全員協議会	1—③				
	1—④				
	1—⑥				
	1—⑦	7 解放委員会、「部落解放行政に関する要請書」を衆議院議長に提出			
	1—⑧				
7・7 第二回委員会（奈良市・春日野荘）各地の活動報告、推進強化、第二回研究大会、各府県の当面課題など討議	1—⑨				
9・10 第三回委員会（大津市・さざなみ荘）大会具体案、滋賀県同和教育をめぐる討議	1—⑩	10 同研京都府連「同和教育実践記録」（その一）刊			
11・6 第二回研究大会（京都市皆山中学校）テー	1—⑪				

4 厚生省、地方改善事業の補助金予算一〇〇〇万円計上
6 文部省、「教育上特別な取り扱いを要する児童生徒の判別基準について」

7 義務教育費国庫負担に基づく教材費の国の負担額等を定める政令
7 文部省、教育の中立性の維持についての通達
8 教育課程審議会、社会科改訂答申

10 学校教育法施行令公布
11 厚生省地方改善事業実態調査、大阪市日之出地区で実施

5 第五次吉田内閣成立
6 山口日記事件（教育の中立性問題おこる）
6 内灘闘争激化

7 世界教員会議で部落問題とりあげる
8 朝鮮休戦協定調印
8 社会科問題協議会結成（4次にわたる改訂反対表明）
8 スト規制法公布
9 日米行政協定改正調印（10公布）
10 池田・ロバートソン会談
10 日本平和連絡会第一回大会

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1953	マ「同和教育とは何か、同和教育実践上の諸問題」①部落を含む学校における同和教育②部落を含まない学校における同和教育③同和教育と地域社会との関連、同夜、第四回委員会	1—⑫ 1—⑬	12 部落問題研究所『同和教育の根本問題』刊		12 文部省「わが国教育の現状」(教育白書)	12 奄美群島返還日米協定調印
1954	3・5 第五回委員会(岡山市・こじま荘)岡山県の民主教育、大会、事業計画などにつき協議 5・25 第六回委員会(姫路市城陽小学校)決算、予算案、事業案審議。 5・25 第二回総会(姫路市城陽小学校)決算承認、予算及び事業案の審議並びに役員改選 5・26 第三回研究大会(姫路市城陽小学校)テーマ「同和教育の方法」分科会①学習指導(小学校)②学習指導(中・高校)③生活指導④職業指導⑤校外指導⑥評価⑦社会教育⑧実態調査 9・25 委員会(和歌山市教育会館)同和教育の実施形態、次期大会につき協議。和歌山市皮革産業地帯、ヒロポン撲滅モデル地区のフィールドワーク	2—① 2—② 2—③ 2—④	3 解放委奈良県連、大阪府連、硫酸事件共同闘争委員会を組織 5 部落解放全国委員会第九回大会(大阪) 5 高知市福祉部会「きょうも机にあの子がいない」刊 8 大阪「日之出子ども会」結成 8 部落問題研究所『部落の歴史と解放運動』刊	3 奈良・部落出身教師に対する結婚差別事件(硫酸事件) 10 全国市議会議長会事務局の柴山総務部長、差別発言 11 福山差別裁判事件	1 中教審、教育の中立性維持についての答申 3 児童福祉法一部改正(身体「障害」児の育成など) 3 大阪府教委「学校における同和教育基本要項」決定 3 奈良県教委「同和教育の手引」刊 3 高知県教委「同和教育の理解のために」刊 3 京都市同和教育連絡協議会「同和教育資料」(第一集)刊 4 広島県教委「同和教育の手引」(第一集)刊 4〜5 京都市旭丘中学事件 6 「へき地教育振興法」公布 6 教育二法公布 6 学校給食法公布	1 第三次日教組教研集会(静岡)(初の部落問題公式討議) 3 ビキニ水爆実験、第五福竜丸被爆 3 日米MSA協定調印 5 (刑)最高裁判決(人種別分離教育は憲法違反) 5 秘密保護法成立 6 防衛二法公布 6 近江絹糸人権スト(12解決) 7 防衛庁・自衛隊発足 8 「世界教員憲章」 8 原水禁署名運動全国協議会結成

1954				1955	
				1・13 委員会（新和歌浦）第四回大会のもち方、大会役員依嘱など協議	
				1・14～16 第四回研究大会（和歌山市芦原小学校・和歌山大学学芸学部など）テーマ「郷土教育、集団指導、歴史教育、実態調査、作文教育」部落産業のなかでの課題、郷土の現実からの明るい芽のほりおこし、について問題提起。芦原地区のフィールドワーク。五分科会にて討議。広島県同教加盟（民間教育運動と交流）	2—⑤ 2—⑥
				2—⑦	
				3・4 委員会（徳島市・憲法記念館）現況報告、大会の反省、総会、次期大会、新役員などを協議	
				6・2 委員会（奈良市・春日野荘）	
				6・3～4 第三回総会（奈良市庁別館）本年度より愛媛、鳥取の二県本会に加盟。スローガン「みんなのためにみんなでとりくむ同和教育」、引続き、第五回研究大会（同所）テーマ「教師の問題、社会との結びつき、実態調査、指導上の問題」を全員討議	3—④ 3—① 3—② 3—③ 補—⑦
11 和歌山県平間部落中学生、教委などの差別に抗議、5日間同盟休校				1～2 河合村木下村長に対する糾弾闘争（2部落の小中学生盟休）	
11 部落問題研究所『生きている封建性』刊				7 福山差別裁判に解放委、闘争を展開	
				7 金子欣哉『わたくしの同和教育』刊	
				8 部落解放全国委員会第一〇回大会（大阪）部落解放同盟と改称、綱領・規約改正、「子どもの教育を守る活動方針」	
12 奈良県河合村木下村長、部落出身教師を差別休職（河合村事件）					
				2 文部省、学習指導要領改訂（天皇の地位など強調）	
				7 広島県教委「同和教育の推進のために」（手引第二集）刊	
12 鳩山内閣成立				1 第四次日教組教研集会（長野）	
				4 AA会議（反植民地・平和五原則採択）	
				6 第一回母親大会	
				6 ヘルシンキ平和集会	
				8 第一回原水禁世界大会	
				8 日本民主党「うれうべき教科書問題」（第一集）	
				8 森永ヒ素ミルク事件発現	

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1955	9・14 委員会（大阪市・浪速荘） 11・21 委員会（大阪市・浪速荘）	3—⑤			10 文部省・労働省・厚生省共同通達「義務教育の不就学・長欠児対策」（30万人） 10 高知県教委「明るい社会を子どもらに」刊 11 京都府教育庁「社会教育における同和教育」刊	9 砂川闘争 11 第三次鳩山内閣成立 ※ この年、朝鮮人帰国運動おこる
	11・22 第六回研究大会（大阪市夕陽丘会館）テーマ「学級の民主化、学習指導、校外指導、就職指導、地域社会との結びつき、社会教育」四分科会（小・中・高、各校における同和教育、社会教育と同和問題）にて協議	3—⑥ 3—⑦	11 同研京都府連「同和教育の諸問題」刊 11 読売新聞差別事件に抗議 ※ この年頃から、高知などに保育運動のとりくみ			
1956	1・27 委員会（広島市教育会館）大会について協議		2 兵庫県小野市で町村合併、学校統合の差別行政に対し糾弾闘争。同、南光町 3 部落解放第一回全国婦人集会（京都）	4 京都市五番町人権蹂躙事件	3 滋賀県教委「同和教育の基礎理論」刊 4 文部省・社会教育課「同和教育資料」刊	1 第五次日教組教研集会（松山）同和教育関係リポート多数提出 2 衆参両院、原水爆実験禁止を決議 2 マスコミ、はじめて部落問題とりあげる（ラジオ東京「差別は今も生きている」） 5 売春防止法公布（58・4実施）
	3・12 委員会（大津市県教育会館）大会について協議	4—②				
	5・9 委員会（大津市・さざなみ荘）					
	5・10～11 第四回総会（大津市滋賀会館）引続き、第七回研究大会（同館および膳所小学校など）「同和教育の構想と内容」を提案。六分科会で討議①小学校（教科指導、校内生活指導、長欠貧困家庭児指導）②中学校（教科指導、生活指導、進路指導）③高等学校（高校の同和教育）④学校経営⑤社会教育（部落に対する同和教育、地域社会における同和教育）⑥総合教育（調査、資料、地域総合計画協力団体、校外生活指導）	4—③ 4—①				
	5・10 京都市潮文社より本会編集『すべての教師のものに—同和教育の記録—』出版	4—④				

1956							1957
6・7 同和教育推進上の問題（全同教の態度、学校経営に於ける同和教育、学校指導に於ける同和教育、同和教育現場よりの要求）につき文部省交渉 6・7 全同教の活動援助、全同教との共同活動につき新生活運動本部と懇談 6・7 研究大会に同和教育を一分科として採り上げること、同和教育の研究並びに推進につき日教組と懇談 7・25 委員会（京都市町村自治会館）大会の具体的打合せ、交渉経過報告、兵庫の同和教育問題について協議 9・29 委員会（兵庫県町村自治会館） 10・24 委員会（広島市） 10・25～26 第八回研究大会（広島市公会堂および市内各小学校）テーマ「足もとの問題をほりおこす同和教育」五分科会にて討議①小学校教科学習②中・高校教科学習③歴史教育④生活指導⑤社会教育、パネルディスカッション	4—⑤ 4—⑥ 4—⑦ 4—⑧	7 部落問題研究所『部落の現状と教育の課題』刊 10 解放同盟第一一回全国大会大阪）民主政党団体との共闘、青年婦人対策、平和運動方針 12 朝日新聞、人権週間に「部落、三百万人の訴え」を連載	6 和歌山県田辺簡裁・日置町青年差別判決 9 福岡市長選で差別事件	6 新教育委員会法成立（10発足、公選制から任命制へ） 10 文部省、教科書調査官任命（教科書検定強化、F項パージ問題化） 11 愛媛県教委、勤評実施決定	6 第一回世界婦人労働者会議 10 砂川闘争激化 12 日本、国連に加盟 12 石橋内閣成立 ※ この年、神武景気、消費ブーム	1・18 委員会（和歌山県白浜）	1 和歌山県朝来小学校「誰にでもできる責善教育」発表会 1 同研京都府連「同和教育の構想と実践」刊 1 群馬相ヶ原演習場で部落の女性射殺さる（ジラード事件）

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1957	5・17 第一回委員会（京都市・紫明荘）委員長選出、決算報告などにつき協議 6・13 第二回委員会（京都市・紫明荘）総会の打合せ 6・14 第五回総会（京都市民生会館）水山委員長辞任し、山根房一（彦根市立高宮小学校長）を委員長に選出。会則を一部改正。「同和教育綱領案」を審議。本年度より大会を年一回（秋季）と決定。スローガン「足もとの問題をほりおこす同和教育」 8・30 第三回委員会（大阪市・浪速荘）大会について協議 10・24 第四回委員会（徳島市・眉山荘） 10・25～26 第九回研究大会（徳島市公民館を中心に市内小・中・高校など）テーマ「現場における同和教育の問題点とその打開策」、講演「地域社会と学校との仲間作りをどうするか、学校現場で活動しやすい組織作りをどうするか」盛田嘉徳。実演授業のあと分科会討議①小学校部会（低・中・高学年の教科指導と生活指導）②中学校部会（教科指導、生活指導、進路指導）③高校部会④社会部会。	5—① 5—② 5—③ 5—④ 5—⑤ 5—⑥	2 高知・弘岡中差別事件盟休闘争 3 奈良県同和教育研究会「児童生徒の人間関係の実態調査」刊 4 奈良県同和問題研究所「長期欠席児童生徒の実態調査」刊 4 兵庫県佐用郡小山支部盟休闘争 4～8 兵庫県南光町山村入会権差別・学校教育差別糾弾闘争 7 部落解放第一回全国青年集会（小豆島） 8 兵庫県同教「同和教育の手引」（第二集）刊 9『週間朝日』、「部落を解放せよ」特集 12 解放同盟第一二回全国大会（大阪）全国的行政闘争の強化、対政府闘争を国民運動として展開することを決定	1 高知県弘岡中学校差別事件 7 大阪南河内郡向野で機動隊員の差別暴行事件	4 和歌山県教委「資善教育指導方針案」発表 6 京都府教育庁「部落生徒の就職状況」刊 6 初等・中等教育局「同和教育指導事例集」 7 文相、道徳教育特設表明 9 文部省、勤評実施通達 10 教課審、道徳教育時間特設決定 12 文部省、小・中学校教頭の職制化省令公布	2 第六次日教組教研集会（金沢）（在日朝鮮人、同和、基地教育分科会） 2 岸内閣成立 5 日教組、勤評反対集会を全国で開催 9 共産党、部落問題で政策発表 9 社会党「部落問題解決政策要綱」決定 10 (ソ)スプートニク打上げ成功 10 日教組「民主教育確立の方針」発表

2・22 第五回委員会（岡山市・まびき荘）京都総会以降、委員会、各府県市同教の継続討議をへた「同和教育綱領」最終案を審議し、「同和教育指針」として次期総会で討議することを確認。

5・23 委員会（奈良市・春日野荘）

5・24 第六回総会（奈良市・県商工会館）「同和教育指針」決定

9・17 委員会（岡山市・まびき荘）

9・18〜19 第一〇回研究大会（岡山市公会堂）「同和教育の具体的な実践方法を確立する」というねらいに立って、テーマ「学校や社会における同和教育推進上の問題点とその打開策」、講演「人権と同和教育」小川太郎、五分科会にて討議①学校経営・行政②小学校③中学校④高等学校⑤社会教育、社会教育シンポジウム、福岡県同教加盟

12・20 第一〇回研究大会報告書『同和教育の問題点と打開策』出版

6—① 1 部落解放国策樹立要請全国代表者会議（東京）議長団の一人に全同教委員長の山根房一

1 長野高教組「同和教育を進めるために」刊

2 和歌山県連と教組、勤評反対の共闘強まる

3 京都・田中支部、教科書無償配布の約束かちとる

4 勤評反対闘争

5 解放同盟等勤評反対七者会議結成

6 解放同盟緊急拡大中央委員会、勤評闘争当面の方針決定

6〜7 勤評闘争激化（教育環境大幅改善要求）

6—② 7 社会教育における第一回全国同和教育研究大会（京都）

9 解放同盟第一三回全国大会（東京）部落解放国策樹立、勤評反対、教育上の差別一掃闘争、日中国交回復運動などの方針

11 部落問題研究所、第一回人権と部落問題講座（大阪）

6—③ ※この年、高校部落研活動はじまる（京都・和歌山など）

6—④ 8 高知県土佐清水市長選挙差別事件

6—⑤ 12 朝日新聞須崎通信局長、差別発言事件

6—⑥ 2 「部落問題解決のための国策樹立に関する請願」国会提出、両院議決

3 文部省、都道府県教育委員長宛・越境入学の抑止通達

3 文部省、小・中学校「道徳」実施要綱通達

3 京都市民生局「京都市中学校卒業生の進路」刊

3 京都府教育庁「同和教育のための進路調査報告」刊

3 奈良県教委「同和教育指導事例集」（第三集）刊

3 滋賀県教委「同和教育指導事例集」刊

7 文部省、学習指導要領改訂発表

10 文部省、小・中学校学習指導要領告示（国家基準強化）

10 政府「同和対策関係閣僚懇談会」設置決定

11 政府、各府県に「部落対策に関し今後三ヶ年間に緊急措置すべき事項ならびに事業計画を提出することを求める」通牒

1 1 沖縄の教育四法

1 第七次日教組教研集会（別府）

2 日教組「日本の学校白書」

6 第二次岸内閣成立

10 警職法反対国民会議結成

11 水俣漁民蜂起

※ この年、サリドマイド剤市販される

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1959	1・16 委員会（大阪市・浪速荘）		3 解放同盟、「安保改定阻止国民会議」に参加 3 部落問題研究所『人権と部落問題』刊 4 彦根市、学校差別統合反対の同盟休校 5 京都市同教「小学校教師の意識調査」発表 7～9 大阪、日之出・矢田教育費無償闘争 8 高知・砂闘争 10 部落問題研究所『同和教育の内容と方法』刊 11 全国学生部落研連合協議会結成 12 解放同盟第一四回全国大会（大阪）国策樹立要請、安保改定阻止方針など決定	1 滝川政治郎教授差別講演事件 1 吹田市光明町女子中学生、就職差別により自殺 1 京都府園部中学卒業生就職差別事件 6 高知県須崎市差別集団暴行事件 ※ 大阪・日之出、プラカード等による教育差別事件	3 奈良県教委「同和教育の展開」（手引第四集）刊 4 文部省、同和教育振興に要する経費計上、同和教育研究校二〇校指定 4 高知県教委等「同和教育推進のために」刊 4 「社会教育法改正」公布（官僚統制強化） 5 自民党「同和事業十ヵ年計画」発表 9 全国小・中・高校学力テスト実施 10 文部省「わが国の教育水準」発表 11 大阪府教委「同和教育のあゆみ」刊	1 第八次日教組教研集会（大阪）（人権、民族分科会） 3 安保改定阻止国民会議結成 5 防衛二法改正案可決 8 最高裁、松川事件差戻しの判決 8 北朝鮮帰還に関する日朝協定調印 11 国連総会、児童の権利宣言採択 12 安保反対国会周辺デモ規制法衆院通過 12 朝鮮人帰国第一船
	5・28 委員会（宝塚市・第一ホール） 5・29 第七回総会（宝塚第一小学校）スローガン「ねがいを育て、暮しを高める同和教育」岐阜県同教加盟 7・15 委員会（京都市・花の家） 8・7 文部省交渉 10・9 学校教育専門委員会（大阪市同和会館） 11・19～21 委員会（高知市三翠園）次いで、第一一回研究大会（同市県民ホール、市内数会場）テーマ「現段階における同和教育の具体的実践方法の確立」、一一部会（学校教育七部、社会教育四部）積上げ方式、「同和教育白書運動」を提起、独占資本と対決する同和教育につき討議	7—② 7—④ 7—⑤ 7—⑥ 7—⑦				

1・29 委員会（和歌山県白浜） 2・1 第一一回大会報告書『同和教育の現状』出版							
5・11～12 第一回委員会（和歌山市・紀の国荘）続いて第八回総会（同市新教育会館）山根委員長辞任、米田貞一郎（京都市立堀川高校長）を委員長に選出。「活動方針案」を中心に、(1)同和教育白書の問題(2)全同教の組織の問題(3)同和教育の方向づけの問題、の三部門に分かれて研究討議。活動方針案は、「全同教の歩みの反省と課題」として承認。大会の課題、総括、その他につき討議する機関として、今年度より学校教育ならびに社会教育専門委員会を設けることを決定	8—①	2 解放同盟福岡県連、三井三池闘争支援決定 4 高知、教員強制異動反対闘争（盟休） 5 京都・田中子ども会、権利要求闘争はじめる（9 学用品支給かちとる）	1 埼玉県行田市南小、教師差別発言	1 厚生省主催、全国同和対策協議会開催（大阪）	1 新日米安保条約調印（6自然成立） 1～11 三井三池闘争		
7・2 学校教育、社会教育各第一回専門委員会（大阪市社会福祉会館）	8—②	4 奈良、同和教育読本『なかま』刊 6 部落問題研究所『講座・部落』刊		3 文部省・初等教育課「同和教育資料Ⅰ」刊 4 文部省、同和教育研究指定校三〇校指定	1 第九次日教組教研集会（千葉）		
7・28 第二回委員会（岐阜市・岐山荘）大会、その他につき協議	8—③	9 解放同盟第一五回全国大会（東京）綱領改正、新安保廃棄、日中国交回復推進、日韓会談反対、日朝国交回復促進、三池第二組合差別糾弾など決定 10 高知市教組「同和教育をすすめるために」刊 部落問題研究所『部落の解放と同和教育』刊	9 大阪八尾・暴力団の差別暴言暴行事件	3 文部省・初等教育課「同和教育資料Ⅰ」刊 4 文部省、同和教育研究指定校三〇校指定	3 社会党、部落解放国策推進に関する大綱発表 4～6 新安保阻止スト・デモ 5 全日本同和会結成	7 第一次池田内閣成立 8 東京山谷マンモス交番、三〇〇〇人が襲う 9 自民党、高度経済成長政策発表	
9・10～11 文部省との話し合い 11・24～26 第三回委員会（京都市・岡崎公会堂）引続き、第一二回研究大会（京都会館、市内の数会場）テーマ「国民の諸権利を守る同和教育の確立、国民教育における同和教育の位置づけ」、九分科会にて討議①教育諸条件の確保②教師集団の組織③子どもの学習と生活④教師と父母の学習活動⑤就職と	8—④ 8—⑤ 8—⑥			8 同和対策審議会設置法公布	10 和歌山県教委「責善教育指導方針案」廃棄、「人間尊重教育（同和教育）実施上の留意点について」公表	11 経済審「国民所得倍増計画」答申	

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1960	進学のねがい⑥仕事や生活を高める活動⑦仕事と生活を保障する行政⑧同和教育における社会教育⑨部落問題を全国民のものとするために、京都アピール「日本民族におおいかぶせられ、部落に集約される一切の差別を許さない……」採択	8—⑦ 8—⑧ 8—⑨				12 第二次池田内閣成立 12 ユネスコ、教育における差別待遇防止に関する条約
1961	2・1 第一二回大会報告書『同和教育のすじみち』出版 2・19 第四回委員会および第二回専門委員会（鳥取市・久松閣）大会総括、「部落に集約される一切の差別を許さない」基本統一見解を確認 5・24 第一回委員会・（大阪市・浪速荘） 5・25 第九回総会（大阪市・大井証券ビル）活動計画、大会要項など 6・30 第一回専門委員会（福岡市・那の津荘）活動計画および大会要綱検討 7・1 第二回委員会（福岡市・那の津荘） 7・31 全国代表者会議（京都市・森永京都支店）	8—⑩ 9—① 9—②	2 部落問題研究所『部落問題入門』刊 3 解放同盟第一六回全国大会（京都）（部落差別三命題） 3 全国水平社40周年記念祭開催 3〜5 高知・長浜教科書無償闘争「教科書をタダにする会」結成 5 解放同盟奈良県連、中学校の暴力事件の問題等13項目要求を県教委に提出 6 解放同盟中央委「国策樹立請願運動の方針」 7 部落解放要求貫徹請願運動開始	1 京都市・日本繊維工業、就職差別事件 2 大阪岸和田・結婚差別自殺事件 3 三重県上野市・市会議員差別暴言事件 6 京都市・三谷伸銅所、就職差別事件	2 文部省「同和教育資料」(2)刊 2 文部省、「小・中学校指導要録改訂」通達 4 小学校新指導要領全面実施 4 文部省、「六一年度全国中学校一斉学力調査実施要綱」通達	1 第一〇次日教組教研集会（東京） 6 農業基本法公布 6 池田・ケネディ会談 8 胎児性水俣病認定 8 釜ヶ崎で集団暴動

1961	1962
11・20 第三回委員会・第二回専門委員会（神戸市・六甲荘） 11・20～22 第一三回研究大会（神戸・明石）テーマ「国民の基本的権利をまもる同和教育の理論と実践の確立、全国民の問題としての同和教育の創造」、第一〇分科会、特別分科会にて研究討議 神戸市同教（兵庫県同教からはなれ単独加盟）、三重県同教加盟	2・1 第一三回大会報告書『同和教育の課題』出版 2・23～24 第三回専門委員会ならびに第四回委員会（松坂市・翠松閣）一三回大会の反省と一四回大会課題を討議 4・25 かねてから懸案の全同教機関誌、月刊「同和教育」創刊。全国の研究と交流に資すために 5・25 第一回委員会（広島市・安芸路荘）各同教現況報告 5・26 第一〇回総会（広島市・平和記念館）活動計画、大会要綱、予算、役員承認
9―③ 9―④ 9―⑤ 9―⑥	9―⑦ 10―①
9 部落問題研究所『戦後同和教育の成果』刊 9～10 部落解放要求貫徹請願大行進 9 高知興津、教員異動、学テ抗議盟休 10 部落解放要求貫徹国民大会（東京） ※この年、高知・京都・大阪・広島など同和教育白書運動起こる（40名学級、同担専任など）	1 国学院大学滝川教授差別講演（部落人種起源説）に対し糾弾 3 解放同盟第一七回全国大会（吹田）初めて全同教について述べる 5～9 高知・興津支部教育闘争（7県警、支部を襲撃）
11 八尾中差別教育問題起る	1 京都市洛北高校部落研への学校の弾圧、田中校長差別発言 2 立命館大学差別事件 4 同志社大学差別事件
9 文部省、小・高校学力テスト実施 10 文部省、全国中学二・三年生に一斉学力テスト 11 内閣同和対策審議会発足（65・8廃止） 12 政府、同対審へ同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策諮問（65・8 答申）	3 「義務教育諸学校教科用図書無償に関する法律」公布 4 国立高等専門学校開設 4 防衛庁、次官会議に「学校教育に関する要望書」提出（愛国心、国防意識の高揚） 5 池田首相、人づくり政策と大学管理制度改正を強調
8 松川事件、全員無罪判決	2 第一一次日教組教研集会（福井） 3 ＩＬＯ八十七号条約の批准問題化 4 高校全入全国協議会結成

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1962	6・22 第一回専門委員会（京都市新道小学校）大会要綱検討 6・23～24 第一回全国同和教育活動者会議（奈良信貴山玉蔵院）日教組、日高教、解放同盟、全日自労、全同教、共催 8・1 第二回委員会（長野市・随行坊）大会、機関誌について協議 8・22 第二回専門委員会・司会者会議（奈良市・春日野荘）第一四回大会各分科会の内容・すすめ方を討議 11・19 第三回委員会・分科会司会者会議（奈良市・春日野荘）大会運営委員選出、大会全体提案検討 11・20～22 第一四回研究大会（奈良市）テーマ「同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を明らかにしよう」、本大会より「乳幼児教育」分科会を設置	10―② 10―③ 10―④ 10―⑤ 10―⑥	6 第一回自治体職員部落問題研修会（大津市） 6 記録映画「解放への闘い」完成 7～10 高知市小室部落差別糾弾闘争 9 解放同盟全国代表者会議、日韓会談粉砕、失対打切反対決議 10 部落問題研究所『同和教育の展望』刊 11 部落問題研究所、同和教育シリーズ刊行始める 12 奈良県同和教育研究会『むなつき坂をこえて』刊	7 神戸市布引中学校暴力事件 9 京都府男山中学校差別事件 9 名古屋市白山中学校差別事件 ※ この頃、中学生の「非行化」社会問題	7 文部省、第二回全国一斉小・中学校学力テスト 10 同和地区学校巡回講習会はじまる 11 文部省・教育白書「日本の成長と教育」（教育投資論）	7 学テ反対闘争激化 10 大学管理制度反対闘争 12 全入全協、高校全入大運動
1963	1・11 第三回専門委員会（京都市・三和銀行京都支店）第一四回大会の総括と第一五回大会の課題検討 1・12 第四回委員会（同所）大会課題、総会日時など決定。第一五回大会のねらいを奈良大会同様「部落を解放する教育の内容を明らかにする」と決定	10―⑦	2 解放同盟第一八回全国大会（京都） 2 高知・長浜「教科書を全員にタダでよこせ」決起集会		1 同和対策審議会、同和地区全国基礎調査を実施 1 経済審「経済発展における人的能力開発の課題と対策」答申 2 同対審、教育・環境改善・産業職業部会の三部	1 第一二次日教組教研集会（鹿児島）

1964						
1・10～11 第二回専門委員会並びに第四回委員会（高松市・野田会館）第一五回大会総括、第一六回大会開催地決定 1・25 内閣同和対策審議会教育部会において全同教事務局、同和教育の現状について報告（京都府正庁）	11―⑥	1 九州みやこ同研、識字学校運動 1～10 信太山差別事件闘争		3 浦和地裁、石川一雄氏に死刑判決	1 文部省、特殊教育振興方策発表（養護学校、特殊学級設置を奨励） 2 文部省、国立大学の学科・課程ならびに講座、学科目に関する省令公布	1 第一三次日教組教研集会（岡山）
1963						
2・15 第一四回大会報告書『同和教育の進展』出版 5・17 第一回委員会（大阪府職員会館）事業報告及び会計報告、新役員、各同教研究報告、活動計画案、予算案など検討 5・18 第一一回総会（大阪府厚生会館）米田委員長辞任、寺地幸一（広島市観音中学校）を委員長に選出。本年度活動計画案を検討。「子どもの進路を保障する教育」について提起 6・21～22 第二回全国同和教育活動者会議（広島市・労働会館） 6・29 第一回専門委員会（京都市・禅居庵）「進路保障」の課題について討議 8・1 第二回委員会（鳥取市・新温泉）大会の課題、分科会のもち方、目標課題など討議 8・21～22 第一回司会者会議（広島市・観音中学校） 11・18 第三回委員会・第二回分科会司会者会議（広島市・安芸路荘） 11・19～21 第一五回研究大会（広島市・県立体育館ほか）テーマ「同和教育を全国民のものとするために部落を解放する教育の内容を創造しよう」、広島アピール「部落を解放する教育をさらに前進させる」採択。	11―①	4 京都市闘争、不当人事を撤回させ、教科書・給食費など無償化かちとる 5 部落解放要求貫徹全国闘争 5 部落問題研究所『中学卒業生の進路構造』刊	11―②	11 第一回全国高校生部落研究会代表者会議（京都）	5 埼玉・狭山事件、石川青年逮捕	11 陸上自衛隊信太山連隊の差別事件
	11―③ 11―④ 11―⑤							

会設置 3 文部省「同和教育資料」(4)刊 5 文部省、道徳教育実験校を指定（一八四校） 6 文部省、第三回中学校学力テスト	11 京都府教委、同和教育の基本方針 12 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律公布（教科書国家統制、広域採択、出版企業指定制）	7 米英ソ3国部分核停条約仮調印（8正式調印） 8 第九回原水禁大会「いかなる国の核実験にも反対」問題で流会、分裂 8 政府、核実験停止条約調印 12 第三次池田内閣成立				

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1964	3・15 第一五回大会報告書『同和教育の課題と展望』出版		3 解放同盟第一九回全国大会（福岡）	3 長野・中野中学校教員転任差別事件	2 最高裁、憲法の義務教育無償は授業料不徴収を意味し、教科書代父母負担は違憲ではないと判決	
	5・18 第一回委員会（京都市・京都教育文化センター）	12—①	3 自衛隊差別糾弾全国総決起大会（大阪）	4 和歌山県立盲学校教員、差別異動	3 文部省、小・中学校教師用「道徳の指導資料」（第一集）刊	
	5・18～19 第一二回総会（京都市・京都教育文化センター）本年度活動計画について検討。教育内容、進路保障、組織、会計等の部門別討議。新役員の選出、会則改正	12—②	5 大阪、蛇草識字学校発足	6 八尾・大正中学星川教諭差別暴言事件		
	6・27～28 第一回専門委員会（津市・洞津荘）第一六回大会の課題につき学習討議			6 高槻・島上高校差別事件		
	7・30 第二回委員会（京都市・自治会館）総会からもちこされた予算小委員会の本年度予算案の承認、大会要綱検討、「いわゆる非行問題について」協議	12—③	8 同和教育大学研究者協議会（京都）	7 京都府立綾部高校差別落書事件		7 (利)公民権法
	8・25～26 第二回専門委員、大会司会者合同会議（津市・洞津荘）全体提案及び分科会につき討議		8 第一回部落解放全国子ども集会（京都）	9 狭山控訴審第一回公判、石川氏犯行否認	9 文部省、「集団行動指導の手びき」（草案）発表（65・5刊、教練、秩序運動復活として批判起こる）	9 横須賀、佐世保等米原潜寄港阻止集会
	10・17 臨時委員会（大阪市・職員会館）大阪府同和事業促進協議会および大阪府より依頼の「部落出身生徒の進路実態調査」の実施と方法につき協議		10 部落解放要求貫徹全国闘争、第一次中央行動		11 厚生省社会局主催、第一回全国同和地区隣保館長講習会（城崎）	10 オリンピック東京大会
	11・30 第三回委員会及び司会者会議（伊勢市・神宮会館）運営委員選出、大会最終打合せ		11 第一回全国高校生部落問題研究集会（京都）一三府県一五二校一〇四七人		11 文部省、「わが国の教育水準」発表	11 佐藤内閣成立
			11 福岡県田川郡香春町上岩原識			※ 新潟阿賀野川水俣病発現、公害問題顕在化

1964	12・1～3 第一六回研究大会（伊勢市・県立体育館ほか）テーマ「差別の現実を明らかにし、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」三重アピール「平和への展望に立って同和教育を前進させる」採択 12・8 事務局を京都・文化厚生会館に移動	12―④ 12―⑤ 12―⑥ 12―⑦	字学校開校 11 部落問題研究所『ぼくらはひとりではなかった』刊 ※64～65 部落問題研究所「部落問題セミナー」。日本共産党、民主少年団		
1965	1・22～23 第三回専門委員会および第四回委員会（京都市・文化厚生会館）第一六回大会総括、第一七回大会の基本テーマを決定 3・25 第一六回大会報告書『差別の現実と同和教育』出版 4・6 未解放部落出身生徒進路実態調査中間総括会議（大阪市・解放会館） 5・17～18 第一回委員会および第一三回総会（京都市・文化厚生会館）本年度活動計画について部門別に検討、新役員の選出 6・5～6 第一回進路保障協議会（京都市・文化厚生会館）各地の取りくみについて交流 6・21～22 第一回専門委員会（和歌山市雑賀崎・鷹光園）大会までの準備について打合せ 7・28 第二回委員会（岡山市・まびき荘）大会要綱（大会議長・分科会司会者等）決定 8・25 第二回専門委員会・第一回司会者記録者合同会議（大阪府職員会館）分科会の討議課題について検討 11・17 第三回委員会および第二回司会者会議（大阪市・浪速荘）	12―⑧ 13―③ 13―① 13―②	7 部落解放第九回全国青年集会（鳥取）混乱、全体集会打切り 8 解放同盟中央執行委、部落解放第二回子ども集会中止決定 10 解放同盟第二〇回全国大会（東京）同対審答申について決議、部落白書、狭山差別裁判糾弾闘争	4 京都府立鴨沂高校差別ビラ事件 5 鴨沂高校定時制八木主事差別発言事件 10 八尾中女生徒差別暴言・殴打事件	2 文部省主催、同和教育研究協議会（東京・松山・奈良） 4 文部省「生徒指導の手びき」刊 5 同対審教育部会報告 6 全国一斉答申学テ 8 同対審「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」答申 8 臨時同和問題閣僚協議会および同協議会幹事会設置	1 佐藤・ジョンソン会談 1 第一五次日教組教研集会（福岡） 2 「三矢作戦」計画暴露 4 ＩＬＯユネスコ「教員の地位に関する勧告草案」日本政府に送付 6 第一次家永訴訟（74・7高津判決、75・12控訴審判決） 6 日韓基本条約調印（11可決） ※㈱ヘッドスタート計画

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1965	11・18～20　第一七回研究大会（大阪市・府立体育館ほか）テーマ「差別の現実から深く学び・生活を高め未来を保障する教育を確立しよう」大阪アピール「成果を全国民の中に組織的に拡げ、同和教育をさらにすすめていこう」採択、八尾中問題提起	13—④ 13—⑤ 13—⑥ 13—⑦			10　指定都市教育委員長・教育長会、同対審答申完全実施陳情書を決議 12　文部省、在日朝鮮人子弟の学校教育についての通達	
1966	1・10～11　第三回専門委員会および第四回委員会（文化厚生会館）大会の総括、第一八回大会の基本テーマ決定、「同対審」答申について協議 1・20　文化厚生会館問題おこる 1・31　緊急委員会、「文化厚生会館問題」について（一切の書類、資料、印判など事務室に凍結、業務が完全に停止した事実にもとづいて、機関誌購売者、再登録、大阪大会参加者調査など行う） 3・25　第一七回大会報告書『現実から学ぶ同和教育』出版 4・3～4　代表委員会（神戸市・甲陽会館）「文化厚生会館問題」について協議（考え方の違いはあっても部落を解決する教育をすすめようという一致点で行動、部落の現実にもとづき民主的・自主的運営を） 5・8　研究小集会、八尾中学校の同和教育の現状と課題につき討議 5・20　第一回委員会（岡山市・まびき荘）総会議案検討・承認 5・20～21　第一四回総会（岡山市・教育会館）本年度活動計画につき六分散会（白書運動、同和教	13—⑧ 13—⑨ 14—① 14—②	1　「同対審」答申完全実施要求中央集会（東京） 3　解放同盟第二一回全国大会（大阪）中央委「解放教育の当面する課題」 4　神戸市西代中学校、越境阻止闘争	1　東岡山工高・数年来にわたる部落出身教師への集団差別発覚		1　第一五次日教組教研集会（福島） 4　学芸大学、教育大学に名称変更

| 1966 | | |

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1967	6・16～17 第三回進路保障協議会および第一回専門委員会（高松市・さぬき荘） 7・26 第二回委員会（大阪市・大阪旅行会館）大会要項、とりくみの現状、「会館」問題など協議 8・28 第一回分科会司会者会議（岡山市・出石小学校） 9・26 各府県市同教へ、第三次同対審答申完全実施要求総決起集会についての要請文送付 10・ 内閣総理大臣、文部大臣宛「同和教育を進めるための要求」書提出 11・24 第三回委員会および第二回司会者会議（岡山市・まびき荘） 11・25～27 第一九回研究大会（岡山市・県立体育館）テーマ「差別の現実から深く学び、生活を高め未来を保障する教育を確立しよう」	15—② 15—⑦ 15—③ 15—④ 15—⑤ 15—⑥	7 全国解放教育研究会設立 7 部落問題研究所『はぐるま』（第一集）刊 10 同対審答申完全実施要求部落解放国民大行動（東京）文部省・「生徒指導資料第三集」の差別糾弾 11 朝日新聞社糾弾闘争	10 文部省の差別指導書問題	5 大阪府同和教育基本方針制定 5 社教審、少年団体育成指導方策建議 7 教課審「小学校教育課程改善についての中間まとめ」発表（10答申）（神話・伝説重視） 10 文部省、生徒指導資料第三集「生徒指導の事例とその考察」	6 東教大評議会、筑波学園都市への移転強行決定 6 第二次家永訴訟（70・7杉本判決） 7 (米)黒人闘争 8 公害対策基本法公布 8 全国障害者問題研究会結成大会 10 (英)プラウデン報告 11 日米共同声明
1968	1・10～11 第二回専門委員会、正副委員長会議および第四回委員会（大津市・県庁別館）大会総括 3・25 第一九回大会報告書『現実ととりくむ同和教育』出版	15—⑧	1 壬申戸籍差別糾弾闘争 1 解放同盟、明治百年祭糾弾表明 1 全国同和保育研究集会（信貴山） 3 解放同盟第二三回全国大会（京都） 3 解放同盟中央本部『解放理論	5 大津市でも越境入学問題化	1 法務省、「壬申戸籍」閲覧全国禁止通達 3 内閣総理大臣官房審議	1 第一七次日教組教研集会（新潟） 1 熊本水俣病「患者の心をわがものとする」市民会議 3 富山イタイイタイ病第一次訴訟（71判決）

1968	5・20 第一回委員会（京都市・教育文化センター）			
	5・21 第一六回総会（　〃　）			
	事業、財政報告、活動計画検討、役員選考、など			
	6・20～21 第四回進路保障協議会（三重県湯の山・希望荘）各地「就職差別事件」の事実・背景・原因を明らかに、就労実態を明らかにし進路保障のなかみの確かめ、援助措置（条件・確保）に努力、を柱に討議	16—①		
	6・21～22 第一回専門委員会（三重県湯の山・希望荘）	16—②		
	第二〇回大会分科会討議課題検討			
	6・22～23 第一回「小学校における同和教育を語る会」（三重県湯の山・希望荘）	16—③		
	7・31 第二回委員会（和歌山市・水産会館）			
	8・24～25 第一回分科会司会者会議（三重県津市・吉田山会館）			
	10・22付文部省に「同和教育を進めるための要求」書提出（とくに同和加配教員配置要求）			
	11・1 第三回委員会および第二回分科会司会者会議（伊勢市・吸霞園）	16—④		
	11・2～4 第二〇回研究大会（伊勢市・県立体育館ほか）テーマ「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」	16—⑤		
		16—⑥		
		16—⑦		
1969	1・13 第三回専門委員会（広島市・せとうち苑）	16—⑧		
	大会総括			
	1・14 第四回委員会（広島市・せとうち苑）			
	1・19～20 第四回委員会決定にもとづき、「文部省の方針に対する要求の検討」、第一回委員会（大阪市・高津荘）	16—⑨		
	1・22付第四回委員会決定にもとづき、各府県市同			

				の創造』（第一集）刊
			5	部落解放研究第二回全国集会（奈良）差別越境問題を提起
			5	大阪差別越境反対闘争
			6	『地上』差別記事事件
			7	部落解放研究所設立（大阪）
			8	長野・三睦村入会権確認訴訟
			9	京都府・男山中学差別事件
			10	『月刊社会党』差別記事事件
			10	部落解放研究所『部落解放』（月刊）創刊
			11	『婦人民主新聞』で伊藤雄之助差別発言
			11	『毎日新聞』夕刊差別記事
			12	「特別措置法」即時制定要求の中央国民大集会（東京）
			12	『サンデー毎日』差別記事
			12	『家の光』差別記事
			1	自民党機関誌『自由新報』の差別記事
			1	高知県・佐川中学生就職差別事
			1	第一八次日教組教研集会（熊本）「部落解放運動と同和教育強化のために」
			3	同対協、総理大臣に、同和対策の促進に関する「特別措置法案要綱」提出
			4	法務省、「壬申戸籍」厳重封印保管の通達
			4	美濃部都知事、朝鮮大学校を各種学校として認可
			6	小笠原返還
			7	文部省、改訂小学校学習指導要領告示（神話復活、国家に尽す公民育成）
			9	文部省、特殊教育振興五ヶ年計画発表
			9	水俣病、公害病と認定
			10	政府主催、明治百年祭式典
			10	「夜間中学」自主上映運動
			10	大阪府・市両教委、越境入学実態調査（四六〇〇名）
			10	カネミオイル事件
			11	沖縄首席公選

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1969	教事務局および全同教事務局強化のための要望書を各府県市同教代表委員および各府県市教委教育長に提出（各事務局専念教員配置） 2・10 第二回「検討」委員会（大阪市・社会福祉会館）「文部省方針草案」を検討、「同和教育推進に関する要求」まとめ 2・13付委員長および奈良・京都・大阪の「方針」検討小委員、解放同盟代表とともに文部省にたいして「同和教育推進に関する要求」書提出 2・22～23 第二回「小学校における同和教育を語る会」（大阪市・太融寺） 3・25 第一九回研究大会報告書『同和教育を全国民のものに』出版 5・23 第一回委員会（福岡市・那の津荘） 5・24 第一七回総会（福岡市・市立青年センター）事業計画討議決定、財政、役員選考小委報告承認 6・25 第五回進路保障協議会（大津市・びわこ荘） 6・26 第一回専門委員会（大津市・びわこ荘）大会要綱、「同和教育基本方針」作成、などについて検討 7・5～6 第三回「小学校における同和教育を語る会」（奈良市・桃山荘） 7・23 府県市同教代表者会議（神戸市・県民会館） 7・30 第二回委員会（大津市・さざなみ荘）「大阪市教組東南支部役員選挙『挨拶状』をめぐる問題についての見解（案）」提起、大会要綱（案）検討	17—① 17—②	2 大阪矢田支部「部落解放総合計画第一次案」 3 解放同盟第二四回全国大会（東京）狭山差別裁判闘争 3 大阪同和保育連絡協議会結成 5 部落解放研究第三回全国集会（奈良）	件 2 竹中労、『週間明星』に差別記事 2 福岡田川・結婚差別事件 3 大阪市教組東南支部選挙ビラ差別表現（いわゆる「矢田教育差別事件」） 3 『世界』大内兵衛差別記事 4 『天理時報』差別記事 5 広島相互銀行・差別調査 6 大阪市大・教官差別発言 9 北信用組合機関紙、	2 文部省、「学校における同和教育」（草案）発表 2 自民党文教制度調査会「教育改革試案」 3 埼玉県教育局「みんなともだち」（同和教育指導事例集5）刊 4 小中学校全学年、教科書無償給与 4 改訂中学校学習指導要領告示（72実施） 4 中教審「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」答申 7 「同和対策事業特別措置法」公布	4 国土開発審、新国土総合開発計画を答申 6 水俣病訴訟開始

1969						
8・30	第二回専門委員会・司会者会議（大津市・さざなみ荘）大会基調提案、分科会討議課題などの検討					
10・18	文部省交渉。各府県市同教代表、「同和教育推進に関する要求」書提出					
11・7	第三回委員会および第三回専門委員会・司会者会議（大津市・さざなみ荘）					
11・8～10	第二一回研究大会（大津市・東レ、厚生会館、ほか）テーマ「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を創造しよう」、六課題にそい報告討議、香川県同教加盟	17—③				
12・20	事務局を「文化厚生会館」に移動	17—④	17—⑤	17—⑥	17—⑦	17—⑧

1970						
1・19	第四回専門委員会・司会者会議（大阪市・なにわ会館）大会総括など討議					
1・20	第四回委員会（大阪市・社会福祉会館）					
2・27	第六回進路保障協議会（大阪市・なにわ会館）とくに、高校卒業生の進路をめぐる問題について協議					18—①
3・25	第二一回大会報告書『国民的課題をめざす同和教育』出版					
5・4	新指導要領および教科書批判検討会（大阪市・社会福祉会館）					
5・22	第一回委員会（高松市・香川県労働福祉会館）総会提出議案を検討					
5・23	第一八回総会（高松市・香川県労働福祉会館）本年度事業計画、役員、予算など決定					
6・18	第一回専門委員会・司会者会議（神戸市・兵庫県民会館）大会課題、各分科会討議課題などを検討					

1969						
8	部落解放中央行動					
9	阪急デパート古書市・差別古地図販売					
10	大阪市、矢田総合計画発表					
10	文部省、「高等学校における政治的教養と政治的活動について」通知					
11	文部省初中局長宮地茂差別挨拶					
11	商業興信所差別調査					
11	第一回部落解放奨学生全国集会（天理）					
11	全国高校部落研集会（福山）					
12	大阪市大・阪大、教官差別発言					
12	日教組、同和教育基本方針					
11	日米沖縄返還共同声明					
11	日教組「高校生の自主的民主的活動を発展させるための見解」発表					
※	日本作文の会活動方針「被差別部落解放の課題」					
※	この年から公害白書（72から環境白書）					

1970						
1	解放同盟第一次中央行動					
3	解放同盟第二五回全国大会（東京）文部省検定教科書の差別性を糾弾する決議					
5～	部落解放国民行動隊、福岡出発					
5	部落解放研究第四回全国集会（福岡）					
5	「橋のない川」（第2部）ほるぷ映画社に解放同盟抗議					
6	大阪、同和教育読本『にんげん』（小学四・五・六年）刊					
1	『社会教育』・共同石油総務部長差別記事					
1	OECD対日教育調査団（71報告書）					
1	第三次佐藤内閣成立					
2	第一九次日教組教研集会（岐阜）					
3	日本万国博					
4	経済審「新経済社会発展計画」発表					
5	心身障害者対策基本法公布					
6	部落解放同盟正常化全国連絡会議結成					
5	福岡県田川郡川崎署・差別捜査事件					
6	尼崎北署・警官差別暴行事件					

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1970	7・13 第二回委員会（奈良市・奈良県教育センター）大会開催要項決定 7・20 文部省に対する「同和教育推進に関する要求」のとりくみについて（資料刊行） 8・4 文部省交渉にむけての話し合い（大阪市・部落解放センター）正副委員長、事務局、解放同盟中央本部代表と 8・8 第二回専門委員会、司会者会議（福岡市・那の津荘）大会基調提案、分科会討議課題などを検討 8・11 府県市同教代表者会議（大阪市・部落解放センター）文部省・「同和問題と教育」（案）について検討 8・12 正副委員長、事務局、解放同盟中央本部代表とともに、文部省・「同和問題と教育」を中心に文部省交渉。同日、日教組とも話し合い 9・7 正副委員長、事務局、解放同盟代表、同和教育推進に関して日教組代表と話し合い（大阪市・部落解放センター） 11・6 第三回専門委員会・司会者会議および第三回委員会（福岡市・黒田荘） 11・7～9 第二二回研究大会（福岡市・九電記念体育館ほか）テーマ「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」一二分科会（「障害」児教育分科会新設）特別部会にて討議、佐賀県同教加盟	18—③ 18—④ 18—⑤ 18—⑥	7 国民大行動中央集会 12 部落解放国民運動第三次中央行動（東京） 12 解放同盟中央本部『狭山差別裁判』刊	7 高知県弘中部落結婚差別事件 8～10 大阪・住吉中、差別事件頻発 8 『映画芸術』・吉本隆明差別論文 12 広島三次商女生徒、差別的な「同和」教育などに悩み自殺	7 東京地裁、家永訴訟で不合格処分取消し判決（杉本判決） 7 文部省・「同和問題と教育」（案）発表 9 文部省、「大学設置基準」改正 10 文部省、高等学校学習指導要領告示（数学一般、初級英語など新設） 11 文部省、白書「わが国の教育水準」発表 11 国大協第二常置委、大学共通一次試験の実施方針報告	6 日米安保条約自動延長 8 「夜間中学を育てる会」発足 9 厚生省、キノホルム使用・販売禁止 10 政府、初の「防衛白書」発表 12 日教組、教育制度検討委員会発足（71・6～74・5報告書） 12 沖縄コザ抗議騒動

1・27 第四回専門委員会・司会者会議（福岡県・二日市温泉「延寿館」）第二二回大会総括
1・28 第四回委員会（福岡県・二日市温泉「延寿館」）第二二回大会総括、第二三回大会の取りくみを協議「昭和四五年度各府県における『同和加配』について」（資料刊行）
2・26 各府県市同教代表者会議、学校教育部会及び社会教育部会（大阪市・大阪府教育会館）
5・18 第一回委員会（松山市・県婦人会館）
5・19 第一九回総会（松山市・県婦人会館）本年度研究課題、役員、予算など決定
6・2 「就学前教育」に関する研究会（奈良市・県教育センター）
6・10 愛媛教組の「申入れ」に関する全同教・愛媛同教・愛媛教組三者会議
6・14～15 「基礎学力の充実に関する研究会」（小・中）（京都市・京都教育文化センター）
6・25 第二二回大会報告書『同和教育をみんなのものに』出版
6・29 「進路保障」研究会（大阪府教育会館）
7・6 第一回専門委員会（奈良市・県教育センター）第二三回大会要項、分科会討議課題を検討
8・2 第二回委員会（福山市・松乃屋）「第二三回大会要項決定、来年度から使用中学校社会科教科書〈歴史分野〉のなかの部落問題に関する記述に関して協議、「昭和四七年度からの使用中学校社会科教科書に関して」（資料刊行）
8・20 第二回専門委員会・分科会司会者会議（松山市・県婦人センター）第二三回大会の分科会討議課題の検討

19—①
19—②

2 広島三次商校生自殺事件糾弾集会
3 部落解放第二六回全国大会（京都）水平社五〇年の歴史と伝統に学び完全解放を達成させる方針決議
5 部落解放研究第五回全国集会（大阪）
6 解放同盟、東本願寺糾弾
7 解放同盟、西本願寺糾弾
7 全国解放教育研究会『解放教育』（月刊）創刊
8 部落解放国民運動中央行動

1 住吉結婚差別自殺事件
3 中城結婚差別事件
4 岡山県笠岡、結婚差別事件
5 宿毛結婚差別自殺事件
6 参議院議員選挙で差別公報事件
7 綾部市消防操法大会で差別事件
8 飯塚市・結婚差別事件

1 文部省、小中学校学習指導要領の一部改正（公害教育を重視）
2 文部省、「小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について」通知
4 社教審「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」最終答申
5 「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」公布（給特法）
6 中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」答申（いわゆる「第三の教育改革」）
6 総理府、全日本同和地区実態調査を実施

1 第二〇次日教組教研集会（東京）
2 沖縄県祖国復帰国民大会
2～3 成田強制代執行（小・中・高生一四二名同盟休校）
6 沖縄返還協定調印（屋良主席欠席）
6 日教組教育制度検討委「日本の教育はどうあるべきか」（第一次報告書）
6 全国教育研究所連盟、子どもの授業内容理解度調査（「落ちこぼれ」問題化）
7 環境庁発足
8 ドル・ショック

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1971	9・5 「同和対策協議会・第三部会」において、文部行政に対する参考意見を述べるため、全同教役員、部落解放同盟中央本部役員と意見交換					
	9・9 同対協第三部会へ「参考意見」	19—③				
	9・20 愛媛同教に対し県研究大会において機関誌「愛媛同和」第七号が配布された事実につき全同教の申入れ					
	9・28 全同教から愛媛同教へ県研究大会において機関誌「愛媛同和」第七号が配布された事実につき申入れ文書					
	10・8 臨時委員会（大阪市・以和貴荘）第二三回大会開催の経過につき、事務局報告、協議	19—④				
	10・11 第二三回大会の松山市開催を断念、広同教に開催協力を要請					
	10・12 広同教から、開催協力の回答	19—⑤				
	11・26 第三回専門委員会・司会者会議、第三回委員会（福山市・良縁閣）第二三回大会運営に関する協議	19—⑥				
	11・27～29 第二三回研究大会（福山市・市立体育館ほか）教育内容分科会を改組、自主活動分科会を独立、開催地を松山から福山へ急遽変更。熊本県同教加盟	19—⑦ 19—⑧ 19—⑨				
1972	1・31 第四回専門委員会・司会者会議（福山市・松乃家）二三回大会総括、二四回大会課題の討議	19—⑩	1 大内、末川、両人狭山審理打切り反対などで声明 2 部落解放国民運動中央集会			
	2・1 第四回委員会（福山市・松乃家）専門委員会の協議をうけて次年度研究課題について検討					
	2・28 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する	19—⑪				

研究会（大阪市・教育青年センター）

4・5付文部省から同和対策協議会「同和教育に関する当面の指導指針並びに同和教育行政に対する要望事項」送付、意見を求められる

5・15 第一回委員会（大阪市・教育青年センター）

5・16 第二〇回総会（大阪市・教育青年センター）

5・19 「指導指針」に関する意見を文部省に送付

6・5 「進路保障」「学力保障」に関する研究会（福岡市・堅粕小学校）

6・13 第一回専門委員会（大阪市・部落解放センター）

6・29 「就学前教育」「健康問題」に関する研究会（高知市・県労働会館）

7・3 「社会教育」研究会（奈良市・春日野荘）

7・31 第二回委員会（奈良市・春日野荘）

8・7 第二回専門委員会・司会者会議（大阪市・なにわ会館）

8・26～27 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会（佐賀市・勧興小学校）

10・25 第二三回大会報告書『教育の機会均等と進路保障をめざして』出版

11・24 第三回委員会および司会者会議（大阪市・教育青年センター）

11・25～27 第二四回研究大会（大阪市）部落を解放する教育内容の創造と学習の保障という課題を中心にすえて研究討議、本大会から、①言語認識②社会認識③自然認識④芸術認識の四領域の課題のもとで研究討議

20—① 3 解放同盟第二七回全国大会（京都）教育闘争の重要性強調

3 全水創立五〇周年記念「部落問題シンポジウム」

20—③ 5 日教組、運動方針案に部落解放をめざす「同和」教育強調

5 狭山署名百万突破

20—④ 5 部落解放研究第六回全国集会（広島）部落を解放する教育内容の創造と学習の保障のために

6 部落解放国民大行動隊、鹿児島を出発

20—⑤

20—⑥

20—⑦ 10 日教組、教育黒書「市販テストーその実体と内容」

20—⑧

20—⑨ 3 日刊スポーツ（大阪）差別記事

4 坂出・結婚身元差別調査事件

5 高知宿毛・結婚差別事件

5 富士火災海上保険高知支所・就職差別事件

5 大阪中央郵便局差別事件

6 上野駅鉄道公安官差別発言

7 高砂熱学工業・就職差別事件

7 林野庁機関紙・差別文章

20—⑩ 3 同対協文部省報告「同和教育行政に関する当面の指導指針及び同和教育行政に対する要望事項について」

4 文部省、大学履習単位互換制を施行

7 教養審「教員養成制度の改善方策について」建議

10 文部省、「知育偏重是正のため」学習指導要領一部改正、その弾力的運用について次官通達

11 文部省、「高校の進路指導に関する調査結果」発表（成績による進路ふりわけ明らかにされる）

20—⑪ 5 沖縄復帰、沖縄県発足

7 田中内閣成立

7 四日市公害訴訟判決

9 日米共同声明

12 第二次田中内閣成立

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1973						
	1・12 文部省交渉、「学籍簿」「指導要録」の取り扱いに関して申入れ	20—⑫		3 白浜・泉大津結婚差別事件	2 大阪府教委、小・中学校指導要録に三段階絶対評価を採用	1 国土総合開発庁
	1・23 司会者会議（奈良市・春日野荘）					1 第二二次日教組教研集会（和歌山）
	1・24 第四回委員会（奈良市・春日野荘）	20—⑬	3 解放同盟第二八回全国大会（京都）	3 久留米郵便局差別事件	2 大阪市教委、中学校指導要録の段階成績評価廃止の決定	3 ILO委、日教組などに団交権を与えるよう日本政府に勧告
	4・24～25 第二回「社会教育」研究会（鳥取市・白兎荘）			3 大阪浪速高校差別事件	5 奥野文相、学校五日制検討を事務当局に指示	
	5・16 第一回委員会（奈良市・春日野荘）	21—①		4 読売TV差別放送「ドキュメント73（日本TV製作）」	6 義務教育諸学校設備費国庫負担法、一部改正	6 日教組制度検討委、第三次報告書
	5・17 第二一回総会（〃）					
	6・4 文部省交渉、「同和教育の推進に関する要求、とくに教職員の増配置に関しての要求」書提出	21—②	5 部落解放研究第七回全国集会（岡山）			6 第三水俣病（有明海宇土半島）発現
	6・4 「保健・体育関係出版社」および「角川書店」関係者と会い、各社発行の教科書の内容について「抗議書」を手渡し回答を求める			4 福岡直方女子高差別事件	7 「筑波」法案両院強行採決	
	6・5 「進路保障」研究会（神戸市・市立総合社会福祉センター）			4 和歌山・寒川中校長差別発言	10 大阪府教委、人権を守る観点から高校生徒指導要録改訂、各校長に通達	
	6・13 第一回専門委員会・司会者会議（奈良市・春日野荘）			7 高知外語高校、土佐女子高校で差別事件	11 「学校教育法中、養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」公布（養護学校義務化79・4実施）	
	6・29 「就学前教育」研究会（岡山市・福祉文化会館）			8 奥野文相差別発言		
	7・3～4 「白書運動」研究会（徳島市・同和センター）					
	7・30 「同和加配」教員の増配置について第二回文部省交渉					
	8・10 第二回委員会（奈良市・春日野荘）第二五回大会開催要項確認	21—④				
	8・11 第二回専門委員会・司会者会議（奈良市・奈良商校）大会各分科会討議課題案の検討					

| 1973 | | |

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1974	7・8 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会（高知市・農協会館） 7・26 第二回委員会（高知市・老人福祉センター）大会開催要綱につき協議 7・28 第二回専門委員会・司会者会議（高知市・城西中学校） 8・8 「白昼運動」研究会（熊本県阿蘇町・白雲山荘） 8・22 「就学前教育」研究会（奈良市・県文化会館） 8・30～31 第一回九州地区同和教育夏期講座（全同教後援） 9・3 以降の「狭山公判闘争」に役員、事務局員参加。各府県市同教に、「狭山差別裁判取消し・無実の石川君の無罪判決をかちとるとりくみ」の強化をよびかける 9・25 第二次部落解放「特措法」具体化要求、「同対審」答申完全実施要求中央行動に役員、事務局員参加 12・6 第三回専門委員会・司会者会議および第三回委員会（高知市・旭軒）「八鹿高校問題に関する現時点での全同教の見解」 12・7～9 第二六回研究大会（高知市・県民体育館ほか）大会基調「すべての国民に部落問題についての正しい理解と認識をつちかい、部落の子どもたちの教育の機会均等を完全に保障していく教育をすすめていくために」、長崎県同教加盟	22―③ 22―④ 22―⑤ 22―⑥	8～9 部落解放全国行進隊、東京集結 9 狭山一〇万人集会 10 狭山新百万署名、二百万人達成 10 第一回部落解放文学賞発表 10 部落解放研究第八回全国集会（大阪） 10 「狭山」判決に即日上告 11 八鹿高校差別事件糾弾闘争はじまる	5 全国高校視聴教育研究協議会『高校視聴覚No.82』に差別表現 5 大阪東郵便局職員、職場差別自殺事件 6 大丸義一「近代日本の争点」で差別表現 7 有斐閣『社会学辞典』海道守『人生力―心の壁を打ち破れ―』、日本体育社『学校体育』に差別表現 7 群馬・結婚差別調査事件確認会 7 福岡・吉木小差別事	6 社教審、「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」答申、「乳幼児期における家庭教育の振興方策について」建議 10 狭山差別裁判最高裁判決（無期懲役）	9 日教組中央教育課程検討委員会発足 12 三木内閣成立

1974					1975			
12・16 以降、事務局、「八鹿高校問題」に関する情報と資料蒐集作業（第一次現地調査聞きとり18～24）					2・7 第四回専門委員会・司会者会議（高知市・丸ノ内会館）			
12・29 役員・事務局員会（大阪市・吉の旅館）「八鹿高校問題に関する正副委員長見解」（要因は「部落差別を観念の問題としたところにある」とする）	22—⑦				2・8 第四回委員会（高知市・丸ノ内会館）いわゆる「八鹿高校問題」に関して「全同教の見解」などを決定			
					2・26付 「赤旗」編集局長宛「一九七四年十二月二四日付『赤旗』に掲載された第二六回大会に関する記事に対する抗議と訂正について申入れ」			
					4・25 第二五回大会報告書『同和教育の当面する課題』出版			
					5・19 第一回委員会（熊本市・社会教育会館）			
					5・20 第二三回総会（〃）東京都同教加盟	23—①	1 差別とたたかう文化会議結成	
					5・30～31 「就学前の教育」・「健康問題」に関する研究会（伊勢市・県総合庁舎および労働会館）		2 沖縄県反CTS県民大会で「炎山の黒い雨」上映	
					6・19 第一回専門委員会（神戸市・六甲荘）			
					6・26～27 「進路保障」・「白書運動」に関する研究会（京都市・堀川会館）	23—②	3 狭山、八鹿、春闘、統一地方選勝利中央総決起集会	
					7・5～6 「社会教育」研究会（築紫野市・中央公民館）「部落内における教育文化活動について」を中心に研究討議	23—③	5 解放同盟第三〇回全国大会（東京）	
件糾弾								
7 京都市・結婚差別殺人事件								
11 兵庫県八鹿高校・差別教育事件								
12 総理府「青少年問題の現状と対策」了承								
※ この年、戦後初のマイナス成長								

1974					1975			
							2 熊本大学教官差別発言	
							2 第二の「地名総鑑」事件	
							3 内閣総理大臣官房同対室「同和地区精密調査報告書」	
							4 最高裁、興信所の身元調査は憲法違反との判例示す	
							5 「日刊スポーツ」差別記事	
							6 長野高教組機関誌「教育の広場」に差別記事	
							6 三原市・陸上自衛隊員による結婚差別事件	
							7 育児休業法公布	
							7 専修学校の法制化（76・1実施）	
							7 国際婦人会議「行動計画」「メキシコ宣言」採択	
							7 産業構造審「わが国の産業構造の方向」答申	
1 第二四次日教組教研集会（岡山）								
2 東京高裁、女子定年制差別について違憲判決								

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1975	8・1 第二回委員会（熊本市・県婦人会館）大会要項、会計報告、各地の取りくみの交流など 9・3～4 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会（大阪市・部落解放センター） 9・19 各同教「進路保障関係担当」代表者会議（京都市・農協会館）当面する進路保障の課題について協議、労働大臣へ「要請書」提出決定 9・27付 労働大臣宛「『同和地区』新規学卒者の就労保障に関する要請」提出、同文書を、文部大臣、自治大臣、人事院総裁、内閣同対協会長および関係都道府県労働行政関係担当部長宛に送付 9・29 委員長、永井文相と同和教育推進に関して懇談 10・20 第一回文部省交渉（東京都・国立教育会館）各同教代表、同日付「同和教育推進にかかわる文部省の具体的施策について」要求書提出 11・22 第二回文部省交渉（東京都・国立教育会館） 11・25 第二六回大会報告書『すべての国民に部落問題についての正しい認識を』出版 11・28 第三回専門委員会・司会者会議および第三回委員会（熊本市・熊本観光ホテル） 11・29～12・1 第二七回研究大会（熊本市・体育館ほか）同和教育が当面している諸課題を明確にしていくことを中心に研究討議、「最高裁への要請」決議、長野県同教加盟	23—④ 23—⑤ 23—⑥ 23—⑦ 23—⑧ 23—⑨ 23—⑩ 23—⑪	8 私立高校生超過学費返還請求訴訟 9 部落解放同盟「差別語問題についてのわれわれの見解」発表 10 部落解放研究第九回全国集会（東京） 10 10・31寺尾差別判決糾弾、狭山差別裁判糾弾完全勝利中央総決起集会（東京）三万人 11 私学訴訟を支援する学者・研究者の会、結成集会 11 差別とたたかう文化の創造をめざして、部落解放文化祭 11 第一回部落問題婦人懇談会 11 演劇「濡衣秘録・寛政五人衆」完成 12 部落解放中央共闘会議結成（反差別共同闘争） 12 大阪松原盟休闘争（三五〇人）	11 京都府警川端署村井差別身元調査 11 「人事極秘・特殊部落地名総鑑」事件	10 教課審「教育課程の基準の改善に関する基本方向について」 12 東京高裁、教科書第二次訴訟で検定行為の違法性を判示（畔上判決） 12 主任制法制化省令告示（76・3実施） 12 「地名総鑑」差別事件で、総理府、法務、文部、労働、自治庁などの省庁、「悪質な差別文書であり企業への指導強化を図る」ことを各地方自治体、教育委員会に次官通達	9 中央政策研究所「ライフサイクル計画」 12 日教組、主任制反対半日スト

2・6 第四回専門委員会・司会者会議（熊本市・県社会福祉会館） 2・7 第四回委員会（熊本市・県社会福祉会館） 宮崎県同教加盟					
4・3付 「『学校主任制度』化に対する全同教の態度」を文部大臣および各都道府県教育長宛に送付	24—③				
5・28 第一回委員会（神戸市・兵庫県民会館） 5・29 第二四回総会（神戸市・兵庫県教育会館） 鹿児島県同教加盟	24—① 24—②	1 狭山差別裁判最高裁上告趣意書提出、盟休闘争（大阪・奈良一万人） 2 部落解放地方共闘結成促進全国代表者会議 3 解放同盟第三一回全国大会（東京）狭山闘争強化 3 部落問題を考える婦人の会結成集会			
6・7 文部省「同和教育資料」に関して予備交渉 6・11～12 「就学前教育」「健康問題」に関する研究会（大阪市・部落解放センター）		5 狭山差別裁判反対全国10万盟休闘争			
6・16 第一回専門委員会（神戸市・六甲荘） 6・17 各府県市同教代表委員会（神戸・六甲荘） 「文部省『同和教育資料』（案）に対する全同教の態度」につき協議			3 三雲差別自殺事件で田中倉蔵・とよ抗議心中 3 都営住宅差別落書 4 東京青梅市教委・出身教師排斥運動	4 文部省、「同和教育資料」（案） 5 文部省、「わが国の教育水準」（75年版、高学歴化、生涯教育）	1 第二五次日教組教研集会（大津） 2 主任制をめぐる問題激化 3 国連、国際人権規約発効 3 正常化連、「全国部落解放運動連合会」に改組
6・25～26 「進路保障」「学力保障」に関する研究会（京都市・勤労者総合会館） 7・9～10 「社会教育」研究会（奈良市・春日野荘）	24—④		5 安原刑事局長差別発言 7 高知地検吉田検事差別発言	5 戸籍の公開制限、除籍簿の非公開など民法改正案成立 5 同対協、「同和行政の推進に関する意見について」意見書提出	5 日教組・国民教育研究所、学力実態調査結果発表 5 日教組中央教育課程検討委、「教育課程改革試案」（最終報告書） 7 ロッキード事件、田中元首相逮捕
7・19 文部省交渉。文部大臣宛、「同和教育推進に関する要求」「文部省『同和教育資料』に対する全同教の態度」を提出	24—⑤ 24—⑥				

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1976	8・9 第二回委員会（神戸市・六甲荘）大分県同教加盟 8・10 第二回専門委員会（神戸市・六甲荘） 8・25 第二七回大会報告書『同和教育の今日的課題』出版 8・29～30 「部落問題学習」に関する研究会（徳島市・同和対策事業センター） 10・22 文部省交渉 12・3 第三回委員会および第三回専門委員会（神戸市・六甲荘） 12・4～6 第二八回研究大会（神戸市・県立体育館）部落の父母や子どもたちの生活実態や教育要求に視点をすえた教育実践を中心に研究討議	24―⑦ 24―⑧ 24―⑨ 24―⑩	10 二一都道府県二千人、狭山ハンスト突入 12 第三の「地名総鑑」糾弾・国際人権規約批准促進人権擁護集会	9 松山市細川福祉部長差別発言 11 第3の地名総鑑事件（「部落リスト」「新左翼逮捕者リスト」、全国60社購入判明）	8 最高検察庁、狭山事件に関する四八点証拠開示 9 文部省、業者テスト自粛通達 11 法制審少年法制部会（中間報告） 12 教課審答申「教育課程の基準の改善について」（「ゆとりの教育」提唱）	8 全国「障害者解放運動連絡会議」結成 12 福田内閣成立
1977	2・24 第四回専門委員会・司会者会議（神戸市・県私学会館）大会総括 2・24 内閣、同対協と懇談（東京）同和教育推進に関して文部省に対する要望事項 2・25 第四回委員会 5・16 第一回委員会（三原市・市民福祉会館） 5・17 第二五回総会（〃） 5・20 役員・事務局員、同和教育推進に関して文	24―⑪ 25―①	1 部落解放研究第一〇回全国集会（大阪） 3 解放同盟第三二回全国大会（京都） 3 『地名総鑑』『部落リスト』差別図書購入全企業中央糾弾会 5 第一一回部落解放研究全国集会（大阪） 5 解放同盟第三二回継続大会	3 滋賀・結婚差別事件	1 兵庫県教委「心身障害児の就学指導について―教育措置の手引―」（試案） 3 文部省「学習塾調査」発表（小中学生約三一〇万人通塾） 4 内閣、国公立大学共通一次試験（七九年度実施）決定 5 国立大学入試センター発足	1 第二六次日教組教研集会（埼玉）

部大臣と折衝（文部省が各府県に配置している「同和加配」教員数、配置基準資料入手）

6・15 第一回専門委員会（大阪市・中央教育センター）

6・17～18 「就学前教育」「健康問題」に関する研究会（神戸市教育研究所）

6・23～24 「進路保障」「学力保障」に関する研究会（高知市・高知会館）

7・14～15 「社会教育」に関する研究会（京都市・堀川会館）

8・1 第二回委員会（三原市・市民福祉会館）大会要項決定、三〇回大会会催地を東京と決定

8・2 第二回専門委員会・司会者会議（三原市・市民福祉会館）

8・27～28 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会（宮崎市・ひまわり荘）

9・30 各府県市同教代表者会議（大阪市・なにわ会館）文部省に対する「同和教育推進に関する要求」事項について協議

9・30付 文部大臣宛「同和教育推進に関する要求」

10・3 各府県市同教代表、文部省と交渉、要求書提出

11・18 第三回専門委員会および第三回委員会（福山市・解放会館）山口県同教加盟

11・18 本年度「研究課題」（案）とそれに対する各同教からの意見を討議資料として出す

11・19～21 第二九回研究大会（三原、福山、尾道府中、新など広島県東部）

11・25 第二八回大会報告書『差別の現実と教育の課題』出版

25—②

25—③ 25—④ 25—⑤ 25—⑥ 25—⑦

8 狭山差別裁判糾弾中央総決起集会、10万人結集

8 狭山全国子ども会集会（滋賀）

8 「狭山」再審請求

9 三大闘争勝利全国百万人集会

10 部落解放地方共闘全国連絡会議結成

11 部落解放三大闘争勝利国民大集会

12 「特措法」強化延長要求国民運動中央実行委員会結成

5 臼井吉見差別小説『事故のてんまつ』

8 差別演劇「ABO」事件

10 古賀忠昭差別詩

10 高知・四国機器・就職差別事件

12 宮崎千葉大教授差別講演

12 飛鳥田社会党委員長差別事件

12 大阪市大差別落書

7 文部省、小・中学校学習指導要領告示（小・八〇年、中・八一年実施、「君が代」国歌認定など）

8 最高裁、「狭山」上告棄却決定

8 国土庁第三次全国総合開発計画議案発表

9 法務省、「地名総鑑」一一三冊焼却

10 警察庁「少年の自殺」調査（三—八月で三九八名）

11 法務省人権局長、部落を視察、「差別図書法的規制」を表明

11 日教組、主任手当阻止統一スト

12 主任手当法公布

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1978						
	2・20 第四回専門委員会・司会者会議（三原市・市民福祉会館）大会総括	25—⑨	1 「狭山デー」各地で行動 2 「特措法」強化延長総決起集会	1 自由国民社『現代用語の基礎知識・一九七八年度版』差別記述 2 稲村総務長官差別答弁 5 差別図書「同和地区地名総覧・全国版」家庭販売	1 総理府、名古屋の平野・王子地区実態調査 6 文部省、高校教育の内容を改める新指導要領案を発表（八二年実施） 6 中教審「教育養成（試補制）について」答申 6 新構想教員養成大学院大学決定 6 青少年問題審議会「青少年と社会参加」 8 特殊教育に関する研究調査会「発達診断表」を発表	1 第二七次日教組教研集会（沖縄） 5 成田空港開港 5～7 第一回国連軍縮特別総会 8 日中平和・友好条約調印
	2・21 第四回委員会（三原市・市民福祉会館）					
	3・30付 「同和地区出身生徒の進路保障に関する要請」を、労働大臣、文部大臣、中央雇用対策協議会座長へ送付	25—⑩	3 解放同盟第三三回全国大会（大阪）			
	5・17 第一回委員会（東京都・国労会館）					
	5・19 第二六回総会（東京都・日本教育会館）全同教機構整備委員会設置	26—①	4 4・21三大闘争勝利中央決起集会			
	6・10 第一回専門委員会（大阪市・部落解放教育センター）	26—②	5 「措置法」強化延長要求実現中央総決起集会 5 5・22石川一雄不当逮捕十五周年糾弾・狭山再審要求中央総決起集会（東京）			
	6・14～15 「就学前教育」「健康問題」に関する研究会（尾道市・解放センター）					
	6・22～23 「進路保障」「学力保障」に関する研究会（熊谷市・福祉センター）		6 解放同盟松原支部『しぶとういかんと』刊			
	6・27～28 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会（東京都・都立教育会館）					
	7・8 各都道府県市同教代表者会議（大阪市・部落解放研究教育センター）		7 高知県同教『かいほう』（中学用）刊 7 部落解放研究第一二回全国集会（奈良）			
	7・11～12 「社会教育」に関する研究会（長野県・山田温泉）					
	8・7 第一回機構整備委員会（部落解放センター）					
	8・8 第二回委員会（大阪市・大阪府私学教育文化会館）					
	8・10 第二回専門委員会・司会者会議（東京都・都立教育会館）					

1978	9・29 文部省交渉（文部省会議室）同日付「同和教育推進に関する要求」書提出 10・13 第二回機構整備委員会（部落解放センター） 10・18 委員長、砂田文部大臣と会い、同和教育推進に関して交渉 10・25 第二九回大会報告書『国民教育の課題と同和教育』出版 10・30 第三回機構整備委員会（部落解放センター） 12・1 第四回機構整備委員会（東京都・ホテル浦島） 12・1 第三回委員会および第三回専門委員会・司会者会議（東京都・ホテル浦島） 12・2〜4 第三〇回研究大会（東京都内、埼玉〈浦和・川口市〉）日教組後援。初の東日本での開催	26—③ 26—⑨ 26—④ 26—⑤ 26—⑥ 26—⑦ 26—⑧	9 奈良県連若井支部、平群中差別教育事件で無期限同盟休校突入 10 「特措法」強化延長要求実現総決起集会（東京） 10 10・31寺尾差別判決四ヵ年糾弾・狭山再審要求中央総決起集会（東京） 11 部落解放第一回全国「同和」保育研究集会 11 第一回たたかいの祭り—全国文化祭（大阪）	9 平群中学差別事件 11 福岡・住友金属就職差別事件	9 稲村総務長官、神戸市長田区の番町地区を現地視察 11 同和対策特別措置法改正案可決（三年延長） 12 内藤文相、学級編成基準四五人から四〇人とするとの回答 12 東京中野区議会、「教育委員の公選制」請願採択	10 むつ廃船要求全国集会（佐世保） 11 国際児童年子どもの人権を守る連絡会議結成 12 大平内閣成立
1979	1・23 第五回機構整備委員会（部落解放センター） 1・24 機構整備委員会より委員長に「会則改正案」答申 2・9 第四回専門委員会・司会者会議（東京都・日本教育会館） 2・10 第四回委員会（東京都・日本教育会館） 5・17 第一回委員会（福岡市・福岡国際ホテル） 5・18 第二七回総会（　〃　） 会則を改正、全同教の機構を整備する、西口委員長辞任、新委員長に谷内照義	26—⑩ 27—① 27—②	1 狭山再審勝利東京集会 3 解放同盟第三四回全国大会（京都） 3 狭山再審要求、「元号」法制化阻止中央決起集会 5 部落解放研究第一三回全国集会（広島）解放の主体を育てる	1 水道産業新聞差別記事事件 2 「中日スポーツ」差別記事事件	1 共通一次試験（三三万人受験） 2 総理府、青少年自殺問題懇談会設置 3 警察庁、78年度子どもの自殺数発表（八六六人、一日平均二・四人） 4 養護学校義務制化実施	1 養護学校義務化阻止闘争 1 第二八次日教組教研集会（茨城）

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1979	6・26付 法務大臣宛「企業の就職選考に興信所による身元調査を認める『見解』に対する抗議と申入れ」	27—③				
	7・10～11 「社会教育」に関する研究会（東京都・南部労政会館）					
	7・13 第一次文部省交渉、「同和教育推進に関する要求」書提出	27—④				
	7・14～15 「就学前教育」「健康問題」に関する研究会（奈良市・県解放センター）					
	8・4～5 「進路保障」「学力保障」に関する研究会（別府市・南明荘ホテル）					
	8・6 第二回委員会（福岡市・都久志会館）		8 8・6反戦・平和・狭山の同盟登校			
	8・7 第一回専門委員会（〃）					
	8・29～30 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会（松山市・白鳳会館）	27—⑤	8 第一回在日朝鮮人教育研究集会			
	9・28 第二次文部省交渉					
	11・6付 大蔵大臣、文部大臣宛「八〇年度文教関係予算に関する要請」（日教組、解放同盟に対して協力要請）	27—⑥				
	11・25 第三〇回大会報告書『同和教育をすべての国民のものに』出版	27—⑦				
	11・30 第二回専門委員会（北九州市・大吉）	27—⑧				
	11・30 第三回委員会（北九州市・ひびき荘）					
	12・1～3 第三一回研究大会（北九州市・福岡市・築紫野市）「部落解放の源流へ」を確認	27—⑨	10～ 曹洞宗宗務総長町田宗大差別発言に長期的糾弾闘争開始 10 10・31寺尾差別裁判五ヵ年糾弾・狭山再審要求闘争	9 奈良大淀町議長差別発言 9 曹洞宗宗務総長・差別発言 12 奈良県大淀町旭ヶ丘小学校差別発言事件	6 国際人権規約批准（九月発効） 7 文部省、高校用教科用図書検定基準決定 11 総理府「青少年白書」発表 11 厚生省「厚生白書・日本の子どもたち」発表	9 埼玉・上福岡三中、朝鮮人生徒自殺事件 10 国際反戦デー中央集会 11 第二次大平内閣発足

2・8付「狭山事件」に対する最高裁への抗議と要請

3・15 第三次文部省交渉、委員長、谷垣文部大臣と会見、「同和教育推進に関する当面の要求」書提出

5・19 第一回委員会（高知市・高知会館）

5・20 第二八回総会（〃 ）

6・12～13 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会（高松市・市民センター）

6・20～21 「進路保障」「学力保障」に関する研究会（鳥取市・解放センター）

6・27～28 「社会教育」に関する研究会（四日市市・中部中水道局）

7・14 日教組本部役員と懇談

7・16 解放同盟中央・対政府交渉に参加

7・21～22 「就学前教育」「健康問題」に関する研究会（長野市・山田温泉）

7・26 第一回専門委員会・司会者会議（高知市・高知会館）

8・1 第一回各府県市同教代表者会議（高知市・高知会館）第三一回大会運営について協議

8・9 解放同盟「狭山」討論集会に参加

9・6 解放同盟中央と「特措法」問題について協議

9・25 第二回各府県市同教代表者会議（大阪市・部落解放研究教育センター）「特措法」改正運動強化のための協議

27—⑩

28—①

28—②

28—③

1 「狭山」1・28同盟休校闘争、三千校十万人。狭山再審要求総決起集会

2 「狭山」再審請求棄却に対する異議申立

3 解放同盟第三五回全国大会（福岡）

5 石川一雄不当逮捕十七カ年糾弾・狭山再審闘争勝利中央総決起集会

8 狭山・人権・反戦平和週間、各地で同盟登校・集会

9 部落解放研究第一四回全国集会（名古屋）

9 狭山再審弁護団補充書提出、事実調べ要求中央決起集会

2 島根・大田市長差別発言事件

4 滋賀犬上郡甲良町、保育園で差別調査表

5 松原パークレーン差別裁判

6 岡山・日本原自衛隊員差別発言事件

8 大阪・生江差別文書事件

2 「狭山」再審請求棄却

3 文部省、小・中学校指導要録改訂通知

4 文部省、四〇人学級一二年計画開始

5 大阪地裁、「私学訴訟」請求棄却判決

9 日教組委員長・文相会談、四〇人学級推進で一致

1 第二九次日教組教研集会（高知）

4 公団住宅入居と公庫融資、外国人に門戸開放

6 朝鮮人被爆者連絡協議会結成

6 初の軍縮教育世界会議開催（パリ）

6 大平首相急死、衆参同日選挙

7 女性差別撤廃の条約に日本署名（国連会議）

7 鈴木内閣成立

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1980	10・3 「特措法」中央実行委員会に参加 10・4～5 第一回東日本同和教育講座(東京・品川) 10・28 文部省交渉。同日付「同和教育推進に関する当面の要求」書提出。交渉にむけての資料「部落問題を解決していくうえでの教育上の諸問題と課題について」刊行 11・25 第三一回大会報告書『部落差別の現実と同和教育運動の課題』出版 11・28 第二回専門委員会・司会者会議および第二回委員会(高知市・高知会館) 11・29～12・1 第三二回研究大会(高知市・県民体育館ほか)千葉県同教加盟 12・9 「特措法」中央実行委に参加 12・17付総理大臣、総務長官宛「特措法」改正に関する要請、大蔵大臣、文部大臣宛「教科書無償」に関する要請 12・19 「文化厚生会館」問題につき、京都府・市理事者と会い、全同教の態度を示し当局の善処を求める	28—④ 28—⑥ 28—⑦ 28—⑧ 28—⑨ 28—⑩ 28—⑤	10 「措置法」強化・改正、基本法制定で中央総決起集会 10 寺尾差別判決六か年糾弾・狭山再審要求中央決総起集会、全国で同盟休校・集会デモ 11 第一回私学訴訟 12 国際人権シンポ(大阪・東京)	10 三重県尾鷲中学校事件 11 長野県豊野町中学校差別事件 11 東京理科大・教官差別発言 11 福岡・社会保険医療協会就職差別事件	11 文部省「児童・生徒の非行防止について」通知 12 自民党文教部会、五小委員会発足	12 免田事件、再審開始決定
1981	1・13 日教組全国教研・人権教育分科会に委員長挨拶 2・14 「文化厚生会館」問題につき、京都府・市理事者と最終的態度を確認 4・12 新事務所(大阪市浪速区・旧栄小学校)に移転 4・19 社会教育に関する懇談会(全同教事務所会議室)社会教育分野における同活教育活動につき研究討議	29—②	1 「特措法」強化・改正要求、第二波中央総決起集会 1～2 奈良県比曽支部、旭ヶ丘小差別事件糾弾、盟休 3 解放同盟第三六回全国大会(東京) 3 同和問題にとりくむ全国宗教者結成集会(52教団、3連合体)	3 名古屋市議会で工藤議員差別発言	3 東京高裁第五刑事部、狭山再審異議申し立て棄却 3 自治省、住民基本台帳の公開制限を指示	1 第三〇次日教組教研集会(東京) 1 経済審報告書「新経済社会7ヶ年計画」(79～85) 2 東京中野区準公選教育委員郵便投票選挙

5・19 第一回委員会（津市・県教育文化会館）
5・20 第二九回総会（津市・県教育文化会館）谷内委員長辞任、新委員長に門田秀夫
6・5付 「教科書協会長に対する教科書問題に関する抗議と申入れ」
6・9～10 「進路保障」「学力保障」に関する研究会（宮崎市・県教育会館ほか）
6・19～20 「部落問題」「部落の歴史」学習に関する研究会（津市・県教育文化会館ほか）
6・25～26 「社会教育」に関する研究会（熊本県山鹿市・温泉プラザほか）
6・27 「朝日」東京本社編集局長に対して、3月16日付朝日新聞東京版「月曜ルポ」に関する抗議と申入れ
7・2～3 「就学前教育」「健康問題」に関する研究会（高知市・農協会館ほか）
8・1 第二回常任委員会で「旭小」問題についての調査報告と見解を決定
8・10 各府県市同教代表者会議（津市・洞津会館）
8・11 第一回専門委員会・司会者会議（津市・洞津会館）
9・3 全同教役員、各同教代表、文部省交渉「同和教育推進に関する当面の要請」書提出、「特措法」改正、「同和加配」教員増配置、「教科書」（無償制、検定）、「進路保障」（統一用紙）、社会教育分野強化に関して交渉
10・24 東日本同和教育講座（千葉市・県教育会館）〈全同教主催〉
10・25 第三二回大会報告書『同和教育運動の遺産 教訓と今日の課題』出版

29—①

6 「全同対」同和対策強化要望全国大会

6 高知宿毛市、住民基本台帳コピー販売
6～ 『長野市史考』問題
7 検察庁、狭山の証拠四点開示
8～9 浄土宗、真言宗でも差別戒名発見

6 青少年問題審議会「青少年問題に関する提言」
8 政府、行政大綱（児童手当の公費削減、小中学校40名学級計画抑制）
8 同対協、中間意見具申提出

4 自民党選挙制度調査委、参院全国区比例代表制決定

8 日米合同演習（三沢）
8 防衛白書（愛国心が必要）

29—②

8 狭山・反差別・人権・反戦平和週間に各地で同盟登校、集会、学習会

9 曹洞宗永平寺、「差別戒名追善供養」をいとなむ

9～10 大阪・差別落書・投書事件

9 広島県教委、小・中学生「問題行動の実態をつかむための」リストアップ明らかになる
10 文部省「体力・運動能力白書」発表（背筋力の低下判明）
11 総理府、「青少年の性行動」

29—③

10 部落解放研究第一五回全国集会（大阪）
10 狭山中央集会（東京）

年	全同教の活動・事業	資料	部落解放運動	差別事件等	同和・教育行政	社会一般事項
1981	11・27 第二回専門委員会・司会者会議および第二回委員会（伊勢市・伊勢国際ホテル） 11・28～30 第三三回研究大会（伊勢市・鳥羽市・二見市・小俣町内）最高裁長官宛「狭山事件に関する再審と、全証拠開示、保全の要請」、文部大臣宛「教科書問題に関する要請」、総理大臣宛「『同和対策事業特別措置法』強化、改正に関する要請」以上三要請を全体会にて決議	29—⑤ 29—⑥ 29—⑦ 29—⑧	11 日本キリスト教団部落解放センター開所	12 奈良五条市図書館で差別リスト発見 12 松パ公判、検事差別論告	11 衆院内閣委、同和対策の新法の必要性確認 12 同対協、意見具申「今後における同和関係施策について」 12 文部省、生徒指導上の諸問題に関する報告	11 第二次鈴木内閣成立 12 日教組第二次教育制度検討委
1982	3・2 緊急文部省交渉、「同和教育推進に関する当面の要請」書提出、「名称」「大学奨学金、貸与制」切替問題、次年度「同和加配」教員問題につき交渉 3・25 「名称問題及び、奨学金『貸与』問題についての全同教の態度」を文部省に手渡し、再度交渉の申入れ 4・24～25 「社会教育」に関する研究会（大阪市・全同教事務所） 4・26 全同教役員、各同教代表による文部省交渉。「名称」問題、大学奨学金貸与制切替問題、これに関連して進路保障に関わる学力の実態および高校中退等の実態把握について、同和加配教員増配置問題について 5・13 第一回委員会（鳥取市・県社会教育福祉会館） 5・14 第三〇回総会（鳥取市・県社会教育福祉会館） 5・18 委員長、副委員長他、文部大臣と会談。同和教育推進について要請 6・18～19 「部落問題学習」に関する研究会（徳島市・青少年センター他）	29—⑨ 29—⑩ 30—① 30—②	2 狭山再審請求一万人中央総決起集会・狭山ゼッケン登校（奈良・兵庫など） 3 全国水平社創立六〇周年記念集会 5・23 石川氏不当逮捕一九年糾弾・再審要求中央総決起集会、東京反核集会合流、四〇万人	5 田代人事院公平局長差別講演事件	1 田辺総務長官、兵庫・番町など視察 1 文部省、「豊かな心を育てる施策推進会議」設置 2 文部省、新「学力調査」実施（小学校5・6年児童の約一%対象） 3 地域改善対策特別措置法、衆参両院通過（4月施行） 6 青少年問題審議会「青少年の非行等問題行動への対応」答申	1 金井康治君花東小転校実現三月全国行動総決起集会 1 第三一次日教組教研集会（広島） 1 社会保障における「国籍条項」部分的撤廃 3 3・21平和のためのヒロシマ大行動、二〇万人 5 「内申書裁判」高裁判決

1982	7・6～7 「就学前・健康」に関する研究会（広島市・せとうち苑） 7・13～14 「進路保障」「学力保障」に関する研究会（鹿児島） 7・21 『全同教三十年史』第一回編集委員会（全同教事務所） 8・10 第一回専門委員会（鳥取市・県社会教育福祉会館） 8・11 各府県市同教代表者会議（鳥取・県社会福祉会館）同和対策新法「地域改善対策特別措置法」の成立にあたって全同教の見解決定 9・10 第三三回大会報告書『同和教育のさらなる前進のために』出版 9・30 文部省交渉。同日付「同和教育推進に関する当面の要求」書提出 10・22 第三回東日本同和教育講座（浦和市民会館） 11・19 第二回委員会および第二回専門委員会（鳥取市・県社会教育福祉会館） 11・20～22 第三四回研究大会（鳥取産業体育館ほか）法律制定、教科書問題、狭山についての三要請を決議	30—③ 30—④ 30—⑤ 30—⑥ 30—⑦ 30—⑧ 30—⑨	8・9 最高裁「上告棄却」五ヶ年糾弾・狭山再審要求・反核平和中央総決起集会（東京） 9 部落解放研究第一六回全国集会（福岡） 10 解放同盟第三七回全国大会（広島） 11 解放同盟、差別表現につきマスコミ23社集め研修会 12 反差別国際会議	10 貿易業界二差別記事事件（一つは5月）	7 教科書「侵出」問題化 8 政府、教科書「侵出」問題に「是正見解」発表 9 外国人教員任用特別措置法施行 10 文部省、公立小・中・高校外国人教諭不採用通知 11 大蔵省、教科書無償制度の段階的廃止方針 12 文部省、第一回生徒指導推進会議	9 政府、「今後における行政改革の具体化方策」（行政大綱） 10 反核50万人集会（大阪） 11 中曽根内閣成立 12 国連総会、一九八三～九二年「障害者の十年」宣言、行動計画採択 12 民間四一単産全民労協発足
1983	1・30 第三四回大会司会者代表による総括会議（全同教事務所） 3・8 各府県市同教代表者会議（全同教事務所）		1～2 狭山闘争強化旬間、各地で集会、講演会、ゼッケン登校		1 丹羽総務長官、兵庫・番町部落を視察 2 警察庁、「非行」概要発表（三年連続戦後最高、一九万一九三〇人） 4 放送大学開設（85開校）	1 第三二次日教組教研集会（盛岡）

研究大会テーマと分科会構成の変遷

回	第1回研究大会	第2回研究大会	第3回研究大会	第4回研究大会	第5回研究大会
日・場所	1953年5月7日 大阪市労働会館	1953年11月6日 京都市皆山中学	1954年5月26日 姫路市城陽小	1955年1月14日～16日 和歌山市葦原小他	1955年6月3日 奈良市・市庁別館
大会テーマ	未解放部落の現状と教育上の諸問題	同和教育とは何か 同和教育実践上の諸問題	同和教育の方法（未解放部落をもたない場合も含む）	スローガン みんなのために、みんなでとりくむ同和教育 テーマ	
分科会構成とテーマ	未解放部落の経済的低位の実態を的確に把握しその上に立つ生活、文化状態を分析研究してこれが教育的対策を樹立するため全員が5班にわかれて分科研究会。どの班も同一テーマについて分科研究する。	午前の部同和教育とは何か 午後の部同和教育実践上の諸問題 A部落を含む学校に於ける同和教育 B部落を含まない学校に於ける同和教育 C同和教育と地域社会との関連	第1分科会〈小学校〉学習指導 第2分科会〈中学校〉学習指導 第3分科会〈小中学校〉生活指導 第4分科会〈中学校〉職業指導 第5分科会〈小中学校〉校外指導 第6分科会〈小中学校〉評価	第1日 A問題提起　①部落産業の中からどんな課題をみちびきだすか　②郷土の現実から明るい芽をどうほりおこすか Bフィールド・ワーク（葦原部落） Cフィールド・ワークを深める会 第2日 A班別研究 ①〈郷土教育〉郷土のみかたを中心として　②〈集団指導〉子ども会を中心として　③〈歴史教育〉部落の歴史を中心として　④〈実態調査〉生活の実態を中心として　⑤〈作文教育〉作文教育を中心として B講演と映画 第3日 A分科会報告討議 B総括提案　①第4回大会の成果と欠陥　②講師提案——同和教育の内容を深めるために——	1、教師の問題　a部落問題を通じて自分自身の姿勢をどのように前向きに変えていったか　b教師というカラを破って子どもの中にどのようにとびこんでいったか　c職場地域の中で同和教育をおしすすめる仲間をどのようにつくっていったか　d父兄や地域の人々とどのようにして結びついていったか　e教員組合の問題としてどのように持ちこんでいったか 2、社会との結びつき　a子ども会の組織をどのようにつくり、どう運営しているか　b青年や婦人のサークルをどのようにしてつくったか　c就職斡旋の時どのような働きかけをしたか　dPTAの中にどのようにして、どのような問題を持ちこんでいったか　e地域の他団体他機関とどのように結びついているか　f地域の小・中・高の学校相互にどのような結びつきを持っているか 3、実態調査　aどういう目的と必要と方法で調査が行われたか　b調査の結果をどう生かしたか　c調査を通して子ども父兄地域の人々にどう働きかけ、どんな成果があったか 4、指導上の問題点　a生徒の問題意識をどのようにして掘りおこし高めていったか　b部落の問題を子どもの中にどのように持ちこんでいったか　c部落の子ども達を守り高めるために何をしたか　d長欠不就学生徒や学力遅進の子どもにどのような手を打っているか　e問題児とどうとりくんだか　f校外の生活指導をどのようにやったか
備考	参加者数 約4百名	参加者数 約7百名 報告本数　9本	参加者数 約8百名 報告本数　10本	参加者数 1千数百名	参加者数　約1千名 報告本数　11本

第10回研究大会	第 9 回研究大会	第 8 回研究大会	第 7 回研究大会	第 6 回研究大会
1958年 9 月18～19日 岡山市公会堂他	1957年10月25～26日 徳島市公民館他	1956年10月25～26日 広島市公会堂他	1956年 5 月10～11日 大津市滋賀会館他	1955年11月22日 大阪市夕陽丘会館
スローガン　みんなのためにみんなでとりくむ、足もとの問題をほりおこす 研究主題　学校や社会における同和教育推進上の問題点とその打開策	スローガン　みんなのためにみんなでとりくむ、足もとの問題をほりおこす 主題　現場における同和教育の問題点とその打開策	スローガン　みんなのために、みんなでとりくむ同和教育　主題　足もとの問題をほりおこす同和教育	スローガン みんなのために、みんなでとりくむ同和教育	スローガン みんなのために、みんなでとりくむ同和教育
〈学校経営・行政部会〉 1班学校経営のなかに同和教育をどのように位置づけたらよいか　2班職場の民主化、教師の研修はどのように考え実施したらよいか　3班同和教育の徹底を図るため、学校と地域社会の協力はどうあったらよいか　4班同和教育の徹底を図るため行政上どのような措置を講じたらよいか 〈小学校部会〉 5班同和教育上の問題は子どもの生活のなかにどのような形で現われているか 6班教科指導における同和教育はどのように計画し実施したらよいか　7班生活指導における同和教育はどのように計画し実施したらよいか　8班部落の史的取り扱いはどの程度行うのが適当であるか 9班道徳教育と同和教育の関係をどのように考えて指導したらよいか　10班学級経営の民主化はどのように考え実施したらよいか 〈中学校部会〉 11班教科指導における同和教育はどのように計画し実施したらよいか　12班生活指導における同和教育はどのように計画し実施したらよいか　13班部落の史的取り扱いはどのように計画し指導したらよいか　14班道徳教育と同和教育の関係をどのように考えて指導したらよいか　15班就職指導上どんな点に問題がありそれをどのように解決したらよいか 〈高等学校部会〉 16班高校において実践上特に困難とされる点は何か。それはどのように解決したらよいか　17班同和問題に対する社会的歴史的理解を得させる指導はどのようにしたらよいか　18班進路指導上どんな点に問題がありそれをどのように解決したらよいか 〈社会教育部会〉 19班地域社会は同和教育推進のためにどんな組織を作りどのように運営したらよいか　20班公民館は地域の同和教育の計画と実施に関し、どのような働きをしたらよいか　21班ＰＴＡはどのような問題を取り上げ、どのように学習し活動したらよいか　22班子ども会の育成指導はどのようにしたらよいか　23班青年団はどのような問題を取りあげ、どのように学習し活動したらよいか　24班婦人会はどのような問題を取りあげ、どのように学習し活動したらよいか　25班家庭内における同和教育上の問題点は何か。それを解決するにはどんなにしたらよいか。	〈小学校部会〉 第 1 班低学年の教科指導における同和教育 第 2 班低学年の生活指導における同和教育 第 3 班中学年の教科指導における同和教育 第 4 班中学年の生活指導における同和教育 第 5 班高学年の教科指導における同和教育 第 6 班高学年の生活指導における同和教育 〈中学校部会〉 第 1 班教科指導における同和教育 第 2 班生活指導における同和教育 第 3 班進路指導における同和教育 〈高等学校部会〉 高等学校における同和教育 〈社会教育部会〉 地域社会における同和教育	第 1 分科会「小学校の教科学習における同和教育」 第 2 分科会「中・高等学校の教科学習における同和教育」 第 3 分科会「歴史教育における同和教育」 第 4 分科会「生活指導における同和教育」 第 5 分科会「社会教育活動の中において、生活課題をとらえ、それを解決する場合の態度はどうあったらよいか。しかも、それと同和教育とはどう考え合わされたらよいか」	〈小学校部会〉 1 ～ 3 班　教科指導 4 ～ 5 班　校内生活指導 6 班　長欠・貧困家庭児指導 〈中学校部会〉 7 班　教科指導 8 ～ 9 班　生活指導 10班　進路指導 〈高等学校部会〉 11～12班　高校の同和教育 〈学校経営部会〉 13～14班　学校経営 〈社会教育部会〉 15班　部落に対する同和教育 16～17班　地域社会における同和教育 〈総合教育部会〉 18班　調査・資料 19～20班　地域総合計画・協力団体 21班　校外生活補導	分科研究 1、小学校における同和教育 2、中学校における同和教育 3、高等学校における同和教育 4、社会教育と同和問題 ※各分科会とも、出来るかぎり具体的に問題をしぼって発表。おそよ次のような問題からえらばれた。 (1)学級の民主化の問題 (2)学習指導の問題 (3)校外指導の問題 (4)就職指導の問題 (5)地域社会との結びつきの問題 (6)社会教育における問題点
参加者数　推定２千名 報告本数　54本	参加者数 約１千７百名 報告本数　22本	参加者数 約２千名 報告本数　19本	参加者数 約１千数百名	参加者数 約１千数百名 報告本数　16本

第14回研究大会	第13回研究大会	第12回研究大会	第11回研究大会
1962年11月20～22日 奈良市・一条高校他	1961年11月20～22日 (学校)明石市・(社会)神戸市	1960年11月24～26日 京都市・京都会館他	1959年11月19～21日 高知市・県民ホール他
大会のねらい 同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を明らかにしよう	大会のねらい 国民の基本的権利をまもる同和教育の理論と実践の確立 全国民の問題としての同和教育の創造	大会のねらい 国民の諸権利を守る同和教育の確立 国民教育における同和教育の位置づけ	スローガン　みんなのためにみんなでとりくむ、足もとの問題をほり起す、ねがいを育てくらしを高める　大会のねらい　現段階における同和教育の具体的実践方法を確立する
〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第2分科会〈教育集団〉子ども、教師、父母、地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉子どもの学習と集団をどのように育てているか 第4分科会〈進路指導〉進路指導をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第5分科会〈乳幼児教育〉乳幼児の教育をどのように進めているか 第6分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を高めるためにどう活動しているか 第7分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する活動をどのようにすすめているか 第8分科会〈公民館等〉公民館隣保館を中心にした同和教育はどのように進められているか 第9分科会〈行政〉部落解放の行政はどのように進められているか 〈特別部会〉 同和教育をはじめてとりくむ人たちのために	〈学校教育部会〉 第1分科会　教育の諸条件をどのようにととのえてきたか 第2分科会　子どもの学力と生活をどのように高めてきたか 第3分科会　進路指導をどのようにすすめてきたか 第4分科会　教師集団をどう組織してきたか 第5分科会　高等学校では同和教育にどうとりくんできたか 〈社会教育部会〉 第6分科会　婦人をめぐる諸問題にとりくみ差別をなくするための学習活動をどのようにすすめてきたか 第7分科会　青年の民主的なねがいをたかめよりよい生活をつくるためにどうとりくんできたか 第8分科会　子どものしあわせをたかめるためにＰＴＡや民主団体としてどう活動してきたか 第9分科会　公民館活動の中で部落問題とどうとりくんできたか 第10分科会　部落問題の解決のために行政はどうとりくんできたか 特別分科会　部落問題をみんなの問題とするためにどうとりくんだらよいか――初めてこの問題ととりくむ人たちとともに――	第1分科会　教育諸条件を確保するためどう対処してきたか 第2分科会　教師集団をどう組織してきたか 第3分科会　子どもの学習と生活をどう高めてきたか 第4分科会　父母と教師がどう学習し活動してきたか 第5分科会　就職と進学の願いをどうのばしてきたか 第6分科会　仕事や生活を高める活動をどのように進めてきたか 第7分科会　仕事と生活の権利を保障する行政をどう進めてきたか 第8分科会　社会教育において同和教育をどう進めてきたか 特別分科会　部落問題はなぜ全国民のものとならなかったか――初めてこの問題ととりくむ人達と共に――	〈学校教育部会〉 第1分科会　学校の運営、施設、体制はどのようにすればよいか 第2分科会　教師の姿勢として仲間づくりをどのように進めるか 第3分科会　教科指導における実践計画はどのようにすればよいか 第4分科会　生活指導における実践計画はどのようにすればよいか 第5分科会　子供を見つめ、生活をたかめるための調査はどのようにすればよいか 第6分科会　進路指導はどのようにすればよいか 第7分科会　高等学校では指導をどのように進めたらよいか 〈社会教育部会〉 第1分科会　地域における学習活動はどのように進めたらよいか 第2分科会　生活をたかめるための活動はどのように進めたらよいか 第3分科会　差別をなくするための組織づくりはどのように進めたらよいか 第4分科会　差別をなくするための行政はどのように進めたらよいか
参加者数　2,053名 報告本数　87本 乳幼児教育分科会設置、「教師集団」が「教育集団」分科会に	参加者数　約3千名 報告本数　82本	参加者数　約3千数百名 報告本数　91本 課題別分科会に改組	参加者数　推定2千数百名 報告本数　79本 同和教育白書運動提起

第18回研究大会	第17回研究大会	第16回研究大会	第15回研究大会
1966年11月26～28日 和歌山市・県立体育館他	1965年11月18～20日 大阪市・府立体育館他	1964年12月1～3日 伊勢市・県立体育館他	1963年11月19～21日 広島市・県立体育館他
差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために部落を解放する教育の内容を明らかにしよう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために部落を解放する教育の内容を明らかにしよう――	差別の現実を明らかにし、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために部落を解放する教育の内容を明らかにしよう――	大会のねらい 同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を明らかにしよう
〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第2分科会〈教育集団〉子ども、教師、父母、地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉　A分散会差別に対する科学的認識をどのように育てているか　B分散会わるい条件のなかにある子どもの健康をどのように高めているか　C分散会学習のおくれている子どもたちをどのように高めてきたか　D分散会　生徒の自主的な学習と活動をどのように進めているか 第4分科会〈進路指導・保障〉進路指導・保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第5分科会〈子ども会〉地域の自主的な子ども会をどのように育て、活動をどう保障しているか 第6分科会〈乳幼児教育〉乳幼児教育の条件をどうたかめ、教育内容をどのように創造しているか 第7分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第8分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第9分科会〈公民館等〉公民館・隣保館など、地域における教育、福祉施設は住民の要求にどうこたえ、どのように組織しているか 第10分科会〈行政〉部落を解放する行政はどのように進められているか 〈特別部会〉 同和教育にはじめてとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第2分科会〈教育集団〉子ども、教師、父母、地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉子どもの学習と集団をどのように育てているか　A分散会子どもの差別に対する科学的な認識をどのように育ててきたか　B分散会わるい条件の中にある子どもの健康と安全をどのように守ってきたか　C分散会学習のおくれている子どもたちをどのように高めてきたか　D分散会生徒の自主的な学習と活動をどのように進めているか 第4分科会〈進路指導・保障〉進路指導・保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第5分科会〈子ども会〉地域の自主的な子ども会をどのように育て、活動をどう保障しているか 第6分科会〈乳幼児教育〉乳幼児教育をどのように進めているか 第7分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第8分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第9分科会〈公民館・隣保館等〉公民館・隣保館など地域における教育、福祉施設の同和教育はどのように進められているか 第10分科会〈行政〉部落解放の行政はどのように進められているか 〈特別部会〉 同和教育にはじめてとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第2分科会〈教育集団〉子ども、教師、父母、地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉子どもの学習と集団をどのように育てるか 第4分科会〈進路指導・保障〉進路指導・保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第5分科会〈子ども会〉地域の自主的な子ども会をどのように育て活動をどう保障しているか 第6分科会〈乳幼児教育〉乳幼児教育をどのように進めているか 第7分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第8分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第9分科会〈公民館、隣保館等〉公民館、隣保館など地域における教育、福祉施設の同和教育はどのように進められているか 第10分科会〈行政〉部落解放の行政はどのように進められているか 〈特別部会〉 同和教育にはじめてとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第2分科会〈教育集団〉教師、子ども、父母、地域集団がどのように教育運動をすすめているか 第3分科会〈教育内容〉子どもの集団をどのように育て、学習をどう進めているか 第4分科会〈進路指導〉進路指導、保障を、どのように進めているか 〈社会教育部会〉 第5分科会〈乳幼児教育〉乳幼児教育をどのように進めているか 第6分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第7分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第8分科会〈公民館等〉公民館、隣保館など地域における教育、福祉施設の同和教育はどのように進められているか 第9分科会〈行政〉部落解放の行政はどのように進められているか 〈特別部会〉 同和教育にはじめてとりくむ人のために
参加者数　3,843名 報告本数　153本	参加者数　4,328名 報告本数　130本 「差別の現実から深く学び……」を以後引継ぐ	参加者数　2,918名 報告本数　110本	参加者数　2,300名 報告本数　68本 進路を保障する教育を提起

第21回研究大会	第20回研究大会	第19回研究大会
1969年11月 8 ～10日 大津市・東レ厚生会館他	1968年11月 2 ～ 4 日 伊勢市・県立体育館他	1967年11月25～27日 岡山市・県立体育館他
差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を明らかにしよう――
〈学校教育部会〉 第１分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第２分科会〈教育集団〉子ども・教師・父母・地域集団がどのように教育運動を進めているか 第３分科会〈教育内容〉子どもの集団をどのように育て、学習をどう進めているか　A分散会〈科学的認識〉子どもの差別にたいする科学的認識をどのように育てているか　(1)教科学習を中心にして、科学的認識をどう育てるか　(2)くらしの事実をもとにした学習の中で、科学的認識をどう育てるか　B分散会〈学習のおくれ〉学習のおくれている原因を明らかにし、その子どもたちをどのように高めているか　(1)義務教育九か年を充実させていくために―小・中教育―　(2)進学・就職の機会均等をいっそうはかっていくために―中・高教育―　(3)障害児の教育をうける権利をまもるために　C分散会〈自主活動〉中・高校生たちの自主的な学習と活動をどのように進めているか 第４分科会〈健康〉わるい条件のなかにある子どもの健康をどのように高めているか 第５分科会〈進路保障〉進路保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第６分科会〈子ども会〉地域の自主的な子ども会をどのように育て、活動をどう保障しているか 第７分科会〈乳幼児教育〉乳幼児教育の条件をどう高め、教育内容をどう創造しているか 第８分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第９分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第10分科会〈公民館等〉公民館・隣保館等、地域における教育・福祉施設は住民の要求にどうこたえ、どのように組織しているか　A分散会農山漁村における教育・福祉センター活動を中心に　B分散会都市における教育・福祉センター活動を中心に 第11分科会〈行政〉部落を解放する行政をどのように進めているか 〈特別部会〉 同和教育にはじめてとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第１分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第２分科会〈教育集団〉子ども・教師・父母・地域集団がどのように教育運動を進めているか 第３分科会〈教育内容〉子どもの集団をどのように育て学習をどう進めているか　A分散会子どもの差別に対する科学的認識をどのように育てているか　B分散会学習のおくれている原因を明らかにし、その子どもたちをどのように高めているか　C分散会生徒の自主的な学習と活動をどのように進めているか 第４分科会〈健康〉わるい条件のなかにある子どもの健康をどのように高めているか 第５分科会〈進路保障〉進路保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第６分科会〈子ども会〉地域の自主的な子ども会をどのように育て、活動をどう保障しているか 第７分科会〈乳幼児教育〉乳幼児教育の条件をどうたかめ、教育内容をどのように創造しているか 第８分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第９分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第10分科会〈公民館等〉公民館・隣保館など、地域における教育、福祉施設は住民の要求にどうこたえ、どのように組織しているか 第11分科会〈行政〉部落を解放する行政をどのように進めているか 〈特別部会〉 同和教育にはじめてとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第１分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第２分科会〈教育集団〉子ども・教師・父母・地域集団がどのように教育運動を進めているか 第３分科会〈教育内容〉　A分散会子どもの差別に対する科学的認識をどのように育てているか　B分散会学習のおくれている子どもたちをどのように高めているか　C分散会生徒の自主的な学習と活動をどのように進めているか 第４分科会〈健康〉わるい条件のなかにある子どもの健康をどのように高めているか 第５分科会〈進路指導・保障〉進路指導・保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第６分科会〈子ども会〉地域の自主的な子ども会をどのように育て、活動をどう保障しているか 第７分科会〈乳幼児教育〉乳幼児教育の条件をどう高め、教育内容をどのように創造しているか 第８分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第９分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第10分科会〈公民館等〉公民館・隣保館等、地域における教育、福祉施設は住民の要求にどうこたえ、どのように組織しているか。 第11分科会〈行政〉部落を解放する行政をどのように進めているか 〈特別部会〉 同和教育にはじめてとりくむ人のために
参加者数　5,592名 報告本数　149本	参加者数　4,595名 報告本数　143本	参加者数　4,115名 報告本数　154本 健康分科会を独立

第24回研究大会	第23回研究大会	第22回研究大会
1972年11月25～27日 大阪市・市中央体育館他	1971年11月27～29日 広島県福山市・市立体育館他	1970年11月7～9日 福岡市・九電記念体育館他
差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――
〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか――同和教育白書運動を中心に―― 第2分科会〈教育集団〉子ども・教師父母・地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか　①分散会「言語認識」をどう育てているか　②分散会「社会認識」をどう育てているか　③分散会「自然認識」をどう育てているか　④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第4分科会〈自主活動〉中・高校生の自主的な学習と活動をどのように進めているか 第5分科会〈健康〉わるい条件のなかにある子どもの健康をどのように保障しているか 第6分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどのように保障しているか 第7分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第8分科会〈進路保障〉進路保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第9分科会〈学習課題〉PTA、婦人、青年、その他の「社会教育諸団体」がそれぞれのさまざまな学習活動や実践をつうじて、いかにして部落問題に関する科学的な認識をふかめ、部落問題の解決をみずからの課題としてきているか 第10分科会〈学習活動〉部落内における学習活動は、どのようにすすめられているか 第11分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第12分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめるための条件はどのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか――同和教育白書運動を中心に―― 第2分科会〈教育集団〉子ども・教師父母・地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか　①分散会自主性や社会性を育てていく課題を中心に　②分散会「社会認識」を育てていく課題を中心に　③分散会基礎的な学力を育てていく課題を中心に　④分散会豊かな感性や表現力を育てていく課題を中心に 第4分科会〈自主活動〉中・高校生の自主的な学習と活動をどのように進めているか 第5分科会〈健康〉わるい条件のなかにある子どもの健康をどのように保障しているか 第6分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどのように保障しているか 第7分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第8分科会〈進路保障〉進路保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第9分科会〈子ども会〉地域の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第10分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第11分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第12分科会〈公民館等〉公民館・隣保館等は、部落解放をめざし住民の要求をどのようにひきだし、それにどうこたえているか　A分散会農山漁村における公民館・隣保館などの活動を中心に　B分散会都市における公民館・隣保館などの活動を中心に 第13分科会〈行政〉部落を解放する行政をどのように進めているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか 第2分科会〈教育集団〉子ども・教師・父母・地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉子どもの集団をどのように育て、学習をどう進めているか A分散会〈科学的認識〉子どもの差別に対する科学的認識をどう育てているか　B分散会〈学習のおくれ〉学習のおくれている原因を明らかにし、その子どもたちをどのように高めているか――義務教育九か年の教育を充実させ、進学就職の機会均等をどう保障するか――　C分散会〈自主活動〉中・高校生たちの自主的な学習と活動をどのように進めているか 第4分科会〈健康〉わるい条件のなかにある子どもの健康をどのように高めているか 第5分科会〈障害児教育〉障害児の教育をうける権利を守るためにどのようにとりくみを進めているか 第6分科会〈進路保障〉進路保障をどのように進めているか 〈社会教育部会〉 第7分科会〈子ども会〉地域の自主的な子ども会活動をどのように育て、活動をどう保障しているか 第8分科会〈乳幼児教育〉乳幼児教育の条件をどう高め、教育内容をどう創造しているか 第9分科会〈婦人〉婦人の生活と権利を守る学習と活動をどのように進めているか 第10分科会〈青年〉青年の諸要求を実現する学習と活動をどのように進めているか 第11分科会〈公民館等〉公民館・隣保館等は、部落解放をめざし、住民の要求をどのように引きだし、それにどうこたえているか　A分散会農山漁村における公民館・隣保館などの活動を中心に　B分散会都市における公民館・隣保館などの活動を中心に 第12分科会〈行政〉部落を解放する行政をどのように進めているか 〈特別部会〉 同和教育にはじめてとりくむ人のために
参加者数　11,571名 報告本数　153本 教育内容分科会を「四認識」に 社会教育部会を改組	参加者数　7,831名 報告本数　153本 教育内容分科会改組、自主活動分科会を独立、開催地を松山から福山へ急遽変更	参加者数　7,443名 報告本数　195本 障害児教育分科会設置 初の九州での開催

第27回研究大会	第26回研究大会	第25回研究大会
1975年11月29日～12月1日 熊本市・市体育館他	1974年12月7～9日 高知市・県民体育館他	1973年12月1～3日 奈良市・市中央体育館他
差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――
〈学校教育部会〉 第1分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第2分科会〈健康〉子どもたちの健康をどう保障しているか 第3分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第4分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 第5分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「言語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第6分科会〈自主活動〉児童・生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか ①分散会児童・生徒の自主的自発的な学習と集団活動をどう育てているか ②分散会生徒の自主的な学習と活動をどうすすめているか 〈社会教育部会〉 第7分科会〈学習課題〉成人、青年、婦人、ＰＴＡその他の「社会教育団体」や「企業」「労組」が、それぞれのさまざまな学習活動や実践をつうじて、いかにして部落問題に関する科学的な認識を深め部落問題解決をみずからの課題としてきているか 第8分科会〈学習活動〉部落内における学習活動は、どのように進められているか ①分散会「識字運動」は、どのように進められているか ②分散会生活要求をふまえた、学習活動をどのように育て、どう保障しているか 第9分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第10分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめるための条件は、どのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか――白書運動を中心に―― 第2分科会〈教育集団〉子ども・教師・父母・地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「言語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第4分科会〈自主活動〉児童・生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか ①分散会児童・生徒の自主的・自発的な学習と、集団活動をどう育てているか ②分散会生徒の自主的な学習と活動をどうすすめているか 第5分科会〈健康〉わるい条件のなかにある子どもの健康をどう保障しているか 第6分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第7分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第8分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 〈社会教育部会〉 第9分科会〈学習課題〉成人・青年・婦人・ＰＴＡ・その他の「社会教育団体」や「企業」「労組」が、それぞれのさまざまな学習活動や実践をつうじて、いかにして、部落問題に関する科学的な認識を深め、部落問題をみずからの課題としてきているか 第10分科会〈学習活動〉部落内における学習活動はどのように進められているか ①分散会「識字運動」をどのようにすすめているか ②分散会生活要求をふまえた学習活動をどのようにすすめているか 第11分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第12分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめるための条件はどのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈教育諸条件〉教育諸条件を高める運動をどのように進めているか――白書運動を中心に―― 第2分科会〈教育集団〉子ども・教師・父母・地域集団がどのように教育運動を進めているか 第3分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「言語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第4分科会〈自主活動〉児童・生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか ①分散会児童・生徒の自主的・自発的な学習と集団活動をどう育てているか ②分散会生徒の自主的な学習と活動をどうすすめているか――地域学園における中高校生の自主的な学習と活動について― 第5分科会〈健康〉わるい条件のなかにある子どもの健康をどう保障しているか 第6分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第7分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第8分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 〈社会教育部会〉 第9分科会〈学習課題〉成人・青年・婦人・ＰＴＡその他の「社会教育団体」や「企業」「労組」が、それぞれのさまざまな学習活動や実践を通じて、いかにして、部落問題に関する科学的認識を深め、部落問題の解決をみずからの課題としてきているか 第10分科会〈学習活動〉部落内における学習活動はどのように進められているか 第11分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第12分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動を進めるための条件はどのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために
参加者数　15,241名 報告本数　163本 教育諸条件・教育集団分科会なくす	参加者数　14,400名 報告本数　169本	参加者数　12,223名 報告本数　168本 日教組委員長初のあいさつ

第30回研究大会	第29回研究大会	第28回研究大会
1978年12月 2 ～ 4 日 東京都区内・埼玉県浦和市・川口市	1977年11月19～21日 広島県福山市・市立体育館他	1976年12月 4 ～ 6 日 神戸市・中央体育館他
差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために部落を解放する教育の内容を創造していこう――
〈学校教育部会〉 第１分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第２分科会〈健康〉子どもたちの健康をどう保障しているか 第３分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第４分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 第５分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「冒語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第６分科会〈自主活動〉児童・生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか 〈社会教育部会〉 第７分科会〈学習課題〉すべての住民、とりわけさまざまな「社会教育団体」がそれぞれの学習活動をつうじていかにして部落問題に関する科学的認識を深め部落問題解決をみずからの課題としてきているか 第８分科会〈学習活動〉部落内における学習活動はどのように進められているか ①分散会「識字運動」はどのように進められているか ②分散会生活要求をふまえた学習活動をどのように育て、どう保障しているか 第９分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第10分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめるための条件は、どのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第１分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第２分科会〈健康〉子どもたちの健康をどう保障しているか 第３分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第４分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 第５分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「冒語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第６分科会〈自主活動〉児童・生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか 〈社会教育部会〉 第７分科会〈学習課題〉さまざまな「社会教育団体」がそれぞれの学習活動をつうじていかにして、部落問題に関する科学的な認識を深め部落問題解決をみずからの課題としてきているか 第８分科会〈学習活動〉部落内における学習活動はどのように進められているか ①分散会「識字運動」は、どのように進められているか ②分散会生活要求をふまえた、学習活動をどのように育て、どう保障しているか 第９分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第10分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめるための条件は、どのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第１分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第２分科会〈健康〉子どもたちの健康をどう保障しているか 第３分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第４分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 第５分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「冒語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第６分科会〈自主活動〉児童・生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか 〈社会教育部会〉 第７分科会〈学習課題〉成人、青年、婦人、ＰＴＡその他「社会教育団体」や「企業」「労組」が、それぞれのさまざまな学習や実践をつうじて、いかにして部落問題に関する科学的認識を深め部落問題解決をみずからの課題としてきているか 第８分科会〈学習活動〉部落内における学習活動は、どのように進められているか ①分散会「識字運動」は、どのように進められているか ②分散会生活要求をふまえた、学習活動をどのように育て、どう保障しているか 第９分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第10分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめるための条件は、どのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために
参加者数　14,951名 報告本数　183本 初の東日本での開催 以後分科会テーマ同じ	参加者数　12,904名 報告本数　187本	参加者数　15,005名 報告本数　172本 以後分科会構成同じ

第34回研究大会	第33回研究大会	第32回研究大会	第31回研究大会
1982年11月20～22日 鳥取市・産業体育館他	1981年11月28～30日 伊勢市・県営総合体育館他	1980年11月29日～12月1日 高知市内・県民体育館他	1979年12月1～3日 北九州・福岡・築紫野市他
差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう――同和教育を全国民のものとするために、部落を解放する教育の内容を創造していこう――
〈学校教育部会〉 第1分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第2分科会〈健康〉子どもたちの健康をどう保障しているか 第3分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第4分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 第5分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「言語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第6分科会〈自主活動〉児童生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか 〈社会教育部会〉 第7分科会〈学習課題〉すべての住民・社会教育団体がそれぞれの学習を通して、いかにして部落問題解決をみずからの課題としてきているか 第8分科会〈学習活動〉部落内における学習活動はどのように進められているか ①分散会「識字運動」はどのように進められているか ②分散会生活要求をふまえた学習活動をどのように育て、どう保障しているか 第9分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第10分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめる条件は、どのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第2分科会〈健康〉子どもたちの健康をどう保障しているか 第3分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第4分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 第5分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「言語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第6分科会〈自主活動〉児童生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか 〈社会教育部会〉 第7分科会〈学習課題〉すべての住民・社会教育団体がそれぞれの学習を通して、いかにして部落問題解決をみずからの課題としてきているか 第8分科会〈学習活動〉部落内における学習活動はどのように進められているか ①分散会「識字運動」はどのように進められているか ②分散会生活要求をふまえた学習活動をどのように育て、どう保障しているか 第9分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第10分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめる条件は、どのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために	〈学校教育部会〉 第1分科会〈就学前教育〉就学前教育の条件を高め、教育内容をどう創造しているか 第2分科会〈健康〉子どもたちの健康をどう保障しているか 第3分科会〈障害児教育〉障害児の教育を受ける権利をどう保障しているか 第4分科会〈進路保障〉進路保障をどう進めているか 第5分科会〈教育内容〉部落を解放する教育内容の創造と学習の保障にどうとりくんでいるか ①分散会「言語認識」をどう育てているか ②分散会「社会認識」をどう育てているか ③分散会「自然認識」をどう育てているか ④分散会「芸術認識」をどう育てているか 第6分科会〈自主活動〉児童生徒の自主的な学習と活動をどう保障しているか 〈社会教育部会〉 第7分科会〈学習課題〉すべての住民・社会教育団体がそれぞれの学習を通して、いかにして部落問題解決をみずからの課題としてきているか 第8分科会〈学習活動〉部落内における学習活動はどのように進められているか ①分散会「識字運動」はどのように進められているか ②分散会生活要求をふまえた学習活動をどのように育て、どう保障しているか 第9分科会〈子ども会活動〉部落の自主的な子ども会をどのように育て、どう保障しているか 第10分科会〈条件整備〉部落問題の解決をめざす社会教育活動をすすめる条件は、どのように整備されているか 〈特別部会〉 はじめて同和教育にとりくむ人のために
参加者数　15,380名 報告本数　211本	参加者数　18,425名 報告本数　189本	参加者数　14,081名 報告本数　177本	参加者数　19,170名 報告本数　180本

歴代役員・事務局員名簿

57~59



初代委員長 故 水山 光高



二代委員長 山根 房一



三代委員長 米田 貞一郎



四代委員長 寺地 幸一



五代委員長 西口 敏夫



六代委員長 谷内 照義



七代委員長 門田 秀夫

一九五三年度

委員長　水山 光高（京都市）

副委員長　松本 新一郎（和歌山）

委員　林 理木知（奈良）
松村 英吉（京都府）
村木 祐英（京都府）
大野 務（京都府）
奥川 平一（京都市）
南 弘（京都市）
中井 あい（京都市）
松本 七次（大阪府）
奥野 太三郎（大阪府）
村上 英雄（大阪府）
戸川 一雄（大阪市）
西村 正夫（大阪市）
矢尾 鴻（大阪市）
三谷 四郎（滋賀）
山根 房一（滋賀）
垣見 甚一郎（滋賀）
吉村 清太郎（奈良）
松浦 勇太郎（奈良）
笠松 春彦（奈良）
坂垣内 義治（和歌山）

辻本　英（和歌山）
山下正子（和歌山）
松井利男（兵庫）
中川眞澄（兵庫）
荒木新太郎（兵庫）
大岩徳二（岡山）
戸井純男（岡山）
岡　廣（岡山）
千眼智見（徳島）
中野侃次（徳島）
井藤信乃（徳島）
山田敏夫（高知）
宮地芳明（高知）
谷内照義（高知）

会計　奥川平一（京都市）
村上英雄（大阪府）
山根房一（滋賀）

会計監査　井上円次（兵庫）
篠原太郎（大阪市）

事務局長　中村吉治（京都市）

幹事　木村京太郎（部落問題研究所）
盛田嘉徳（大阪学芸大学）
松本喜一郎（奈良学芸大学）

書記　岡村欣三郎（京都市）
里内徹之（京都市）
東上高志（部落問題研究所）

一九五四年度

委員長　水山光高（京都市）

副委員長　山根房一（滋賀）
松本新一郎（和歌山）

委員　水山光高（京都市）
千眼智見（徳島）
近藤節正（岡山）
松村英吉（京都府）
大野　務（京都府）
中村吉治（京都市）
南　弘（京都市）
奥川平一（京都市）
松本新一郎（和歌山）
杉山　守（和歌山）
辻本　英（和歌山）
吉村清太郎（奈良）
松浦勇太郎（奈良）
笠松春彦（奈良）
珠玖鶴一（滋賀）
西堀富義（滋賀）
山根房一（滋賀）
松本七次（大阪府）
千田福一（大阪府）
村上英雄（大阪府）
木田　治（大阪市）
神西順道（大阪市）
矢尾　鴻（大阪市）

松井利男（兵庫）
荒木新太郎（兵庫）
中川眞澄（兵庫）
近藤節正（岡山）
安藤克之（岡山）
石井喜備太（岡山）
中野侃次（徳島）
千眼智見（徳島）
井藤信乃（徳島）
谷内照義（高知）

会計　寺崎伸一（高知）
山崎新一郎（高知）
奥川平一（京都市）
村上英雄（大阪府）
林　理木知（奈良）

会計監査　井上円次（兵庫）

事務局長　中村吉治（京都市）

幹事　木村京太郎（部落問題研究所）
盛田嘉徳（大阪学芸大学）
松本喜一郎（奈良学芸大学）
西元宗助（西京大学）
渡辺　廣（和歌山大学）
野田只夫（京都学芸大学）

書記　金子欣哉（京都市）
里内徹之（京都市）
東上高志（部落問題研究所）

一九五五年度

委員長　水山光高（京都市）
副委員長　門田宏（広島）
　松本七次（大阪府）
　松浦勇太郎（奈良）
　千眼智見（徳島）
委員　水山光高（京都市）
　中村吉次（京都市）
　奥川平一（京都市）
　南弘（京都市）
　大野務（京都市）
　松村英吉（京都府）
　松本新一郎（和歌山）
　杉山守（和歌山）
　辻本英（和歌山）
　松浦勇太郎（奈良）
　吉村清太郎（奈良）
　大谷甚太郎（奈良）
　山根房一（滋賀）
　西堀富義（滋賀）
　平居英太郎（滋賀）
　松本七次（大阪府）
　千田福一（大阪府）
　村上英雄（大阪府）
　木田悉治（大阪市）
　神西順道（大阪市）
　矢尾鴻（大阪市）

荒木新太郎（兵庫）
勝原茂（兵庫）
松谷規礼（兵庫）
近藤節正（岡山）
白髭敏太郎（岡山）
渡辺四郎（岡山）
山田正明（広島）
大友蕉（広島）
大熊武吉（広島）
千眼智見（徳島）
中野侃次（徳島）
井藤信乃（徳島）
岸本政秋（鳥取）
柿坂黎介（鳥取）
浜野三郎（鳥取）
谷内照義（高知）
山崎新一郎（高知）
浜田昌俊（高知）
喜安隆（愛媛）
井上巻太（愛媛）
渡辺碩雄（愛媛）

会計　奥川平一（京都市）
　山根房一（滋賀）
会計監査　近藤節正（岡山）
　松本新一郎（和歌山）
事務局長　中村吉治（京都市）
幹事　木村京太郎（部落問題研究所）
　松本喜一郎（奈良学芸大学）

盛田嘉徳（大阪学芸大学）
西元宗助（西京大学）
渡辺廣（和歌山大学）
書記　金子欣哉（京都市）
　里内徹之（京都市）

一九五六年度

委員長・水山光高（京都市）
副委員長　山根房一（滋賀）
　室田法雄（広島）
　荒木新太郎（兵庫）
　井上巻太（愛媛）
委員　水山光高（京都市）
　松村英吉（京都府）
　鎌田義雄（京都府）
　奥川平一（京都市）
　荒木楢夫（京都市）
　南弘（京都市）
　山根房一（滋賀）
　西堀富義（滋賀）
　井上四良治（滋賀）
　大谷甚太郎（奈良）
　松浦勇太郎（奈良）
　吉村清太郎（奈良）
　松本新一郎（和歌山）
　杉山守（和歌山）

辻本　英（和歌山）
松本七次（大阪府）
村上英雄（大阪府）
千田福一（大阪府）
木田悉治（大阪市）
篠原太郎（大阪市）
神西順道（大阪市）
勝原　茂（兵庫）
松谷規礼（兵庫）
荒木新太郎（兵庫）
近藤節正（岡山）
大岩徳二（岡山）
田中豹太（岡山）
大友　薫（広島）
大熊武吉（広島）
中島　泉（広島）
岸本政秋（鳥取）
柿坂黎介（鳥取）
浜野三郎（鳥取）
中野侃次（徳島）
井藤信乃（徳島）
千眼智見（徳島）
谷内照義（高知）
浜田昌俊（高知）
西本利喜（高知）
井上巻太（愛媛）
三好　博（愛媛）
玉岡乾三郎（愛媛）

会計　奥川平一（京都市）
会計監査　村上英雄（大阪府）
事務局長　中野侃次（徳島）
幹事　木田悉治（大阪市）
中村吉治（京都市）
木村京太郎（部落問題研究所）
盛田嘉徳（大阪学芸大学）
松本喜一郎（奈良学芸大学）
西元宗助（西京大学）
渡辺　廣（和歌山大学）
野田只夫（京都学芸大学）
書記　金子欣哉（京都市）
里内徹之（京都市）

一九五七年度

委員長　山根房一（滋賀）
副委員長　大岩徳二（岡山）
千眼智見（徳島）
松浦勇太郎（奈良）
松本新一郎（和歌山）
委員　奥川平一（京都市）
荒木橘夫（京都市）
南　弘（京都市）
米田貞一郎（京都府）
鎌田義雄（京都府）
松村英吉（京都府）
山根房一（滋賀）
珠玖鶴一（滋賀）
西堀富義（滋賀）
大谷甚太郎（奈良）
松浦勇太郎（奈良）
吉村清太郎（奈良）
松本新一郎（和歌山）
辻本　英（和歌山）
杉山　守（和歌山）
篠原太郎（大阪市）
神西順道（大阪市）
木田悉治（大阪市）
村上英雄（大阪府）
千田福一（大阪府）
今井喜十郎（大阪府）
勝原　茂（兵庫）
松谷規礼（兵庫）
荒木新太郎（兵庫）
近藤節正（岡山）
大岩徳二（岡山）
坂本一郎（岡山）
山田正明（広島）
友　広賢（広島）
室田法雄（広島）
岸本政秋（鳥取）
柿坂黎介（鳥取）
浜野三郎（鳥取）
千眼智見（徳島）

井藤信乃（徳島）
海谷内照義（高知）
福岡弘幸（高知）
中田正幸（高知）
井上巻太（愛媛）
越智勇次郎（愛媛）
高木秀雄（愛媛）
片桐新之丞（滋賀）
荒木新太郎（兵庫）
室田法雄（広島）
三好博夫（愛媛）
岡野武京太郎（部落問題研究所）
木村嘉徳（大阪学芸大学）
盛田英吉（京都府）
松村国三郎（滋賀）
竹村欣哉（京都市）
金子徹之（京都市）
里内敏子（滋賀）
立蔵源一郎（滋賀）
森

会計
会計監査
事務局長
幹事
書記

一九五八年度

委員長　山根房一（滋賀）
副委員長　大岩徳二（岡山）
松浦勇太郎（奈良）

一九五九年度

委員長　山根房一（滋賀）
副委員長　大岩徳二（岡山）
松浦勇太郎（奈良）
福吉利雄（高知）
海野久（徳島）
片桐新之丞（滋賀）
荒木新太郎（兵庫）
岸本政秋（鳥取）
曽我部順四郎（愛媛）
久城的場（滋賀）

会計
会計監査
事務局長

一九六〇年度

委員長　米田貞一郎（京都）
副委員長　松本新一郎（和歌山）
荒木新太郎（兵庫）
寺地幸一（広島）

一九六一年度

委員長　米田貞一郎（京都）
副委員長　松本新一郎（和歌山）
荒木新太郎（兵庫）
寺地幸一（広島）
神崎茂（高知）
平井章（京都市）
関戸久（大阪市）
的場久城（滋賀）
西口敏夫（奈良）
斉藤実（京都市）

会計
会計監査
事務局長

一九六二年度

委員長　米田貞一郎（京都）
副委員長　寺地幸一（広島）
西口敏夫（奈良）
井上敏夫（兵庫）

松本新一郎（和歌山）
片桐新之丞（滋賀）
海野久（徳島）
荒木新太郎（兵庫）
岸本政秋（鳥取）
的場久城（滋賀）

会計
会計監査
事務局長

高木秀雄（愛媛）
平井章（京都市）
神西順道（大阪市）
的場久城（滋賀）
池上太郎（岡山）
斉藤実（京都市）

会計
会計監査
事務局長

会計
会計監査
事務局長
事務局員

神崎茂（高知）
平井章（京都市）
重田敏夫（大阪府）
安原万次郎（岡山）
荒木楢夫（京都市）
大同啓五（京都市）

一九六三年度

委員長
副委員長
会計
会計監査
事務局長
事務局員

寺地幸一（広島）
上田正昭（京都府）
西口敏夫（奈良）
重田敏夫（大阪府）
鈴木茂（徳島）
平井章（京都市）
朝原悦右衛門（岐阜）
安原万次郎（岡山）
荒木楢夫（京都市）
大同啓五（京都市）
中村芳子（京都府）

一九六四年度

委員長
副委員長

寺地幸一（広島）
中条慶四郎（京都市）
西口敏夫（奈良）

会計
会計監査
事務局長
事務局員

重田敏夫（大阪府）
鈴木茂（徳島）
平井章（京都市）
山本九市（兵庫）
朝原悦右衛門（岐阜）
安原万次郎（岡山）
荒木楢夫（京都市）
大同啓五（京都市）
中村芳子（京都府）
里内徹之（京都市）

一九六五年度

委員長
副委員長
会計
会計監査
事務局長
事務局員

寺地幸一（広島）
林鎮雄（京都府）
西口敏夫（奈良）
重田敏夫（大阪府）
小林市太郎（徳島）
竹口三郎（京都市）
山本九市（兵庫）
桑原拙夫（三重）
安原万次郎（岡山）
荒木楢夫（京都市）
大同啓五（京都市）
岡田文子（京都府）
里内徹之（京都市）

一九六六年度

委員長
副委員長
会計
会計監査
事務局長
事務局員

西口敏夫（奈良）
林鎮雄（京都府）
戸井純男（岡山）
重田敏夫（大阪府）
谷内照義（高知）
八木伊佐美（京都府）
山本九市（兵庫）
桑原拙夫（三重）
福馬義人（広島）
荒木楢夫（京都市）
大同啓五（京都市）
岡田文子（京都府）
里内徹之（京都市）

一九六七年度

委員長
副委員長
会計
会計監査

西口敏夫（奈良）
林鎮雄（京都府）
戸井純男（岡山）
重田敏夫（大阪府）
谷内照義（高知）
桑原拙夫（三重）
八木伊佐美（京都府）
山本九市（兵庫）
沢村巧（滋賀）

事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都市）
　　中野保太郎（京都府）
　　後藤宇之松（奈良）
　　松川　弘（大阪府）
　　中野陸夫（大阪市）

一九七一年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
　　門田秀夫（広島）
　　大森竜三（大阪府）
　　谷内照義（高知）
　　桑原拙夫（三重）
　　林　力（福岡）
会計　八木伊佐美（京都府）
会計監査　長浜立太郎（兵庫）
　　秦　光明（香川）
　　淡田清一（大阪市）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都市）
　　中野保太郎（京都府）
　　後藤宇之松（奈良）
　　上田孝子（大阪府）
　　中野陸夫（大阪市）
　　北出篤哉（三重）

福馬義人（広島）
事務局長　荒木楢夫（京都市）
事務局員　大同啓五（京都市）
　　岡田文子（京都府）

一九六八年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　林　鎮雄（京都府）
　　戸井純男（岡山）
　　重田敏夫（大阪府）
　　谷内照義（高知）
　　桑原拙夫（三重）
会計　八木伊佐美（京都府）
会計監査　長浜立太郎（兵庫）
　　沢村　巧（滋賀）
　　福馬義人（広島）
事務局長　荒木楢夫（京都市）
事務局員　大同啓五（京都市）
　　岡田文子（京都府）

一九六九年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
　　戸井純男（岡山）

重田敏夫（大阪府）
　　谷内照義（高知）
　　桑原拙夫（三重）
　　林　力（福岡）
会計　八木伊佐美（京都府）
会計監査　長浜立太郎（兵庫）
　　野田村一司（滋賀）
事務局長　荒木楢夫（京都市）
事務局員　大同啓五（京都市）
　　中野保太郎（京都府）
　　大利美嗣（奈良）
　　松川　弘（大阪府）
　　中野陸夫（大阪市）

一九七〇年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
　　門田秀夫（広島）
　　大森竜三（大阪府）
　　谷内照義（高知）
　　桑原拙夫（三重）
　　林　力（福岡）
会計　八木伊佐美（京都府）
会計監査　長浜立太郎（兵庫）
　　秦　光明（香川）
　　岩崎　猛（大阪市）

一九七二年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
門田秀夫（広島）
土屋友彦（大阪府）
谷内照義（高知）
桑原拙夫（三重）
林　力（福岡）
会計　八木伊佐美（京都府）
会計監査　岡辺克海（岡山）
淡田清一（大阪市）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都市）
中野保太郎（京都府）
後藤宇之松（奈良）
上田孝子（大阪府）
中野陸夫（大阪市）
北出篤哉（三重）

一九七三年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
門田秀夫（広島）
土屋友彦（大阪府）
谷内照義（高知）
桑原拙夫（三重）
林　力（福岡）
会計　八木伊佐美（京都府）
会計監査　水内昌康（岡山）
加藤昇輔（和歌山）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都市）
中野保太郎（京都府）
後藤宇之松（奈良）
荒木康雄（大阪府）
中野陸夫（大阪市）
北出篤哉（三重）

一九七四年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
門田秀夫（広島）
新田義和（大阪府）
谷内照義（高知）
桑原拙夫（三重）
林　力（福岡）
会計　野本勝信（京都府）
会計監査　水内昌康（岡山）
加藤昇輔（和歌山）
三牧多賀夫（大阪市）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都府）
中野保太郎（大阪府）
白須義和（奈良）
荒木康雄（大阪府）
木下健二（大阪市）
北出篤哉（三重）

一九七五年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
門田秀夫（広島）
梅原達也（大阪府）
谷内照義（高知）
川向秀武（埼玉）
林　力（福岡）
会計　野本勝信（京都府）
会計監査　水内昌康（岡山）
加藤昇輔（和歌山）
三牧多賀夫（大阪市）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都市）
小森脩策（京都府）
白須義和（奈良）
荒木康雄（大阪府）
木下健二（大阪市）

奥野光基（三重）
中谷豊（兵庫）

一九七六年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
門田秀夫（広島）
梅原達也（大阪府）
谷内照義（高知）
川向秀武（埼玉）
林力（福岡）
会計　野本勝信（京都府）
会計監査　水内昌康（岡山）
髙崎登（広島）
舩越昭一郎（熊本）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都市）
小森脩策（京都府）
白須義和（奈良）
荒木康雄（大阪府）
木下健二（大阪市）
奥野光基（三重）
中谷豊（兵庫）

一九七七年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
門田秀夫（広島）
梅原達也（大阪府）
谷内照義（高知）
内田宜人（東京）
林力（福岡）
会計　野本勝信（京都府）
会計監査　髙崎登（広島）
舩越昭一郎（熊本）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都市）
小森脩策（京都府）
白須義和（奈良）
荒木康雄（大阪府）
市川正昭（大阪市）
奥野光基（三重）
中谷豊（兵庫）

一九七八年度

委員長　西口敏夫（奈良）
副委員長　石田真一（京都府）
門田秀夫（広島）
梅原達也（大阪府）
谷内照義（高知）
内田宜人（東京）
林力（福岡）
会計　野本勝信（京都府）
会計監査　木下健二（大阪市）
髙崎登（広島）
舩越昭一郎（熊本）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局員　井本武美（京都市）
小森脩策（京都府）
田中正紀（奈良）
荒木康雄（大阪府）
市川正昭（大阪市）
奥野光基（三重）
中谷豊（兵庫）

一九七九年度

委員長　谷内照義（高知）
副委員長　石田真一（京都府）
門田秀夫（広島）
常任委員　梅原達也（大阪府）
内田宜人（東京）
林力（福岡）
亀岡秀雄（愛媛）
鈴木禮治（佐賀）

塚本喜代夫（熊本）
日笠俊男（岡山）
市川正昭（大阪市）
清原草宣（奈良）
会計　奥野光基（三重）
会計監査　木下健二（大阪市）
　　高崎登（広島）
　　舩越昭一郎（熊本）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局次長　荒木康雄（大阪府）
　　寺澤亮一（奈良）

一九八〇年度

委員長　谷内照義（高知）
副委員長　石田真一（京都府）
　　門田秀夫（広島）
常任委員　梅原達也（大阪府）
　　内田宜人（東京）
　　林力（福岡）
　　亀岡秀雄（愛媛）
　　森純夫（宮崎）
　　塚本喜代夫（熊本）
　　日笠俊男（岡山）
　　市川正昭（大阪市）
　　清原草宣（奈良）
会計　奥野光基（三重）
会計監査　木下健二（大阪市）
　　高崎登（広島）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局次長　荒木康雄（大阪府）
　　寺澤亮一（奈良）

一九八一年度

委員長　門田秀夫（広島）
副委員長　石田真一（京都府）
　　内田宜人（東京）
常任委員　梅原達也（大阪府）
　　横山嘉道（高知）
　　林力（福岡）
　　亀岡秀雄（愛媛）
　　森純夫（宮崎）
　　塚本喜代夫（熊本）
　　日笠俊男（岡山）
　　市川正昭（大阪市）
　　清原草宣（奈良）
会計　奥野光基（三重）
会計監査　木下健二（大阪市）
　　高崎登（広島）
　　舩越昭一郎（熊本）
事務局長　大同啓五（京都市）
事務局次長　荒木康雄（大阪府）
　　寺澤亮一（奈良）

一九八二年度

委員長　門田秀夫（広島）
副委員長　内田宜人（東京）
　　大同啓五（京都市）
常任委員　林力（福岡）
　　梅原達也（大阪府）
　　横山嘉道（高知）
　　亀岡秀雄（愛媛）
　　塚本喜代夫（熊本）
　　日笠俊男（岡山）
　　市川正昭（大阪市）
　　清原清宣（奈良）
　　園田義治（宮崎）
会計　坂本元之（三重）
会計監査　木下健二（大阪市）
　　高崎登（広島）
　　舩越昭一郎（熊本）
事務局長　寺澤亮一（奈良）
事務局次長　荒木康雄（大阪府）
　　稲垣有一（大阪市）
　　小曽根隆（京都府）

【付記】　事務局書記として、小山内京子（62～66年）鯉島民子（66～83年）中村日出子（81～83年）さんが全同教発展のためつくされたことを特に記しておく。

加盟同教とその事務局所在地一覧

1983・5・1現在

加盟同教名	所在地	電話
鹿児島県同和教育研究協議会	〒890 鹿児島市鴨池新町28　鴨池ハイム２－708	0992・57・7740
宮崎県同和教育研究協議会	〒880 宮崎市江平東２－６－35　宮崎県庁一の鳥居別館内	0985・27・5409
長崎県同和教育研究協議会	〒850 長崎市立山町２　県教育センター分室内	0958・25・7333
熊本県同和教育研究協議会	〒860 熊本市手取本町８－３　県福祉会館別館	0963・25・2433
佐賀県同和教育研究会	〒840 佐賀市城内２－17－23	0952・29・5704
福岡県同和教育研究協議会	〒812 福岡市博多区千代1丁目2の2 福岡県東公園会館内3F	092・651・8600
大分県同和教育研究協議会	〒870 大分市王子新町５の１　大分公民館２Ｆ	0975・45・2171
愛媛県同和教育協議会	〒791 松山市山越６丁目６番22号　白凰会館内	0899・22・7572
高知県同和教育研究協議会	〒780 高知市鴨部668　県教育センター分館内	0888・43・1541
香川県同和教育研究協議会	〒760 高松市亀岡町１番62　(丸山ビル内)	0878・31・7247
徳島県同和教育協議会	〒770 徳島市昭和町３－35－２　同対推進会館内	0886・25・6150
山口県同和教育研究協議会	〒755 宇部市上宇部大小路　上宇部小学校内	0836・21・3159
広島県同和教育研究協議会	〒723 三原市宮沖町260－１　三原市立南幼稚園内	08486・4・7730
岡山県民主教育協議会	〒700 岡山市東島田町２－３－35　桑田中学校内	0862・25・3587
鳥取県同和教育推進協議会	〒680 鳥取市扇町21　県社会教育福祉会館内	0857・22・0578
兵庫県同和教育研究協議会	〒650 神戸市中央区中山手通７－28－33　県立産業会館内	078・361・8182
神戸市同和教育研究協議会	〒650 神戸市中央区北長狭通４－９－５　市立教育研究所内	078・331・4514
大阪府同和教育研究協議会	〒556 大阪市浪速区久保吉１－６－12	06・568・3772
大阪市同和教育研究協議会	〒556 大阪市浪速区久保吉１－６－12	06・561・2407
和歌山県同和教育研究協議会	〒640 和歌山市砂山南３－３－94　和歌山商高内	0734・36・6676
奈良県同和教育研究会	〒630 奈良市大安寺町1121－１　解放センター内	0742・62・5555
同和教育研究会京都府連合会	〒601 京都市南区西九条大国町１　府立朱雀高校鳥羽分校内	075・671・5394
京都市同和教育連絡協議会	〒603 京都市北区紫野東蓮台野町１番地　旭丘中学校内	075・492・1330
滋賀県同和教育研究会	〒520 大津市におの浜4－1－6　滋賀県解放県民センター光荘内	0775・25・5096
三重県同和教育研究協議会	〒514 津市桜橋２丁目142　三重県教育文化会館内	0592・27・6794
岐阜県同和教育研究協議会	〒500 岐阜市薮田　県教委学校指導課内	0582・71・7634
長野県同和教育推進協議会	〒380 長野市妻科419　妻科庁舎内	0262・34・6907
埼玉県同和教育研究協議会	〒330 大宮市大成町1丁目562番1号　埼玉県同和センター内	0486・67・4334
東京都同和教育研究協議会	〒130 東京都墨田区亀沢３－７－10　墨田教組気付	03・622・3141
千葉県同和教育研究協議会	〒280 千葉市中央4－13－10　千葉県教育会館内千教組気付	0472・24・0484

270.
5400000 5.149. MB.

「全同教三十年史」の編集を終えて

全国同和教育研究協議会（全同教）は、本年五月六日に結成満三〇年を迎えた。その記念事業の中心に据えたのが、この「全同教三十年史」の刊行である。

まず、刊行に至る経過について記しておきたい。昨年五月一四日、全同教は、第三〇回総会を鳥取市で開催した。その総会において、次のことを、申し合せた。「『同和教育運動の源流にたって』ということが語られる場合、それはどんな事実、どんな実践をさしているのかを整理する必要があります。……全同教としては今年からこれらの資料を整理して刊行していく用意があります。同和教育運動、つまり部落の完全解放をめざすという民主主義と基本的人権にかかわる問題を教育実践上の課題にしていこうということが、どのようにして始められ、今日に至ったかを知るためにも源流が再確認されるべきです。……全同教としては、空洞化・形骸化が指摘される同和教育運動のさらなる前進のために、まず第一にその源流を確かめ、歴史的な歩みを教訓化していかねばなりません。……」。この申し合せをうけ、その年の第一回常任委員会で満三〇年記念事業を兼ね、「三十年史」を刊行することを決め、その編集委員を選出した。七月二一日に第一回の編集委員会を開き、編集方向について原案を策定し、八月一一日の加盟同教代表者会に提案、協力方依頼と承認を得た。その後、一年余の間、数次にわたる編集委員会の開催、本会の発展につくされた役員からの聞きとり、座談会、資料の収集ならびに整理等のとりくみを経て、刊行のはこびとなったのである。

ところで、三〇年間の歳月は、厖大な資料を出し、また散逸させるものである。とくに、全同教の場で発表された実践報告書に限ってみても、ほとんど無数といっていいくらいの量となり、そのすべてを収集整理することは不可能といっていい状態であった。それでも、編集委員会は、その収集にできるかぎり努力し、かなりの成果をあげたと考えている。（ただ残念なのは、初期に発行されていた「会報」のうち、五・八・一二・一三号を発見することができないまま、編集作業を進めなければならなかったことである。）

そうした厖大な資料の一つひとつに目を通し、各年次における「節目」となる資料の抽出とコピー、さらに一点一点の慎重な検討、精選をくり返し、収録の資料の選定へとこぎつけた。当初、資料編のみで七〇〇頁程度のものと考えていたものが、かなりきびしい選定の規準をもってしても、資料編が一五〇〇頁弱（字数にして約二七〇万字）となってしまった。そのため、その時々の大事な実践報告書のほとんどを割愛しなければならなかったし、同和教育の内容の発展過程を詳細に裏づける資料についても割愛しなければならなかった。

さて、「全同教三十年史」全四巻の構成は、次のとおりである。

第一巻　本　編　全同教三十年の歩みと課題、各加盟同教の歩みと課題、全同教三十年の年表（草稿）および、歴代役員一覧など

第二巻　資料編①　結成第一回研究大会から第一六回研究大会まで（一九五三年～六四年）の全同教関係資料

第三巻　資料編②　第一七回研究大会から第二五回研究大会まで（一九六五年～七三年）の全同教関係資料

第四巻　資料編③　第二六回研究大会から第三四回研究大会まで（一九七四年～八二年）の全同教関係資料、および、全同教結成前後の関連補足資料

本編の「全同教三十年の歩みと課題」は、三十年の節やその時々の課題を勘案し、八つのテーマで開いた座談会の記録、および聞きとり記録などで構成している。「各加盟同教の歩みと課題」は、それぞれの組織で執筆いただいたものである。「年表」は、編集実務協力者の井上早苗さんが作成された原案をもとに、編集委員会が作成したものであるが、決定版といえない不十分さをもっている草稿である。「歴代役員一覧」については、委員を含めると膨大となるので、初期五年間のみ委員を記すことにした。

資料編は、主として全同教編・発行の出版物から、発展過程を辿ることができるよう資料を選定し、原則として、年次ごとに配列した。ただし、初期については他機関・他団体編・発行の出版物にたよらなければならなかった。その場合は、かならず出典名を示した。また、今日の時点で明らかに差別として指摘できる用言（例：「特殊部落」など）や、差別的な表現などについて、運動過程として事実である以上、削除すべきでないと考え、残すことにした。なお、先に述べたように、研究大会等での実践報告は、ほとんど割愛せざるをえなかったが、今日の時点で入手不可能である初期のもののうち、三年間分は収録することにした。

ともかくも、全同教結成以来の無名の仲間の足跡を、資料を中心にして辿ってきたわけである。この「三十年史」によって、戦後同和教育運動の「源流」を問い、「遺産と教訓」を学ぶことができるならば、編集委員一同の喜びとするところである。そこから、同和教育運動の新たなる歩みが刻まれると思うからである。

最後に、初期資料のほとんどを保存されていた「盛田嘉徳文庫」の御協力を得ることがなかったならば、この「三十年史」を編むことができなかったであろう。厚く御礼申し上げる。そのほか、資料の収集、編集やこまやかな校正に御協力いただいた方々に深く感謝を申し上げる。

一九八三年九月三〇日

「全同教三十年史」編集委員会　編集実務担当　稲　垣　有　一

編集委員
林　力
大同啓五
横山嘉道
寺澤亮一
荒木康雄
小曽根隆
稲垣有一

編集実務担当
稲垣有一

編集実務協力者
井上早苗
市川美穂子
向本民子
森　実
立川宗矩
（順不同）

全同教三十年史　巻一

一九八三年一一月二五日印刷・発行

編　者　「全同教三十年史」編集委員会

発行者　寺澤亮一

装　幀　稲垣有一

印刷所　sic シック株式会社
代表取締役　稲山　正

製本所　北村製本株式会社
代表取締役　北村隆夫

発行所　全国同和教育研究協議会
大阪市浪速区浪速西一丁目五―五
電話〇六―五六八―〇四一八
振替　大阪〇―五二四七一番

「全同教三十年史」刊行の趣意

全国同和教育研究協議会（略称：全同教）は、一九五三年五月六日、四百余の仲間が集まり、つぎのような誓いをたて、産声をあげた。「人間が人間を差別している。基本的人権が不当に蹂躙されている。……実に同和問題の解決こそは新生日本民族に課せられた最も重要な課題であると言わねばならない。この問題の解決なくして日本の民主化は絶対にあり得ない。……若し全ての日本の教育者がその力を結集して同和教育への精進を誓うならば、如何に日本の民主化は促進され、同和問題解決への道が大きく開かれることであろうか。……」

あれから三十年、二万名の参加で研究大会を開催できるほど、全同教は飛躍的に発展した。発展のうらには、戦後の民主主義教育のなかにおいても、無残に切りすてられてきた被差別部落の子どもや親たちに、あくまでこだわり続けた無名の仲間の血の滲むような努力があった。この努力の積み重ねによって、日本の「教育」の概念をも塗り替えてきた。しかし、三十年の歳月は、被差別部落の親や子をとりまく状況に変化をもたらし、見かけの豊かさのなかで部落差別の現実を見えにくくさせ、私たち自身の部落差別をみすえる眼をややもすると希薄にさせている。

全同教は、結成満三十年記念事業として、この間の無名の仲間の足跡を整理し、遺産と伝統を引き継ぐとともに、今日の同和教育の課題を明らかにしようと、「全同教三十年史」を刊行することにした。